序　章

１．大学の沿革

学校法人北星学園は、1880(明治 13)年東京新栄女学校の教師として招聘された女性宣教師サラ・Ｃ・スミスが開拓初期の北海道に渡り、女子教育に着手したところに起源する。北星学園の歴史は 1887(明治 20)年、このスミスによって創立されたキリスト教主義の「スミス塾」から始まる。創立者スミスの教育に対する情熱と、札幌農学校初代教頭のクラーク博士の薫陶を受けた当時少壮の学者たちの惜しみない協力によって札幌市北 1 条西 6 丁目に学園の基礎が築かれた。1894(明治 27)年、札幌市北 4 条西 1 丁目に校舎を移転し、校名を北星女学校と変更した。「北星」の校名の由来は、新渡戸稲造らの助言によったものとされている。

キリスト教の精神に基づく教育を建学の理念とする北星学園は、1962(昭和 37)年 4 月、地域社会からの強い要望により、英文学科(入学定員 50 名)と社会福祉学科(入学定員 50 名)の 2 学科から成る文学部のみの大学を開設した。学園は、キリスト教主義教育を男子にも及ぼすことと、大学は広く社会に開放しようという趣旨で、この大学を共学にした。1965(昭和 40)年には経済学部経済学科(入学定員 150 名)を設置し、1987(昭和 62)年には情報化社会に対応して、経済学部に経営情報学科(入学定員 100 名)を増設した。

1992(平成 4)年には学部教育と研究活動の活性化と充実、高度な専門的知識と技術をもった職業人養成を目指し、大学院文学研究科社会福祉学専攻（修士課程　入学定員 7 名）を開設するとともに、1993(平成 5)年には生涯学習への積極的対応として、3 年次編入学定員を 4 学科すべてに設定した。この間、1987(昭和 62)年に社会福祉学科、1990(平成 2)年に経済学科、1991(平成 3)年には英文学科と経営情報学科に期間を付した入学定員の増加（いわゆる臨時的定員増）を行った。

1996(平成 8)年には文学部社会福祉学科を改組し、福祉計画学科(入学定員 80 名､3 年次編入学定員 20 名)、福祉臨床学科(入学定員 80 名、3 年次編入学定員 20 名)、福祉心理学科(入学定員 60 名、3年次編入学定員15名)の3学科から構成される社会福祉学部を本学3番目の学部として増設した。

2000(平成 12)年には文学研究科の社会福祉学専攻を改組し、社会福祉学部を基礎とする社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程　入学定員 8 名、博士〔後期〕課程　入学定員 3 名）と心理学専攻（修士課程　入学定員 4 名）を、2001(平成 13)年には文学部英文学科を基礎とする文学研究科言語文化コミュニケーション専攻（修士課程　入学定員 8 名）と経済学部を基礎とする経済学研究科経済学専攻（修士課程　入学定員 10 名）を増設し、全学部において学部教育と大学院における研究活動の連係を図った。

2002(平成 14)年には、文学部に心理･応用コミュニケーション学科(入学定員 90 名､3 年次編入学定員 10 名)を、経済学部に経済法学科(入学定員 110 名､3 年次編入学定員 10 名)を設置し、現在の 3 学部 8 学科の学部学科構成とした。

さらに 2006(平成 18)年には社会福祉学研究科心理学専攻（修士課程）を臨床心理学専攻（修士課程）に名称変更し、2007(平成 19)年に臨床心理士養成第 1 種指定大学院となった。

本学は大学基準協会の加盟判定審査の結果、大学基準協会維持会員として 1981(昭和 56)年から文学部、1991(平成 3)年度からは経済学部が、1996(平成 8)年度からは社会福祉学部が承認され、

2000(平成 12)年には大学基準協会の相互評価を受けるなど、自己点検・評価への取り組みを積極的に進めてきた。

以上のとおり大学開学以来、予想をはるかに越える変化・発展を遂げた社会状況の中で、高等教育については、教育の変化と多様化および研究水準の高度化が要求されており、本学も学園の建学理念と大学の基本理念のもと、その規模の拡充と教育・研究体制の質的向上に、その内在的エネルギーを傾注してきた。

２．特色と社会的評価

本学の特色の第一は、北星学園の建学の理念であるキリスト教の精神に基づく人間教育を基本に据えているということである。どのような人にも心を開き、偏見を持たず、敬愛し、他の人々のため、社会のため、そして人類のために自らを捧げて奉仕するという姿勢や心を持つ人間愛・隣人への愛と奉仕に価値を置く人間性豊かな人材の育成という教育理念の実現を図ることを目標としている。

第二は、本学が北海道というこの地域社会に教育研究を通じて、多様な貢献を成すべく開設された経緯を踏まえ、地域社会及び国の発展や問題に関心を持ち、地域社会の文化を理解し、その形成と向上に奉仕しうる地域社会に貢献できる人材の育成を図ることを目標としている。

第三は、北星学園が米国人宣教師によって 1887(明治 20)年 4 月に創設され、また本学開学時から外国人教員を教授陣に迎え、国際色豊かな大学として歩んできていることもあり、多様な国際社会の文化を理解し、社会的事象を広く国際的視点で把握・理解することができ、他の国に人々と心を開いて交わることのできる能力や感覚を身につけ、平和を目指す国際社会に貢献できる人材の育成にある。

(1) キリスト教に基づく人間性豊かな人材の育成

①キリスト教の精神に基づく人間教育

聖書に述べられているキリスト教の精神に基づき、人間文化の総合的理解および人間教育を目的とするキリスト教文化科目(「聖書の思想と文化」、「キリスト教の歴史と文化」、「キリスト教の世界観･人間観」、「比較宗教学」)を大学共通科目として開講しているとともに、キャンパス内のチャペルにおいて、任意の参加ではあるが、毎日の礼拝、宗教改革記念講演会および各種講演会などを通じた人間愛・隣人への愛と奉仕への奨励が行われている。

なお、チャペルで行われるクリスマス礼拝、コンサート等の各種行事は、地域の人々へ開放している。

②障害者の受け入れ

開学と同時に北海道唯一の文学部社会福祉学科（現：社会福祉学部）が設置されたこともあり、地域社会からの障害者の受け入れおよび教育については、開設時より要望と期待が大きかった。それらの要望と期待に応えるために、本学では学生の障害に応じて、様々な配慮を行っている。

まず修学の面では、体育実技における特設授業の開設とこれに伴う体育用具の設備、教員の配置、試験での口述諮問方式の採用を行う他、図書館における身障者サービス（国立国会図書館学術文献録音サービスの活用）や手話通訳・ノートテイカー等を複数配置するなど、障害者へのきめ細かな配慮を行っている。特に、ノートテイカー については、本学学生の積極的な協力を得ながら行われている。

次に、身体･精神障害があり障害者手帳を有する者については、本人からの願い出により、当該年度の教育充実費の 2 分の 1 に相当する額の納入を免除している。ただし、この適用を受けることの出来る条件として、1 年次を除き、2 年次で 30 単位、3 年次で 60 単位、4 年次で 90 単位以上の単位を修得していることにしている。

また、施設の面でもエレベーター、スロープ、身障者・車椅子用トイレ、等を設置する他、降雪地特有の問題として、積雪対策のためキャンパス内通路はロードヒーティングとし、障害者に優しいキャンパスづくりに努めている。

③スミス･ミッションセンターの設置とチャプレンによる日常活動

本学では「『建学の精神』の基本理念」に基づき、北星学園大学が目指す具体的姿を「北星学園大学ミッション･ステートメント」として表している。スミス･ミッションセンターは、これを具現化する活動を総合的に企画し、その実践を総括することを目的として設置されている。

このセンターの活動を実践するためにスミス･ミッションセンター運営委員会を設置している。この委員会の構成は、スミス･ミッションセンター部長、チャプレン、各学部教授会より指名された者各 1 人、学長により指名された者 4 人で構成されている。ただし、チャプレンがスミス･ミッションセンター部長を兼ねることができるようになっている。この委員会は、現在、①キリスト教の理解、②ボランティア、③平和の実現、④地域社会との連携 4 つの活動を柱としてワーキンググループで活動している。

チャプレンの位置付けと職務は、学部･学科に所属せず、本学における礼拝及び牧会活動に対して総括的責任を負うとともに、スミス･ミッションセンター運営委員会の構成員として、本学のキリスト教教育の推進を図るものとしている。また、役割としては、本学の学生及び教職員に対し、本学の基本理念である建学の精神を説き、建学の精神に基づき、ミッション･ステートメントを実践し育む機会を準備するとともに、牧会及び伝道を行うことと定めている。

チャプレンは、その任期を 4 年とし、選考に関する規程に基づき選出されている。

⑵ 地域社会に貢献できる人材の育成

①社会人特別入学試験制度の導入

本学では、生涯学習の重要性が広く認識されている中で、勉学の機会を求める多くの社会人の強い要望に応えるため、1980(昭和 55)年から文学部社会福祉学科に一般入学試験とは別に「社会人のための特別入学試験制度」を設け、北海道内で最初に社会人特別入学試験制度を設け、社会人に門戸を開いた。

大学は本来、知的関心や学問探究心の充足を求める人に広く応えるべきであるが、現行の一般入学試験制度では一定期間の受験のための訓練（いわゆる受験勉強）を必要とするのが現状である。こうした状況の中では事実上進学の道が閉ざされている社会人のうちで、改めて大学

で学びたいという意欲を持ち、かつ大学教育に耐え得る基礎的能力を持つ者を積極的に受け入れることを目的として「社会人のための特別入学試験制度」を設けた。

その後、1983(昭和 58)年に文学部英文学科、1985(昭和 60)年に経済学部経済学科、1988(昭和 63)年に経済学部経営情報学科で受け入れを開始し、1996(平成 8)年からは社会福祉学部（福祉計画学科、福祉臨床学科、福祉心理学科）で、2002(平成 14)年に増設した文学部心理･応用コミュニケーション学科及び経済学部経済法学科各学科 2 人の社会人の募集人員として受け入れ、社会人の勉学要求に応えている。

また、大学院においては、教育方法の特例（大学院設置基準第 14 条）を活用し、職業と両立可能な勉学条件の確保を図り、社会人の積極的な受け入れとリカレント（職業人継続）教育を 1992(平成４)年度の文学研究科社会福祉学専攻で、2000(平成 12)年の社会福祉学研究科、2001(平成 13)年に開設した文学研究科(言語文化コミュニケーション専攻)及び経済学研究科では、開設時から行っている。

②科目等履修生の受け入れ

大学全体の生涯学習への対応として、平成元年度に全学部において科目等履修生制度を設け、高等学校卒業またはこれに準ずる基礎資格を有する社会人等を対象に、本学の教育に支障のない場合に限り選考の上、授業科目の履修および単位の修得を認め受け入れている。

また、大学院においても開設当初から科目等履修生制度を設け、大学卒業またはこれに準ずる基礎資格を有する社会人等を対象に勉学の機会を提供している。

③北星オープンユニバーシティ

在学生及び地域の人又は卒業生を対象に課外学習プログラムとして、北星オープンユニバーシティを開設している。このプログラムは、1993(平成 5)年秋より発足した「北星短大ナイトプログラム」を 2002(平成 14)年より「北星学園大学課外講座」での講座群と統合のうえ「北星学園大学ナイトプログラム」へと名称変更し、2004(平成 16)年より現行の「北星オープンユニバーシティ」へと発展させてきた。2005(平成 17)年から地域交流・社会連携・正課カリキュラム連携を活動理念とするエクステンションセンターを新設し、講座群を整理のうえ「語学」、「文化教養」、「ビジネス・社会連携」、「資格取得対策」、「キリスト教神学」、「高校生対象」とカテゴリー分けをして実施している。

④公開講座等の開催

本学は「開かれた大学としての社会性の追求」という観点から、大学と地域社会の結合を深める諸活動の一つとして、本学の教育研究の成果を広く地域社会に還元・提供するために、北海道内の他大学に先駆け、1975(昭和 50)年から札幌市との共催により一般市民を対象とした「大学公開講座」を、1980(昭和 55)年からは各学科および部門が、広く文化的・社会的問題について、年数回国内外の権威者を講師として招き、本学学生のみならず一般市民にも公開し、「学科・部門公開講座」を開催している。

また、1968(昭和 43)年地域社会に開かれた大学を目指し、第一回の社会福祉夏季セミナーを開催した。公私立福祉機関・施設のソーシャルワーカー、指導員、介護職員、医療・保健職員をはじめとする社会福祉関係の職場で働く人々と関心のある一般市民を対象に、その時々の現

実問題あるいは原理的問題をテーマにして情報を提供するとともに、大学側としては社会福祉の実践的課題から遊離しないために、相互に新風を送りつつ研鑽することが重要であるとの認識に立ち、大学と実践のフィールドを結ぶことを意図として開催し、今日まで毎年開催している。

⑶ 国際社会に貢献できる人材の育成

①国際教育・交流の充実

1965(昭和 40)年、米国オレゴン州ポートランド市にあるルイス&クラーク大学と姉妹校提携を結び、交換留学制度を始めた。この国際交流は単なる時代の要請から行うものではなく、北星学園の開学以来の伝統である国際的視野の育成という教育方針により、教育の本質である人を育てることの必要性から行われるべきものと考え、開学して 4 年目に取組んだものである。

さらに、1983(昭和 58)年からは米国アイオワ州ストームレイクにあるブエナ・ビスタ大学、1989(平成元)年からはブレズレン大学連盟加盟のマンチェスター大学ほか 7 大学（米国）並びに大連外国語学院（中国）と教育交流協定を締結し、以来 40 年に亘って外国の諸大学との交流の充実に傾注し、現在は米国、カナダ、イギリス、中国、韓国、台湾にある 7 大学 1 連盟と交流提携を結び、派遣・受け入れ学生数は延べで約 1,000 名になった。充実した国際交流プログラムは、北海道内における国際交流活動の先駆的役割を果たしている。

②外国語教育と国際関係科目の充実

本学は開学以来、外国人教員による授業展開を行うなど、語学教育の向上には力を注いできたが、国際交流の拡大に伴って、外国語の実用的運用能力の養成はますます重要となり、1990(平成 2)年には言語教育センターを設置し、言語教育の充実を図ってきた。このセンターでは専門の教職員を配置して、言語教育の研究開発と実践を通した教授法の改善等を積極的に推進してきた。しかし、外国の大学及び学術研究基幹との教育研究上の交流を推進するとともに、本学の学生の外国語運用能力及び国際理解の向上を図ることを目的として 2005(平成 17)年に、国際交流センターと言語教育センターを統合し、国際教育センターを設置した。

また、国際文化の理解及び国際情勢の動向等を把握するために、大学共通科目として歴史と地域科目群の中に「国際関係論」、「中国事情」を、芸術と文化科目群の中に「中国の文化」、「韓国・朝鮮の文化」、「アメリカの文化」、「ヨーロッパの文化」を、宗教と文化科目群に「キリスト教の歴史と文化」、「東アジアの宗教思想と文化」、「インドの思想と文化」、「イスラム教の思想と文化」を、総合講義の中に「平和学」を配置し、各外国語科目群の中に短期海外研修科目として「海外事情」を配置している。

３．認証評価への取組み

本学は、1991 年 7 月の大学設置基準改正によって点検・評価が努力義務とされたことを受け、同年 12 月に「教育・研究評価に関する特別委員会」を設置、教育・研究の活性化を念頭においた点検・評価作業を実施した。その後、1993 年に初の点検・評価報告書である「北星学園大学　活動、

自己点検・評価報告書」を刊行した。第三者評価ということでは、2000 年に(財)大学基準協会の相互評価を受けている。

社会的には、大学の自己点検・評価の実施とその結果の公表が義務付けられている。従来厳しかった設置認可の弾力化が図られ、必要最低限の事前規制となったことに伴い、大学の主体的な改善を促す事後チェックに重点が置かれた構造である。そういった意味での大学の質の保証システムとして、第三者による継続的な認証評価制度が学校教育法に規定され、すべての大学は文部科学省の認証を受けた機関による評価が義務化された。

本学では、2 回目の第三者評価として、(財)大学基準協会の認証評価申請することとなった。

(1) 自己点検･評価の経緯

具体的な活動状況については､本章「第 14 章自己点検・評価」で詳細に述べているが、本学が独自の点検評価項目を立て、本格的に取組んできたのは 1993 年からである。大学基準協会が示す「主要点検評価項目」を参考として本学としての点検評価項目を定めた。その際、点検評価を行う素材としてのデータについては、大学基準協会の示す様式に倣い、当初作成していたが、試行錯誤を繰り返すうちに本学独自の様式等も加える中で、現在、毎年実施している点検評価報告書の様式になってきた。しかし、大学基準協会の定める様式変更に併せた対応をしてこなかった部分もあり、本学の基礎データが、そのまま今回の認証評価に対応できなくなっていた。7 年毎の認証評価申請を考慮して、今後は、基礎データについて逐次見直す必要があると考えている。

(2) 自己点検･評価報告書の作成･編集体制

自己点検･評価報告書の作成･編集については、自己点検評価委員会によって進められた。申請作業のための特別委員会のような作成･編集体制を組むようなことはしなかった。

報告書の作成については、学長、副学長を始め学部長、学科長、研究科長、副研究科長、各部門長が分担し執筆した。事務局としても事務局長を始めとし、各課長及び課長補佐も執筆し、執筆責任者としては、46 名が担当した。

自己点検評価委員会において、記述項目と執筆者の役割分担、基本方針等を確認し、事務局である企画広報課と執筆担当責任者とのやり取りで作業をすすめ、草案の原案程度にまとまった段階で、全体的なバランスを取るために、この自己点検･評価委員会で調整を行い、加筆修正箇所については、事務局と執筆担当責任者との間で作業が進められた。

(3) 自己点検･評価報告書の作成･編集方針

作成･編集方針については、大学基準協会が示す「大学評価ハンドブック」に準じて作成することとした。

まず、各章の冒頭に「到達目標」を明示した。各評価項目に対しては、「現状説明」、「点検・評価」、「改善方策」の 3 つに区分し、「現状説明」では現状の説明や特色について記述、「点検・評価」では点検調査の結果で確認できた長所や問題点を記述、「改善方策」では、課題を中心とした今後の改善方策を出来るだけ具体的に記述するように努めた。読み易さと分かり易さの観点

から、全てにおいて区分をした訳ではなく、まとめて記述する方が良いと思われるものは、まとめて記述した。項目についても類似又は関連性のあるものについては、いくつかまとめて記述したものもある。

最終的には、全学的視点でとりまとめ、総意としての報告書として作成したものである。

第１章　理念・目的・教育目標

1－1. 大学の理念・目的・教育目標

①理念・目的等

●大学の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材の養成等の目的の適切性

[現状説明]

本学の教育目的は、学校教育法第 52 条「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」の趣旨に則り、学則第 1 条に次のように定めている。「北星学園大学は、キリスト教による人格教育を基礎とし、広く教養を培うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的､応用的能力を発揮させることを目的とする。」この文言に悖ることなく、本学は一貫して「キリスト教による人格教育」という建学の理念に基づき教育を行っている。

本学では、キリスト教を基に創設された北星学園に属す大学として、建学の精神を高等教育によりふさわしい形で展開するために、『建学の精神』の基本理念を以下のように定めた。

「『建学の精神』の基本理念」

本学は、プロテスタンティズムを建学の精神とする北星学園に属す。北星学園大学の基本は知的誠実である。それは、神の前で自己や自国を相対化し、謙虚に学びつづける姿勢である。「神を畏れることは知識の初めである」(旧約聖書：箴言 1 章 7 節)。

自他の人格の尊厳を知り、人間を何かの手段と見ないキリスト教的価値観が、本学の営みの根底に潜む。見識を備え責任を自覚し、社会に貢献する独立人を養成することが、本学の目標である。それは、抑圧や偏見から解放された広い学問的視野のもとに、異質なものを重んじ、内外のあらゆる人を隣人と見る、開かれた人間である。

そういう意味での自由を本学は目指している。「真理はあなたがたに自由を得させるであろう」(新約聖書：ヨハネによる福音書 8 章 32 節)。

本学は、開学以来、地域・社会・世界に開かれた大学を目標としているのである。

しなやかな精神的骨格を持った、個性ある大学として、時流や利害に流されない独立した人格を学生のうちに育てたいという願いが、この文言には強く込められている。

北星学園は、その歴史が一世紀を越えてなお創立者サラ・C・スミスの愛と知と技に基づく教育の志を継承しつつ今日に至っている。北星学園大学は、その時代を越えて継承されてきた想いを、今後も教職員･学生の連携に基づき、そこに携わったすべての者において継承し続けるために、「『建学の精神』の基本理念」に基づき、北星学園大学が目指す具体的姿を「北星学園大学ミッション･ステートメント」として以下のように表している。

「北星学園大学ミッション･ステートメント」

1. 私たち北星学園大学に集う者は、正義と良心に従い、自由に真理を探求し、真理によって自由を得ることを目指します。
2. 私たちは、移りゆく時代の中で、地域・社会・世界の諸情勢に絶えず目を向け、その中における北星学園大学の存在意義を確認し、本学の果たしていく役割を考え、実践することを目指します。
3. 私たちは、世と時代が作り出した、悲惨な出来事に対して、平和と尊厳を作り出していくために、北星学園大学が果たしていく役割を考え、実践することを目指します。
4. 私たちは、北星学園大学における教育・学習・研究から知と技を生み出すとともに、それらが社会において成果を発揮し、社会において貢献できる存在となることを目指します。
5. 私たちは、このような志の下に契約に基づいて集い、そこから愛の献身と批判的精神において、自由な交わりと活動が営まれる北星学園大学であることを目指します。

『求めよ、そうすれば、与えられるであろう』(マタイによる福音書 7 章 7 節)

[点検・評価]

大学においては、キリスト教による人格教育を基礎として、抑圧や偏見から解放された広い学問的視野のもとに、異質なものを重んじ、内外のあらゆる人を隣人と見る、開かれた人間となるべく、偏らない総合的な判断能力を兼ね備えられるように幅広く知識を教授するとともに、専門教育科目により深く専門の学芸を教授研究できるよう各学部･学科の教育課程が編成されており、大学院においても学部教育で得た学芸の理論及び応用を教授研究できる教育課程が編成されるなど、学校教育法第 52 条及び第 65 条の趣旨とも十分に整合しているものと思われる。

本学の理念･目的を達成するために、教育課程においてもそれを具体化するための授業科目等を配置する等の工夫を行っている。具体的には大学共通科目に「宗教と文化」というカテゴリーを設けキリスト教文化科目群に「聖書の思想と文化Ⅰ･Ⅱ」、「キリスト教の歴史と文化Ⅰ･Ⅱ」、「キリスト教の世界観･人間観」、「比較宗教学」を配置し、諸宗教文化科目群に「現代と宗教」、「宗教学」、「東アジアの宗教思想と文化」、「インドの思想と文化」、「仏教の思想と文化」、「イスラム教の思想と文化」を配置し、それぞれから選択履修することとしている。

また、理念･目的を遂行するために、キャンパス内のチャペル(礼拝堂)において毎日礼拝を行い、ミッション･ステートメントを具現化するための奨励を続けてきている。地域社会においてはキリスト教の精神を基盤としている大学であることの理解は定着していると思うが、入学してくる学生たちに本学が目指すものとしてのミッション･ステートメントの理解を求めるべく、学生・教職員が一体となって建学の精神を継承し実践することを目指してスミス･ミッションセンターを設置した。

こういった取り組みを勘案すると、本学の理念･目的・教育目標とそれに伴う人材の養成等の目的の適切性について評価できるものであろう。

[改善方策]

今後も引き続き、キリスト教を基に創設された北星学園に属す大学として、建学の精神を高等教育によりふさわしい形で展開するために、しなやかな精神的骨格を持った、個性ある大学として、時流や利害に流されない独立した人格を学生のうちに育てたいということで邁進していきたいと

考えている。

もちろん、ますます複雑化･多様化する社会に対応していくために現状を的確に点検･評価した上で、将来に向けた改善･改革をしていく必要のあることは強く認識していかなければならない。

●大学の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

[現状説明]

本学では、毎年迎える新入生に対して、オリエンテーションを実施しているが、その中で、学部毎に大学の概要について説明しており、更に大学と学部･学科及び研究科の理念･目的･教育目標についても説明をしている。

また、本学を進学先として考える志願者については、学生募集のために発行している「ガイドブック」に、北星学園大学で学ぶということはどういうことなのかを学長のメッセージとともに明記し、周知に努めている。こうした冊子による大学の紹介については、一般の方に説明することを念頭において「大学要覧」（日本語･英語併記）を作成し、その中で、本学の「『建学の精神』の基本理念」を実現するための「北星学園大学ミッション･ステートメント」を明記してある。さらに、本学を利用して学会･研究会を開催する場合には、本学のキャンパス及び周辺の案内を含めたリーフレットにも大学の教育目標を明記(日本語･英語併記)し、同様に理解と周知に努めている。

こうした本学の活動の状況を広く社会に発信する方法として、情報メディアとしての大学ホームページを最重要ツールと捉え、2005 年に内容を一新し、見易さを含めて充実に努めた。

[点検・評価]

大学を知らしめるという意味での広告媒体は種々あり、本学でもテレビ CM や交通広告等を利用している。しかし、その多くは、学生募集とイメージを重視しており、大学の理念･目的･教育目標の周知には至らない。テレビ CM では時間の問題、交通広告ではスペースの問題があり、物理的に難しさを抱えていることもある。

現状では、大学広報として積極的に知らしめる手段として大学ホームページに力を入れており、大学の理念･目的･教育目標はもちろんのこと、大学の教育研究組織、学生の活動状況、外部の方の利用できる施設等の案内、公開講座、各種イベントを含め多くの情報を恒常的に提供している。本学のホームページは、民間の調査機関による調査では、全国から抽出された 200 国公私立大学の中で総合スコア 49.16 点の 44 位(私立大学 100 校中 23 位)という高い評価(全国大学サイト･ユーザビリティ調査 2006/2007 大学 Web サイトランキング)を得られた。これは、2005 年のリニューアルの結果であり、周知方法の適切性を裏付けるものと評価している。

[改善方策]

今後も引き続き志願者数の減少が予想されるなか、選ばれる大学となるべく、入学希望者には大学の的確な情報を恒常的に伝えることは大切なことと考えるし、本学の理念･目的を理解した入学者が多く得られれば、大学にとっては好ましいことと考える。

したがって、今後は、大学内の広報委員会や入学試験センター運営委員会と連携を取りながら、本学の理念･目的･教育目標を周知する方法を鋭意検討していきたいと考えている。

②健全性、モラル性

●大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況

（C 群項目）

[現状説明]

大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保することは、大学が果たすべき社会的責任としては当然のことである。したがって、これらを確保する方策として綱領並びに諸規程等の整備は大学運営としては必要なことと捉えている。以下に本学で健全性とモラル性を確保するために整備されている諸施策について述べる。

a.全学倫理委員会の設置

本学では、教職員による教育、研究、事務処理、情報取扱い、その他教職員の業務に関する倫理の保持に努めるとともに、その業務に伴う倫理上の問題の発生を防止し、そのような倫理上の問題が生じた場合には、迅速かつ適切な措置を講ずることを目的として、規程を定め「全学倫理委員会」を設置している。委員会は、学長、副学長、学部長（3 人）、短期大学部長、事務局長の 7 人によって構成されている。

教職員は、他の教職員（教職員集団を含む）の業務に関して倫理上の問題があると疑う場合には、委員会にその調査及び問題解決を求める旨の申立てを行うことができるようにしている。全学倫理委員会は、申立てがあった場合は、速やかに調査委員会を立ち上げ、調査解決にあたらせる。調査解決委員会は、委員会が設置されてから 30 日以内に申立てに関する調査結果及び解決措置を全学倫理委員会に報告しなければならないことと規程に定めている。

b.運営・財務点検委員会の設置

本学では、組織運営及び財務処理が法令及び大学諸規程に則り適切に遂行されているか否かを客観的な観点から点検し、本学の経営にとって必要な改善策について適切な助言又は提案を行うことを目的として、規程を定め、「運営・財務点検委員会」を設置している。委員会は、大学評議会の評議員の中から大学評議会により、直接投票によって 5 人（教育職員 3 人、事務職員 2 人）が選出され、委員長は互選によって選任される。

委員会では、本学が効果的に意思決定を行い、学生及び教職員のニーズを適切に反映する組織形態になっているか、教育研究を安定的に遂行できる財務基盤を持っているか、各部局における予算執行が適切に行われているか、財務諸表等が適正に開示されているかどうかについて具体的に点検を行い、学長に助言及び提言を行うこととなっている。

c.キャンパス･ハラスメントの防止と解決について

本学では、2002 年にセクシュアル･ハラスメントの防止に関する規程を定めたが、全ての学生・教職員等が個々人として尊重され、快適な教育・研究・職場環境の中で生活できるように、セクシュアル・ハラスメントだけではなく、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントを含めた全てのハラスメントを防止すべく 2005 年から「キャンパス・ハラスメントの防止と解決に関する規程」を制定した。学園としては、2000 年に「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する方針」を定めた。

キャンパス・ハラスメントの防止と解決に関する規程は、本学の構成員である教員（非常勤講師及びTAを含む）、職員及び学生（大学院生、研究生、科目等履修生及び留学生を含む）相互において、教育、研究、学習、職務遂行及び生活場面で不当に不利益を与える行為を防止し、又そのような事態が生じた場合に迅速かつ適切に解決するための手続を定めることにより、本学構成員にとって良好な授業環境を確保することを目的として定められた。本学においてキャンパス・ハラスメントが発生する可能性を認識し、その発生を防止するための施策を検討したり、防止に資する啓発及び研修活動を行ったり、申立てを受け適切な措置を講ずる組織として「キャンパス・ハラスメント防止委員会」（以下、防止委員会という）を設置している。防止委員会は、学長、副学長、学部長（3人）、短期大学部長、事務局長の7人で構成されている。

防止委員会は、キャンパス・ハラスメントの防止及び申立て受付のために総合相談体制を整備し、申立ての窓口を大学内と大学外に設置している。大学内は、総合相談窓口の他にチャプレン室、各課窓口、国際教育センター、医務室及び学生相談室が受付の役割を果たせるように整備している。学外の相談窓口としては、弁護士と契約を結び、電話、ファクシミリ、E-mail 等でいつでも対応できるようにしている。学生については、卒業又は退学により学生たる身分を失った者については、6か月以内は申立てる権利を有することを規定している。

防止委員会は、申立てを受けると、その内容により、アカデミック・ハラスメント調査解決委員会又は、セクシュアル・ハラスメント調査解決委員会を速やかに設置し、調査解決にあたらせる。調査解決委員会は、申立てがあった日から起算して 28 日以内に、防止委員会に調査結果及び解決案の提示をしなければならないことと規定している。調査解決委員会は、防止委員会の指名する教員3人、学生男女各1人、防止委員会の判断により委嘱した外部の専門家（弁護士）を加える。事務職員を加える場合もある。申立て人は、防止委員会が選出した調査解決委員について異議を申立てることが認められており、異議申し立てがあった場合は、防止委員会は直ちに調査解決委員の再考をすることと定められている。

d.学生の個人情報の保護について

個人情報が人格尊重の理念に基礎を置く個人の基本的自由とプライバシーの保護という観点から慎重に取扱われるべきであるとし、本学が所有する個人情報の取扱いについて基本的事項を定め、個人情報の取得、管理及び利用に関する本学の責務を明らかにするとともに、学生に対し自己に関する個人情報の開示、修正及び削除等の請求権を保障することによって、一人ひとりの学生が自らの情報をコントロールする主体として行動するよう促すことを目的として、「学生の個人情報の保護に関する規程」を2005年に定めた。

[点検・評価]

全学倫理委員会は 2005 年に設置し、諸施策の検討を行うに留まり、具体的に企画立案まで至っていない。その段階で起こる具体的な案件処理に時間が取られているのが現状である。設置当初の課題であった「倫理綱領」の策定に早急に取り組むことが必要と評価している。

運営・財務点検委員会も 2005 年に設置したが、この委員会は設置初年度から活発に活動し、運営組織の問題、事務職員の超過勤務の問題、大学の危機管理体制の問題、情報開示の問題、各部門の予算執行状況等について提言を評議会に挙げている。この提言（勧告）により、具体的に取り組まれた危機管理組織の体制や情報開示の問題が進展し、予算の執行状況については、その勧告を受

けたことにより、予算原案を作成する企画運営会議に強い影響を与え、中期財政計画の見直しと予算管理体制に効果を発揮した。

キャンパス・ハラスメントに関する学内の認識を高め、防止に資する啓発活動として、研修会や講演会を開催している。また、学生相談センターと連携して「キャンパス・ハラスメントに類する言動の実例集」を作成し、全教職員に配付した。具体的な案件については、適宜処理している。調査解決委員会に係る学生から選出される委員の候補者確保については、設置以来大変苦慮してきたが、教授会等を通してゼミナールの学生へ周知する等の努力により、ここ 1～2 年は、定員（50 名）の半数ほどを確保できるようになった。

個人情報の保護については、規程に従い適切に履行されており、学生からの不服申し立て等はない。したがって、本学としては個人情報の保護の重要性を十分認識し、責務は果たしていると考える。

[改善方法]

大学全体としては、倫理綱領の策定を課題として検討を行っている。ここには、研究者にとって高い倫理意識を持って研究活動を進めるための「研究者の行動規範」の指針を含め検討していくこととしている。これまでの様々な経験を総括して、大学の理念目標に相応しい本学の倫理綱領を策定していきたい。

運営・財務点検委員会については、引き続き、運営組織の問題や各部門の予算執行状況等について提言を評議会に挙げていくことと、これまでに行った提言（勧告）が、結果としてどのようになっていったかをしっかりと検証していくことが必要である。提言の内容によっては時間の掛かるものもあるので、逐次状況を点検していく必要がある。

キャンパス・ハラスメントの防止に資する啓蒙活動は、休むことなく続けていくことが必要と考えている。申立てについては、迅速な処理が求められるが、解決までの期間については 4 週間以内と規定しているが、申立てる側も申立てを受ける防止委員会側の双方に難しい面があり、今後の検討が必要になるだろう。また、学園として未整備の懲戒処分規程が近々整備されるのを受けて、キャンパス・ハラスメントに関する具体的な懲戒基準を検討し、整備することが必要であろう。

個人情報の保護については、引き続き規程に従い適切に履行することとしたい。

1－2. 学部の使命・目的・教育目標

●学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A. 文学部

[現状説明]

本学全体として人間性・社会性・国際性を兼ね備えた人材を社会に輩出することを目標としており、文学部における教育もその目標を基盤としている。しかし、文学部とりわけその専門教育においては特に社会性と国際性の涵養を目的としている。文学部は英文学科と心理・応用コミュニケーション学科から構成されているが、両学科に共通する目標として社会での活用に堪える知識・技

能・センスの習得と国際舞台での情報処理・発信能力の習得がある。これらの実力を身につけさせることによって卒業後も継続的に本学の使命を実社会で実現することが期待できる。

a. 英文学科

1962 年に創設された英文学科はどの時代にあっても社会に対して英語のエキスパートを輩出してきた。英文学科の大きな教育目標が英語に対する知識と実践的な英語力の向上であることは間違いないが、それに留まらず異文化コミュニケーションの舞台で創造的な活動ができる資質を涵養することを視野に入れている。

このような目標を実現するために、言語文化コースと言語コミュニケーションコースを設置しているが、さらに両コースに共通する共通英語科目を準備して、読解、作文、会話の技能教育をすべてネイティブ・スピーカーの教員が行っている。また、通訳や翻訳を目指す学生に対しては、英語実技科目という特別プログラムを、英語教員をめざす学生に対しては英語教育科目を用意して将来に直結する高度な英語教育を展開している。

b. 心理・応用コミュニケーション学科

2002 年に新設された比較的新しい学科である。コミュニケーション手段が飛躍的に進歩する一方でコミュニケーションそのものは希薄化してきた現代社会に有為な人材を輩出することで社会の健全なコミュニケーションを回復させることを大きな目標としている。

心理学を通してコミュニケーションの仕組みを理解させ、文章コミュニケーション、プレゼンテーション演習などの実践科目によってコミュニケーション力を向上させるが、しかし、それだけでは教育目標は決して達成できないと考えている。実社会ではコミュニケーションの後に必ず何かのアクションがあり、そのためのコミュニケーションであるという現場感覚を身体で覚えさせるために学外教育資源を最大限に活用し、多彩な実習を取り入れている。

[点検・評価]

1996 年から 2001 年まで文学部には英文学科 1 学科しかない一時期があったが、2002 年に心理・応用コミュニケーション学科を新設し、学部の使命達成を強化した。コミュニケーション能力の中でも情報発信能力に力点をおくカリキュラムを構成し一定の成果をあげている。

また、両学科に演習も担当するネイティブの専任教員を配置することで、語学力に限らない広い意味での国際性を学生が獲得している点を評価している。

[改善方策]

コミュニケーションという観点から考える場合には、英語は国際語として位置づけているのであるが、現実としては英語圏を主体とした教育に傾斜している点を認めざるを得ない。教員の研究レベルでは、英語圏以外との異文化コミュニケーション研究も進んでいるので、それを積極的に教育に取り入れることで、地球規模での国際化を視野に入れた目的へと修正したい。

B. 経済学部

[現状説明]

経済学部の教育理念なり目標は、中等教育及び大学の共通部門における教育を基礎として、その上に幅広い学識・教養と経済学及び隣接領域の高度に専門的な学問を学生に身に着けさせることである。これにより経済学を中心とする社会科学分野の知識･教養を備えた有為の人材を社会に送り出し、我国とりわけ地域の産業界及び各種行政部門の人材供給源として大いなる貢献を行うことが社会的使命であると考えている。経済学部は経済学科、経営情報学科及び経済法学科の 3 つの学科により構成されており、いずれも程度の差はあるが経済学を基盤に据えたカリキュラム展開を行うことにより、見識豊かな産業人あるいは公務員など多様な人材の育成を図っている。

a. 経済学科

1965 年創設の経済学科は収容定員 618 名､在籍者数 750 名(全学年合計)を擁する本学最大の学科であり、過去 40 年余の歴史の中で主として道内に多数有為の人材を送り出してきただけでなく、経済という最も時流に敏感なる領域に位置していることから、世の中の変化、諸ニーズの変遷に対応して絶えずそうした変化を反映したカリキュラムの改正を断行してきた学科である｡2007 年新入生から適用された新カリキュラムにおいては、地域経済コースと国際経済コースという 2 つのコースにわけつつ、従来のカリキュラムにおいても使われてきたこれらコースのコンセプトを根本から見直し、「基礎経済学」に象徴される経済学、とりわけ基礎理論の確実な習得を期し、道内他大学に無い本学の豊かな「国際性」ないし国際感覚・外国語教育の実績･伝統を基礎とした国際人養成と、道内経済への有為な人材供給といういわば時代の要請に応える積極的な教育展開を開始している。加えて、近年とみに世界経済における比重の増大が顕著なるアジア経済に焦点を絞った取り組みとして「プロジェクト実習」と名づけた現地演習科目を設置し、学生に中国･台湾・インドシナ･インドネシア・バングラデシュ・オーストラリアで現地の実情に触れさせる積極的な取り組みを既に始めている。

b. 経営情報学科

1987 年創設の経営情報学科(収容定員 418 名、在籍者数 496 名)は、その名の通り実学的色彩のひときわ濃厚な学科であったが、2007 年導入の新カリキュラムにおいては「実社会で役立つ」という視点から教育のさらなる見直しを図り、とりわけ専門性の高い企業人養成という観点から経営学･商学･会計学の 3 系列の教育内容の実践性と専門性を高めることを期している。加えて、情報処理技能の習得が学科の教育の基礎にあることから、さらに進んで高度の情報処理専門技能者の育成という観点から最新の IT 技術教育に力を入れている。更に付言すれば、本学では絶えず最新の情報処理機器を使った授業展開を行っている。

c. 経済法学科

2002 年創設の経済法学科(収容定員 460 名、在籍者数 470 名)は、経済活動には欠くことのできない法律知識の涵養を目指し、専門的法律知識を備えた有為の経済学徒を社会に送り出そうという構想から生まれたハイブリッド学科である。すでに第 1・2 期生を世に送り出しているが、従来のように他学部聴講で隣接領域の科目も多少知識として身に着けたというよりは、有機的な関連性を当

初より意識したカリキュラム体系の下で経済学と法律学を学習させるというより前進したコンセプトに基づく教育成果は各界で好評を博している。

[点検・評価]

少子化を背景として近年大学生の学力水準の低下が著しい。本学で最も新入生の偏差値低下が顕著に見られるのが、遺憾ながら経済学部である。例えば、読書量の著しい減少や授業に集中できない学生の増加。このような学生の学力水準の低下と大学進学率向上とは裏腹の勉学意欲の減退は、なにも本学固有の現象ではないが、緊急に対策を講じなければならない問題であることは言うまでも無い。肝要なのは学生の水準とニーズに適切に対応した教育展開であろう。経済学部では北星学園の持つ国際性と外国語教育の伝統と実績を存分に活用しつつ、①基礎は確実に身に着けさせること、②国際化、ボーダーレス化が進展しつつある社会環境に対応できる人材を世に送り出すこと、③資格の取得も含め、専門性が問われる分野でも臆することなく活躍できる人材を養成すること、④地域経済からの要請に適切に応える教育を行うことによって、北海道の地域経済に貢献すること、などを教員スタッフ共通の認識としつつ常に時代の要請に即応する教育体制をとっている。また、これらの正課を、語学検定を含む資格取得については学部カリキュラムの枠外にある「エクステンション講座」、公務員受験の為には「公務員講座」(東京アカデミーより講師派遣)、などが補完しており、懇切な就職指導と学科内キャリア教育により学生の自己実現を支援し、高い実績をあげていることを付言しておきたい。

[改善方策]

1.学生の勉学意欲を喚起･向上させる為に、1 年次より「基礎演習」におのおの少人数で配置し、勉学意欲の自発的ならびに他律的形成・増進を図る体制を確立した。ここでは「1 年次から」というのがポイントで、新入生に大学というところは勉強するところだという意識を始めに植え付け、専門色が徐々に強まる 2 年次以降の勉学に円滑に移行できるように工夫をほどこした。

2.また、勉学がやがて社会人としての実生活に多様な形で役に立つことを学生に認識せしめ、「学生時代にもっと勉強をしておけばよかった」などという後悔の念を卒業後に懐く破目に陥ることの無いように、在学中から動機付けを絶やさない為の一助として、「職業と経済」を科目設置し、毎回異なった分野の社会人･経済人による発題とフィードバックをプログラム化した。

C. 社会福祉学部

[現状説明]

社会福祉学部の教育目標は、中等教育及び大学の共通部門における教育を基礎として、その上に幅広い学識・教養と対人関係サービスに従事する専門職養成を実現するために必要な社会学、福祉学、心理学、経済学を含めた隣接領域の専門的なトレーニングを行うことである。これにより応用科学分野の知識･教養を備えた有為の人材を社会に送り出し、とりわけ社会福祉分野及び各種行政部門の人材供給源として大いなる貢献を行うことが社会的使命であると考えている。社会福祉学部は福祉計画学科、福祉臨床学科、福祉心理学科より構成されており、3 学科の特徴を生かした学部の教育カリキュラムを通じて、新しい時代の福祉実践を可能とする人材を養成している。

a. 福祉計画学科

政治学・社会学あるいは財政学を重視した福祉制度・政策の国際比較をおこない、コミュニティワークの実践に必要なフィールドワークの能力と調査分析能力をみにつけることを教育目標としている。この教育目標を達成するために、1 年次では専門への入門教育として、社会福祉の概要、理念、歴史、制度の基礎と同時に、福祉計画学科のマクロパースペクティブに対応した社会全体に関する知識が中心となる。2 年次から学科専門としての福祉制度・政策、関係法律、経済学等において福祉関係の条件・福祉仕事の枠を把握し、また、具体的な分野及び実習を含む現場に関する知識を得る。3 年次から上述の 3 つの目標に対応して制度・法律、ソーシャルワークの現場、又は福祉分野に関する知識をさらに深める。

b. 福祉臨床学科

ソーシャルワークの理論的学習をふまえて、実習プログラムの充実を図り、ソーシャルワーカーの倫理綱領を含めた知識・技能・倫理観の修得を教育目標に、実践力と研究能力の涵養を目指している。社会福祉士が国家資格化され 20 年経過した現在、社会福祉問題の複雑化・多様化の中で、教育機関には、真に実践力のあるソーシャルワーカー養成が求められている。そこで福祉臨床学科は、学科の教育目標として、ジェネラリスト・ソーシャルワーカーの養成を掲げている。ジェネラリスト・ソーシャルワーカーとは、ソーシャルワーカーとしての基本的な価値・知識・技術を身に付け、どこでも、どのような人に対しても支援・援助できるための基本を身に付けているソーシャルワーカーのことを言う。2007 年度のカリキュラム改定においては、社会福祉学部の 3 学科の中で、特にソーシャルワーカー養成という教育目標を明確にし、それに向けたカリキュラムを作成した。

c. 福祉心理学科

家族、学校、職場において心理的な問題を抱える人々の問題の解決において、対人・社会心理学および臨床・健康心理学等の理論と心理学実験を通して、心理学の専門的知識、柔軟な思考力、総合的な判断力を養成することを目的としている。

この教育目標を達成するため、科学的なものの考え方を身に付けるための統計や研究法にかかわる授業を必修としている。また、単に思考に頼るだけでなく、実践を通じて知識を獲得してゆく手立てを身に付けるために心理学実験、臨床心理検査演習を必修としている。さらに個人の心理から集団心理まで学ぶための専門科目を幅広くそろえている。

[点検・評価]

3 学科の有機的連携を図り、総合力のある人材を養成していくことが求められているが、受験生獲得のために学科の特色と差別化を図るベクトルが大きく働き、カリキュラムの改訂を重ねるたびに必修科目と専門科目の配置が充実し、統合的な学習が可能となっている。また、社会福祉実習システムの構築と教育プログラムに関しては全国的にもモデル的な役割を果たしており、高く評価されているが、資格対応にともなう教員の担当能力をこえた負担解決が問題となっている。くわえてカリキュラムの過密化にともない時間割編成に余裕がなく学生に系統的な履修計画を保障しにくくなっている。そのため教育目標の実現が隘路に立たされる要素が認められる。

[改善方策]

カリキュラムの見直しが社会福祉士法の改正に対応して必要となっているが、この時期にあわせて平均 7.6 コマの教員負担を改善するためには、カリキュラムの精選や役割分担の見直しと教育体制に対応する教員配置を早急に検討しなくてはならない。社会福祉士受験資格の希望者が年々増加しており、福祉実習指導体制について人員配置を含めた強化をおこなうとともに e-ラーニングの導入による学生への履修機会の保障とクラス分割にともなう教員負担の軽減が必要である。

●学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

A. 文学部

[現状説明]

周知方法として、印刷媒体による方法と、ウェブを用いた方法と、対面説明による方法の三つの方法を用いているのが現状である。印刷媒体としては、大学要覧、2 種類のキャンパスガイド、および学科単位のパンフレットがある。また、大学の HP を開設し国内外に周知している。さらに、機会は道内に限られるが各地、各高等学校における進学説明会や、高大連携事業を通して担当者が対面で説明する努力を拡大している。

[点検・評価]

周知方法から見て周知は漏れなく行われていると評価している。TV、ラジオ、新聞などのメディアを通して学部単位の広報を積極的に展開するのは、費用対効果の点から見て良策ではないと考えている。むしろ、学部の使命や目的は対面的コミュニケーションで伝わりやすい性質をもつものであると認めているところである。

[改善方策]

各高校から出向説明を要請される場合は学科単位のものがほとんどであるが、その機会をとらえて学部としてのアピールができるよう検討する。また、メールでの問い合わせについて現在学科単位で回答しているものを問い合わせの内容によっては学部長が返答するなど学部としての取り組みを検討する。

B. 経済学部

[現状説明]

1. 対内的周知方法

現在経済学部に在籍している学生に対しては、入学時に学生生活・勉学のほぼ全般にわたって丁寧なオリエンテーションを行い、大学・学部・学科の教育理念、すなわち如何なる目標をもって教育展開しているのかについて、また高等教育といえども社会人になるまでの一通過点に過ぎないという観点から、何をどのように勉強して一体何になるのか(如何なる職業に就くのか)について、明確に認識させる努力を続けている。更には学生支援課の事務職員と連携した各学科の学科長(学科教務主任を兼ねる)による就学指導(例えば、欠席の多い学生に対しては即刻呼び出して面

接を行う、など)を行っている。加えて、「地域別父母懇談会」を札幌の他、道内主要都市 6 ヶ所で実施し、父母の方々も納得できる包括的な指導体制をとっている。これは、小規模大学ならではの特色であり、北海道では本学だけが取り組んでいるものである。なお、学科ごとに昨年度から大掛かりなホームページを通じた双方向的な特徴も一部取り入れた情報提供を開始し、例えば演習選択前に各教員の専門分野や問題関心を知ることが出来たり、ゼミの特色などを選択前に知ることが出来たり、ゼミのリーディング・アサインメントの提示など、幅広く活用されている。

2. 対外的周知方法

上述の周知方法のうちで、ホームページは対外的周知の手段としても活用されているが、この他に『大学案内』・『受験ガイド』・『学科紹介パンフレット』などにより経済学部の教育理念や実績を多様な経路で対外的に発信することに努めている。また、学科選出の入試委員が頻繁に高校と接触し、経済学部の特色などを知らしめる活動を行っている。これにより、経済学部の理念により適合的な意欲的学生の志願を開拓しようとするものである。

[点検・評価]

いまだに学生間で IT ディヴァイドもしくは教学面の情報への消極的なアクセスが見受けられることから、今後は携帯電話の従来にない積極的活用を促進する必要があり、早急に経済学部のみならず全学的な取り組みが必要となろう。なお、こうした新しい取り組みに当たっては、学生の代表を交えたニーズの取り込みや不断のイノベーションが不可欠である。

[改善方策]

IT 技術の進歩に伴い、多様な媒体を通じた双方向的コミュニケーションが進捗しつつあるが、経済学部でも例えば経営情報学科が理系他大学と提携して進めている e-learning の導入とその積極的活用のほか、携帯電話への情報提供や学習上の質問の携帯電話によるやり取りなど、とりわけ新技術の利用拡大による学生の動機付け向上が課題である。

C. 社会福祉学部

[現状説明]

周知方法としては、大学のホームページ、受験ガイドおよび学外での講演や学科のホームページあるいは、キャンパス説明会や地区別懇談会等での受験生やその家族に対する説明機会が中心となるが、社会福祉夏季セミナーや大学院受験生への説明会あるいは、地域との連携による講座開催、大学要覧、各高等学校における進学説明会、テレビや地下鉄などでの広告などにも登場している。最近では、週刊誌の広告企画において全国的な宣伝をする機会にも恵まれている。

[点検・評価]

元来、社会福祉は日常の生活問題と密着しており、教員の行政関係の委員会や審議会に所属している割合も高く、講演を依頼される機会も多い学問領域のため、地域社会の各種の会議や団体活動への協力を通じて、学部に関わる情報提供の発信機会は多い。くわえて、実習指導を通じて、相当数の福祉施設・団体への情報提供がおこなわれている。しかし、最近は WEB 情報を活用する時代

へとシフトしており、ホームページの活用を図る工夫を必要としている。

[改善方策]

学部の実際的な展開を図る上で中心となる 3 学科のホームページがレベルを上げており、教員のホームページとのリンクを進めることを検討する。また、こまめな情報を生かすために 3 学科が主催・協力する公開講座、講演会、学会大会、研究会が多いことから、関連ホームページを活用することが有効と考える。

1－3. 大学院研究科の使命・目的・教育目標

●大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A. 文学研究科

[現状説明]

近年の加速する社会状況の変化を踏まえ、高度な専門性と同時に広範な学際的見識を有する人材の育成を目的としている。研究者養成の使命を放棄するものではないが、むしろ大学院での学習をよりより広く社会に還元することができる人材育成を主眼とするものである。特に異なった文化を理解するという言語習得の本来の目的を見据えた幅広い視野と、言語使用の根本にあるコミュニケーションという人間の営為の基本にまで至る深い理解を併せ持った教員の育成を目指している。

[点検・評価]

文学研究科の掲げている目標そのものは今後 10 年は持続できる本質を内包していると評価している。ただ、文学研究科がターゲットとしている中学校・高等学校の現職英語科教員の受験者はそれほど多いわけではない。この点については今後とも継続的に注意深く点検していかなければならない課題である。

[改善方策]

現職英語科教員のブラッシュアップを強調した教育目標をもう少し明確に構築する必要がある。昨年度から取り組んでいる文学研究科のカリキュラム改編を推進する中において今一度本研究科の目的の適切性を検証したいと考えている。修士論文以外の課題研究を修了要件の選択肢として設定するかどうかについても目下鋭意検討中であり、いずれその点については具体的な改善策が示されるであろう。

B. 経済学研究科

[現状説明]

北海道の地域経済が直面する深刻な諸問題に対応する任務を公共部門･民間部門のいずれに於ても担いうる人材の輩出が当研究科の基本的使命である。かかる任務の遂行に当たっては、様々な社

会･経済現象の多角的な分析とこれに対応する政策立案などを果たしうる学識ないしは見識を併せ持った人材養成が必要となるが、当研究科はその為に幅広いカリキュラムを用意･提供し、官民で活躍しうる専門家ないし専門的職業人の養成を開設当初より目標に掲げて教育展開を行ってきた。その柱となるのは次の 4 つの点である。

1. 高度な研究能力を備えた専門家ないし専門的職業人の養成
2. リカレント教育の推進
3. 国際的視野の重視と外国人留学生の積極的な受け入れ
4. 情報処理能力の涵養

とりわけ国際的視野の重視という視点は、本学の伝統に根ざすものであり、最近では特にアジア経済の急激な躍進･発展を睨みつつ、内外の修了生が多様な職場に進出して従来の地域経済にかなり限定された活躍の舞台から国際的な諸分野に於ける活躍へと社会貢献の場を拡大しつつある。

さて、カリキュラムは、①経済理論･経済史系と②地域経済･応用経済系の 2 つに大別され、前者においては理論的･統計的アプローチと歴史的アプローチの両者を併せて履修することが出来る。後者においては、地域経済学と国際経済学のいずれか、あるいは経営･商学・会計・情報学といった実学的分野を選んで履修することが可能である。更に、時宜に合致したテーマに絞り込んだ特殊研究科目として「特論」を各分野に配置して、専任教員の枠にとらわれず、内外の著名講師を招聘して、院生達の研究・論文課題設定に資するよう工夫を行っている。

[点検・評価]

当研究科に学ぶ院生は、学部より進学してくる者と他大学を卒業して多くは社会人として入学して来る者、更には長らく提携関係にある大連外国語大学(中国遼寧省)から留学して来る外国人院生などがある。本学経済学部の卒業生の就職状況は、近年の景気拡大を背景として頗る好調であり、加えて文系大学院の場合、理系に比べて修了者に対する社会的な処遇が恵まれているとはいえないことから学内進学者の数は低迷しているのが実情である。また、北海道では大学卒業後更に進学を許容する経済力が乏しい家庭が一般的である為、多数の入学希望者を確保することは容易ではない。このような情況を背景として、近年では入学定員の過半数が中国人留学生により占められるに至っている。なお、修了後の進路は一部が北海道大学の博士後期課程及び本州の私立大学等の博士後期課程へ進学し、其の余は民間企業に就職している。従って、本学の就職支援課による職業紹介も相俟って、修了後の進路開拓は現状においては首尾よく進捗していると言えるであろう。

さて、修士論文の執筆を総決算とする大学院教育の現状であるが、論文テーマは概ね当今の経済現象に関わるものであり、複数教員による指導システムと相俟って着実に指導の実を上げてきたものと言えよう。しかしながら、留学生の日本語力の低下は由々しき問題であり、第 3 章において述べるのようにカリキュラム上の工夫と日本語力の改善を平行して行うことにより何とか論文提出に漕ぎ着けることに成功している。今後の課題としては、指導スタッフの質的･量的充実を図って、より社会にアピールできるような人材をより多く輩出してゆくことであろう。

[改善方策]

学内からより多くの入学希望者を獲得する為､成績優秀者に対する推薦入学制度を提案･実現した。この制度により入学した者に対しては、学費の大幅な減免措置がとられる。また、院生募集の積極的広報の内外への展開を開始した。学部ではゼミ単位で希望者の募集広報を実施した。全学での大

学院説明会を開催し、反響は良好であった。

C. 社会福祉学研究科

[現状説明]

修士課程と博士課程から構成されているが、基本は、リーダー養成とスーパーバイザー養成のための現場実習を重視しており、社会人の受け入れとリカレント（職業人継続）教育を積極的に推進している。2007 年度より社会福祉学専攻における心理学専攻を臨床心理学専攻として名称変更した。従来の心理学専攻に対応させるため社会福祉学専攻に 3 つの領域（福祉計画学領域・福祉臨床学領域・社会発達心理学領域）を設定したうちの 1 つをあてた。これは、学部教育の上に積み上げる大学院としての人材養成の性格を明確にしたものであり、博士課程における専門職および研究者養成にも対応している。

[点検・評価]

教育目標と人材の養成については、体系性と総合性を実現しつつあることは評価できる状態に到達したと言えるが、少ないスタッフで多様な受け皿を設定しているため、教員の持ちコマの肥大化につながっている。また専門分野が明確になり、対外的に専攻別の養成目的が分かりやすくなった反面、横断的な学習支援体制が難しく、大学院人材養成課題に関する情報共有の機会が少ないといえる。

[改善方策]

人材養成の課題に対応する上で、もっとも有効なものは、学生指導における個人の能力をいかに引き出すか、という点に対応する個別指導と院生相互の学習機会や学会報告などのプレゼンテーション機会の提供に関する指導体制がポイントになる。この点は、具体的な院生の学習課題の指標化を図り、レポートの作成とプレゼンテーション能力の開発に焦点をあてた効果的な指導が必要である。

●大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

A. 文学研究科

[現状説明]

大学院独自のパンフレットなどは準備していないが、文学研究科では数年前から講演会の機会をとらえて進学説明会を実施し、教育目標について繰り返し説明してきた。また、昨年度からは学内の 3 研究科合同の企画として大学院進学説明会を別途展開する中で、文学研究科は教員・研究科在校生と進学希望者との座談会を設けるなどきめの細かい対応を図ってきたところである。さらに、昨年から本学英文学科卒業生に対しダイレクトメールを送付して、リカレント教育に対する本研究科の教育目標を広く周知している。

[点検・評価]

懸命の周知努力がある程度功を奏したのか2006年度には0人であった入学者が2007年度には3名になり、2008 年度もすでに内部推薦進学予定者は 2 名の定員枠に達している。これらの実績については一定の評価をしているが、まだまだ不十分であるという認識をもっている。あらゆる機会にあらゆる経路を用いて本研究科の具体的な目的を周知する必要があるだろう。

[改善方策]

2007 年度から試験的に実施している学部学生による一部大学院講義の聴講を今後は対象を研究生にも拡大するとともに、聴講できる講義科目も増やしていく予定である。教育目標が言葉としては理解できたとしてもそれだけでは伝わりきらないものが、実際の講義に触れることによってイメージがより明確に成立することを期待するものである。

B. 経済学研究科

[現状説明]

1.対内的周知方法

当研究科に入学してきた新入生は現状では本学出身の者が少ない為、入学直後に行われるオリエンテーションの場で、履修方法等の事務的説明と並行して当研究科の開設目的や理念などについて一通りのレクチャーを行い、修士課程在学の意義と何を修得せしめるかについて認識・理解させるようにしている。また、大学院授業が始まった後に於ては、各科目担当者よる具体的指導を通じてその認識･理解が深まるように努めている。

2.対外的周知方法

毎年院生募集の一環として学内説明会を開催しており、5～6名の参加者を得ている。その中では上記の概括的説明を行った後、十分な時間をとって質疑応答を行っている。論文指導の具体的事例的説明や修了後の進路の開示なども行い、参加者から発せられた疑問に懇切に答えることにより入学後の不安などを払拭すると共に、教育理念や目標等の浸透を図るよう心掛けている。また、些か消極的ではあるが、公共交通機関への広告掲示を通じた周知･広報は既に実施している。

[点検・評価]

学部のように独自のホームページを通じた広報や閲覧者との間のメールを通じたやりとりないしコミュニケーション(Q & A)には未だ未着手であり、当研究科独自の紹介用パンフレットなりブックレットもない為、対外的な周知・広報の媒体が備わっていないのが現状である。

[改善方策]

研究科独自のホームページの開設により、当研究科の実像と理念･目標を積極的に対外発信し、学部同様の高い認知度を獲得し、また当研究科独自のパンフレット等の配布を積極的に行うなどして、大学院教育のより幅広い内外への展開を促進する必要があろう。

C. 社会福祉学研究科

[現状説明]

学部中心の受験ガイドをはじめ大学院関係の web 紹介および大学院便覧および大学院の入試進学説明会において周知を図っている。

[点検・評価]

近年、大学進学相談会等において受験生および親・家族から大学院受験機会の情報提供を求められており、高等教育段階の進路選択に 15%にせまる大学院進学率の反映が認められる。

本研究科においても相談が増えており、有効性を確認している。

[改善方策]

今後、website の検索による大学院の受験問い合わせに対応すべく教員の研究業績データベースの稼働にあわせて、学部学科の website と連携して 周知の向上を図ることが期待される。

●大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

A. 文学研究科

[現状説明]

文学研究科の理念・目的については「大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性」ですでに記述した通り、大学院での学びを広く社会に還元できる人材を輩出することであり、とりわけ現職英語教員のリカレント教育を視野に入れている。

[点検・評価]

達成度を質的な観点から評価した場合には、入学してきたほとんどすべての大学院は 2 年間の密度の濃い学習を修め世に出ていることから一定の成果があったといえる。しかしながら、量的側面から達成度をみたならばここ 4 年間の入学人数の推移は 2004 年 5 人、2005 年 4 人、2006 年 0 人、2007 年 3 人であり。決して満足のいく人数ではない。

[改善方策]

文学研究科では数年前から講演会の機会をとらえて進学説明会を実施し、教育目標について繰り返し説明してきた。また、昨年度からは学内の 3 研究科合同の企画として大学院進学説明会を別途展開する中で、文学研究科は教員・研究科在校生と進学希望者との座談会を設けるなどきめの細かい対応を図ってきたところである。さらに、昨年から本学英文学科卒業生に対しダイレクトメールを送付して、リカレント教育に対する本研究科の教育目標を広く周知している。これからも以上のような改善策を推進する。また、2007 年度から試験的に実施している学部学生による一部大学院講義の聴講を今後は対象を研究生にも拡大するとともに、聴講できる講義科目も増やしていく予定である。

B. 経済学研究科

[現状説明]

当研究科は、2001 年に開設されて以来 2007 年 3 月修了に至る迄に 5 期 35 名の修了生を世に送り出してきており、卒業後の進路としては他大学の博士後期課程への進学者を除き、公立学校教員と民間企業の会社員が主な就職先となっている。過去会社身分を有する社会人入学生は少数であり、その余は新たに就職先を本学就職支援課の協力を得て開拓したものであるが、外国人留学生の場合は、2 年次に一時帰国して就職先を開拓したり、終了後直ちに帰国して大学講師の職を得た者が多数見られた。こうした社会への人材供給状況を瞥見するならば、産業界・教育界への進出という点でかなりの実績をあげてきたという事実が確認できよう。

[点検・評価]

外国人留学生の増加に伴い、前述の如き当研究科の教育目標と在籍者のニーズとの間のずれが表面化しつつある。確かに高い識見を備えた産業人もしくは公務員・教員の育成において見るべき成果をあげてきたものと自負してはいるが、地域経済への貢献という設立当初からの大目標との乖離(特に官界への進出の面で)は否めない。今後は道内在住の社会人を如何にして当研究科の教育課程に一人でも多く参加させるかが課題となる。

[改善方策]

今後主として道内からより多くの院生を獲得する為には、すでに多くの大学院が実施している昼夜開講への取り組みが欠かせない。夜間開講によりより多くの社会人の大学院への参加の途が開かれよう。また、本学卒業生に対する校納金の減免も門戸の拡大には大いに資することとなろう。

C. 社会福祉学研究科

[現状説明]

研究科の使命が、キリスト教に根ざした社会福祉教育の展開にあるとすると、基本は、リーダー養成とスーパーバイザー養成のための現場実習を重視することで、社会人の受け入れとリカレント（職業人継続）教育を積極的に推進していることは評価できる。2007 年度より社会福祉学専攻における心理学専攻を廃止し、臨床心理学専攻を独立させ、従来の心理学専攻に対応させるため社会福祉学専攻に 3 つの領域（福祉計画学領域・福祉臨床学領域・社会発達心理学領域）を設定したうちの 1 つをあてた。これは、学部教育の上に積み上げる大学院としての人材養成の性格を明確にしたものであり、博士課程における専門職および研究者養成にも対応しているが、学会報告や論文作成指導を通じてこれらの目的が達成されている内容を確認できる。

[点検・評価]

教育目標と人材の養成については、大学院教育にふさわしい体系性と総合性を実現しつつあることは評価できる状態に到達したと言えるが、少ないスタッフで多様な受け皿を設定しているため、教員の持ちコマの肥大化につながっており、肝心の個別指導が十分徹底することができない状態で

ある。また専門分野が明確になり、対外的に専攻別の養成目的が分かりやすくなった反面、横断的な学習支援体制が難しく、大学院人材養成課題に関する情報共有の機会が少ないといえる。

[改善方策]

人材養成の課題に対応する上で、もっとも有効なものは、学生指導における個人の能力をいかに引き出すか、という点に対応する個別指導と院生相互の学習機会や学会報告などのプレゼンテーション機会の提供に関する指導体制がポイントになる。この点は、具体的な院生の学習課題の指標化を図り、レポートの作成とプレゼンテーション能力の開発に焦点をあてた効果的な指導が求められる。

第 2 章　教育研究組織

①教育研究組織

●当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所等の組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

[現状説明]

本学は、1962 年に学校法人北星学園によって設置された大学であり、その教育研究上の基本組織として、文学部、経済学部、社会福祉学部の 3 学部が設置されている。文学部には英文学科、心理・応用コミュニケーション学科の 2 学科、経済学部には経済学科、経営情報学科、経済法学科の 3 学科、社会福祉学部には福祉計画学科、福祉臨床学科、福祉心理学科の 3 学科が設けられ、総数 8 学科で構成されている。

大学院研究科には、文学研究科、経済学研究科、社会福祉学研究科の 3 研究科が設置されている。文学研究科には言語文化コミュニケーション専攻（修士課程）、経済学研究科には経済学専攻（修士課程）、社会福祉学研究科には社会福祉学専攻（修士課程、博士〔後期〕課程）、臨床心理学専攻（修士課程）が設けられており、特に社会福祉学部においては学部から博士課程に至る教育研究組織が整備されている。

本学の学部生は、収容定員 3,329 人に対して 3,803 人が在籍しており、大学院生は収容定員 69 人に対して 53 人が在籍している。教職員数は教授 77 人、准教授 27 人、専任講師 17 人の計 121 人で、専任事務職員は 92 人である。

教育研究上の管理運営に関する諸問題は、各学科・研究科を単位とする学科会議、研究科委員会、その他の各運営委員会等の議を経て、学部教授会、大学教学会議及び大学院委員会で審議され運営している。また、全学的な事項及び学部間の調整が必要な事項については、部局連絡会において検討し、大学評議会で審議され運営している。部局連絡会は、学長、副学長、各学部長、スミス・ミッションセンター部長、事務局長で構成されている。

また、教育研究を支援する組織として図書館及び各センター（スミス・ミッションセンター、国際教育センター、エクステンションセンター、総合研究センター、総合情報センター、心理臨床センター等）を設置している。センターの下には委員会が置かれ、管理運営を行っている。各センターの概要は以下のとおりである。

【スミス・ミッションセンター】

建学の精神を具現化する活動を総合的に企画し、その実践を総括することを目的とする。「キリスト教の理解」「ボランティア」「平和の実現」「地域社会との連携」の 4 つの活動分野にワーキンググループを設置して活動を行っている。

【国際教育センター】

本学と外国の大学及び学術研究機関との教育研究上の交流を推進するとともに、本学学生の外国語運用能力及び国際理解の向上を図っている。

【エクステンションセンター】
北星オープンユニバーシティの講座を企画し、その実施を総括するとともに、学生及び学外の社会人のニーズに応じた各種講座を開くことにより、本学学生の多様な学習機会の確保と資格取得の支援に務め、社会人に生涯学習の場を提供している。

【総合研究センター】
本学教育職員の研究活動の活性化と研究水準の向上を図るための支援活動を行うとともに、本学のプロジェクト研究の拠点となり、あわせて学外からの研究委託を受諾する機関として地域社会に貢献している。研究成果の発表及び刊行に関する事項や、経済学部研究資料室の管理運営も行っている。

【総合情報センター】
本学の教育研究の情報化を総合的に推進する機関として、本学の情報システムの信頼性及び効率性を高めるとともに、情報処理に関する教育研究の水準の向上及び事務処理の効率化に資することを目的とする。情報処理教育、情報ネットワークの管理運営、学術情報データベースの構築、教職員の情報教育等の業務を行っている。

【心理臨床センター】
臨床心理学を専攻する大学院生等に対して実践的な教育訓練の場を用意し、本学の教員による臨床心理学研究を支援することを目的としており、あわせて臨床心理学の知見と手法を用いて地域住民が抱える心理的な問題を解消又は緩和するための活動を行っている。

このような教育研究組織により、本学の教育目標であるキリスト教による人格教育を基礎として人間性を培うとともに、社会性と国際性を豊かにする広い教養を身につけ、それぞれの専門の領域において、深く専門の知識・技術を修得し、応用力と実践力に富む有能な人材を養成して教育の実をあげ、一般社会、地域の産業社会に役立つ学術研究に努めている。

[点検・評価]
これまで本学は、時代の要請、社会のニーズに応じて、学部・学科及び研究科を設置し、教育研究組織を適切に拡充、整備してきた。3 学部 8 学科、3 研究科 4 専攻という現行の体制は 2002 年度に発足し、2005 年度に完成年度を迎えたばかりである。今後はそれぞれの学部内で学科、専攻の構成が適切かどうかという議論が行われていくことになるが、現在のところ組織としては適切に機能していると言える。また、各学科の教育課程については常に見直しと検討を重ね、カリキュラムの充実を図っている。
図書館、各センター及びそれらを運営する委員会については、必要に応じて組織の見直しを行っており、最近では 2005 年度に大幅な大学管理運営体制の改編を行った。現在、改編から 3 年が経過しているが、部署によっては運営体制の再検討の必要性が出てきている。

[改善方策]
これまでの研鑽と努力により育ててきた基本組織について、将来の改善に向けて現状に甘んじる

ことなく、今後も常に学部学科及び研究科の教育研究上の点検・見直しを行い、社会のニーズを見据えた改善を行っていく。

各センターについても既存のセンターの充実・発展を図るとともに、運営体制に再検討の必要性があれば速やかに関係部署と連携して実施していくこととする。

【組　　織　　図】

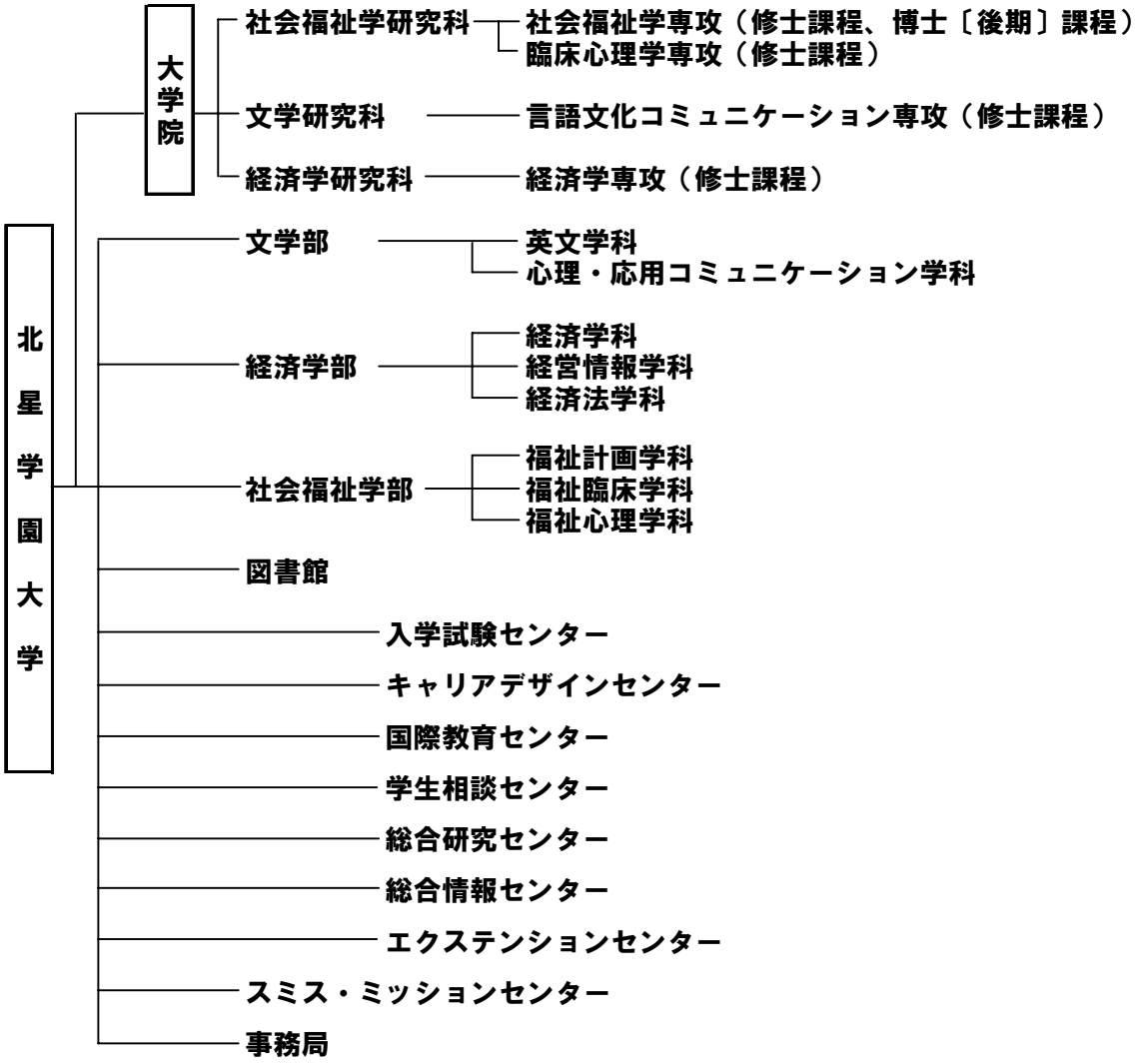

第 3 章　教育内容・方法等

3－１．学士課程の教育内容・方法等

【到達目標】

文学部　英文学科

英語とその背景にある文化や歴史に対する知識を教授するとともに、高度な英語運用能力及び自文化に対する深い理解力を養成し、国際社会において求められる柔軟な対応力とコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目的とする。

文学部　心理・応用コミュニケーション学科

心理学の知見に基づいた人間理解に関する知識を教授するとともに、社会の現場で自ら問題を見つけ出し考え行動する力を養成し、人々の相互理解と協働が求められる社会状況の中で、コミュニケーションの活性化に貢献できる人材の育成を目的とする。

経済学部　経済学科

日本国内外の経済を歴史、理論、現状の三点から的確に教授するとともに、北海道経済を含む地域経済又はアジアを中心とした国際経済の現状把握能力を養成し、地域に貢献できる「国際人」の育成を目的とする。

経済学部　経営情報学科

企業経営に関する体系的な理論、経営実務に関する実践的な知識、情報処理に関する最新の技法を教授するとともに、高度で専門的な経営情報活用能力を養成し、経営、マーケティング、会計、情報の各分野で活躍できる人材の育成を目的とする。

経済学部　経済法学科

経済学と法律学に関する専門知識を教授するとともに、経済及び法律の専門職に必要な実践的な能力と倫理観を涵養し、企業経営、金融、行政、司法実務及び会計の各分野において活躍できる専門家の育成を目的とする。

社会福祉学部　福祉計画学科

社会福祉制度・政策の知識を教授するとともに、調査・分析能力や国際感覚を養成し、コミュニティ・ソーシャルワーカーや福祉マインドを持った企業人及び公務員として活躍できる人材の育成を目的とする。

社会福祉学部　福祉臨床学科

対人援助専門職としての基本的な価値・知識・技術を教授するとともに、多用な実践環境に対応したソーシャルワーク実践能力、実践の中で研鑽・研究する能力を養成し、真に実践力のあるジェネラリスト・ソーシャルワーカーの育成を目的とする。

社会福祉学部　福祉心理学科

心理学という学問を通して、科学的なものの考え方を教授するとともに、人間の心や行動を理解し追及する能力を養成し、急激な変化の只中で心理的な問題を抱える人が増加する現代社会の要請に対応できる人材の育成を目的とする。

A. 学部共通

(1) 教育課程

①学部・学科等の教育課程

●一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

[現状説明]

本学では、一般教養的授業科目は「大学共通科目」と呼ばれ、全学部共通となっているので、本項目は全学的な観点から記述する。

一般教養的授業科目は、従来は人文、社会、自然の 3 分野を中心に編成されてきたが、本学では、1991 年以降における大学設置基準の大綱化と社会における知的状況の変化や多様化、学問の諸分野の学際化、ボーダレス化などを受けて、鋭意カリキュラム改革を重ねてきた。その際には、本学の教育目標であり、教育の特色でもあるキリスト教の精神に基づく豊かな人間性、社会性、国際性の涵養ということに特段の配慮がなされ、また、知・徳・体のバランスのとれた人格教育を行い、地域社会と国際社会に貢献できる幅広い視野を持った人材を育成するための工夫がなされた。

2007 年度に導入された最新のカリキュラムにおいては、大学共通科目は「身体と心の科学」、「自然・科学・人間」、「社会と人間」、「歴史と地域」、「芸術と文化」、「宗教と文化」、「総合講義」、「キャリア教育」、「日本語」、「情報処理」、「外国語」の 11 の科目群から構成され、大学教育に必要な基礎学力の養成と豊かな人間性を支える情操や知性の育成を図っている。

このうち、組織としての共通科目部門は、「キャリア教育」と「外国語」を除く 9 つの科目群の展開に責任を持つ。具体的には、「身体と心の科学」では心理学や生理学、精神保健学、体育関連科目等の授業諸科目が配置され、人間の心と体の仕組みについての正しい理解が涵養される。「自然・科学技術・人間」では、哲学、倫理学、自然科学、生命や環境に関わる授業諸科目を通じて、科学技術時代＝環境破壊時代における自然と人間の関係とそれに伴う諸問題への理解が深められる。「社会と人間」では、法律や政治、経済、メディアに関わる授業諸科目を通じて、高度に複雑化した現代社会の諸システムとそこに生きる人間との関係について適切な理解が育成される。「歴史と地域」では、特に日本と世界の近代の歴史についての正しい認識を養うとともに、北海道や北方圏という地理的、風土的、文化的特殊性についての適切な理解を培うための諸科目が配置されている。「芸術と文化」では、世界の多様な地域の芸術や文化の紹介を通じて、豊かな人間性や情操と、国際感覚を育成することが目指される。以上の 5 つの科目群については、学部・学科を問わず、すべての学生に、各科目群から最低 1 科目（2 単位）以上の履修が義務づけられている。

科目群「宗教と文化」は、キリスト教主義大学としての本学の一般教養的授業科目最大の特徴の一つをなす。2007 年度からの新しいカリキュラムにおいては、キリスト教についての適切な知識、理解だけでなく、他のさまざまな宗教についても正しい認識を持つことも重要との観点から、この科目群は聖書やキリスト教について扱う「キリスト教文化」と、イスラム教、仏教、インドや中国の宗教、現代社会と諸宗教等について扱う「諸宗教文化」の二分野に分けられ、すべての学生に双方から最低 1 科目（2 単位）以上、合計 2 科目（4 単位）の履修が義務づけられている。

科目群「日本語」では、日本語に関わるさまざまな実習を通じて、読解と要約、文章表現（作文）、発表（プレゼンテーション）の力が育成される。この科目群からは、すべての学生に最低でも通年1科目（4単位）以上の履修が義務づけられている。また、科目群「情報処理」は、高度度に情報化した社会で生きる上で必要なコンピュータ・スキルの習得を中心とした情報処理・活用の能力が習得、育成される。この科目では、一部に習熟度別のクラス編成を導入して、より効果的な教育実践を図っている。この科目群からは、すべての学生に最低2科目（4単位）以上の履修が義務づけられている。

科目群「総合講義」は、自由選択制であるが、統一的なテーマに関して多数の講師が交代で多面的な角度から講義を展開し、幅広い視野と複眼的な思考、総合的な判断力を養う。2007年度には、「平和学」と「ジェンダー論」の2科目が開講された。

以上の科目群のうち、共通科目部門としては、本学の一般教養的教育の最も強い特色を表していると考えられる「身体と心の科学」と「宗教と文化」を副専攻に指定し、学生に履修を勧めており、それぞれ副専攻のための演習をカリキュラムに組み込むなどして、内容の充実に努めている。共通科目を副専攻として学ぶことは、学生にとって、学部や学科の専攻に偏らない「幅広く深い教養及び総合的な判断力」の育成と「豊かな人間性」の涵養に大いに資するものと期待している。

[点検・評価]

新カリキュラムの下で、従来よりもいっそう、内容的にも形式的にも多様で豊富な科目が提供され、学生の「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための十分な配慮、工夫がなされていると自負できる。特に、キリスト教と他宗教の双方についての理解の涵養が図られていることは、本学の特色を強く表すとともに、他にあまり例を見ないユニークな試みと言えるのではないだろうか。

ただ、大学共通科目では、以前から多人数、過人数科目が多いことが問題となっており、このこととの関連で、私語など学生の授業態度上の問題点を指摘されることも少なくない。これまでも、クラス規模と時間割の適正化を図ってきたが、現在のところ目立って進展した結果を出せていない。ただし、私語については、2006年度から教学運営委員会を中心に全学的な授業環境改善に取り組んだ結果、かなりの状況の改善が認められる。また、多様な授業科目の提供を目指していることとの関連で、特に大学共通科目に関して、非常勤への依存率の高いことが指摘されることも多いが、これは大学の予算全体や財政状況との関連もあり、早急に改善を図ることは容易ではないであろう。

[改善方策]

問題となっている過人数、多人数科目の改善に向けて、これまでと同様、時間割編成上の工夫や担当者との相談を重ねながら、クラス分割や、学部別クラスの開講などの改善の試みを行うほか、今後は履修者数の制限も視野に入れて適正化を図る必要がある。他方、担当者個々人の授業技術の向上に向けての試みを積極的に図っていく必要がある。

●外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

[現状説明]

大学共通科目における外国語科目は、国際文化を理解する上で必要な外国語を習得することを目的としており、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語の 5 カ国語（文学部英文学科は英語を除く 4 カ国語）について授業を展開している。学生の外国語運用能力向上のため、履修クラスの適切な編成、CALL システムの運用を図り、各自の能力・ペースにあった学習ができるよう配慮されている。すなわち、語学各クラスは原則 1 クラス 40 人以下のクラスで展開し、英語に関しては入学時のプレースメント・テストによるクラス分けのもと、円滑な授業運営を行っている。また CALL システムを授業で用いるのはもちろんのこと、各種検定試験対策を中心としたソフトを組み込み、学生の自学自習の意欲を高めている。

[点検・評価]

2007 年度入学生から適用の新カリキュラムでは、学生は上述の 5 カ国語（文学部英文学科は英語を除く 4 カ国語）の中から、1 言語 8 単位を修得することとしており、英語は必修ではなくなった。また、新カリキュラムでは 2 年次前期に言語ごとに当該言語とその言語圏の文化との関わりを学ぶ新科目（「英語と文化」、「ドイツ語と文化」等 5 科目）を設けた。さらに 2 年次後期には新科目「海外事情」（各言語に対応、計 5 カ国）を設け、希望者は実際に海外で語学を学び直接の異文化体験を持つことが可能となった。また、3 年次、4 年次にも新科目「上級外国語」と「演習」を設け、各言語についてさらに深く学ぶことが可能になった。この新カリキュラムは本学の教育目標の一つに掲げられた「国際性の育成」と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」に合致する。

なお、今までフランス語担当の専任教員を確保できていなかったために、上述の新科目担当者、副専攻制度等にも影響が出て大きな問題点となっていたが、フランス語担当教員の採用が決定し問題は解消される見込みである。

[改善方策]

新カリキュラム及び副専攻制度導入に伴い、次年度以降教育効果の検証が行わなければならず今後の課題とする。特に、外国語能力の伸び率の検証について、英語ではこの 2 年間暫定的に学生に年 2 回の CASEC 受験を義務づけ検証を行ってきたが今後も継続するのか、それともほかの方法を模索するのか、また他言語に関してはいかなる方法をとるのかを検討する必要がある。

フランス語担当教員については 2008 年度からは専任教員をおくことが決定した。

●基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

[現状説明]

本学における基礎・教養教育に関する授業科目は、大学共通科目として開講されている。大学共通科目は全学共通で、「身体と心の科学」、「自然・科学技術・人間」、「社会と人間」、「歴史と地域」、「芸術と文化」、「宗教と文化」、「総合講義」、「キャリア教育」、「日本語」、「情報処理」及び「外国

語」の科目群から成っている。

「外国語」以外の科目群の教育展開については共通科目部門会議、また「外国語」の教育展開については言語教育部門会議を経て、教学運営委員会にて審議される。その結果については各学部教授会に報告されることとなる。

教学運営委員会は、学科長及び部門長から構成される委員会で、「学科、共通科目部門、言語教育部門及び教職部門における教育並びに研究の計画に係る連絡調整に関する事項」、「学生の転部及び転科に係る基礎資格等の調整に関する事項」等を審議することとなっている。

また、委員長及び副委員長は構成員の互選により選出され、上位機関である大学教学会議（教育及び研究部面に関する諸施策を総合的な観点から企画及び立案を行う会議体）の構成員となっている。

[点検・評価]、[改善方策]

学部･学科での専門教育に携わる学科長が､大学共通科目の教育展開等に係る体制となっており、実施・運営のための責任体制は適切・妥当である。

基礎・教養教育と専門教育との連携・調整を学科長が担う体制となっており、現行においては改善すべき点はないと思われる。

●学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況（C 群項目）

[現状説明]

本学では授業科目を配置しており、学生の心身の健康の保持・増進に役立っている。特に、大学共通科目には、身体と心の科学というカテゴリーを設けている。

「体育実技Ⅰ」は、自己の体力を保持・増進のための運動の実践を主体的に取り組めるようになることを目的としている。「体育実技Ⅱ」は、身体運動等の実践を通し、心身の健康と体力の向上を図り、生涯、体育・運動を実践することを期待している。「生涯体育Ⅰ」のねらいは、運動の定着化をはかりスポーツを通して健康体力の増進を図ることとしている。「生涯体育Ⅱ」は、健康体力づくりのため運動処方の作成と運動の実施を行っている。「身体の科学Ⅰ」は身体の構造、身体の基本的な仕組みについて学習し健康の保持･増進のための基礎的な知識を身に付けることができる。「身体の科学Ⅱ」は健康科学の諸問題や、スポーツ生理学や運動の科学、健康維持と体力育成の科学的な根拠を学習する。「スポーツ医学」はスポーツ活動は健康を害する多くの問題の発生のメカニズムから治療法及びリハビリテーションの実践、予防に関して学ぶ科目である。「スポーツ心理学」は、健康運動心理学を含むスポーツ心理学を対象として、運動・スポーツの心理的効用などの心理スキル・心理過程などについて学ぶ。「運動の科学」は身体運動の基本的な仕組みについて学習する。「体力育成論」は体力向上をねらいとして、トレーニングの原理や原則から運動トレーニング処方について理解を深める。「健康運動実技」は運動プログラムの作成と運動実践に当たって、個別の留意事項を学習し、指導計画と安全管理について深い見識を高める。「スポーツ実技」は発育発達に応じた運動能力と運動動作の概念を理解し、スキル獲得に結びつく指導体系を構築することを学習する。「精神保健学」では、精神発達とその課題について理解する。特に、今日のメンタルヘルス不全の理解と打開策の認識を深める。「身体と心の科学演習Ⅰ・Ⅱ」は大学共通科目の身体と心の科学カテゴリーの総まとめの演習である。「精神医学」は精神障害の原因や病態、治

療に関する必要最低限の医学的理解を促すことを目的している。「医学知識」は医学全般の総合的理解をテーマとしている。

[点検・評価]

健康に関する科目を豊富に配置しており、また、体育科学系身体運動学、心理学、医学の専門の専任教員が指導していることは、評価に値する。

[改善方策]

特に改善点は認められないが、2007 年度からの新しい科目もあり、完成年度後には再点検を行うべきである。

②カリキュラムにおける高・大の接続

●学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

[現状説明]

本学は、基本的に新入生に対して積極的には導入教育を行っていない。強いて挙げるとすれば、共通教育における日本語科目群である。これは「文章表現」と「講読演習」（各 4 単位）から成り、20 名前後の少人数クラスで、大学での学修に必要な最低限の読み・書きの能力を育成する。学生は日本語科目群の中から 4 単位を修得しなければならない選択必修科目となっている。

また、導入教育とは言えないまでも、後期中等教育から高等教育への円滑な移行を促すために、文学部・経済学部では少人数による「基礎演習」を配置している。「基礎演習」では専門分野への入門的な内容と同時にレポート・論文の書き方を学ぶ。教養教育においては「情報入門」を必修、「情報活用Ⅰ」「情報活用Ⅱ」を選択必修とし、パソコンの基本的な操作方法を学ぶ。

[点検・評価]

教養教育における少人数制の日本語科目、情報処理科目に加え、文学部・経済学部においては専門分野への導入科目を組み合わせながら、文献を調べレポートにまとめるといった高等教育に必要なスキルを修得させるという現在のやり方で、修学意欲の喪失による退学者が少ないことから考えても、特に問題は生じていないといえるだろう。

[改善方策]

上記[点検・評価]で述べた通り、現行の教育内容に大きな問題はないと思われる。ただ、入試選抜制度が多様化し、入学者の基礎学力や動機が分散化する中で、後期中等教育から高等教育への円滑な移行を促すための教育は、今後は更に重要度を増していくと思われ、本学においても検討の余地は残されている。

③授業形態と単位の関係

●各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

[現状説明]

本学の単位数算定の基準は、学則第 22 条に「単位算定数の基準は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号に定めるとおりとする。1.講義及び演習については、教室内における 1 又は 2 時間の授業に対して教室外における 2 又は 1 時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週 1 時間 15 週又は毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。2. 実験、実習及び体育実技等の授業については、実験室、体育施設等における 2 時間の授業に対して 1 時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週 2 時間 15 週の実験、実習又は実技をもって 1 単位とする。3. 卒業論文については、論文の作成に必要な学修の成果を考慮して 4 単位又は 6 単位とし、卒業研究については、卒業研究に必要な学修の成果を考慮して 3 単位又は 4 単位とする。4. 文部科学大臣の認定を受けた技能審査のうち、本学が認めたものについての合格は、その学修の成果を考慮し、2 単位から 12 単位とする。」と定められている。

[点検・評価]

授業の形態と単位の計算方法については、大学設置基準に基づき適切に実施されていると評価できる。また、カリキュラムの改編にあたって、可能な限り半期科目を増やしてきた。これにより、留学がしやすくなった、休学から復学した学生も円滑に修学できる、4 単位科目にあっては、週 2 回の授業となり、学習効果が上がるなどの改善が見られた。

[改善方策]

授業形態が多様化する中で、学則に定められた従来の枠組みを外れるようなケースは今後も生じる可能性は充分に考えられる。次にカリキュラムを改編する際には、学修時間が適切に確保できているかについても、教授会、大学教学会議においても十分に配慮して検証を進めていく。

④単位互換、単位認定等

●国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

[現状説明]

本学では、国内・国外ともに大学と提携して単位互換を行っている。

国内においては、「札幌圏大学・短期大学間単位互換制度」及び「国内留学制度」が実施されている。「札幌圏大学・短期大学間単位互換制度」については 2002 年度に協定を締結し、現在は札幌圏にある 9 つの大学・短期大学部と協定を結んでいる。学生は 1 年間に 10 単位まで自分の年次以下に配当された科目を履修できる。後者は、長期（1 年）、中期（半年）、短期の期間で、大学間相互に学生の派遣・受入れを行うもので、本学は 2006 年に広島修道大学及び駿河台大学と協定を結び、

2007 年度より実施されている。長期の場合は最大 40 単位まで修得可能である。また、2002 年に文京学院大学と単位互換のみならず、ゼミやサークルといった幅広い交流も視野に入れた相互交流協定を結んでいる。

国外においては、米国、英国、カナダ、韓国、中国、台湾の 7 大学 1 連盟と提携して毎年 25 人程度の学生の派遣及び受入れを行っている。

いずれの場合も、修得した単位を上限として、学則第 24 条に基づき、本学での卒業要件に算入される単位として認定を行っている。

[点検・評価]

単位互換制度は、派遣学生と受入れ学生の若干のアンバランスはあるが、本学にはない科目を学修することができるだけでなく、他大学の雰囲気に触れることで、学生が得られるものも多く、制度としては意義深いものであると言える。「国内留学制度」については、2006 年度に協定が結ばれ、2007 年度から本格的に実施しているが、2007 年度については参加者がなく、今後が期待される。文京学院大学との相互交流は、地理的な条件により参加者は少ないが、単位互換だけでなくゼミの交流も行われており、適切に活用されている。国外留学については、開学以来、派遣･受入れ合わせて 1,000 人以上の学生が参加して大きな成果を上げている。

[改善方策]

すでに多くの大学との単位互換協定等が結ばれており、今後、新規校との単位互換協定などを検討する場合には、相互に学生にとって意義のある制度かどうかを、これまで以上に慎重に判断しなくてはならない。

●大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性

[現状説明]

本学の他大学等での修得単位の認定等は大学学則第 24 条で定められており、認定単位数は 60 単位を越えないものとしている。単位の認定は、教授会の決議事項となっている。

入学生の入学前単位の認定等は大学学則第 25 条で定められており、認定単位数は 30 単位を超えないものとしている。（ただし、本学の科目等履修生として修得した単位数を除く。）さらに、編入学生の入学前単位の認定等は大学学則第 26 条で定められており、取り扱いとしては、下級年次の科目を大学共通科目を中心にある程度均一に単位を認定する振替認定と、既得科目の単位を本学カリキュラムと対照させて、科目を指定し個別に単位を認定する読替認定を併用しており、認定単位数は文学部と経済学部は 64 単位、社会福祉学部は 72 単位を越えないものとしている。

いずれの場合も、成績証明書等を提出させ内容を確認し、本学のカリキュラムに対応させ既得単位数を越えない範囲で認定することとしている。

大学以外の教育施設等での学修に対する単位認定としては、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語の各種検定試験の合格者に対して、レベルに応じて、それぞれの外国語の単位を認定している。また、文学部心理･応用コミュニケーション学科においては、外国語の検定試験に加え、日本語、漢字の検定試験から 8 単位修得を卒業の要件としている。

[点検・評価]

学則で認定する単位数について規定し、実際の学修内容、修得単位数を勘案し、教授会の議を経て単位認定をしており、適切に行っていると判断される。

編入学生の単位認定をきめ細かく、学生の履修計画も合わせて、一人ひとり綿密に行っていることは評価できるが、50 人以上の学生（2007 年度 56 人）にカスタムメイドの認定案を作成する事務作業と学科長による履修指導については、時期的にも、負担が大きい。

[改善方策]

2007 年度入学生からのカリキュラム変更に伴い、編入学生の単位認定方法を変更することとなるが、その際、認定作業や履修指導を簡素化できるような新たな認定方法に改める。

●卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

[現状説明]

A. 文学部

a. **英文学科**

英文学科の卒業所要総単位数は 132 単位である。英文学科 2007 年度入学生の場合大学共通科目から 38 単位、学科専門教育科目から 80 単位修得することとしている。すなわち、英文学科では自大学･学部･学科において少なくとも 118 単位を修得しなければならず、その割合は 89.4%である。同様に 2004 年度から 2006 年度入学生は 132 単位中 122 単位を自大学・学部・学科において修得しなければならず、その割合は 92.4%である。

b. **心理・応用コミュニケーション学科**

心理・応用コミュニケーション学科の卒業所要総単位数は 132 単位である。心理・応用コミュニケーション学科 2007 年度入学生の場合は、大学共通科目から 38 単位、専門教育科目から 62 単位、検定認定 8 単位を修得することとしている。したがって、心理・応用コミュニケーション学科では検定認定を除き、自大学・学部・学科において少なくとも 100 単位を修得しなければならず、その割合は 75.8%である。同様に 2002 年度から 2006 年度入学生も 132 単位中 100 単位を自大学・学部・学科において修得しなければならない。

B. 経済学部

a. **経済学科**

経済学科の卒業所要総単位数は 2007 年度入学生は 124 単位、2002 年度から 2006 年度入学生は 126 単位である。2007 年度入学生の場合大学共通科目から 38 単位、学科専門教育科目から 70 単位修得することとしている。すなわち、経済学科では自大学・学部・学科において少なくとも 108 単位を修得しなければならず、その割合は 87.1%である。同様に 2002 年度から 2006 年度入学生も 126 単位中 108 単位を自大学・学部・学科において修得しなければならず、その割合は 85.7%

である。

b. 経営情報学科

経営情報学科の卒業所要総単位数は 2007 年度入学生は 124 単位、2002 年度から 2006 年度入学生は 126 単位である。2007 年度入学生の場合大学共通科目から 38 単位、学科専門教育科目から 70 単位修得することとしている。すなわち、経営情報学科では自大学・学部・学科において少なくとも 108 単位を修得しなければならず、その割合は 87.1%である。同様に 2002 年度から 2006 年度入学生は 126 単位中 118 単位を自大学・学部・学科において修得しなければならず、その割合は 93.7%である。

c. 経済法学科

経済法学科の卒業所要総単位数は 2007 年度入学生は 124 単位、2002 年度から 2006 年度入学生は 126 単位である。2007 年度入学生の場合大学共通科目から 38 単位、学科専門教育科目から 66 単位修得することとしている。すなわち、経済法学科では自大学・学部・学科において少なくとも 104 単位を修得しなければならず、その割合は 83.9%である。同様に 2002 年度から 2006 年度入学生は 126 単位中 104 単位を自大学･学部･学科において修得しなければならず､その割合は 82.5%である。

C. 社会福祉学部

社会福祉学部 3 学科（福祉系各学科･福祉臨床学科･福祉心理学科）の卒業所要総単位数は 132 単位である。社会福祉学部 2007 年度入学生の場合大学共通科目から 38 単位、学科専門教育科目から 74 単位修得することとしている。すなわち、英文学科では自大学・学部・学科において少なくとも 112 単位を修得しなければならず、その割合は 84.8%である。同様に 2000 年度から 2006 年度入学生も 132 単位中 112 単位を自大学・学部・学科において修得しなければならない。

[点検・評価]

心理・応用コミュニケーション学科では現場感覚を身に付け、現代社会において希薄になりつつあるコミュニケーションの活性化に貢献できる人材の育成を目的としているため、積極的に学外での学修を取り入れているため、75.8%となっている。

その他の学部･学科においては、80%以上となっており、全学部において自学科での学修が疎かにならないよう配慮されている。

[改善方策]

卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合は、専門性を確保するためにある程度確保しなければならないが、他方で視野を広げるためにも、他大学・学部・学科での学修、他大学との単位互換協定などの学外の教育機関での学修での修得単位の卒業所要総単位中での割合の適切性がどれくらいの割合にあるのかを、慎重に見極めなければならない。

●海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ（C 群項目）

[現状説明]

本学の海外の大学との学生交流協定の締結状況は米国に 3 つ（2 大学と 1 連盟）、カナダ・英国・中国・韓国・台湾において各 1 大学ずつとなっており、各大学及び連盟傘下の大学との学生交流を行っている。

本学学生が各協定校で修得した単位は、帰国後、本学カリキュラムの科目に分野を指定する振替認定または、科目を指定する読替認定を行い、本学で取得した単位と同じ扱いとされる。また、このことは、派遣前のオリエンテーションで説明し、個別の相談にも応じている。

海外の各協定校の学生を本学で受け入れる場合、その日本語のレベルに応じて、本学の国際交流科目または、大学共通科目、各学科･学部専門科目を本学学生と同じ授業で履修することができ、試験に合格すれば単位を修得することができる。単位の認定は、教授会の決議事項となっている。受け入れた留学生が、帰国後、本学で修得した単位の取り扱いは、それぞれの大学によって異なるが、持ち帰った単位についてはそれぞれの大学で概ね認定されているとのことである。

[点検・評価]

1965 年以来、北米・ヨーロッパ・アジアに 7 大学 1 連盟の協定校があり、積極的に交流しており、また帰国後、そこで修得した単位を、個別にきめ細かく本学カリキュラムにおける卒業単位として認定していることは評価できる。

[改善方策]

今後も、海外の大学と学生交流協定を締結する際は、従来と同様にそれぞれの大学が各国において高等教育機関として認定されていることを確認し、また本学の学生が教育を受けるにふさわしい環境かも含め視察を行い、協定を締結していきたい。

また、これも従来どおり、修得した単位を本学での単位に置き換える際には学生ごとに教授会において厳重に審議を行うこととする。

⑤社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

●社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮（C 群項目）

[現状説明]

社会人学生と帰国生徒に関しては入学試験時において一般学生とは別に選抜を行うが、入学後については、一般学生と区分けすることなく特段の教育指導は行っていない。

なお、外国人留学生に対しては、「外国人留学生規程」に定めるとおり、外国語科目の履修については、別途指導を行っているほか本人の求めに応じてレポート添削などを行っている。具体的には、当該外国人留学生の母語を除く外国語 8 単位または文章表現 4 単位もしくは講読演習 4 単位を修得させるようにしている。

[点検・評価]

過去の実績からは、社会人と帰国生徒については特段の教育指導上の配慮を行わずとも十分に卒業所要単位を修得することができている。また、外国人留学生についても入学試験時において、「英語」を試験科目として課し、なおかつ面接試験にて日本語能力についても審査していることから、現状では卒業所要単位を十分修得できている。

[改善方策]

今後は外国人留学生に対しては、修学上の問題だけでなく、学生生活の面をも支援するためのチューター制度の導入も検討していく必要がある。

⑥生涯学習への対応

●生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

[現状説明]

1980 年度から北海道内で最初に社会人特別入学試験制度を設け、現在は全ての学科で社会人を受け入れており、大学院についても一般入学の募集と併せ、一定期間現場経験を有している社会人を対象としたリカレント入学制度を実施している。その他に、社会人向けとして「大学公開講座」や「社会福祉夏季セミナー」、「障害児教育夏季セミナー」を毎年開催している。また、10 学科 3 部門の各担当教員が企画する「学科・部門公開講座」も一般市民に開放している。エクステンションセンター夜間講座の「北星オープンユニバーシティ」は生涯学習の機会を一般社会人に提供しており受講者は図書館も利用できる。

[点検・評価]

学生の資質の向上に資するとともに特に社会人の生涯学習への機会を積極的に推進するため、2002 年度にエクステンションセンターを設置し、2003 度にはより多くの社会人に生涯学習の場を提供する目的で夜間講座「北星オープンユニバーシティ」を開設。2005 年度にはエクステンション課を立ち上げ多彩な講座を展開してきた。2006 年度の一般社会人及び学生の受講者が前後期延べ数でそれぞれ 1,000 名を越していることからも適切な運営措置が図られていると評価できる。

[改善方策]

生涯学習の一環として、多くの社会人を含めて参加できるよう様々な講座を提供してきたが、今後もアンケート調査等により受講者の期待に合った講座を企画提供していけるよう、努めていく。

⑵ 教育方法

①教育効果の測定

●教育上の効果を測定するための方法の適切性

[現状説明]

本学における教育上の効果を測定は、各授業科目についてその授業が終了する期末に行われる試験による。試験には定期試験の他、正当な理由により定期試験を受験できなかった場合に行われる追試験、定期試験の結果不合格になってしまった者に対して行われる再試験を実施することができる。

試験については、筆記試験、口述試験、実技試験またはレポート審査の方法により、または併用している。また、より適切に行うため、期末以外にも、小テスト、授業への出席率、授業参加の積極性、研究発表等のいわゆる平常点の測定を取り入れることによって、それぞれの科目にとって最も適切な方法で教育上の効果を行っている。

[点検・評価]、[改善方策]

多くの科目で、出席、授業態度、授業中の小テスト等の平常点を試験と組み合わせて成績評価を行っている。このような方法は、一度の試験だけで効果測定を行うよりも、学生の緊張感を持たせ、成績評価資料を多様化することに繋がるため、適切であると評価できる。しかし、一方で履修者数の多いの科目では担当教員の負担増となっている。

履修者数の多い科目では、平常店を測定することが担当教員の負担が大きいことから、クラス分割や履修者数の制限を検討する必要がある。

●教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

[現状説明]

本学では、学科専門科目については各学科会議で、大学共通科目については共通部門会議で教育効果や教育目的達成のための議論を行っている。大幅なカリキュラムの見直しが必要な場合には、一定の期間をおいて議論を行っている。

これらの測定方法は、定期的に（1992 年から実施し、1999 年度から隔年で実施）実施している「学生による授業評価アンケート」、毎年度実施している点検評価項目「授業科目毎の履修者数・単位取得者数状況」（全科目）及び「授業科目別履修者数・成績評価状況・単位取得状況一覧」（全教員配付）の詳細なデータによって、自分の授業（講義・実験実習・演習）のあり方について考える材料としている。

[点検・評価]

次年度のカリキュラム編成や数年に一度行われる大幅な見直しを伴うカリキュラム改定時に、その時点での教育効果や目的の達成度について点検・評価を行っている。「学生による授業評価アンケート」、毎年度実施している点検評価項目「授業科目毎の履修者数・単位取得者数状況」（全科目）

及び「授業科目別履修者数・成績評価状況・単位取得状況一覧」（全教員配付）によって教員間で公表することになり、教員間での点検・評価が自ずとできることになっている。

「学生による授業評価アンケート」については、実施しなかった科目及び担当教員を、実施しなかった理由も含め公表している。実施する毎に未実施の教員及び科目とも減少し、実施率は、科目ベースで 97.5%（2005 年度後期実施）と高率になっている。

[改善方策]

教育効果や目標達成度について、担当する教員個人の努力によるところが多いが、学科及び学部全体で議論を進めていくことが肝要である。複数の教員によって展開されている科目については、シラバスに示している「講義のねらい」通りに授業が展開されているかを教員間で点検・評価できるように働きかけ、評価基準の統一化も検討願うようにしたい。

各学部及び全体で共通したテーマで取組めるように、FD 予算を全学と各学部に分けて措置しているので、これを利用して、教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の形成をすることも努力していきたい。

●教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

[現状説明]

本学では教育効果の測定は全ての科目において「授業科目の履修等に伴う試験等に関する規程」に則り、各科目の担当教員が行うシステムとなっている。「授業科目の履修等に伴う試験等に関する規程」では、試験の種類、受験資格、試験の実施方法、結果発表の方法、追･再試験などについて規定されており、この規程に基づき同じ基準で教育効果を測定する。この規程の機能的有効性の検証は、大学教学会議において行う仕組みとなっている。「授業科目の履修等に伴う試験等に関する規程」は 1998 年に制定され、必要に応じて 3 回の改訂が行われている。

また、毎年実施している自己点検評価において、全ての授業科目の履修者数・成績評価状況・単位修得状況を点検しており、問題点があれば、各学科･部門においても「授業科目の履修等に伴う試験等に関する規程」の範囲内で改善策が講じることができる。

[点検・評価]

授業科目の履修等に伴う試験等に関する規程を元に教育効果を測定し、同規程において機能的有効性を検証する組織についても定められている。

[改善方策]

学生による授業評価アンケートを隔年で実施しているが、目的は、教員個人での授業改善に限定されている。これをシステム全体の検証する仕組みのために利用できるよう、検討して行く。

●卒業生の進路状況

[現状説明]、[点検・評価]

低学年対象で 1 年生後期に「職業と人生Ⅰ」、2 年生前期に「職業と人生Ⅱ」を選択科目とし、取

得単位(各 2 単位)は卒業単位に算入可能とした。

低学年のキャリア教育科目の効果測定は、履修者数、出席率、積極的参加度等による。1 年生限定・300 名限定の開講科目履修者数は約 220 名。今年度からの開講科目であるため、その他のデータを提示できないが、従来の就職支援体制から比較すると効果は高いと期待できる。1・2 年生の科目の取り組みと 3 年生からのキャリアデザインプログラム及び 4 年生の個別支援が連動し、キャリア教育の効果測定が可能になるが、かなりの時間を要する。業界を問わず幅広く就職しているが、大学全体の就職先としては、道内経済を反映し卸小売業への就職がトップ、次いで福祉・病院関係の専門職、金融業に例年多くの卒業生を輩出している。航空業界へ毎年継続して就職しているのも大きな特徴である。この 3 月卒業生の就職先を学部学科毎に見てみると各学科のカリキュラムの特色が反映された結果となっている。

・　文学部英文学科では卸・小売業がトップ、続いて教育業が 11.9%、観光業が 10.9%と続く。教育業が 10%を超えるのは高い数字である。心理・応用コミュニケーション学科では卸・小売業が群を抜いて多く、次に金融・保険・証券業と専門サービス業が 12%と続き、百貨店・スーパー、観光業、情報処理業がともに 6.7%。

・　経済学部では3学科とも､卸･小売業界及び金融･保険業界に就職した学生が5割近くにのぼり、経済学科では製造業、経営情報学科では情報処理分野に就職した学生も少なくない。経済法学科では、公務員に就職する学生が多くなっている。

・　社会福祉学部では福祉計画学科と福祉臨床学科においては就職先のトップは福祉専門職。福祉計画学科では 3 割弱の学生が福祉・病院関連に進み、福祉臨床学科では福祉分野と医療保険分野を加えると 55%を超える。福祉心理学科では、他学科に比べ教員や専門サービスの割合が高いのも特色といえる。

また､過去 3 年間の就職先企業は、都銀をはじめ、道内の北洋銀行、北海道銀行、北海道労働金庫、ホクレン、JR 北海道、JTB 北海道等にたくさんの卒業生が就職し、女子学生に人気の CA（客室乗務員）や地上職も、各航空会社で多くの学生を採用いただいた。日本放送協会（NHK）にも 2 名がキャスターとして就職している。新たに麒麟麦酒、北海道電力等が就職先として出現してきた。そこで㈱リクルート「就職ブランド調査 2007」を利用した本学の学生の内定状況を調査してみた。年度毎に比較してみると、別紙資料のとおり全国、道内ともこれらの企業への内定が確実に増加傾向を示している。地元志向が強い中で、地方の私大から首都圏の学生達に臆することなく大手企業を狙おうとしている学生が増えていることに、キャリア教育の手ごたえを感じる。

[改善方策]

現在全国的に取り組まれているキャリア教育とは､「人間力の育成」である。人間力の育成が学内の１部署のみでできるはずもなく、キャリアデザイン支援委員会、就職支援課を始めとする本学全体で取り組むべき大きな課題であり、しかも長い月日をかけて検討している時間的余裕はあまり無い。正課科目のみならず、正課外教育も含めた全学的「人間力の育成」の取り組みが急務で、大学の生き残りをかけた取り組みであることを学内構成員が認識する必要がある。

（添付資料：就職ブランド調査 2007　総合ランキング(全国上位 100 社／北海道上位 40 社)

就職ブランド調査2007　総合ランキング
全国上位100社

※ 順位はリクルート「就職ブランド調査2007」より

（年度）

2007順位	2006順位	企業名	北星学園大学の内定状況						
			2007	2006	2005	2004	2003	2002	計
1	－	みずほフィナンシャルグループ	1	2	2	－	1	1	7
2	1	ANA（全日本空輸）	3	2	－	2	－	－	7
3	6	三菱東京UFJ銀行	－	－	－	－	1	－	1
4	2	トヨタ自動車	－	－	－	－	－	－	0
5	4	日立製作所	1	－	－	－	－	－	1
6	5	電通	－	－	－	－	－	－	0
7	10	東海旅客鉄道（JR東海）	－	－	－	－	－	－	0
8	2	ジェイティービー	－	－	－	－	5	3	8
9	7	博報堂	－	－	－	－	－	－	0
10	27	松下電器産業	－	－	－	－	－	－	0
11	14	資生堂	－	－	－	－	－	－	0
12	13	三井住友銀行	－	－	1	1	－	－	2
13	7	サントリー	－	－	－	－	－	－	0
14	－	JAL（日本航空）	1	－	－	－	1	－	2
15	20	アサツー ディ・ケイ	－	－	－	－	－	－	0
16	39	野村證券	－	2	－	1	1	－	4
17	12	ベネッセコーポレーション	－	－	－	－	－	－	0
18	41	キヤノン	－	－	－	－	－	－	0
19	29	東京海上日動火災保険	3	1	－	1	－	－	5
20	31	オリエンタルランド	－	－	－	－	－	－	0
20	9	積水ハウス	1	1	－	1	1	－	4
20	16	バンダイ	－	－	－	－	－	－	0
23	19	講談社	－	－	－	－	－	－	0
24	23	三菱商事	－	－	－	－	－	－	0
25	20	三井物産	－	－	－	－	－	－	0
26	45	伊藤忠商事	－	－	－	－	－	－	0
27	34	住友商事	－	－	－	－	－	－	0
28	22	東日本旅客鉄道（JR東日本）	1	－	－	－	－	－	1
29	25	本田技研工業	－	－	－	－	－	－	0
30	81	シャープ	－	－	－	－	－	－	0
31	34	大日本印刷	－	－	1	－	－	－	1
32	15	損害保険ジャパン	1	7	2	－	－	－	10
33	17	カゴメ	－	－	－	－	－	－	0
34	94	三菱UFJ信託銀行	－	－	－	－	－	－	0
35	29	ソニー	－	－	－	－	－	－	0
36	11	フジテレビジョン	－	－	－	－	－	－	0
37	17	日産自動車	－	－	－	－	－	－	0
38	70	リンクアンドモチベーション	－	－	－	－	－	－	0
39	60	NHK（日本放送協会）	－	－	－	－	－	－	0
40	57	東日本電信電話	－	－	－	－	－	－	0
41	33	凸版印刷	2	2	－	－	－	－	4
42	64	富士フィルム	－	－	－	－	－	－	0
43	24	集英社	－	1	－	－	－	－	1
44	54	日本電気	－	－	－	－	－	－	0
45	64	大和証券	－	1	1	－	－	1	3
46	37	大和ハウス工業	－	1	1	2	2	－	6
47	59	朝日新聞社	－	－	－	－	－	－	0

48	44	アイシン精機	−	−	−	−	−	−	0
49	51	武田薬品工業	−	−	−	−	−	−	0
50	36	ロッテ	−	−	−	−	−	−	0
51	68	明治製菓	−	−	−	−	−	−	0
52	28	高見	−	−	−	−	−	−	0
53	46	デンソー	−	−	−	−	−	−	0
53	130	丸紅	−	−	−	−	−	−	0
55	72	西日本旅客鉄道（JR西日本）	−	−	−	−	−	−	0
56	50	エイチ・アイ・エス	3	−	−	−	1	1	5
56	51	日本旅行	−	−	−	−	−	−	0
58	42	富士通	−	−	−	−	−	−	0
58	57	森永製菓	−	−	−	−	−	−	0
60	67	近畿日本ツーリスト	−	1	2	2	−	−	5
61	88	中部電力	−	−	−	−	−	−	0
62	88	任天堂	−	−	−	−	−	−	0
63	51	ニトリ	6	5	−	2	5	2	20
63	77	三井不動産	−	−	−	−	−	−	0
65	56	西日本電信電話	−	−	−	−	−	−	0
65	95	りそなホールディングス	−	−	−	−	−	−	0
67	742	スクウェア・エニックス	−	−	−	−	−	−	0
68	48	日清食品	−	−	−	−	−	−	0
69	26	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	−	−	−	−	−	−	0
69	113	花王	−	−	−	−	−	−	0
69	83	キリンビール	−	−	−	−	−	−	0
72	145	三菱重工業	−	−	−	−	−	−	0
73	319	ブリヂストン	1	−	−	−	−	−	1
74	100	東京電力	−	−	−	−	−	−	0
75	47	三井住友海上火災保険	2	−	2	2	3	−	9
76	153	日本アイ・ビー・エム	1	1	−	−	−	−	2
76	−	バンダイナムコゲームス	−	−	−	−	−	−	0
78	55	プラン・ドゥ・シー	−	−	−	−	−	−	0
78	78	ミキハウス	−	−	−	−	−	−	0
80	106	髙島屋	−	−	−	−	−	−	0
80	74	松下電工	−	−	−	−	−	−	0
80	275	ユニクロ	2	2	1	−	−	1	6
83	215	東レ	−	−	−	−	−	−	0
84	72	旭化成ホームズ	−	−	−	−	−	−	0
85	75	エヌ・ティ・ティ・データ	−	−	−	−	−	−	0
86	124	野村総合研究所	−	−	−	−	−	−	0
87	32	九州旅客鉄道	−	−	−	−	−	−	0
88	124	住友林業	−	−	−	−	−	−	0
88	95	日本生命保険	1	2	−	5	−	−	8
90	104	東急エージェンシー	−	−	−	−	−	−	0
90	107	日本銀行	−	1	−	−	−	−	1
90	180	日本たばこ産業	1	−	−	−	−	−	1
93	75	味の素	−	−	−	−	−	−	0
93	134	コーセー	−	−	−	−	−	−	0
93	294	豊田通商	−	−	−	−	−	−	0
93	99	ヤマハ	−	−	−	−	−	−	0
93	95	レオパレス21	3	−	6	4	3	1	17
98	110	江崎グリコ	−	−	−	−	−	−	0
98	119	国際協力機構	−	−	−	−	−	−	0
98	80	豊田自動織機	−	−	−	−	−	−	0
98	−	郵便局	7	−	−	−	−	−	7
合　　計			41	32	19	23	24	10	149

※２００７年度は９月末日現在の数値である。

就職ブランド調査2007　総合ランキング
北海道上位４０社

※ 順位はリクルート「就職ブランド調査2007」より　　（年度）

北海道順位	昨年順位		全国順位	全国昨年順位	昨年からの差	名称	北星学園大学の内定状況						
							2007	2006	2005	2004	2003	2002	計
1	1	→	63	51	-12	ニトリ	6	5	0	2	5	2	20
2	2	→	137	71	-66	北洋銀行	16	4	8	2	1	0	31
3	4	↑	191	219	28	北海道旅客鉄道	5	2	3	4	6	1	21
4	3	↓	227	147	-80	北海道銀行	8	5	6	9	8	4	40
5	5	→	257	294	37	北海道電力	0	1	0	0	0	0	1
6	21	↑	370	695	325	ジェイティービー北海道	0	1	1	1	5	3	11
7	11	↑	435	466	31	北海道新聞社	0	0	0	0	0	0	0
8	17	↑	584	588	4	ホクレン農業協同組合連合会	5	2	4	9	6	2	28
9	6	↓	623	319	-304	北海道ガス	0	0	0	0	0	0	0
10	26	↑	673	798	125	北海道国際航空	1	1	0	0	0	0	2
10	18	↑	673	616	-57	ロイズコンフェクト	0	1	0	1	3	1	6
10	6	↓	673	319	-354	六花亭製菓	5	1	2	7	8	7	30
13	49	↑	748	1585	837	ＡＮＡセールス北海道	1	2	0	3	0	0	6
13	21	↑	748	695	-53	ツルハ	5	4	7	6	0	1	23
13	13	→	748	484	-264	ナシオ	0	0	1	0	5	0	6
16	—	↑	828	864	36	アインファーマシーズ	1	4	2	2	0	2	11
16	19	↑	828	655	-173	セイコーマート	4	4	2	5	3	0	18
16	—	↑	828	742	-86	雪印乳業	0	0	0	0	0	0	0
19	14	↓	902	499	-403	エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道	1	0	1	0	3	0	5
19	—	↑	902	2201	1299	れんせい	5	3	5	0	1	1	15
21	23	↑	998	742	-256	北一硝子	2	3	1	3	6	0	15
21	14	↓	998	499	-499	サッポロドラッグストアー	6	2	3	7	7	3	28
21	23	↑	998	742	-256	北海道アルバイト情報社	1	0	0	1	0	0	2
21	29	↑	998	934	-64	丸井今井	4	4	1	2	0	0	11
25	—	↑	1133	2832	1699	アジェンダ	0	0	0	0	0	0	0
25	26	↑	1133	798	-335	ムトウ	2	0	3	0	1	3	9
25	29	↑	1133	934	-199	モロオ	5	2	1	3	1	0	12
25	28	↑	1133	864	-269	ローレル	0	1	2	0	0	0	3
29	44	↑	1310	1405	95	ＳＯＣ	1	4	2	5	1	0	13
29	—	↑	1310	3911	2601	エィ・ダブリュ・ソフトウェア	0	0	0	0	0	0	0
29	9	↓	1310	404	-906	札幌信用金庫	5	1	1	2	0	1	10
29	49	↑	1310	1585	275	札幌トヨペット	1	1	4	1	3	2	12
29	44	↑	1310	1405	95	ほくやく	2	2	1	0	4	0	9
29	38	↑	1310	1233	-77	北海道ＣＳＫ	1	0	0	0	0	0	1
29	—	↑	1310	2832	1522	北海道リコー	5	2	1	6	2	2	18
29	11	↓	1310	466	-844	北海道労働金庫	3	6	5	5	5	0	24
29	—	↑	1310	—	—	マスダプランニング	1	0	1	0	0	0	2
29	32	↑	1310	1016	-294	雪印種苗	0	0	0	0	0	0	0
29	—	↑	1310	2201	891	柳月	0	1	1	0	1	0	3
29	—	↑	1310	—	—	レブニーズ	0	2	0	0	0	0	2
合　計							102	71	69	86	85	35	448

※２００７年度は９月末日現在の数値である。

②厳格な成績評価の仕組み

●成績評価法、成績評価基準の適切性

[現状説明]

本学では成績評価は 0 から 10 で行われている。評価基準は 10 から 5 までが合格、4 から 0 までが不合格となっている。定期試験において、不合格となった場合でも担当教員の裁量で再試験を行うことができる。この場合の最高点は 5 である。追試験には定期試験と同じ評価基準となっている。

[点検・評価]、[改善方策]

成績の評価基準は『履修ガイド』に、また個々の授業科目の評価方法については『講義要項』に明記されており、学生が事前にそれらを確認した上で履修できるよう配慮されている。

また、評点が 11 段階あることで、よりきめの細かい評価が可能となっている。しかし、10 点法といいながら、11 段階の評価であり誤解を招きやすい。

特に問題は発生していないが、誤解のないよう履修ガイドや採点依頼文書等に記載して対応する。

●厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

[現状説明]

本学では、成績評価は科目担当者の裁量に任されている。どのように評価するかについては、全ての科目について、シラバスに記載しており、この記載に従って評価をしている。

また、複数クラスで展開している科目では、学科・学部単位または担当者間で、クラス間の成績評価にばらつきを出さないよう、科目ごとに基準を設定している科目がある。ただし、たとえば同じ「心理学」という同じ科目でも、心理･応用コミュニケーション学科クラスと、経済学部クラスでは異なるシラバスで授業が展開されており、当然、評価基準も異なっているような場合がある。

学生は自分の学修の成果として評価された成績に、疑問がある場合は、成績確認票により科目担当者に問い合わせることができるシステムとなっており、厳格な成績評価を行うための助力となっている。

[点検・評価]、[改善方策]

科目担当者が成績評価の基準をあらかじめ示した上で成績評価を行い、学生もその基準に従って評価されているかどうかを直接確認できるシステムとなっている。

現在は、科目担当者･学科･学部での取り組みとなっているが、全学での取り組みとできるかどうか検討の余地がある。

●学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況（C 群項目）

[現状説明]

本学では、在学中の 2 年次以上の各学科･学年の学業成績上位者で、各学科の入学定員の 10 分の

1 以内の者を成績優秀者学業奨励金奨学生とする仕組みがある。成績優秀者学業奨励金奨学生は奨学金として年額 50,000 円を支給するし学生の学習意欲を刺激する制度と位置づけている。この制度は 2 年次、3 年次、4 年次学生約 2700 人中 200 人以上の学生が対象となる。

また､卒業者のうち特に学業成績が優秀であった者を各学科 1 名について学長表彰を行っている。この表彰は、卒業式で行っており、大変名誉あるものとして受け止めてもらえている。

[点検・評価]、[改善方策]

多くの学生を対象としており、学生の学習意欲を刺激しているといえるだろう。

今後は、奨学金、表彰以外にも、学生の学習意欲を刺激する仕組みを作れないかどうか、また、既存の仕組みも組み合わせた学生の学習意欲を喚起できる方法はないか、多角的に検討する余地がある。

③履修指導

●学生に対する履修指導の適切性

[現状説明]

毎年 4 月に学科、学年ごとにオリエンテーションを実施し、学科長による履修の方法について説明を行っている。また、各種資格や体育実技、教職課程など特に説明が必要な個別の分野での履修については、それぞれの部門長などの教員から、別途オリエンテーションや説明会を行っている。この他にも、教務担当事務職員による留年生に対する個別指導も行っている。オリエンテーションに際しては､『履修ガイド』を学生全員に配布し、更に新入生には冊子体の『講義要項』を配布している。講義要項は全ての科目についてホームページ上でも閲覧できる。また、履修登録期間は学科長及び教務担当事務職員が履修相談を行っており、個別の相談を受けている。

授業開始後も、長期欠席者や履修登録に不備の見られる者、単位修得状況の思わしくない者等について、個別に学生に対して履修指導を行っている。

[点検・評価]

学科・学生学年ごと総合的なガイダンス行った上で、個別の履修指導も行い、授業開始後、試験後も追跡して履修指導を行っていることは評価できる。

[改善方策]

今後、これまで以上に多様な学生が入学してくることが予想され、現在の履修指導が適切かどうか、常に検証しつつ実施していかなければならない。

●オフィスアワーの制度化の状況

[現状説明]

オフィスアワー制度は 1994 年度より実施しており、教員には原則予約無しでの学生の受入れと

オフィスアワー時間帯の研究室での在室を依頼している。各教員が設定するオフィスアワーは、本学の学生相談センターホームページに掲載しているほか、学生支援課掲示板にも貼り出して、学生に周知している。

メールによる相談を受け付けている教員も相当数いるため、メールを利用して相談する学生も多くなっていると考えられる。教員の学内メールアドレスは、総合情報センターホームページから検索できるようになっている。

[点検・評価]

原則訪問の予約は不要としているものの、緊急やむを得ない事情や不可抗力の場合もあるが、設定された時間帯に教員が不在の場合もまれにあり、学生が無駄足を踏むというケースもある。また、教員側からは学生たちの多岐に渡る問題について、特に心の悩みついては対応しにくいと言う意見もあるが、教員との相談時間帯が明確に設定されていることは学生にとって心強く、有用であると評価できる。

しかしながら、オフィスアワーの利用状況について特に統計等の記録はとっておらず、オフィスアワーがどの程度機能しているか検証していない。

[改善方策]

教員・学生双方が時間を有意義に使えるよう、教員に対し設定時間帯の在室を強制するよりも予約訪問を原則とすることも視野に入れ、オフィスアワーの機能を検証するシステムの導入とともに次年度へ向け学生相談委員会において検討することとなった。

●留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

[現状説明]

本学では、各年次における留年という制度はなく、４年間在学したにもかかわらず、卒業所要単位を修得できなかった者に対して、卒業延期者として対応している。

卒業延期者には、4 月にオリエンテーションを行った上で、個別に履修指導を行っている。また、卒業延期者で履修登録単位が 10 単位未満の場合、半年在学で学費がおおむね 4 分の 3 を、1 年在学で 2 分の 1 を減免している。

また、経済法学科を除く全学科でスクリーニング制度を実施しているが、該当者には学科長が直接履修指導を行うこととしている。スクリーニングとは、2 年次終了までに各学科で指定した条件を満たしていない場合、3 年次以上に配当された専門教育科目及び教職に関する科目を履修できないシステムである。

[点検・評価]、[改善方策]

毎年度、各学部平均で 50 人程度の卒業延期者が出ているが、スクリーニング制度の導入によって早い段階での計画的な履修を促しているため、2007 年 3 月の大学全体での正規卒業率は 85%を上回っている。

卒業延期者に対しては、全体の説明及び個別の指導の中で、具体的にどのように単位を修得するべきかを指導しており、この取り組みは、卒業延期の状況を不安に感じている学生に対し非常に効

果的であるといえる。また、卒業延期者の経済的な負担を減らすための減免制度も評価できる。したがって、現状において特別改善すべき点はない。

●科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性（C 群項目）

[現状説明]

科目等履修生のうち、教職免状取得希望者は、一般の科目等履修生では履修できないが、教職免許状取得に必要な科目を履修することができ、在学生と同様の教免取得までの履修指導を行っている。また、教職必修科目である教育実習関係科目は、卒業者に限り履修を許可しており、在学時の不足単位を修得するなどして、教免取得の道を残している。

また、退学･除籍となった者で再入学を目指している科目等履修生には、在学生と同じ単位だけの履修することができ、学科長及び教務担当者が履修指導をしている。このことにより、退学･除籍から再入学までの期間を無駄にせず、スムーズに再入学後の学習ができるよう、単位修得することができる。

[点検・評価]、[改善方策]

教職免状取得希望者については、特に卒業生に対して教育的配慮がなされており、在学時と同様の指導を受けることができる。また、退学又は除籍となった者で再入学を目指している者に対しては、この制度をうまく利用すれば、再入学後の在学年数を減らすことができ、学習意欲の向上にも役立っている。しかし、その他の一般科目等履修生については、特別な配慮はしていない。

今後､その他の一般科目等履修生について､何か必要な配慮すべき点がないかどうか検証を行う。

④教育改善への組織的な取り組み

●シラバスの作成と活用状況

[現状説明]

本学では全科目においてシラバスの作成を義務付けている。その記載内容は､「講義のねらい」「授業のながれ」「成績評価・注意事項」「教科書・参考書」である。『講義要項』は新入生に冊子体で配布される他、ホームページ上でも同一の内容が閲覧できるようになっている。

[点検・評価]

2007 年度に行われたシラバスに関するアンケートによると、90%の学生が履修登録に際して、シラバスを参照しており、シラバスによって授業内容が学生に周知され、授業選択の際に活用されていることを示している。また、同アンケートによると、授業を受講するにあたってシラバスを利用する学生は 84%となっており、履修科目も決めた後も有効に利用されている。

また、ホームページ上のシラバスは、キーワードや担当教員名、科目分類で検索できるようになっており、学生が関心に合わせて科目を調べられるよう配慮されているとともに、外部に授業内容を公開するという点で有効に機能している。一方で、A4 用紙 1 枚の紙に 1 科目印刷できるように

して欲しい、時間割とのリンクをして欲しいなどの意見もあった。

[改善方策]

シラバスが学生の授業選択やり週に重要な役割を果たしている事実を踏まえ、今後は、ホームページでの検索機能の強化などの充実を図る。

●学生による授業評価の活用状況

[現状説明]

既に記述したように、本学では教学運営委員会の下で 1992 年度より「学生による授業評価アンケート」を開始し、1999 年度からは隔年で定期的に実施しており、今年度で 13 回の実施となる。対象科目は、実技･実習科目など一部の科目を除く全科目となっており、担当教員は必ず実施なければならない。実際に、2007 年度において実施率はおおむね 99%であり、ほとんどの教員から実施にあたっての協力が得られている。

アンケートの集計結果は、担当教員のコメントとともに報告書としてまとめられており、図書館や履修登録会場、ロビーなどで学生にも公開されている。また、当然この結果を、各科目担当者は授業改善の材料として役立てている。

[点検・評価]

報告書は冊子体でまとめられており、学部・学科別、科目群別、履修登録者数別等の様々な切り口からアンケート集計結果を掲載している。2005 年度に実施したアンケートの結果を分析した結果、授業中の私語の問題が浮き彫りとなり、教学運営員会は各種調査を行い、私語対策指針を策定、2006 年 4 月から実施した。学生による授業評価が授業環境の改善へと繋がったことは、評価が有効に活用されていることを示す例と言えるだろう。

[改善方策]

現在のところ、アンケート結果は、主に担当教員の授業改善のために利用されているが、今後はファカルティ・ディベロップメントなどでもアンケート結果を生かしていく。

(3) 国内外における教育研究交流

●国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

[現状説明]

本学は開学以来、国際性の追求を大学の姿勢の一つとして、外国人教員による授業展開と共に、学生の派遣・受入れにも力を注ぎ、外国の大学と提携を行ってきた。

英文学科を有する本学の学科構成から、従来、英語圏との交流が中心であったが、1988 年以降、非英語圏（特に東アジア）との交流にも力を注ぎ、中国、韓国、台湾へと交流先を拡大し、その結果、米国、英国、カナダ、中国、韓国、台湾を合わせて毎年 20～30 名程度の学生を交換している。

交換留学に関しては各学部、言語教育部門からの選出委員からなる国際教育推進委員会を中心とした国際教育センターにおいて、過去の実績や学生のニーズも踏まえ基本方針を策定している。

さらに、通常の交換留学では特定の学生のみが国際交流の中心となりがちであるため、一般学生をも巻き込んで学内での国際化が進展するような、短期間の招聘プログラム（中国・韓国・台湾から 15 名の学生を招聘）も主に学生主導でプログラムを作成し行っている。

また、言語教育部門においては各外国語履修者に対する現地実習の実施が決まっており、派遣先や詳細を検討中である。

[点検・評価]

英語圏のみならず非英語圏（特に東アジア）との交流にも力を注ぎ、学生の視野の拡大につながってきたことは評価できる。

また、学生主導でプログラムを作成し、交流を行っていることは学生の主体性の養成にもつながり、高く評価できる。

[改善方策]

本学の基本的方針のひとつである考え（国際性の追求）に変更の必要性は感じないが、欧米中心の交流からアジアにも目を向け、同時に学内の国際化も図ってきた中で、今後とも、学生にとってより魅力的な派遣留学先（国）が求められており、国際教育推進委員会を中心とした積極的な開拓が必要である。

●国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

[現状説明]

現在、教育研究交流を目的に交流協定を締結している数は、米国 3、英国・カナダ・中国・韓国・台湾が各 1、合計 8 つとなっている。協定は一番古いものは 1965 年に締結したもの（米国）で最近は 2004 年に締結したもの（台湾）である。

その内、米国の一つは協定締結先が単独の大学ではなく、複数の大学からなる大学連盟（ブレズレン大学連盟～略称 BCA）とのものであり、正確には協定締結数イコール協定締結大学数とはなっていない。

各協定は細部において内容が異なるが、基本的には学生の相互交流（授業料相互不徴収、単位互換、1 学期間あるいは 1 年間の受入れと、1 年間の派遣）を主な目的としているが、教員の研究交流も謳っており、下記実績のとおり毎年活発な交流を行っている。受け入れた留学生は「日本語」の授業を中心に本学開講科目を履修している。受け入れた教員は本学開講科目として、専門領域や外国語を担当している。

また、派遣した学生はそれぞれの国や地域で外国語科目の履修を中心に通常開講科目を履修しており、派遣・受入れともに単位の互換が可能なシステムとなっている。派遣した教員は主として日本文化や日本語会話などの授業を担当している。（中国の場合）

2007 年度実績は、派遣学生数 15 人（米国 8 人、英国 3 人、中国 1 人、韓国 1 人、台湾 2 人）、派遣教員 1 人（中国）、受入れ学生数 41 人（米国 28 人、カナダ 2 人、英国 3 人、中国 2 人、韓国 3 人、台湾 3 人）、受入れ教員（研修生含む）3 人（米国 1 人、中国 2 人）である。

その他に基本協定とは別の覚書によって各学期 10 人（韓国）の学生を 1 学期間のみ受け入れている。

また、文部科学省・大学後援会の補助も得て、15 人（中国・韓国・台湾各 5 人）の学生を約 2 週間招聘しており、本学学生立案のプログラムの下、自主的な交流を行っている。

[点検・評価]

1965 年より留学生の受入れを開始し、現在も一定数の学生の交流を活発に続けていることは評価できる。近年、受入れ留学生が増加傾向にあるのに比べ、派遣留学の申し込みが伸び悩んでいる。しかし、一方で休学をして自分で行き先を探し、海外留学や研修を行う学生は一定数おり、派遣留学そのものに対する興味やニーズが減少しているのか、今後、調査が必要と思われる。

学生の交換にとどまらず、教員の交換により、互いの持つ知識の教授や文化的交流を通じ、学生、教職員の国際的感覚を養うことにも寄与していることは大きく評価できる。

[改善方策]

学生の派遣留学に対する意識を調査するなどして、より魅力のある派遣留学制度を構築していくよう国際教育センターを中心に考えていく必要がある。

教員の交流に関しては、コンスタントに派遣と受入れが続くように、学内に周知するとともに、参加しやすいような環境を整備していく為の検討を行う。

●外国人教員の受入れ体制の整備状況（C 群項目）

[現状説明]

本学では外国人教員については、通常専任教員または非常勤講師として外国語科目あるいは学科専門科目等について授業展開を行っている。

その他、学生の派遣・受入れと共に外国の大学と提携を結び、交流教員を受入れ教育研究交流を行ってきた。

また、学科で必要に応じて客員教授として海外から外国人教員を招聘することも行っている。

専任教員としての外国人教員の受入れについては、他の日本人教員と同等の扱いをしており、特段の体制はとっていない。非常勤講師として雇用している外国人教員に関しては、非常勤講師控室を設け、室内には専従の係を配置し、授業の前後等に自由に利用できる体制を取っている。客員教授については、研究室、住居を用意し、提携を結んだ外国の大学からの引率教員や研究のために滞在する教員にも、研究室、住居を用意している。

また国際教育係の他にも、教務係には英語に堪能な職員を配置し、諸問題に対応できる体制を取っている。

[点検・評価]

言葉の問題による障害を取り除く体制が整っていることは評価できる。

現状では非常勤講師や客員教授に関しては、教育研究以外の生活面でのケアに関して責任の所在に関する必要論も含めた議論がなされておらず、事故等が発生した際の対応に混乱を生じさせる恐れがある。

[改善方策]

非常勤講師について受入れ責任範囲の明確化が必要である。

また、専任、客員、交流教員については現状で満足することなく、本人の要望・意見も取り入れた体制を整備していく必要がある。

(4) 教職課程

●大学としての教員養成における取り組みの適切性

[現状説明]

(1)免許の種類

現在、北星学園大学では、3 学部 8 学科のすべてに、中学校及び高等学校の教員を養成する教職課程が設置されている。また、社会福祉学部の２学科には、特別支援学校の知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育の領域の教員を養成する教職課程が設置されている。免許の種類は、文学部英文学科では中学校・高等学校の英語、文学部心理・応用コミュニケーション学科では中学校社会と高等学校公民、経済学部経済学科では中学校社会と高等学校地理歴史・公民・商業、経済学部経営情報学科では高等学校商業・情報、経済学部経済法学科では中学校社会と高等学校公民、社会福祉学部福祉計画学科では中学校社会と高等学校公民、社会福祉学部福祉臨床学科では中学校社会、高等学校福祉と特別支援学校、社会福祉学部福祉心理学科では高等学校公民と特別支援学校の 1 種免許状が取得できる。

さらに、取得を希望する校種・教科の免許が所属学科にはなく、所属学部他学科にある場合には本学の学内科目等履修制度の利用によって、経済学部経営情報学科では中学校社会と高等学校地理歴史・公民、社会福祉学部福祉計画学科では高等学校福祉と特別支援学校、社会福祉学部福祉臨床学科では高等学校公民、社会福祉学部福祉心理学科では中学校社会と高等学校福祉の 1 種免許状が取得できるようになっている。

また、大学院においては、文学研究科言語文化コミュニケーション専攻では中学校・高等学校英語、経済学研究科経済学専攻では高等学校公民・商業、社会福祉学研究科社会福祉学専攻では中学校社会と高等学校公民、社会福祉学研究科臨床心理学専攻では高等学校公民の専修免許状が取得できる。

(2)教職課程のカリキュラムと指導体制

本学の教職課程のカリキュラムは、「教職に関する科目」と「教科に関する科目」の 2 つに分けて記載されている。ここでは「教職に関する科目」について記述する。

教職の意義等に関する科目として、1 年次に「教職入門」2 単位必修を設置している。

教育の基礎理論に関する科目として、1 年次に「教育学」2 単位必修、2 年次に教育心理学 2 単位必修、教育行政論 2 単位必修、3 年次に「教育史」2 単位選択、「教育社会学」2 単位選択を設置している。

教育課程及び指導法に関する科目として、2 年次に「特別活動の研究」2 単位必修、「教育方法論」2 単位必修、「道徳教育の研究」2 単位中学校必修、3 年次に各教科教育法 4 単位必修（英語科教育

法のみ 2 年次)、「英語科教育実践指導」「社会科教育実践指導」4 単位中学校必修を設置している。

生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目として、2 年次に「教育相談論」2 単位必修、3 年次に「生活指導の研究」2 単位必修を設置している。

4 年次には、「総合演習」2 単位必修、「教育実習事前事後指導」1 単位必修、「教育実習Ⅰ（中学校)」4 単位（3 週間実習）または「教育実習Ⅱ（高等学校)」2 単位（2 週間実習）を必修として設置している。

このほか、中学校免許取得希望者には 3 年次に「介護等体験」（社会福祉施設 5 日間、特別支援学校 2 日間）を必修としている。

教職課程の専任教員は、文学部、経済学部、社会福祉学部の各学部に 1 名ずつ配置され、教職部門を組織している。この 3 名に、学生支援課の課長、学生支援課実習事務室の教育実習担当の事務職員 1 名を加えた 5 名で教職部門会議を構成し、教職課程に関する意思決定を行っている。また、学生支援課教務係には教職課程担当の事務職員が 1 名、教職に関する学生への指導を行うための教職実習準備室が設置されており、非常勤職員が 1 名勤務している。

教職実習準備室では、「教育実習」「障害児教育実習」を履修した学生に対して、実習の事前事後指導及び教育実習を中心に教職課程に関する学生の相談に対応している。さらに、検定教科書や教職関連の資料などの展示・閲覧・貸出を行うとともに、教員採用試験に向けた学生の自主的な学習会が定期的に開かれている。

⑶新たな教職課程の設置

2001 年度に社会福祉学部福祉臨床学科に高等学校福祉、2002 年度に経済学部経営情報学科に高等学校情報の教職課程を新設した。また、2007 年度から社会福祉学部福祉臨床学科と福祉心理学科に、それまでの養護学校に代わって、特別支援学校の知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育の領域の教職課程を設置した。

⑷教職課程履修者数、免許取得者数、採用登録者数

最近 5 年間の教職課程履修者数（1 年次「教職入門」履修者数)、教員免許取得者数（北海道教育委員会への一括申請者数)、北海道・札幌市公立学校教員採用試験登録者数（現役・既卒を合わせた数）は以下の通りである。教職課程履修者については、2004 年をピークに減少傾向にあるが、教員免許取得者数はおよそ 100 名、採用登録者数はおよそ 20 名前後となっている。

	教職課程履修者数	教員免許取得者数	採用登録者数
2003 年度	197 名	86 名	19 名
2004 年度	244 名	116 名	18 名
2005 年度	208 名	103 名	21 名
2006 年度	184 名	105 名	16 名
2007 年度	148 名		

⑸「障害児教育夏季セミナー」

2005 年度より毎年 8 月上旬に「障害児教育夏季セミナー」を開催している。これまでのセミナーの内容と参加申込者数は以下の通りである。

2005 年度　基調講演『軽度発達障害児の理解と支援を考える』
　　北海道大学大学院　教授　田中　康雄　氏
ワークショップ（5 分科会）
参加申込者数 278 名
2006 年度　基調講演『軽度発達障害児・者の具体的支援』
　　あいち小児保健医療センター　杉山　登志郎　氏
シンポジウム『ライフステージに応じた具体的支援』
参加申込者数 302 名
2007 年度　基調講演『発達障害児・者への支援プログラム』
　　兵庫教育大学発達心理臨床研究センター　准教授　井上　雅彦　氏
事例検討会
参加申込者数 356 名

⑹札幌市教育委員会との協定による「学生ボランティア事業」

2007 年度より札幌市立の小・中学校に、本学教職課程を履修する 2 年次以上の学生をボランティアとして派遣する事業を開始した。2007 年度は 17 名の学生がこの事業に参加している。

⑺聖徳大学との連携による「小学校教諭 1 種免許状取得支援プログラム」

2007 年度より聖徳大学と連携し、本学で中学校教諭免許を取得することを前提に、本学在学中の 2 年次から聖徳大学通信教育部の科目等履修生となり、3 年間をかけて小学校教諭免許に必要な科目の単位を取得し、卒業直後に小学校教諭免許を取得させるプログラムを開始した。このプログラムへの参加を希望する学生には志望理由書の審査、面接等の学内選考を行い、2007 年度からは５名の学生がこのプログラムに参加している。

[点検・評価]

⑴教職課程のカリキュラムと指導体制

教育実践の実際の状況を重視し、「特別活動の研究」「生活指導の研究」においては、現職教員や関係機関の担当者をゲスト講師として系統的に招き、授業展開を行っている。また、「英語科教育実践指導」「社会科教育実践指導」では、現職教員または現職経験者を非常勤講師として招き、授業展開を行っている。

社会科関連の教科教育法では、「社会科教育法Ⅰ（地理歴史）」「社会科教育法Ⅱ（公民）」「地理歴史科教育法」「公民科教育法」「社会科教育実践指導」の授業担当者で定期的に指導内容やその方法などについて相互調整、情報共有を行い、系統的・効果的な指導が行えるように努めている。

また、教育採用試験に向けた学習会の開催を始め、教職実習準備室を活用し、積極的に指導体制の充実を図っている。その成果として、北海道・札幌市公立学校教員採用数が減少傾向にある中、4 年生及び既卒者を合わせ、毎年 20 名前後が採用実績を上げている。

⑵「障害児教育夏季セミナー」

本セミナーは、2002 年度から始めた本学卒業生による同窓生組織『北星障害児教育ネットワーク』による卒業生を対象とした障害児教育に関する勉強会が母体となっている。この勉強会は少人数の

集まりであったが、この成果を卒業生のみに限定するのではなく、大学の地域貢献という観点からも一般に開放するべきであろう、との意見も多くなり、2005 年度から本セミナーとして開催することとなった。本セミナーには、本学学生は参加料無料で参加することができ、卒業生との交流等や講演等を通して教職部門としての学生教育に大きく寄与している所である。

これまで 3 回の本セミナーはいずれも好評であり、セミナー終了後のアンケート調査でも、継続を希望する意見や充実した学びができたことへの感謝等多く挙げられている。企画はもちろん当日の司会や進行等は本学の教職部門が中心となって担っており、大学の自己点検評価からも高い評価を得ていることから、学生指導のみならず地域貢献としても大変有意義な取り組みである、と判断している。また、セミナー開催にあたっては、教職部門教員のみならず、社会福祉学部や短期大学部の専任教員、大学エクステンション課等、大学挙げての取り組みであることも付記しておきたい。

⑶札幌市教育委員会との協定による「学生ボランティア事業」

この事業への参加は、本学における教職課程の授業や教育実習だけでなく、実際の教育現場に出向き、学校教育のさまざまな場面で児童・生徒と直接関わることで、自らの実体験を通して多くのことを学ぶことができる貴重な機会となっている。

⑷聖徳大学通信教育部との連携による「小学校教諭 1 種免許状取得支援プログラム」

これまで本学の学生が小学校教諭免許を取得するには、卒業してから他大学で必要な科目の単位を取得しなければならなかった。このプログラムによって、本学在学中に必要な科目の単位を取得し、卒業直後に小学校教諭免許を取得することができるようになった。本学の学生の進路に、これまで中学校、高等学校、特別支援学校中等部・高等部に加え、小学校、特別支援学校小学部への進路が拓かれることになった。

[改善方策]

⑴教職課程のカリキュラムと指導体制

教育職員免許法の改正にともない、教職に関する科目として「教職実践演習」（仮称）が必修科目として新設される見通しである。教職課程の再課程認定に向け、科目の内容、担当者などの準備を行っていく必要がある。また、教員免許更新制の導入にともない、免許更新講習会の開催についても検討していく必要がある、と思われる。

発達障害、ADHD、LD など、さまざまな障害を持った児童・生徒に関する知識の習得と理解を深めることは、特別支援学校教員に限らず教職に就く者にとって重要なことである。本学では、教職に関する科目の中でこれらの障害に関する授業をさらに充実していくことが必要である。今後、特別支援教育に関する科目を独立させ、教職に関する科目に新設することを検討する必要がある。

本学では、1 年次から教職に関する科目を設置している。4 年次の「教育実習事前事後指導」及び「教育実習」まで、学年進行ごとの系統的・効果的指導を行っていくためのカリキュラムとその指導体制、教職実習準備室を中心とした教職に就いている本学卒業生との連携などについても、今後、さらに充実していくことが必要である。

⑵札幌市教育委員会との協定による「学生ボランティア事業」

今後、この事業をより充実したものにするため、この事業に参加した学生による「ボランティア

体験報告会」を開催し、参加した学生と教職課程を履修する学生で学校現場でのさまざまな体験や問題を共有し、この事業に対する理解を深め、参加を呼びかけていくことが必要である。

(3)聖徳大学通信教育部との連携による「小学校教諭1種免許状取得支援プログラム」

本学での学習に加えて聖徳大学通信教育部でのレポート作成、スクーリング、科目終了試験の受験によって、2年次からの3年間で小学校教諭免許に必要な45単位を取得しなければならない。さらに、4年次においては、小学校における2週間の教育実習も必要となる。このプログラムに参加する学生に対しては、学習意欲の喚起、学習進度の把握、教育実習の受け入れ小学校の確保など、教職部門として、きめ細かく継続した指導を行うと同時に、参加学生相互による自主的な学習を促していくことが必要である。

B. 文学部

(1) 教育課程

①学部・学科等の教育課程

●学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連

[現状説明]

文学部は、1962 年に大学開学と共に創設されて以来、北星学園の建学の精神である「キリスト教に基づく人格教育」に拠って教育を行っている。現在は英文学科と心理・応用コミュニケーション学科の 2 学科を持ち、英文学科では高度な英語力と異文化認識を備えた、優れた人材の育成を、心理・応用コミュニケーション学科では現場感覚を身に付け、現代社会において希薄になりつつあるコミュニケーションの活性化に貢献できる人材の育成を目的としている。

この理念・目的を達成するために、文学部の教育課程は、A.大学共通科目、B.学科専門科目、C.国際交流関係科目、D.他学部・他学科専門教育科目及び教職に関する科目の 4 種類の科目群から成り立っている。

A.大学共通科目は、「身体と心の科学」「自然・科学・人間」「社会と人間」「歴史と地域」「芸術と文化」「宗教と文化」「総合講義」「キャリア教育」「日本語」「情報処理」「外国語」の 11 の科目群で構成され、大学教育に必要な基礎学力の養成と豊かな人間性を支える情操や知性の育成を図っている。B.学科専門科目は学科ごとに異なるが、1・2 年次で基礎的な知識及び技術の習得のための科目を、3 年次からは専門演習を含む発展的、応用的な科目を履修し、4 年次の卒業研究へとつなげてゆく。C.国際交流関係科目は、英語を母国語とする教員が英語で行う講義、交換留学生を対象とした日本語による講義等を含み、異文化理解を通して国際性の育成を図っている。D.他学部・他学科専門教育科目及び教職に関する科目は、各学科で定められた範囲内において、他学部・他学科の専門科目及び教職に関する科目を卒業要件に算入することができ、学部・学科の垣根を越えて幅広い知識を得ることが可能となっている。

[点検・評価]

文学部の教育課程は、学部及び各学科の理念・目的に応じて編成されている。これは、学校教育法第 52 条の定める大学の目的である、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ」、大学設置基準第 19 条第 2 項の定める教育課程の編成方針である、「専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ことを配慮したものであると言える。

しかし、これらの教育課程は目まぐるしく変化する社会の状況や、学生のニーズに合わせて常に見直されなければならない。これに伴って、今後の教授会、学科会議等のあり方についても、検討が必要だろう。

[改善方策]

文学部は概ね 4～5 年おきに教育課程の見直しを行っており、最近では 2007 年度にカリキュラムの改編を行った。この改編において学部共通科目というカテゴリーを新設し英文学科と心理・応用コミュニケーション学科の協働を図った。今後も定期的に教育課程の見直しを行うとともに、学部・学科の理念・目的についても、時代の変化にとらわれない普遍性を持たせつつも、常に現代的な意義付けを行っていく。

●学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

a. 英文学科

[現状説明]

英文学科は、その理念･目標を、高い英語力と異文化コミュニケーション能力を持ち、国家間の架け橋として活躍することができる専門家の養成に置いている。つまり、高度な英語運用能力に加えて、言葉の背景にある文化や歴史に対する知識とともに、自らが行動の機軸としている日本文化に対する深い理解、さらには、多様な国際社会において求められる柔軟な対応力とコミュニケーション能力を備えた人材を育成することを目標にそのカリキュラムは構成されている。

このような目標を念頭に置き策定されたカリキュラム構成は以下のようになっている。

まず、1、2 年次では、英語の口頭運用能力、読解力、文章表現力等の養成を目標とする基礎教育が集中的に行われる。これらの基礎英語教育（英文学科においては共通英語科目と分類）科目群のクラスでは、1 クラス 12～16 名といった少人数編成となっており、また全て英語母語話者の教員によって共通シラバスのもと行われるなど、入学時の早い時点で英語の基礎力を獲得させるよう工夫されている。1、2 年次生に向けては、これらの基礎教育と並行して共通専門科目として位置づけられているイギリス文化概論、アメリカ文化概論、英語学概論、社会言語学概論など 3、4 年次に開講されている専門演習に対応した 11 種類の入門講座が開講されている。学生はこれらの入門講座科目群の中から、自らの興味に合わせて複数の科目を選択履修することによって 3、4 年次に行われる専門教育に速やかに進めるよう配慮がなされている。また、専門教育への導入クラスとしては、これらの科目のほかに、基礎演習Ⅰを 1 年生前期、基礎演習Ⅱを 2 年生後期に必修科目として開講している。基礎演習においては、専任教員が担当し、20 名程度の少人数の双方向クラス運営に基づいて、資料の調べ方、レポートの書き方、発表やディスカッションの仕方など大学での勉学を円滑に進めるための導入教育を行っている。

このように 1、2 年次において、基礎英語教育、様々な形での導入教育を受けた学生は 3、4 年次においては、各自の選択した専門分野に進み、専門演習の担当教員の指導のもと、2 年間の専門教育を修め、最終的には自らが選んだテーマについて研究を行い、卒業研究を完成させるようになっている。英文学科の専門は、大きく「言語文化コース」と「言語コミュニケーションコース」の 2 つのコースに分かれており、学生はいずれかのコースを選択することが義務付けられている。専門演習以外では、学生たちは、所属コースで開講されている数々の 3、4 年生向けに開講された研究授業を選択履修することが義務付けられているが、自分が所属しないコースで開講されている研究授業を履修することも可能となっており、専門分野以外についても学生の興味次第で広く学ぶこと

ができるよう工夫されている。

英文学科では、これらの専門教育以外でも学生の実践的な英語運用能力を高めるために、様々な英語実技科目を開講している。例えば、パブリック・スピーキング、プレゼンテーション･スキルズ、オーラル･インタープリテーションなどネイティブスピーカーが担当する少人数制の英語スキルアップを目指した科目群や、通訳法Ⅰ～Ⅳ、翻訳法Ⅰ～Ⅳのように高度な英語力を獲得した学生たちがさらに専門技術を学ぶ科目、また、留学を目指す学生に向けては、TOEFL 対策やリスニング強化を目指した英語ワークショップなど、様々な科目が用意されている。

さらには、優れた英語教員を数多く輩出してきたという過去の歴史に甘えることなく、さらに国際化時代に求められる優秀かつ実践力にすぐれた教員を育てるべく、英語教育に関するカリキュラムを改定した。具体的には、英語教員を希望する者は 1 年次より、英語教育入門、英語教育学講座という英語教育プログラムの導入クラスの履修を始め、2 年次では、英語科教育法Ⅰ、Ⅱ、3 年次では、英語科教育実践指導Ⅰ、Ⅱおよび、英語教育学演習 A(児童英語教育)、B(授業実践論)と、段階的、体系的に実践的な英語教育について学んだ上で、4 年次の教育実習へと進めるように工夫されている。

[点検・評価]

以上のように英文学科のカリキュラムは高度な英語力の習得を目指すという学生のニーズおよび、専門知識を獲得した上で、英語力を獲得した人材を求めるという社会のニーズの両方を満足させることができるよう、様々な工夫を加え現在に至っている。英語の基礎教育は全て英語を母語とする教員による少人数制のクラスとするなどの工夫や、通訳法Ⅰ～Ⅳ、翻訳法Ⅰ～Ⅳなど実践的な科目を導入するなどカリキュラム全体としても、学生からの評価も高くある程度の目標を達成していると考えている。また、英語能力の進展を目指し編成されたカリキュラムの評価の基準として使用すると同時に学生たちが自らの学習成果を客観的に認識することができるよう、1 年生は入学時と 7 月、2 年～4 年生は 7 月と入学以来計 5 回の TOEFL（ITP）を実施しているが、毎年、平均点は上昇し、また 3 年生でスコアが 600 点を超えるものも出るなど、教育の成果は着実にあがっていることが窺える。しかしながら、400 点台の前半で止まっているような学生も一部存在しており、また全体の平均点では、500 点を超えるまでに到達しておらず、今後の課題としては、学生の英語力をさらに底上げすることが挙げられる。

[改善方策]

今後は、具体的目標として、英文学科学生の 4 年次での TOEFL スコアの平均点 500 点と定め、基礎英語教育のさらなる改善を行いたい。現在、英語教育を専門とする教員を中心とし、英語母語話者によって行われている英文学科の基礎教育のカリキュラムを見直すべく、学生に対する授業評価アンケートを実施することを計画している。また、英文学科学生全体の士気を高める一方法として、教員を中心として、英語の多読や多聴を行い、英語力の増強を目指す課外活動グループを創設することも計画されている。その他、1、2 年生を対象として CALL 教室を使用した自主学習を必須のものとしているが、それらの内容や課題量を見直すことなども挙げられる。

b. 心理・応用コミュニケーション学科

[現状説明]

心理・応用コミュニケーション学科の教育目標は、コミュニケーションが希薄化している社会の現状の中で、コミュニケーションの活性化に貢献できる人材を育成することである。そのために、心理学の知見に基づいた人間理解を基礎とし、社会の現場で自ら問題を見つけ出し考え行動する力を修得させることを意図したカリキュラムを設けている。

1 年次から 3 年次を通して実習を大幅に取り入れ、またさまざまな分野で社会に貢献している講師の話を聴く「総合講義」を設け、社会認識や体験を深めさせている。またコミュニケーションの基礎としての語学力の育成のために、学外の語学検定によって 8 単位を習得することを義務づけている。さらに 3 年次後期には、「フル・フレックス制度」として、自分の関心や卒業後の進路に結びつけて海外を含む学外での学習の機会を自分で設計し体験できる機会を保証している。

[点検・評価]

1 年次の「社会活動実習」および「総合講義」、2 年次の「フィールド実習」を通して、これまで知らなかった社会の側面や問題点を認識したり、新たな興味をもつ学生が多く、中には実習体験を 3 年次の「インターンシップ」につなげるなど、卒業後の進路選択に影響したケースもあり、実習が一定の成果を得ているといえる。また「フィールド実習」についてはレポートを実習報告書としてまとめるだけでなく、発表会を行い、プレゼンテーション能力の育成の機会ともなっている。

「フル･フレックス制度」については、これを利用して海外での語学研修を行う学生がいる。しかしその数は多くなく、また語学研修以外の活用をする学生が少ないのが現状であり、この制度が幅広く活用されるような学生の指導が必要である。ただし、この制度を明確な形では利用していなくても、余裕のある時間を就職への準備などに活用しているケースもあると思われる。

[改善方策]

「フィールド実習」については一定の成果を挙げているが、学生の関心とよりよく対応するようなあらたな実習先を開拓する必要がある。現時点では、地域の活性化を試みる地方自治体による活動への参加を検討中である。「フル・フレックス制度」の更なる活用については、この制度が 3 年次後期におかれていることから、卒業後の進路につながるような活動に充てることが考えられる。したがって 3 年次への進路指導として現在行っている学科独自の就職指導の中に、「フル・フレックス制度」の活用についての指導を含めることが、利用促進の手段として考えられる。

英語圏への語学留学の学生が増えてきているなど、語学力の向上への学生の関心が高くなっているため、2007 年度からの新カリキュラムでは、英語の検定試験のための指導を意図した科目を設定した。

●教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

a. 英文学科

[現状説明]

英文学科においての基礎教育は、英語の基礎力を育成するために開講されている共通英語科目と3、4 年次に行われる専門教育のための導入教育として開講されている演劇概論、英語学概論等の概論科目や、基礎演習Ⅰ、Ⅱなどを含む共通専門科目群の 2 群の科目群によって行われている。英語の基礎力なくしては、高度な英文読解力、プレゼンテーション力が必要となる専門教育を進めることは不可能であり、また、ゼミナールや研究授業においては、専門分野についての知識や理解が求められる。これらのことを考慮しても、基礎教育が英文学科において行われている専門教育において非常に重要な役割を果たしていることは明らかであるといえよう。また、これら、英文学科独自に開講している科目群に加え、大学共通科目として開講されている、人文、社会、自然科学の各分野の教養科目とキリスト教文化科目、地域研究科目、国際文化科目、情報処理科目、国語表現科目、外国語科目などの諸科目を個人の興味に応じて満遍なく学習することによって、幅広い知識、教養を身につけることが、3、4 年次の専門教育への素地をつくることになっており、これらの教養科目群の履修が英文学科の学生の全人的な教育において重要な役割を果たしていると考えられる。

倫理性を培う教育に関しては、英文学科の開講科目の中では特に行われているわけではないが、重要な問題であると認識しており、英語ディスカッションや各ゼミナールの中で、適宜各教員の裁量によって授業内で実施されている。

[点検・評価]

現在、概論系の科目や共通英語科目群の学生の評価も高く、英文学科開講科目に関しては、基礎教育から専門教育への速やかな導入は一定程度達成されていると思われる。しかしながら、大学共通科目群に関しては、個人の興味や時間割に合わせて自由に履修させており、必ずしも 3,4 年次の専門教育と関連するかたちでの履修になっていない場合も散見されていることがひとつの問題として挙げられる。

[改善方策]

上述の大学共通科目群と英文学科の専門教育との体系的な学習を目指すには、今後、英文学科のカリキュラムとの整合性を持てるような大学共通科目群履修モデルを作成し、それらをオリエンテーション時に提示するなどさらなる工夫の必要がある。

b. 心理・応用コミュニケーション学科

[現状説明]

1 年次と 2 年次では、大学共通科目を修得すると同時に、学科の基礎教育科目を修得する。具体的には、「認知心理学」、「学習心理学」、「産業心理学」、「感情心理学」、「教育心理学」などの心理コミュニケーション科目によって心理学の観点から人間理解をさせ、また「マスコミュニケーションの心理学」、「集団コミュニケーション」などの応用コミュニケーション科目によって、社会や集

団におけるコミュニケーションの基礎的な知見を学習する。また研究法の基礎教育として、「心理学研究法」と「心理学実験演習」、または「インタビュー技法」と「観察訓練演習」を必修科目として設けている。さらに情報収集および発信の技能に関して、「情報技術演習」、「インターネット英語」、「文章コミュニケーション」、「プレゼンテーション演習」を設け、コンピュータ技能の修得や文章力、プレゼンテーション能力の向上を図っている。

倫理性に関しては、各分野ですぐれた仕事をされている方々の話を聴く「総合講義」によって仕事や社会に対する倫理的態度を学び、「社会活動実習」および「フィールド実習」を通して人や仕事に対する倫理的態度を体験的に学ぶことを意図している。また上記の情報科目や「文章コミュニケーション」、「プレゼンテーション演習」によって、情報を発信する際の作法を学習させている。

[点検・評価]

心理コミュニケーション科目および応用コミュニケーション科目によって心理学およびコミュニケーションに関する広範な基礎的知見を学習させることで、学生の視野を拡げ 3 年次と 4 年次でのゼミ選択や卒業研究へと結びついている。また「心理学研究法」と「心理学実験演習」および「インタビュー技法」と「観察訓練演習」による研究手法の修得は、ゼミ研究や卒業研究の質的向上に役立っている。倫理性に関しては、「総合講義」において講師の方々の仕事に対する構えや高い業績から、倫理的態度を学んでいることが、学生による授業評価から十分に汲み取れる。また実習体験や実習先での指導を通しても、誠実に仕事をすることの大切さを身をもって学んでいることが、実習報告書によって知ることができる。

[改善方策]

現行の科目については、一定の教育の成果が認められるので、内容を一層充実させることを目指す。

「文章コミュニケーション」によって日本語の文章力の向上が図られているが、コミュニケーションの場を海外に拡げていくためには、英語の文章力の獲得が必要である。そのために 2007 年度入学生からの新カリキュラムでは、「アカデミック・ライティング」を設け、英語によるレポート作成力の向上を図ることとした。また卒業研究を映像作品で作成するなど、映像という視覚的情報と取り扱う能力が今後必要になることを考え、「映像技術演習」を新カリキュラムに取り入れ、映像作品の作成のための基礎的技能の習得を図っている。

●「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性

a. 英文学科

[現状説明]

英文学科の専門教育においては、学校教育法第 52 条および、高い英語力と異文化コミュニケーション能力を持ち、国家間の架け橋として活躍することができる専門家の養成を行うという学科の教育目的に基づきカリキュラムを設定している。英文学科の専門教育は文学研究を基にした言語文化コースと、言語学、英語学などの語学とコミュニケーション学を基にした言語コミュニケーショ

ンコースの 2 コース制となっており、学生は 2 年次の後期に所属コースおよび所属ゼミを決定し、3 年次からはコースに分かれて専門の学問を探求する形になっている。コースの専門科目には、各コース共に 10 人程度から 35 人までの比較的少人数の研究授業が多数開講されており、学生は所属コース内の科目だけでなく所属外のコース科目も自由に履修できるため、専門性を極めると同時に専門外の科目を履修することにより、広く英語圏の文学、文化や語学、コミュニケーションについて見識を広めることができるように工夫されている。また、英語力に関しては各コース共に、英語母語話者の教員もゼミを担当しており、専門教育を英語で受け、英語による論文を執筆するという高度な英語力をつけることができるようになっている。その他、研究授業群の中には、元英文ジャーナリストの教員が担当するメディア英語研究のように実践的な英語力の獲得を目指した科目も配置されている。

[点検・評価]

英文学科の専門教育に関しては、従来からほぼ 8 割の学生が卒業論文を執筆しており、またゼミ選択に関する学生の関心も大変高く、一定の教育成果をあげてきているといえよう。しかし、従来、卒業研究と卒業論文の 2 つの選択肢があり双方に与えられる単位が 6 単位、4 単位と異なっていたため、学生にとっては卒業論文の執筆以外の選択をしづらい雰囲気になっていたことが問題として挙げられていた。そのため、学生がより柔軟に研究課題を設定できるようにと 2004 年度の入学生より卒業研究に統一するように変更を加えた。この変更によって、より自由な課題設定もでき学生の課題への取り組み意欲も向上することが見込まれているが、結論を出すには、本年度以降の卒業課題研究の成果を検討する必要があろう。また、この変更に伴って従来行われていた卒業論文審査会も廃止されることになったため、今年度より卒業課題研究発表会を行うこととなった。この発表会を下級生に向けて開催することにより、専門教育に向けての連携が円滑に進められることが予想されている。

[改善方策]

現在のところ専門教育に関しては大きな問題もなく、上述のように改定を行ったばかりであるため、それらの改定の結果については、今後、学生が卒業研究として執筆･制作した作品や研究発表会の成果を詳細に検討することが求められているといえよう。

b. **心理・応用コミュニケーション学科**

[現状説明]

心理・応用コミュニケーション学科はコミュニケーションの活性化に貢献できる人材を育成するために、心理学の知識を基礎としながら現場感覚と高いコミュニケーション能力を身につけさせることを目指している。そのために 1、2 年次では、心理学およびコミュニケーションに関する基礎的な専門的知識を広く学ばせると同時に、「社会活動実習」や「フィールド実習」などの実習科目を大幅に取り入れ、現場感覚と現場でのコミュニケーション能力の育成を図っている。3 年次では専門知識と実習体験に基づき、各自の関心によって専門演習を選択し、より深く専門分野を研究し、さらに 4 年次ではこれまでの専門知識や技能を活用して卒業研究を行う。卒業研究については、論文だけでなく、知識や技能を柔軟に応用して、ドキュメンタリーや映像作品など多様な形態が認め

られている。また教員のクラスごとに卒業研究のプレゼンテーションの機会を設け、プレゼンテーション能力の向上を図り、さらに 4 年生と教員全員が一堂に会して、ポスター発表会を行い、教員との、また 4 年生相互の質疑応答の場としている。3 年次以下の学生もこれらに参加し、質疑にも加わっている。

[点検・評価]

学科の講義や実習などの専門教育科目で学習した事柄を卒業研究のテーマに結びつける学生、また現場感覚を身につけた結果、広く社会に目を向けそこから問題を見出して卒業研究で扱う学生が多く、学科の専門教育の体系性は成果を挙げているといえる。卒業研究の形態も多様であり、論文、ドキュメンタリー、小説、行事の企画・運営の報告書、映像作品などが提出されており、学科での学習の成果を主体的に応用しようとする試みであると評価できる。ただし多彩な卒業研究を認めるためにはそれを可能にする指導体制の整備が必要であるが、映像作品については 2006 年度入学生までは十分な指導体制が整っていなかった。一方、日刊新聞の記事作りに参加したり、企業の広告企画に応募する学生がおり、コミュニケーション能力を積極的に活用しようとする姿勢の表れとして評価できる。卒業研究のポスター発表会には多くの下級生が参加しており、卒業研究への取り組み方を学び、動機づけを高めるよい機会となっている。また学科の教育にご協力いただいた学外者の参加もあり、教育の成果を具体的な形でみていただくことができ、成果を学外に発信する機会となっている。教員にとっても学外の方々との連携の大切さを改めて実感することができている。

[改善方策]

卒業研究の多様性については、学生が各自の関心や問題意識に基づいて主体的に取り組む要因となっており、今後も多様な卒業研究を進め、応用的能力を展開していく。卒業研究の映像作品の制作指導の不十分さを改善するため、2007 年度入学生からの新カリキュラムでは「映像技術演習」を設け、ビデオ撮影および編集の基礎的な技能の習得をさせることになっている。卒業研究のプレゼンテーションとポスター発表会は大きな成果を挙げているので、今後も継続していく。

また学科での教育の成果を学外の活動に活かそうとする学生が現れているが、その数はまだ少ないので、今後は学外での活動に積極的に参加するよう指導する必要がある。

●教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

a. 英文学科

[現状説明]

文学部英文学科の教育課程において、学科の理念・目的を達成するために、専門教育科目を「共通専門科目（言語文化概論科目・言語コミュニケーション概論科目）」、「コース専門科目（言語文化コース・言語コミュニケーションコース）」、「英語実技科目」及び「言語教育科目」に区分し、豊富に配置している。

卒業に必要な最低単位数（以下「卒業所要総単位数」という）は 132 単位であり、その内訳は専門教育科目を 80 単位（うち必修科目は 48 単位）、大学共通科目を 38 単位（うち外国語科目 8 単位

を含む）となっており、その余の 14 単位については、学生の希望に応じて専門教育科目、大学共通科目、国際交流関係科目、他学部・他学科専門教育科目、教職に関する科目から自由に修得すること定めている。

[点検・評価]

文学部英文学科の卒業所要総単位数のうち、専門教育科目が占める割合が 60.6%、大学共通科目が 28.8%、自由に選択できる科目が 10.6%となっており、学科の専門性を重視するものとなっている。現状において、適切な量的配分となっており、妥当である。

[改善方策]

専門性を重視した科目配置は、高い英語運用能力と異文化コミュニケーション能力を備え、国際社会で活躍できる専門家の養成という英文学科の教育目標に合致した配分であり、現状において改善すべき点はない。基本的には現行の教育課程を維持しながら随時点検を行い、今後必要に応じて改善を行う。

b. **心理・応用コミュニケーション学科**

[現状説明]

文学部心理・応用コミュニケーション学科の教育課程において、学科の理念・目的を達成するために、専門教育科目を「心理コミュニケーション科目群」、「応用コミュニケーション科目群」、「学科共通科目群」及び「関連自由科目群」に区分し、豊富に配置している。

卒業に必要な最低単位数（以下「卒業所要総単位数」という）は 132 単位であり、その内訳は専門教育科目を 62 単位（うち必修科目は 26 単位）、大学共通科目を 38 単位（うち外国語科目 8 単位を含む）、技能審査の合格に係る学修に対する認定単位 8 単位となっており、その余の 24 単位については、学生の希望に応じて専門教育科目、大学共通科目、国際交流関係科目、他学部・他学科専門教育科目、教職に関する科目から自由に修得すること定めている。

[点検・評価]

文学部心理・応用コミュニケーション学科の卒業所要総単位数のうち、専門教育科目が占める割合が 47.0%、大学共通科目が 28.8%、技能審査の合格に係る学修に対する認定単位が 6.1%、自由に選択できる科目が 18.2%となっている。現状において、適切な量的配分となっており、妥当である。

[改善方策]

比較的自由度の高い科目配置となっており、学生の自主的な学習を重視する心理・応用コミュニケーション学科の特色を反映した配分であり、問題点も特に指摘できないため、現状を維持する。ただし、点検は随時実施することとする。

●グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ

（C 群項目）

a. 英文学科

[現状説明]

異なる言語や文化背景･価値観を持つ人々が共生することが求められる､多文化共生時代をよりよく生きるための教育は、異文化コミュニケーション能力を持ち、国家間の架け橋として活躍することができる専門家の養成を目標とする英文学科の教育目標にまさに合致しているものといえ、学科では「異文化コミュニケーション概論Ⅰ、Ⅱ」「異文化コミュニケーション研究 A」「異文化コミュニケーション研究 B」「専門演習Ⅰ～Ⅳ(異文化コミュニケーション)」「専門演習Ⅰ～Ⅳ(国際コミュニケーション)」などの科目群によって主として取り扱っている。

また、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育に関しても、英文学科ではコアのひとつと捉え､一年次から体系的に教育している。具体的には､上述の共通英語科目においては、英語の口頭運用能力の向上のために、オーラル・イングリッシュⅠ～Ⅳ、イングリッシュ・ディスカッションⅠ・Ⅱ、イングリッシュディベートⅠ･Ⅱ等の授業が開講されており、また英語実技科目としては、パブリック･スピーキング、プレゼンテーションスキルズ、オーラルインタープリテーションなどの授業が開講されている。これら一連の授業は全て英語の母語話者の教員が担当しており、学生たちは、英米語圏での留学で得られるものと同レベルの濃密な学習ができるよう工夫されている。また必修のオーラル･イングリッシュにおいては､15 人程度の少人数クラスでありまた、週２回ずつの開講となっている上、レベル別にクラス編成されており、学生たちは自らの英語運用能力に合致したクラスにおいて学ぶことができるようになっている。

[点検・評価]

異文化コミュニケーション概論、異文化コミュニケーション研究、専門演習などグローバル化、多文化化時代を生きていくうえで必須の考え方について学ぶ科目群については、学生からの評価も高く（2005 年度に行われた授業評価によると、授業評価の対象外となっている専門演習以外の上記の科目の内容に対する項目の評価(Ⅱ－２)は、4.28～4.67 となっていた)、一定の成果を上げていると考えている。またコミュニケーション能力を涵養するために設けられた科目群についても、同様に学生の評価も高く（対象科目の満足度の平均 4.44)、また TOEFL のスコアが 3 年次で 600 点を越すものも出てくるなど、一定程度の成果を上げていると考えている。

[改善方策]

これらの科目群に関しては現在のところ一定程度の成果を上げていると思われるが、今後も一人一人の学生のニーズや能力に合致した、より良いカリキュラム編成、シラバスを探求していく必要があると考えている。

b. 心理・応用コミュニケーション学科

[現状説明]

心理・応用コミュニケーション学科では高いコミュニケーション能力の育成を目的の一つに挙げている。そのために「コミュニケーション心理学」、「応用コミュニケーション論」という基礎的な講義科目を配し、また実践的なコミュニケーション能力の育成のために、日本語での文章表現のスキルを扱う「文章コミュニケーション」、自己表現のスキルを高めるための「プレゼンテーション演習」を設けている。また「社会活動実習」や「フィールド実習」によって社会現場におけるコミュニケーション能力のスキル向上を図っている。またこれら実習科目では体験発表会を行い、プレゼンテーション能力を高める機会ともなっている。

海外でのコミュニケーションの手段としての英語教育も重視し、「英会話」、「インターネット英語」を設けている。2007 年度からの新カリキュラムでは英語による論文作成能力の育成を目的として「アカデミック・ライティング」を新設した。また異文化コミュニケーションや異文化理解を目的とした「海外短期研修」を行っている。

[点検・評価]

2 年次の「フィールド実習」では、これまで体験したことのない領域での社会活動に参加して学外の指導者から指導を受けるが、概ね高い評価を得ることができており、コミュニケーション能力の育成に成果を得ているといえよう。また大学からの正規派遣留学で、あるいは私費で留学する学生が増えてきており、外国人とのコミュニケーションへの関心が高まっていることも教育の効果と考えられる。諸外国を回る体験活動に参加する学生が毎年おり、これも学科の教育の成果といえる。

[改善方策]

コミュニケーション能力の育成は概ねよい成果を挙げていると思われるので、今後も講義と実習の両面から教育を充実させていく。一方では、コミュニケーション能力の個人差が大きくなっており、多くの学生はコミュニケーション能力を向上させている反面、少数ではあるがコミュニケーションを不得手としたままの学生がいるのが実情である。これらの学生には、社会活動実習やフィールド実習を通して丁寧な指導をしていく必要がある。

②インターンシップ・ボランティア

●インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

[現状説明]

心理・応用コミュニケーション学科では、3 年次の後期科目として「インターンシップ」を設け、2 単位を認定している。本学科のインターンシップは、就職支援課が斡旋するものとは異なり、学生自身がインターンシップ先を自己開拓するところから始まる。その後も自分自身でインターンシップ先と実習スケジュールの調整を行い、担当教員の指導の下で計画書を作成して、規定の時間（15 日以上）の実習を行う。このように、あくまでも学生自身の自覚に基づいて自主的に行うというの

が、本学科のインターンシップの大きな特徴となっている。このインターンシップを終了すると、報告書を提出することで2単位が認定される。

これまでの4年間で「インターンシップ」の単位修得をした者は3名であり、現在履修中の者が2名である。これらの学生のインターンシップ先は、「総合講義」その他の授業で関心を喚起させられた講師の職場や「フィールド実習」の実習先であり、また卒業後の進路希望先でもある。したがって、講義や実習で新たに興味が喚起され、「インターンシップ」でより深く体験することを通して、卒業後の進路を見極めることにつながっているといえよう。

[点検・評価]

授業で喚起された興味が、「インターンシップ」によって将来の職業選択へとうまく連動していることは、高く評価できる。卒業後の進路と直接結びつかない場合でも、自分自身で実習先と交渉するという経験を積むことによって、社会で働くことの厳しさと充実感を体得し、職業意識の深まりに大きな影響を与えていることは確かである。さらに、本学科の現場感覚を身につけた人材の育成という点でも大きな効果を示し、「インターンシップ」での体験から得た問題を卒業研究で理論的に検討することも行われている。

しかし「インターンシップ」を修得した学生数が少ないのが実状である。授業期間中に一定時間以上の職場体験を行うことが難しいことがあり、2005年度から時間数を少なくして学生の負担を減らした。しかしその後も毎年1名程度の履修者しかおらず、これを増やすことが今後の課題である。

[改善方策]

履修者を増やすための1つの方策として、3年次後期のフル・フレックス制度を積極的に活用させることが挙げられる。そのためには就職支援課との連携を密にし、その協力の下で就職指導を充実させ、フィールド実習などの体験を積極的に活かすような指導が必要である。また、1年次後期あるいは2年次前期という早い段階で、インターンシップに興味・関心のある学生に対して集中的に事前指導を行うことによって、インターンシップへの動機づけを行い、実習先の開拓を意識させるという指導を考えている。さらに、「インターンシップ」の実情や意義を具体的にわからせるために、修得者による体験発表の場を設けることも有効だと思われる。現在でも他の科目と異なり、実習計画が具体化した段階での履修登録を認めているが、このような柔軟な対応が今後も必要である。

●ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

[現状説明]

心理・応用コミュニケーション学科では、必修科目として、1年次の後期に「社会活動実習」(2006年度入学生までは科目名が「ボランティア実習」) を配している。事前指導を通して社会活動実習先のリストを紹介したり、パンフレットを用意することで手掛りを与えた上で、学生が自らボランティア先を決め、自分で交渉してボランティアを 20 時間以上体験してくるものである。学生が主体的に学外の団体と交渉し、実習先でコミュニケーションをしながら必要な役割を積極的に果たすという経験をさせることがねらいである。さまざまなイベントへの参加、保育園や施設でのボランティアなどを行っている。またボランティア団体の方に活動について講義をしていただく機会を3回

ほど設け、これらの講義の感想文を提出させてボランティア活動の理解を深めさせ、実習報告書を提出させて、体験の評価・反省を行わせている。

[点検・評価]

ほとんどの学生は、積極的に取り組み、問題なく実習を行っている。主体的に自分で交渉して社会の中でコミュニケーションをとってくるという経験を1年次に行わせることで、本学科の特徴を学ぶことになり、有意味な科目といえる。科目のねらいはほぼ達成されているといえよう。また30時間のうち、10時間を事前指導、事後指導、および講義に当て、20時間以上を実習させるというバランスも適当だと考えられる。自分がやりたいボランティアがわからなかったり、自分で動き出せず1年次で修得できない学生が毎年1割程度いるが､教員のアドバイスをきめ細かくすることで、2年次の終わりまでにほぼ全員が修得している。

[改善方策]

現行の、事前指導＋ボランティア団体の代表者の講義＋実習+事後指導という形態は効果的に機能しており、また学内での指導と実習との時間的バランスも妥当であり、基本的には現在のやり方を継続させていく。ただし学生が選択する実習先の範囲がイベントや団体のパンフレットに限られている傾向があるので、身近にある活動にも目を向けさせることで、学生がより自分の関心に合致した実習先を選択できるようになるであろう。

③履修科目の区分

●カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

a. 英文学科

[現状説明]

本学科の卒業必修単位数は「132 単位以上」となっており、そのうち必修が 50 単位となっている。必修科目の 50 単位の内訳は、大学共通科目からは情報処理科目が 2 単位のみであり、その他は、学科専門教育科目からの履修となっている。学科専門教育科目には、オーラル･イングリッシュⅠ～Ⅳを始めとする共通英語科目群、および、共通専門科目として位置づけられている基礎演習Ⅰ・Ⅱ、およびコース専門科目からは専門演習Ⅰ～Ⅳおよび、卒業研究Ⅰ・Ⅱが含まれている。これらの必修科目以外はすべて「選択必修」もしくは「選択」科目となっている。

選択必修科目としては、言語文化概論科目（6科目）、および、言語コミュニケーション概論科目（5科目）と3年次において開始される専門教育に沿った概論科目群が設けられている。学生は、各コース群から必ず4単位以上履修および、両コースの科目群から任意で2単位の、計10単位以上の履修が義務付けられている。

また、3、4年次の専門教育としては、言語文化コースに所属するものは、イギリス文学史Ⅰ・Ⅱ、およびアメリカ文学史Ⅰ・Ⅱのうち 4 単位を選択し履修することが求められている。また、イギリス小説研究Ⅰ・Ⅱなどの研究科目群から12単位を選択することが義務付けられている。言語コミュ

ニケーションコースに所属するものは、英語学研究Ⅰ・Ⅱ、英語メディア研究（A、B2 種類開講）などの研究科目群から 16 単位を選択することが義務付けられている。

これらの、英文学科開講科目以外では、大学共通科目からは、36 単位の履修が義務付けられている。つまり、選択必修単位は、合計 68 単位となっており、残りの 14 単位は、大学共通科目や他学科開講科目などを含めたすべての科目から履修可能ないわゆるフリーゾーンとなっている。

[点検・評価]

大学生として幅広い見識を持ち、高い英語力および英米の文化、コミュニケーションに対する理解を深めるという目標を鑑みると、現在の基礎科目･専門科目の単位配分は妥当であると考える。また、全学共通分野を含めたすべての科目から履修可能ないわゆるフリーゾーン 14 単位を活用すれば、学生は自己の問題意識と関心に沿って、専攻科目または副専攻科目もしくは、専攻科目以外の科目などを自由にかつ弾力的に履修できる仕組みになっており、このフリーゾーンの活用によって、学生が目的意識を持ってバランスよく教養と各専攻分野の学修ができるようになっていると考える。

[改善方策]

副専攻については、今年度より導入されており、学生に対する周知徹底がなされ、十分に活用されるか否かについては未知数である。今後は、このフリーゾーンの履修について実際に学生たちによってどのように利用されているのか検証することが必要である。

b. **心理・応用コミュニケーション学科**

[現状説明]

専門科目では、心理コミュニケーション科目群から 1 科目 2 単位、応用コミュニケーション科目群から 1 科目 2 単位、学科共通科目群から 10 科目 22 単位、また選択必修として 3 科目 8 単位、学外の検定試験によって認定される 8 単位、以上の 42 単位が必修である。必修科目は、心理学的視点と応用的視点からコミュニケーションを学ぶ科目、学外での実習科目、研究方法に関する科目、専門演習、そして卒業研究で構成されており、基礎的科目を 1、2 年次で学び、3、4 年次での専門演習、卒業研究に発展させるという形になっている。また学科専門科目から 28 単位を選択で修得する必要がある。従って卒業に必要な 132 単位のうち、学科専門科目で 70 単位を修得しなければならない。他学部・他学科の専門科目を履修することもできるが、心理学系の福祉心理学科の科目を修得する学生が多い。

[点検・評価]

学科専門科目で修得すべき 70 単位の内、必修が 42 単位、選択が 28 単位であり、必修の割合が多くなっているが、この中には、心理系の統計法・研究法・実験演習か、応用系の統計法・インタビュー技法・観察訓練のいずれかを選択する選択必修が 8 単位と、学外の検定によって認定される 8 単位が含まれているので、実質的には必修と選択とのバランスがとれているといえよう。内容的にも、コミュニケーションの基礎科目、学外での実習科目、研究方法の基礎科目、専門演習、卒業研究からなっており、学科の教育目標からみて、適切な科目を必修科目に指定していると考えられ

る。大学共通科目と他学部・他学科科目から自由に修得できる単位数は最大 24 と多めになっている。学生の関心によって、副専攻課程の履修や福祉心理学科の科目の履修を図るためである。

[改善方策]

現時点では必修と選択の割合、および必修科目の内容には問題がないと思われるので、現行の制度を継続させる。ただし、大学共通科目と他学部・他学科科目からも選択できる最大 24 単位の修得の仕方について、2007 年度から副専攻制度が始まったこともあり、学生の関心や将来の進路に応じて、有効な履修計画を立てるように指導することが必要となる。年度始めのオリエンテーションを通して、指導をしていく。

④開設授業科目における専・兼比率等

●全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

a. 英文学科

[現状説明]

英文学科の必修･選択必修の中でも最も中心的な科目と位置づけられている、基礎演習Ⅰ・Ⅱ、専門演習Ⅰ～Ⅳ、および卒業研究Ⅰ・Ⅱに関してはすべて専任が担当している。また、専門演習への導入クラスという位置づけになっている概論群に関しても、すべて専任が担当しており、学生の基礎学力の確保および、専門教育の充実のために最大限の配慮がなされている。

英文学科の全体でいると必修科目においては、専任の担当比率は 56%と 5 割を超えており、また選択必修科目においても、56%と 5 割強が専任によって担当されている。全授業で見ても 56%となっており、全体的には専任教員の担当比率は比較的高いものとなっている。

[点検・評価]

前述の通り、英文学科の中心的な科目に関しては、100%の専任比率になっており、非常に高い水準であるといえる。

[改善方策]

専任教員が担当する授業科目とその割合に関しては、現在のところ問題がないが、今後もさらに充実した指導が行われるよう、この水準が下がらないよう努力したい。

b. 心理・応用コミュニケーション学科

[現状説明]

専門科目のうち､専任教員が担当する科目の割合は､必修科目で 97.3%､選択必修科目で 68.1%､全開設授業科目で 72.8%となっている。必修科目は専任教員が責任をもって担当するという方針で行っているので、必修科目の専任担当比率は非常に高い。兼任教員が担当する場合にも単独で担当

することはなく、専任教員とのチームの中で一部を担当するという形をとっているので、科目の内容や方法は専任教員が主導して決定しており、実質的には専任教員の担当率は 100%とみなすことができよう。

本学科では、その特質から、従来の大学教員の専門分野の枠に入らない内容をもった授業科目が開設されている。例えば「空間コミュニケーション」を建築家が、「映像表現論」を映画館支配人・映画評論家が担当している。このように授業内容に相応しい専門家が兼任教員として担当したほうが望ましい状況がある。また幅広い自由度の高い学習をさせるために経済学や社会学など学科の教育内容と関連する科目からの選択も認めている。したがって兼任教員が担当する科目も多くなっているが、それにもかかわらず、専門科目の全開設科目において兼任教員が占める割合は四分の一程度にとどまっている。

[点検・評価]

学科の基礎・中核となる重要な科目は専任教員が責任をもって教えるべきなので、必修科目と選択必修科目は専任教員が担当し、やむを得ず兼任教員が担当する場合は専任教員とチームを組むという、現状の本学科の方針を今後も維持していくことが重要である。専門科目の全開設科目における専任教員の担当率も適度な高さだと思われる。さまざまな場面で現場感覚を身につけ、コミュニケーションを考える人材を育成するという本学科の教育目標から、現場で活躍している方々による新鮮な視点からの授業が必要となる。このような観点から、現状の兼任教員による授業担当率は適度なものといえよう。

[改善方策]

選択必修を含む必修科目は基本的に専任教員が担当し、また兼任教員による専門科目の担当率は25%程度にするという現状を今後も維持していくよう、適切な専任教員数を確保していく。この際、本学科の教育目標を実現するためには、これまでの一般的な大学教育の中で設けられてきた授業科目以外に、社会現場と関連づけられた新しい授業科目を展開する必要性が高いことから、研究者ではなく現場の第一線で活躍している方を専任教員として採用する必要も生じる。したがって教員募集や採用に関して新しい基準を設けることが必要である。

●兼任教員等の教育課程への関与の状況

a. **英文学科**

[現状説明]、[点検・評価]

兼任教員は選択必修、必修の各科目群において授業科目を担当しているが、それは本学所属教員で補えない分野についても学生がより広く、深く学修できるようにするためであり、そのような措置の教育効果はきわめて高いと考えている。特に、英語の基礎力を高めるための共通英語科目群の開講科目に関しては、英文法クリニック以外のすべての科目に関して、英語を母語とする教員が担当すると決めているため、兼任教員を当てざるを得ない。しかし、兼任教員が担当している共通英語科目群の授業については、英語を母語とする専任教員 2 名がコーディネーターとなり、学期初めのオリエンテーションを行い、また学期中にも兼任教員と密な連絡を取り合うなど、兼任教員の授

業の質の向上および確保のための配慮を行っており、現在のところ兼任教員が担当する授業において特に大きな問題はない。

[改善方策]

前述の通り現状では、兼任教員の授業については大きな問題は無い。しかしながら、多くの外国人教員に依存せざるを得ない共通英語科目群の授業に関しては、その統括においては困難が伴うため、今後は英文学科全体の問題と考え、日本人教員もコーディネーターに加わり、シラバスの策定や教科書の選定などの教育内容に関する事項に対しても共同であたるなど、英文学科の教育の質のさらなる向上に努力する必要がある。

b. **心理・応用コミュニケーション学科**

[現状説明]

現場とのつながりを重視する本学科の目的から、必然的に学外の方々に学科の教育に協力していただくことが不可欠である。専門科目を単独で担当していただく兼任教員以外にも、専任教員による授業の中で必要に応じてお話をしていただく臨時講師、またフィールド実習で学生を引き受けていただく実習先の指導者の方々が、本学科の教育に関わっている。このような方々に本学科の教育方針や学生の現状を理解していただき、また逆に学科や学生について感じられていることをお話していただくために、「学外協力者との情報交換会」を毎年 1 回、年度の授業が終わった 1 月下旬頃に行っている。全体会で学科の方針や学生の現状を説明した後、兼任教員と臨時講師の分科会とフィールド実習先の分科会に別れ、意見交換をしている。2004 年度からこれまでに 3 回行われたが昨年度の出席率は、兼任教員 66.7%、臨時講師 53.8%、フィールド実習先指導者 100%であった。

[点検・評価]

兼任教員、臨時講師の方々が学科の教育課程に関与していることは、学科の教育目標の実現に大きく寄与している。学生が社会に目を向け関心を広げるよい機会ともなっている。

「学外協力者との情報交換会」は、学科の教育方針についての理解が深めていただくのに有効であり、また協力者が相互に教育に対する考えを理解し合う機会ともなって、学外協力者の方々からも好評を得ている。われわれ専任教員にとっても、学科の教育や学生についての率直な意見を聞くことができ、今後の教育を考える上で貴重なよい機会となっている。多忙な社会人の方々にもかかわらず出席率がと高いことは、この情報交換会の意義を裏づけるものである。

[改善方策]

兼任教員など学外協力者の学科の教育への関与は今後も持続させていく。必要であれば新しい領域での協力者の開拓を図っていく。「学外協力者との情報交換会」も、専任教員との連携、また協力者同士の連携を図る上で非常に有効であることから、今後も定期的に機会を設けていく。

⑵ 教育方法

①厳格な成績評価の仕組み

●履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

[現状説明]

文学部の卒業所要単位数は 132 単位である。年間の履修登録単位数の上限について、英文学科では 1 年次から 4 年次まで全て 44 単位としている。心理・応用コミュニケーション学科では 1 年次 46 単位、2 年次 54 単位、3 年次 50 単位、4 年次 46 単位としている。ただし、両学科共に「体育実技Ⅰ・Ⅱ」「生涯体育Ⅰ・Ⅱ」「海外短期英語研修」、集中講義及び教職に関する科目は上限に含まない。

[点検・評価]

単純に毎年度上限まで科目を履修すると、3 年次までに卒業所要単位数を取得できるとことになり、余裕を持った上限設定である。しかし、実際には「専門演習」「卒業研究」といった必修科目が 4 年次に配当されているため、4 年次に完全に授業がなくなることはない。現在のところ、この設定によって学生の学修に支障が出る等の問題は発生しておらず、妥当であると評価できる。

[改善方策]

現行の制度で特に問題は生じていないが、編入学、転部・転科等学生の状況に合わせて、柔軟に対応していく。

●各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

[現状説明]

各年次及び卒業時の学生の質を検証するための方途としては、前期末と後期末に行われる期末試験、あるいはそれに代わるレポートその他の方法がある。授業の持つ性格に合わせ、論述試験・レポートのみならず、口頭発表等の形態でも検証を行っている。

各年次の学生の質を確保するための方途としては、スクリーニング制度を設けている。スクリーニングとは、2 年次終了時点で一定の条件を満たしていないと 3 年次配当の専門教育科目が履修できない制度で、学科によっては積上指定必修科目の関係で 4 年間での卒業が出来なくなる可能性もある。条件は各学科によって異なる。文学部では、外国語科目及び基礎演習を含む 50 単位以上を修得していなければ、3 年次以上の配当の専門科目を履修できない。さらに、入学後 2 年間を経過した時点で 30 単位を習得していない場合には除籍とするなど厳しい規定を設けている。

卒業時の学生の質を確保するための方途として、文学部では「卒業研究」が必修とされている。

[点検・評価]

スクリーニング制度は、学生が専門的な科目を履修する前に、前提となる基礎的な知識を充分に修得していることを条件とすることで、学生の質を確保することに貢献していると言える。卒業時

についても、「卒業研究」を必修として大学 4 年間の学修成果の集大成を行うことで、一定の質を確保できていると思われる。

[改善方策]

現在も特定の科目に関しては、積み上げ指定科目を設け履修の条件を厳しくしているが、これを一層精査し学生を段階的成長へと導く設計を実現させる。

②教育改善への組織的な取り組み

●学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

[現状説明]

文学部では、学生の学修を活性化するために「基礎演習」をはじめとする少人数制の授業科目を 1 年次から設置している。また、『講義要項』に掲載する各回の授業の内容、教科書・参考書、成績評価方法・注意事項等の項目について、教員に毎年度吟味・確認することを課している。

1992 年度より「学生による授業評価アンケート」を実施している（1999 年度からは隔年で実施）。アンケートの集計結果は兼任教員を含む担当教員に周知され、更に学生の評価に対するコメントとともに報告書としてまとめられている。

また、心理・応用コミュニケーション学科では学科独自のオリエンテーションを入学直後に行っている。この取り組みは学科の教育理念や 4 年間の学生生活を体験的に理解させ、教員、先輩学生らとの交流を通して新生活への不安を解消させることに大いに貢献している。

[点検・評価]

「学生による授業評価アンケート」は、設問ごとに 5 段階評価したもので、担当教員にとっては授業展開上の参考になるとともに、今後の教育内容改善に繋がるものとなっている。実施率は前期・後期ともに 98%以上であり、教員の教育指導方法の改善に対する意識が高いことが窺える。

教員が個人レベルで授業内容等を点検するに留まらず、教員間で教育上の諸問題についての意見交換及び問題意識の共有化を、定期的に行っていく必要がある。

[改善方策]

現行の取り組みを、今後も引き続き実施していくとともに、定期的に教員の話し合いの場を設けていく。

●ＦＤ活動に対する組織的取り組み状況の適切性

[現状説明]

本学では教員評価委員会の下で「全学的なＦＤの基本方針」を策定し、全学的な規模で検討を行ってきたが、文学部として学部レベルで FD の具体的実施は未だ実現していない。学科レベルでは心理・応用コミュニケーション学科において、2005 年度より計画を具体化し、2006 年度は外部協

力者との情報交換会を FD として開催し、教育研究体制の充実化を図った。また、文学部レベルとしては 2007 年度の初の FD 活動を展開した。

[点検・評価]

2007 年度に「社会人学生の教育」をテーマにした FD 活動を行った。具体的には文学部在籍の全社会人学生（1 名欠席）にも参加いただき文学部の教育を点検した。社会人学生の要求に応えられる教育は一般学生にも受け入れられるという認識に基づき点検を行ったが期待通りの成果が得られた。

[改善方策]

全学レベルの FD 活動と学科レベルでの FD 活動の狭間で学部レベルの FD 活動がどのようにあるべきなのかは極めて難しい問題であり、今後関係各署とも連絡を取り合いながら検討を行う。

●ＦＤの継続的実施を図る方途の適切性（C 群項目）

[現状説明]、[点検・評価]、[改善方策]

文学部ではこれまで毎年リトリートを実施し、その中で FD の要素も組み込んで展開してきたが、2007 年は初めて FD と冠をつけた活動を行った。ただ今後の展開としては確固とした見通しが立っていないのが現状である。その理由は、本学組織の中でどのような形態で FD に取り組むのが最も効果的であるかの検討がまだ結論を得ていないことによる。現在、全学的レベルの FD、学科レベルの FD、そして学部レベルの FD が並存している状況であるが、必ずしも 3 層構造の FD 活動が最善であるとは考えていない。したがって文学部の FD 活動の今後は総合的議論を経ていずれ定まる性格のものであるということを述べるに留めたい。

③授業形態と授業方法の関係

●授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

[現状説明]

文学部で開講されている授業科目のうち、100 名以上の大人数で行われるのは、主に大学共通科目に含まれる講義形式の授業である。学科専門科目における講義形式の授業は、文学部の場合大概のものが 10 名から 50 名の規模で行われている。演習や実践的な内容を含む授業となると、20 名以下で行われているものが多い。特に英文学科の「オーラル・イングリッシュ」や「イングリッシュ・ディスカッション」等は 15 名程度の少人数で授業を行い、教育効果を上げている。心理・応用コミュニケーション学科の「ボランティア実習」「フィールド実習」等実習形式の授業は、30 名程度の規模で行われている。

専門科目の講義で、最も力点をおいているのは授業環境の整備である。具体的には徹底した私語対策に尽きる。本学では全学的にも講義中の迷惑行動イエローカード制度を導入しており先駆的な私語対策を講じているが、文学部においてはその徹底を確認している。2 年前から心理・応用コミ

ュニケーション学科では、入学時点で携帯用名札（国会議員の会議名札のようなもの）を配布し、大教室での授業中は名札を机上に置くように指導している。このことによって匿名性が排除され授業参加への意識が格段に変化する結果、私語は激減した。また、学生名を早い段階から教員が覚えるという効果もあり、さらに学生同士のコミュニケーションも活発になった。英文学科においては講義中の座席指定や、少人数ディスカッションの部分的導入などにより私語の発生を防止するとともに、授業への参加意識を向上させる試みを続けている。また、両学科に共通することであるが、手作りの視覚的教材（ビデオ、パワーポイントなど）を部分的に活用することによって 90 分の講義が単調に流れない工夫を講じている。さらに一部の授業であるが、多人数の講義でも双方向性のコミュニケーションを確保するために、毎回講義の最後に質問を集め、次回講義の冒頭で回答したり、あるいは、メールでの質問を義務付け次回までに全質問に回答したりするなど積極的な試みにも挑戦している。

演習、実験、実習などの少人数授業においては、ほぼ例外なく学生自身に課題を与え、最終的には文書や口頭で発表させる形態を採用している。具体的には、ディスカッションリーダーによるディスカッションの企画運営やゼミ論文集の作成、インタビュー集の発行など発表成果の形態は多岐にわたっている。このような課題を繰り返しこなすことで学生の主体的企画力と表現力が学年進行に伴い確実に向上している。

[点検・評価]

少人数教育を推進するためにクラス数が増加し、その結果専任教員の負担又は兼任教員への依存が高くなっている。また、他学部・他学科生に解放している科目については年々履修者数が増加してきているものもあり、一部で少人数教育が崩れつつある。

[改善方策]

教員の負担については、学科間のみならず学部間においてもバランスが保たれるよう、全学的な規模で見直しを行っていくが、適正教育の上限を 1 クラス 150 名と考えこれを実現するための処方を検討し実施する。

●マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

[現状説明]

英文学科において1年次からリスニング能力養成のためにCALL教室設備等を利用することはもちろん、テレビやラジオといった放送メディア、ウェブサイト等の電子情報メディア、映画等の視聴覚メディアを利用しながら学習効果を高めている。

心理・応用コミュニケーション学科においても映像資料の利用の他、実験等のデータ収集、解析等に情報機器を利用した授業を展開している。

また、各教室にはプロジェクターとスクリーンあるいはテレビモニター等が設置され、パワーポイントや視聴覚資料を用いて授業を行う設備が整っている。

[点検・評価]

マルチメディアの活用は学習効果の向上に重要な役割を果たしており、特に文学部の場合は両学

科の性格上、マルチメディアの利用が不可欠と言っても過言ではない。一方で、講義形式の科目において板書の代わりにパワーポイントを用いることについては、学生からノートが取りにくいといった反応も出ている。また、教員側にも作業上の煩雑さやスキル上の問題が生じている。

[改善方策]

マルチメディアの活用が魅力ある授業作りの一助となることは確かだが、単純に授業に取り入れればよいというものでもない。その長所・短所を理解した上で、各授業の形態、内容に合わせ最も適当な方法を選択していく。

スキル上の問題については、総合情報センターがサポートデスクを設置して、常時疑問・相談への対応を受け付けている他、毎年教職員を対象に「パソコン講習会」を実施している。

C. 経済学部

(1) 教育課程

①学部・学科等の教育課程

●学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連

[現状説明]

経済学部は、1965（昭和 40）年に経済学科、1987（昭和 62）年に経営情報学科、2002（平成 14）年には経済法学科を各々開設し、今日に至っている。これら 3 学科はキリスト教精神に基づく人格教育を共通の理念としつつ、それぞれ独自の特色を備えた教育展開を行っている。すなわち経済学科は「経済学」の諸領域のみならず、これに隣接ないし関連する諸領域を教育の射程に収め、幅広い学識を身に着けさせることを主眼とし、1 年次より学生を少人数教育の枠組みの中に配置し、経済理論を土台とした実践への拡張性に富んだ多様な学識と欧米･アジアの経済に目を向けた国際性、更にはその為に必要とされる英語力の涵養をも目指した多面的なカリキュラムを実践している。また、経営情報学科に於ては情報処理教育を共通の基盤としつつ、経営･商学･会計の 3 分野のいずれかを重点的に学習するか、あるいはいずれも併修することにより幅広い実践的知識を身に着けることができるようカリキュラム上の工夫がなされている。更に経済法学科では、法学教育を充実させると共に、経済学の学習を併せて進めることにより法律と経済の両分野にわたる学識を備えた人材を養成し、銀行などの金融業を中心として高い評価を獲得することに成功した。経営情報学科及び経済法学科では資格取得というニーズに対応する為、特定科目ないし分野を重点的に履修する為の工夫として「ユニット制」を導入し、カリキュラムの相互乗り入れを行っている。これら 3 つの学科は相互に幅広い他学科履修の実績があり、これが基盤となって資格対応などの為の「ユニット制」が成立したわけである。ここには経済学科からも参入可能であることは言うまでもない。

[点検・評価]

経済学部の教育課程が学校教育法第 52 条及び大学設置基準第 19 条第 2 項の趣旨に適合的であることは論をまたないが、少子化という深刻な社会情勢を背景とする学生の質的・量的変化にどれだけ適切に対応してゆけるかが今日的課題である。すなわち「ゆとり教育」世代の大学進学、少子化による競争条件の大幅な緩和、IT 技術の進歩と普遍化の産物でもある活字離れ、などに起因する一般的学力水準の低下に対応する為、1 年次からの演習授業の開講、学生に対する演習担当者による随時カウンセリングなど、少子化時代なりの対応策を講じてきている。しかし、より積極的な大学教育への参加と将来の自己実現を見据えた学生による主体的な取り組みを絶えず喚起してゆく必要がある。

[改善方策]

叙上の如く学生の変転するニーズをより適時に把握し、改善を実施する体制はここ 20 年来機能してきたものと考えている。最近ではほぼ 3 年毎にカリキュラムの再検討を行い、4 年サイクルで

マイナー・チェンジを実施してきている。その為に、学生による授業評価の集計結果やFDをテーマとする検討会での論議などが様々な改善の為のアイデアを提供してくれる。当面経済学部では個別学生の多様なニーズに可能な限り対応するイノベーションを継続してゆく所存である。言い換えれば、経済学部=マスプロ教育という旧来の悪しきイメージからの脱却=より肌理の細かい教育の展開がモットーとなるということである。

●学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

a. 経済学科

[現状説明]

経済学の基礎的知識の獲得と、経済活動の実態を多面的に認識、体験することを学科カリキュラムの目的、理念の中心にすえている。その際、日本国内外の経済を、歴史、理論、現状の3点からしっかりと学習できるカリキュラム展開を取っている。

具体的には、地域経済コースと国際経済コースの2コースを設定し、経済学の基礎知識を基礎に、北海道経済を含む日本国内経済の実態を主に学習するコースと海外実習を含む国際経済の実態を学習するコースの選択性を取っている。

特に本学の特徴である「国際化」の枠組みの中で、地域に貢献する「国際人」養成のカリキュラムとして「プロジェクト実習」科目群を設置している。同科目群は、アジアを中心とした国際経済の現状に関し、講義での理論、歴史面での学習の後、具体的な実習（現地訪問等）による実体験を経ることにより、最大限の学習効果を目的としたカリキュラムとなっている。理論と現実把握の結合を目指した取り組みと位置づけている。

[点検・評価]

1年次生に必修科目として導入している「基礎演習」は、少人数教育の実現を目指し、経済学全般を学習するための基礎的能力を身に着けるために、社会科学全般に関する平易な文献を読ませている。同時に、経済学への関心を高めるために多様な分野の紹介も行い、一定程度の成果を挙げていると考えている。同じく一年次生の必修である「職業と経済」では、外部講師による講義展開は履修者の関心が高く、評価すべき講義となっている。

専門課程では地域経済コースと国際経済コースに別れ、学生の関心に応じて履修単位に違いを設けており、公務員志望の学生は地域経済コースをとるケースが多い。しかし、コース選択が将来の職業選択に大きな違いをもたらすケースはそれほど顕著ではない。

近年、交換留学以外のルートで一年程度の海外留学を行う学生が増加する傾向にあり、学部専門科目の中に「海外実習」。「ビジネス英語」等の英語教育関連科目を設置しているのは、学生のニーズに沿ったものと評価している。

[改善方策]

社会科学を学習するための基礎的能力を、早い段階で身に着けるためのカリキュラム展開の強化が必要である。

国際経済コースの更なる強化が必要である。そのために「プロジェクト実習」科目群を設定し、海外での現地実習と講義を組み合わせた授業展開を開始することとなっている。地域経済コースの特色の明確化も必要であり、北海道経済論、サービス経済論などの北海道経済の実情に合った講義展開を導入している。

b. **経営情報学科**

[現状説明]

＜学科の目的＞

1987年全国に先駆けて経済学部に新設された「経営情報学科」は設立当初から、広い意味での経営学を根幹とする理論および経営実務に関する実践的な知識並びに情報処理に関する有用な知識と情報活用能力を兼備した人材の育成を目的としている。

＜カリキュラム＞

経営情報学科のカリキュラムは、学科設立当初から経営・情報・会計の3つの専門分野から構成され、情報化社会の急速な発展に伴う多様な経営資源としての経営・会計情報を、経済学的そして経営学的に評価・分析出来る情報科学的知識と情報処理能力の修得を目的としている。積み上げ方式のカリキュラムは、「情報」をキーワードに経営・情報・会計の3領域をこなせる人材の養成を目指した。

＜2007年度のカリキュラム改編＞

学科設立当初から「経営」「情報」「会計」を中心とする研究・教育分野から構成され、数次に亙る改定によって学生の科目選択の自由度を高めた旧カリキュラムの特徴を発展的に継承して、2007年度のカリキュラム改編では、学生による科目選択の自由度をさらに保障しつつ、学生の多様な知識欲に応えると共に系統立った学習と、体系的な専門知識の修得を可能とするための再編がなされた。

2007 年新カリの特徴は以下の 5 点にまとめられる。

① 「学科基礎科目」群、「学科専門導入科目」群、「学科専門ユニット」群、「学科関連専門ユニット」群を配し、段階的な履修を保障している。

② リテラシー教育（経営情報学科で必要な基本的な「読み」「書き」「情報活用」能力）と実践実技教育（情報収集・分析能力、モデリング・問題解決能力、海外実習、語学能力）を重視して「学科実践能力科目」群を新設した。

③ 『演習科目』を 1~4 までの各年次におき（基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱ、専門演習Ⅰ、専門演習Ⅱ）、少人数のゼミナール形式の学習をより一層充実させている。

④ 学科専門科目として「効率的かつ効果的な履修年次配置を考慮した一まとまりの科目群からなる 1 つの専門領域」としてユニット群（「学科専門ユニット」6 群、「学科関連専門ユニット」4 群）を設け、学生の興味や関心が体系的な専門科目の履修に具体化されるようにしている。

⑤ 経済学部学科間の連携・乗入れを意識的に指向している。

[点検・評価]

2007 年度から展開されている「新カリ」の全体的な評価はもちろん「新カリ」の完成年度を待たなければならないが、現時点で検証し得る限りにおいて言及したい。

「学科実践能力科目」、「演習科目」のうち 1 年次後期に行われる「基礎演習Ⅰ」では、学生 30 人で 1 クラスを構成し、1 クラスを分野の異なる教員 3 人で担当する。分野の研究の特質や研究スタイルの一端をコンパクトな演習を通じてそれぞれの分野毎に 1 通り体験してもらうもので、学生には自分が選択すべきユニットと、各自の関心や適性について考えるきっかけとなっている。

（1 クラス　専任 3 人で担当、4 クラス体制、1 クラス 30 名）

A クラス	B クラス	C クラス	D クラス
会計：大原	会計：松本	会計：大原	会計：松本
経営：山口	経営：西脇	経営：今野	経営：横尾
情報：能登	情報：須川	情報：須川	情報：鈴木

「学科実践能力科目」の「情報活用リテラシ」は、経営情報学科の学生として、「道具としてコンピュータを利用し、目的に応じてソフトウェアを選ぶ」段階から更に、「要求に叶う最適の応用プログラムを自ら作る」段階へと興味を喚起して、学生の情報活用能力の一層の向上を目的としている。プログラミングにおける、論理的思考方法の理解度と、手順的表記法の習得度が「情報活用リテラシ」の評価として測定されることになる。

「新カリ」全体を通じて、e-learning による統合授業管理を指向している。経営情報学科としての 1 つの典型が、3 人の教員が 1 つのクラスを担当する「基礎演習Ⅰ」である。この演習では e-learning システム CEAS を活用している点が特徴である。CEAS は教員に対しては出席管理、教材配布、課題提出を支援し、学生に対しては、自学自習、教材・資料の取込み、レポート提出など時間と場所の制約を持たない学習環境を提供しており、学生と教員との交信や意思疎通が一元的に CEAS 上で実現されるので、複数の教員による同一クラスの学生指導や管理が可能となる。このような e-learning による学生指導の効率化と教育効果の測定が「新カリ」評価のもう一つの尺度となる。

[改善方策]

「新カリ」の完成年度を待って、以下のような観点からのアンケート、および調査によって、今後の改善策の方向性が見えて来る。

- ✧　新機軸であった、「学科実践能力科目」群、「演習科目」群、「学科（関連）専門ユニット」群が、経営情報学科のカリキュラムの教育効果や教育効率に果たしている役割・効果について評価する。
- ✧　経済学部の他の 2 学科との差異、特質が明確に意識されるようになったか？
- ✧　どのような学生を送り出そうとしているか?
- ✧　学生の満足度調査

c. 経済法学科

[現状説明]

2003 年の経済法学科の設立当初から、学科の理念として、「リーガルマインドを備えた経済の専門家、経済学のセンスを備えた法律の専門家の養成」を掲げてきた。学科の設立から 6 年を経た現

在においても、この理念に変わりはない。効率性だけでなく、適切な企業統治と法令遵守が強く求められる現在のビジネスにおいては、経済学の知識やセンスだけでなく、法律学の素養と知識が欠かせない。このような現代的ニーズに応えるため、本学科は、経済学と法律学との融合を学科の教育目標としている。

経済あるいは法律の専門家としてビジネスの第一線で活躍するためには、それぞれの分野で求められる知識・スキルや資格取得に対応したカリキュラムの編成を行わなければならない。学科の専門科目は、大きく 12 のユニットに区分される。①ファイナンスユニット、②理論経済ユニット、③パブリック・エコノミクスユニット、④経済・経営分析ユニット、⑤公法基礎ユニット、⑥政策法務ユニット、⑦民事法基礎ユニット、⑧企業法務ユニット、⑨司法実務ユニット、⑩社会法ユニット、⑪アカウンティングユニット、⑫マネジメントユニットである。学生は、自分の志望する職種や資格にあわせて、ユニットを組合せ、専門科目を履修していく。その際、学生は、あらかじめ学科が提示する進路別の履修モデルに従って履修計画を立てることになる。この履修モデルは、学生の履修をナビゲートすると同時に、ユニットから構成されるカリキュラムの体系性を担保する役割をも果たしている。

[点検・評価]

経済法学科の理念である「リーガルマインドを備えた経済の専門家、経済学のセンスを備えた法律の専門家の養成」については、2005 年度卒業生、2006 年度卒業生の進路選択を見るかぎり、おおむね所期の目標を達成したように思われる。2005 年度卒業生では、金融・保険・証券業に就職した学生の割合は 21%、また、公務員に採用された学生は 7%であり、学科で習得した経済学と法律学の知識とスキルを活かすことのできる職種に就いたといえる。また、学科での学習成果を測るために、学生には、日弁連法務研究財団と商事法務研究会が主催する法学検定試験の受験を勧めている。毎年、4 級・3 級とも 20 名前後の合格者を出している。2006 年度では、1 年次の段階で 4 級試験を 12 名の学生が受験し、9 名が合格している（合格率 75%）。ちなみに 2006 年度の受験者全体の 4 級の合格率は、59.8%である。

学科の当面の課題は、学生の将来の進路を尊重しながら、経済系科目と法律系科目の履修のアンバランスをできるかぎり解消することである。学生の履修状況を見ると、1 年次には経済数学、基礎経済学などの経済系の基礎科目を履修するものの、2 年次以降、法律系科目の履修にシフトする傾向が顕著である。経済学と法律学との融合を目指す学科の教育目標からすると、看過できない問題である。また、経済系の資格取得を目指す学生も少ない。全体的に見ても、学生のあいだでは資格取得の意欲が低下しているように見うけられる。公務員志望の学生も減少傾向にある。

[改善方策]

経済法学科の経済系科目と法律系科目をバランスよく学生に履修させるために、2007 年度カリキュラムより専門科目をより小さな「ユニット」に分割し、それぞれのユニットの相互関係を明確にするように改善した。たとえば、金融志望の学生には、ファイナンスユニットと企業法務ユニットの組合せ、公務員志望の学生には、パブリック・エコノミクスユニットと政策法務ユニットの組合せなどを提示することで、ユニットの組合せによって、両者をバランスさせるユニット・システムを導入した。あわせて、1･2 年次のガイダンスでの履修指導を徹底することでも対処していきたい。

学生の資格取得のモチベーションを高める方策として、2007 年度より、TKC 法学教育研究支援

システムのコンテンツの一つである法学検定データベースを効果的に活用する仕組みを大学生協と共同で新たに立ち上げた。学生に法学検定料を事前に大学生協に預けさせ、それを条件に法学検定データベースの利用を許可する。問題選択と成績確認は、専任教員が随時行い、学生の利用状況を点検することとしている。また、学科のなかには税理士・公認会計士の資格取得を目指す学生が少なからずおり、経営情報学科の会計演習をカリキュラム上経済法学科の演習として位置づけ、学生のニーズに応える改善を行っている。今後とも、学生の資格取得のニーズを適切にすくい上げ、カリキュラム編成を行っていきたい。

●教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

a. 経済学科

[現状説明]

基礎教育、分けても社会科学的な思考能力（論理的思考能力）と論述能力を高めるための教育は不可欠なものと認識している。こうした能力を高めるために、1 年次から現代経済入門などの基礎的科目を設置するとともに、2 年次からは少人数による演習科目を導入している。

また、将来の職業倫理の自覚を早い段階で身につける事が、大学での学習にとって有意義であるとの視点から、「職業と経済」という科目を設定し、卒業生を含む学外の多様な職業人にお願いをして、自らの経験に即した講義を行っている。

[点検・評価]

「基礎演習」、「現代経済入門」、「マネーと経済」、「環境と経済」、「開発と経済」などの入門、導入科目を設置し、学生の基礎的学力、問題関心を高めるための講義展開を行っている。これらの講義展開により、3 年次、4 年次以降の専門課程での講義履修に結びつけている。倫理性に関しては、「職業と経済」において、将来の職業選択に際しての目を養うと同時に、職業人が個々に抱える職業倫理等の問題を、実際の職業人から学び取ることができる。

[改善方策]

現行の科目は一定の成果を挙げており、より一層の内容の充実を図る。また「職業と経済」は新設科目であり、学外講師の適切な人選、講義内容の統一化などを通し、内容の充実を図る予定である。

基礎演習に関しては、学科で共通のテキストを使用する等の改善を図る。

b. 経営情報学科

[現状説明]、[点検・評価]

ここでは基礎教育を、学科専門課程における入門教育と捉えることにする。学科専門課程における基礎教育は、単に上級教育科目に対置される「基礎」というだけではなく、その科目に対する関心や興味を喚起するための重要な契機となる役割を負っているものと位置づけている。従って「基礎教育科目」はそのような関心や興味をさらに上級科目に橋渡しをするように周到に構成されてい

なければならない。カリキュラム自体が、学生の興味や関心から生まれる問題意識を基礎教育科目から上級科目へ導いて行くような系統性と体系性を持っている必要がある。経営情報学科における「新カリ」はこの点に特に配慮したもので、「学科基礎科目」群、と「学科専門導入科目」群は、知識・手法そして問題意識が上級の「学科（関連）専門ユニット科目」群に繋がるように工夫されている。さらに、「学科実践能力科目」や 1、2 年次の「演習科目」も、テーマ設定、実践内容、そして授業形態の側面から、学生の問題意識を高め、学生の関心や適性を学生自らに認識させ自己評価させるような手がかりを持たせるものにしている。

教育課程における倫理性は、近年の個別科学の進展とともに益々必要になってきている。情報通信技術(ICT)の発展は、情報分野における専門教育に up to date な内容をもたらす（「情報メディア論」「情報システム論」「アプリケーション論」など)。そして情報通信技術(ICT)における革新の波は、ネット取引やモバイル取引の進展を促し、企業経営に関わるビジネスモデルの転換を迫るものとなっている。Web 時代の企業は顧客を掴むためのマーケティングやカスタマー・サービスの新たな展開を考えて行かなければならない。ネット取引や企業財務データベースの公開・普及は会計情報システムも新しいモデリングの創出を余儀なくする。

経営情報学科のカリキュラムでは、上で述べたような情報通信技術の急速な発展に伴って頻発している情報漏洩・情報改竄などの機密情報問題を取り上げ、Web 時代における個人情報の保護、企業・組織における情報倫理の遵守の重要性についても強く意識したものとなっている。(「経営情報学」)。

[改善方策]

「新カリ」における、「学科基礎科目」群、「学科専門導入科目」群、「学科（関連）専門ユニット科目」群の段階的科目配当と年次配当、および「学科実践能力科目」と「演習科目」における実践応用力の養成が、学生の興味の喚起と問題意識の深化となっているかどうか、また、情報倫理が実用知識として身についているかどうかを、学生のアンケート調査や、各教科における学生の理解度を調査することによって客観的に評価して行く必要がある。

われわれがこれまで経験したことのない電子媒体上の経済活動と企業経営の発展に対応して、商取引の新しい倫理規範や社会規範をあらたに構築して行く必要がある。経営情報学科における倫理教育の評価のもう一つの要点は、既存の倫理の学習のみに止まらず、学科に属する教員と学生がカリキュラム（たとえば「経営情報学」）を通してどのようにこの ICT 時代・Web 時代における倫理規範・社会規範を一緒に考え創造して行こうとしているかにあると考えられる。

c. 経済法学科

[現状説明]

経済法学科では、設立当初から、学生の専門科目の履修をコントロールするために「前提科目制度」を採用している。この制度は、高年次に配当されている応用・発展的な専門科目を履修するために必要不可欠な基礎科目を「積み上げ指定科目」と位置づけ、この積み上げ指定科目の単位取得を条件に、高年次の専門科目の履修登録を認める仕組みである。この制度により、学生は、基礎から応用・発展科目へと無理なくステップアップしていくことができる。基礎科目として最重要視しているのは、経済学では経済数学と統計学、法律学では法情報学である。また、2007 年度カリキュ

ラムから、1 年次に基礎演習を置き、専門演習を 2 年次から開講することで、すべての年次に演習科目を設けたことで、少人数教育による基礎教育が可能になった。

経済・法律の専門家を養成するにあたっては、経済学・法律学の専門知識の習得もさることながら、法令遵守を第一とする企業倫理、対立する利害を公正な手続により調整するリーガルマインドを身につけさせる必要がある。リスク管理論では、企業倫理を専門とする実務家を臨時講師として講義に招き、ケーススタディを通じて企業の社会的責任について学習させている。また、学科基礎科目に置かれている法哲学・法と経済では、経済的合理性と正義の問題を理論的な観点から取り上げている。さらに、法情報学・情報法・ネットワーク法・知的所有権法などの科目を通じて、情報倫理教育を行っている。

[点検・評価]

前提科目制度の効果は、留年率によって測定することができる。基礎から応用・発展へと着実に科目履修していれば、当然、留年率は低くなるからである。2005 年度卒業生でみると、3 年次終了段階で、48%の学生が卒業要件の 126 単位を充足し、卒業率は 94.5%、実質的な留年率は 4.6%であった。2006 年度卒業生についても同様である。留年率がきわめて低いことから見れば、前提科目制度には、かなり効果があったといえよう。基礎科目のなかでも経済数学・法情報学は、学科の学生の 90%以上が履修している。また、企業倫理を学ぶリスク管理論は、夏期集中講義でありながら、2006 年度では 107 名の学生が履修している。

前提科目制度は、積み上げ指定科目とされる科目が多くなればなるほど、学生の負担もそれだけ増える。高年次科目を担当する教員としては、学生が前提となる基礎的な知識・スキルを多く習得していればしているほど、授業展開は楽である。そのため、積み上げ指定科目の数が多くなる傾向があった。しかし、学生の負担を考えれば、積み上げ指定科目は精選されるべきである。倫理教育の面では、これまで、科目間の連携が十分であったとはいいがたい。また、法倫理教育も手薄だった。

[改善方策]

積み上げ指定科目の精選は、2007 年度カリキュラムより一部実施している。積み上げ指定科目の指定は、高年次科目の履修を制限する強い縛りとなるため、科目の指定を一部解除する改善を行う。原則として、専門科目を構成するユニット内における科目の指定にとどめ、ユニットをまたがる科目の指定は行わないこととする。異なるユニットの科目間の連携は、ユニットの相互関係を明確にし、オリエンテーション時の履修指導を通じて科目履修に遺漏のないようにしたい。

倫理教育を担う科目間の連携については、2008 年度より、倫理教育の中核科目であるリスク管理論に他の倫理教育を担当する教員が参加するかたちで、より多面的かつ総合的な観点から倫理教育を実施していく予定である。また、法倫理教育を充実させるため、政策法務ユニットの政策法務入門、あるいは企業法務ユニットのビジネス法務入門といった応用・発展的ユニットにおける導入科目において、法倫理にも目配りした講義展開を行っていきたい。

●「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性

a. 経済学科

[現状説明]

国際性を持った地域経済に有為な職業人を育成することを学科教育の理念・目的としてとして掲げている。これを実現するために、専門教育においては現代経済の多様な側面を理解するための基礎理論をマクロ、ミクロ経済学、金融経済学、国際経済学などで獲得し、その上に立って実際の経済現象を様々な方法で学習する内容のカリキュラムとなっている。

特に「プロジェクト実習」科目群においては、経済の基礎的知識の上に、アジアを中心とした国際経済の実態を、現地実習での体験を含めた専門教育として展開し、同時に地域経済との接点を探る科目群となっている。

[点検・評価]

「海外事情」、「ビジネス英語」などを通じた国際教育を学科専門科目として展開し、国際性を身に着ける科目を展開している。

経済学の基礎理論の習得に重点を置いたカリキュラムを重視し、経済の理解に必要な論理的思考能力の獲得を目指した講義展開となっている。

幅広い経済学の諸分野を満遍なく学習する講義展開を行っている。

[改善方策]

数学的・論理的思考の基礎能力を身に着けるカリキュラムの強化が必要であり、個人の能力差に応じた授業展開を考える必要もある。

国際性を高めるために「プロジェクト実習」などを通じた現地実習の機会を拡大する必要がある。

b. 経営情報学科

[現状説明]

経営情報学科では、1987 年の設立当初から、広い意味での経営学を根幹とする理論および経営実務に関する実践的な知識並びに情報処理に関する有用な知識と情報活用能力を兼備した人材の育成を目的として掲げている。そして、2007 年度の「新カリ」では、学生による科目選択の自由度をさらに保障しつつ、学生の多様な知識欲に応える、系統立った学習と、体系的な専門知識の修得を可能とするための改編がなされた。

学校教育法の第 52 条には、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と規定している。経営情報学科のカリキュラムでは、経営情報学科に関わる研究分野の知識を体系的、かつ系統的に教授出来るように「学科基礎科目」群、「学科専門導入科目」群、「学科（関連）専門ユニット科目」群が設置され年次配当がなされている。

[点検・評価]

知識は講義の場での教授に止まらず、獲得された知識を具体的な問題や局面で応用してこそ、はじめて学生一人ひとりの身についた知識となる。経営情報学科の新カリキュラムにおける「学科実践能力科目」群と「演習科目」はこの要請に応えるものとなっている。特に「学科実践能力科目」の中の、「問題解決スキル」は、具体的な局面や事例に即して、問題を分析し解決の手法を提起して行くものであり、「ビジネス・ケース」は与えられた経営環境において特色ある独自のビジネスモデルを議論することから、問題発見、問題解決能力を育成するものとなっている。

従来のカリキュラムでは 3 年次から展開されていた演習科目を「新カリ」では 1 年次から 4 年次まで各年次に置いた。学生は 1 人または複数人の教員によるゼミに所属し、与えられたテーマについて通常の授業や「学科実践能力科目」で培った生きた知識を活用して、学生が自らの問題意識を発展させながら深く研究して行くものとなっている。

[改善方策]

経営情報学科で、学科を構成する基本分野である経営、情報、マーケティング、会計を体系的に学び、さらに「学科実践能力科目」と「演習科目」で実践応用能力を養成する「新カリ」の有用性や教育効果について、在学時と卒業後にアンケート調査を実施するのが良い。その際、知識や手法・技法の側面だけではなく、道徳・倫理の側面についても指導がなされていたかどうか、また、教育や指導の不十分な、或は、欠落している分野や領域についても調査する。このような調査によって、学部・学科の専門教育の理念や目的に照らして、現行「新カリ」の有用性や体系性、そしてその教育効果について評価が深まりカリキュラムのための改善点が見出される筈である。

c. 経済法学科

[現状説明]

経済法学科は、「リーガルマインドを備えた経済の専門家、経済学のセンスを備えた法律の専門家」の養成を目指す学科として、経済学と法律学に関する専門科目を幅広く学ぶことのできるカリキュラムを用意している。経済学の分野では、マクロ・ミクロ経済学などの基礎科目から、金融派生商品についての高度な理論を扱う金融デリバティブズ、企業経営を計量的に分析するマネジリアル・エコノミクスなど応用・発展科目まで、学生は、多種多様な科目を履修することができる。また、法律学の分野では、いわゆる憲法・民法・刑法・商法・民訴・刑訴の六法科目のみならず、行政法・金融取引法・知的所有権法・国際取引法などの法律実務に直結した専門科目が配置されている。さらに、現代ビジネスに不可欠な経済学・法律学の知識・スキルだけでなく、経営・会計に関する専門科目をカリキュラムに置いている。とりわけ、会計科目から構成されるアカウンティングユニット（11 科目 22 単位）では、簿記から国際会計まで幅広く学ぶことができる。

学科のカリキュラムの特徴であるユニット・システムのもとで、専門科目の学問的な体系性にも十分配慮している。学問的に近接する専門科目を一つのユニットにまとめることで、学問の体系性をカリキュラムそのものに反映させている。たとえば、法律学の分野では、公法・私法・社会法・訴訟法という法律学の体系性を維持しつつ、専門科目のユニットを構成している。学校教育法 52 条が定める大学の目的に適合していることはいうまでもない。

[点検・評価]

経済法学科の 2007 年度カリキュラムよりユニット・システムを採用したが、ユニットの専門科目の構成を検討するなかで、専門科目の関連性・体系性を見直す機会をもつことができた。また、学科の理念である経済・法律の専門家の養成の観点から専門科目を精選し、水膨れした感のあるカリキュラムをスリム化することができた。専門科目の数は、2007 年度以前のカリキュラムよりも少なく、105 科目に絞った。さらに、2007 年度以前のカリキュラムでは、学生のニーズの高い経営分野の専門科目が手薄であったが、カリキュラム改編にあわせてマネジメントユニット（12 科目 24 単位）を設けた。

学科の教育目標は、経済学と法律学との垣根を越えて融合を図ることにあったが、2007 年度に改編したカリキュラムでは、アカウンティングとマネジメントを除くと、経済系ユニットは 4、法律系ユニットは 6 となっており、経済分野の専門科目が若干少ない。そのため、地域経済と国際経済について体系的に学習する機会が乏しい。また、法律分野では、刑事法の専門科目が手薄である。刑法各論と刑事訴訟法が 4 単位のなかで講義されるため、概説的な授業展開しかできていない。

[改善方策]

経済系ユニットと法律系ユニットとのアンバランスの解消については、2007 年度にカリキュラム改編を行ったばかりであることもあり、当座、抜本的に改善することは難しい。しかし、地域経済、国際経済の分野の専門科目は、経済学部経済学科のカリキュラムにおいて充実しており、経済法学科の学生に他学科履修というかたちで履修させることは可能である。本学科の専門科目との関連性・体系性を十分に理解させた上で、学生に積極的に履修するよう指導したい。また、刑事法の専門科目の充実については、本学科がビジネスと結びついた民商法分野の専門科目を重視していることから、刑事法が手薄になることはやむをえないところである。ただ、学生には、単位互換の協定を結んでいる近隣大学の法学部の刑事法科目を履修させることは可能である。単位互換制度について学生に十分説明し、履修を促していきたい。

●教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

a. 経済学科

[現状説明]

経済学部経済学科の教育課程において、学科の理念・目的を達成するために、専門教育科目を「入門科目」、「導入科目」、「基礎理論科目」、「コース科目」、「選択科目」、「自由科目」及び「演習科目」に区分し、豊富に配置している。

卒業に必要な最低単位数（以下「卒業所要総単位数」という）は 124 単位であり、その内訳は専門教育科目を 70 単位（うち必修科目は 14 単位）、大学共通科目を 38 単位（うち外国語科目 8 単位を含む）となっており、その余の 16 単位については、学生の希望に応じて専門教育科目、大学共通科目、国際交流関係科目、他学部・他学科専門教育科目、教職に関する科目から自由に修得すること定めている。

[点検・評価]

経済学部経済学科の卒業所要総単位数のうち、専門教育科目が占める割合が 56.5%、大学共通科目が 30.6%、自由に選択できる科目が 12.9%となっており、学科の専門性を重視するものとなっている。現状において、適切な量的配分となっており、妥当である。

[改善方策]

細かい区分による専門科目の豊富な配置は、経済学の基礎理論理解の上に立った経済現象の学習を重視する経済学科の特色を反映している。現状の科目配分上に特に問題点は見当たらず、基本的には現行の教育課程を維持しながら随時点検を行い、必要に応じて改善を行う。

b. 経営情報学科

[現状説明]

経済学部経営情報学科の教育課程において、学科の理念・目的を達成するために、専門教育科目を「学科基礎科目」、「学科専門導入科目」、「学科実践能力科目」、「演習科目」、「論文科目」、「学科ユニット」、「学科関連ユニット」及び「自由科目」に区分し、豊富に配置している。

卒業に必要な最低単位数（以下「卒業所要総単位数」という）は 124 単位であり、その内訳は専門教育科目を 70 単位（うち必修科目は 8 単位)、大学共通科目を 38 単位（うち外国語科目 8 単位を含む）となっており、その余の 16 単位については、学生の希望に応じて専門教育科目、大学共通科目、国際交流関係科目、他学部・他学科専門教育科目、教職に関する科目から自由に修得すること定めている。

[点検・評価]

経済学部経営情報学科の卒業所要総単位数のうち、専門教育科目が占める割合が 56.5%、大学共通科目が 30.6%、自由に選択できる科目が 12.9%となっており、学科の専門性を重視するものとなっている。現状において、適切な量的配分となっており、妥当である。

[改善方策]

[点検・評価]でも述べたとおり、現行の量的配分は情報処理教育を基盤としつつ、経営・マーケティング・情報・会計等の各領域で活躍できる人材の育成を目指す経営情報学科の理念に合致したものであるため適切であり、改善の必要性はない。今後も現行の教育課程を維持しながら随時点検を行い、問題が確認されれば改善を行う。

c. 経済法学科

[現状説明]

経済学部経済法学科の教育課程において、学科の理念・目的を達成するために、専門教育科目を「学科基礎科目」、「演習科目」、「学科ユニット科目」、「論文科目」及び「教育科目」に区分し、豊富に配置している。

卒業に必要な最低単位数（以下「卒業所要総単位数」という）は 124 単位であり、その内訳は専

門教育科目を 66 単位、大学共通科目を 38 単位（うち外国語科目 8 単位を含む）となっており、その余の 20 単位については、学生の希望に応じて専門教育科目、大学共通科目、国際交流関係科目、他学部・他学科専門教育科目、教職に関する科目から自由に修得すること定めている。

[点検・評価]

経済学部経済法学科の卒業所要総単位数のうち、専門教育科目が占める割合が 53.2%、大学共通科目が 30.6%、自由に選択できる科目が 16.1%となっており、学科の専門性を重視するものとなっている。現状において、適切な量的配分となっており、妥当である。

[改善方策]

専門性を重視した科目配置は、「リーガルマインドを備えた経済の専門家、経済学のセンスを備えた法律の専門家」の養成を目指すという経済法学科の教育目標を反映したものであると言える。したがって、現行の量的配分を基本としつつ、随時点検を行うこととする。

②履修科目の区分

●カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

a. 経済学科

[現状説明]

専門科目では、入門科目、導入科目から「基礎演習」、「基礎経済学」、「現代経済入門」の計 8 単位を一年次必修とし、4 導入科目のうち「職業と経済」2 単位を必修、その他に 2 単位を選択として修得することとしている。基礎理論科目に関しては、4 科目 16 単位を選択としている。コース科目からは計 30 単位を選択し履修することとしている。

選択科目群、自由科目群より 4 単位を履修する。演習に関しては、Ⅰ・Ⅱを必修としている。

専門科目における総単位 70 単位であり、内 18 単位が必須科目であり、その他は選択必修となっている。

[点検・評価]

学科専門科目での習得単位数の下限は 70 単位であり、内、18 単位が必修である。演習を除き、初年度に必修科目が集中している。これは、入学時での学習に対する動機付け、基礎的学力の付与を目的として、必修科目を集中させている。新入生の学習意欲、大学生活に慣れる意味でも、意味のある設定と思われる。コース科目の 30 単位修得も適切な単位数であると考えている。

[改善方策]

現時点では必修、選択の比率、必修内容に関しては特に問題がないと思われる。

b. 経営情報学科

[現状説明]

『大学基礎データ』(表 3)「開設授業科目における専兼比率」にも示されているよう、経営情報学科の「新カリ」における必修科目と選択科目の科目数は、専門科目では、必修科目は3科目8単位、選択科目62単位となっている。必修科目の割合が低くなっている。

[点検・評価]

「新カリ」において必修科目の割合が低くなっているのは、経営情報学科における過去3次にわたるカリキュラム改編を通じて、学生が履修計画を立てる際に、学生の興味・関心に応じて履修計画が立てられるように学生の科目選択の自由度を保障することが必要であるとの認識に到達したからである。

経営情報学科のカリキュラムの履修は基本的には

✧ 専門科目の履修の基本単位が「ユニット」を意識しながら行われる

✧ 学生にはカリキュラム表とは別に「履修モデル」が提示される

を指針に行われると思われる。従って経営情報学科における学生のカリキュラム履修は選択の自由度を保障しつつ、かなり選択必修の性格の強い履修構成となるものと考えられる。

[改善方策]

必修科目と選択科目の量的適切性と妥当性は、必修・選択の科目数という側面だけではなく、学生自身に保障されている科目選択の自由度の中で、学生がカリキュラム構成から期待されているような履修計画を立てられるように、そして、学生の関心や興味に応じて「履修モデル」を参考に履修計画が立てられるように指導して行くことが重要である。

「新カリ」の特徴の1つである学科専門ユニットについては、学生が学科専門科目の履修計画を立てる際に、ユニットが学生の興味や問題意識を具体的な履修科目の形成に至らしめるための有効な単位として機能しているかどうかを調査する必要がある。同時にカリキュラム表と一緒に提供される「履修モデル」についても、このモデルが履修計画決定の際にどのように活用されているか、またその有効性についても検証しなければならない。

c. 経済法学科

[現状説明]

経済法学科のカリキュラムでは、大学共通科目の卒業要件 38 単位中 2 単位（情報処理）が必修であり、学科専門科目の卒業要件 66 単位のすべてが選択である。このように学科の専門科目履修における特徴は、自由選択制にある。しかし、このことは、学生が専門科目の関連性・体系性をまったく考慮せずに、自由に科目履修できるということを意味しない。学科の専門基礎科目を最低限履修させるとともに、応用・発展科目を体系的に履修させる仕組みが、学科カリキュラムには埋め込まれている。第一は、積み上げ指定科目の制度である。これは、応用・発展科目の理解に不可欠な基礎科目を前提科目に指定し、その履修を条件に応用・発展科目の履修を許可する仕組みである。積み上げ指定科目は、事実上必修科目として機能する。第二は、ユニット・システムである。多く

の専門科目のユニットでは、演習科目がその分野の総仕上げとして位置づけられている。演習科目の履修要件として、ユニット内の専門科目の履修を求めることで、学生には、ユニット内の専門科目を体系的に修得させることができる。

[点検・評価]

経済法学科の専門科目の中でも積み上げ指定科目は、事実上必修科目として機能する。2007 年度カリキュラムにおいて積み上げ指定されている科目数は、15 科目である。2007 年以前のカリキュラムから引き続き、積み上げ指定されている科目に、基礎経済学、マクロ経済学、ミクロ経済学、法情報学、憲法Ⅰ、民法Ⅰがある。これらの専門科目が事実上の必修科目として機能しているか否かは、学生がこれらの科目を履修している割合から測ることができる。2006 年度の履修登録状況で見ると、基礎経済学 190 名、ミクロ経済学 74 名、マクロ経済学 64 名、法情報学 112 名、憲法Ⅰ97 名、民法Ⅰ116 名となっている（再履修者を含む）。経済法学科の基礎科目である基礎経済学、法情報学、憲法Ⅰ、民法Ⅰについては、学科のほぼすべての学生が履修しているといえる。

2007 年度のカリキュラム改編において、積み上げ指定科目の数を減らした。経済法学科の学生は、実際には、「積み上げ指定科目は必修科目である」という意識を持って履修計画を立てている。逆にいえば、積み上げの指定を解除された科目については、今後履修において軽視される可能性がある。経済数学や契約法を扱う民法Ⅱは、指定を外れたものの、引き続き積み上げ指定科目と同程度に重要な基礎科目である。2006 年度には、履修登録者は経済数学 129 名、民法Ⅱ114 名であった。今後ともこの数字を維持していきたい。

[改善方策]

経済数学、民法Ⅱの履修登録者に歯止めをかけるための方法には、二つある。第一は、オリエンテーション時の履修指導において、これらの科目が積み上げ指定科目と同様に重要であることを説明することである。文系学科であるため数学に対する苦手意識を持っている学生が多いため、とりわけ経済数学を敬遠する学生が増えると思われる。経済数学は 1 年次配当なので、入学生オリエンテーションにおいて徹底した履修指導を行いたい。第二は、経済数学、民法Ⅱの置かれているユニットに関連する演習を担当する教員が、それぞれの科目の履修を演習の履修要件とすることである。少なくとも、計量系の経済学を専門とする演習や民法を専門とする演習の履修を目指す学生については、これらの科目の履修は必須となるだろう。

③開設授業科目における専・兼比率等

●全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

a. 経済学科

[現状説明]

専任教員による開講科目は以下の科目である。基礎演習、基礎経済学、現代経済入門、マネーと経済、職業と経済、開発と経済、環境と経済、ミクロ経済学、マクロ経済学、経済統計学、経済数

学、金融論、労働経済論、政治経済学、社会経済史、地域経済論、現代日本経済論、地域経済特論Ⅰ、北海道経済論、財政学、環境経済学、環境政策論、規制と競争の経済学、金融システム論、市民経済論、消費者保護論、国際金融論、開発経済論、ヨーロッパ経済論、アジア経済論、アメリカ経済論、開発経済論、日本経済史、西洋経済史、社会政策論、国際経済社会実習Ⅰ・Ⅱ、フェアトレード実習Ⅰ・Ⅱ、国際経済協力プロジェクト実習Ⅰ・Ⅱ、東南アジア経済研究実習Ⅰ・Ⅱ、日中経済関係プロジェクト実習Ⅰ・Ⅱ、欧州情報処理Ⅰ・Ⅱ、民法、労働法、商法Ⅰ・Ⅱ、社会保障論、国際政治学、国際関係論Ⅰ・Ⅱ、ゲーム理論、演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、憲法、卒業論文。

専任比率は約 63%である。

[点検・評価]

主要科目は専任で行う体制が整っている。「職業と経済」、「開発と経済」などの科目では、専任教員の指導、監督の下に、外部の臨時講師による講義が行われ、履修者の高い評価を得ている。国際経済関連では、専任教員による現地実習を含むプロジェクト型講義が展開されている点が大きな特徴となっている。

[改善方策]

一部基幹科目（国際経済学など）では専任化が行われておらず、課題として残っている。実習型科目の実施に際しての、安全、単位付与の方法等に関し検討が必要である。ただし、海外実習科目に関しては、履修者の高い評価を得ており、今後とも学科として積極的に取り組む必要がある。

b. **経営情報学科**

[現状説明]

現在、経営情報学科の専任教員数は 10 名である。経営情報学科の「新カリ」の専門科目における専任教員が担当する授業科目とその割合は『大学基礎データ』（表 3）「開設授業科目における専兼比率」の通りである。全開設専門科目の中で、専任教員の担当する割合は 65%となっている。

[点検・評価]

現在、経営情報学科の学生収容定員は 102 名、専任教員枠は 11 名であり、大学設置基準を満たしている。大学設置基準を満たした上で、「学科の専任教員が担当する授業科目の割合が 7 割弱」となるのは、「新カリ」においては専任教員の授業に果たす役割が必須であることは論を待たないが、同時に非常勤講師の役割も「新カリ」にとっては不可欠であることを示していると言える。

経営情報学科では、この割合を出来るだけ 7 割に近づけるように、現在、「広告コミュニケーション論」、「消費者行動論」、「マーケティング」の採用人事のための公募を行っている。この採用人事が決まれば、経営情報学科としては 3 年振りに専任教員枠 11 名を充足することになる。

経営情報学科は学科開設以来、経営、情報、会計の 3 分野構成を学科カリキュラムの骨格として来ているが、最近の急速な情報通信技術とインターネットの発展に伴う Web 媒体の進化が誘起する、広い意味での経営情報系の学問分野の変革と進展に呼応して、2007 年度のカリキュラム改編では、従来の 3 分野を継承的に発展させて、経営、情報、会計、マーケティングの 4 分野を学科専門教育のカリキュラムの基本構成として位置づけた。

上で言及した現在進行中の専任教員の公募人事は、直接的には開設科目の中での専任教員の担当割合を高めるものであるが、同時に、広い意味での経営情報系の学問分野におけるマーケティングが担っている時代の要請を、カリキュラム上の構成のみならず専任教員の陣容の面でも果たして行こうとするものと評価している。

[改善方策]

現在進めている経営情報学科専任教員１名の公募人事で適任者が得られれば､「学科の専任教員が担当する授業科目の割合」は 64.5%から 67.5%と 3%だけ増加することが期待される。

c. **経済法学科**

[現状説明]

経済法学科の授業科目において専任教員が担当する授業科目の割合は、大学共通科目では、必修科目 30%、選択必修科目 66.6%、学科専門科目では全科目中 63.3%である。経済法学科には必修科目はないが、事実上必修として機能している積み上げ指定科目について見れば、ファイナンス入門、ファイナンス、基礎経済学、マクロ経済学Ⅰ、ミクロ経済学Ⅱ、統計学、財政学Ⅰ、経済政策論Ⅰ、マネリジアル・エコノミクスⅠ、法情報学、憲法Ⅰ、行政法Ⅰ、民法Ⅰ、企業法入門、民事訴訟法は、専任教員が担当している。積み上げ指定科目 15 科目のすべてを専任教員が担当していることになる。ただし、統計学のみ他学科専任教員が担当している。

[点検・評価]

経済学科の専門科目全体では、63.3%を専任教員が担当しており、事実上の必修科目である積み上げ指定科目については、100%専任教員が担当している。積み上げ指定科目は、いずれも専門科目のユニット科目に繋がる基礎科目であり、これらの科目すべてを専任教員が担っていることは評価できる。また、経済・法律の専門家の養成という学科の理念の観点からすれば、専門科目のユニットのなかでもファイナンスユニット、パブリック・エコノミクスユニット、政策法務ユニット、民事法基礎ユニット、企業法務ユニットは、学科の基幹ユニットである。専任教員の割合は、順に 80%、87.5%、100%、100%、71.4%であり、基幹ユニットに専任教員を多く配置するというメリハリのある教員配置となっている。

学科の専門科目のユニットを統括する教員は、学科の専任教員であることが望ましいのはいうまでもない。基幹ユニットについては、学科の専任教員がユニットの統括教員となっている。理論経済ユニット、経済・経営分析ユニット、公法基礎ユニット、司法実務ユニットについても同様である。しかし、社会法ユニット、アカウンティングユニット、マネジメントユニットについては、学科の専任教員が配置されず、他学科の専任教員にユニットの統括を委ねている。これらのユニットに学科の理念や教育目標をどう浸透させていくかは、今後の課題である。

[改善方策]

経済法学科の専任教員が配置されていない専門科目のユニットに新たに学科の専任教員を配置することは、学科教員の定員、学科教員の専門分野からみて難しい。ただ、アカウンティングユニットとマネジメントユニットについては、おなじ経済学部内の経営情報学科の専任教員がユニットを

統括しているため、経済法学科の専任教員とは教授会等で日常的に情報交換できる環境にある。また、2007 年度のカリキュラム改編にあたっては、合同でワーキング・グループを設置した経緯もある。そこで、ユニットの運営上問題が生じた場合には、再びワーキング・グループを設置して問題に対処したい。社会法ユニットについては、他学部の専任教員がユニットを統括している。学科長が、担当教員と定期的に意見交換を行うこととする。

●兼任教員等の教育課程への関与の状況

a. 経済学科

[現状説明]

職業教育関連の科目（「職業と経済」、「サービス経済論」など）では外部講師による授業展開が行われている。また「地域経済論」、「北海道経済論」などでも、学外の市町村長、公務員、企業家等に講義を依頼している。学内専任教員ではカバーしきれない実務経験などの面で学外者に大きく依存することとなっている。おおむね、実業界の現状認識のための講義を学外者お願いしているのが現状である。

また、学科所属の教員でカバーできない分野（「サービス経済論」、「ビジネス英語」等）も、非常勤講師でまかなっている。

[点検・評価]

兼任教員、臨時講師に対しては、講義開始前に学科の教育方針、開講科目の意図を明示し、講義の意義を十分に理解した上で、講義担当を依頼している。特に臨時講師に関しては、大学教育の経験がない場合が多く、学科として特段の注意を払っている。

おおむね受講生の評価も高く、特段の問題は生じていない。

[改善方策]

学外協力者との良好な関係を、今後とも継続していく必要がある。将来的にはインターンシップなどの導入も視野に入れており、より一層実業界との関係を継続し、臨時講師等の形で強化していく必要がある。

b. 経営情報学科

[現状説明]

『大学基礎データ』（表 3）「開設授業科目における専兼比率」にも示されているように、全開設科目の中の 3 割以上の科目において、兼任教員（所謂、非常勤教員）に依拠している。兼任担当科目数の割合は 35.5%である。

[点検・評価]

経営情報学科では、専任教員枠は 11 名であり、これは大学設置基準を満たしている。専任教員数が大学設置基準を満たした上で、「兼任担当科目数の割合は 35.5%」となっているのである。経

営情報学科のカリキュラムにおいては、非常勤講師は単に専任教員の代替要員ではなく、学科活性化のために積極的な働きをしていることを評価する必要がある。全開講科目 101 科目のうち、非常勤講師が 36 科目を担当していることになる。学科のカリキュラムが専任教員だけで賄われればそれに越したことはないが、非常勤講師の役割は、専任教員だけでは担うことが出来ない、実践実技を必要とする科目、時代の要請に応える科目、業界の、或は、自治体の最前線で活躍している人材を講師に迎えて授業が展開される科目などを通じて、学生に対して現実の業界や実業界や自治体の状況をリアルに実感できるような学習の場を提供できるところにある。

18 歳人口がペースは鈍化したと言っても依然として減少しつつあり、「大学全入時代」とも形容される今日の大学を巡る社会環境において、大学経営、特に私立大学の学校経営は厳しい。このような大学「冬の時代」に学科の学生定員を増加したり、学科の専任教員枠を拡充し、専任／兼任担当科目比率を更に高めることは容易ではない。このような状況では、妥当な範囲内での「教員資源」を大学間で、或は、大学と企業間で「有効に活用する」ことが必要である。

[改善方策]

現在進めている経営情報学科専任教員１名の公募人事で適任者が得られれば､「兼任担当科目数の割合」は 35.5%から 32.6%と 3%だけ減少することが期待される。

c. 経済法学科

[現状説明]

経済法学科の専門科目の 33%を兼任教員が担当している。専任教員が、専門科目の基礎または基幹的な科目を担当することから、兼任教員の多くは、専門科目の応用・発展的な科目を受け持つことになる。経済・法律の専門家を養成する学科の理念から、応用・発展科目は、実務的な色彩が濃くなる。そこで、外部に兼任を依頼する場合、できる限り実務に精通した方に委嘱するようにしている。年金制度論は社会保険労務士の方、刑事法・知的所有権法は弁護士の方、リスク管理論は、専任教員がコーディネーターを務めるが、実際に授業を担当するのは、企業倫理を専門とする実務家である。学科新設当時、国際取引法は、商社の企業法務の部署を統括する責任者の方が授業を担当していた。

[点検・評価]

経済法学科の兼任教員の多くは、学科専門科目における応用・発展科目を担当するに相応しい実務に通じた専門家である。社会保険労務士が担当する年金制度論の履修者は 66 名、知財を専門とする弁護士が担当する知的所有権法の履修者は 62 名となっており､かなりの学生が履修しており、学生の関心も高い。また、学科設立時に学科設立を記念する公開講座を開催し、実務家教員に講演をお願いし、経済学と法律学との融合についての意義をそれぞれの立場からお話しいただいた。このような企画があったため、実務家の兼任教員は、学科の教育課程について深い理解と共感を持って、それぞれの専門科目を担当していただいている。

ただ､2007 年度のカリキュラム改編で一部､科目担当者を実務家教員から研究者教員に変更した科目がある。具体的には刑事法Ⅱと国際取引法である。また、2007 年度以前のカリキュラムにあったデータ予測法は、企業から講師を招き、それぞれの企業の生のデータに基づき経営分析を行う科

目であったが、2007 年度のカリキュラムの改編時に廃止された。企業において責任ある地位にある方を複数揃えて、大学の教務日程に合わせてコーディネートするのは、きわめて困難だったからである。学科の理念を踏まえ実務に精通した兼任教員をいかに確保していくかが、今後の課題である。

[改善方策]

経済・法律の専門家を養成するという経済法学科の理念を実現するために、とりわけ学科の応用・発展科目において、引き続き実務に精通した方に科目担当を委嘱したいと考えている。現在担当していただいている実務家には、あらためて学科の理念と教育目標について説明し、担当の継続をお願いしたい。また、ユニットを統括する専任教員が中心となって、刑事裁判および国際取引に通じた実務家を探すこととする。学科が実施する 2007 年度の大学公開講座では、学科開設時の公開講座と同様、検察官と弁護士に講演を依頼しているが、その繋がりからあらためて実務家教員の掘り起こしを行いたい。兼任教員として委嘱するのが難しい場合には、臨時講師の制度を活用する。あわせて、実務家に講義担当を委嘱する場合の障碍となっている、講師給・旅費・教務日程の問題について全学的な議論を喚起するよう努める。

(2) 教育方法

①厳格な成績評価の仕組み

●履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

[現状説明]

経済学部に於ては卒業所要総単位数を 124 単位とし、1･2 年次については 44 単位、3・4 年次については 48 単位が各々履修上限となっている。但し、休暇期間中に実施される集中講義についてはこの限りではない。また、学科カリキュラムに配当されている科目以外のもの、例えば教職科目も同様である。

[点検・評価]

履修上限単位数は、過去 20 数年来学生の声を傾聴しつつ経験的に決められてきており、現状に於て特段の問題点は発生していない。

[改善方策]

従来 4 年次の教育が就職活動などにより空洞化するという弊害が顕著であったので、これを是正する工夫が必要であるとの認識が教員間に共有されていたが、幸いなことには学生は殆ど 4 年次に於ても演習に所属し、年間を通じて専門教育科目を履修しているので、稀に 4 年次が消化試合の如くなっている事例はあるとしても、概ね学習情況は良好である。しかし、今後学力水準のいっそうの低下が進んだ場合、現行カリキュラムのように 4 年次の演習参加が任意であるという状態を維持すべきか否かは検討課題として残されている。

●各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

[現状説明]

期末の定期試験及び臨時の試験(小テスト、小レポート、宿題、抜き打ち試験など)、演習などの少人数授業形式の場合は口頭発表やプレゼンテーションなど、更には出席回数を単位取得の為の条件とするなどの方法により、学生が勉学の実態を欠いているにも関わらず単位が易々と取れるということの無いように様々な工夫を行っている。また、2 年次から専門演習を開講することとした為、従来のスクリーニング制度に代わり「基礎経済学」を含む 20 単位の取得を 1 年次生に対して演習参加の前提条件として義務付けた。加えて、2 年間で 30 単位の習得が達成されない場合には除籍処分とすることとし、大学生活という高校生活に比して自由な空間に於て無用の怠惰が発生する余地を極力小さくするよう努めている。

[点検・評価]

上記の取り組みは 2007 年度より導入された新カリキュラムに基づくものであり、現時点に於ては未だ具体的成果を検証するだけの材料は無いが、旧カリキュラムのスクリーニングでは 3 年次以降の専門科目の履修がスクリーニング該当により阻止される為、卒業延期もしくは就職活動への支障が発生することを恐れ、1～2 年次から学習への真剣な取り組みを促す目に見える効果が認められている。しかしながら、近年の活字離れやインターネット経由の安易な材料集めによるレポート作成の如き弊害は広がりつつあり、なかなか有効な対抗策が見出しにくい現状は否めない。インターネットの活用を全て否定するのも近時の社会的状況に鑑み非現実的ではあるが、参考文献として使う資料は書籍･雑誌論文などに限るという姿勢をより徹底的に浸透させてゆくことも今後の課題となろう。

[改善方策]

卒業時には経済学を中心とする社会科学の基礎及びエッセンスをしっかりと身に着けていることが経済学部の教育目標であるから、その為に有効な手段などは適宜採用し、絶えず FD の問題意識をもって改善に努めてきたし、今後もこの姿勢にはいささかの変化も無いであろう。付言すれば、入学試験の多様化により少しでも学力水準と勉学意欲の高い学生を獲得する努力を続けてゆく所存である。

②教育改善への組織的な取り組み

●学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

[現状説明]

経済学部に於ては新入生に対する各種オリエンテーションに力を入れ、学習のみならず各種資格の取得、各種採用試験への対策、更には就職といった一連の流れの中で学生が自分の将来と自己実現を絶えず意識しつつ自ら進路を決定・構築してゆくことを可能ならしめることを学部の教員各位に認識せしめ、間違ってもただの「学問」や知識の切り売りに陥ることを避けるように心掛けてい

る。その為にしばしば教員研修会もしくはFD論議を各学科･部門で実施して意識の啓蒙に努めている。学生による授業評価を定期的に実施しているのみならず、学生からの意見･投書やアンケートの類も活用して、学生のニーズをリアルタイムに把握することにも留意している。シラバスの具体化、講義内容と講義展開の明確化、評価基準の明確化は既にかなり以前から実現されており、現在は絶えずその改良に努めているところである。なお、授業評価は公開されており、評価の低い教員への強い改善圧力として機能している。

[点検・評価]

近年FD意識の浸透に伴い学生のニーズの認識とこれへの対応はかなり進捗したように思われる。しかしながら、学生の学力低下と勉学意欲の減退という当今の一般的風潮に抗い、目に見える成果を上げるにはまだかなりの努力が必要である。

[改善方策]

その１つの間接的な対応として、退職教員の補充人事の際に、意欲的な若手教員を積極的に採用し、教員組織に不断に刺激を与えるのみならず、学生と年齢が近い若手教員からの提案などを前向きに取り入れることなどが近年別の次元でFDに好影響を与えている。また、教員組織の活性化と今回経済学部が取り組み始めた e-learning(ソフトウェアの他大学との共同開発)を始めとする自習機会の拡大による勉学への自主的な取り組みの奨励も有効性が期待しうると考えている。

●ＦＤ活動に対する組織的取り組み状況の適切性

[現状説明]

ほぼ4年周期のカリキュラム改正に伴う論議のほかに、毎年定期的に実施される学部全体及び各学科の研修会でFDは絶えず取り組んでおり、上記の記述と重複するのでここでは言及するにとどめる。

[点検・評価]

2007年導入の新カリキュラムは、最新の問題意識による対応の具体化である。これにより学力低下への対応、専門教育の充実、キャリア実現の為の道筋が良い形で付けられたものと考えている。

[改善方策]

学生の置かれている状況は世相の変転とも密接に関連して絶えず変化しているので、前述の如き各種アンテナでこれを随時受け止め、その時々で最適の方法を模索してゆくしかなかろう。幸い本学ではそうした機能は有効に働いていると考える。

●ＦＤの継続的実施を図る方途の適切性（C群項目）

[現状説明]

FD の為の最も有効なツールは学生による定期的な授業評価である。これにより受講者の目から見た要改善事項を随時点検し、直ちに改善を実施させることが可能となる。授業評価の集約結果は

公開され、学生及び同僚教員による閲覧によって当該教員への改善圧力として機能する仕組みになっている。各学科では頻繁に学科会議を開いているが、そのうち何回かは FD をテーマとするものとなっている。その為の予算措置も講じられている。

[点検・評価]

従来全教員の完全な意識統一は言うは易く行うはなかなか至難の業であった。しかしながら、最近では世代交代による好影響か、FD への積極的取り組みは自明のことと見做されるに至ったといっても過言ではなかろう。やはり授業評価の効用は大なりと言う外はない。

[改善方策]

今後の課題としては、半期ごとの授業アンケートの実施や同僚教員による授業参観とコメントのフィードバックの制度化などが課題となろう。

③授業形態と授業方法の関係

●授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

[現状説明]

経済学部に於て現在展開されている授業の形態としては、大教室に於ける講義や語学などの授業(約 20～30 名規模)、演習などの少人数授業、模擬裁判、学外に出掛けて行く現地演習・合宿、プレゼンテーション、その他の実習などがある。近年社会の目まぐるしい変化に絶えずキャッチアップしてゆく為に外部から 1 コマ限りの臨時講師を招聘して特定のトピックに焦点を合わせて「現場の声」を聴くという趣向の授業や企業(例えば朝日新聞社)からの寄附講座の受入れも盛んになってきている。また、実習的性格の強い授業としては、情報処理や CALL を使った語学教育の技術的進歩が目覚しく、随時最新の技術や機器を取り入れている。これにより学生達は教育内容もさることながら、周辺の技術にも習熟する機会を与えられている。

[点検・評価]

上述の如く教育内容に応じて、或いは教育内容に付随する様々のニーズに応じて、授業形態やその方法の見直しを日常の FD の中で図っており、現状に於ては特に不備な点は無いものと考えている。

[改善方策]

定期的に行なわれる全学的授業評価や個別教員による受講者へのアンケートを適切にフィードバックしつつ、何か不具合が発生した場合には直ちにこれを改善する機能が働いている。

●マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

[現状説明]

経済学部に於ては、3 学科共に授業の中で活用可能なる IT 技術は随時採り入れており、現状に於て他大学に遅れをとる点は無いと言うことができよう。パワーポイントなどの授業展開をサポートするハード/ソフトの活用は今や何の新味も無い。語学教育に於ける CALL は短期大学部英文科スタッフによる先進的な取り組みが学内にフィードバックされ、絶えず進化している。経済学科ではこのような成果を直接的に取り入れるべく短期大学部英文科との提携を開始し、さしあたり「社会に出てすぐ使える英語力の涵養」への取り組みを 2007 新カリキュラムでスタートしたところである。また、経営情報学科では先般本学と千歳科学技術大学との間で締結された提携協定の枠組みの中で、e-learning のソフトの共同開発に着手した。更に、経済法学科では判例などのデータベースのマルチメディアを媒介としたアクセスの可能性を拡大する多面的な取り組みを続けている。

[点検・評価]

前述のように今日授業形態は多様であり、科目ごとの固有の性格に照らして活用可能な IT 技術の選択を行わなければならない。歴史の授業では DVD などのドキュメンタリー映像の視聴はまさに百聞は一見に如かずの効果をもたらす。しかし、ネガティヴな側面も無いではない。活字媒体の活用、すなわち読書意欲の減退である。活字離れを防ぐ為、IT 技術の活用とのバランスを随時探ってゆかなければならない。

[改善方策]

今後は多額の経費を要する IT 技術(主としてハードウェア)の迅速な導入の為に、学内にプロジェクトを設け、外部補助の積極的導入を図り、学生の便宜に資するような体制を整え、各学科では恒常的にニーズの発見に努めることが必要である。

D. 社会福祉学部

(1) 教育課程

①学部・学科等の教育課程

●学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連

[現状説明]

社会福祉学部には 3 つの学科があり、それぞれ相互に関連しあう共通の教育課題と目標をもちながら社会福祉分野における有為な人材養成を目指して教育に取り組んでいる。とくにそれぞれ個性的な教育課題を設けており、福祉計画学科においては、1）社会福祉制度・政策の知識を有し、国際比較を踏まえ分析能力を有する人材の養成、2）コミュニティ・ソーシャルワーカーの養成 3）福祉マインドを持った企業人および公務員等の養成といった課題に取り組んでいる。新カリキュラムの内容としては、2005 年度から新カリキュラムに基づき授業を展開しており、第 1 に、社会福祉の制度・政策に関する深い知識を得るために経済学・法学系のカリキュラムを充実させ、第 2 に、社会福祉政策の実施に際し、ニーズの把握等のための知識や技能を得るため「社会調査士」を取れるように新たな授業をカリキュラムに取り入れている。

福祉臨床学科では、福祉分野で活躍するソーシャルワーカーの養成を目指して、ソーシャルワークの理論はじめ、知識・技能・倫理観の修得を教育目標にしている。講義や演習をはじめ、学外での実習教育を通して、豊かな実践力と研究能力の涵養を目指している。目標としては個別領域に限定するのではなく、子ども・障がい者・高齢者といった人びと、居住施設・通所施設・訪問といったサービスの場、支援センターや相談所などの相談機関、病院等の医療機関など実に多様な職場の中で、生活の場で支援・援助するためには、具体的で特別な理論や技術が必要であると同時に、その前に最も基本的なソーシャルワーカーとしての価値・理論・技術が身についていなければならないわけで、どこでも・どのような人に対しても支援・援助できるための基本となる能力をみにつけ、ジェネラリスト・ソーシャルワーカーの養成を目指している。

福祉心理学科では、社会環境の変化において、対人関係における歪みや不適応の問題を引き起こしており、家族、学校、職場において心理的な問題を抱える人々が多くなってなかで、人間の行動や「心」を科学的に解明する心理学的アプローチを駆使して、科学的な人間理解の能力と、積極的に他者とかかわりあうことのできる感受性、そして豊かな人間性を育むことを特徴としている。 そのために、対人・社会心理学および臨床・健康心理学等の理論と心理学実験を通して、心理学の専門的知識、柔軟な思考力、総合的な判断力を養成するカリキュラム編成になっている。

[点検・評価]

カリキュラムの構造は、3 学科の教育目標を学科専門科目で構築されていることに象徴されている。計画学科は社会政策とコミュニティソーシャルワークの実践を展開するための関係領域の科目構成と実習系の社会調査実習とコミュニティワーク実習をカバーしており経済学、社会学、法学、社会福祉学の科目を配置することで教育目標を実現している。福祉臨床学科は、ソーシャルワーク

実践力量を高めるための実習系科目を1年次から4年次まで系統的に配置しており演習科目の学年縦断的展開による個別指導を重視した教育内容をカバーする科目構成が特徴である。福祉心理学科は、心理学の理論と方法および実験を組み込んだ分析的統計的操作能力の開発にウェイトをおいている。昨今、スピリチュアルな分野の関心が高い入学生に対して的確なオリエンテーションをあたえ、基礎的なトレーニングを身につけた上で臨床心理学、社会心理学、認知心理学の領域における学習へ結びつけている。

こうした基礎から専門への高度な学習プロセスを教育過程に導入し、カリキュラムを整備している一方で、国家資格につながるカリキュラムのウェイトが極めて高く、かつタイトになっている。そのため教員の負担が他学部に比較して過重になっており、持ちコマ負担の増加も著しい。実習支援体制をみるとＧＰ後の助手業務の対応が課題となっており、現在、検討委員会で人手不足と学部協力体制の構築を目指した体制をどのように構築するかが問われている。また、資格取得を支援するために欠かせない科目群と学科専門科目の独自性を強調することが学生にとって履修上の負担を避けられないものとしているだけでなく、時間割編成の難しさ、つまり資格に必要な科目と学科専門科目をバランスよく配置し履修させることが困難になりつつある。2007年度カリキュラム作成において、次年度の見込みをシュミレーションしたところ、6講目までの講義貼り付けをもってしてもなお同一科目の再履修が確実には保証できないという点で、教職・福祉士・学科必修・専門科目が集中している現実をどうクリアできるのかが問われている。

[改善方策]

カリキュラム改革と資格取得志向の強化が同時に進行しているなかで、学部学科の教育目標の実現をカリキュラムに反映させることと学生の多様な関心に基づく能力開発を支援する体制に乖離が生じている現状に関していかなる改善が可能なのか。カリキュラムの整備目標を社会福祉学部の通常の科目群の履修を通じて国家試験に合格させる配慮が求められる。学生の卒業時に向けた計画的な履修を1年次から保障し、かつ教員の専門性を発揮させる環境を整備するためには、時間割の固定化を可能にしうるe-ラーニングの導入が避けられない。現段階では、教員の講義や演習あるいは実験・実習に渡る多様な領域のプレゼンテーションスキルあるいはスキルトレーニングに相当するFDや教員相互の授業評価をおこなう体制づくりも必要である。

まずステップとして類似の講義・演習・実習・実験に関わる教員相互の授業観察と授業後の学生の評価を含めた検討会などの企画が有効であるといえる。また、少人数の教育指導が他の学部に比較して多いため、ハラスメント防止に関する積極的な対応が求められているが、周囲に適当な専門家や研修機関がないため、ビデオ活用や講演程度にとどまっているが、これを前進させるために民間企業の行うハラスメント研修などとあわせて実施する工夫が考えられる。

●学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

a. 福祉計画学科

[現状説明]

社会福祉学部・福祉計画学科の教育目標は、社会福祉制度・政策の知識を有し、国際比較を踏ま

え分析能力を有する人材の養成、コミュニティ・ソーシャルワーカーの養成、福祉マインドを持った企業人及び公務員等の養成である。

この教育目標を達成するために、1 年次では専門への入門教育として、社会福祉の概要、理念、歴史、制度の基礎と同時に、福祉計画学科のマクロパースペクティブに対応した社会全体に関する知識が中心となる。2 年次から学科専門としての福祉制度・政策、関係法律、経済学等において福祉関係の条件・福祉仕事の枠を把握し、また、具体的な分野及び実習を含む現場に関する知識を得る。3 年次から上述の 3 つの目標に対応して制度・法律、ソーシャルワークの現場、又は福祉分野に関する知識をさらに深める。

[点検・評価]

2005 年から新カリキュラムが適用され、特にコミュニティソーシャルワーク、経済関連の知識や社会調査の方法に関する科目を充実している。学科の理念・目標に対応して幅広い知識を得られる体系的なカリキュラムとなっている。

[改善方策]

履修モデルの提供によって学科教育の目標に対応した専門性の養成を更に増加する。コミュニティワーク実習及び福祉経営に関する授業を更に充実させる。

b. 福祉臨床学科

[現状説明]

社会福祉士が国家資格化され 20 年経過した現在、社会福祉問題の複雑化・多様化の中で、教育機関には、真に実践力のあるソーシャルワーカー養成が求められている。そこで福祉臨床学科は、学科の教育目標として、ジェネラリスト・ソーシャルワーカーの養成を掲げている。ジェネラリスト・ソーシャルワーカーとは、ソーシャルワーカーとしての基本的な価値・知識・技術を身に付け、どこでも、どのような人に対しても支援・援助できるための基本を身に付けているソーシャルワーカーのことを言う。2007 年度のカリキュラム改定においては、社会福祉学部の 3 学科の中で、特にソーシャルワーカー養成という教育目標を明確にし、それに向けたカリキュラムを作成した。

新カリキュラムの特徴は、ジェネラリスト・ソーシャルワーカーが備えるべき能力をⅤ群 13 項目に分類し、カリキュラムを構成している点にある。その内容は、Ⅰ群「対人援助専門職の基本に関わる実践能力」、Ⅱ群「理論的・計画的なソーシャルワーク展開能力」、Ⅲ群「多様なクライエントへのソーシャルワーク展開能力」、Ⅳ群「多様な実践環境に対応したソーシャルワーク実践能力」、Ⅴ群「実践の中で研鑽・研究できる能力」の 5 本柱であり、各群に下位項目、さらに科目が配置されている。

新カリキュラムでは、導入科目として「福祉臨床入門」「福祉臨床特殊講義」などを設置し、実習科目では社会福祉士対応科目以外に 1 年次の「福祉臨床基礎実習」、4 年次の「福祉臨床応用実習」を置いている。また学科専門科目においても「子ども発達論」「成人期発達論」「福祉臨床研究法」や分野論の充実等の特徴が挙げられる。さらに、知識・技術の修得とともに研究・研鑽能力の涵養を強化し、研究的な実践能力を身に付けた卒業生を送り出すという教育目標を明確にしている。

[点検・評価]

新カリキュラムの実施初年度であるため、カリキュラム全体の点検・評価はできないが、1 年次前期科目までをもとに評価すると、「福祉臨床入門」については、学生による授業評価の得点も高く、今後、専門的にソーシャルワークを学習するための導入として、ソーシャルワークの目的や対象について大まかな理解と関心を促すことができたと評価できる。新カリキュラムが開始したばかりだが、実践能力を身に付けるためには、単に知識教育にとどまらず、価値観や実践技術の修得に向けた訓練が必要であり、そのための教授法の向上や開拓については今後の課題である。

[改善方策]

新カリキュラムの教育目標に対応した教授法の検討のために、学科リトリートを開催し、様々な教授法（CBT、 e-learning、テュートリアル教育、OCCE、ポートフォリオ、スキルラボ、等）についての報告・検討を行った。そこでの知見をもとに、カリキュラム構成に対応する教授法を考えるワーキング・グループを設置し、検討結果を次年度以降の講義展開に反映させる予定である。

c. 福祉心理学科

[現状説明]

福祉心理学科の教育目標は、急激な社会変化の只中で、心理的な問題を抱える人が増加する現代にあって、心理学という学問を通して、科学的なものの考え方と多面的な人間理解を深めることによって、今日的な課題に対応できる人材を育成することである。

この教育目標を達成するため、科学的なものの考え方を身に付けるための統計や研究法にかかわる授業を必修としている。また、単に思考に頼るだけでなく、実践を通じて知識を獲得してゆく手立てを身に付けるために心理学実験、臨床心理検査演習を必修としている。さらに個人の心理から集団心理まで学ぶための専門科目を幅広くそろえている。こうした勉学の総仕上げとして、必修である卒業論文では、自分で問題を見出し必要な情報を収集・分析し、それらを自分の言葉でまとめ表現することが課されている。

[点検・評価]

2007 年度より新カリキュラムを導入したが、その際福祉心理学科では、1 年生に配当されている「基礎演習」を「心理学基礎実験」に変更した。新入生にとって心理学というこれまで学んだことのない学問領域のいわば「真髄」とも言える実験及び研究法や、データの分析に触れるのが、これまでは 2 年目になってからであった。一部の学生にとってそうした科学的な考え方になれることに困難さを憶えていたことがあり、より早期に心理学の実践的科学的な性質について経験し、理解することを目指したものである。さらに必修選択科目として「パーソナリティ心理学特論」を廃し「自己心理学」「臨床社会心理学」「文化心理学」「臨床発達心理学」の 4 科目を増やした。心理学の発展による新たな領域と知見を、学生たちに速やかに学んでもらうとともに、選択の幅を増やすことによって学生自身の関心のある領域について、積極的に学ぶことを可能にすることを目指している。カリキュラム改善におけるこの目標は、2 年目の実験授業及び研究法の授業での学生たちの取り組みに示されることが期待されているとともに、授業科目の選択の幅の拡大は、卒業論文のテーマの多様化と質の高まりに示されることが期待されている。

[改善方策]

今年度のカリキュラムの改編がどのような効果をもたらすかについて見据えたうえで、今後の課題を検討することが必要と考えている。

●教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

a. 福祉計画学科

[現状説明]

・基礎教育

福祉計画学科の専門科目は、「福祉共通科目」、「福祉計画科目」、「福祉自由科目」から成り立っている。

福祉計画学科の教育は、3 つの目標に沿って行われている。このうち、社会福祉の理念・歴史・制度に関する基礎知識の科目、社会福祉の各分野に関する科目、ソーシャルワークの現場に関する科目は、「福祉共通科目」として行われている。マクロレベルでの社会全体の変化の把握、福祉制度・政策、その枠に相応する法律や経済、また、メゾレベルに当たるコミュニティ・ソーシャルワーカーの応用に関する知識・能力を、福祉計画学科の専門科目で身に付ける。福祉自由科目を通して、各分野の背景・応用、そして教育に関する知識・能力を更に充実させる。

・倫理性を培う教育

キリスト教を建学の精神とする本学では、全学共通の「大学共通科目」において、キリスト教関連の科目を多数開講している。また、キリスト教に留まらず諸宗教文化を幅広く学ぶための科目を開講している。同じく「大学共通科目」において、「平和学」及び「平和学演習」を設け、平和教育を行っている。福祉計画学科においては、「社会福祉概説」及び「福祉計画概説」で福祉に関する基本的な倫理を説明し、現場実習関係科目で福祉倫理の基本を具体化する。社会調査関係科目や卒業論文を通して、調査の倫理性を培う。

[点検・評価]

「福祉共通科目」、「福祉計画科目」、「福祉自由科目」の区別は、学科の目的・方針に対応している。「社会福祉士」などの資格に必要な科目は、学部の共通性に合わせて、「福祉共通科目」となっている。

[改善方策]

「福祉計画学科」の幅広い教育目標と時代の変化にあわせて、「福祉自由科目」をもう少し増やすことを検討している。

b. 福祉臨床学科

[現状説明]

1・2 年次では大学共通科目を修得するとともに、社会福祉学部共通科目として 1 年次は「社会福祉概説」や「ソーシャルワーク論Ⅰ・Ⅱ」などの基礎科目、2 年次は児童・障害・老人などの分野

論と、「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ」「社会福祉援助技術演習Ⅰ」が配置され、3 年次の「社会福祉援助技術現場実習」に向けた基礎的な知識や技術を 1・2 年次に修得するよう組み立てている。学科専門科目としては、1 年次の必修科目である「福祉臨床入門」では、学科教員のオムニバス形式で、多角的にソーシャルワークの概要を学習させる。「福祉臨床基礎実習」では様々な実践現場への理解と関心を養うために、社会福祉実践者や当事者からの講義と、福祉施設・機関での短期実習を体験させる。クライエント理解の基礎となる「子ども発達論」「成人期発達論」も学ぶ。学科選択科目として「生活構造論」「障害学」「ジェンダースタディーズ」を設置し、1 年次からソーシャルワーカーとして備えるべき能力のⅠ群からⅣ群を網羅した基礎科目を学習する。さらに 2 年次には「専門演習Ⅰ」や「福祉臨床特殊講義」「福祉臨床研究法」が必修科目として配置され、Ⅴ群「実践の中で研鑽・研究できる能力」の導入部分が開始するとともに、選択科目として多様なソーシャルワーク展開能力を養う科目を学習させる。

倫理性に関しては、対人援助専門職の基本に関わる能力として非常に重視しており、1・2 年次からカリキュラムに配置している。「福祉臨床入門」や「福祉臨床特殊講義」において人権尊重と人権擁護の基本を学び、「障害学」「ジェンダースタディーズ」「差別論」では、社会福祉専門職に必要な「社会正義」についての視点を養うことを意図している。

[点検・評価]

基礎科目については、「福祉臨床入門」が前期で終了し、学生からの評価やレポートを概観すると、ソーシャルワークに対して抱いていたイメージが広がり、職業としての責任・専門性を痛感すると同時に、意欲が増したとの意見が大半であったことから、倫理性も含め、教育目標はある程度達成されたものと考えられる。また「福祉臨床基礎実習」では、毎回の感想（リアクションペーパー）から実践領域の多様さと実践への関心が表現されている。また夏季・春季の休業期間中に、5 日間程度の実習を 2 箇所の施設・機関で行うことから、実践現場の理解と関心が高まると思われる。他の科目については、今年度開始したばかりであるため評価できない。基礎科目については、専門的な知識や関心だけでなく、レポート作成能力やノートの取り方、グループ討議やプレゼンテーションなど、基礎的な学習能力の訓練が必要であるが、この点は充分にできていない。

[改善方策]

学習するための基礎的な能力の訓練については、学生の能力のアセスメントとともに、教授法の研究を行って、次年度の講義展開に反映させ、改善していく。

c. 福祉心理学科

[現状説明]

福祉心理学科の専門科目は「福祉共通科目」「福祉心理科目」「福祉自由科目」から成り立っている。「福祉共通科目」は社会福祉学部の他の 2 学科との共通の基礎を学ぶための科目群であり、18 単位を修得することになっている。36 科目からの選択であり、それぞれ 1 年次から 4 年次までの配当されているが、基礎教育という位置づけから 2 年次の配当が 24 科目と 3 分の 2 を占めている。社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格受験に必要な科目もここに含まれており、社会福祉に関わる幅広い基礎力を身に付けることが目指されている。その具体的な保証として、心理学系の基礎的科目

を 6 科目にとどめ、心理学以外の社会福祉科目も必ず選択するように構成されている。

次に倫理性については、大学共通科目においてキリスト教関係科目及び「平和学」「平和学演習」によって平和教育を行っている。さらに心理学研究法、心理学実験、臨床心理検査演習では、必要な情報を収集するに当たって生じる倫理的な問題に触れて、そうした情報収集に際して考慮すべき基本的な姿勢を身に付けるよう指導している。さらに、学科ホームページ上において、「卒業論文に係る研究倫理指針」を掲げることによって、卒業論文作成に関わって倫理性を十分に踏まえたうえで研究を進めるよう指導している。

[点検・評価]

2007 年度に大きなカリキュラム変更があり、特に福祉共通科目において社会福祉関連科目の構成に大きな変化があった。この点については変更の影響について今後明らかにしてゆく必要があると考えている。また倫理性については、現行のように実践的授業科目のなかで、実践に伴って生じる様々な問題について指導して行く方針が適切と考えている。

[改善方策]

今年度のカリキュラムの改編がどのような効果をもたらすかについて見据えたうえで、今後の課題を検討することが必要と考えている。

●「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性

a. 福祉計画学科

[現状説明]

福祉計画学科は、福祉制度・政策の知識を持ち、国際比較を踏まえ分析能力を備えて、コミュニティや地域で活躍できる福祉専門家、又は、福祉マインドを持った市民の養成を目指している。その目的を達成するために福祉の基礎に関する「社会福祉概説」、「福祉計画概説」、「福祉計画論」、「福祉政策論」、「社会保障法」などが設けられている。福祉のニーズに決定的な影響を与える社会的な条件を、「人口社会学」、「家族社会学」、「ジェンダー論」、「福祉国家論」などで学習する。地域福祉の専門性を「コミュニティ論」、「地域福祉計画」、「コミュニティワーク実習」、「コミュニティケア論」、「社会教育計画」を通して身に付ける。福祉制度や政策に関しては、「福祉財政論」、「社会福祉法」、「労働法」、「医療経済学」などが設けられている。ニーズの把握のために調査能力を「社会調査入門」、「データ解析入門」、「社会福祉調査実習」等の科目がある。

[点検・評価]

基礎的なものから専門的、実践的なものまで体系的に科目が配置されており、こうした幅広い内容の科目の修得によって福祉に関する知識・福祉マインドを持った人材の養成は、充分に可能となっている。

しかし、科目間の関連性がシラバスだけでは分かりにくいことと、関心の最も強い分野の専門演習には人数の関係で履修できないこともあり、改善が必要である。また、福祉関連以外の分野への

就職を目指す学生が少なからず存在し、そうした学生の選択肢となるような科目もカリキュラムの中に取り入れていきたいと考えている。

[改善方策]

各科目の性格を分かり易くするために、履修モデルを提供し、専門演習の選択方法の改善に学科として取り組んでいる。社会福祉の現場実習と並んで選択肢となり得るインターンシッププログラムの作成を検討している。

b. 福祉臨床学科

[現状説明]

福祉臨床学科ではジェネラリスト・ソーシャルワーカーの養成を教育目標としており、卒業時までに 5 群 13 項目の能力を身に付けさせることを目指している。そのためのカリキュラムの組み立ては、1 年次にⅠ群「対人援助の基本に関わる実践能力」を養う科目を中心に学ばせ、ソーシャルワークの基礎理解や人権や社会正義に対する感覚を養う。2 年次以降、Ⅱ群「理論的・計画的なソーシャルワーク展開能力」、Ⅲ群「多様なクライエントへのソーシャルワーク展開能力」に関する講義・演習科目を数多く学習させ、多様な領域で実践できる知識・技術を身に付けさせる。さらにⅣ群の「多様な実践環境に対応したソーシャルワーク実践能力」を養うために、1 年次から 4 年次まで、実際の福祉実践現場での実習科目を配置している（1･2 年次のみ必修)。各実習科目は、教室での事前・事後学習とともに、学習した知識や技術を実際の現場で確認したり、実際に試みることによって、確かな実践能力を身に付けること目指している。1 年次の導入的な実習、2・3 年次の知ること・リアリティショックが中心の実習、そして 4 年次の実践的・研究的な実習というように段階的なプログラムを組んでいる。またⅤ群「実践の中で研鑽・研究できる能力」を養うために、2 年次から 3 年次にかけて「専門演習Ⅰ」「福祉臨床特殊講義」「専門演習Ⅱ」という少人数のゼミや「福祉臨床研究法 A・B」による質的研究・量的研究の方法について学習させる。そして 4 年次において、これらの科目を基礎として、各自の関心テーマに合わせて、「卒業論文」の作成を行うという組み立てとなっている。

[点検・評価]

新カリキュラムはまだ 1 年次しかいないため、4 年間を通した教育・研究目標の達成について評価することはできない。しかし旧カリキュラムにおける卒業論文のテーマを見ると、3 年次「社会福祉援助技術現場実習」や 4 年次の「福祉臨床実習Ⅲ」の内容と関連させたテーマが多いことから、4 年間を通して実践と研究を統合したが学習が達成されていると評価できる。しかし研究方法や卒論作成の基本的なルールの修得、研究成果の水準に関して、学生によるばらつきがあることが課題である。

[改善方策]

卒業論文の作成において学生による個人差があることに関して、2007 年度より、旧カリキュラムの 3 年次・4 年次学生に対して「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の授業中に、ゼミの枠を越え、合同で卒業論文作成のためのオリエンテーションを実施し、基礎的な理解の周知徹底を行っている。また卒業論文

の評価基準についても、学科内で統一し、それに従って指導を行うことになっている。新カリキュラムにおいては、卒業論文だけでなく、各専門科目の教育内容を確認し合い、学科カリキュラム総体として教育目標を達成できるように努める必要がある。

c. 福祉心理学科

[現状説明]

福祉心理学科では科学的なものの考え方と多面的な人間理解を深めることによって、今日的な課題に対応できる人材を育成することを目指している。科学的思考を身に付けるための科目として「心理統計基礎」「心理学研究法Ⅰ・Ⅱ」があり、科学的思考と多面的な人間理解の深化の両方を目指す科目として「心理学基礎実験」「心理学実験演習」「心理学実験」がある。加えて多面的な人間理解を進める科目として「臨床心理検査演習Ⅰ」があり、これらはいずれも必修である。さらに人間理解を深めるための「臨床心理検査演習Ⅱ」及び理解を踏まえた具体的な対応を身に付けることを目指す「社会的スキル実習」「臨床心理学実習」が選択科目として用意されている。

[点検・評価]

2007 年度のカリキュラム変更に当たって、上記課題に係る評価点は「心理学基礎実験」を新たに起こした点である。心理学という学問領域については学生たちは高校時代には未経験であり、より早い段階で実践的・科学的学問としての経験を持ってもらい、心理学の考え方に触れてもらうことを目指している。

[改善方策]

今年度のカリキュラムの改編がどのような効果をもたらすかについて見据えたうえで、今後の課題を検討することが必要と考えている。

●教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

a. 福祉計画学科

[現状説明]

社会福祉学部福祉計画学科の教育課程において、学科の理念・目的を達成するために、専門教育科目を「福祉共通科目」、「福祉計画科目」及び「福祉自由科目」に区分し、豊富に配置している。

卒業に必要な最低単位数（以下「卒業所要総単位数」という）は 132 単位であり、その内訳は専門教育科目を 74 単位（うち必修科目は 28 単位）、大学共通科目を 38 単位（うち外国語科目 8 単位を含む）となっており、その余の 20 単位については、学生の希望に応じて専門教育科目、大学共通科目、国際交流関係科目、他学部・他学科専門教育科目、教職に関する科目から自由に修得すること定めている。

[点検・評価]

社会福祉学部福祉計画学科の卒業所要総単位数のうち、専門教育科目が占める割合が 56.1%、大学共通科目が 28.8%、自由に選択できる科目が 15.2%となっており、学科の専門性を重視するものとなっている。現状において、適切な量的配分となっており、妥当である。

[改善方策]

コミュニティ・ソーシャルワーカーの養成、福祉マインドを持った企業人や公務員の育成という教育目標を達成するためには、専門教育に重点を置いた現在の量的配分は適切であるため、現状において改善すべき点はない。今後も現行の教育課程を維持しながら点検を行い、必要に応じて改善を行う。

b. 福祉臨床学科

[現状説明]

社会福祉学部福祉臨床学科の教育課程において、学科の理念・目的を達成するために、専門教育科目を「福祉共通科目」、「福祉臨床科目」及び「福祉自由科目」に区分し、豊富に配置している。

卒業に必要な最低単位数（以下「卒業所要総単位数」という）は 132 単位であり、その内訳は専門教育科目を 74 単位（うち必修科目は 44 単位)、大学共通科目を 38 単位（うち外国語科目 8 単位を含む）となっており、その余の 20 単位については、学生の希望に応じて専門教育科目、大学共通科目、国際交流関係科目、他学部・他学科専門教育科目、教職に関する科目から自由に修得すること定めている。

[点検・評価]

社会福祉学部福祉臨床学科の卒業所要総単位数のうち、専門教育科目が占める割合が 56.1%、大学共通科目が 28.8%、自由に選択できる科目が 15.2%となっており、学科の専門性を重視するものとなっている。現状において、適切な量的配分となっており、妥当である。

[改善方策]

社会福祉学部の各学科においてそうであるように、福祉臨床学科においてもある程度の専門性を持った人材の育成を目指しており、その意味では現行の配分は適切であるため、現時点で特に改善方策等は考えていない。

c. 福祉心理学科

[現状説明]

社会福祉学部福祉心理学科の教育課程において、学科の理念・目的を達成するために、専門教育科目を「福祉共通科目」、「福祉計画科目」及び「福祉自由科目」に区分し、豊富に配置している。

卒業に必要な最低単位数（以下「卒業所要総単位数」という）は 132 単位であり、その内訳は専門教育科目を 74 単位（うち必修科目は 30 単位)、大学共通科目を 38 単位（うち外国語科目 8 単位を含む）となっており、その余の 20 単位については、学生の希望に応じて専門教育科目、大学共

通科目、国際交流関係科目、他学部・他学科専門教育科目、教職に関する科目から自由に修得すること定めている。

[点検・評価]

社会福祉学部福祉心理学科の卒業所要総単位数のうち、専門教育科目が占める割合が 56.1%、大学共通科目が 28.8%、自由に選択できる科目が 15.2%となっており、学科の専門性を重視するものとなっている。現状において、適切な量的配分となっており、妥当である。

[改善方策]

現状の量的配分が適切であるため、基本的には現行の教育課程を維持しながら随時点検を行い、今後必要に応じて改善を行う。

②カリキュラムと国家試験

●国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率

A. 社会福祉学部

[現状説明]

国家資格関係の科目履修状況からは社会福祉士の場合、福祉計画学科で 8 割、福祉臨床学科で 9 割、福祉心理学科で 7 割近い学生（約 300 名）が社会福祉現場実習指導を履修しており、同現場実習を履修する学生は約 200 名となっており、国家資格希望者が増加しつつある。受験率をみると約 5 割程度の学生が受験しており、合格率は 4 割から 5 割を確保している。しかし、現在は 3 割台に低迷しており、学生のモチベーションも高いとはいえない。一方精神保健福祉士については、本学が社会福祉士の受験科目をクリアしたものに実習機会を提供していることもあり、高い合格率を維持しており、2002 年以降は 7 割から 8 割の合格率を達成している。残念ながら 2005 年には 6 割弱に合格率が落ちてしまった。

社会福祉士国家試験の受験･合格状況

項目＼年度＼回		2002 第15回	2003 第16回	2004 第17回	2005 第18回	2006 第19回
全国	受験者数	33,452	37,657	41,044	43,701	45,022
	合格者数	9,800	10,733	12,241	12,222	12,345
	合格率	29.3%	28.5%	29.8%	28.0%	27.4%
北海道	受験者数	未公表				
	合格者数	459	463	604	563	541
	合格率					
本学	受験者数(現役のみ)	156	156	158	144	157
	合格者数	111	118	138	113	108
	現役	58	68	81	54	66
	合格率	37.2%	43.6%	51.3%	37.5%	42.0%
	既卒	53	50	57	59	166
	道内占有率	24.2%	25.5%	22.8%	20.1%	20.0%

*第15回以降、氏名未公表。追加合格が出たがその数を含まず。
*第15回以降、氏名未公表のため、現役合格数は判明数。判明率は95%程度

精神保健福祉士国家試験の受験･合格状況

項目	年度 / 回	2002 第5回	2003 第6回	2004 第7回	2005 第8回	2006 第9回
全国	受験者数	9,039	5,831	6,711	7,289	7,434
	合格者数	5,670	3,589	4,111	4,470	4,482
	合格率	62.7%	61.6%	61.3%	61.3%	60.3%
北海道	合格者数	255	182	220	218	228
本学	受験者数（現役のみ）	24	25	27	21	16
	合格者数	24	24	28	20	21
	現役	17	18	22	12	14
	現役合格率	70.8%	72.0%	81.5%	57.1%	87.5%
	既卒	7	6	6	8	11
	道内占有率	9.4%	13.2%	12.7%	9.2%	9.2%

*第5回以降、氏名未公表。追加合格が出たがその数を含まず。
*第5回以降、氏名未公表のため、現役合格数は判明数。判明率は95%程度

[点検・評価]

本来、社会福祉学部の中核科目が配置されている国家資格関係科目であることから、適切な教育と学生の学習動機がかみ合うことで合格率も 6 割程度を達成することが期待されるが、それが実現できていない理由や要因について的確な分析がなされなくてはならない。もっとも大きな問題は、試験対策が効果的におこなわれておらず、講義担当者の個別的対応のなかで試験対策がおこなわれ、国家資格に対応する対策講座が取り組まれてきたことである。

[改善方策]

2007 年度より、本格的な受験対策をおこなうことで取り組まれており、受験予備校との提携により大学の講義については教員の責任で学習を深めることができるように、試験対策についてはその分野の専門業者にゆだねることになった。くわえて 3 年前から国家資格に関する全国レベルの模擬試験の導入をはかり実施してきた。今後は、学生の間に学習会組織を形成しやすい配慮をおこない、大学におけるスタンダードな学習と試験対策のバランスを考慮した支援システムを構築することが必要である。

③履修科目の区分

●カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

a. 福祉計画学科

[現状説明]

福祉計画学科では、社会福祉制度・政策の知識・国際比較を踏まえ分析する能力を有する人材養成、コミュニティ・ソーシャルワーカーの養成、福祉マインドを持った企業人・公務員の養成の 3 つの教育目標としてカリキュラムの編成を行っている。

学科専門教育科目は、「福祉共通科目」「福祉計画科目」「福祉自由科目」の 3 つから、必修、選

択必修、選択科目を次のように配置している。

すなわち、ジェネラリスト・ソーシャルワーカーをめざす社会福祉士国家試験科目群としての「福祉共通科目」では、社会福祉概説、コミュニティワーク論等 3 科目（8 単位）の必修と地域福祉論、社会福祉現場実習等 35 科目の中から 24 単位が選択必修となっている。また、学科の教育目標でもあるコミュニティ・ソーシャルワーカー養成や社会調査士資格取得としての専門的知識、実践力（コンピテンス）を高める「福祉計画科目」として、福祉政策論、福祉計画論、専門演習等 7 科目（20 単位）の必修とケアマネジメント論、地域福祉計画論、コミュニティワーク実習Ⅰ・Ⅱデータ解析入門等 31 科目の中から 22 単位を選択必修としている。さらに学生の関心領域を尊重し、自主的に選択可能となるように福祉自由科目等により 20 単位が選択できるように配慮したカリキュラム編成としている。

[点検・評価]

履修科目群としては、社会福祉士国家試験対応科目としての「福祉共通科目」が学部学生共通であるが 2005 年度から福祉計画学科の教育目標に基づき学生が履修しやすいようなセメスター制の導入やコミュニティワーク実習の充実、さらに社会調査士資格取得関連の社会調査入門及びデータ解析入門など独自カリキュラムを策定しているところは適切と思われる。

また、学科専門科目における専兼比率において、専任比率が必修科目において 95%、選択必修科目で 76.9%と他学部、他学科と比較しても高い状況にある点は妥当であると思われる。

[改善方策]

現状での教育目標との関係で科目配当、専任比率において適切と思われるが、2005 年以降の新カリキュラムの評価においては、今後とも学生評価、就職状況等を点検していくことも重要と思われる。

また、セメスター制を導入しているが、福祉財政論等一部未実施の科目もあるので、次回のカリキュラム改正の中で検討することも必要である。

b. 福祉臨床学科

[現状説明]

新カリキュラムにおいては、専門科目のうち福祉臨床学科専門科目から 30 単位、福祉共通科目から 14 単位、合計 44 単位が必修科目となっている。これら必修科目の内訳には、「福祉臨床入門」「福祉臨床基礎実習」などの基礎科目と、「福祉臨床特殊講義」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」「福祉臨床研究法 A・B」「卒業論文」など研究能力を身に付ける科目が中心である。学部共通科目中の必修は、「社会福祉概説」「ソーシャルワーク論Ⅰ・Ⅱ」「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ」「社会福祉援助技術演習Ⅰ」の 5 科目であり、いずれも 1・2 年次に配置されている。また選択科目は、福祉臨床学科専門科目から 16 単位、福祉共通科目から 14 単位、合計 30 単位となっている。従って大学卒業に必要な単位数 132 単位中、専門科目を 74 単位修得しなければならい。

[点検・評価]

新カリキュラムが 2007 年度から開始したので、4 年間を通した履修状況の点検・評価は行うこ

とができない。卒業に必要な 132 単位中、専門科目の必修が 44 単位、専門の選択科目が 30 単位であり、専門の必修科目の割合が高くなっている。さらに社会福祉士あるいは精神保健福祉士の受験資格を取得する場合は、指定科目として学部共通科目から必修以外に 13 科目程度を履修しなければならない。従って、卒業に必要な単位中、自由に選択できる単位数が制限されているのが現状である。この点については、学科の教育目標がジェネラリスト・ソーシャルワーカーの養成にあることから、専門職としての基礎的な知識・技術を身に付けるための科目が占める割合が高くなることは、ある程度免れないと考える。しかし、新カリキュラムに改編して、学科専門科目を大幅に増やしたにも関わらず、必修科目や社会福祉士の指定科目の履修のみで埋まってしまう結果となるなら、改革した意味が半減するだろう。

[改善方策]

社会福祉学部の場合、社会福祉士などの資格取得と履修科目の関係が大きいので、入学当初から、将来の進路や関心に合わせて、国家資格の取得と 4 年間の単位取得について丁寧な指導を行い、計画的な科目履修を進める必要がある。また 2007 年度から、副専攻制度が始まったことから、所属学科以外の領域への関心も含め、入学時、および 2・3 年次のオリエンテーション時に指導していく。

c. 福祉心理学科

[現状説明]

学科専門科目中「福祉心理科目」から 10 科目 30 単位が必修となっている。また、「福祉共通科目」から 18 単位が選択、「福祉心理科目」から 26 単位が選択で修得する単位となっている。必修科目は 1 年次から 4 年次まで配当されており、1 年次では「心理統計基礎」と「心理学基礎実験」の 2 科目のみを必修とすることで、心理学への入門を容易にしている。2 年次では演習及び卒業論文以外の必修科目を集中的に学ぶことによって、自らが主体的に問題を発見し学んでいくための基礎つくりの期間と位置づけている。その上で、3 年次、4 年次は演習を通じて、専門性を高めると同時に、自ら問題を発見し必要な情報を収集･分析してゆくことになる。

[点検・評価]

2007 年度カリキュラムの変更に当たって、各学年における配当単位数に関しては変更しなかった。順調に単位を重ねてゆけば 3 年次に主要な単位をほぼ修得でき、4 年次は卒業論文作成に勢力を注ぐことができる現在のカリキュラム編成は、本学科が目指す教育目標を実現する上で、妥当な編成と考えている。

[改善方策]

今年度のカリキュラムの改編において必修選択科目を増やしたことが 4 年間の学習過程にどのような影響を与えるのか見据えることが、現段階でできることと考えている。

④開設授業科目における専・兼比率等

●全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

a. 福祉計画学科

[現状説明]

福祉計画学科の学科専門科目のうち専任教員が担当する割合は 71.9%であり、そのうち必修科目では 95%が専任教員によって担当されている。選択必修科目では 76.9%となっている。必修科目のうち、兼任教員が担当しているのは「福祉共通科目」中の 1 科目のみであり、学科の教育内容に深く関連する「福祉計画科目」での専任の担当率は 100%となっている。

また、選択必修科目を含めた「福祉計画科目」における専任比率は 85%、「福祉共通科目」では 70%となっている。「福祉共通科目」については、実習関係科目、または、その他の資格関係科目でクラス分割の必要が生じ、兼任比率が高くなっている。「福祉計画科目」では、専任教員の海外研修などの影響で本年度は例年よりも若干兼任比率が高くなっている。

[点検・評価]

必修科目において、ほぼ全科目を専任教員が担当できている現状は評価できる。クラス数の増加や専任教員の海外研修等の事情があるとは言え、選択必修科目についても専任比率が 7 割以上となっており、主要科目は専任教員で行う体制が整っていると言えるだろう。

しかしながら、専任比率の高さは同時に専任教員への負担の大きさを示しており、改善の必要がある。

[改善方策]

現在の専任比率を保っていくことが望ましいが、教員の負担との関係を考えた場合、現状を維持するためには、専任教員の増員の可能性を検討する必要がある。

また、やむを得ず兼任教員に担当を依頼する場合には、十分な打ち合わせを行い、学科の理念・教育目標および担当科目のカリキュラムにおける位置づけを理解してもらうようにする。

b. 福祉臨床学科

[現状説明]

専門科目、全開設科目のうち専任教員の担当する科目の割合は、72.9%である。そのうち必修科目は 78.5%、選択必修科目は 82.4%となっている。

まず必修科目については、できる限り全ての科目を専任教員で担当することが望ましく、基礎科目である実習や入門科目、専門演習、卒業論文の指導は全て専任教員が担当している。ただ講義科目については専任で担当者が得られない場合に、兼任教員が担当している。しかし兼任教員が担当する場合も、講義内容については、専任教員との綿密な打ち合わせのもとに実施している。

次に学科の選択必修科目についても、必修科目と同程度の割合である。学科の特徴から、様々な実践領域におけるソーシャルワークの展開についての講義科目が必要であるため、各領域における

実践家や専門家に依頼することになり、兼任教員への依存度が高くなるのが現状である。

[点検・評価]

新カリキュラムは今年度から開始し、十分な点検・評価ができない。現状として専門科目における専任教員の担当科目数が 78.5%という割合は、学科専門教育を展開するうえで問題とならないと考える。ただし現状を維持し、基礎科目や専門演習、卒業論文の指導等は、必ず専任教育が担当するという原則を崩してはならない。一方、学科選択科目に関しても、現状では 80%程度だが、学科の性格上、学生に多様な実践領域の知識や技術に触れる機会を多く持たせるためには、今後、さらに実践経験者を講師として依頼する割合が高くなると思われる。兼任担当科目の比率が高くなると、学科カリキュラム全体のなかでの各科目の位置づけや教育目標が充分理解されない場合があるという課題がある。

[改善方策]

兼任教員に科目担当を依頼する場合、福祉臨床学科のカリキュラム構造である、V群 13 項目の構成について説明し、担当科目の目標や展開方法について専任教員とよく打ち合わせる必要がある。

c. 福祉心理学科

[現状説明]

専門科目中、必修科目に関しては専任教員の担当する割合は 100%、選択必修科目に関しては 79.0%が専任教員で担われている。福祉共通科目を含めた、福祉心理学科に関わる全開設授業科目における専任教員の担当の割合も 88.7%と十分に高い。社会福祉士及び精神保健福祉士の受験資格に関わる科目が多くを占める福祉共通科目においても専任教員の担当の割合が 8 割を超えているという事実が背景にある。いずれにせよ、専任教員の担当する割合は十分に高いということができる。

[点検・評価]

2007 年度カリキュラムで新たにたちあげられる 4 科目のうち、専任教員は 3 科目を担当しており、また一部実験科目における専任担当の割合も今年度から高まっている。社会福祉学部における福祉共通科目以外の専門科目における専任教員の担当する割合は十分高いものと判断される。また、「福祉共通科目」に関しては、国家資格所得のための受験に必要な科目群を取りやすくするという配慮のもとで開講されている科目群であり、ここでも専任担当割合が 8 割を超えていることは、十分評価に値する。

[改善方策]

専任教員の授業担当の割合が高いということは、それだけ教員への負担の高さをもたらす。そのため学生の選択の幅を広げる方向と教員の負担のバランスをとってゆくことが、今後の課題と考えられる。

●兼任教員等の教育課程への関与の状況

a. 福祉計画学科

[現状説明]

福祉計画学科では、学科専門科目のうち必修科目の 5%、選択必修科目の 24.1%を兼任教員が担当している。選択必修科目にはより実践的な内容を持った科目が多く含まれており、その領域での実務者を兼任教員として招いているケースが多くなっている。

また、一部の科目では役職・委員等により多忙な専任教員の負担の軽減や、履修人数過多によるクラス分割のために、やむを得ず兼任教員に担当を依頼しているものもある。

[点検・評価]

多くの兼任教員は各領域の実務に精通しており、現場での経験に基づいた授業内容は学生の視野を広げ、学習意欲を高めることに貢献している。また、学科の理念・教育目標、担当科目のカリキュラム上の位置づけについて理解してもらうために、打ち合わせを行っている。

クラス分割や、専任教員が多忙なために兼任教員に担当を依頼する場合には、クラス間で差が生じないよう綿密に連絡を取りながら授業を進めている。しかしながら、教員の専門性を主とした観点から、授業面をカバーする役割を担うという、本来の兼任教員の位置づけが損なわれているという問題点が残る。

[改善方策]

兼任教員との打ち合わせは今後も引き続き行い、学科の理念と教育目標等を説明した上で、担当を依頼する。

また、専任教員が役職・委員の併任等によって、兼任教員に頼らざるを得ない現状については、カリキュラムの検討や専任教員同士の負担分担といった改善方策を検討中である。

b. 福祉臨床学科

[現状説明]

学科専門科目に占める兼任担当科目数は、必修科目が 2.8、選択必修科目が 8.8 であり、選択科目に兼任担当科目が多い。福祉臨床学科の特徴から、様々な実践領域におけるソーシャルワーク展開についての講義科目が必要であるため、新カリキュラムにおいては、「療法論Ａ～Ｄ」「居住福祉論」「スクールソーシャルワーク論」「ケアマネジメント実践論」「司法福祉論」などの選択科目について、各領域の実践家や専門家に依頼し、兼任教員が担当する割合が高くなる予定である。さらに、1 年次の「福祉臨床基礎実習」では、兼任教員ではないが、毎回、各福祉領域の実践者や当事者を臨時講師として招き、専任教員のコーディネートのもとで実践に即した講義を展開している。

[点検・評価]

新カリキュラムは今年度から開始し、2 年次以降の学科専門選択科目については開講されていないため、十分な点検・評価ができない。現状では選択必修科目において、やや兼任教員の担当科目

数が多い。このことは専任教員でカバーできないため兼任に依頼するという次善の策ではなく、学科の特徴から、学生が多様な実践領域に関する知識や技術に触れる機会を設定するためという積極的な意味付けができる。また１年次の「福祉臨床基礎実習」において、実践者や当事者を臨時講師として依頼しているが、学生のリアクションペーパーを見ると、福祉問題や実践現場のリアリティに触れ、学習への意欲が高まったという感想が多いことから、一定の効果が上がっているものと考える。しかし課題としては、問題当事者や福祉実践者の場合、理論的・体系的な講義展開を期待することが難しい場合もあり、講義のねらいについて学生の混乱を招くことがある。

[改善方策]

選択科目の担当者として、幅広い領域から実践者や専門家に兼任教員として、あるいは臨時講師として講義担当を依頼する場合は、カリキュラムの構成、講義の目的と展開方法について、専任教員と綿密に打ち合わせる機会を作るように努める。

c. 福祉心理学科

[現状説明]

選択必修科目のうち兼任教員で担われている科目は生理心理学、犯罪心理学、心理統計法、社会的スキル実習である。これらの科目のほとんどは当該領域を専門とする教員がいない科目である。本学科の、個人の心理から集団心理まで学ぶための専門科目を幅広くそろえようという基本方針に基づき、心理学の広い領域の中で担当教員のいない科目については兼任教員によってまかなっているが、その割合は前述したように２割弱であり、本学科の教員のみでは十分カバーできない領域を、幸いにして適切にカバーしていただくことができていると考えている。

[点検・評価]

2007 年度の新たなカリキュラム構成において、次年度に２年生以上に向けて、文化心理学を新たに開講する予定であり、これは兼任教員に御願いすることになる。近年比較文化的な研究が増加していることを受けての新設であり、社会心理学領域がより幅広く充実することが期待される。

[改善方策]

2007 年度の新カリキュラムのなかで、兼任教員による授業科目に大きな変化はない。兼任教員を依頼するにあたっての基本的な考え方は、幅広い心理学の領域をできるだけカバーするために必要な授業科目の担当を御願いするということである。その意味で、心理学の様々な領域の発展によって兼任教員を依頼する授業科目の変化は、急激には生じない。しかし、専任教員は常に心理学の全体的発展に視野に入れながら兼任教員に依頼する科目について考えてゆくことが求められている。

⑵ 教育方法

①厳格な成績評価の仕組み

●履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

[現状説明]

社会福祉学部の卒業必要単位数は 132 単位であり、学年ごとに配当される履修登録単位数によって計画的履修を奨励している。1 年次は 46、2 年次は 50、3 年次は 54、4 年次は 46 単位となっているから、これらをすべて修得すると 196 単位となる。したがって上限設定は学生の履修希望を受けつつ余裕を持った学習を求めることを基本としているといえる。

ただ、積み上げ指定科目や社会福祉学部では社会福祉士、精神保健福祉士等の国家試験受験資格取得に必要な科目の関係で、他学部と比較して卒業単位を大きく上回る単位数を修得しなければならないケースが多くなっている。社会福祉学部の学生の 8 割は国家試験受験資格取得を目指して履修しており、3 年次以上はその 2/3 が受験資格に必要な科目を全て修得しているのが現状である。卒業所要単位数に対して余裕を持たせた上限設定は国家資格対応を可能にするためには有効であり、平均的な学生の履修単位数は 150 単位となっている。

[点検・評価]

学年毎の履修登録の上限は設定しているが、資格等の関係上専門科目を早期に履修したいという学生からの要求が他の大学と同様、強く示されており、近年のカリキュラム改革を通じて 2 年次における専門科目の配置を増加させている。このため、文章能力やコンピュータリテラシーをふくめた基礎的トレーニングと教養科目を 2 年次までに修得し専門科目とのバランスのとれた学習指導が課題となっている。この点は、国家資格関係科目が他学部に比べて多いことを考慮するなら、いっそうの工夫と改善が検討される必要がある。

また、編入学生や学士入学してくる学生にとって、3 年次に編入してからの 2 年間で、受験資格取得のための科目を履修しようとすると、現行の履修登録条件では履修機会を保証されないケースが出てくるため履修登録単位の上限を弾力的に扱う必要性も指摘されている。

学生の平均履修単位数が、卒業所要単位数を上回り、単位修得に必要な予習・復習時間も勘案すると、過重な状況である印象を与えるが、学部の性格上実習・実験科目も多数含まれているために、実際には多くの学生が単位を修得できている。とは言え、時間割編成も限界を迎えており、カリキュラムのコンパクト化を検討する時期に来ている。

[改善方策]

基本的には、学部教育の専門性が系統的な学習や実習を積み上げることを要求していることからくる問題が指摘されるが、カリキュラムのコンパクト化を図り、かつ選択的な能力開発のための機会を提供するメニュー開発が求められている。編入学・転部・転学科等学生の個々の状況にあわせて資格関係科目の履修機会を保証できるように対応することが必要である。

●各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

[現状説明]

学生に対しては、各学年毎に到達度を期待することを前提に必修科目や学科専門科目を配置している。そこで、各年次及び卒業時の学生の質が把握・確認される必要がある。その検証手段としては、授業時間での小テストや質問感想メモの提出、あるいは前期末と後期末に行われる期末試験、またそれに代わるレポート等の方法がある。

各年次の学生の質を確保するための方途としては、2 つのスクリーニング制度を設けている。スクリーニングとは、大学共通の制度である。

第一は、2 年次終了時点で一定の条件を満たしていないと 3 年次配当以上の専門教育科目の履修が認められないという制度で、条件は各学科によって異なる。社会福祉学部では、福祉計画学科の場合、英語Ⅰ・Ⅱ、ドイツ語Ⅰ・Ⅱ、フランス語Ⅰ・Ⅱ、中国語Ⅰ・Ⅱ、韓国語Ⅰ・Ⅱのいずれか 2 単位、社会福祉概説 4 単位、社会保障論 2 単位、福祉計画概説 2 単位のすべてを含み 50 単位以上修得していることが条件となっている。福祉臨床学科では、情報入門および情報活用Ⅰ又は情報活用Ⅱ各 2 単位、社会福祉概説 4 単位、ソーシャルワーク論Ⅰ2 単位、福祉臨床入門 2 単位、子ども発達論 4 単位、福祉臨床実習 2 単位、成人期発達論 4 単位のすべてを含み 50 単位以上修得していることが条件である。福祉心理学科では、心理統計法基礎 2 単位、心理学実験 2 単位を含み 50 単位以上修得していることとなっている。

第二は、2 年間で 30 単位の習得が達成されない場合には除籍処分となる制度である。これは修学指導上、適宜学生の履修状況を把握し、学生支援課と学科長による相談・面接をおこなうことおよび後援会との連携で地区別懇談会を実施する際に学生の父母に的確な情報と学生の生活態度に注意を促すことにも効果を上げている。

また、卒業時の学生の質を確保するための方途として、実習科目を通じた実質的なスクリーニングも存在する。社会福祉学部では、国家資格取得のための受験資格につながる社会福祉実習指導履修者が 2 年次の段階で 290 名となっており、学生定員の 130%に達する。これが、翌年の 3 年次の社会福祉実習の履修者にどのくらいつながっているのかをみると約 190 名となっており、2 年次から 3 年次にかけて 1/3 の履修者が国家試験受験資格を満たすための実習科目を断念していることになる。これは、本人の適性を判断させる契機を 2 年次の社会福祉実習指導科目が果たしているといえる。

国家資格に関係する科目単位数も 70 単位を超えており、社会福祉専門職資格を取得することが専門分野の学習成果を確認できるため、社会福祉士の国家資格の受験を奨励している。その支援として、専門的な受験予備校の受験対策講座を学内で実施しており、2007 年度で 112 名が受講している。また、社会福祉学部では福祉臨床学科および福祉心理学科において「卒業論文」が必修とされている。卒業論文作成のためのガイドラインが履修ガイドに記載されており、論文作成の水準やプライバシー情報の取り扱いについても明文化されている。福祉計画学科では、卒業論文は選択制になっているが、卒業論文を選択しない場合は、ゼミ論文として取り組むことを学生に求めており、大学卒業における論文作成能力の開発には十分な体制をとっている。

[点検・評価]

スクリーニング制度は、学生が専門的な科目を履修する前に、前提となる基礎的な知識を充分に

修得していることを条件とすることで、学生の質を確保することに貢献していると言える。レポート作成能力については、演習や専門科目のなかで指導を図っているが、各種 website を利用した安易な材料集めによるレポート作成の弊害は広がりつつあり、この防止策には相当な追跡労力がかかることから有効な対抗策が見出しにくい。

卒業時の質確認については、「卒業論文」あるいはゼミ論文を必修として課していることから、大学 4 年間の学修成果の集大成を図ることで一定の質を確保できている。

[改善方策]

卒業時には社会福祉学あるいは心理学を中心とする社会科学の基礎及び対人コミュニケーション能力を備えたソーシャルワーカーの能力をしっかりと身に着けていることが社会福祉学部の教育目標であり、絶えず FD の課題を取り上げて改善に努めてきたし、今後もこの姿勢には一段の努力を重ねる必要がある。

②教育改善への組織的な取り組み

●学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

[現状説明]

社会福祉学部では、学生の学修を活性化するために「専門演習Ⅰ、Ⅱ」をはじめとする少人数制の授業科目を 3 年次から設置している。また、『講義要項』に掲載する各回の授業の内容、教科書・参考書、成績評価方法・注意事項等の項目について、教員に毎年度吟味・確認することを課している。また、新入生に対する各種オリエンテーションに力を入れ、講義学習だけでなく各種資格の取得、各種採用試験への対策、更には就職といったプロセスの中で学生が自分の将来と自己実現を絶えず意識しつつ自ら進路を決定・構築してゆくことを学生支援課および就職支援課との連携により組織的に支援している。

1992 年度より「学生による授業評価アンケート」を実施している（1999 年度からは隔年で実施）。アンケートの集計結果は兼任教員を含む担当教員に周知され、更に学生の評価に対するコメントとともに報告書としてまとめられている。3 学科とも学生と教員の懇談会を毎年実施しており、学生からの改善要望について必要なものは速やかに対応して教員への改善指導を含めた働きかけをおこなっている。

[点検・評価]

「学生による授業評価アンケート」は、設問ごとに 5 段階評価したもので、担当教員にとっては授業展開上の参考になるとともに、今後の教育内容改善に繋がるものとなっている。実施率は前期・後期ともに 98%以上であり、教員の教育指導方法の改善に対する意識が高いことが窺える。

また、学生による授業評価を定期的に実施しているのみならず、学生からの意見･投書や講義終了後のアンケートを活用して、学生のニーズをリアルタイムに把握することにも留意している。シラバスの具体化、講義内容と講義展開の明確化、評価基準の明確化は実現されている。教員が個人レベルで授業内容等を点検するに留まらず、教員間で教育上の諸問題についての意見交換及び問題意

識の共有化を、定期的に行っていく必要がある。

[改善方策]

現行の取り組みを、今後も引き続き実施していくとともに、定期的に教員の話し合いの場および学生と教員の話し合いの場を設けていく。また、学部リトリートで協議し、課題として位置づけている e-learning(ソフトウェアの他大学との共同開発)を始めとする自学自習支援システムの取り組みも必要である。

●ＦＤ活動に対する組織的取り組み状況の適切性
●ＦＤの継続的実施を図る方途の適切性（C 群項目）

[現状説明]

学部全体としての FD は教育課題とカリキュラムの見直しを中心に年間 1、2 回実施している。ただし、具体的な授業改善のためのプログラムに連動していない。

学科レベルでは、それぞれの学科の専門教育内容に即して具体的、個別的なテーマでリトリート形式による FD を実施している.これらは、大学院レベルの問題にも対応する必要があるが、必ずしも連携を図っているとはいえない。

また FD の継続的実施をはかる上では、これらの課題について検証するための的確なレポートが作成されなくてはならないが、現行のように間接的に授業アンケートを実施した後に改善点について個人的に対応を求められているだけで組織的な対応につながっていない。

[点検・評価]

少人数の教育指導が他の学部に比較して多いため、ハラスメント防止に関する積極的な対応が求められている。FD の効果的な展開を実現するためには、教員の教育スキルに関するスタンダードな評価システムが一方で共有されていなくてはならないが、お互いの講義を観察する、コメントするという文化的な規範を形成する段階になく、FD の効果を測定する場が存在していないことが最大の問題である。特に講義のサイズが大きい場合の教材と学生とのコミュニケーションのはかり方、学習動機を高める工夫が的確にストックとして蓄積されているものがなく、個別的に講義の感想アンケートの実施や質問を受け付ける程度にとどまっている。

現段階では、教員の講義や演習あるいは実験・実習に渡る多様な領域のプレゼンテーションスキルあるいはスキルトレーニングに相当する FD や教員相互の授業評価をおこなうまでに至っていない。

[改善方策]

まずステップとして類似の講義・演習・実習・実験に関わる教員相互の授業観察と授業後の学生の評価を含めた検討会などの企画が有効であるといえる。社会福祉学部は実習・実験・演習に関する科目のウェイトが高いことに留意すると、学生のケアについて十分な配慮が求められる。具体的には、ロールプレイを含めた FD を予定している。

また、教員の授業能力改善には、学生の自学自習支援システムとみなされている e-learning の活用も大きな効果が指摘されている。どのような科目についてどのような講義を展開することになる

のかがポイントとなっており、そのための委員会組織を立ち上げ検討を行っている。

③授業形態と授業方法の関係

●授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

[現状説明]

授業形態は、講義形式、演習形式、実験形式、実習形式に区分されている。多様な授業形態をとっているが、学部の特質として、対人社会援助系の専門分野に就職を希望したり、進学を希望したりするものが多いことが前提にある。授業の組み立ては、おおよそ社会福祉士と精神保健福祉士に関する標準化されたテキストやシラバスに準拠したものが中核に位置づけられているもの、演習のような 15 名前後のものは、グループワークのような展開を通じて学生相互の問題解決学習形式を取り入れることもおこなわれている。特に、実習系の授業では、対外的な研修の場に出向くことから、福祉施設や機関の担当者からの説明や解説を通常の講義のなかに取り込んで、バランスよく理論と実践を学習できるように配慮している。実習系の講義にはフィールドインストラクターという制度を導入し、年間講義計画において多様な実習現場の内容を学習できるように契約型の講義展開サービスをおこなっている。これは実習現場でスーパーバイザーとなる担当者に対する大学での学習環境を理解してもらうことを可能にしており、文字通り、大学とサービス事業所や機関との協働が実現している。

[点検・評価]

講義形式のものについていえば、180 人を越えるクラスは講義展開に負担が大きく私語対策も限界になっていることから、 大規模クラスの分割課題がまず指摘される。すでに、コミュニティワーク論 289 名、ソーシャルワーク論 301 名、医学知識 290 名、社会福祉調査論 290 名、社会福祉概説 270 名、 社会保障論 341 名などがクラス分割されており、2 クラスで講義展開されている。また、単に分割するだけでは講義内容の一貫性や統合性が確保されにくいため、2 つの講義を 2 人が半分ずつ担当して、どのクラスも同じ内容の講義を履修できるように配慮している例もある。しかし、この展開も機械的に分担するだけでは有機的な連携とならないため、学生側の評価も良好とはいえない。

[改善方策]

今後、分割候補としてみなしうるのは、介護概論 288 名、障害者福祉論 291 名、 公的扶助論 220 名、地域福祉論 187 名、老人福祉論 295 名、児童福祉論 279 名、社会心理学 176 名、ソーシャルワーク論 I 179 名これは次年度 240 名となることが見込まれているため、分割は必至となっている。

原則的に、150 名程度を越えるものは、分割が適当である。また、講義の内容をカバーしていくためには、多様な学習機会を活用すべく、宿題を出したり個別の相談に応じることが可能な CEAS システムの利用を教員に促すことも必要である。

●マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

[現状説明]

社会福祉の臨床的課題を扱う上で、追体験的な環境に身を置くことのできる映像による学習設備は重要なものである。ボランティア活動やケアに関する相当数のビデオ活用、厚生労働省の各種施策に関する図解統計データをパワーポイントで効果的な学習を図るように取り組んでいる。本学のように小規模教室にもプロジェクター装置や DVD 装置が配備されている大学は、まだ全国的に数が少なく、社会福祉学部のような少人数教育を基本とする学部にとっては必須の環境が用意されている。

[点検・評価]

せっかくのビデオストックや LAN システムがありながら、活用できている割合はかなり低いものとみなしうる。一つには、活用に必要なデータベースが構築されておらず、アクセスは意外とオールドファッションであり、ビデオ格納されている目録を目で探すという問題に起因するといえる。パワーポイントなどは、比較的学会などで活用されているせいか、講義に活用している例は相当数に達しているものの、技術水準が低いために板書イメージを白黒のスライド映像にしている程度のものもあるため、工夫が求められる。

[改善方策]

教員のマルチメディアの活用に関するスキル学習・研修の機会が必要であり、往々にして使ったことがないためにアレルギー的反応による IT 機器回避行動が選択されている例も少なくないといわれている。そのため、マルチメディア活用の講義で成功している例（学生の満足度や履修動機も高い例）を参考にする研修などを用意する必要がある。

3−2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

【到達目標】

社会福祉学研究科　社会福祉学専攻（修士課程）

福祉計画学、福祉臨床学又は社会・発達心理学の専攻領域における高度な専門的学識を教授し、研究能力及び高度な専門職に必要な実践能力を養うとともに、社会福祉及びその隣接領域における専門的職業人の養成並びに教育研究者の養成を目的とする。

社会福祉学研究科　臨床心理学専攻（修士課程）

臨床心理学の専攻領域における高度な専門的学識を教授し、研究能力及び高度な専門職に必要な知識と実践能力を養うとともに、臨床心理士の養成及び臨床心理学における教育研究者の養成を目的とする。

文学研究科　言語文化コミュニケーション専攻（修士課程）

英語教育その他の社会分野で必要とされる言語文化、英語教育及びコミュニケーションに関する高度な専門的学識と幅広い学際的知識を教授し、かかる分野における高度な専門的職業人の養成及び教育研究者の養成を目的とする。

経済学研究科　経済学専攻（修士課程）

地域経済と地域行政の問題を的確に理解するとともに、アジア及び欧米等におけるグローバル経済の実態にも精通した高度な専門的職業人の養成を目的とする。

社会福祉学研究科　社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）

福祉、保健及び医療の分野の専門職を志望し、またはその職にある修士課程修了者を引き続き教育し、かかる分野における高度な専門的職業人の養成及び教育研究者の養成を目的とする。

本大学院には、修士課程及び博士〔後期〕課程が置かれている。（大学院学則第 4 条第 1 項）

修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的としている。（大学院学則第 4 条第 2 項）

博士〔後期〕課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。（大学院学則第 4 条第 3 項）

A. 大学院共通

(1) 教育課程

①授業形態と単位の関係

●各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

[現状説明]

本大学院の授業科目は、講義、演習、実験及び実習等の方法により行うことし、大学院学則第 20

条〔単位数算定の基準〕において次のとおり定めている。

「単位数算定の基準は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準として、次の各号に定めるとおりとする。

1　講義及び演習については、教室内における 1 又は 2 時間の授業に対して教室外における 2 又は 1 時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週 1 時間 15 週又は毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

2　実験、実習等の授業については、学修は、すべて実験室等で行われるものとし、毎週 2 時間 15 週の実験又は実習をもって 1 単位とする。」

本大学院においては、一の授業科目について、二以上の方法の併用により行うことは今のところ想定していないので、大学院設置基準改正を踏まえた大学院学則改正は行っていない。

[点検・評価]、[改善方策]

単位数算定の基準については、大学設置基準並びに大学院設置基準によって定められた単位計算方法に準拠して取り扱ってきたが、本学が定める形式上の時間数と実態としての実時間数との乖離もあり、検討を要する課題である。

大学院設置基準の改正（二以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算）を踏まえた大学院学則改正を行っていないが、単位数算定の基準が現行のままで妥当なのかどうかは検討すべき課題である。

②社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

●社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

[現状説明]

本大学院は、教育方法の特例として「教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業若しくは研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことがある」(大学院学則第 21 条)として、社会人学生の積極的受入れを行っているが、入学者の状況は研究科によって異なっている。

社会人の受入れを前提として、教育課程上、修士課程及び博士課程において、共に最長 6 年の在学を認めている。また、授業時間割については、平日の夜間（18 時から 19 時 30 分及び 19 時 40 分から 21 時 10 分)、土曜日、夏季及び冬季の休業期間に集中講義を設定する等の方法により、職業の継続と両立が可能となるよう配慮している。特に、毎年 4 月に行われる社会福祉学研究科オリエンテーションでは、研究科の新入生及び在学生が一堂に会し、研究科担当教員と時間割の調整を行うことが恒例となっている。

外国人留学生については、受入れの実情から、主として経済学研究科において配慮が行われている。経済学研究科では、毎年 4 月に行われる研究科オリエンテーションにおいて、外国人留学生に対する指導を重視し、研究科長と副研究科長が指導に当たっており、入学者の実状に鑑み、履修指導のほかに論文作成に向けての一般的な指導が行われている。なお、現在のカリキュラムにおいて「特殊研究」に配置された「国際比較経済学特論」及び「外国書講読演習」は、中国からの留学生

を考慮した内容になっており、中国人の非常勤講師を担当者として委嘱している。

[点検・評価]、[改善方策]

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮は、適宜状況を考慮しながら検討がなされてきており、個別的・具体的な対応が求められてきた。現状はそれらの対応の蓄積によって成り立っているので、ほぼ適切に機能していると評価している。

また、外国人留学生の受講や研究指導においては、特定の指導教員に集中する傾向が見られるので、これまでも研究科委員会で検討してきているところであるが、入学生の学習履歴や希望等に対応できるようなカリキュラムの充実を視野に入れて、引き続き研究科委員会で検討していく必要がある。

③研究指導等

●学生に対する履修指導の適切性

[現状説明]

大学院における履修指導は、毎年 4 月の大学院研究科オリエンテーション及び指導教授等による適宜の個別指導として行われている。大学院研究科オリエンテーションは、研究科により進め方が異なるが、構成としては、①大学院研究科の共通事項、②各研究科別の事項、③各専攻別の事項としてそれぞれ行われている。

なお、説明し指導すべき事項は、毎年作成する「大学院要覧」及び適宜作成する説明資料にできるだけ詳しく掲載するよう努めている。

全体説明オリエンテーション

大学院研究科の共通事項としては、大学院生に対する各種補助及び履修登録の手続き等について「大学院要覧」及び適宜作成する説明資料により全体説明が行われている。

社会福祉学研究科オリエンテーション

各研究科別の事項としては、学年暦、研究科の目的と特色、大学院諸規程、開講科目・担当者、履修方法、論文作成に関する取り扱いと作成要領、時間割の確認と調整(科目担当者の紹介を含む)が行われている。

各専攻別の事項としては、修士 1 年次「1 年次大学院生研究テーマ希望調査票」の説明、修士 2 年次「修士論文課題提出用紙」の説明、博士(後期)課程(1 年次)「研究計画書提出用紙」の説明が行われている。

文学研究科オリエンテーション

1 専攻であるのでまとめて行われており、学年暦、研究科の目的と特色、大学院諸規程、開講科目・担当者、履修方法、論文作成に関する取り扱いと作成要領、時間割の確認と調整(科目担当者の紹介を含む)、所属分野及び論文指導希望調査票の提出(1 年次)について説明が行われている。

経済学研究科オリエンテーション

1 専攻であるのでまとめて行われており、学年暦、研究科の目的と特色、大学院諸規程、開講

科目・担当者、履修方法、論文作成に関する取り扱いと作成要領、時間割の確認及び修士論文課題提出用紙の提出(2 年次)について説明が行われている。

[点検・評価]、[改善方策]

大学院研究科オリエンテーションは、説明、質疑、調整及び打合せを通して、院生の授業履修を含む研究計画の明確化に有効に機能している。また、特に新入生にとっては、在学生、指導教授とのコミュニケーションにより、その後の大学院生活に円滑に結びついており、適切に行われていると評価している。

現行のオリエンテーションの実施のあり方については特に問題を指摘することはないが、説明内容の精査と運営の円滑化、時間の設定や配分については今後工夫する余地があろう。

指導教授の個別指導は適宜行うこととなっており、課題や問題がある場合には、適宜研究科委員会で報告されている。現状においては、個々の指導教授の個別指導の状況を定期的に報告することは行っていないが、研究科委員会でＦＤの課題として検討する等のことが考えられる。

●教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性（C 群項目）

[現状説明]

研究科では、修士論文に関しては 10 月に中間報告会をおこない、院生・教員の誰でも参加および質問ができる条件で、報告と質疑をおこなっているほか、博士論文に関しては年 2 回中間報告会を実施しており、博士課程 1 年次の段階から報告を認めている。院生と教員はだれでも参加を認めており、報告に対して質問も自由に認めている。

また、北星学園大学社会社会福祉学会を組織して、院生等の報告や投稿を奨励しており報告や投稿査読を通じて学問的刺激を誘発させている。

くわえて大学院論集を発行するなかで、院生と教員の投稿を促し、査読を通じて同じく学問的刺激を誘発している。

[点検・評価]

修士論文に関しては、論文指導の担当教員だけで研究活動を指導するのではなく中間報告会での質疑を経て論文審査に向かうため、論文審査にあたる教員を含めて複数の教員・院生からコメントを受けることで完成度を向上させることが可能となっている。院生同士の学問的刺激を与える場でもあり、達成度を測る重要な機会となっている。

[改善方策]

現在、学科の研究会において教員の報告会などを実施しているが、今後は院生を含めた報告会を展開することで、学会報告や論文投稿へ結びつけた院生および教員の相互の学問的刺激を誘発させる仕組みを構築することが期待される。

また、エリア内の他の大学院研究科との交流を図ることなどが考えられる。

(2) 教育方法等

①教育・研究指導の改善

●教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

[現状説明]

学部については既に 2003 年度以降ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ）の取り組みを行っているが、大学院については対象としていなかった。しかし、大学院設置基準の一部改正が 2007 年４月より施行になり、「大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとしたこと。（第 14 条の３関係）」により、ＦＤの実施が「義務」とされることになった。そのため、本学では 2007 年度から大学院学則の改正を行い、全学的なＦＤの実施に関して規程制定の検討を行い、2008 年４月から施行することとしている。また、各研究科委員会においては今年度から実施することを課題とし、文学研究科は 2007 年 7 月に、経済学研究科は 11 月に、また社会福祉学研究科は 2008 年１月に実施した。

[点検・評価]、[改善方策]

全学的なＦＤの実施に関して、「ファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ）規程」の制定とその実施を課題とし取り組んでいる。大学院においては 2007 年度から取り組みを始めたが、まだ実績としてはようやく始めたところであり、点検・評価するまでには至っていない。

今後は、2008 年４月に施行する規程に基づいて、着実に実施することが課題となろう。

●シラバスの適切性

[現状説明]

本大学院では、各研究科共用の「大学院要覧」を毎年作成しており、その内容の一部として「講義要項」を掲載している。講義要項はシラバス形式により作成することとしており、講義の概要、講義の展開方法、評価の方法、教科書及び参考書について記載されている。

[点検・評価]

大学院の講義要項は、担当教員によって形式や記述内容及び分量に違いがあったが、学部の講義要項形式に準じて作成するよう依頼をし、全体として改善が図られてきたと評価している。しかし、現状はまだ十分ではなく、記述内容及び分量に違いが見られる。

[改善方策]

講義要項の原稿作成を依頼する際に、記述内容及び分量についての標準を定めておく等、検討が必要である。

●学生による授業評価の導入状況

[現状説明]

本大学院は、各研究科ともに少人数であることから、大学・学部で行っているような「学生による授業評価」アンケートは実施していない。実状は、各授業担当者が適宜把握するにとどまっている。

[点検・評価]、[改善方策]

実施していないため評価できないが、大学・学部の実施状況等を鑑み、大学院は人数が少ないことから実施することが難しいと考えられる。各授業担当者が適宜把握することと合わせて、研究科委員会で検討する。

(3) 国内外における教育・研究交流

●国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

[現状説明]、[点検・評価]、[改善方策]

記述事項なし。

●外国人研究者の受入れ体制とその運用の適切性（C 群項目）

[現状説明]

本学では 2004 年度より「北星学園大学　客員教員規程」に基づく外国人研究者の受入れを行っている。趣旨及び目的は、本学の教育と研究の充実及び発展を図るためとされている。資格は、本学の教育職員と同等の資格があると認められ、専門分野において優れた業績を有する者とし、受入れにあたっては、当該学部の教授会又は当該研究科委員会の推薦に基づき、学長が決定することとしている。客員教員の受入れ期間は、原則として 1 月以上 1 年以内としている。 客員教員には報酬、旅費（渡航費）及び滞在費等は支給しない。ただし、客員教員が本学の講義等を担当するときは、別に定める手当を支給することとしている。客員教員には、必要に応じて本学の施設・設備等を使用することができることとしており、個人研究室に余裕がある場合は個人研究室を提供し、図書館その他の施設・設備等の利用提供を行っている。

[点検・評価]、[改善方策]

2004 年度に制度化され、早々に受入れを開始した。この間、2004 年度に文学部において、国際交流提携校でカナダにあるセント・トーマス大学の教員を、2005 年度に社会福祉学部において、韓国聖公会大学校の教員を受け入れた実績がある。また、2007 年度に文学部で受入れを決定していた中国の大学の教員は、本務校の都合により辞退となったが、今後の文学部及び社会福祉学部での受入れ計画もあり、制度として定着するものと評価している。

受入れの際の体制として、現状を鑑みて今後も個人研究室を提供できるような状況が望ましい

と考えている。

●教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性（C 群項目）

[現状説明]

本大学院の学生及び修了者の研究の成果を発表する場として大学院論集を刊行しており、「北星学園大学「大学院論集」刊行委員会及び編集・刊行要項」に基づいて、各研究科別に毎年 1 回 3 月に刊行している。2007 年 3 月において、文学研究科は第 3 号、経済学研究科は第 4 号、社会福祉学研究科は第 10 号を刊行している。刊行した大学院論集は、国内の図書館間における資料交換の取扱いに基づき、受入れ館に送付されるほか、本学ホームページでこれを公開することとしており、本学図書館が取り扱っている。

大学院論集の刊行は、大学院論集刊行委員会が当たっており、各研究科委員会の構成員により査読が行われている。大学院論集の寄稿資格者は、本大学院の学生及び修了者であるが、研究の成果が学外者との共同研究であり、その研究の中心が本大学院の学生及び修了者である場合は、委員会の承認を得て、その学外者を含む共同研究の成果を寄稿することができる。登載原稿の種類は、「論説」、「研究ノート」、「資料」、「書評」、「翻訳」及び「その他」である。

また、本大学院博士課程の学生及び満期退学者が博士の学位授与申請を行い、本大学院が学位を授与した場合には、その論文の内容及び審査の結果の要旨を受入れ館に送付するほか、本学ホームページで公開することとしており、本学教育・研究支援課が取り扱っている。なお、公開件数は 2007 年 3 月において 2 件となっている。

[点検・評価]、[改善方策]

教育研究及びその成果の外部発信の状況としては、現状説明に記載した大学院論集と学位授与論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨であるが、まだ歴史が浅いこともあり、量的にも少ない。なお、印刷物として図書館の受入れ館へ送付するだけでなく、本学ホームページで閲覧できるようにしていることは有効であると評価している。

今後も継続して取り組みを進め、量的な蓄積とともに質的な充実を図ることを課題とする。

(4) 学位授与・課程修了の認定

①学位授与

●学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

[現状説明]

修士課程では、修士論文の審査及び最終試験の基準は、研究科の審査委員会が合議して取り扱っている。また、合否の決定は、審査委員会による結果及び研究科委員会の議を経て大学院委員会において行われる。公開で「中間報告会」を行い必要な指導を行うことや、提出され合格した修士論文は製本し図書館に保管・閲覧されるなど、全体として修士論文の質を高めようとする努力が行わ

れている。

博士課程では、博士論文の審査及び最終試験の基準は、研究科の審査委員会が合議して取り扱っている。また、合否の決定は、審査委員会による結果及び研究科委員会の議を経て大学院委員会において行われる。審査委員会は研究科長のほかに３人の博士課程担当者により構成されるが、指導教授は主査とはならないことを申し合わせている。修士課程同様に、博士課程においても公開の「中間報告会」が行われ必要な指導が行われるほか、全体として博士論文の質を高めようとする努力が行われている。

[点検・評価]、[改善方策]

現状説明で記述したように、学位審査の透明性・客観性を高める努力が行われており、適切に運営されていると評価している。

今後も引き続き努力していくことが必要である。

●留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性（C 群項目）

[現状説明]

入学した外国人留学生に対して、制度的に日本語指導等を講ずることはしていないが、現状は各指導教員において適宜行われており、研究科委員会においても状況が報告されることがある。

[点検・評価]、[改善方策]

現状において日本語指導の必要性は指摘されることがあり、各指導教員に任せるだけでなく改善の方策を検討する必要がある。

外国人留学生の入学時点での日本語力に応じて、個別的な対応を研究科委員会で検討する必要がある。

B. 社会福祉学研究科（修士課程）

(1) 教育課程

①大学院研究科の教育課程

●大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連

●「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

[現状説明]

社会福祉学研究科の修士課程は、2000 年度に文学研究科社会福祉学専攻（修士課程）を改組し、新たに社会福祉学研究科社会福祉学専攻及び心理学専攻として増設された。2006 年度からは心理学専攻の名称を変更し、現在は社会福祉学専攻と臨床心理学専攻の 2 専攻から構成されている。

もとより本大学院修士課程は、学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項の趣旨に則り、大学院学則第 1 条に定める「キリスト教による人格教育を基礎とし、専門的学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」、また、大学院学則第 4 条第 2 項「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする」を理念・目的としており、2007 年度からは大学院学則第 6 条において研究科及び専攻の教育研究上の目的を具体的に明示し、教育研究を行うこととしている。（大学院設置基準の一部改正、第 1 条の 2 関係）

a. 社会福祉学専攻（修士課程）

社会福祉学専攻は、高度な専門的学識を教授し、研究能力及び高度な専門職に必要な知識と実践能力を養うとともに、社会福祉及びその隣接領域における専門的職業人の養成並びに教育研究者の養成を目的としており（大学院学則第 6 条第 1 項第 1 号）、その教育課程は福祉計画学、福祉臨床学及び社会・発達心理学の 3 つの領域によって構成されている。

これら社会福祉関係領域の教育課程の組み立ては、その目的を達成するために、社団法人日本社会福祉学校教育連盟のガイドラインを尊重して、共通基礎科目、研究法、理論、実習及び論文指導によって構成されている。また、他の領域に属する科目や他の専攻における科目の履修機会についても配慮されている。

福祉計画学領域及び福祉臨床学領域においては、社会福祉学専攻（修士課程）修了の認定を受けるためには、修得しなければならない 30 単位のうち 22 単位は備考欄に定めるところに従い修得するものとし、その余の 8 単位は履修していない科目及び臨床心理学専攻科目で履修可能な科目を履修することによって修得することとしている。

また、社会・発達心理学領域の教育課程の組み立ては、学会連合資格「臨床発達心理士」認定運営機構が指定する科目を配置し、資格申請の条件を満たすことができるよう配慮されている。

社会・発達心理学領域においては、社会福祉学専攻（修士課程）修了の認定を受けるためには、修得しなければならない 30 単位のうち 24 単位は備考欄に定めるところに従い修得するものとし、

その余の６単位は履修していない科目及び臨床心理学専攻科目で履修可能な科目を履修することによって修得することとしている。

福祉計画学領域の特色

共通科目として「社会福祉理論研究」と「ソーシャルワーク研究」の２科目を必修として配置し、研究法には「計量社会学研究法」と「質的研究法」を配置している。この２つの科目は、社会調査士資格認定機構の定める専門社会調査士資格の対応科目となっており、計画学にとってのデータの収集と解析についての能力を身につけることを目標としている。

理論研究としては、社会福祉の基礎分野をカバーすべくコミュニティに根ざしたケアのシステム化を学ぶことを前提にした「地域福祉研究」、社会福祉実践の支援対象を考える上で基礎となる世帯と家族を分析の単位として学ぶ「家族社会学研究」をはじめとして、ジェンダーとケアの問題に関わる「ジェンダー理論」、計画の哲学的基礎を含めた「社会福祉計画研究」、及び関連の法制度を学ぶ「社会保障法」によって構成されている。

研究には、分野論として「コミュニティワーク研究」、「ジェンダー研究」、「ケアマネジメント研究」、「居住福祉研究」、「福祉財政研究」、「国際比較福祉研究」が配置されている。

実習については、研究法に対応した「社会調査実習Ⅰ」、「社会調査実習Ⅱ」に加えて、「コミュニティワーク実習」、「海外福祉実習」を配置している。

福祉臨床学領域の特色

本領域は、ソーシャルワークのミクロからマクロまでの範囲をカバーし、且つ、より高度なソーシャルワーカーとしての専門実践能力を涵養することを柱としている。このため、共通基礎科目として「社会福祉理論研究」と「ソーシャルワーク研究」の２科目を必修として配置し、研究法には「質的研究法」（臨床研究の重要な方法として必修化）と「量的研究法」を配置して、質・量の双方の研究法を修得することを意図している。

基礎理論としては「ソーシャルワーク理論特論」（各種実践モデルを展開する）と福祉への新しい視角を提供する「障害学研究」を配置し、分野としては「児童・家庭福祉研究」、「障害者福祉研究」、「高齢者福祉研究」、「医療福祉研究」、「医療保健福祉研究」の５分野を配置している。

研究は、「偏見・差別問題研究」、「アセスメント研究」（ソーシャルワーク実践の中核として４単位としている）、「グループワーク研究」、「コミュニティワーク研究」、ケアマネジメント研究」、「リハビリテーション研究」、「スーパービジョン研究」、「ジェンダーとソーシャルワーク」という高度な専門職養成に必要な多彩な科目によって構成されている。

実習については、「福祉臨床実習Ⅰ」、「福祉臨床実習Ⅱ」が用意されており、臨床能力を高めるために「Ⅰ」を必修化し、また修士論文との密接な関連も企図されている。

社会・発達心理学領域の特色

研究科目として、社会・発達心理学に必要な専門的知識を身に付け、問題意識を深めるための科目である「障害心理学研究」、「社会心理学研究」、「発達心理学研究」、「福祉心理学研究」、「臨床社会心理学研究」、「臨床発達心理学研究」の６科目が開講され、４単位を必修としている。「心理学演習Ⅰ」、「心理学演習Ⅱ」は修士論文に直結する必修科目であり、修士論文指導担当の教員の科目を履修することになる。特殊研究として、より専門性の深い領域についての知見を身に付けることを目指して、社会心理学の領域に関わって「集団力学研究」が、発達心理学の領域に関わって「認知発達研究」、「言語発達研究」、「保育支援研究」、「育児支援研究」、「言語指導法研究」が置かれ、両方の領域に関わる基礎科目として「感情心理学研究」、「認知心理学研究」、「心理学特論」が置かれ

ている。特殊研究科目群は、前述の研究科目群、後述の研究法及び実習と組み合わせることにより、「臨床発達心理士」の資格申請の条件を満たすことができるよう配慮されている。心理学の専門的な問題のとらえ方、アプローチの仕方、分析の仕方を、問題意識のあり方に即して発揮する力を付けるために、「心理学研究法Ⅰ」、「心理学研究法Ⅱ」が用意されており、さらに選択ではあるが、「臨床発達心理士」の資格申請を目指す場合に必須の「臨床発達実習」が用意されている。

b. 臨床心理学専攻（修士課程）

臨床心理学専攻は、高度な専門的学識を教授し、研究能力及び高度な専門職に必要な知識と実践能力を養うとともに、臨床心理士の養成及び臨床心理学における教育研究者の養成を目的（大学院学則第６条第１項第２号）としており、その教育課程の特色は、臨床心理学の専攻領域に特化されていることである。

その目的を達成するために、臨床心理学専攻の教育課程は、研究、演習、特殊演習、特殊研究（A・B）、実習、研究法及び論文指導によって構成されている。このうち、研究及び特殊演習は必修で、特定教員のゼミに所属してそれぞれ４単位ずつ修得することになっている。

臨床心理士養成第１種指定大学院である本専攻では、高度に専門的な臨床心理学的な援助技術を習得し得るために、必修科目として「臨床心理学特論Ⅰ」、「臨床心理学特論Ⅱ」、「臨床心理面接特論Ⅰ」、「臨床心理面接特論Ⅱ」、「臨床心理査定演習Ⅰ」、「臨床心理査定演習Ⅱ」、「臨床心理基礎実習」、「臨床心理実習」が設けられている。

選択科目としては、「心理学研究方法論」（日本臨床心理士資格認定協会カリキュラム案A群対応）を、また「人格心理学特論」、「教育社会心理学研究」（同Ｂ群対応）、「人間関係特論」、「犯罪心理学特論」、「家族心理学研究」（同Ｃ群対応）、「学校心理臨床特論」、「心理療法特論」、「コミュニケーション研究」、「グループ・アプローチ特論」（同Ｅ群対応）などを配置しているほか、近接する福祉・保健・医療領域との学際的アプローチを図るために「精神医学特論」、「心身医学特論」、「神経生理学特論」（同D群対応）などの特殊研究科目を選択履修できるようにしている。

本専攻では、クライエントに具体的にどのように心理検査や面接を実施し、適切な援助法を見出すかを、実習体験を通して学ぶことを重視する。１年次には、「臨床心理基礎実習」が配置され、心理面接の基礎的技術と態度、心理臨床的援助の理念や倫理観を習得するとともに、後期にはスーパーバイザーの指導の下に、心理臨床センター相談室を訪れるクライエントのカウンセリング等を担当する。さらに、２年次配当の「臨床心理実習」では、院生自身が担当する事例についてカンファレンスで発表し、グループ・スーパーヴィジョンを受けながら、ケース理解の仕方や心理臨床の実際について学び、専門的な職業人としての能力を高められるように配慮されている。

本専攻では、臨床心理学に関連したテーマで修士論文に取り組むことになるが、院生は２年次の「論文指導」を通してさまざまな指導を受けることになる。

［点検・評価］

社会福祉学専攻（修士課程）の教育課程は、(1) 福祉計画学、福祉臨床学及び社会・発達心理学の３つの領域によって構成された特色ある教育課程となっていること、(2) 3 つの領域それぞれにおいて高度な専門性に配慮した幅広く多彩な授業科目が配置されていること、(3) 高度な専門職としての資格を担保するために、福祉計画学及び福祉臨床学領域においては社団法人日本社会福祉学校教育連盟のガイドラインを尊重し、また社会・発達心理学領域においては学会連合資格「臨床発

達心理士」認定運営機構が指定する科目を配置するなど、社会福祉及びその隣接領域における専門的職業人の養成に配慮しており、修士課程の目的への適合性を満たしていると評価している。

しかし、カリキュラム編成に問題も認められる。社会福祉学専攻の入学定員は 8 人であり、これを各領域に配分した募集人員（福祉計画学領域 3 人、福祉臨床学領域 3 人、社会・発達心理学領域 2 人）及び入学者・在学者の実態（2006 年度福祉計画学領域 1 人、福祉臨床学領域 6 人、社会・発達心理学領域 1 人、2007 年度福祉計画学領域 3 人、福祉臨床学領域 3 人、社会・発達心理学領域 2 人）でみると、授業科目の開講が過剰であるという側面が見られる。即ち、履修者が極端に少ない中での教育指導上の効果や教員の持ちコマ負担増を招く結果となっており見直しが必要である。

臨床心理学専攻（修士課程）の教育課程は、臨床心理学の専攻領域に特化しており、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第 1 種養成大学院として指定されことを目的として専攻名及び教育課程を改編した。臨床心理士の養成及び臨床心理学における教育研究者の養成のための本専攻は、修士課程の目的への適合性を満たしていると評価している。

ただし、臨床心理学専攻の入学定員は 4 人であり、入学者・在学者の実態（2006 年度 5 人、2007 年度 5 人）から見ると良好な環境にあるが、本専攻の専任教員の実状から、一般の心理相談に応ずる心理臨床センターの運営については一部教員の負担が過剰になっているという側面が見られる。

[改善方策]

社会福祉学専攻においては、福祉計画学、福祉臨床学及び社会・発達心理学の 3 つの領域に関わるカリキュラムのあり方を検討することと併せて、入学定員及び各領域に配分した募集人員について適切であるかどうかの見直しを図ることが改善の課題となり、将来計画としては規模等を含めた抜本的な検討も視野に入れる必要がある。

また、臨床心理学専攻においては、当面 2014 年 3 月 31 日まで第 1 種養成大学院として指定されており、院生の実習施設としての心理臨床センターの運営に配慮しながら、心理相談に応ずる担当教員の協力体制についても検討する必要がある。

●学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

[現状説明]

社会福祉学研究科の修士課程は、2000 年度に文学研究科社会福祉学専攻（修士課程）を改組し、新たに社会福祉学研究科社会福祉学専攻及び心理学専攻として増設されたが、基礎となる学部は 1996 年度に増設された社会福祉学部であり、福祉計画学科、福祉臨床学科及び福祉心理学科の 3 学科である。なお、本研究科は 2006 年度から心理学専攻の名称を変更し、現在は社会福祉学専攻と臨床心理学専攻の 2 専攻から構成されている。

社会福祉学研究科の各専攻と社会福祉学部の各学科との関係は、社会福祉学専攻が福祉計画学科及び福祉臨床学科の全体領域と福祉心理学科の社会・発達心理学領域を基礎としており、また心理学専攻（現、臨床心理学専攻）は社会福祉学部としての共通・基礎領域と福祉心理学科の全体領域（社会・発達心理学領域及び臨床心理学領域）を基礎とする関係になっている。

2006 年度の社会福祉学研究科・専攻の改編においては、既に述べたような資格等の対応に係る教育課程、内容の改善や専門性の特化などを踏まえ、社会福祉学専攻においては福祉計画学領域、福

祉臨床学領域及び社会・発達心理学領域の 3 領域が明確化され、学部・学科との接続が一層密接なものとなった。また、臨床心理学専攻においては臨床心理学という領域に特化され、福祉心理学科の臨床心理学を専門とする専任教員及び隣接する心理学を担当する教員を中心として構成された。したがって、これらの経緯から研究科・専攻と学部・学科との教育内容の連続性や連携は、名称の点からも授業科目においても十分考慮されている。しかし、実状は専攻の領域を細分化したことのデメリットとして、既に前節で述べたような社会福祉学専攻の募集人員の配分と授業科目の開講数の問題があり、検討課題である。

［点検・評価］、［改善方策］

社会福祉学研究科の各専攻及び領域は、現状説明で述べたとおり、学部の各学科の教育の上に立ち、それぞれの教育内容の中心となる専門性をより深化させるように編成されている。それらは、担当教員、授業科目及び授業内容において接続が認めら、その事例は多数である。本学においては、大学院研究科の担当教員は各学部に所属する教員が担当しており、通常そのような接続が行われている。そのことから、学部に基礎を置く大学院における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との接続は当然のごとく行われていると言いうる。しかし、他方で同一の教員が学部と大学院の同種の科目を担当することについては内容上の問題も十分検討しなければならない。その種の質的な検討は、シラバスだけでは十分に確認することはできないが、今後の検討課題である。

また、現状説明でも述べているが、社会福祉学専攻においては学部・学科の教育課程に対応する多彩なカリキュラムとしたために、逆にその編成に問題も認められる（以下、既述。社会福祉学専攻の入学定員は８人であり、これを各領域に配分した募集人員（福祉計画学領域３人、福祉臨床学領域３人、社会・発達心理学領域２人）及び入学者・在学者の実態（2006 年度福祉計画学領域１人、福祉臨床学領域６人、社会・発達心理学領域１人、2007 年度福祉計画学領域３人、福祉臨床学領域３人、社会・発達心理学領域２人）でみると、授業科目の開講が過剰であるという側面が見られる。即ち、履修者が極端に少ない中での教育指導上の効果や教員の持ちコマ負担増を招く結果となっており見直しが必要である）。この問題に対する改善方策は、前節で述べている。

②研究指導等

●教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

[現状説明]

教育課程の履修方法は、大学院学則別表において定められており、各授業科目の履修と併せて「論文指導」(6 単位)が必修とされている。これらは、授業時間割として、平日の夜間（18 時から 19 時 30 分及び 19 時 40 分から 21 時 10 分)、土曜日、夏季及び冬季の休業期間における集中講義を含む授業として展開されており、「論文指導」も通常の授業時間割に設定されている。

修士の学位論文の作成については、作成提出年次を最終年次とし、修士論文提出予定者は最終年次の 5 月上旬の指定された日までに、所定の用紙に題名、課題選定の理由等を記入して提出することになっている。修士論文の作成は、「修士論文作成要領」に基づいて作成するものとし、提出期

限は１月末である。修士論文の作成に関する指導は、毎週の「論文指導」のほかにも適宜実施されており、また、「修士論文中間報告会」を契機として、さらなる指導が行われている。修士論文提出予定者は必ずこの中間報告会において研究成果（修士論文の進捗状況）を詳しく報告することになっており、公開で実施される。教員及び大学院生は自由に参加することができ、成果やプレゼンテーションの方法等を学びあう場ともなっている。

[点検・評価]、[改善方策]

授業及び研究指導を通してよき研究成果を得、それを質の高い「修士論文」としてまとめ上げることが社会福祉学研究科の伝統となっている。本研究科ではその営みを重視し、通常の授業の履修指導や論文指導の取り組みにおいて、できるだけ高い水準の研究成果に結びつくよう研究的態度を強調している。修士論文は大学が一括して製本を行い（費用は院生負担）、本学図書館に保管されている。これらの修士論文は、研究の成果であり導きであるので、指導に当たる教員はもとより、院生の一人ひとりが自覚的に取り組んできたことを評価しあっている。

修士課程修了後、博士課程への進学によりさらに研究を深め博士論文へ結実させたり、修士論文の成果をさらに発展させた形で論文を作成し「北星学園大学大学院論集」等へ投稿したり、また学会等での発表に結実させるなど、引き続き継続的な研究に対する指導を充実させることを課題とする。

●指導教員による個別的な研究指導の充実度

[現状説明]

修士論文に関する個別指導は、まず１年次の指導教員選択による講義時間とは独立したインフォーマルな指導を受けることからはじまる。通常、論文の作成には基本的な手順として、テーマの選択に関する指導があり、どのようなテーマに取り組むかを考えながら、複数の課題を元に文献のレビューを中心とする指導がなされる。定期的に先輩である２年目の院生や博士課程の院生と報告会をおこない質問しあうことでトレーニングを行う。学会入会による研究報告の仕方についての学習機会や研究への動機づけが行われる。

２年目になると、具体的な論文指導として通年６単位の指導が行われ、大学院紀要への投稿指導や学会報告あるいは、学会誌への投稿を含めてトレーニングがなされ、10 月に修士論文の中間報告会を設けているため、それに備えた指導がなされる。１ 年目と同様に指導院生同士の報告会を行い討論を通じて水準向上を図る。

[点検・評価]、[改善方策]

教員による指導の個人差はあるが、担当する教員数が充実しているため、個別指導を含めて行き届いた環境が提供されている。

しかし、教員の負担はそれなりに大きいので、インフォーマルな指導部分は教員評価の対象に組み込めるように配慮が必要である。また、研究科として院生同士の研究報告会を誘導したり、現在の修士論文中間報告会を年に 2、3 回実施することで、論文の進捗状況をスムーズにサポートする体制が好ましい。複数の研究科が札幌圏にあるため、合同の研究会なども工夫することで院生相互の交流を通じた学習の動機づけや教員のＦＤを図ることも可能であるといえる。

●研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策（C 群項目）

[現状説明]

研究課題及び研究指導教員は、修士１年次「1 年次大学院生研究テーマ希望調査票」の提出、修士２年次「修士論文課題提出用紙」の提出により、研究科委員会で学生の希望を尊重して決定されているが、学生からの変更希望が出された場合は、研究科委員会で検討することになる。

[点検・評価]、[改善方策]

指導教員は論文指導の対象学生を充分に把握できており、修士１年次の段階から綿密なコミュニケーションを通じ、各学生の研究課題に即して適切に研究指導を行っているため、研究分野や指導教員の変更希望はほとんど出されていない状況である。変更希望が出された場合も[現状説明]に示したとおり、研究科委員会での検討を経て教員間の連携の下、柔軟な対応を行っており、現状で特に問題点の指摘はない。

(2) 教育方法等

①教育効果の測定

●教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

[現状説明]

修士論文作成指導や学会報告指導の強化を課題とし、在学中における研究活動の成果を上げるための努力を行ってきた。しかし、これまでそれらの取り組みがどのような結果になっているかについて、本研究科として組織的な把握を行っていない。したがって、実状は教育研究指導の効果測定を実施していないということであり、また、そのための方法の検討も現段階では行われていない。

[点検・評価]、[改善方策]

現状説明のとおり組織的に実施していないので、誠に不十分な状態にある。そのため、方法の適性については点検･評価はできないが、適宜行われてきた院生との懇談や修了後の進学及び就職状況等の把握などを組織的に充実させるべき今後の課題として認識し、在学生及び修了者に対するフォローアップのあり方を継続的に検討していく。

●修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況（C 群項目）

[現状説明]

各年度における修了者の進路状況は以下のとおりである。これらの状況は、教育・研究支援課が本人の申し出、就職支援課及び指導教員から聴取した情報により記録されたものである。

社会福祉学専攻

2002 年 3 月修了者 10 人、在職 4 人、進学 1 人、就職 4 人、その他 1 人

2003年3月修了者　8人、在職 2人、進学 0人、就職 3人、その他 3人
2004年3月修了者　6人、在職 2人、進学 2人、就職 1人、その他 1人
2005年3月修了者　8人、在職 4人、進学 0人、就職 1人、その他 3人
2006年3月修了者　8人、在職 4人、進学 0人、就職 2人、その他 2人
2007年3月修了者　5人、在職 3人、進学 0人、就職 1人、その他 1人

心理学専攻

2002年3月修了者　5人、在職 0人、進学 0人、就職 4人、その他 1人
2003年3月修了者　3人、在職 0人、進学 0人、就職 1人、その他 2人
2004年3月修了者　6人、在職 0人、進学 0人、就職 3人、その他 3人
2005年3月修了者　5人、在職 0人、進学 0人、就職 2人、その他 3人
2006年3月修了者　2人、在職 0人、進学 0人、就職 0人、その他 2人
2007年3月修了者　4人、在職 0人、進学 1人、就職 3人、その他 0人

[点検・評価]、[改善方策]

修了時における進路状況については、本人からの申し出や指導教授からの報告に基づき、教育・研究支援課が学籍簿に記載している。就職支援課に提出される求職登録票の数が少ないこともあり、大学院生の就職や進学については、ともすると指導教授と本人任せになっている状況であり、改善が必要である。

今後、組織的な支援策をどのようにすべきかを検討する必要がある。

●大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況（C群項目）

[現状説明]

各年度における修了者の就任・就職状況（在職を含む）は以下のとおりである。これらの状況は、教育・研究支援課が本人の申し出、就職支援課及び指導教員から聴取した情報により記録されたものである。

社会福祉学専攻

2002年3月修了者10人、大学教員、研究機関の研究員など 3人、高度専門職 0人
2003年3月修了者　8人、大学教員、研究機関の研究員など 4人、高度専門職 0人
2004年3月修了者　6人、大学教員、研究機関の研究員など 0人、高度専門職 0人
2005年3月修了者　8人、大学教員、研究機関の研究員など 0人、高度専門職 0人
2006年3月修了者　8人、大学教員、研究機関の研究員など 2人、高度専門職 0人
2007年3月修了者　5人、大学教員、研究機関の研究員など 0人、高度専門職 0人

心理学専攻

2002年3月修了者　5人、大学教員、研究機関の研究員など 0人、高度専門職 0人
2003年3月修了者　3人、大学教員、研究機関の研究員など 0人、高度専門職 0人
2004年3月修了者　6人、大学教員、研究機関の研究員など 0人、高度専門職 0人
2005年3月修了者　5人、大学教員、研究機関の研究員など 0人、高度専門職 0人
2006年3月修了者　2人、大学教員、研究機関の研究員など 0人、高度専門職 0人
2007年3月修了者　4人、大学教員、研究機関の研究員など 0人、高度専門職 0人

[点検・評価]、[改善方策]

現状説明にあるように、社会福祉学専攻で大学教員として在職・就職する例はあるが、心理学専攻では実績はない。心理学専攻では臨床心理の専門性を活かした職に就いている。

②成績評価法

●学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

[現状説明]

本研究科における教育研究指導の効果を測定するための方法は、各授業科目についてその授業が終了する期末に行われる試験による。試験は授業科目担当者により適宜実施されており、またレポートその他の方法で試験に代えることがある。試験の成績評価は、10 点法により 0 ないし 10 の評点をもって表すものとされ、評点 5 以上の成績評価が与えられた場合に限り単位が授与されることになっている。

[点検・評価]、[改善方策]

講義科目の効果測定は、基本的に前期または後期の授業が終了する期末に実施されるが、多くの科目で出席、授業態度、発表等の平常点を期末のレポート提出や試験と組み合わせて総合的に成績評価を行っている。大学院の講義科目は履修者が比較的少数であり、演習科目同様に指導できる条件にあることが多いので、総合的な成績評価が可能となっている。

演習科目では、その効果測定は指導担当者の総合的な成績評価として行われている。

また、実習科目では、実習現場等による指導評価を含めて、科目担当者が総合して評価することを基本として行われている。

しかし、現在行っている成績評価の実状が全体として「学生の資質向上の状況を検証する」ものとしての成績評価法として十分機能しているかどうかは今後の検討課題とする。また、総合的な成績評価は、評価の指標を多面的に設定して行うことが求められるので、その方法等についてはシラバスによりいっそう明示することが必要であろう。

(3) 国内外における教育・研究交流

●国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

[現状説明]

大学院教育の国際化の必要性は、他の学問分野と同様に、社会福祉の領域においても必要である。大学院教育においても、学部同様に、米国、中国の大学との国際交流に加えて、北方圏の国々との相互交流・情報交換の促進を課題としている。社会福祉諸サービスの担い手は、国際的、全国的な視野で社会福祉を分析評価し、計画する能力とともに、サービスの対象者が生活している具体的な

地域社会に則して、社会福祉の現状と課題を分析することを必要とする。北海道は北方圏に位置し、気候風土、歴史、文化、地域性、産業構造、人口構造等の点で他府県とは異なる特徴を有する。大学院教育においても、北方圏に位置した北海道の地域性を重視し、それぞれの授業科目の中で地域性を反映していく。また、授業科目の中にも「国際比較福祉研究」を設け、福祉の国際動向の理解、国際比較、国際福祉情報の交換、共同研究等を積極的に推進し、同じ北方圏に位置したカナダの大学及び福祉機関と提携を結び、定期的な交流を図っていくこととしている。

[点検・評価]、[改善方策]

授業科目として「国際比較福祉研究」を設け、隔年で外国人短期招聘教員を受け入れている。臨時講師として授業を担当いただくほか、公開講座及び共同研究の講師を担当いただくなど、教育研究を積極的に推進している。2003 年度は米国ワシントン大学社会福祉大学院副学院長のスーザン・ケンプ氏、2005 年度は韓国聖公会大学校副教授の張和卿氏、2007 年度は中国北京大学准教授の熊跃根氏を招聘した。招聘教員は必ずしも北方圏という範疇ではないが、国際的な視点から所期の成果を得ていると評価している。

北方圏に位置したカナダの大学及び福祉機関と提携を結び、定期的な交流を図っていくという所期の計画に沿った展開を図るための努力が必要である。

(4) 学位授与・課程修了の認定

①学位授与

●修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

[現状説明]

本大学院学則において定められた修士課程修了の認定は、修士課程に 2 年以上在学し、必要単　位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格した者に行い、本学学位規程の定めるところにより、社会福祉学専攻では修士（社会福祉学）が、臨床心理学専攻では修士（心理学）が授与される。

修士論文の審査及び最終試験の基準は、研究科の審査委員会が取り扱っている。修士論文の審査に関しては、本大学院共通の取扱いとして「修士論文に関する取扱い」を定め、大学院要覧に掲載している。また、印刷及び製本の取扱いも含めて、「修士論文作成要領」を定め、大学院要覧に掲載している。これらのことに関しては、特に論文指導教員から個別に指導が行われている。

「修士論文に関する取扱い」の概要は以下のとおりである。

1．修士論文の作成提出年次は最終年次とする。
2．修士論文提出者は、所定の用紙に氏名、題名、課題選定の理由等を記入し、最終年次の 5 月指定された日時までに教育・研究支援課に提出すること。
3．題名、指導教授の変更は、研究科委員会において認められた場合に許可される。
4．修士論文の作成
　別記「修士論文作成要領」に基づいて作成するものとする。
5．修士論文中間報告会

修士論文の提出を予定している者は、必ず「中間報告会」において研究成果（修論の進捗状況）を詳しく報告すること。「中間報告会」は公開であり、教員・大学院生は自由に参加することができる。

6．修士論文の提出

(1) 提出期日（省略）　期限厳守、指定時間以後は受け付けない。

(2) 提出方法

① 原本 1 部、コピー3 部を提出する。

② 所定の用紙に題名、提出者氏名、指導教授名等を記入し修士論文の表につける。

③ 綴じないで所定の紙袋に入れて提出する。

7．修士論文の製本

製本は大学が一括して行い、製本費用は提出時に実費徴収する。

8．修士論文の審査

(1) 修士論文の審査は修士論文審査委員会が提出論文及び口頭試問により行い、その判定は修士論文審査委員会の合議による。

(2) 修士論文審査委員会は一論文につき主査 1 名、副査 2 名とし、研究科委員会において論文名を考慮して決定する。

(3) 修士論文審査に不合格となった者に後日再提出を求め、再審査することもある。

(4) 審査の日程等は決定次第掲示する。

また、合否の決定は、審査委員会による結果及び研究科委員会の議を経て大学院委員会において行われる。

学位の授与状況については以下のとおりである。

社会福祉学専攻　修士（社会福祉学）

2002年3月	2003年3月	2004年3月	2005年3月	2006年3月	2007年3月	合計
10	8	6	8	8	5	45

心理学専攻　修士（心理学）（2006 年度入学生から臨床心理学専攻に名称変更）

2002年3月	2003年3月	2004年3月	2005年3月	2006年3月	2007年3月	合計
5	3	6	5	2	4	25

[点検・評価]、[改善方策]

学位の授与は現状説明に記述したように適切に行われている。年度によっては、２年で修了できない、あるいは計画的に修了しない学生も若干いるが、修士論文の作成に力を注ぐよう指導している。特に、修士論文の作成指導では、2 年次の秋に行われる公開の「中間報告会」を重要な契機として位置づけており、院生と指導教員の目安となっている。

なお、論文作成能力の開発を図るうえで、学会報告、大学院紀要への投稿を促しつつ、中間報告会において完成度の高い報告ができるよう引き続き指導する必要がある。

C. 文学研究科（修士課程）

(1) 教育課程

①大学院研究科の教育課程

●大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連

●「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

[現状説明]

文学研究科は、2001 年度に文学部英文学科を基礎とする言語文化コミュニケーション専攻（修士課程）を新たに設置したことにより、1 専攻ながらも新しい研究科としての歩みを始めた。

もとより学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項の趣旨に則り、本大学院学則第 1 条に定める「キリスト教による人格教育を基礎とし、専門的学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」、また、同学則第 2 条第Ⅱ項「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする」を理念・目的としているが、さらに 2007 年度からは大学院学則第６条において研究科及び専攻の教育研究上の目的を具体的に明示し、教育研究を行うこととしている。（大学院設置基準の一部改正、第 1 条の 2 関係）

a. 言語文化コミュニケーション専攻（修士課程）

言語文化コミュニケーション専攻は、英語教育その他の社会分野で必要とされる言語文化、英語教育及びコミュニケーションに関する高度な専門的学識と幅広い学際的知識を教授し、かかる分野における高度な専門的職業人の養成及び教育研究者の養成を目的（大学院学則第６条第１項第３号）としている。

言語文化コミュニケーション専攻の教育課程は、その目的を達成するために、言語文化研究、英語教育・コミュニケーション研究、人間関係論研究の分野から成り、院生は「言語文化研究」か「英語教育・コミュニケーション研究」のいずれかの研究分野を主専攻として選択し、その専門性を深めるとともに、さらに「人間関係論研究」の分野を加えた他分野の授業科目を幅広く選択履修することにより、学際的な視点も身に付けられるよう設定されている。各分野に配置されている授業科目は、セメスター制を実施するために、全て半期の履修で単位が修得できるようになっている。

言語文化研究分野の特色

言語テキストを中心とする様々な資料を手がかりに、その背後に広がる文化を理解する方法についての研究を行っていくこととしている。本研究分野では、研究の事例として英米の文化を主な対象としつつ、近接地域の文化及びキリスト教といったそれを含む広範な文化なども併せて対象としていくこととしている。

言語文化研究分野には、選択必修科目として「イギリス言語文化論研究 A・B」及び「イギリス言語文化論演習 A・B」、「イギリス文学論研究 A・B」及び「イギリス文学論演習 A・B」、「アメリ

カ言語文化論研究A・B」及び「アメリカ言語文化論演習A・B」、「アメリカ文学論研究A・B」及び「アメリカ文学論演習A・B」を配置し、選択科目として「英米文学論特殊研究A・B」、「言語文化教育論特殊研究A・B」、本学の建学の理念であるキリスト教の文化等を取り扱う「キリスト教文化論特殊研究A・B」、言語文化の比較研究を行う「言語文化比較論特殊研究A・B」を配置している。さらに、英米の研究者を短期招聘し、授業を展開する「言語文化論特殊研究」を配置している。

英語教育・コミュニケーション研究分野の特色

言語及び非言語メッセージの発信と受信を手がかりに、人々の相互作用の諸側面について多角的な研究を行っていくこととしている。本研究分野では、研究の対象として日常の言語使用から教育現場、さらには国内外における様々な場面をフィールドに、言語学、コミュニケーション学、英語教育の３つの領域にわたる広範なアプローチから探求することしている。

英語教育・コミュニケーション研究分野には、選択必修科目として「コミュニケーション原論研究」及び「コミュニケーション原論演習」、「異文化コミュニケーション論研究」及び「異文化コミュニケーション論演習」、「英語教育学研究」及び「英語教育学演習」、「社会言語学研究」及び「社会言語学演習」を配置し、選択科目として「応用言語学特殊研究A・B」、「英語史特殊研究A・B」、「理論言語学」、「言語人類学」、「語用論」、「英語教育方法論」、「英語教育評価論」を配置している。さらに、英米の研究者を短期招聘し、授業を展開する「コミュニケーション論特殊研究」を配置している。

人間関係論研究分野の特色

言語文化研究及び英語教育・コミュニケーション研究の2分野での研究を補う教育学、心理学といった人間の関係を研究する分野の授業を提供して、両分野での高度な専門的研究をより豊かなものにすることを目指している。

教育学関連科目として「教育原論特殊研究A・B」、「教育思想論特殊研究A・B」、「教育行政論特殊研究」を配置し、心理学関連科目として「社会心理学研究」を配置している。また、既設の大学院社会福祉学研究科臨床心理学専攻で開設している「教育社会心理学研究」、「学校心理臨床特論」も履修できるように配置している。

［点検・評価］

言語文化コミュニケーション専攻の教育課程は、英語教育その他の社会分野で必要とされる言語文化、英語教育及びコミュニケーションに関する高度な専門的学識と幅広い学際的知識を教授し、かかる分野における高度な専門的職業人の養成及び教育研究者の養成を目的としており、そのために必要な2つの主要な研究分野とそれを補う研究分野により構成している。これらの分野に配置された各授業科目は、それぞれ高度な専門性をもち、本専攻の修士課程の目的への適合性を満たしていると評価している。

しかし、言語文化コミュニケーション専攻の入学定員8人に対して現状は入学者が確保されておらず、入学者の実態（2006年度0人、2007年度3人）からみると、授業科目の展開が十分に機能していない。

入学者の実状に鑑み、2007年度から学部生に対する大学院授業科目の聴講制度（「大学院講義特別聴講生」）を開始することとし、2007年度前期の夏季集中講義では6科目で延べ17人、後期の冬季集中講義では1科目3人の申し込みがあったもののこれからという状況である。

［改善方策］

入学者の確保は存立の前提であるので、最大限の努力を傾注する必要がある。文学研究科は、本学文学部卒業生の進学先として位置づけられる必要があり、2007 年度からの学部生に対する大学院授業科目の聴講制度（「大学院講義特別聴講生」）は、新たな対応として機能しつつあるが、将来に向けての課題を見据えた抜本的な検討が必要である。

●学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

[現状説明]

文学研究科は、言語文化コミュニケーション専攻の 1 専攻を置き、文学部英文学科を基礎として設置されている。したがって、英文学科との教育内容の連続性や連携は、英文学科のコース専門科目（言語文化コース及び言語コミュニケーションコース）と文学研究科の 2 つの主要な研究分野（言語文化研究分野及び英語教育・コミュニケーション研究分野）等に見られるように授業科目において十分考慮されている。心理・応用コミュニケーション学科との教育内容の繋がりは基本的には考慮されてはいない。しかし、文学研究科はその担当教員を、心理・応用コミュニケーション学科に所属する教員を含んで設置されており、人間関係論研究の科目群において、教育心理学、学校心理学及び社会心理学に関する授業科目として、教育内容における関連性及び両者の関係は存在しているのが現状である。

[点検・評価]、[改善方策]

言語文化コミュニケーション専攻は、言語文化研究、英語教育・コミュニケーション研究、人間関係論研究の分野から成り、院生は「言語文化研究」か「英語教育・コミュニケーション研究」のいずれかの研究分野を主専攻として選択し、その専門性を深めるとともに、さらに「人間関係論研究」の分野を加えた他分野の授業科目を幅広く選択履修することにより、学際的な視点も身に付けられるよう設定されている。この多彩なカリキュラム展開が、英文学科との関係において履修内容や方法において接続の自由度を高めており、両者の関係は妥当であると評価している。ただし、履修方法は院生の選択に委ねていること、また入学者が少ない現状の中では履修者がいなかったり、1、2 名の履修者によって授業が行われるという事態も発生しており、十分機能しているとはいえない状況である。

本専攻が意図としているカリキュラム展開がその目的を達成できるような規模を確保することが前提として必要であるが、当面、入学者の学習履歴に配慮した授業展開を行うことが課題として挙げられる。

②研究指導等

●教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

[現状説明]

教育課程の履修方法は、大学院学則別表において定められており、各授業科目の履修と併せて「論文指導」(6 単位)が必修とされている。これらは、授業時間割として、平日の夜間（18 時から 19 時 30 分)、土曜日、夏季及び冬季の休業期間における集中講義を含む授業として展開されることになっており、「論文指導」も通常の授業時間割に設定されることになっている。

修士の学位論文の作成については、作成提出年次を最終年次とし、修士論文提出予定者は最終年次の 5 月上旬の指定された日までに、所定の用紙に題名、課題選定の理由等を記入して提出することになっている。修士論文の作成は、「修士論文作成要領」に基づいて作成するものとし、提出期限は 1 月末である。修士論文の作成に関する指導は、毎週の「論文指導」のほかにも適宜実施され、また「修士論文中間報告会」を契機として、さらなる指導が行われることになっている。修士論文提出予定者は必ずこの中間報告会において研究成果（修士論文の進捗状況）を詳しく報告することになっており、公開で実施される。教員及び大学院生は自由に参加することができ、成果やプレゼンテーションの方法等を学びあう場ともなっている。

しかしながら、入学者確保がままならない近年の状況において、文学研究科委員会としては入学者確保の方策や研究指導のあり方に関する見直しが必要であるとの認識から、大学院設置基準の一部改正を視野に入れた取り組みの検討を行っている。

具体的には、「修士課程の目的に応じ、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することを修士課程の修了要件とすることができることとしたこと。（第 16 条関係)」により、「論文指導」の他に、新たに「特定課題研究指導」を設け、いずれかを必修とする措置である。これに伴い、大学院学則、学位規程に係る改正が必要である。

[点検・評価]、 [改善方策]

2007 年度は何とか確保した数少ない 3 人の入学者ではあるが、質の高い授業を得させようとする現行カリキュラムを精一杯に展開しているというのが実状である。特に、道外からの非常勤講師を多数含むカリキュラムであるので、夏季及び冬季の休業期間における集中講義は必須（2007 年度８科目）となっており、それに伴う経費もかかっている。2007 年度は種々検討の結果、学部学生にも大学院の授業科目を開放し聴講させる制度（「大学院講義特別聴講生」）を開始したが、今後これに関する評価を継続して行う必要がある。

また、「論文指導」の他に、新たに「特定課題研究指導」を設けることについては、他の研究科においても検討が進められているが、文学研究科の検討の結果は、この方向で見直すとの結論を得ているが、具体的には次年度以降に検討を継続することとした。

引き続き入学者の確保が前提となるが、現行カリキュラムの効果的な展開及びその見直しを含め、今後のあり方の検討は必至である。

●指導教員による個別的な研究指導の充実度

[現状説明]

文学研究科の授業科目は、講義科目、演習科目および論文指導から構成されている。論文指導においては研究指導は特定の日のみならず必要に応じて、場合によっては夜間までに及ぶ長時間の指導が行われている。また、演習科目においても発表にかかわる指導は適宜個別的指導が行われている。さらにここ数年は講義科目でも受講者が数名の状態であり、積極的な院生の要望に応じる形で講義時間外に個別的指導が行われている事例も認められている。

以下、具体的な流れを説明する。まず、入学前に行う進学説明会で文学研究科教員の専門領域についてアナウンスし、入学時点で学生の希望に沿う形で指導教員を決定する。カリキュラム上、演習は1年次2年次どちらで履修してもよいことになっているが、実際には1年次から個別指導を充実させないと2年間で修士論文を作成させることは困難なのでほとんどすべての教員が入学と同時に個別的な研究指導を行っているのが現状である。2 年目になると修士論文指導という科目が必修であり、この展開の中でさらに密度の濃い個別指導が展開される。さらに、研究科全体のプログラムとして、中間発表会を開催し互いに切磋琢磨する機会を提供している。

[点検・評価]

修士論文作成にかかわる個別的研究指導は概ね満足のいく水準で行われていると評価している。しかし、院生の積極性や自主性などの違いによって個別的研究指導の総時間に差がある事実は否めない。指導の量的な差が質的な差によって補完されているのかどうかについては、目下のところ総合的指導の結果としての修士論文の評価という形で行っているが、今後はよりきめの細かい点検が必要であると考える。

[改善方策]

現在検討している修士論文以外の形態、たとえば研究課題のようなものが導入された場合には、個別的研究指導の水準をどのように確保していくかが大きな課題になろう。そのような事態でも通用するような個別的研究指導を測定しうる新しい基準を設定するための検討を始める。

●研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策（C 群項目）

[現状説明]

研究課題及び研究指導教員は、修士 1 年次「所属分野及び論文指導希望調査票」の提出、修士 2 年次「修士論文課題提出用紙」の提出により、研究科委員会で学生の希望を尊重して決定されているが、学生からの変更希望が出された場合は、研究科委員会で検討することになる。

[点検・評価]、[改善方策]

文学研究科では、入学前に行う事前指導において教員の専門領域を説明しており、また入学後は指導教員による密度の濃い個別指導を実施しているため、研究分野・指導教員の変更はほぼ生じていない。このことからも研究指導は、各学生の研究課題に即して適切に行われていると評価できる。変更希望が生じた場合もそれに対応する体制は整っており、今後もこの現状を維持していく。

(2) 教育方法等

①教育効果の測定

●教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

[現状説明]

入学者の実状から、それぞれの学習履歴や知識の修得状況に応じた教育研究指導の強化を課題としているが、修士論文の作成に代わる特定課題研究の評価に関する検討、在学中における研究活動の成果を上げるための指導に努力を払っている。これまで教育研究指導の効果測定については課題とする機会がなく、その検討を行ってこなかった。また、そのための方法の検討も現段階では行っていない。

[点検・評価]、[改善方策]

方法の適切性について点検･評価はできないが､指導教員が適宜把握している修了生の進学や就職状況について、研究科として組織的に把握し、修了者に対するフォローアップ体制を検討するなど取り組みが必要である。

●修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況（C 群項目）

[現状説明]

各年度における修了者の進路状況は以下のとおりである。これらの状況は、教育・研究支援課が本人の申し出、就職支援課及び指導教員から聴取した情報により記録されたものである。

2003 年 3 月修了者 4 人、在職 1 人、進学 0 人、就職 1 人、その他 2 人
2004 年 3 月修了者 7 人、在職 1 人、進学 0 人、就職 0 人、その他 6 人
2005 年 3 月修了者 3 人、在職 2 人、進学 0 人、就職 0 人、その他 1 人
2006 年 3 月修了者 6 人、在職 1 人、進学 0 人、就職 2 人、その他 3 人
2007 年 3 月修了者 3 人、在職 1 人、進学 0 人、就職 1 人、その他 1 人

[点検・評価]、[改善方策]

修了時における進路状況については、本人からの申し出や指導教授からの報告に基づき、教育・研究支援課が学籍簿に記載している。大学院生の進路については、指導教授と本人任せになっている状況であり、改善が必要である。

今後、組織的な支援策をどのようにすべきかを検討する必要がある。

●大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況（C 群項目）

[現状説明]

各年度における修了者の就任･就職状況（在職を含む）は以下のとおりである。これらの状況は、教育・研究支援課が本人の申し出、就職支援課及び指導教員から聴取した情報により記録されたも

のである。

2003年3月修了者　4人、大学教員、研究機関の研究員など 0人、高度専門職 0人
2004年3月修了者　7人、大学教員、研究機関の研究員など 0人、高度専門職 0人
2005年3月修了者　3人、大学教員、研究機関の研究員など 0人、高度専門職 0人
2006年3月修了者　6人、大学教員、研究機関の研究員など 0人、高度専門職 0人
2007年3月修了者　3人、大学教員、研究機関の研究員など 0人、高度専門職 0人

[点検・評価]、[改善方策]

現状では特に実績はないが、今後の課題として取り組む必要がある。

②成績評価法

●学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

[現状説明]

本研究科における教育研究指導の効果を測定するための方法は、各授業科目についてその授業が終了する期末に行われる試験による。試験は授業科目担当者により適宜実施されており、またレポートその他の方法で試験に代えることがある。試験の成績評価は、10点法により0ないし10の評点をもって表すものとされ、評点5以上の成績評価が与えられた場合に限り単位が授与されることになっている。

[点検・評価]、[改善方策]

講義科目の効果測定は、基本的に前期または後期の授業が終了する期末に実施されるが、多くの科目で出席、授業態度、発表等の平常点を期末のレポート提出や試験と組み合わせて総合的に成績評価を行っている。大学院の講義科目は履修者が比較的少数であり、演習科目同様に指導できる条件にあることが多いので、総合的な成績評価が可能となっている。

演習科目では、その効果測定は指導担当者の総合的な成績評価として行われている。

しかし、本研究科の実状は、在学生が少ないことにより成績評価そのものが個別的なものとなっており、そのあり方の検討も指導担当者に委ねられている。したがって、学生の資質向上の状況を検証する成績評価という観点を維持することは重要であると考える。また、総合的な成績評価は、評価の指標を多面的に設定して行うことが求められるので、その方法等についてはシラバスによりいっそう明示することが必要であろう。

(3) 国内外における教育・研究交流

●国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

[現状説明]

本学は従来より、米国、英国、中国、韓国、台湾の教育機関との提携・交流を積極的に進めてきており、学部教育における交換留学制度、交換教授制度の充実は大きな効果をあげている。文学研究科においても、国際交流センターとの連携によってより広く海外の教育・研究機関との交流を持ち、異文化の理解及びコミュニケーションの実践を教育・研究に加えるとともに、各分野における教育・研究体制や方法についての最新の状況を把握していく。さらに、教育課程においても、言語文化研究、英語教育・コミュニケーション研究の両分野に最新の国際的な研究動向を扱う授業科目を設け、英米の研究者を定期的に短期招聘し、講義を展開していくこととしている。

[点検・評価]、[改善方策]

授業科目として、言語文化研究分野では「言語文化論特殊研究」、英語教育・コミュニケーション研究分野では「コミュニケーション論特殊研究」を設け、最新の国際的な研究動向を扱うことを趣旨として、英米の研究者を短期招聘することとしている。2004 年度は言語文化研究分野で、米国南ミシシッピ大学教授のノエル・ポーク氏を招聘した。2005 年度は英語教育・コミュニケーション研究分野であったが国外から得られず、広島市立大学国際学部教授のキャロル・リナート氏を非常勤講師として委嘱した。2006 年度は言語文化研究分野で、再び米国南ミシシッピ大学教授のノエル・ポーク氏を、英語教育・コミュニケーション研究分野では「コミュニケーション論特殊研究」を毎年開講としたことから、米国プルドゥー大学コミュニケーション学部准教授のフェリシア・ロバーツ氏を招聘した。なお、2007 年度は英語教育・コミュニケーション研究分野で国外から得られず、NPO 法人異文化教育研究所ディレクターのジョセフ･ショールズ氏を非常勤講師として委嘱した。

以上の状況から、所期の目的に沿って計画を実施するための努力を行っている（年度によっては国内の外国人非常勤講師による代替措置が取られている）ことは評価している。

所期の目的に沿って計画を実施するための努力を行っていることは評価できるが、経費のあり方も含め、在学生の状況に合わせた運用の検討も必要である。

(4) 学位授与・課程修了の認定

①学位授与

●修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

[現状説明]

本大学院学則において定められた修士課程修了の認定は、修士課程に 2 年以上在学し、必要単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格した者に行い、本学学位規程の定めるところにより、修士の学位を授与することになっている。学位規程

により、言語文化コミュニケーション専攻では修士（言語文化コミュニケーション）が授与される。

修士論文の審査及び最終試験の基準は、研究科の審査委員会が取り扱っている。修士論文の審査に関しては、本大学院共通の取扱いとして「修士論文に関する取扱い」を定め、大学院要覧に掲載している。また、印刷及び製本の取扱いも含めて、「修士論文作成要領」を定め、大学院要覧に掲載している。これらのことに関しては、特に論文指導教員から個別に指導が行われている。

「修士論文に関する取扱い」の概要は以下のとおりである。

1．修士論文の作成提出年次は最終年次とする。

2．修士論文提出者は、所定の用紙に氏名、題名、課題選定の理由等を記入し、最終年次の 5 月指定された日時までに教育・研究支援課に提出すること。

3．題名、指導教授の変更は、研究科委員会において認められた場合に許可される。

4．修士論文の作成

別記「修士論文作成要領」に基づいて作成するものとする。

5．修士論文中間報告会

修士論文の提出を予定している者は、必ず「中間報告会」において研究成果（修論の進捗状況）を詳しく報告すること。「中間報告会」は公開であり、教員・大学院生は自由に参加することができる。

6．修士論文の提出

(1) 提出期日（省略）　期限厳守、指定時間以後は受け付けない。

(2) 提出方法

① 原本 1 部、コピー3 部を提出する。

② 所定の用紙に題名、提出者氏名、指導教授名等を記入し修士論文の表につける。

③ 綴じないで所定の紙袋に入れて提出する。

7．修士論文の製本

製本は大学が一括して行い、製本費用は提出時に実費徴収する。

8．修士論文の審査

(1) 修士論文の審査は修士論文審査委員会が提出論文及び口頭試問により行い、その判定は修士論文審査委員会の合議による。

(2) 修士論文審査委員会は一論文につき主査 1 名、副査 2 名とし、研究科委員会において論文名を考慮して決定する。

(3) 修士論文審査に不合格となった者に後日再提出を求め、再審査することもある。

(4) 審査の日程等は決定次第掲示する。

また、合否の決定は、審査委員会による結果及び研究科委員会の議を経て大学院委員会において行われる。

学位の授与状況については以下のとおりである。

言語文化コミュニケーション専攻　修士（言語文化コミュニケーション）

2003 年 3 月	2004 年 3 月	2005 年 3 月	2006 年 3 月	2007 年 3 月	合計
4	7	3	6	3	23

[点検・評価]、[改善方策]

学位の授与は現状説明に記述したように適切に行われている。年度によって増減が見られるが、入学生が隔年で増減している反映である。2 年で修了できない、あるいは計画的に修了しない学生も若干いるが、修士論文の作成に力を注ぐよう指導している。特に、修士論文についての指導では、2 年次の秋に行われる公開の「中間報告会」を重要な契機として位置づけ指導している。

「中間報告会」において完成度の高い報告ができるよう指導をする必要がある。

D. 経済学研究科（修士課程）

(1) 教育課程

①大学院研究科の教育課程

●大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連

●「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

[現状説明]

経済学研究科は、2001 年度に経済学部経済学科と経営情報学科の 2 学科を基礎とする経済学専攻（修士課程）を新たに設置したことにより、1 専攻ながらも新しい研究科としての歩みを始めた。

もとより学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項の趣旨に則り、本大学院学則第 1 条に定める「キリスト教による人格教育を基礎とし、専門的学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」、また、同学則第 6 条第Ⅱ項「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする」を理念・目的としているが、さらに 2007 年度からは大学院学則第 6 条において研究科及び専攻の教育研究上の目的を具体的に明示し、教育研究を行っている。（大学院設置基準の一部改正、第 1 条の 2 関係）

a. 経済学専攻（修士課程）

経済学専攻は、地域経済と地域行政の問題を的確に理解するとともに、アジア及び欧米等におけるグローバル経済の実態にも精通した高度な専門的職業人の養成を目的（大学院学則第６条第１項第４号）としている。

その教育課程は、高度に専門的な教育を展開し、かつ先端的な研究が行える環境を常に確保して、北海道における農林水産業の新しい展開を支え、新産業・新企業の旗手と成り得る人材の育成を行うとともに、経済基盤の脆弱性が指摘されている北海道地域経済の問題点を的確に探り出し、北海道の再活性化を地方行政の側面から展望・推進できる政策立案能力を備えた公務員の養成も視野に入れた教育・研究を行うことを内容としている。

経済学専攻の教育課程は以下のように構成されている。

(1) 研究領域を大きく「経済理論・経済史系」分野、「地域経済・応用経済系」分野の２分野に分け、それぞれの分野に対応させて授業科目を配置し、選択的な履修ができるようにしている。

(2)「経済理論・経済史系」分野と「地域経済・応用経済系」分野には、研究科目、演習科目、関連科目の科目群に区分された授業科目を配置している。

(3)「経済理論・経済史系」分野

「経済理論・経済史系」分野では、主として理論的・統計的アプローチと歴史的アプローチに大きく分け、いずれか又は両方の研究ができる教育課程を編成している。

・研究科目

「経済理論研究」、「経済統計学研究」、「情報処理研究」、「ネットワーク論研究」、「経済史研究」、「経済思想史研究」、「産業組織論研究」を配置して、いずれかの経済学的アプローチに適応した授業科目を２科目選択履修させる。

・演習科目

研究科目に対応した「経済理論演習Ⅰ・Ⅱ」、「経済統計学演習Ⅰ・Ⅱ」、「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」、「経済史演習Ⅰ・Ⅱ」、「経済思想史演習Ⅰ・Ⅱ」、「産業組織論演習Ⅰ・Ⅱ」を配置し、１年次で選択履修する研究科目２科目のうち、継続的に研究を深めたい研究科目の科目担当者が担当する演習のⅠを１年次後期で、Ⅱを２年次前期で履修させる。

・関連科目

理論的・統計的アプローチのために、「経済理論特論」、「財政学特論」、「計量経済学特論」、「環境経済学特論」、「ネットワーク論特論」を、歴史的アプローチのために「アジア経済史特論」、「西洋経済史特論」を配置し、展開している。

(4)「地域経済・応用経済系」分野

・研究科目

「地域経済論研究」、「国際経済学研究」、「証券経済論研究」、「データベース論研究」、「社会政策論研究」、「経営科学研究」、「管理会計学研究」を配置して、専門的に研究する領域の授業科目を２科目選択履修させる。

・演習科目

研究科目に対応した「地域経済論演習Ⅰ・Ⅱ」、「国際経済学演習Ⅰ・Ⅱ」、「証券経済論演習Ⅰ・Ⅱ」、「データベース論演習Ⅰ・Ⅱ」、「社会政策論演習Ⅰ・Ⅱ」、「経営科学演習Ⅰ・Ⅱ」、「管理会計学演習Ⅰ・Ⅱ」を配置し、１年次で選択履修する研究科目２科目のうち、継続的に研究を深めたい研究科目の科目担当者が担当する演習のⅠを１年次後期で、Ⅱを２年次前期で履修させる。

・関連科目

北海道を含む地域経済から国際経済までを幅広く研究できるように「ヨーロッパ経済論特論」、「都市・交通経済学特論」を、証券を含む金融問題や労働問題を研究できるように「国際金融論特論」、「地方財政論特論」を、社会システムを構成している経済単位である中小企業等の組織に焦点をあて、経営環境への対応・情報管理のあり方を研究できるように「中小企業論特論」、「マーケティング論特論」、「非営利組織論特論」を配置し、展開している。

(5) 特殊研究

国際的な視野で経済を分析評価するための能力を養成していくための授業科目として「国際比較経済学特論」、「外国書講読演習」を配置している。

(6) 研究系科目として、修士論文指導を行う「論文指導Ⅰ・Ⅱ」を配置している。

[点検・評価]

経済学専攻の教育課程は、地域経済と地域行政の問題を的確に理解するとともに、アジア及び欧米等におけるグローバル経済の実態にも精通した高度な専門的職業人の養成を目的としており、そのために必要な研究領域を大きく 2 分野に分けて構成して専門的な教育を行うことに特色がある。カリキュラム及び教育内容は、修士課程の目的への適合性を満たしていると評価している。

しかし、経済学専攻の入学定員 10 人に対して、近年の入学状況は日本人の入学者が確保されて

おらず、在学者（2006 年度 4 人、2007 年度 6 人）でみると、その 9 割が中国からの外国人留学生であるという実状である。したがって、このような実状の中では授業科目の展開が十分に機能しているとは言えないという側面が見られる。

[改善方策]

入学者・在学者の実状に鑑み、日本人入学者の確保を含め、将来の課題を見据えた抜本的な検討が必要である。特に、経済学研究科は、本学経済学部卒業生の進学先として位置づけられる必要があり、そのことを踏まえた確保策が必要である。経済学研究科の理念・目的や教育課程、教育内容などついて一般に広く告知・宣伝していくことはもとより重要なことであるが、大学院において学ぶことの意味や修了後の将来の見通しなどを、学部におけるゼミ教育などを通して十分周知し、理解を得させることが必要であり、研究科委員会の検討課題とする。

●学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

[現状説明]

経済学研究科は、経済学部経済学科及び経営情報学科の 2 学科を基礎として設置されている。これら両学科との教育内容の連続性や連携は、経済理論・経済史系及び地域経済・応用経済系の授業科目において考慮されているが、経済法学科との教育内容の繋がりは基本的には考慮されてはいない。また、経済学研究科の担当教員は、経済学科及び経営情報学科に所属する教員によって構成されている。

[点検・評価]、[改善方策]

経済学専攻は、地域経済と地域行政の問題を的確に理解するとともに、アジア及び欧米等におけるグローバル経済の実態にも精通した高度な専門的職業人の養成を目的としており、大学院担当教員の追加によりカリキュラムの充実を図ってきている（2007 年度の演習及び論文指導担当教員は経済理論･経済史系で 6 人、地域経済・応用経済系で 6 人、また 2008 年度は各系 3 人ずつの追加を予定している）。しかしながら、幅広く多彩なカリキュラムは、履修内容や方法においては接続の自由度を高めてはいるものの、実状として中国からの外国人留学生が中心となっている近年の入学者の状況においては、これへの対応を含めて過剰であることも実状である。

とはいえ、本専攻が意図としているカリキュラム展開がその目的を達成できるような規模を確保することが前提として必要であるが、当面、入学者の学習履歴に対応しその希望に配慮したカリキュラム及び授業展開を行うことが必要であると考えられる。

②単位互換、単位認定等

●国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

[現状説明]

大学院学則において、「他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、研究科において、当該大学院の院生に特別科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる」(大学院学則第 30 条)と定め、また「本大学院において教育上有益と認めるときは、本大学院生が他の大学院（派遣又は許可されて留学した外国の大学院を含む）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。Ⅱ　前項の規定により、院生が修得した単位は、10 単位を限度として課程修了の要件となる単位として取扱うことができる」(大学院学則第 24 条)と定めている。

経済学研究科では、2002 年度から札幌圏に所在する私立大学大学院の単位互換協定に参加している。この協定は 2002 年度当初 3 大学大学院で開始され、2005 年度から現在の 4 大学大学院の単位互換協定に至っている。

資料：「北海学園大学大学院経済学研究科・北星学園大学大学院経済学研究科・札幌大学大学院経済学研究科・酪農学園大学大学院酪農学研究科における特別聴講学生に関する協定書」(「2007 年度大学院要覧」213～214 ページに掲載)

しかし、2002 年度に 2 例の実績があったものの、その後は希望する学生がなく、実態として実績に乏しい。毎年開催されている「4 大学大学院単位互換協定校連絡会議」において実情交換がなされてはいるが、引き続き検討課題となっている。

[点検・評価]、[改善方策]

大学院間の相互交流と連携により、院生への教育研究の充実を図ることが目的となるが、現状は実績が伴っていない。この制度は、あくまでも各研究科の授業科目が開講されて、時間割の都合がついた場合に履修が可能となる制度であることから、履修登録期間の限られた期間に取扱いを進めなければならないという事情もあり、引き続き実情交換と検討が必要である。

また、協定に参加している大学院間での検討がまだ十分には行われてはいない段階であるので、今後のあり方も含め、引き続き実情交換と検討を課題とする。

③研究指導等

●教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

[現状説明]

教育課程の履修方法は、大学院学則別表において定められており、各授業科目の履修と併せて「論文指導Ⅰ」(2 単位) 及び「論文指導Ⅱ」(2 単位) が必修とされている。これらは、授業時間割として、2007 年度の場合は、平日の夜間(18 時から 19 時 30 分)及び夏季の休業期間における集中講義

を含む授業として展開されており、「論文指導」も通常の授業時間割に設定されている。

修士の学位論文の作成については、作成提出年次を最終年次とし、修士論文提出予定者は最終年次の5月上旬の指定された日までに、所定の用紙に題名、課題選定の理由等を記入して提出することになっている。修士論文の作成は、「修士論文作成要領」に基づいて作成するものとし、提出期限は1月末である。修士論文の作成に関する指導は、毎週の「論文指導」のほかにも適宜実施され、また「修士論文中間報告会」を契機として、さらなる指導が行われることになっている。修士論文提出予定者は必ずこの中間報告会において研究成果（修士論文の進捗状況）を詳しく報告することになっており、公開で実施される。教員及び大学院生は自由に参加することができ、成果やプレゼンテーションの方法等を学びあう場ともなっている。

しかしながら、近年は2001年の開設当初と比較しても日本人の入学者の確保が厳しい状況にあり、経済学研究科委員会としては入学者確保の方策や研究指導のあり方に関する見直しが必要であるとの認識をもっている。また、大学院設置基準の一部改正を視野に入れた取り組みの検討において、具体的には、「修士課程の目的に応じ、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することを修士課程の修了要件とすることができることとしたこと。（第16条関係）」に関しては、文学研究科の検討の方向性とは別に、独自に継続して検討を進めることとしている。

[点検・評価]、[改善方策]

2007年度は外国人留学生5人の他に、日本人の入学者が1人得られたが、質の高い授業を得させようとする現行カリキュラムを精一杯に展開しているというのが実状である。

また、「論文指導」については、中国からの留学生に対する指導が目下の中心であり、日本語による論文作成という課題に直面しつつ、いかに修士レベルの専門的な研究へと導くかが課題となっている。

引き続き入学者の確保が前提となるが、現行カリキュラムの効果的な展開を進めること及びその見直しを含め、今後も検討を継続していく。

●指導教員による個別的な研究指導の充実度

[現状説明]

経済学研究科において、論文指導担当者は、研究科設立時の審査に基づき、原則として教授がその任に当たってきたが、大学院入学者ないし進学希望者の問題関心の多様化に応える必要があり、教授のみに指導の役割を限定するならば院生のニーズに対応し切れないことにもなることから、この縛りを柔軟化し、准教授にも事実上指導の任に就かせることを可能とする「チューター」制度を採用している。これは、論文審査の「主査」に教授を当てて質的チェックの責任の所在を明らかにすると共に、実際の論文執筆の作業の監修は論文のテーマを専攻する教員を当て、テーマに即した率直な指導を可能とするものである。さらに、論文審査の副査として隣接領域の講義担当者を配置することにより、より多角的な視野ないし複眼的思考からの改善助言を求める機会が得られることとなる。以上の点については、大学院経済学研究科委員会に合議の上決定されるため、審査の公正性も併せて担保されている。

[点検・評価]

最近、提携校である大連外国語学院（中国）からの留学希望者が増え、毎年 5 名程度の受入れを行ってきたが、先方の進学率向上及び独立採算制の導入などの諸事情に伴う学生数の増加、これと裏腹の質的低下が経済学研究科の教育にもネガティヴな影響を及ぼしてきている。すなわち日本語力の低下により論文指導に要する手間が以前よりも顕著に増大したのである。そこで、やむなく初年度は講義を通じての日本語力の改善に重点を置かざるをえなくなり、やや論文執筆のために実質的に使うことの出来る時間が減少するに至った。こうした情況を受けて、論文テーマを指導教授から適宜与える形で論文作成の実質的時間を十分に確保するなどの対策を講ずることとした。学部からそのまま進学してくる日本人院生については、このような問題は今のところ発生していない。これまでに提出された修士論文については、質的ばらつきは多少認められるものの、留年させて再度提出させる事例もあり、審査の機能は十分に果たされているものと考える。

[改善方策]

前述のとおり、中国人留学生の論文指導において問題が発生しつつあり、今後の推移が危惧されるが、入学許可の要件として日本語検定の合格のみならず、実力の涵養のために経済学部から大連外国語学院に毎年派遣されている交流教員によるより徹底した日本語教育の展開を今後一層強めてゆく必要がある。また、先方から毎年派遣されて来ている中国人交流教員と帰国した本学専任教員による留学生へのカウンセリング、経済学研究科からの要望の速やかな伝達、恒常的な協議体制の強化などに鋭意取り組んでゆくことを課題とする。

●複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化（C 群項目）

[現状説明]

経済学研究科においては､原則として教授資格を有する教員のうちから業績審査の上選考を行い、論文審査資格を有する大学院教員を配置しているが、これにより大学院生の希望する専攻領域と論文指導教員の専門領域の不適合が発生する可能性が高まる。こうした研究指導上の齟齬を回避もしくは軽減するために､「チューター制度」を設け、当該院生の専攻領域と最も近い教授・准教授・専任講師たる非論文指導教員が論文指導を一次的に行い、最終的には論文指導資格を有する教員が監修・指導を行うシステムを研究科開設当初から実施している。

[点検・評価]

出来上がった修士論文の最終的な指導責任はあくまでも監修者にあるという原則に従って論文指導が行われているため、安直な「チューター」方式に陥ることなく、しっかりとした複数指導の内実が備わった論文指導体制が構築出来ている。勿論そうした場合審査の際の「主査」は二次指導教員であり､「チューター」以外の「副査」の存在により論文評価の公正性も担保されている。

[改善方策]

現状においては論文指導教員の見直しが最近やや停滞していたため、指導スタッフの拡充を緊急に実施する必要がある。目下作業を鋭意進めているところである。更に、大学院担当教員の拡充を 2008 年度より実施し、多様な院生のニーズに対応できるように努めている。大学院担当教員の増加

は、学部の専門演習からより多くの学生が大学院を目指すという流れをつくる上でも、重要なことと考えている。

●研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策（C 群項目）

[現状説明]

研究課題及び研究指導教員は、修士 2 年次「修士論文課題提出用紙」の提出により、研究科委員会で学生の希望を尊重して決定されているが、学生からの変更希望が出された場合は、研究科委員会で検討することになる。

[点検・評価]、[改善方策]

経済学研究科においては、研究科委員会で変更希望に対応している他、前項目で既述したようにチューター制度によって、学生と指導教員間の専門領域の不適合を防ぐ体制が整っている。このため、現状で特に問題点はない。

(2) 教育方法等

①教育効果の測定

●教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

[現状説明]

在学中における研究活動の成果を上げるための日常的な指導の努力を行っている。しかし、教育研究指導の効果測定は実施していない。また、そのための方法の検討も現段階では行われていない。これは、教育研究指導を研究科長や副研究科長、あるいは個々の指導教員の領域に委ねてきた現状の反映である。

[点検・評価]、[改善方策]

在学生や修了生に対するフォローアップについて、本研究科として組織的な取り組みを課題としてこなかったことを見直し、これを機に組織的に修了生の就職や進学の状況等を把握するとともに、教育研究指導の効果を測定するための方法を検討していく必要があると考える。

●修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況（C 群項目）

[現状説明]

各年度における修了者の進路状況は以下のとおりである。これらの状況は、教育・研究支援課が本人の申し出、就職支援課及び指導教員から聴取した情報により記録されたものである。

2003 年 3 月修了者 10 人、在職 0 人、進学 2 人、就職 4 人、その他 4 人
2004 年 3 月修了者 8 人、在職 0 人、進学 2 人、就職 5 人、その他 1 人
2005 年 3 月修了者 1 人、在職 0 人、進学 1 人、就職 0 人、その他 0 人

2006 年 3 月修了者 11 人、在職 0 人、進学 0 人、就職 7 人、その他 4 人
2007 年 3 月修了者　5 人、在職 0 人、進学 1 人、就職 3 人、その他 1 人

[点検・評価]、[改善方策]

修了時における進路状況については、本人からの申し出や指導教授からの報告に基づき、教育・研究支援課が学籍簿に記載している。就職支援課に提出される求職登録票も数としては少ない。大学院生の進路については、指導教授と本人任せになっている状況であり、改善が必要である。

今後、組織的な支援策をどのようにすべきかを検討する必要がある。

●大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況（C 群項目）

[現状説明]

各年度における修了者の就任・就職状況（在職を含む）は以下のとおりである。これらの状況は、教育・研究支援課が本人の申し出、就職支援課及び指導教員から聴取した情報により記録されたものである。

2003 年 3 月修了者 10 人、大学教員、研究機関の研究員など 2 人、高度専門職 0 人
2004 年 3 月修了者　8 人、大学教員、研究機関の研究員など 1 人、高度専門職 0 人
2005 年 3 月修了者　1 人、大学教員、研究機関の研究員など 0 人、高度専門職 0 人
2006 年 3 月修了者 11 人、大学教員、研究機関の研究員など 2 人、高度専門職 0 人
2007 年 3 月修了者　5 人、大学教員、研究機関の研究員など 0 人、高度専門職 0 人

[点検・評価]、[改善方策]

中国の大連外国語学院からの留学生が帰国後、出身大学等の大学教員に就任した実績や日本国内の大学院博士課程に進学した実績があるが、十分な把握ができていない。今後の課題として取り組む必要がある。

②成績評価法

●学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

[現状説明]

本研究科における教育研究指導の効果を測定するための方法は、各授業科目についてその授業が終了する期末に行われる試験による。試験は授業科目担当者により適宜実施されており、またレポートその他の方法で試験に代えることがある。試験の成績評価は、10 点法により 0 ないし 10 の評点をもって表すものとされ、評点 5 以上の成績評価が与えられた場合に限り単位が授与されることになっている。

[点検・評価]、[改善方策]

講義科目の効果測定は、基本的に前期または後期の授業が終了する期末に実施されるが、多くの

科目で出席、授業態度、発表等の平常点を期末のレポート提出や試験と組み合わせて総合的に成績評価を行っている。大学院の講義科目は履修者が比較的少数であり、演習科目同様に指導できる条件にあることが多いので、総合的な成績評価が可能となっている。

演習科目では、その効果測定は指導担当者の総合的な成績評価として行われている。

総合的な成績評価は、評価の指標を多面的に設定して行うことが求められるので、その方法等についてはシラバスによりいっそう明示することが必要であろう。

(3) 国内外における教育・研究交流

●国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

[現状説明]

大学院教育の国際化の必要性は、経済のグローバル化の進展にともない経済学の領域においても日増しに求められている。本学は米国２大学１連盟、英国１大学、カナダ１大学、中国１大学、韓国１大学、台湾１大学と学生はもとより教員の交流を含む幅広い教育交流を行っている。特に、教員の交流については、経済学部は中国の大連外国語学院の教員を学部所属の教員として毎年度１人受け入れることが定着しており、また、全学的な立場で学部所属の教員を大連外国語学院へ派遣することにも積極的であり、ほぼ毎年度の教育交流に積極的に関わっている。

そうした背景もあり、経済学研究科においては、国外の研究者を短期招聘し、共同研究及び院生を対象としたセミナーを開催していくとともに、教育課程においても国際性を重視し、地域経済・応用経済系分野に国際経済・金融等の関連授業科目を配置し、教育・研究を展開していくという方針がとられている。

さらに、大連外国語学院から毎年推薦入学による留学生を受け入れるとともに、院生同士の交流が図られる機会を積極的に設けていく方針であるが、残念なことに現状は日本人の入学生が少ないという実状に苦慮している。

[点検・評価]、[改善方策]

本研究科の開設当初は、授業科目として「国際比較経済学特論」を設け、隔年で国外の研究者を短期招聘することにしており、2003 年度は英国ロンドン大学経済学部助教授のジャネット・ハンター氏を招聘した。しかし、入学生の実状から 2005 年度以降、中国大連外国語学院を卒業して本研究科に推薦入学する学生が中心であることから、この授業科目を中国人非常勤講師に委嘱することで展開している。したがって、現状は所期の計画から変更がなされているが、在学生の状況から、必要な展開であると評価している。

今後も、入学生の状況を鑑みつつ、弾力的なカリキュラム展開を図ることが必要であると考えている。

⑷ 学位授与・課程修了の認定

①学位授与

●修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

[現状説明]

本大学院学則において定められた修士課程修了の認定は、修士課程に２年以上在学し、必要単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格した者に行い、学位規程の定めるところにより、修士の学位を授与することになっている。学位規程により、経済学専攻では修士（経済学）が授与される。

修士論文の審査及び最終試験の基準は、研究科の審査委員会が取り扱っている。修士論文の審査に関しては、本大学院共通の取扱いとして「修士論文に関する取扱い」を定め、大学院要覧に掲載している。また、印刷及び製本の取扱いも含めて、「修士論文作成要領」を定め、大学院要覧に掲載している。これらのことに関しては、特に論文指導教員から個別に指導が行われている。

「修士論文に関する取扱い」の概要は以下のとおりである。

１．修士論文の作成提出年次は最終年次とする。

２．修士論文提出者は、所定の用紙に氏名、題名、課題選定の理由等を記入し、最終年次の 5 月指定された日時までに教育・研究支援課に提出すること。

３．題名、指導教授の変更は、研究科委員会において認められた場合に許可される。

４．修士論文の作成

別記「修士論文作成要領」に基づいて作成するものとする。

５．修士論文中間報告会

修士論文の提出を予定している者は、必ず「中間報告会」において研究成果（修論の進捗状況）を詳しく報告すること。「中間報告会」は公開であり、教員・大学院生は自由に参加することができる。

６．修士論文の提出

(1) 提出期日（省略）　期限厳守、指定時間以後は受け付けない。

(2) 提出方法

① 原本 1 部、コピー3 部を提出する。

② 所定の用紙に題名、提出者氏名、指導教授名等を記入し修士論文の表につける。

③ 綴じないで所定の紙袋に入れて提出する。

７．修士論文の製本

製本は大学が一括して行い、製本費用は提出時に実費徴収する。

８．修士論文の審査

(1) 修士論文の審査は修士論文審査委員会が提出論文及び口頭試問により行い、その判定は修士論文審査委員会の合議による。

(2) 修士論文審査委員会は一論文につき主査 1 名、副査 2 名とし、研究科委員会において論文名を考慮して決定する。

(3) 修士論文審査に不合格となった者に後日再提出を求め、再審査することもある。

（4）審査の日程等は決定次第掲示する。

また、合否の決定は、審査委員会による結果及び研究科委員会の議を経て大学院委員会において行われる。

学位の授与状況については以下のとおりである。

経済学専攻　修士（経済学）

2003年3月	2004年3月	2005年3月	2006年3月	2007年3月	合計
10	8	1	11	5	35

[点検・評価]、[改善方策]

学位の授与は現状説明に記述したように適切に行われている。近年の状況は、大連外国語学院からの推薦入学による外国人留学生が主であるが、修士論文の作成に力を注ぐよう指導している。特に、修士論文についての指導では、2 年次の秋に行われる公開の「中間報告会」を重要な契機として位置づけ指導している。外国人留学生の場合は、特に日本語の指導も含めて、指導教授の努力に負うところが大きい。

中間報告会において完成度の高い報告ができるよう指導をする必要がある。

E. 社会福祉学研究科（博士〔後期〕課程）

(1) 教育課程

①大学院研究科の教育課程

●大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連

●「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

[現状説明]

社会福祉学研究科の博士〔後期〕課程は、2000 年度に新設された。もとより本大学院博士〔後期〕課程は、学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項の趣旨に則り、大学院学則第 1 条に定める「キリスト教による人格教育を基礎とし、専門的学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」、また、大学院学則第 6 条第Ⅲ項「博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」を理念・目的としており、2007 年度からは大学院学則第 6 条において研究科及び専攻の教育研究上の目的を具体的に明示し、教育研究を行うこととしている。（大学院設置基準の一部改正、第 1 条の 2 関係）

具体的には、社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）は、福祉、保健及び医療の分野の専門職を志望し、またはその職にある修士課程修了者を引き続き教育し、かかる分野における高度な専門的職業人の養成及び教育研究者の養成を目的（大学院学則第 6 条第 1 項第 5 号）としているということである。

福祉、保健及び医療の分野における高度な専門的職業人の養成及び福祉系教育者・研究者等の後継者養成にあたっては、社会福祉学に関する高度な知見のみならず、臨床心理学等の隣接領域との学際的な知見が不可欠である。そのため博士〔後期〕課程においては、社会福祉学に関する特殊研究・演習のみならず隣接領域の諸科学に関する特殊研究と演習を配置し、研究課題を多面的かつ学際的に研究する能力の涵養を図ることとしている。

社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）の教育課程は、社会福祉学専攻（修士課程）を基礎とし、継続的に「社会福祉理論」、「リハビリテーション」、「地域福祉」、「高齢者福祉」、「精神保健」分野の教育研究を行うとともに、隣接科学である心理学との学際的アプローチも必要なことから、社会福祉学専攻と併置して設置される臨床心理学専攻（修士課程）から、「臨床社会心理学」、「障害児心理学」を授業科目として配置している。具体的には、特殊研究として、「社会福祉理論特殊研究」、「リハビリテーション特殊研究」、「地域福祉特殊研究」、「高齢者福祉特殊研究」、「精神保健特殊研究」、「臨床社会心理学特殊研究」、「障害児心理学特殊研究」を配置し、それぞれの領域における国内外の先端の研究動向、研究課題について研究することとしている。また、特殊演習では、きめ細かい指導を通して、文献研究能力、プレゼンテーション能力、論文作成能力等の養成を図ることを重視している。

[点検・評価]

社会福祉学専攻（博士課程）は、福祉、保健及び医療の分野における高度な専門的職業人の養成及び福祉系教育者・研究者養成を目的としており、その教育課程は各分野を担当する教授の研究、演習の履修と研究指導によって構成していることから、現状において博士課程の目的への適合性を満たしていると評価している。

博士課程を担当する専任教員は、博士課程研究科委員会において「社会福祉理論」（2007 年度は開講せず)、「リハビリテーション」、「地域福祉」、「高齢者福祉」、「精神保健」（2007 年度は開講せず)、さらに隣接科学である心理学との学際的アプローチから、「臨床社会心理学」、「障害児心理学」の専門家を選考し配置しており、また入学者の実状に合わせて 18 時以降の夜間の授業時間、及びその他の時間において指導に当たることとしている。

しかし、学位授与の状況は、入学者の多くが有職者であり、また満期退学後も継続して職に就いている状況でもあるので、博士論文の作成に苦労しているという側面が見られる。現状として、2007 年 3 月までの博士の学位授与は 2 件にとどまっている。

[改善方策]

2007 年度から、博士論文の提出時期を年 2 回設定し、論文審査のサイクルを倍化する改善を行っているが、今後、この効果を検証しながら、課程博士を積極的に養成していくことが必要である。もとより本研究科博士課程の役割が博士の学位授与にのみ求められるものではないが、研究指導においては論文作成の努力を促すことを基本とする必要があろう。

●修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

[現状説明]

社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）の教育課程は、社会福祉学専攻（修士課程）を基礎とし、継続的に「社会福祉理論」、「リハビリテーション」、「地域福祉」、「高齢者福祉」、「精神保健」分野の教育研究を行うとともに、隣接科学である心理学との学際的アプローチも必要なことから、社会福祉学専攻と併置して設置される臨床心理学専攻（修士課程）から、「臨床社会心理学」、「障害児心理学」を授業科目として配置している。入学者の多くは、本学研究科修士課程の出身者であり、教育内容は適切かつ発展的に接続している。

[点検・評価]、[改善方策]

博士課程に対する入学者の希望等をも踏まえ、修士課程の専攻及び領域と結びついた 7 分野の研究指導を行うようにカリキュラムの充実を図ってきている。入学定員が 3 人であるので、全担当教員が博士課程の研究指導に当たっているという状況ではないが、概ね円滑に展開している。

大学院教育の質的充実を図るうえで、研究指導に当たる教員の研究時間の確保や物理的負担を軽減することが必要となっており、これらの方策を検討する必要がある。

●課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

[現状説明]

博士課程に入学するに際して、入学志願者は入学試験の出願書類として、「研究計画」（研究を深めたいテーマ及び研究計画）を提出している。１年次入学後、研究テーマに最も適切な指導教授に事前に相談したうえで「研究計画書」を５月上旬の指定された日までに提出し、博士課程研究科委員会の承認を得て、各自の研究計画が進められている。指導教授は、テーマを研究するうえで必要と考えられる授業科目の履修指導を行うとともに、博士論文作成の指導に至るまで、きめ細かく一貫して指導を行っている。履修方法については、研究指導を受ける教授の「特殊研究」（4 単位）を 1 年次に、及び「同演習」（4 単位）を 1 年次から 3 年次に至る 3 年間にわたって履修し、指導教授の研究指導を受けて試験に合格し､3 年間において最低 8 単位を履修することになっている｡なお、8 単位のほかに、指導教授以外の「特殊研究」を 2 年次あるいは 3 年次に履修することができるようになっている。ただし、指導教授以外の「特殊演習」を履修することはできない。指導教授が研究指導行うに当たっては、研究テーマに関する国内外の資料・文献についての研究指導を行い、特に外国の論文・資料・文献の解題、講読指導を重視し、海外文献の読解力を身につけるよう指導を行うこと、さらに、学会等における研究成果の発表指導を行い、プレゼンテーション能力の向上を図ることを共通の課題としている。

また、博士の学位授与に関しては、「北星学園大学学位規程」及び「北星学園大学大学院（博士課程）学位論文審査実施要領」により行われている。なお、学位論文の申請及び審査に関して、2007 年度から課程博士（3 年次、本学満期退学後 3 年以内）の学位論文審査申請の受付及び審査を年 2 回行うこととしている。

[点検・評価]

博士課程の教育・研究指導システム・プロセスについては、概ね円滑に展開していると評価している。しかし、これまで博士課程を満期退学した後における各人の職業生活等の諸事情から、博士論文の作成が必ずしも順調に推移している状況とはいいがたく、2007 年 3 月時点で博士の学位授与は 2 件にとどまっている。

[改善方策]

2007 年度から課程博士（3 年次、本学満期退学後 3 年以内）の学位論文審査申請の受付及び審査を年 2 回行うこととしているが、今後この措置の効果を検証しながら、課程博士を積極的に養成していくことが必要である。

②研究指導等

●研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策（C 群項目）

[現状説明]

研究課題及び研究指導教員は、博士(後期)課程(1 年次)「研究計画書提出用紙」の提出により、研

究科委員会で学生の希望を尊重して決定されているが、学生からの変更希望が出された場合は、研究科委員会で検討することになる。

[点検・評価]、[改善方策]

研究指導は、各学生の研究計画に即して適切に行われており、現状で特に問題点の指摘はない。

(2) 教育方法等

①教育効果の測定

●修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況（C 群項目）

[現状説明]

各年度における修了者の進路状況は以下のとおりである。これらの状況は、教育・研究支援課が本人の申し出、就職支援課及び指導教員から聴取した情報により記録されたものである。

2003 年 3 月満期退学者 3 人、在職 2 人、就職 1 人、その他 0 人
2004 年 3 月満期退学者 5 人、在職 3 人、就職 0 人、その他 2 人
2005 年 3 月満期退学者 2 人、在職 2 人、就職 0 人、その他 0 人
2006 年 3 月満期退学者 2 人、在職 1 人、就職 1 人、その他 0 人
2007 年 3 月満期退学者 5 人、在職 4 人、就職 1 人、その他 0 人

[点検・評価]、[改善方策]

現状説明にあるように、在職者が多いこともあり、就職支援に対する需要もほとんどないのが実状である。

●大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況（C 群項目）

[現状説明]

各年度における満期退学者の就任・就職状況（在職を含む）は以下のとおりである。これらの状況は、教育・研究支援課が本人の申し出、就職支援課及び指導教員から聴取した情報により記録されたものである。

2003 年 3 月満期退学者 3 人、大学教員、研究機関の研究員など 3 人、高度専門職 0 人
2004 年 3 月満期退学者 5 人、大学教員、研究機関の研究員など 2 人、高度専門職 0 人
2005 年 3 月満期退学者 2 人、大学教員、研究機関の研究員など 2 人、高度専門職 0 人
2006 年 3 月満期退学者 2 人、大学教員、研究機関の研究員など 2 人、高度専門職 0 人
2007 年 3 月満期退学者 5 人、大学教員、研究機関の研究員など 3 人、高度専門職 0 人

[点検・評価]、[改善方策]

現状説明にあるように、大学教員として在職・就職している人数が多く、博士課程の目的に沿っ

た進路が開かれている。その他の者も専門性を生かした職に就いている。現状で特に問題はないと考えている。

(3) 学位授与・課程修了の認定

①学位授与

●修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

[現状説明]

本大学院学則において定められた博士課程修了の認定は、博士課程に 3 年以上在学し、必要単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者に行い、学位規程の定めるところにより、博士の学位を授与することになっている。学位規程により、社会福祉学専攻では博士（社会福祉学）が授与される。

博士論文の審査及び最終試験の方法並びに審査委員会に関する取扱いについては、「北星学園大学大学院（博士課程）学位論文審査実施要領」が定められ、これに基づいて取り扱われている。

また、合否の決定は、審査委員会による結果及び研究科委員会の議を経て大学院委員会において行われる。

学位の授与状況については、2007 年 3 月において累計 2 件である。なお、博士学位論文の内容の要旨及び審査結果の要旨については本学ホームページで公開している。

[点検・評価]、[改善方策]

2004 年 9 月と 2007 年 3 月に各 1 件、累計 2 件の授与実績であり、博士の学位授与が進んでいない状況である。これまでの状況を踏まえて、修士課程から大学院生の論文作成・学会報告等について、研究活動支援のより一層の充実に取り組むとともに、特に、博士課程については、引き続き継続的な成果を期待して中間報告会を実施するなどの取り組みを進めている。また、学位論文審査の年 2 回の申請サイクルの検討を進め、「大学院（博士課程）学位論文審査実施要領」の改正を図ったので、今後の促進に期待している。

博士の学位授与を促進する取り組みが成果につながるよう、学会報告の奨励、学会誌及び大学院紀要への投稿を強く促し、引き続き研究指導を強めていく必要がある。

第 4 章　学生の受け入れ

【到達目標】
本学の教育理念及び人材養成目標を達成するため、本学の規模に応じた適切な入学生数、学生受け入れ方針、選抜方法等を定めて受け入れを実施する。また、社会人、帰国子女、編入学生等多様な志願者に対応する適切な選抜制度を採用して受け入れを実施する。

4－1. 学部における学生の受け入れ

A. 学部共通

①学生募集方法、入学者選抜方法

●大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

[現状説明]
本学の入学試験及び学生募集は、副学長を議長とする大学教学会議のもとに、入学試験センター（以下、入試センター）を中核としながら全学体制で実施されている。入試センターの業務は、各種入学者選抜試験要項の立案に関する事項、各種入学者の募集に係る計画及び実施に関する事項、各種入学者の選抜試験に係る計画及び実施に関する事項、各種入学者の選抜試験に係る合格者決定案の立案に関する事項、その他センターの目的を達成するために必要な事項を協議運営する。

入試センター長は、入試センター委員会の議長として、入試センター運営の基本方針に関する事項、入試センターの活動計画に関する事項、入試センターの管理運営に関する事項、入試センターの管理運営に係る予算案及び決算案に関する事項、その他学長、副学長又はセンター長が諮問した事項を審議する。

入試センター委員会は、入試センター長、学科会議及び言語教育部門会議から指名された委員、及び入試課長をもって構成員としている。

①学生募集方法
入試センター及び入試センター委員会、入試課を中心として、全学部・全学科に関わる募集活動を次のような方法で実施している。
【大学ガイドブック及び募集要項の送付】
年々早期化する進学相談会や高等学校の進学指導に対応するため、大学ガイドブックを 2 回に分けて印刷製本（29,500 部）している。1 回目は 5 月中旬、2 回目は 7 月下旬に募集要項とセットでの納品となる。各イベント及び進学雑誌等からの資料請求者へのガイドブック・募集要項への送付を行っている。大学ガイドブックの他に、各学科別のサブパンフレット及び講義・留学・就職といった 3 種類のガイドブックも作成し、受験生に対して詳細な情報提供に努めている。
【大学ホームページ及び進学情報ネット等での周知】

募集要項及び過去の入試データ等をホームページ上で公開し、出願希望者へ情報提供を行っている。また、受験生向けの各種雑誌、進学情報サイトへの掲載、新聞・雑誌等のアンケートへの回答等によって、広報となるよう配慮している。限られた予算の中で、費用対効果を検討しながら広告を出稿している。

【キャンパス説明会（オープンキャンパス）の実施（年3回)】

キャンパス説明会（オープンキャンパス）は、進学を考えている高校生に本学を理解してもらう機会として非常に重要な企画であると位置づけている。例年、7 月上旬、8 月上旬、9 月下旬の 3 回実施し、学科説明・模擬講義・就職相談・留学相談・保護者説明・アパート相談・キャンパスツアー等のプログラムを開催し、1,000 名を超える高校生等の参加がある。

≪参加状況≫

	2004 年度	2005 年度	2006 年度
第 1 回	573 名	728 名	865 名
第 2 回	1,166 名	1,340 名	1,260 名
第 3 回	1,002 名	1,108 名	1,014 名

【進学相談会の参加】

進学情報会社による進学相談会は、4 月下旬から 12 月上旬まで北海道内各都市及び青森、東京を会場に実施している。入試委員及び入試課職員が相談員として担当し、高校生からの個別相談を受けている。

【高校内でのガイダンス及び説明会】

高校内の体育館等を利用して、ブース形式による相談会が実施されている。特に、近年実施する高校が増え、2006 年度は 46 校の開催があった。進学相談会と同様に入試委員及び入試課職員が個別相談に対応している。また、大学の説明を各教室内で実施する場合もあり、大学紹介 DVD 等を活用しながら本学の教育内容等の説明を行っている。2006 年度は、25 校へ説明会を実施している。

【大学見学会・大学訪問の受け入れ】

高校側からの要請に応え、大学内において高校生や高校の PTA などに対して大学見学会等を実施している。本学の教育内容や施設設備の紹介等を通して、本学を理解してもらう企画として、可能な限り要望に応えるよう努めている。

【高校訪問の実施】

札幌市内、道内及び青森県内の高校へ毎年、100 校以上を訪問している。訪問の内容は、進路指導部への大学資料の提供や教育内容の特色、入試概要等の説明などを実施し、本学への志望状況の把握や、高校間の統廃合の情報など今後の入試対策に役立つ情報の入手も行っている。

【高大連携による周知】

高校生を対象とする授業体験や実習体験（サマーカレッジ)、高校へ出張しての模擬講義（出張講義)、そして高校教員との共同研究等、高大連携プログラムを積極的に推進している。

②入学者選抜方法

次に、入学者選抜方法については、本学では、複数の入学者選抜方法を採用している。一般入試

選抜、大学入試センター試験利用選抜、公募推薦選抜、そして特別入試選抜（社会人・帰国生徒・外国人留学生・編入学）である。

概要は資料の募集要項を参照されたし。

③入学者選抜方法の位置づけと適切性

本学においては、文部科学省からの指導に基づき、公正性及び公平性に則った選抜方法で、大学教育にふさわしい能力、適性等を多面的に判断する入学試験を実施している。

本学の選抜試験は、前述②の通り、一般入試、センター試験利用入試、公募推薦、社会人入試、帰国生徒入試、外国人留学生入試、編入学入試及び指定校推薦入試がある。筆記試験や面接試験、又は小論文試験といった多様な試験方法を導入することによって、多才な能力の発掘と志望動機の高い入学者の確保を目指している。

過去 5 年間の各種入試の志願者・合格者・入学者の状況は、『大学基礎データ』の「表 13－①」から「表 13－⑧」に記載している。

【一般入試】

学部別の入試日で、本学（札幌）、青森、東京を試験場に 2008 年度入試から旭川試験場を新たに加えて、4 会場で実施している。選抜方法は、学力試験のみによる合否判定を実施し、合格発表後には、受験生本人からの希望があれば、点数の開示を行っている。また、毎年、一般入試での合格者の最高点、平均点、最低点や選択科目別の平均点等を大学ガイドブックで開示している。

【センター試験利用入試】

大学入試センター試験の点数のみで、合否判定を行っている。一般入試では指定していない選択科目として、生物Ⅰ（文学部心理・応用コミュニケーション学科、社会福祉学部）や簿記会計・情報関係基礎（経済学部）を選択科目に追加し、学科専門教育との関連や幅広い選択科目の提供として配慮している。

【公募推薦】

各学科において、出願資格及び選抜方法に違いがあり、それぞれの学科の専門性に合った選抜方法を実施することで、学力試験のみでは得られない、有為な人材の確保を目指している。

各学科の選抜方法は、前述②に記載した通りである。

【社会人入試】

「成人教育」や「生涯学習」の重要性が叫ばれ、知的関心が高く、学問的探究心の旺盛な社会人に対して、大学での勉学の機会を積極的に提供しようと 1980 年度の文学部社会福祉学科（当時）を始まりに実施してきた制度である。出願資格は、満 25 歳以上で高等学校又は中等教育学校を卒業した者、通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、又はそれらと同等以上の学力があると認められる者。あるいは、満 22 歳～24 歳の人で、これらの条件のいずれかを満たして 4 年以上経過している者としている。

選抜方法は、英語・論文・面接としており、毎年、3～4 名が入学している。

【帰国生徒入試】

国際化を推進してきた大学として、1987 年度から帰国生徒のための特別入学試験制度を実施してきている。諸外国においてその文化に接し、多様な価値観と国際感覚を持つ有為な人材の確保を目指している。

各学科とも若干名の募集で、英語・小論文・面接によって、合否を決定する。出願資格は、日本

国籍を有する者で、父母・保証人の海外勤務等の事情により父母・保証人とともに外国に在留し、外国の学校教育を受けた者で、外国の正規の学校教育における 12 年の課程を修了又は見込み、並びに各国教育制度による大学入学資格試験の合格者等としている。但し、最終学年を含む 3 年間のうち 2 年以上外国において学校教育を受けている者に限るとしている。

志願者の状況としては、2004 年度入試において、文学部心理応用コミュニケーション学科に 1 名の志願者があった後、しばらく志願者をみていない。

【外国人留学生入試】

日本で大学教育を受けたいと希望する外国人学生への特別入試として、本学では 1988 年度から全学科で実施している。本学独自の試験により選抜をするもので、日本国際教育協会が実施する日本語能力試験及び私費外国人留学生統一試験の受験ならびに合格を条件とするものではない。

【編入学試験】

3 年次編入と 2 年次編入（文学部及び経済学部のみ）があり、3 年次編入については、指定した短期大学からの推薦制度がある。毎年、各学科とも志願者がいるが、近年、募集定員を充足する学科は少なくなっている。

【指定校推薦入試】

同一法人内の高等学校を含め、本学から指定した高等学校からの推薦者による入試制度である。高校へは、推薦条件としての高校内での評定平均値と推薦数を提示し、志願者の勉学意欲や目的意識などを書類審査及び面接試験によって総合的に評価し、合否を判定している。

[点検・評価]

現行の募集方法での成果は、志願者状況をみると、ある程度評価できるものと思われるが、同一学部を持つ他大学との特色化・差別化といった点では、まだ明確さが不足しているのかもしれない。加えて、近年の社会福祉系の全国的な志願者の減少傾向を考えると、本学の目標の一つであるソーシャルワーカーの業務内容や社会福祉士・精神保健福祉士等といった国家資格取得者の活躍状況の情報を高校生に理解しやすいように提供する方法をより一層検討する必要があると思われる。

また、北海道内では本学への関心度は高いものの、道外においては、はなはだ低いと言わざるを得ない。昨年度から本学の知名度アップの方策として、進学情報サイトの活用や青森県内での広報活動の予算化など、道外に向けての募集活動も推進し始めたところではあるが、その成果を評価するまでに至っていない。

学力試験選抜と多様な試験方法による選抜を行っている現行制度は､各学科の専門性とも併せて、評価できるものと考える。ただ、社会人・帰国生徒・編入学等においての志願者数の少なさは、選抜方法が問題なのかどうかは、今後の検討が必要である。

[改善方策]

全学的なバランス論の中で、統一的（あるいは画一的）な募集活動になってしまう傾向がある。それを補完する意味もあって、各学部・学科の専門性や特色の具体的な情報提供ツールの一つとして、学科別のサブガイドブックを作成し、キャンパス説明会（オープンキャンパス）や進学相談会等での配布を行っている。今後は、学科別サブガイドの一層の活用に加え、学部・学科の特色に合わせた募集方法の見直しも必要がある。

社会人・帰国生徒・編入学等については、入試の選抜方法のみならず、学費減免や奨学制度とい

った経済的な支援に加え、特に社会人においては講義の受けやすい時間割の設定など、全学的な改革及び支援制度も含めて検討する必要があろう。

②入学者選抜の仕組み

●入学者選抜試験実施体制の適切性

[現状説明]

副学長のもと、入試センター長を中心とする入試センター委員会が入試制度や入試日程、入試要項等の方針の原案を作成し、大学教学会議において決定される。入試問題出題者の選定や募集・広報活動等の運営については、入試センター長のもと、入試センター委員会及び入試課が実行部隊となる。

入試問題は、出題者からの初校の段階で、入試問題としての適切性の有無を入試委員がチェックし、不適当と思われる問題が発見された場合には、出題者に修正を求める。この作業は、第三校正まで適宜行われる。入試での採点については、出題者グループによる採点後、入試委員が再度､採点チェックを行い、入試課員及び事務職員による点数チェック及びコンピュータへの入力チェックを行っている。合否判定については、入試センター委員会が原案を策定し、教授会の議を経て決定される。

≪一般入学試験実施体制のチャート図≫

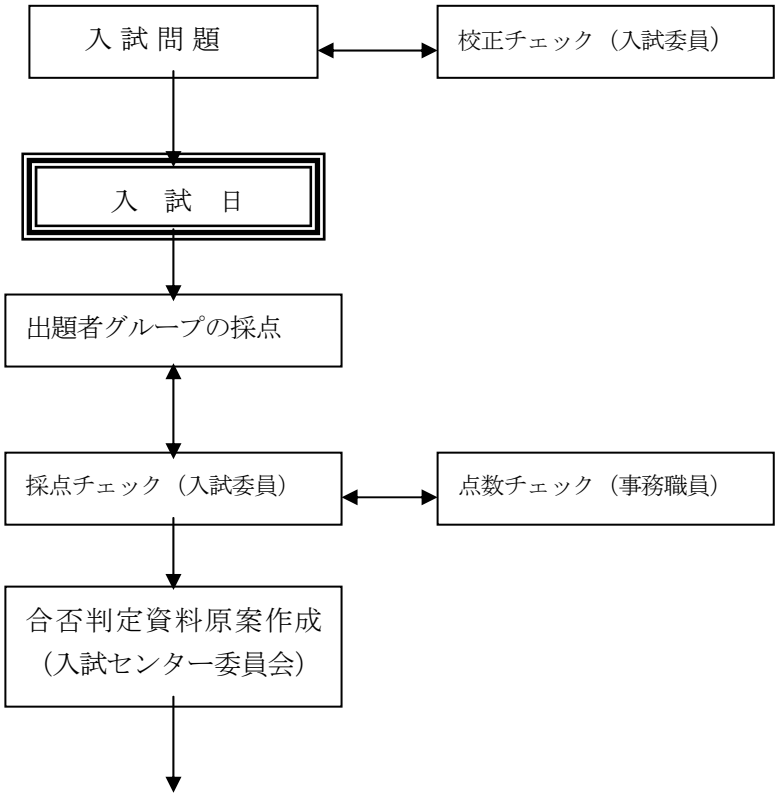

合否判定（教授会）

[点検・評価]

入学試験の運営及び実施については、現体制で支障なく、実施してきた。しかしながら、現状では、秋口から各種入試（特別・編入学・転学部転学科・公募推薦・指定校推薦等）が実施され、大学入試センター試験の繁忙期と並行して、学外への募集・広報活動の業務も併せて行ってきている。また、高校２年生対象プログラムは、この時期より多く開催され、今後ますます増加傾向にある。入試課職員及び入試センター委員のマンパワーだけでは限界がきていることもあって、今後は、全学的な支援体制も必要となろう。

[改善方策]

全学的な支援体制の確立が求められる。

●入学者選抜基準の透明性

[現状説明]

一般入試及び大学入試センター試験利用入試の学力試験のみの選抜方法と指定校推薦入試による面接方式の選抜方法、さらに公募推薦入試による小論文・集団討論・模擬講義による関連試験・指定図書からの出題・面接といった各学科の多様な選抜方法など、大学ガイドブックや募集要項等に記載するのみではなく、各種進学相談会や高校での説明会においても紹介している。小論文や面接といった各種入試の実施体制としては、複数人による採点者を配置し、客観性を保つように配慮している。また、入試後、受験生からの情報開示の請求によって、一般入試の得点の開示を行うとともに、本人から許諾を得たものに限り出身高校へも情報開示をしている。一般入試における出題の意図なども大学ガイドブック上で公開するなど、選抜基準の透明性、明確性は確保していると考える。

加えて、公正性を確保する方策として、筆記試験や小論文等の採点の際には、採点者が受験番号を特定できないように、解答用紙の受験番号及び氏名の部分を隠し、紐綴じした上で、採点するなど、受験生の匿名性の確保について工夫している。さらに、各学部教授会における合否判定教授会では、氏名を伏せ受験番号等による資料をもとに判定を行っている。

[点検・評価]

入試センター委員会の基本的な考え方は、大学のアドミッションポリシーが、毎年のように変化するものではなく、建学の精神に基づいて一貫性を維持しながら各入試制度の企画運営を行っていくことにあるといえる。そのような中にあって、選抜方法の実施にあたる本学の体制は、入試センター委員会を核として運営され、公平性と公正性を絶えず意識して行われてきていると評価している。受験生本人に対しての得点開示を始めて 10 年近くにもなり、公明性の上でも早くから取り組んできている。

[改善の方策]

現行の取り組みを今後も、推進していきたい。

●入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況（C 群項目）

[現状説明]

入学試験実施後の入学者選抜に係るプロセスは、出題者及び入試センター委員等の採点チェックから始まり、点数入力等も幾人かのチェックを経て、出された合否判定資料をもとに、入試センター委員会において、合否の判定案が作成され、当該学部の教授会での決定となる。合否判定の資料は、すべて受験生の氏名は伏せられ、点数のみでの判定となる。合格者が決定すると、学内及び大学ホームページでの合格発表と併せて、合格者への合格通知書の送付のみではなく、受験生全員に合格者の受験番号一覧が、送付される。

また、受験生からの希望によって、一般入学試験での点数も本人に対して通知がなされ、本人の了解を得て、出身高校へも得点を開示している。これらの入学者選抜に係る得点結果は、次年度向けのガイドブックに学科別の得点分布、合格者の最高点、最低点、平均点を掲載し、併せて、選択科目の科目別平均点も掲載している。ガイドブックの巻末には、入試問題の掲載に加え、出題者による科目別「出題のねらい」として、どのような学力を期待しているかなどを受験生に分かりやすく解説している。

本学では、このように公明性・公正性を期すためのシステムを導入している。

[点検・評価]

一般入学試験においての一連のプロセスは､公正性を保つものとして評価できると考える｡また、受験生本人への得点開示も含め、必要と思われる情報開示は、積極的に実施している。これらの事例においても、公明性を期すシステムとして評価できるものと考える。

[改善方策]

特別入試及び推薦入試においては、受験生への得点開示を実施していないが、今後、それらの各種入試においての得点開示の必要性も含めて、検討する必要がある。

③入学者選抜方法の検証

●各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

1. 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

[現状説明]

次年度の入試問題の製作に着手する時期に、入試センター長のもと出題範囲及び出題表現等で重複する可能性のある科目出題責任者（日本史・世界史・地理・政治経済）による「科目間打ち合わせ会議」を設定している。科目によっては、前年度の入試問題の平均点、成績分布等を参考としながら、出題のねらいなどを検証している。

また、それぞれの科目内の担当者による打ち合わせは、毎年、入試問題の製作前に行われている。

さらに、入試センターに入試問題が提出された段階で、入試センター委員による問題の適正点検を行っている。これによって、入試問題ミスの発生を可能な限り 0（ゼロ）に近づけていく努力をしている。

[点検・評価]

入試問題の適切性への努力は、幾重にもチェックを実施することで、検証の精度を高める努力をしている。また、入試問題は、大学ガイドブックや過去問題集出版会社等にも公表しており、外部からの検証を受けている。

各科目内での打ち合わせとなっている想定平均点等について、科目を超えての調整までは行っていない。選択科目間などの想定平均点（難易度）調整も検討する必要があろう。

[改善方策]

点検・校正等を可能な限り、二重、三重にチェックしているつもりではあるが、出題者及び入試センター委員の各人が、通常の講義時間を担当した上で、各種入試に係る運営実施をこなしているのが実状である。今後の改善の方策として、入試に関わる担当者（出題者・入試委員）の日常公務の軽減などの工夫が必要である。

2. 各年の入試実施に係る検証状況

[現状説明]

入試センター委員会において、年度総括と併せて、各委員会が検討する「自己点検・自己評価報告書」のなかで、検証を行っている。「自己点検・自己評価報告書」は、学長を委員長とする「自己点検評価委員会」によって精査され、あらためて評価が下されるシステムになっている。

また、各種入試選抜において入学した学生の入学後の成績や出欠席状況等を調査し、公募推薦入試の実施方法や指定校推薦入試の新規指定校選定などに活用している。

[点検・評価]

入試センター委員会では、公募推薦入試で行われる各学科の模擬講義や小論文試験問題の妥当性や適切性を検討するところまでには至っていない。

[改善の方策]

今後も、より一層の透明性、公正性に努めていくことが重要である。

④入学者選抜における高・大の連携

●推薦入学における、高等学校との関係の適切性（C 群項目）

[現状説明]

全学部・全学科に指定校推薦の制度を設けている。指定校として、本学より依頼する高等学校の

選定については、入試センター委員会の協議を経て、学部教授会において決定され、高等学校へ依頼することになる。その指定校の選定基準は、次のようになっている。

【新規依頼高校の選定】

以下の基準により入試センター委員会において対象となる高校を選定し、教授会で決定する。

① 算出基準となる対象を、一般入学試験及び公募推薦入学試験の入学者とし、その基準となる入学者数及び学業成績をもとに選定する。

② 入学者の基準は、最近 5 ヵ年の入学者が本学学科の入学定員 99 名までを 4 名、100 名以上を 5 名とする。また、学科の入学定員にかかわらず 3 学年あわせた高校の間口（学級数）が 9 間口以下の高校で 2 名以上の合格者がいる場合も選定候補校とするが、その高校の進学状況を考慮して選定する。

③ 学業成績の基準は、最近 5 ヵ年の一般入学試験及び公募推薦入学試験による入学者の学業成績累計平均点とする（但し、当該年度の 1 年次生は除く。）。なお、一般入学試験及び公募推薦入学試験入学者の累計平均点を合わせた平均点が、以下の基準を満たしていること。各学部学科の基準は以下の通りとする。

(a)文学部　　7.20 以上

(b)経済学部　　7.00 以上

(c)社会福祉学部　福祉計画学科　　7.10 以上

(d)社会福祉学部　福祉臨床学科・福祉心理学科　　7.30 以上

【枠増の選定】

以下の基準により入試センター委員会において対象となる高校を選定し、教授会で決定する。

① 算出基準となる対象を、一般入学試験及び公募推薦入学試験の入学者とし、その基準となる入学者及び学業成績をもとに選定する。

② 入学者数の基準は、最近 5 ヵ年の入学者が本学学科の入学定員 99 名までを 10 名、100 名以上を 12 名とする。

【取止め】

以下の基準により入試センター委員会において対象となる高校を選定し、教授会で決定する。

推薦の取止めをするにあたっては、過去 8 年間にわたり推薦入学者のいない高校を対象とし、8 年間推薦者がいないことが確定した翌年の推薦依頼時に「2 年後に推薦依頼の取止め」をすることを通知し、この 2 年間に推薦者が出ない場合とする。

【学科自由推薦指定校】

以下の基準により入試センター委員会において対象となる高校を選定し、教授会で決定する。

① 高校入学時における一定のランク以上を対象に各学科で新規依頼を検討できるものとする。なお、高校のランク及び推薦基準（評定平均値）については各学科で検討する。

② 学科カリキュラムとの関連性を有する高校の場合は、③を条件とはせずに検討できるものとする。

③ 「高等学校長からの指定校推薦依頼書」が提出された場合は、依頼された学科で可否を検討できるものとする。

以上の基準を基礎に、推薦依頼の高校を選定している。特に、新規依頼及び枠増についての基準

は、昨今の高校の統廃合や小規模校などを考慮して、2007 年度に入試センター委員会及び学部教授会において、決定されたものである。

[点検・評価]、[改善方策]

指定校の選定については、高校との信頼関係を損なわぬように、明白な基準を基礎として、選定をしている。従来の基準では、統廃合による高校への対応や、学科定員の差があるにも関わらず、同数での推薦基準という不公平感を見直して、今回の新基準の改定となったものである。この新基準の評価については、次年度以降の課題である。

●入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ（C 群項目）

[現状説明]

本学では、一般入試、センター利用入試及び各種入試において、出願時に高等学校からの「調査書」の提出を求めている。高等学校の「調査書」の位置づけは、入試種別によって差異がある。一般入試及びセンター利用入試においては、出願資格等の確認に利用している。また、推薦系入試（指定校推薦及び公募推薦の一部の学科）においては、高校での評定平均値を推薦基準及び出願資格（公募推薦）としていることから、「調査書」によって確認をしている。また、高校時代の出席状況や活動状況等も面接試験での質問事項として、参考としている。

[点検・評価]

「調査書」の利用は、入試種別による選抜方法及び選抜目的の違いに相応した利用をしていると考えている。

[改善方策]

現時点では、「調査書」の位置づけを変更する予定はない。

●高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性（C 群項目）

[現状説明]

本学では、高大連携を積極的に進めており、社会連携・地域連携と合わせて高大連携を担当している部署（エクステンション課）を設置している。特に、高校との関係においては、エクステンション課のみならず、入試課との学内連携において、高校への出張講義や高校生の大学見学などの相互協力を基に、実施している。

高校側からの要請を受けて、1 学年 300 名の大学見学や上級学校見学という企図のもとに、数名の高校生の見学等にも対応している。内容は、高校側の要望や時間等の制約によって、多種多様となるが、主に模擬講義、大学説明、キャンパス見学などを通して、高校生の進路を考える上での参考となるようなプログラムを高校側教員との協議によって実施している。

また、年 3 回開催しているオープンキャンパス（キャンパス説明会）では、高校生からの個別相談に対応できる各種相談ブースを設けている。相談ブースは、各学科教員及び現役学生との相談、留学相談、就職指導相談、アパート・下宿相談等々である。

高大連携の取り組みは、出張講義や大学見学に留まらず、大学の正課授業の体験や高校教員との共同研究など、大学の教育内容が理解され、進学への一助となることを期待した各種プログラムとなっている。

その他、進学相談会や高校内ガイダンス等で、個別に進路相談・指導の対応をしている。加えて、大学にメール等での照会事項については、企画広報課の協力を得て、可能な限り応えている。

[点検・評価]

近年、高校側からの要請も多く、出張講義や大学見学を通して、高校生が進路を考える機会として、大きな効果をあげていると評価している。ただ、個別相談・指導の面を考えると、高校生個々のニーズに、どの程度の対応ができているかは、不明である。しかしながら、大学側の一方的な広報・宣伝ではなく、高校側との協議を基に、高校生への進路指導や教育指導を意識した対応となるよう心がけていくことは、忘れてはいけない。

[改善方策]

高大連携を担当している部署が、エクステンション課と入試課というように、相互に協力体制をとりながら実施し、それなりの成果をあげている一方で、学外的には窓口が複数あることでの混乱も否めない。今後は、学内組織及び分掌等の変更・整理が必要である。

⑤科目等履修生・聴講生等

●科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性（C 群項目）

[現状説明]

本学では、一般的な科目等履修生である一般科目等履修生制度の他に、単位互換協定を締結した協定校などからの受け入れる特別科目等履修生制度、退学者･除籍者が復学を目指すために科目等履修生となる特定科目等履修生制度を設けている。

一般科目等履修生制度は高等学校卒業以上または同等の学力があると同等と認められる者を対象に 20 単位まで履修できることとなっている。応募にあたっては、一般科目等履修生願において、科目等履修生になることの応募動機を記載してもらうほか、科目ごとの履修の目的･動機を履修目的調査票に記載して提出してもらい、審査を行っている。希望者は、応募方法や費用、履修できる科目などが記載された募集要項に従い応募する。また、ホームページと学内の掲示でも概要について公開している。

特別科目等履修生制度では、協定校において応募者の選考をした上で、本学においても審査を行っている。それぞれの協定によるが、最大の場合で 1 年間に 10 単位まで履修することができる。希望者は自分の所属する大学を通じて募集要項・講義要項等を元に応募を行う。

特定科目等履修生制度は、復学を目指す退学者･除籍者のための制度であり、受け入れる学科の学科長が復学の意志の確認と、十分な履修指導を行った上で応募を受け付け審査する。 1 年間の履修単位は在学生と同じであるが、学科長の履修指導により、その学生にとって適切な単位数で応募させている。この制度は、学内の掲示と、学科長や教務担当者から退学･除籍者に対して、募集要項を

元に必要に応じて紹介している。

［点検・評価］

多様な科目等履修制度が存在しているが、それぞれきめ細かい対応をしており、受け入れの方針・要件は適切であると判断される。また、それぞれの制度に合わせた募集をしており、明確性も確保されているといえる。

［改善方策］

今後、新規に単位互換協定を締結することも考えられる。応募者に対してそれぞれの違いを分かりやすく説明しなくてはならない。

⑥外国人留学生の受け入れ

●留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性（C 群項目）

［現状説明］

本学では、留学生が入学するには、一般入学試験のほかに、外国人入学試験がある。外国人入学試験は、英語・国語・日本語による面接により実施され、これにより、本国地での大学教育、大学前教育の内容･質の認定を行った上で学生を受け入れている。

入学後の本国地での大学教育、大学前教育の内容･質の認定に立った入学前の修得単位の認定は、留学生であっても、他の学生と同じ基準で認定されることとなっているが、現実的には対象の学生はいない。

［点検・評価］

外国人入学試験においても、各教科の試験問題のレベルは、一般入試同等となっており、本学の学生としてふさわしい学力があるかどうかをきちんと測定しており、また、日本語による面接により、コミュニケーション能力があることも入学を許可するかどうかの判断基準となっていることは、評価できる。

［改善方策］

今後、海外の大学等を卒業した留学生が入学してくることも考えられる。その際に既得単位の認定について検討しておく必要がある。

⑦定員管理

●学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性

[現状説明]

A. 文学部

2007 年度における文学部の収容定員は 857 人（英文学科 477 人、心理・応用コミュニケーション学科 380 人)、在籍学生数は 981 人（英文学科 533 人、心理・応用コミュニケーション学科 448 人）である。学生収容定員に対する在籍学生の割合は、英文学科で 1.12 倍、心理・応用コミュニケーション学科で 1.18 倍であり、文学部全体では 1.14 倍となっている。

また、2007 年度における文学部の入学定員は 203 人（英文学科 113 人、心理・応用コミュニケーション学科 90 人)、編入学定員は 24 人（英文学科 14 人、心理・応用コミュニケーション学科 10 人）である。入学者数は 232 人（英文学科 127 人、心理・応用コミュニケーション学科 105 人）であり、うち編入学生は 23 人（英文学科 15 人、心理・応用コミュニケーション学科 8 人）である。入学定員に対する入学者の割合は、英文学科で 1.12 倍、心理・応用コミュニケーション学科で 1.17 倍、文学部全体では 1.14 倍となっている。

B. 経済学部

2007 年度における経済学部の収容定員は 1,496 人（経済学科 618 人、経営情報学科 418 人、経済法学科 460 人)、在籍学生数は 1,716 人（経済学部 750 人、経営情報学科 496 人、経済法学科 470 人）である。学生収容定員に対する在籍学生の割合は、経済学科で 1.21 倍、経営情報学科で 1.19 倍、経済法学科で 1.02 倍であり、経済学部全体では 1.15 倍となっている。

また、2007 年度における経済学部の入学定員は 364 人（経済学科 152 人、経営情報学科 102 人、経済法学科 110 人)、編入学定員は 22 人（経済学科 6 人、経営情報学科 6 人、経済法学科 10 人）である。入学者数は 438 人（経済学科 177 人、経営情報学科 123 人、経済法学科 138 人）であり、うち編入学生は 13 人（経済学科 7 人、経営情報学科 3 人、経済法学科 3 人）である。入学定員に対する入学者の割合は、経済学科で 1.16 倍、経営情報学科で 1.21 倍、経済法学科で 1.25 倍であり、経済学部全体では 1.20 倍となっている。

C. 社会福祉学部

2007 年度における社会福祉学部の収容定員は 976 人（福祉計画学科 355 人、福祉臨床学科 355 人、福祉心理学科 266 人)、在籍学生数は 1,106 人（福祉計画学科 406 人、福祉臨床学科 394 人、福祉心理学科 306 人）である。学生収容人数に対する在籍学生の割合は、福祉計画学科で 1.14 倍、福祉臨床学科で 1.11 倍、福祉心理学科で 1.15 倍であり、社会福祉学部全体では 1.13 倍となっている。

また、2007 年度における社会福祉学部の入学定員は 234 人（福祉計画学科 85 人、福祉臨床学科 85 人、福祉心理学科 64 人)、編入学定員は 27 人（福祉計画学科 10 人、福祉臨床学科 10 人、福祉心理学科 7 人）である。入学者数は 257 人（福祉計画学科 91 人、福祉臨床学科 96 人、福祉心理学科 70 人）であり、うち編入学生は 13 人（福祉計画学科 6 人、福祉臨床学科 1 人、福祉心理学科 6 人）である。入学定員に対する入学者の割合は、福祉計画学科で 1.07 倍、福祉臨床学科で 1.13 倍、

福祉心理学科で 1.09 倍であり、社会福祉学部全体では 1.10 倍となっている。

[点検・評価]

入学定員と入学者数との比率については、各学科とも予算定員（1.0 倍～1.1 倍）を遵守することに努めているが、各学部・学科が小規模であるために、合格発表後の歩留まりを予測することは難しい。最低でも 1.3 倍を超えないように努めており、全学科この基準は満たしている。しかし、2007 年度入学者に限っては、経済学部経営情報学科で 1.21 倍、経済法学科で 1.25 倍とやや高くなっており、改善の余地がある。

学生収容定員と在籍学生数との比率については、経済学部経済学科で 1.21 倍となっているのを除いて、各学科とも 1.2 倍未満となっている。

[改善方策]

現状では適正な教育環境の確保と財政面での健全性のバランスを考慮した上で、定員数と在籍学生数の比率が 1.3 倍未満となるように意識しているが、留年者の多い学部・学科については、就学指導の徹底を図ることにより、改善を目指す。

また、入学定員についても慎重に歩留まり率を予測し、将来的には収容定員、入学定員ともに限りなく 1.0 倍（定員遵守）となるよう努める。

●定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

[現状説明]

2007 年度における学部・学科の定員超過率については、前項目中で述べたとおりである。現在のところ、各学部・学科とも 1.0～1.2 倍程度の定員超過となっており、著しい定員超過という状況とはなっていない。

しかしながら、定員の適正化に向けた努力は各学科で常に行われている。それぞれの入試形態における合格者の合計が入学定員となるよう、一般入試で最終調整を行い、場合によっては追加合格によって 5 月 1 日現在で 1.0 倍を遵守できるよう調整している。現状の数値はこうした努力によるものであると言えよう。

[点検・評価]

著しい超過とまでは言えないものの、定員超過は教育環境の悪化につながるものであり、定員遵守は不可欠の課題である。

とはいえ、歩留まりを正確に予測することは容易ではない。各種入試とも志願状況が異なる上に、本学は抱える学科の規模が小さいため、数人の誤差で簡単に 1 割 2 割の定員超過になってしまうというリスクを負っている。

[改善方策]

定員管理に向けた入学試験の合否の判定は、きわめて難しい面があるが、一般入試の合格者数を決定する際に歩留まり率を慎重に予測し、また各種入試制度を活用しながら、毎年調整を行い、現状の維持に努めていきたい。

●定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

[現状説明]

定員充足率の確認は、入学試験終了後に入学試験センター委員会によって行われる。委員会には各学科長が参加し、全学的な観点から定員充足率の確認及び分析を行っている。組織改組、定員変更の可能性については、定員充足率の分析に加え各種調査を行い、その結果をもとに企画運営会議において検討される。その後、評議会の議を経て、全学的に決定される仕組みを採っている。

[点検・評価]

本学における最近の組織改組は、2002 年度の文学部心理・応用コミュニケーション学科及び経済学部経済法学科の２学科の新設である。現在では両学科とも充分に定員を充足しており、検証の仕組みは有効に機能したと言える。ただ、組織改組や定員変更に関する事項は、各学部・学科の議論の調整を伴う事項であるため、学長を中心とする執行部が大局的な観点から判断して迅速に対応策を講じることが容易ではないことも確かである。

[改善方策]

本学の各学部・学科とも今のところ適正な充足率を保っており、従って早急な組織改組、定員変更の予定はないが、大学全入時代を迎えこれらを視野に入れた取り組みを行っていく。

●恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性（C 群項目）

[現状説明]

現在のところ、恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科はない。

[点検・評価]、[改善方策]

現状では、設置する８学科とも定員を満たしている。しかし、大学を取り巻く環境が厳しさを増す中で、今後も継続的な定員確保が難しくなってくるであろうことは本学においても例外ではなく、早い段階で何らかの対処方策を検討しなければならないだろう。この問題については、企画運営会議や入学試験センター委員会を中心に取り組んでいくこととする。

⑧編入学者、退学者

●退学者の状況と退学理由の把握状況

[現状説明]

2006 年度における退学者は 62 名である。退学理由は進路変更が過半数の 32 名となっており、ここ数年変わらない傾向といえる。

退学希望者はまず、学生支援課教務係で退学希望理由などを聞き取り調査を行う。この調査から、経済的理由なら奨学金の支給ができるかとか、対人関係などに関する理由なら相談室などと連携を

取り解決策を探るなど、退学に至る学生の問題などの事情を解決する方法がないかどうかを、学生とともに考える。

正式に退学手続を開始するには、退学願を提出することになるが、退学願には保証人の記名押印も必要であり、保証人も学生に退学の意志がありその理由を理解していることが求められる。

すぐに結論が出ない場合や、学生と保証人のお互いの理解が十分でない場合、学費の工面に時間が必要な場合などは、すぐに退学という結論を出すのではなく、休学（学費がかからない）して問題解決にあてることができる。事務レベルでこの説明を十分に行うことにより、在学の道が開ける学生も少なくない。

また、退学希望者は学科長と面接を行い、その事情を説明し解決できないことなのか、将来への展望などをさらに話し合うことになる。退学願は、学科長の承認がなければ決裁されないため、この面接は、退学願を提出する際に必ず行わなければならない。

こうして提出された退学願を元に、教授会で審議され退学を許可することとなる。

[点検・評価]、[改善方策]

本学の規模から考えて、退学者は少ないといえるだろう。理由も進路変更という本学で学習できること以外の進路を考えるというやむを得ないものといえる。よく検討した上で、本学で学習を続けても、学生本人が考える将来像と合致しないとの結論が出た場合、退学することが本人のためになると考えるからである。

学生が退学を考えて学生支援課に相談した場合、その原因が何か、退学しかその問題を解決する方法はないのかを一緒に検討することとしている。もちろん、保証人もその事情を理解し、本当に退学が最善の方法なのかを、学生と大学側と一緒に考えるスタンスである。学生に退学を考える理由がある場合、学生や保証人は、学生支援課事務職員、カウンセラー、学科長といろいろな角度から相談できる制度があり、十分な対応を取っているといえる。

また、一人一人の退学者の事情を学科長が聞くことにより、最善の方法を検討するだけでなく、学科としての対策を講じることもできる。よって、現状を特に改善する必要はないと思われる。

●編入学生及び転科・転部学生の状況（C 群項目）

[現状説明]

本学が編入学試験制度を設けたのは、全国でも先駆けとなっている。文学部と経済学部においては、2 年次編入と 3 年次編入の 2 種類があり、社会福祉学部においては、3 年次編入がある。

3 年次編入においては、各学科とも定員を定め、数校の短大へ推薦の指定校としているが、文学部英文学科や社会福祉学部に比べ、経済学部の学科への志願者は、あまり多くはないのが現状である。

また、本学では、在学生において転学部・転学科の試験制度を設けている。在籍している学科での科目及び単位履修など、定められた基準を条件とし、学生本人と学科長との面談を通して、転学部・転学科の方が本人にとって、良いことであることを確認しながら出願を認めている。

例年、そんなに多くはないが数名の受験者がいる。（2007 年度入試 9 名、2006 年度入試 4 名）

[点検・評価]

編入学試験においては、大学全入時代を迎え、4 年制大学希望者の入学率が高くなるにつれて、短大から 4 年制志望者は英文・社会福祉といった目的意識のはっきりとした層に限定されてきているように思われる。経済学部における特色を学内外に向けて発信する工夫が必要と思われる。

転学部・転学科は、本来、あまり多くない方が良いわけであるから、入学時にミスマッチが起きないように、引き続きよく理解した学部学科選びをするよう指導したい。

[改善の方策]

今後とも、学部学科の内容や特色等を受験生に発信できるように、工夫をしていきたい。

B. 文学部

①入学者受け入れ方針

●入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

a. 英文学科

[現状説明]

英文学科では、その理念･目標を、高い英語力と異文化コミュニケーション能力を持ち、国家間の架け橋として活躍することができる専門家の養成に置いている。つまり、高度な英語運用能力に加えて、言葉の背景にある文化や歴史に対する知識とともに、自らが行動の機軸としている日本文化に対する深い理解、さらには、多様な国際社会において求められる柔軟な対応力とコミュニケーション能力を備えた人材を育成することを目標にしている。また、カリキュラムの特徴としては、卒業研究が必修となっているため、多面的な思考能力とともに、論理的思考ができ研究論文の作成ができるだけの潜在能力のあるものが求められている。入学者の受け入れに当たっては、このような学科の理念･目標に基づき、これらの教育目標を卒業時に達成することができるだけの基礎学力を持ち、かつ問題意識を持って主体的に学修を進めることができる資質を持った学生を受け入れることを目標としている。

このような目標を達成すべく、英文学科では以下のような多様な入試形態を置いている。

①一般入試
②大学入試センター試験利用入試
③公募推薦入試
④指定校推薦入試
⑤学園内推薦入試
⑥特別入学試験（社会人入学試験、帰国生徒入学試験、外国人留学生入学試験）

①、②に関しては、英語および国語の試験を行い、英語の基礎力および高い国語運用能力を持った学生の確保を目指している。

③に関しては、英語検定準１級合格または、ＴＯＥＦＬ　480 点（旧)、または 157 点（新）以上の得点を取得、もしくは、ＴＯＥＩＣ650 点以上の得点を取得したことを出願用件としており高い英語の基礎力を持つ学生の確保を目指している。また、あわせて日本語の小論文試験および日本語の小論文の内容に基づいた個人面接試験をおこなっており、英語の基礎力だけではなく、論理的思考ができるような潜在能力を持つ学生の獲得を目指している。

④に関しては、高等学校での到達度を重視して行う入試である。

⑤に関しては、北星学園大学附属高校、北星学園女子高校、北星学園余市高校から、高等学校での学習の到達度ばかりでなく、英語検定２級合格という基礎的な英語力を獲得していることを原則条件として受け入れる入試である。

⑥に関しては、まず、社会人入学試験は、生涯学習の重要性が認識される中で、社会の要請にこたえる形で導入されたものであるが、英文学科においては、基礎的な英語力を獲得していることと

ともに論理的思考ができるような潜在能力を持っていることが必要と考えられており、そのため、英語および国語の試験とともに面接試験を行っている。

帰国生徒入学試験は、高い英語力や、論理的思考ができるような潜在能力を持っている学生を確保することを目指して行っている。特に、海外での生活を経験したことによって多様な価値観と国際感覚を持ち、リーダーとなり他学生に刺激を与える存在として活躍できるような学生の確保が期待されている。

外国人留学生試験は、高い英語力や、論理的思考ができるような潜在能力を持っており、また英文学科の日本語で行われる講義に対する理解力がある学生を確保することが期待されている。日本を母国としない学生は多文化化、国際化する社会において異文化間の橋渡しとして活躍する人材の養成を念頭においている当学科においては、異文化の視点を提示し、他学生に刺激を与えることのできる貴重な存在ととらえており、そのように他学生に知的刺激を与えるような学生の確保を目指している。

[点検・評価]

全般的には、現在、学科の理念と教育目標をもとに、適切に入学者の受け入れ及び選抜が行われているといえよう。しかしながら、若干の問題も残っている。以下では、個々の入試に関して点検・評価を行った結果を記す。

まず、一般入試に関しては、大学入試センター利用も含め、例年倍率も 4 倍前後で推移しており、当学科で求めるような基礎学力を持った学生の確保ができているといえよう。また、推薦入試に関しても、指定校推薦による入学者は、学修意欲も高く、日常の受講態度や成績が良好な学生が多く、教育の活性化に貢献していると考えられる。学園内推薦の学生に関しては、英語検定の 2 級合格を条件付けており、一定の英語力を持った学生が確保できているとも言えるが、近年は本学科を希望しながら英語検定試験に不合格であったために出願できないという学生も増えているなどの問題がある。特別入試に関しては、社会人入学試験、帰国生徒入学試験、外国人留学生試験の 3 種類ともに、毎年受験者が少ないことが問題として挙げられ、今後の早急に対策を講じる必要があろう。

[改善方策]

学園内高等学校の学生の英語力の不足に関しては、高等学校との連携を深めるなどの対策を講じる必要があると考える。また、社会人入学試験、帰国生徒入学試験、外国人留学生試験などの特別入試の受験者が不足していることに関しては、大学全体の問題であると考えるため、宣伝、広報など他の部署との連携および協力が必要であると考える。

b. 心理・応用コミュニケーション学科

[現状説明]

2007 年度においては、90 名の定員のうちの各入試での定員は、一般入試で 56 名（62.2%）、附属校及びその他の指定校推薦で 25 名（27.8%）、公募推薦で 7 名（7.8%）、社会人入試で 2 名（2.2%）、その他帰国生徒入試と外国人留学生で若干名となっている。各入試形態での実際の入学者は、一般入試で 56.2%、指定校推薦で 27.6%、公募推薦で 15.2%、社会人入試 1.0%の割合である。

本学科の教育目標は、コミュニケーション能力や現場感覚を身につけて、社会の中でのコミュニ

ケーションの活性化に貢献できる人材を育てることである。そのため積極的に他者とのコミュニケーションを図りながら自ら判断・行動することのできる学生を求めている。したがって一般入試で一定のレベル以上の学力をもった者を受け入れると同時に、本学科の教育目標を理解し、ここでの学びを強く希望する者を、指定校推薦で求めている。また本学科が求める能力をより直接的に測ることのできる公募推薦による学生の受け入れを重視し、実際にこれによる志願者も増加していることから、公募推薦による入学者が定員より多くなっている。

[点検・評価]

各入学形態について定員と実際の入学者とを比べると、一般入試での入学者が定員を下回る一方、公募推薦による入学者がその分増えているという状況である。一般的な学力を測る一般入試だけでなく、学科の教育がよりよい効果を発揮すると思われる学生を公募推薦によって受け入れたいという学科の方針からみれば、現状の入学者の状況は好ましいといえよう。他方、社会人入試での入学者が少ない傾向にある。社会人学生は目的意識が明確で、また社会経験や現場感覚を身につけているため、一般学生に対して好ましい影響を与える存在であることから、定員を満たす社会人学生数を確保することが望ましい。

[改善方策]

一般入試、指定校推薦入試、公募推薦入試については、ほぼ現状を維持する方針である。ただし指定校推薦入試については、高校での学力だけの規準で推薦を受け、必ずしも本学科の教育に強い関心をもたない入学者も一部にみられる。これまでも高校に対して学科の教育について説明する機会を設けてきたが、今後さらに学科が求める学生について高校に理解を求める必要がある。社会人入学者を増やすことについては、文学部全体で、社会人入試制度の広報、授業料の優遇、社会人学生の組織化など、今後具体的な手立てを考え実行していく予定である。

●入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

a. 英文学科

[現状説明]

英文学科のカリキュラムでは、1、2 年次において、主として英語の基礎教育および、3、4 年次に行われる専門教育の導入教育を行っており、上述したように、英語の基礎教育の場においては、英語を母語とする教員によって英語による教育が行われている。そのため、学生には入学時においてもある一定程度の英語力を持っていることが求められている。また、カリキュラムの特徴としては、卒業研究が必修となっているため、多面的な思考能力とともに、論理的思考ができ研究論文の作成ができるだけの潜在能力のあるものが求められている。

このようなカリキュラムの特徴に鑑み、英文学科では、上述の 6 種類の選抜方式により学生を確保している。（各入学試験においての選抜方式の詳細については、前項をご参照いただきたい。）英文学科の入学者選抜方法においては、一般入試は言うに及ばず、推薦入試、特別入試も含めた全ての入学試験で英語の基礎力と論理的思考ができるだけの潜在力があるかを選抜の基準としている。現在のところ、世間や外部の評価も高く、概ね一定の水準が確保されたものだけが入学を許可され

るという喜ばしい状態となっているといえよう。

[点検・評価]

上述したように、一般入試、推薦入試共に一定レベルの学生の確保ができており、現在のところ大きな問題はない。ただ、公募制推薦入試については、この入試制度が比較的新しく、また英文学科の申し込み要件が英語検定準1級を始めとして比較的厳しいものであったためか、入学者が少なく、制度の是非や、要件の妥当性などについては、今後の検証が必要といえよう。

[改善方策]

現在、推薦入試については、毎年入学後の学生たちの学業成績について検討をしているが、公募制推薦入試や一般入試によって入学してきた学生たちの入学後の学業成績については組織的な点検がなされていない。今後は、入試方法別に学生の学業成績や休･退学の有無などについて定期的に比較、点検し、問題点の有無について詳細に検討する必要がある。

b. **心理・応用コミュニケーション学科**

[現状説明]

一般入試では、英語、国語および選択科目の3科目を課しているが、選択科目には小論文を含めている。これは、大学入学後に必要な、データの読み取り能力、思考力、文章による表現力などを測るものである。公募推薦入試については、必ずしもいわゆる偏差値の高い者を求めない方針から、応募条件に高校での教科の成績の規準を設けず、内容を問わず得意分野がありそこで活躍したことを自己推薦させている。また試験の内容については、入学後に必要な講義を理解し、それについて思考し、それをまとめる能力をみるため、模擬講義を聴いてその内容をまとめたノートを提出させ、また講義内容に関するテーマを設定して小論文を書かせること、および本学科で求めているコミュニケーション能力と自己表現力をみるために、設定したテーマについての小集団によるディスカッションをさせることの2つを課している。理論的な内容の理解力と論理的思考・表現力と同時に実際的な対人関係能力を評価しようとするものである。

[点検・評価]

一般入試においては小論文を選択する志願者は少ないが、入学者の偏差値から判断すると、一定の水準以上の学力をもつ入学者を確保できている。公募推薦については応募者が増加しており、また入学後に活躍する学生が多いことから、2 タイプの試験の組み合わせはうまく機能しているといえよう。高校での学力の条件は設けていないが、ノート提出と小論文によって入学後に必要な学力水準は確保されている。ただし集団ディスカッションについては、全ての応募者がある程度以上の参加度を示し、またディスカッション時間の制約もあるため、評価の応募者間のバラつきが小さく、評価が難しい点がある。しかし評価担当の教員間の一致度はある程度以上みられ、それなりに機能していると言える。

[改善方策]

一般的な学力だけでなく、自発的な行動力、判断力、対人関係能力などの育成を目指す本学科の

教育目標に照らしてみると、現行の入学者選抜方法はほぼ問題ないといってよいだろう。ただ公募推薦入試の集団ディスカッションについては、得点化の改善などの余地がある。

C. 経済学部

①入学者受け入れ方針

●入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

a. 経済学科

[現状説明]

経済学を中心とした広く社会科学全般に興味を抱いている高校生を、積極的に受け入れる方針である。特に、北海道経済への関心と、国際経済への関心が強い学生が多い現状を踏まえ、入学者のニーズに応えるべく、国際関連、北海道関連の科目を設置している。このことは、「国際化」の理念にも合致した、国際性をもち北海道経済を支える人材育成という理念を実現する学生の確保を目指している。

2007 年度は入学定員 152 名に対し、実際の入学者は 177 名（16%増し）となっている。過去 5 年間平均で毎年約 28 名の定員を上回る入学者がある。

2007 年度の入学者の関しては、入学者数 177 名の内、一般入試から 77 名（44%）、付属校から 29 名（16%）、一般指定校推薦から 58 名（33%）、公募推薦から 13 名（7%）の入学者となっている。

一般的な学力水準により入学を認める学生と並んで、指定校推薦（附属校も含む）により一回だけの入試による判定では評価しきれない一定の学力水準の学生を獲得している。公募推薦では、本学の特色に共鳴した特色ある学生の確保を行っている。

[点検・評価]

全入学者に対する一般入試からの入学生の比率が減少傾向にあり、2007 年度には 50%を切った。公募推薦の導入により、学科の特色を理解した積極的な学生を受け入れるという点では好ましい傾向といえよう。しかしながら、一般入試での入学者が定員を割り込む事態（2007 年度一般入試定員 88 名、実入学者 77 名）は改善を必要としているであろう。

[改善方策]

一般入試に関しては、特段の変更を行う予定はない。ただし入学者に対する一般入試からの入学者比率が低下傾向にあることから、指定校推薦に関しては一定の見直しが必要である。指定校推薦志願者には顕著な増加傾向が見られ、指定校の見直し（指定校の削減）が必要である。公募推薦に関しては、年々志願者の増加が見られ、制度として定着したものと考えており、特別の変更を必要としないと考えている。

b. 経営情報学科

[現状説明]

経営情報学科が今後発展して行くためには、学生には単に知識の習得のみを求めるのではなく、

知識を応用する能力を養い、更には、知識の奥にあるものの考え方に強い関心を持ち、かつ論理的な思考のできる人材を育成することが肝要である。経営情報学科では知識の実践的な応用能力の習得に積極的な学生を迎え入れたいと考えている。

現在、各種入試別の募集定員は『大学基礎データ』（表 15－①）「学部の入学者の構成」の通りである。

[点検・評価]

一般入試は、北星学園大学が本学の教育方針に則って独自に作成している問題による選抜方法であり、論理的な思考方法や、知識の応用能力を評価できるように工夫されている。経営情報学科でも一般入試を重視している所以である。

推薦入学者の受け入れは、一般入試で陥りやすい知識・暗記偏重の学習の弊害を排して、物事の本質を考察し、独自の発想を展開できる人材を求めようとするものである。また、高校によっては一般入試を受験できるような教育と指導が十分展開できない地方高校に在籍する受験生にも本学・本学科を志望する機会を保障するものである。推薦入試については本学科では引き続き指定校推薦、公募推薦による入学者を確保する方針である。

[改善方策]

今後､社会人入試についても､生涯教育やキャリア開発の観点から積極的に取り組む必要がある。

c. 経済法学科

[現状説明]

経済法学科の理念は､「リーガルマインドを備えた経済の専門家､経済学のセンスを備えた法律の専門家の養成」であり、経済学と法律学の融合を目指すのが学科の教育目標である。したがって、学科に入学する学生には、経済と法律双方に関心があることが強く望まれる。また、証券アナリスト、公認会計士、税理士、法曹などの資格取得を目指す学生を受け入れたいと考えている。このように実学的な志向の強い学科であることから、18 歳の高校卒業者だけでなく、社会人入学者を積極的に受け入れることが、学科設立当初からの方針であった。

[点検・評価]

経済法学科設立当初は、目新しさも手伝って、順調に受験生を集め、110 名の入学定員を確保することができた。2003 年度は志願者 493 名、入学者 110 名、2004 年度は志願者 523 名、入学者 117 名であった。しかし、経済学と法律学とを融合する学科の教育目標とは、ともすると曖昧で中途半端な印象を受験生に与えかねず、2005 年度と 2006 年度は入学定員を確保することができなかった。しかし、第一期生の就職実績が出た 2007 年度には、志願者が再び 500 名を越え、定員を超える 139 名の入学生を受け入れることができた。

学科設立当初から学科独自の入学者アンケートを実施しているが、入学当初は、7 割程度の学生が、経済学と法律学をバランス良く学習することを目標にすると回答している。しかし、実際には半数以上の学生が、2 年次以降、法律系の専門科目に偏った履修計画を立てている。また、アンケートによれば、年々、資格取得に意欲のある入学者が減る傾向にある。社会人入学者の確保はきわ

めて困難な状況であり、2007 年度は 1 名にとどまった。

[改善方策]

入学者の募集にあたっては、「経済法」学科という学科名は、受験生に馴染みがなく、曖昧で中途半端な印象を受験者に与える可能性がある。大学ガイドあるいは学科パンフレットなどを通じて、経済学と法律学の両方の修得を目指す学科であること、そして両方を修得することが現代のビジネスにとって必要不可欠であることを、受験生だけでなく高校の進路指導担当者に根気よく説明していく。そうすることで、経済と法律の双方に興味関心のある入学者を確保したい。入学後の履修のアンバランスについては、既に第 3 章 3－1①の「学部・学科の教育課程」において、その改善方法について述べたので繰り返さない。資格取得に意欲のある入学生を確保するにあたっては、まず、学科ホームページ等を通じて在校生・卒業生の資格取得状況を PR する。さらに、大学のエクステンションセンターや大学生協と連携して資格取得をサポートする体制を整え、広報宣伝に努めたい。社会人入学者の確保は、現状の時間割編成のもとでは今後とも難しいだろう。専門科目の昼夜開講など、社会人のリカレント教育を容易にする学習環境の整備に向けた学内的な議論を喚起していきたい。

●入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

a．経済学科

[現状説明]

前項目で述べた受け入れ方針に基づき、推薦入試、一般入試ともに論理的思考能力と問題意識の有無を問う形の試験を行っている。入学後も、入学時の意識を継続させるための入門科目を充実させ、現実の経済社会との接点を失わないためのカリキュラムを設定している。

一般入試では英語、国語及び選択科目の 3 科目を課している。これは大学での学習上の基礎的能力をテストし、同時に高校での学習程度を測るものとなっている。

推薦入試に関しては、推薦高校別の推薦基準（各高校別に 5 段階評価の推薦基準を設定）を満たしているという条件の下、複数の学科所属教員による面接により合否を決定している。面接内容は、学習意欲、本学での学習能力、論理的思考能力、発表能力などを多面的に評価する内容となっている。

[点検・評価]

一般入試においては、入学時の偏差値、入学後の成績調査から、一定の学力水準の学生を確保できている。推薦入学者に関しては、本学科の教育内容を理解し積極的に入学を希望する学生もいる反面、入試が面接に限定されることから、十分に人物評価、学力評価ができない側面もある。公募推薦入学者に関しては、一般入試入学者と同様に一定の学力所有者を確保できており、高校の学力だけでは測れないユニークな学生も確保する事ができ始めている。

[改善方策]

一般入試に関しては、現状維持の方向である。推薦入試は、推薦高校の削減、推薦方法を含めた

大幅な変更を行い、学科のカリキュラムに適応できる能力を持った学生の確保を目指す必要がある。公募推薦に関しては、現行の論文形式の設問と面接による入試形態を当面継続し、しばらくは動向を見極める方向である。

b. 経営情報学科

[現状説明]

現在、各種入試別の入学者数と割合は『大学基礎データ』(表 13)「学部・学科の志願者・合格者・入学者の推移」の通りである。

[点検・評価]

【一般入試】

一般入試は本学の教育理念に則り、論理的な思考方法や、知識の応用能力も評価できるように本学が独自に工夫して行っている選抜方法であるから、経営情報学科ではこの選抜方法による学生が本学科の定員（学生数）の 5 割を超えるように合格者の決定を行っている。更に、一般入試による受験者の合格倍率が 2 倍を切らないような対策を入試センターと学科とが協力して講じている。過去 3 年の一般入試の合格者割合（倍率）と入試科目の合計点と平均点は下表の通りである。このような合格者の決定が出来るために、受験生に積極的に本学を受験して貰えるようにオープンキャンパス等に力を入れ、経営情報学科の独自活動としても受験生に対する本学科の広報に努め、模擬授業も定期的に行っている。

【センター入試】

センター入試も合格者の平均点や合格倍率が他大学と比較して著しく後退することのないように合格者の決定には学科としても注意を払っている。センター入試の合格者の平均点や合格倍率の実績は次表の通りである（過去 3 ヵ年)。

経営情報学科　過去３年間の一般入試とセンター入試の動向　[( )内は女子人数]

年度	入試種別	倍率	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数
2005	一般入試	2.2	54	338(104)	336(104)	155(60)
	センター入試	2.6	9	154(69)		59(34)
2006	一般入試	2.8	54	347(99)	345(98)	122(53)
	センター入試	2.0	9	130(50)		66(30)
2007	一般入試	2.2	52	289(79)	288(79)	130(43)
	センター入試	2.0	9	130(40)		65(25)

経営情報学科　過去３年間の一般入試　合格者／最高点・最低点・平均点

学科	年度	総合点	合格最高点	合格最低点	平均点
経営情報	2005	300	249	167	190.8
	2006	300	226	171	187.2
	2007	300	239	167	187.2

【指定校推薦】

出身校の学生の経営情報学科入学後の学習状況、および、出身校の学生が過去に何名本学科を受験し、何名本学科に合格しているかの過去のデータを参考に、指定校の推薦基準と推薦枠を毎年見直し、必要があれば更新している。

【公募推薦】

経営情報学科における公募推薦入試は、論文試験と面接試験とによって、経営情報学科を志望する動機の明確さと確固さを判断し、経営情報学科で学んで行くために必要な学力と知識、そして実践的な応用能力を評価しようとする選抜方法であり、経営情報学科では特別に重視しており、問題出題者、論文試験の問題について学科会議で十分検討している。本学では事前に指定図書を告知して、それにかかわる面接と論文試験を行っているのが特徴である。過去２年の指定文献は以下の通りである。

2006 年度経営情報学科の指定文献

・『ブランドはなぜ堕ちたか 雪印 そごう 三菱自動車事件の深層』 産経新聞取材班 角川文庫（2001 年）

・『インターネット安全活用術』 石田晴久著 岩波新書（2004 年）

2007 年度経営情報学科の指定文献

・『社長になる人のための経営問題集』 相葉宏二著、日経ビジネス文庫（2004 年）

・『Web 進化論―本当の大変化はこれから始まる』 梅田望夫著 ちくま書房（2006 年２月）

推薦学生については、なかんずく指定校推薦の場合には高校での成績や学習態度・生活態度を高校側が評価して基準に叶う学生を推薦してくるが、評価は各高校側に委ねられていて高校間に推薦基準に関して客観的な共通の尺度はない。大学側と高校側の信頼関係に依拠している。一方公募推薦は本学科の共通基準で選抜できるので、推薦学生の評価はより客観的になる。

経営情報学科では、指定校推薦と公募推薦の合格者を合計した推薦合格者の割合が５割を超えないように心掛けている。一般入試とセンター入試による合格者選抜が学生の一定の質を保つ１つの有力な方法となっているからである。この基準（推薦合格者の割合が５割）が本学のカリキュラムを履修し卒業要件を満たすために必要な本学入学時点での学生評価の１つの指標である。過去３か年の推薦合格者の割合は『大学基礎データ』（表 15－①）「学部の入学者の構成」の通りである。

最後に各種選抜方法による本学科入学学生の本学における評定平均値過去３年度のデータを示す。評定平均値は、各種入試によって本学科に入学した学生が、本学のカリキュラムをどの程度習得しているかを全体として表す指標と考えられるからである。

経営情報学科過去３年間の各種入試別入学者学内評定平均値の推移(※:実履修者に関して)

入試種別	一般入試	センター利用入試	指定校推薦（学園外）	学園内推薦			公募推薦
				女子高	附属高	余市高	
2005 年度均	6.9672	6.7746	7.2816	6.9614	7.0837	5.7188	6.8644
2006 年度均	6.9973	6.6201	7.3599	6.8889	6.8179	---	6.9596
2007 年度均	7.2812	7.4479	8.0029	7.7667	7.4017	---	7.5435

この表によれば、上で述べた各種入試の選抜の基準が、学生のカリキュラム習得の水準を全体的に保証していることが分かる。すなわち、「一般入試」と「センター入試」は、選抜試験を実施することによって入学学生の一定の質を保証し、「指定校推薦」は、指定校が経営情報学科が設定した基準を満たす受験生を推薦することによって、入学学生の評定平均値を上方に引き上げる役割を果たしている。「公募推薦」は、指定校推薦が得られない高校や、必ずしも受験指導が十分行われない高校で、学校長推薦による受験生を選抜するもので、比較的に個性的で勉学意欲のある学生を迎え入れることが出来る。公募推薦学生の評定平均値は一般入試入学生と同程度かそれ以上の値を示しており、公募推薦入試が、本学科において、成績の水準を維持しつつ、勉学意欲のある個性的な学生を高校を特定せず確保すための有効な入試制度であることが分かる。

[改善方策]

経営情報学科としてもっと公募推薦入試を活用すべきである。現在、公募推薦入試の入学定員は 9 名であり、学科全体の入学定員（102 名）の 6.5%である。

進学指導や受験対策が十分行われていない高校の受験生にとっては一般入試・センター入試による入学は狭き門となる。一方、指定校推薦は高校に対して経営情報学科推薦の人数枠と評定平均値を設定しているので、1 つの高校からの複数の受験生の推薦が難しい場合がある。このような状況にある受験生にとっては、公募推薦入試がもっと注目され利用されて良いと思われる。

公募推薦入試の受験者数と合格者数を余裕をもって充足できるようにもっと告知と宣伝を充実すべきである。また、公募推薦入試の選抜方法についても検討する必要がある。状況によっては公募推薦入試の入学定員増を視野に入れておくべきである。

c. 経済法学科

[現状説明]

経済法学科の入学者の受け入れ方針は、経済と法律に興味関心があり、証券アナリスト、公認会計士、税理士、法曹など経済あるいは法律に関連する資格を取得することに意欲のある入学者をできるかぎり多く受け入れるということである。経済法学科の入試選抜方法には、他学科と同様、①一般入試、②指定校推薦、③公募推薦、④その他（社会人入試・帰国生徒入試・外国人留学生入試等）がある。2007 年における各種入試における入学者の割合は、順に 49.6%、34.1%、14.9%、

1.4%であった。学科のカリキュラムは、経済学と法律学の両方を修得できる構成になっており、また、専門科目のユニットの組み合わせによって資格対応の履修モデルをあらかじめ提示し、入学者の資格取得ニーズに応えるものとなっている。

[点検・評価]

一般入試と指定校推薦は、基本的には、入学者の高校までの学業成績に基づく選抜方法であり、入学者の経済と法律への関心を測ることはできない。しかし、公募推薦については、入試選抜方法の選択は学科に任されており、入学者の経済と法律への関心を問う方法を採用することが可能である。学科では、公募推薦を入学者確保の重要な柱と位置づけ、入学定員も、当初は 4 名だったところ、2007 年には 10 名に増員した。志願者、入学者とも増え、2007 年には志願者 31 名、入学者 21 名だった。学科のカリキュラムは、経済・法律だけでなく・会計・経営のユニットを用意し、経済と法律の双方に興味関心のある入学生のニーズに幅広く応える科目構成となっている。

ただ一般入試の志願倍率は、受験生が志望校を選択する上での重要な指標であり、学科の評価を大きく左右する。したがって、一般入試の志願者を確保し、志願倍率の維持に努めなければならない。2006 年の一般入試では、志願者 333 名、入学者 37 名だったところ、2007 年には志願者 430 名、入学者 70 名と減少傾向に一応の歯止めをかけたものの、なお予断を許さない状況にある。また、指定校推薦では、多くの高校に対して、経済学部の 3 学科の推薦がついている。高校生が経済 3 学科のなかから、興味関心と将来の志望を踏まえ適切に学科選択できるよう、高校側に十分な情報提供を行う必要がある。さらに、公募推薦の入学者が、入学後、学部の専門科目についていけているかどうか追跡調査する必要がある。

[改善方策]

一般入試の志願倍率は、各種推薦入試の志願者の動向に大きな影響を与える。志願者を増やすためには、経済法学科の特色と魅力を分かりやすく受験生に伝えていく継続的な努力が欠かせない。そのための方法として、一つには学科パンフレットの内容の充実、いま一つには学科ホームページの定期的な更新が考えられる。また、大学の高大連携プログラムの一つであるブリッジ講義（いわゆる高校への「出前講義」）に学科教員が積極的にエントリーし、直に高校生に学科の専門科目の面白さを伝えていきたい。このような広報宣伝は、指定校推薦において高校生が適切な学科選択を行うことができるようサポートするためにも重要である。公募推薦の入学者の成績追跡調査については、大学の学生支援課と連携して早急にデータを収集し分析を進めたい。何らかの修復的な学習が必要であると判断した場合には、大学の高大連携委員会と連携して必要な入学前教育を実施したいと考えている。

D. 社会福祉学部

①入学者受け入れ方針

●入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

a. 福祉計画学科

[現状説明]

福祉計画学科は、1996 年度より、今日の多様化した福祉問題を解決するために、個別支援のみならず、「地域という視点から住民の福祉問題を把握し、地域において総合的かつ計画的に問題解決を図っていく」という社会的要請の中でスタートした。このような学科設立の根本的な考えから、教育目標の一つにコミュニティソーシャルワーカーの養成を掲げている。

一方、本学科入学者の大部分が道内市町村出身である。また北海道は広域に加え約 8 割の市町村が過疎地域指定市町村である。現在、ここでの地域福祉推進にむけた福祉マンパワーの確保が課題となっている。特に、今日の社会福祉は社会福祉法にみられるように地域自立生活支援を可能にするような地域福祉の推進方向であり、その担保としての地域福祉計画策定能力、ケアマネジメントの実践力のある人材養成が求められている。

そこで、受け入れ方針としては、このような北海道の地域特性、社会的要請を踏まえた選抜方法の一つとして、公募推薦入学制を採用している。特に、人物能力に優れ、修学意欲を持ち将来福祉関係の仕事に従事するもので、評定平均 4.0 以上のものとしている。

[点検・評価]

今日の社会福祉の潮流及び北海道の地域特性を鑑みるとき、理念や教育目標との関係においては適切であると思われる。

[改善方策]

受け入れ方針としては、今日の少子化、志願者の減少傾向の中で、試験会場を本学所在地の札幌会場のみならず、遠距離、過疎市町村の志願者がよりアクセスしやすいような地方会場での入試機会を増やしていくことや取り組みの浅い公募推薦制の PR が必要と思われる。

b. 福祉臨床学科

[現状説明]

福祉臨床学科の教育目標は、ジェネラリスト・ソーシャルワーカーの養成であり、専門職に必要な基本的知識・技術、価値観の修得を目指している。したがって専門的知識・技術・価値を身につけるための基礎的な学力を必要とするため、一般入試で一定以上の学力を持った学生を受け入れることを基本理念としている。さらに社会福祉専門職となるためには、学力だけでなく高校時代からの社会活動経験や福祉実践に対する意欲等のモチベーションが非常に重要である。その意味で、公募推薦や指定校推薦による学生を受け入れることは、学科の目標に合致している。特に本学科では、

一般推薦の指定校として、札幌市内・近郊の受験校だけでなく、道内地方都市の高校を積極的に指定しており、卒業後、地方や地元にもどり福祉実践者として活躍することを期待している。また、その他として社会人入学枠を設けている。社会人の入学者は、学業への取り組みや各自の社会経験から、卒業後の活躍が期待でき、さらに他の学生に対する影響が大きいことから、積極的に受け入れる方針であるが、近年、受験者が減少している。

2007 年度の入学定員 85 名の内訳は、一般入試 51 名（センター入試 8 名を含む）で 60.0%、指定校推薦 23 名(27.1%)、公募推薦 9 名(10.6%)、その他（社会人入学等）2 名(2.4%)である。実際の入学者数は96名で、各入試形態での入学者は、一般入試63名（センター入試11名を含む）で65.6%、指定校推薦 24 名（25.0%）、公募推薦 9 名（9.4%）、その他 0 名（0.0%）であった。

[点検・評価]

2007 年度の入学定員と実際の入学者を比較すると、一般入試において入学者が入学定員を上回ったが、その他（社会人入学）の志願者が 0 名で、入学定員を下回った。また指定校推薦のうち一般推薦及びキリスト教学校教育同盟推薦校からの応募が定員よりも下回った。同様に公募推薦の入学者は定員と同数だが、志願者に関しては、2004 年から 2006 年まで 20 名を越えていたのに対し、2007 年度は半減した。以上から、一般入学試験希望者数の維持と、公募推薦や社会人入学者を確保することが課題である。

[改善方策]

一般入試受験者数の維持・拡大、指定校推薦入試、公募推薦入試の応募者拡大に向けて、高校訪問やキャンパス説明会における丁寧な学科紹介と、学科サブパンフレットや学科ホームページ等によるわかりやすい情報提供を心がける必要がある。特に昨今、社会福祉職に対する魅力の低下やケアワークとソーシャルワークの混同に対して、ジェネラリスト・ソーシャルワーカーの具体的なイメージと学科の教育目標を伝えていく必要がある。また、社会人入学に関しては、社会人入試制度の広報とともに、入学後の支援体制の検討など、具体的な対応を行う予定である。

c. 福祉心理学科

[現状説明]

福祉心理学科では、心理学という学問を通して、科学的なものの考え方と多面的な人間理解を深めることによって、今日的な課題に対応できる人材を育成することを目標としている。そうした目標を実現できる一定の学力と心理学を通じての社会貢献を目指そうという動機を持った人材を受け入れるため、一般入試と推薦制度とを併用している。一般入試は一定の学力水準を備えた入学者を選抜することを目的としているが、歩留まり率 37%と全学と比較しても十分高い水準を保っている。また、推薦入試は附属校推薦・指定校推薦・公募推薦と多様な推薦方式で、意欲の高い学生を受け入れているが、入学後も一般入試で入学した学生たちと比べても遜色ない成績を上げている。一般入学者 40 名、推薦入学者 39 名と、両者のバランスも取れている。

[点検・評価]

現段階では、入試方法を変更しなければならない積極的な理由は存在しない。入学してくる学生の受

け入れ方針が適切かどうかを、最も端的に判断できるのは、卒業論文の多様性とその質と考えているが、少なくともこの間、全体としての卒論の水準は維持されており、入学者受け入れに当たっての基本方針には大きな問題はなく、現方針を維持してゆくことこそが求められる。

[改善方策]

将来的に入学希望者の減少傾向が認められる可能性に関連して、一般入学者と推薦入学者の割合について検討する必要が出てくると予想され、そうした事態に向けて入学者受け入れの基本方針がこのままでいいかどうか考慮する必要が生じると考えている。

●入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

a. 福祉計画学科

[現状説明]

学科の教育目標として、「社会福祉制度、政策の知識を有し、国際比較を踏まえ、分析能力を有する人材養成」、「コミュニティソーシャルワーカー養成」、「福祉マインドを持った企業人、公務員等の養成」の 3 つを掲げている。

この教育目標を踏まえて、志願者の中からどのような人材を求めるかは極めて重要である。すなわちカリキュラムをこなしていくための基礎学力を有しているか、また修学意欲や専門領域への関心の強さ、適合性、及び大学生としての社会的成熟度などの評価が必要となる。

それらを総合的に判断することを基本としつつ、選抜方法ごとに、できるだけ多様な特性を持つ学生を受け入れる考えをしている。

すなわち、一般選抜（一般入試、大学入試センター試験）は基本的に学力重視の選抜方法であり、公募推薦入試、3 年次編入は学力だけでなくモチベーションを重視する選抜方法であるといえる。

[点検・評価]

各種選抜方法では、それらに応じて多様な観点から評価し、それぞれの特色を考慮して、選抜方針を設けている。この点においては、以下のように、受け入れ方針は概ね適切に機能していると思われる。

一般選抜と推薦系選抜（公募、付属校、同盟校）の比率では 60：40 を目標にしており、2007 年度入試では、55：45 となっている。（その他 1）

また、一般選抜での「一般入試」科目として、国語、英語、選択（社会系科目、数学、小論文）を課している。ここでは教育目標である制度、政策の知識に加え国際比較も入っているため、英語の基礎学力も必要となっている。また、社会福祉において理論的に展開できる能力も重要であることも評価し、「小論文」も入れ、志願者の選択の範囲を広げている。

さらに、推薦系選抜とくに公募推薦は 2003 年度より北海道の地域特性や社会的要請を踏まえて実施している。その結果、入学者は、2003 年度 5 名（5）、2004 年度 9 名（4）、2005 年度 6 名（4）、2006 年度 9 名（6）、」2007 年度（7 名）（5）という状況である。※（　）内は札幌市外高校の数である。

ここでの選考方法では、基礎的学力（評定平均値 4.0 以上）に加え社会福祉への修学、就職希望

のモチベーション、居住する地域での福祉への問題意識の評価のために面接を加え、5 分間スピーチと「私の市町村の福祉制度」のレポートを課している。これはコミュニティソーシャルワーカーとして出身市町村などで働く能力においてプレゼンテーションや社会資源の理解・評価できる能力が重要になってくることを考慮して選抜方法に取り入れているものである。

[改善方策]

近年、道内において少子化による志願者の減少傾向、福祉系大学への新設も散見される。今後、学科の教育目標をより道内市町村の高校に周知し、選抜方式の特色を広報していくことと、本道の広域性に留意し、現在予定している 1 ヵ所（旭川）の地方会場をさらに道東方面にも試験場を検討着手する必要がある。

また、公募推薦入試の歴史が浅い。今後はその選抜方法の有効性を評価する上において、入学してきた学生の履修状況、就職先の追跡調査を継続的に実施することが必要と思われる。

b. 福祉臨床学科

[現状説明]

福祉臨床学科は、「ジェネラリスト・ソーシャルワーカーの養成」を教育目標としている。そこで、専門職教育を受けるための学力や思考力ともに、福祉実践に対するモチベーションの高い学生求めることを入学者受け入れの方針としている。そのための入学者選抜方法として、学力を重視した一般入試とともに、公募推薦入試、指定校推薦入試、社会人入試など多様な方法を実施している。

入学者に対するカリキュラムは、入学者の動機をさらに強めるために、1・2 年次に入門科目や短期間の実習科目を配置し、3・4 年次において専門領域を深め、知識と実践・研究を統合するための専門科目・演習・卒論等を充実した構成としている。

具体的な入試選抜方法と評価の視点は以下のとおりである。

①一般入試：試験科目として、国語（100 点）・英語（100 点）・選択（100 点）を課している。選択科目として日本史Ｂ、世界史Ｂ、地理Ｂ、政治・経済、数学、小論文を用意し 1 科目選択としている。中でも小論文は、テーマに基づき論理的に文章を構成し、表現する力を測るものであり、学部・学科の特色を表す科目である。

②公募推薦入試：30 分の模擬講義のノートテイキングと模擬講義内容からの記述試験、15 分の個人面接を課している。ノートテイクングでは、模擬講義を聞き、要点を整理してノート作成ができるか問われる。試験では、模擬講義の内容の理解力と、設問に合わせた思考力、文章表現力を問う。さらに個人面接により、学科の特色理解と学習意欲、高校在学中の学業や課外活動やボランティア経験等、総合的に評価する。

③指定校推薦入試：本学から指定した学校からの推薦者による入試制度であり、個人面接を実施し、学習意欲、高校在学中の学業や課外活動やボランティア経験等を総合的に評価している。

④社会人入試：英語と小論文と個別面接である。英語は本学における勉学に必要な基礎的能力の有無を審査するものであり、英和辞書持ち込み可能である。小論文では、特定分野に限らない主題についての論文及び一般常識に関わる語句の説明を出題する。そこから主題の理解力・論理的文章構成力・表現力、及び一般的基礎知識について評価する。さらに面接で志望動機・理由や学科の特色の理解、勉学への意欲等について試問する。

[点検・評価]

入学者選抜方法については、一般入試おける小論文の選択者が近年、減少しており、問題作成や評価の労力に対する有効性や評価の客観性に関して議論が生じている。また公募推薦入試に関しては、2007 年度はやや減少したが、実施当初から定員の 2 倍以上の応募者を得ており、面接から学科の教育目標の理解や志望動機の明確さが窺える。また指定校推薦についても、地方の高校からの受験者を一定数確保しており、卒業後、福祉領域への就職や地元志向も強い。したがって一般入試と公募推薦・指定校推薦等の組み合わせにより、試験によって測る学力だけでなく、高校生活における学習や社会活動など総合的な力と強い志望動機をもった学生を確保することができており、本学科の教育理念やカリキュラムとの合致した入試選抜方式であると評価できる。

入学者に対するカリキュラムについては、入門教育から専門教育へという段階的取り組みにより、学科の教育目標がある程度達成されていると評価できる。この点は現場実習履修者の実践理解の深化、必修である卒業論文の水準等から推定できる。しかし入学選抜方法との関係では、推薦入試の場合、高校在学中の早い時期に合格が決定し、その後の学習意欲の保持等が課題となっている。また全入学者に共通して、高校までの知識吸収型の学習スタイルから、思考力や応用力を問われる学習スタイルへの転換を促す教育カリキュラムの実現について、今後さらに充実させる必要がある。

[改善方策]

一般入試における小論文については、選択科目としての存否や評価方法について今後も議論を継続する。一般入試による入学者と、公募推薦や指定校推薦による入学者の、入学後の成績や学業への取り組み、進路等について追跡し、学科としての入試選抜方法の方針について今後も検討していく。

また、すでに取り組み始めている点として、入学前教育や入学時のオリエンテーションの実施がある。さらに今後は、大学生としての学習スタイルを身につけるための導入教育の充実など、カリキュラムの改善に取り組む予定である。

c. 福祉心理学科

[現状説明]

福祉心理学科では一般入試と推薦制度とを併用している。一般入試は一定以上の学力水準を備えた入学者を選抜することを目的としているが、歩留まり率 37%と全学的と比較しても十分高い水準を保っている。また、推薦入試は附属校推薦・指定校推薦・公募推薦と多様な推薦方式で、目的意識の高い学生を受け入れているが、受け入れた学生に対して、その学力と意欲に応じたカリキュラムを構成し、学生たちの学力を高め基礎的学力と科学的思考について身に付けるため、1 年次には必修科目として、今年度から「心理学基礎実験」を配している。2 年次では、3 年次以降の専門的な勉学を可能にすることを目標として「心理学研究法」「心理学実験演習」「心理学実験」を必修科目にしている。3 年次のゼミ教育は教員 1 名当たり学生数 10 名程度のグループによって行い、そのまま 4 年次の卒業論文作成まで、学生の個性に十分配慮した指導を行っている。

[点検・評価]

今年度カリキュラムを新たにしたことの効果について見据えることが必要である。

［改善方策］

今年度のカリキュラムの改編がどのような効果をもたらすかについて見据えたうえで、今後の課題を検討することが必要と考えている。

4－2. 大学院における学生の受け入れ

①学生募集方法、入学者選抜方法

●大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

[現状説明]

入学試験に関する取扱いは、基本的には学部と同様であるが、大学院は入学試験センター委員会及び各研究科委員会が「北星学園大学入学試験センター規程」、「北星学園大学入学試験実施規程」及び「北星学園大学大学院入学者選抜試験実施要項」に基づき、学生募集並びに選抜試験を実施している。

また、大学院の入学試験を担当する事務組織は、2006 年度より入試課から教育・研究支援課へ変更しており、入学試験センター長の統括の下、研究科委員会の構成員が実施する仕組みとしている。

学生募集の方法に関しては、「北星学園大学大学院入学者選抜試験実施要項」の決定に基づき、募集要項（「入学試験要項」）を作成し周知を図っている。

社会福祉学研究科、文学研究科及び経済学研究科の修士課程においては、第 1 期募集（10 月試験実施）及び第 2 期募集（2 月試験実施）として選抜試験を年 2 回実施しており、募集対象により一般入学、リカレント入学（職業人入学)、外国人留学生入学（社会福祉学研究科は第 2 期募集のみ）の区分を設けている。また、北星学園大学の在学生を対象に学内選考（推薦）入試を第 1 期募集（10 月試験実施）に合わせて実施しており、募集要項及び推薦基準を学内で発表している。なお、経済学研究科においては、姉妹校提携大学外国人留学生推薦入試を 5 月下旬に実施しており、募集要項及び推薦基準を対象校に発表している。

社会福祉学研究科の博士〔後期〕課程においては、修士課程の第 2 期募集（2 月試験実施）の時期に合わせて選抜試験を年 1 回実施しており、募集対象により一般入学、リカレント入学（職業人入学）の区分を設けている。

2008 年度各研究科・専攻の入学定員及び募集人員は次のとおりである。

① 社会福祉学研究科（修士課程）

専攻名	入学定員	募集人員			
				一般・ﾘｶﾚﾝﾄ・外国人留学生（第 2 期のみ）	学内選考（推薦）
社会福祉学専攻	8人	第 1 期	福祉計画学領域	2人	若干名
			福祉臨床学領域	2人	若干名
			社会・発達心理学領域	1人	若干名
		第 2 期	福祉計画学領域	1人	－
			福祉臨床学領域	1人	－
			社会・発達心理学領域	1人	－

臨床心理学専攻	4人	第1期	4人	若干名
		第2期	若干名	―

（注1）臨床心理学専攻の授業科目は昼間の開講とする。

（注2）外国人留学生は第2期募集のみ出願を受け付ける。

② 文学研究科（修士課程）

専攻名	入学定員	募集人員		
			一般・ﾘｶﾚﾝﾄ・外国人留学生	学内選考（推薦）
言語文化コミュニケーション専攻	8人	第1期	4人	若干名
		第2期	4人	―

③ 経済学研究科（修士課程）

専攻名	入学定員		募集人員		
			一般・ﾘｶﾚﾝﾄ・外国人留学生	姉妹校提携大学推薦外国人留学生	学内選考（推薦）
経済学専攻	10人	第1期	3人	5人	若干名
		第2期	2人	―	―

④ 社会福祉学研究科（博士〔後期〕課程）

専攻名	入学定員	募集人員
		一般・ﾘｶﾚﾝﾄ
社会福祉学専攻	3人	3人

A. 修士課程

一般入学

社会福祉学専攻、臨床心理学専攻及び経済学専攻においては、通常の入学資格を有する者（個別の入学資格事前審査を含む）を対象とする一般的な募集である。言語文化コミュニケーション専攻においては、さらに英語検定等を受験していることを出願条件としている（現職の英語教育に携わっている教員は、原則として英語検定等の受験を条件としない)。

リカレント入学（職業人入学）

社会福祉学専攻の福祉計画領域及び福祉臨床学領域においては、通常の入学資格を有し（個別の入学資格事前審査を含む)、かつ社会福祉施設・機関等における職員として、試験日時点において2年（24か月）以上の現場経験（社会福祉施設・機関等の現職及び現場経験の範囲を出願資格として規定）を有している者を対象とする募集である。

臨床心理学専攻及び社会福祉学専攻の社会・発達心理学領域においては、通常の入学資格を有し（個別の入学資格事前審査を含む)、かつ社会福祉施設・機関等における職員として、試験日時点において2年（24か月）以上の現場経験（心理臨床経験、社会福祉施設・機関等の現職及び現場経験の範囲を出願資格として規定）を有している者を対象とする募集である。

言語文化コミュニケーション専攻及び経済学専攻においては、通常の入学資格を有し（個別の入学資格事前審査を含む)、かつ試験日時点において2年（24か月）以上の職業経験を有している者

を対象とする募集である。なお、言語文化コミュニケーション専攻においては、英語検定等を受験していることを出願条件としている（現職の英語教育に携わっている教員は、原則として英語検定等の受験を条件としない)。

外国人留学生入学

社会福祉学専攻、臨床心理学専攻及び経済学専攻においては、外国の国籍を有する者で、通常の入学資格を有し（個別の入学資格事前審査を含む)、かつ財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験１級に合格している者を対象とする募集である。

言語文化コミュニケーション専攻においては、外国の国籍を有する者で、通常の入学資格を有し（個別の入学資格事前審査を含む)、かつ財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験１級に合格しており、さらに英語検定等を受験している者を対象とする募集である（現職の英語教育に携わっている教員は、原則として英語検定等の受験を条件としない)。

B. 博士〔後期〕課程

一般入学

通常の入学資格を有する者(個別の入学資格事前審査を含む)を対象とする一般的な募集である。

リカレント入学（職業人入学)

通常の入学資格を有し（個別の入学資格事前審査を含む)、かつ社会福祉施設・機関等における職員として、試験日時点において２年（24 か月）以上の現場経験（社会福祉施設・機関等の現職及び現場経験の範囲を出願資格として規定）を有している者を対象とする募集である。

募集の告知・広報・募集活動

印刷物としての「入学案内・入学試験要項・入学願書一式」の作成・無料配布、大学ホームページへの掲載による告知・広報、学内外の掲示板・広告媒体への掲出による告知・広報、大学院進学説明会の開催による募集活動、その他の方法により受験を希望する人々への告知・広報・募集活動などを行っている。

入学者選抜方針及び選抜方法

入学者選抜方針及び選抜方法に関しては、入学試験センター委員会、大学院委員会で基本的な共通事項について調整を図りつつ原案を策定し、研究科委員会における審議・承認を経たうえでこれを確定し、さらに大学院委員会、入学試験委員会における報告・承認を経て、学長が決定することとしている。

合格者の決定

合格者の決定に関しては、研究科長が研究科委員会において合格者案を審議に付し、その議に基づいて合格者名簿を作成して学長に上申し、この合格者名簿に基づき学長が決定することとしている。

[点検・評価]

過年度における各入学選抜方法による学生募集の状況は、「大学院・研究科の入学者構成一覧」により確認することができる（『2006 年度自己点検評価報告書　自己点検評価資料』p.381～p.383)。

資料にあるように 3 ヵ年（2004 年度～2006 年度）の状況は、各研究科ともに厳しい学生募集状況にあり、入学定員の充足に苦慮している。これに 2007 年度の状況を加えて、4 ヵ年（2004 年度

～2007 年度）の状況は次のとおりである。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）は入学定員が 8 人であるが、2004 年度は受験者 9 人、入学者 7 人、2005 年度は受験者 7 人、入学者 4 人、2006 年度は受験者 10 人、入学者 7 人、2007 年度受験者 13 人、入学者 8 人である。4 年間の平均入学者は 6.5 人であり、入学定員の充足に苦慮している。なお、2006 年度から社会福祉学専攻は、福祉計画学領域、福祉臨床学領域、社会・発達心理学領域の 3 つの領域で構成するカリキュラムに改訂しており、2007 年度の募集における各領域の募集人員は、福祉計画学領域 3 人、福祉臨床学領域 3 人、社会・発達心理学領域 2 人である。

社会福祉学研究科心理学専攻（修士課程）は入学定員が 4 人であるが、2004 年度は受験者 17 人、入学者 3 人、2005 年度は受験者 16 人、入学者 5 人、2006 年度は受験者 15 人、入学者 6 人である。3 年間の平均入学者は 4.7 人であり、入学定員は充足している。しかし、臨床心理学領域と社会心理学領域のそれぞれの状況をみると、社会心理学領域は極めて厳しい状況である。また、2006 年度から心理学専攻は臨床心理学専攻（修士課程、入学定員 4 人）として専攻名称を変更しており、従前の社会心理学領域は社会福祉学専攻に継承し、臨床心理学に特化した専攻になっている。2007 年度は受験者 11 人、入学者 5 人であり、入学定員は充足している。

文学研究科言語文化コミュニケーション専攻（修士課程）は入学定員が 8 人であるが、2004 年度は受験者 6 人、入学者 5 人、2005 年度は受験者 4 人、入学者 4 人、2006 年度は受験者 0 人、入学者 0 人、2007 年度は受験者 3 人、入学者 3 人である。4 年間の平均入学者は 3 人であり、入学定員は充足していない。特に、2006 年度は 0 人であり、極めて厳しい状況である。

経済学研究科経済学専攻（修士課程）は入学定員が 10 人であるが、2004 年度は受験者 11 人、入学者 10 人、2005 年度は受験者 8 人、入学者 5 人、2006 年度は受験者 5 人、入学者 4 人、2007 年度は受験者 6 人、入学者 6 人である。4 年間の平均入学者は 6.3 人であり、入学定員は充足していない。4 年間の入学者 25 人のうち、17 人は姉妹校からの推薦入学者であり、特に 2006 年度は姉妹校からの推薦入学以外は受験者も 0 人である。極めて厳しい状況である。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）は入学定員が 3 人であるが、2004 年度は受験者 7 人、入学者 5 人、2005 年度は受験者 8 人、入学者 4 人、2006 年度は受験者 2 人、入学者 2 人、2007 年度受験者 4 人、入学者 3 人である。4 年間の平均入学者は 3.5 人であり、入学定員を充足している。

[改善方策]

学生募集においては年々厳しい環境が続いており、抜本的な対策が必要である。これまで、本学学部生に対する大学院進学の推奨、推薦入試の導入、大学院学費の大幅な減額改定、入学者選抜方法の改善の検討、大学院修士課程の修了要件の見直し等、現状を打開するための方策を実施ないし検討を継続しているが、引き続き努力することが必要である。

②学内推薦制度

●成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

[現状説明]

2006 年度の学生募集から、本学の学部在学生を対象に、学内選考（推薦）入学試験を全研究科・専攻（修士課程）で実施しており、募集要項及び推薦基準を学内で発表している。

2008 年度の各研究科の学内選考(推薦)入学志願者募集要項及び 2006 年度以降の受験・入学状況は以下のとおりである。

A. 社会福祉学研究科

2008 年度　社会福祉学研究科学内選考（推薦）入学志願者募集要項

１．募集研究科、専攻

社会福祉学研究科　社会福祉学専攻
社会福祉学研究科　臨床心理学専攻

２．募集人数

社会福祉学専攻	福祉計画学領域	１名
社会福祉学専攻	福祉臨床学領域	１名
社会福祉学専攻	社会・発達心理学領域	１名
臨床心理学専攻		１名

３．推薦要件

社会福祉学部に在学し、次の(1)～(3)に該当する者

(1) 2008 年 3 月卒業見込みの者
(2) 本学のみを志願し、かつ入学の意思を有する者
(3) 社会福祉学部長の推薦する者

４．推薦基準

福祉計画学科と福祉臨床学科においては、編入生は推薦資格者に含まれない。

① 修得単位について

福祉計画学科においては、専門演習Ⅰと福祉計画論の単位を 3 年次までに修得していること。

福祉臨床学科においては、専門演習Ⅱ、ソーシャルワーク論、福祉臨床研究法の単位を 3 年次までに修得していること。

福祉心理学科においては、心理学研究法、心理学実験、心理学実験演習、臨床心理検査演習Ⅰ、専門演習Ⅰの単位を 3 年次までに修得していること。

② 成績について

福祉計画学科、福祉臨床学科においては、1 年次より 3 年次までの全科目の成績の平均が、福祉計画学科の場合 8.0833 以上、福祉臨床学科の場合 8.3784 以上であること。

福祉心理学科においては単位修得の条件にあげた５科目に加えて、福祉心理学専門科目および臨床心理学、パーソナリティ心理学、福祉心理学、障害児の心理、心身障

害学、社会心理学のうち、3 年次までに単位を修得した科目の平均が 8.6667 以上であること。（ただし平均を算出する際に、「福祉心理科目」のうち、心理統計法基礎、基礎演習、臨床心理学実習、教育相談論、社会的スキル実習は除く）

5．選考方法

面接および書類審査の総合判定

応募及び入学状況

2006 年度は社会福祉学研究科全体で 2 人の受験者がおり、2 人が入学した。

社会福祉学専攻		1 名
心理学専攻		1 名

2007 年度は社会福祉学研究科全体で 2 人の受験者がおり、2 人が入学した。

社会福祉学専攻	福祉計画学領域	志願者なし。
社会福祉学専攻	福祉臨床学領域	志願者なし。
社会福祉学専攻	社会・発達心理学領域	1 名
臨床心理学専攻		1 名

2008 年度は社会福祉学研究科全体で 1 人の受験者がおり、1 人が入学する予定（2008.1.31 現在）。

社会福祉学専攻	福祉計画学領域	0 名
社会福祉学専攻	福祉臨床学領域	0 名
社会福祉学専攻	社会・発達心理学領域	0 名
臨床心理学専攻		1 名

B. 文学研究科

2008 年度　文学研究科学内選考（推薦）入学志願者募集要項

1．募集研究科、専攻

文学研究科　言語文化コミュニケーション専攻

2．募集人数

2　名

3．推薦要件

文学部に在学する者で、次の(1)～(3)に該当する者

(1)　2008 年 3 月卒業見込みの者

(2)　本学のみを志願し、かつ入学の意思を有する者

(3)　文学部長の推薦する者

4．推薦基準

在籍学科における 3 年次までの成績順位が、原則として上位 3 分の 1 以内であること。

5．選考方法

面接および書類審査の総合判定

6．追加募集

第 1 期において募集人数を充足しない場合、第 2 期において追加募集を行う。

応募及び入学状況

2006 年度は志願者なし。

2007 年度は 2 人の志願者がおり、2 人が入学した。

2008 年度は 2 人の志願者がおり、2 人が入学する予定（2008.1.31 現在）。

C. 経済学研究科

2008 年度　経済学研究科学内選考（推薦）入学志願者募集要項

１．募集研究科、専攻

経済学研究科　経済学専攻

２．募集人数

3　名

３．推薦要件

経済学部に在学する者で次の(1)～(3)に該当する者

(1)　2008 年 3 月卒業見込みの者

(2)　本学のみを志願し、かつ入学の意思を有する者

(3)　経済学部長の推薦する者

４．推薦基準

在籍学科における 3 年次までの成績順位が、原則として上位 3 分の 1 以内であること。

５．選考方法

面接および書類審査の総合判定

６．追加募集

第 1 期において募集人数を充足しない場合、第 2 期において追加募集を行う。

応募及び入学状況

2006 年度は志願者なし。

2007 年度は志願者なし。

2008 年度は 1 人の志願者がおり、1 人が入学する予定（2008.1.31 現在）。

[点検・評価]、[改善方策]

各研究科の学内選考（推薦）入学については、相当の検討を経て導入した制度であるが、2006 年度導入初年度は広報期間が短い中での募集であったため、充分な成果が得られなかったという評価をしている。しかし、2007 年度及び 2008 年度の応募状況を見ると、在学生の対応状況は研究科・専攻によって違いがあり、現在各研究科・専攻が置かれている状況を反映しているように考えられる。本学研究科の中心的な募集対象は本学学部卒業生であるので、卒業生にとって魅力ある進学先となるよう努力すること、また各学部単位で大学院・研究科への進学志向を醸成するような取り組みを検討する必要がある。

③門戸開放

●他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

[現状説明]

一般入学の学生募集については、自大学及び他大学の学生に対して広く一般に募集しており、その取り組みの現状については先に述べたが、印刷物としての「入学案内・入学試験要項・入学願書一式」の作成・無料配布、大学ホームページへの掲載による告知・広報、学内外の掲示板・広告媒体への掲出による告知・広報、大学院進学説明会の開催による募集活動、その他の方法により受験を希望する人々への告知・広報・募集活動を行っている。

過年度（2004 年度～2007 年度）における他大学の学生の入学の状況は以下のとおりである。

2004 年度
社会福祉学研究科（修士課程）
　社会福祉学専攻　（入学者 7 人中、他大学入学者 4 人）
　心理学専攻　（入学者 3 人中、他大学入学者 1 人）
社会福祉学研究科（博士〔後期〕課程）
　社会福祉学専攻　（入学者 5 人中、他大学入学者 1 人）
文学研究科（修士課程）
　言語コミュニケーション専攻　（入学者 5 人中、他大学入学者 1 人）
経済学研究科（修士課程）
　経済学専攻　（入学者 10 人中、他大学入学者 8 人）

2005 年度
社会福祉学研究科（修士課程）
　社会福祉学専攻　（入学者 4 人中、他大学入学者 2 人）
　心理学専攻　（入学者 5 人中、他大学入学者 0 人）
社会福祉学研究科（博士〔後期〕課程）
　社会福祉学専攻　（入学者 4 人中、他大学入学者 3 人）
文学研究科（修士課程）
　言語コミュニケーション専攻　（入学者 4 人中、他大学入学者 2 人）
経済学研究科（修士課程）
　経済学専攻　（入学者 5 人中、他大学入学者 3 人）

2006 年度
社会福祉学研究科（修士課程）
　社会福祉学専攻　（入学者 7 人中、他大学入学者 0 人）
　臨床心理学専攻　（入学者 6 人中、他大学入学者 2 人）
社会福祉学研究科（博士〔後期〕課程）
　社会福祉学専攻　（入学者 2 人中、他大学入学者 0 人）

文学研究科（修士課程）
　言語コミュニケーション専攻　（入学者 0 人中、他大学入学者 0 人）
経済学研究科（修士課程）
　経済学専攻　（入学者 4 人中、他大学入学者 4 人）

2007 年度
社会福祉学研究科（修士課程）
　社会福祉学専攻　（入学者 8 人中、他大学入学者 4 人）
　臨床心理学専攻　（入学者 5 人中、他大学入学者 1 人）
社会福祉学研究科（博士〔後期〕課程）
　社会福祉学専攻　（入学者 3 人中、他大学入学者 0 人）
文学研究科（修士課程）
　言語コミュニケーション専攻　（入学者 3 人中、他大学入学者 1 人）
経済学研究科（修士課程）
　経済学専攻　（入学者 6 人中、他大学入学者 5 人）

[点検・評価]、[改善方策]

現状説明で述べたように、他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況は充分適切になされており、特に問題はないと評価している。

④社会人の受け入れ

●社会人学生の受け入れ状況

[現状説明]

社会人学生の受け入れについては、各研究科ともリカレント入学（職業人入学）の推進を基本方針としており、自大学及び他大学の卒業生に対して広く社会人の入学者を募集している。学生募集の取り組みの現状については先に述べたが、印刷物としての「入学案内・入学試験要項・入学願書一式」の作成・無料配布、大学ホームページへの掲載による告知・広報、学内外の掲示板・広告媒体への掲出による告知・広報、大学院進学説明会の開催による募集活動、その他の方法により受験を希望する人々への告知・広報・募集活動を行っている。

受け入れ体制としては、修士課程の修業年限は 2 年であるが、最長 6 年の在学期間を認めていることから、特に職業を持っている学生にとっては、時間をかけて研究を行うことができるようになっている。さらに、大学院学則第 21 条（教育方法の特例）により、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業若しくは研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うこととしている。授業（研究指導を含む）の時間又は時期の配慮として、夜間（午後 6 時から 7 時 30 分、同 7 時 40 分から 9 時 10 分）、集中（夏季もしくは冬季）、土曜日の開講など、社会人が職業と勉学を両立できるよう配慮している。

また、夜間に開講される授業を履修する学生や有職者のために、施設・設備の利用時間につい配

慮している。まず、一般校舎の利用時間は年間を通して通常午後 10 時までとしており、学部学生を含めて利用を可としている。特に、大学院棟については午後 11 時まで延長して利用を可能としており、院生の研究活動に支障をきたさぬよう最大限の配慮をしている。合わせて、図書館及び情報実習室（総合情報センター）の開館及び利用時間についても、大学院生の要望を考慮して配慮している。図書館においては、通常開館期の平日は午後 10 時まで、土曜日は午後 6 時まで利用が可能となっているほか、日曜日は正午から午後 6 時までの「日曜開館」を実施している。

過年度（2004 年度～2007 年度）におけるリカレント入学の受験・合格・入学の状況は以下のとおりである。

2004 年度
社会福祉学研究科（修士課程）
　社会福祉学専攻　（受験 5 人・合格 5 人・入学 5 人）
　心理学専攻　（受験 1 人・合格 0 人・入学 0 人）
社会福祉学研究科（博士〔後期〕課程）
　社会福祉学専攻　（受験 4 人・合格 3 人・入学 3 人）
文学研究科（修士課程）
　言語コミュニケーション専攻　（受験 4 人・合格 4 人・入学 3 人）
経済学研究科（修士課程）
　経済学専攻　（受験 1 人・合格 1 人・入学 1 人）

2005 年度
社会福祉学研究科（修士課程）
　社会福祉学専攻　（受験 7 人・合格 4 人・入学 4 人）
　心理学専攻　（受験 0 人・合格 0 人・入学 0 人）
社会福祉学研究科（博士〔後期〕課程）
　社会福祉学専攻　（受験 5 人・合格 3 人・入学 3 人）
文学研究科（修士課程）
　言語コミュニケーション専攻　（受験 1 人・合格 1 人・入学 1 人）
経済学研究科（修士課程）
　経済学専攻　（受験 0 人・合格 0 人・入学 0 人）

2006 年度
社会福祉学研究科（修士課程）
　社会福祉学専攻　（受験 3 人・合格 2 人・入学 2 人）
　臨床心理学専攻　（受験 0 人・合格 0 人・入学 0 人）
社会福祉学研究科（博士〔後期〕課程）
　社会福祉学専攻　（受験 0 人・合格 0 人・入学 0 人）
文学研究科（修士課程）
　言語コミュニケーション専攻　（受験 0 人・合格 0 人・入学 0 人）
経済学研究科（修士課程）

経済学専攻　（受験 0 人・合格 0 人・入学 0 人）

2007 年度
社会福祉学研究科（修士課程）
　社会福祉学専攻　（受験 6 人・合格 5 人・入学 5 人）
　臨床心理学専攻　（受験 0 人・合格 0 人・入学 0 人）
社会福祉学研究科（博士〔後期〕課程）
　社会福祉学専攻　（受験 0 人・合格 0 人・入学 0 人）
文学研究科（修士課程）
　言語コミュニケーション専攻　（受験 0 人・合格 0 人・入学 0 人）
経済学研究科（修士課程）
　経済学専攻　（受験 0 人・合格 0 人・入学 0 人）

[点検・評価]、[改善方策]

社会人入学者の受入体制については、入学方法としてリカレント入学を設けるなど整備しているが、社会福祉学研究科社会福祉学専攻以外は志願者が年々減少し、2006 年度及び 2007 年度は志願者そのものが 0 人という状況になっている。

リカレント入学については、長い歴史のある制度であるが、そもそも志願者がないという現状分析が必要である。2007 年度入学生から大学院の学費を大幅に減額して、経済的な負担軽減を図っているが、その広報も含めて、特に本学卒業生に対する広報が必要である。

⑤科目等履修生、研究生等

●科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性（C 群項目）

[現状説明]

大学院学則に定める「特別科目等履修生」（他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、研究科において、当該大学院の院生に特別科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる）については、2002 年度から経済学研究科が近隣の大学院と協定して実施している 4 大学大学院の単位互換制度がある。2002 年度に実績があったものの、2003 年度以降 2007 年度まで実績はない。募集要項は以下のとおりである。

2007（平成 19）年度　北海学園大学大学院経済学研究科、
札幌大学大学院経済学研究科および酪農学園大学大学院酪農学研究科における
特別科目等履修生募集要項

単位互換制度とは、この協定に参加する各研究科の間において院生が相互に他の研究科の開講科目を履修し、その単位を修得することを認定する制度です。許可にあたっては、あらかじめ指導教授および授業担当者の了承を得る必要がありますが、授業料は原則無料です。履修を許可された院生は、許可された科目の開講期間（前期・後期・集中）は特別聴講学生あるいは特別科目

等履修生として受け入れられます。

1　2007 年度協定校

北海学園大学大学院経済学研究科、札幌大学大学院経済学研究科
および酪農学園大学大学院酪農学研究科

2　願書受付期間

2007 年 4 月 12 日（木）から 4 月 18 日（水）まで

3　出願資格

① 経済学研究科に在学し、出願時までに前期学費等を完納した者
② 指導教授および授業担当教授の許可を得た者

4　出願書類

① 願書
② 写真 2 枚

5　手続き方法

① 指導教授に申し出て許可印を得た後、教育・研究支援課へ提出のこと

6　身分

北海学園大学：特別聴講学生
札　幌　大　学：特別科目等履修生
酪農学園大学：特別科目等履修生

7　問い合わせ先

教育・研究支援課大学院係

大学院学則に定める「一般科目等履修生」（本大学院において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究科の教育に支障のない場合に限り選考のうえ一般科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることがある）については、これまでの経過の中で募集を見合わせており、2007 年度までの実績はない。

大学院学則に定める「研究生」（大学院を修了した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、本大学院において特殊の事項について研究しようとする者があるときは、研究科において選考のうえ研究生として入学を許可することがある）については、これまで毎年受け入れており、2007 年度の実績は次のとおりである。

2007 年度

社会福祉学研究科	（出願 7 人・許可 7 人・入学 7 人）
文学研究科	（出願 3 人・許可 3 人・入学 3 人）
経済学研究科	（出願 0 人・許可 0 人・入学 0 人）

大学院学則に定める「外国人研修生」（外国の大学を卒業又は卒業したと同等以上の学力を有する外国人で、大学院において研修する目的をもって入国し、本大学院において特定の研修課題について研修しようとする者があるときは、研究科において選考のうえ外国人研修生として入学を許可することができる）については、これまでの経過の中で募集を見合わせており、2007 年度までの実績はない。

[点検・評価]、[改善方策]

科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れについては、積極的に対応するという取り組みが弱く、充分な検討が行われていない。特に、正規の大学院生の入学が充足されていない中で、これらの受け入れを行うことについての消極性がある。研究生については、実状は本学修士課程修了者が中心であり、その希望に充分対応した受け入れとなっている。

一般科目等履修生については、今後制度を運用する方向で検討する必要がある。

⑥外国人留学生の受け入れ

●外国人留学生の受け入れ状況（C 群項目）

[現状説明]

大学院学則に定める「外国人留学生」（外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学又は編入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある）については、1 年次入学について前述しているところであるが、次のとおりである。

学生募集の方法に関しては、「北星学園大学大学院入学者選抜試験実施要項」の決定に基づき、募集要項（「入学試験要項」）を作成し周知を図っている。

社会福祉学研究科、文学研究科及び経済学研究科の修士課程においては、第 1 期募集（10 月試験実施）及び第 2 期募集（2 月試験実施）として選抜試験を年 2 回実施しており、募集対象により一般入学、リカレント入学（職業人入学)、外国人留学生入学（社会福祉学研究科は第 2 期募集のみ）の区分を設けている。なお、経済学研究科においては、姉妹校提携大学外国人留学生推薦入試を 5 月下旬に実施しており、募集要項及び推薦基準を対象校に発表している。

社会福祉学専攻、臨床心理学専攻及び経済学専攻においては、外国の国籍を有する者で、通常の入学資格を有し（個別の入学資格事前審査を含む)、かつ財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験 1 級に合格している者を対象とする募集である。

言語文化コミュニケーション専攻においては、外国の国籍を有する者で、通常の入学資格を有し（個別の入学資格事前審査を含む)、かつ財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験 1 級に合格しており、さらに英語検定等を受験している者を対象とする募集である（現職の英語教育に携わっている教員は、原則として英語検定等の受験を条件としない)。

[点検・評価]、[改善方策]

過年度（2004 年度～2007 年度）において外国人留学生入学の受験の実績は、2005 年度社会福祉学研究科（修士課程）心理学専攻に 1 人あったが、合格はしなかった。

経済学研究科においては、姉妹校提携大学外国人留学生推薦入試を毎年 5 月下旬に実施しており、実績は、2004 年度は受験 5 人・合格 5 人・入学 5 人、2005 年度は受験 5 人・合格 4 人・入学 3 人、2006 年度は受験 5 人・合格 5 人・入学 4 人、2007 年度は受験 5 人・合格 5 人・入学 5 人である。

大学院学則に定める「外国人留学生」の編入学については、これまでの経過の中で募集を見合わ

せており、2007 年度までの実績はない。

外国人留学生の受け入れについては、姉妹校提携大学外国人留学生推薦入試による受入れが実績ということになるが、経済学研究科においてはその存否に関わる重要な制度として機能しており、今後も提携関係の維持が必要である。

⑦定員管理

●収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

[現状説明]

2007 年度における大学院の収容定員は 69 人（文学研究科言語文化コミュニケーション専攻（修士課程）16 人、経済学研究科経済学専攻（修士課程）20 人、社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）16 人、社会福祉学研究科臨床心理学専攻（修士課程）8 人、社会福祉学研究科社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）9 人）である。

在籍学生数は 33 人（文学研究科言語文化コミュニケーション専攻（修士課程）4 人、経済学研究科経済学専攻（修士課程）10 人、社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）16 人、社会福祉学研究科臨床心理学専攻（修士課程）11 人、社会福祉学研究科社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）12 人）である。

収容定員に対する在籍学生の割合は、文学研究科言語文化コミュニケーション専攻（修士課程）で 0.25 倍、経済学研究科経済学専攻（修士課程）で 0.5 倍、社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）で 1.0 倍、社会福祉学研究科臨床心理学専攻（修士課程）で 1.38 倍、社会福祉学研究科社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）で 1.33 倍となっている。

[点検・評価]

文学研究科及び経済学研究科の定員充足率が 1.0 倍を割っているのに対して、社会福祉学研究科臨床心理学専攻（修士課程）及び社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）は 1.3 倍を上回っている。このため、文学研究科及び経済学研究科では学生確保に努める一方、社会福祉学研究科では少なくとも 1.3 倍を超えないよう、改善する必要がある。

[改善方策]

学生確保については、大学院委員会及び各研究科委員会でも重点課題として挙げられている。具体的な取り組みとしては、3 研究科合同で大学院進学説明会の実施や、新聞広告等の広報活動を行っている。また、大学院学費の大幅減額改定が行われ、2007 年度入学生より適用されている。その一方で、1.3 倍を超える専攻については、教育環境を適正に保つべく取り組みを行っていくこととする。

第 5 章　教員組織

【到達目標】
大学設置基準を満たすだけでなく、本学の理念・目的を達成するために必要とする人的体制を整備する。
そのために、教員の年齢構成上のバランスを適正に保つことに留意しつつ、任免・昇格を適切に行ない、更に教員間の連絡調整を図るための会議体を設けて教育、ならびに研究において円滑な運営を図る。
これらの取り組みにより、大学として高度な教育と研究を担うにふさわしい質の高い教員確保を目指す。

5－1. 学部の教員組織

①教員組織

●学部・学科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

[現状説明]

A. 文学部

文学部は、『大学基礎データ』（表 19－2）に示す通り、文部科学省令大学設置基準で学部の種類に応じて定められている専任教員数以上の専任教員を各学科とも配置している。学科に配置されている科目は、専任教員、兼担教員および兼任教員が担当している。専任教員は、教授、准教授および専任講師から構成されている。教員の任用等については、教授会によって厳格な審議の後、学長から理事長に上申され、理事長により任命される。

文学部英文学科 1～4 年次の在籍学生 533 人に対し、学科に配置する専任教員は 12 人（教授 9 人、准教授 1 人、講師 2 人）であり、専任教員 1 人あたり学生 44.4 人となっている。

文学部心理・応用コミュニケーション学科 1～4 年次の在籍学生 448 人に対し、学科に配置する専任教員は 10 人（教授 7 人、准教授 2 人、講師 1 人）であり、専任教員 1 人あたり学生 44.8 人となっている。

B. 経済学部

経済学部は、『大学基礎データ』（表 19－2）に示す通り、文部科学省令大学設置基準で学部の種類に応じて定められている専任教員数以上の専任教員を各学科とも配置している。学科に配置されている科目は、専任教員、兼担教員および兼任教員が担当している。専任教員は、教授、准教授および専任講師から構成されている。教員の任用等については、教授会によって厳格な審議の後、学長から理事長に上申され、理事長により任命される。

経済学部経済学科 1～4 年次の在籍学生 750 人に対し、学科に配置する専任教員は 15 人（教授 9

人、准教授 3 人、講師 3 人）であり、専任教員 1 人あたり学生 50 人となっている。

経済学部経営情報学科 1～4 年次の在籍学生 496 人に対し、学科に配置する専任教員は 10 人（教授 8 人、准教授 1 人、講師 1 人）であり、専任教員 1 人あたり学生 49.6 人となっている。

経済学部経済法学科 1～4 年次の在籍学生 470 人に対し、学科に配置する専任教員は 11 人（教授 6 人、准教授 2 人、講師 3 人）であり、専任教員 1 人あたり学生 42.7 人となっている。

C. 社会福祉学部

社会福祉学部は、『大学基礎データ』（表 19－2）に示す通り、文部科学省令大学設置基準で学部の種類に応じて定められている専任教員数以上の専任教員を各学科とも配置している。学科に配置されている科目は、専任教員、兼担教員および兼任教員が担当している。専任教員は、教授、准教授および専任講師から構成されている。教員の任用等については、教授会によって厳格な審議の後、学長から理事長に上申され、理事長により任命される。

社会福祉学部福祉計画学科 1～4 年次の在籍学生 406 人に対し、学科に配置する専任教員は 10 人（教授 4 人、准教授 5 人、講師 1 人）であり、専任教員 1 人あたり学生 40.6 人となっている。

社会福祉学部福祉臨床学科 1～4 年次の在籍学生 394 人に対し、学科に配置する専任教員は 10 人（教授 6 人、准教授 4 人）であり、専任教員 1 人あたり学生 39.4 人となっている。

社会福祉学部福祉心理学科 1～4 年次の在籍学生 306 人に対し、学科に配置する専任教員は 9 人（教授 5 人、准教授 3 人、講師 1 人）であり、専任教員 1 人あたり学生 34 人となっている。

[点検・評価]

文学部、経済学部、社会福祉学部の専任教員数は、『大学基礎データ』（表 19－2）に示す通り、文部科学省令大学設置基準で定められている必要専任教員数のうち、学部の種類に応じて定められている専任教員数及び大学全体の収容定員に応じて定められている専任教員数をともに上回った教員数を配置している。かつ、この基準に定める教員数の半数以上は原則として教授でなければならないが、各学部学科および大学全体の全ての分野において、教授数は確保されている。したがって、大学設置基準を十分に満たしており、基準上の問題はない。

教員 1 人あたりの学生数は大学全体でみても 50 人以内に納まっており、また学科別に見ても決して悪い数字ではないと思われる。また、福祉計画学科を除く全ての学科において教授数が専任教員数の半数以上が確保されている。

少人数教育あるいは実践的教育を進めるという学部・学科の理念・目的の達成にあたって、専任教員 1 人あたりの在籍学生数は重要な指標であるが、概ね達成されていると判断できる。ただし、学科によってはその性格上、目標達成のために学科専門科目を配置しなければならないことから非常勤講師に多くを頼らざるを得ない部分もある。

教員の採用および昇格については、本学の建学の精神並びに教育方針を理解し、これを尊重することを確認し、人格、学歴、職歴、著書、論文、学会における報告及び学会並びに社会における活動等に基づき、厳格な審査ができるように「教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」を定めている。このことにより、学部間の公平性は担保されており、教員組織は適切と評価する。

[改善方策]

教員 1 人あたりの学生数については、現在のところ特に大きな問題はない。本学では 1996 年か

ら「入学定員 10 人に対して専任教員 1 人」という独自の基準を設けてきた。学部学科の状況に合わせて調整を図りながら現在の教員を配置している。この基準が大学設置基準および本学の教育・研究の現状と照らし合わせて適切なものであるのか、絶えず見直しを行うこととしていきたい。また、各学科の教員構成における教授、准教授、専任講師のバランスについてはかなりばらつきがあるので、退職者の後の後任人事や欠員補充の後任人事が発生した時は、教員の構成を意識的に考えた選考を行っていく。

●大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性

[現状説明]

本学の専任教員が自大学外で非常勤講師等の兼職をする際、設定している上限は通年換算で一週間当り 4 時間としている。その場合には、先方からの委嘱状をもとに、所属する学部の学部長及び学長の決裁を受けることを必要とする。また、学部長等については原則として自大学外で非常勤講師等の兼職を認めてはいない。

特別専任については、役職・委員の併任が免除されていることと、授業の標準持ち時間数も通常専任より軽減されているため、本学の教育研究の遂行に支障はないと考えられる範囲内で自大学外で非常勤講師等の兼職をすることを認めている。この場合に限っては、特に上限の設定をしていない。

本学の専任教員の学外への出講状況は、2006 年度で文学部 9 人（12.5 講）、経済学部 15 人（14.2 講）、社会福祉学部 14 人（17.2 講）、合計で 38 人（43.9 講）となっている。

[点検・評価]

本学では、自大学外で兼職をする場合、その上限講数を上記の通り設定はしているが、実態としては、全教員のうち学外へ出講している教員数は、全体で 3 分の 1 弱程度で、かつ出講者の平均出講講数も 1.16 講となっている。手続きとしても学部長、学長の決裁を受ける必要があるので、むやみに学外へ出講し、本務校での教育研究が疎かにならないようなシステムが構築されていると評価できる。

また、制限を設けていない特別専任教員についても、現在のところ本学の教育研究の遂行に支障を来すような事態にはなっておらず、特に問題はない。

[改善方策]

現状では、専任教員は本務校である本学での教育研究に専ら従事しており、教員が兼職をしている場合でも本学における教育研究の遂行に支障は出ていないため、特に改善すべきところはないと考える。今後も、現状の維持に努めていくこととする。

●主要な授業科目への専任教員の配置状況

[現状説明]

必修科目における専任教員担当率は、英文学科 46.4%、心理・応用コミュニケーション学科 98.6%、経済学科 100%、経営情報学科 100%、福祉計画学科 95.0%、福祉臨床学科 87.5%、福祉心理学科

100%となっており、経済法学科の場合、必修科目の配置はないが、主要な科目は 100%専任教員が担当している。

[点検・評価]

英文学科は専任比率が低いが、これは、1、2 年次の必修科目を中心に、ネイティブ・スピーカーによる少人数教育を実施するため、1 クラス 10 から 25 人程度に抑え、5 ないし 9 クラスとしているためである。多数のネイティブ教員が必要なため、非常勤講師に依存せざるを得ない状況であるが、それぞれの科目において、専任教員が全クラスにおいて同じクオリティの授業が展開できるよう指導している。

その他の学科においては、主要な授業科目の全てまたはほとんどを専任教員が担当しており、適正な状況といえる。ただし、社会福祉学部の場合、実習関係科目への専任教員の負荷が大きく、大学院の臨床心理学専攻では、心理臨床センターでの実習指導において教員負担が過重となるケースが発生している。

[改善方策]

おおむね問題はないが、社会福祉学部においては、専任教員の負担について相当な見直しを必要としている。

●教員組織における専任、兼任の比率の適切性

[現状説明]

A. 文学部

英文学科では専任教員 12 人、兼担教員 5 人に対し兼任教員 39 人、心理・応用コミュニケーション学科では専任教員 10 人、兼担教員 6 人に対し、兼任教員 23 人となっている。

比率で見てみると、専任教員のみの割合は英文学科で 23.5%、心理・応用コミュニケーション学科で 30.3%であり、専任教員と兼担教員とを併せた割合は英文学科で 30.4%、心理応用コミュニケーション学科で 38.5%である。

B. 経済学部

経済学科では専任教員 15 人、兼担教員 16 人に対し兼任教員 33 人、経営情報学科では専任教員 10 人、兼担教員 23 人に対し兼任教員 33 人、経済法学科では専任教員 11 人、兼担教員 14 人に対し兼任教員 33 人となっている。

比率で見てみると、専任教員のみの割合は経済学科で 31.3%、経営情報学科で 23.3%、経済法学科で 25.0%であり、専任教員と兼担教員とを併せた割合は経済学科で 48.4%、経営情報学科で 50.0%、経済法学科で 43.1%である。

C. 社会福祉学部

福祉計画学科では専任教員 10 人、兼担教員 23 人に対し兼任教員 38 人、福祉臨床学科では専任教員 10 人、兼担教員 17 人に対し兼任教員 35 人、福祉心理学科では専任教員 9 人、兼担教員 22 人に対し兼任教員 33 人となっている。

比率で見てみると、専任教員のみの割合は福祉計画学科で 20.8%、福祉臨床学科で 22.2%、福祉心理学科で 21.4%であり、専任教員と兼担教員とを併せた割合は福祉計画学科で 46.4%、福祉臨床学科で 43.5%、福祉心理学科で 48.4%である。

[点検・評価]

本学では少人数制による教育を重視しており、そのためにクラス数が増え兼任教員への依存が高くなっている。この傾向は学科の性格上特に文学部英文学科において顕著であるが、高い教育効果を得るためにはある程度やむを得ないだろう。

専任教員のみの比率で見た場合、社会福祉学部において特に比率が低くなっているが、社会福祉士や精神保健福祉士の国家試験受験資格を満たす必要があるほか、特別支援教育に関する教職科目や社会調査士資格あるいは社会教育主事資格関係の多くの専門科目を配置しなければならないためにこのような状況になっている。この点に関して、設置基準上必要教員数は満たしているが、(『大学基礎データ』(表 19－2)参照)国家資格に関係する科目の教育条件はきわめて厳しくなっており、社会福祉学部各学科の設置基準上必要専任教員数は、大学設置基準第 13 条に示す教員数（別表第一）の 2 割の範囲内において兼任の教員に代えることができるとされているものの、現状は決して十分満足のいく状況とは言えない。

[改善方策]

文学部英文学科の専門科目、とりわけネイティブ・スピーカーによる授業科目について兼任依存率が高くなっている。このため、今後外国人専任教員を確保する、あるいは併設短期大学部の英文学科との連携を密にする等の方策を検討する。

また社会福祉学部の専任教員数については、国家資格対応の実習科目をはじめとするスタッフの確保が立ち後れており、大学院教育における博士前期・後期課程の教育をカバーしていることから教員の持ちコマ負担増による対応に限界がきており、早急な教員数の配置増を必要としていることから、教員の持ち時間数や配置科目の状況を分析し、改善を図ることとする。

●教員組織の年齢構成の適切性

[現状説明]

A. 文学部

文学部専門科目担当教員の大まかな年齢構成は、40 歳までが 5 人（22.7%)、41～50 歳が 8 人（36.4%)、51～60 歳が 7 人（31.8%)、61 歳以上が 2 人（9.1%）である。

B. 経済学部

経済学部専門科目担当教員の大まかな年齢構成は、40 歳までが 9 人（25.0%)、41～50 歳が 10 人（27.8%)、51～60 歳が 12 人（33.3%)、61 歳以上が 5 人（13.9%）である。

C. 社会福祉学部

社会福祉学部専門科目担当教員の大まかな年齢構成は、40 歳までが 7 人（24.1%)、41～50 歳が 11 人（37.9%)、51～60 歳が 9 人（31.0%)、61 歳以上が 2 人（6.9%）である。

D. 大学共通科目及び教職課程

大学共通科目及び教職課程担当教員の大まかな年齢構成は、40 歳までが 4 人（11.8%）、41～50 歳が 10 人（29.4%）、51～60 歳が 10 人（29.4%）、61 歳以上が 10 人（29.4%）である。

[点検・評価]

3 学部とも年齢構成のバランスの面では特に問題がないと思われる。本学の通常専任教員の定年は 65 歳であるが、特別給を受ける特別専任教員及び嘱託専任教員で 60 歳を超えて採用された場合は 70 歳が定年となる。3 学部の各学科ともこの特別専任教員の採用枠を 1～2 名の範囲で定めており、状況に応じて採用をしている。学科によっては、この人事枠を埋めないところもある。したがって、各学部とも 61 歳以上の教員比率が極端に高くならない構造になっている。大学共通科目においてやや高齢化が見られるのは、前述した学部の専門科目を担当する教員と比較して、共通科目部門において特別専任の採用枠が多くなっているためである。

[改善方策]

共通科目部門に限らず、いずれの学部においても学部運営の活性化を考慮して若手の優秀な人材を獲得していけるような人事を図る。また、教員構成を適切に維持するために年齢が偏らないようにすることも必要であると考えるので、公募の際の募集要項で年齢範囲の指定する等、教員組織の年齢構成のバランスを維持できるような取り組みを行っていく。

●教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

[現状説明]

学部･学科専門科目のカリキュラム編成や授業展開などの教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整は、まず、学科会議において審議･決定され、必要なものは教授会において議案・打ち合わせ事項となり、承認・決定される。なお、学部全体の調整など、必要に応じて、直接学部教授会で審議・決定されるものもある。

学科会議、学部教授会ともに、専任講師・准教授・教授全員が構成員となっている。

大学共通科目、外国語科目、国際交流科目、教職課程科目は、それぞれ共通科目部門会議、言語教育部門会議、国際教育推進委員会、教職部門会議等の各部門会議において審議･決定された後、教学運営委員会において承認・決定され、カリキュラム編成や授業展開などの教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整を行っている。学部・部門間、大学全体の連絡調整についても、教学運営委員会で行っている。

共通科目部門会議、言語教育部門会議、国際教育推進委員会、教職部門会議は、専任講師・准教授・教授全員で構成されており、所属する全ての専任教員で構成されている。また、教学運営委員会は、全学科長、共通科目部門会議委員長、言語教育部門会議委員長、教職部門会議委員長などで構成されている。

[点検・評価]

各学科･部門ごとに所属する全ての教員が詳細に検討して、教育課程を編成できる点は評価できる。実際に、2007 年度カリキュラムから全学において教育課程の変更を実施したが、各学科･学部・

部門において所属する全教員により十分な検討が行われていた。これにより、全教員が教育課程編成の目的を理解しており、具体化にあたって十分な連絡調整が行われている。しかし、各学科の検討を通じて、カリキュラムの充実が図られる要素とスリム化に反する結果がもたらされ、時間割編成に著しい混乱を来しており、学生の入学後の履修計画を支援する体制になっていない部分も目立っている。

2005 年度から各部門も学科と同等の扱いとなった。各学科は独立して教員間で連絡調整を行っており効果を上げているが、共通科目部門では、教育課程の目的を具体的に実現するための教員間における連絡に事務部門を介在させ依存しており、いまだに独立して連絡できずにいる。

[改善方策]

特に国家資格に関する科目や教員資格科目のウエイトの多い社会福祉学部の時間割編成に重大な支障が発生しており、組織的な対応が求められる。

また、今後、今まで以上に教育課程が学科･学部・部門において横断的に協力して編成しなければならなくなることが予想される。よって、現状に満足することなく検証を続け、こういった状況に対応できるように検討を行っていく。

●教員組織における社会人の受け入れ状況（C 群項目）

[現状説明]

本学では採用人事に関し、教員組織における民間（社会人）からの受け入れには別段の障壁を設けておらず、各学部に民間及び各種団体（社会人）出身の専任教員が在職している。このような社会経験のある教員が教育指導にあたることによって、特に専門科目の教授（講義・実験実習・演習）方法においてはその実務経験が生かされた指導がなされている。

[点検・評価]

民間（社会人）出身の教員により、学生はより実践的な知識、技術を身につけることができる。また、専門分野への就職に対して、経験を踏まえた適格なアドバイスを受けることもできる。こうした意味では、民間等（社会人）出身の教員の積極的な受け入れは、今後もますます重要度を増していくことと思われる。

本学では、教員採用にあたっては、公募により採用することを原則としているので、民間等（社会人）出身者について、担当科目に則して公平に採用してきている。

[改善方策]

今後も教員組織においての民間（社会人）からの受け入れは、研究業績及び教授能力を中心に厳格な審査のもとに採用をしていくことを引き続き続けていくこととする。

●教員組織における外国人研究者の受け入れ状況（C 群項目）

[現状説明]

本学の教員組織には、現在８名の外国人専任教員が在職している。その多くは、外国語科目ある

いは文学部英文学科の学科専門科目を担当している。この他に海外の協定大学より交流教員の受け入れを行っており、2007 年度は大連外国語学院より 1 名の交流教員を受け入れている。

[点検・評価]

北星学園がアメリカ人宣教師により創立されたという歴史的経緯により、本学も開学以来外国人教員を教授陣に迎え、国際性の育成に力を注いできた。

ネイティブ・スピーカーによる外国語科目教育ということでは、少人数制を重視するためクラス数が多くなり、それを展開できる外国人専任教員の数は充分とは言えないのが現状で、兼任（非常勤）講師への依存度が高くなっている。

外国人専任教員は、外国語科目教育だけではなく、各学部の学科専門科目担当者としても受け入れており、外国人研究者（専任教員）を直ちに、一般教育の外国語科目担当者ということで採用をしてはいない。研究業績により、外国人であっても本学が求める人材であれば、迎え入れている。

[改善方策]

今後は、外国人専任教員の確保を検討していく他、英語圏はもちろんのこと、交流教員を含め中国や韓国等のアジア圏からの外国人研究者の受け入れも積極的に行っていく。また、現在､各学部に隔年で外国人研究者の短期招聘ができる予算措置をしているが、このことについても条件整備をしながら、期間及び人数とも拡大できるようにしていきたい。

●教員組織における女性教員の占める割合（C 群項目）

[現状説明]

2007 年度の本学の教育組織における女性専任教員は 21 名であり、全専任教員に占める割合は 17.4%である。

[点検・評価]

『男女共同参画白書（平成 17 年度版)』に掲載された「大学における女性教員割合の推移」（下図参照）によると、私立大学における女性教員比率は 2004（平成 16）年度で 16.2%となっている。本学は学部により多少の偏りはあるものの、全体で 17.4%という比率は 2004 年度時点での平均をやや上回る程度で、決して高い割合とは言えない。

2000 年 5 月、国立大学協会は 2010 年までに国立大学の女性教員（助手・非常勤講師を含めず）の比率を 20%まで引き上げる達成目標を提言した。この提言を受け、図中に示された期間以降も女性教員比率は国公私立大学ともに上昇を続けていると考えられるため、本学においても現状改善に向けた取り組みを早急に検討する必要があるだろう。

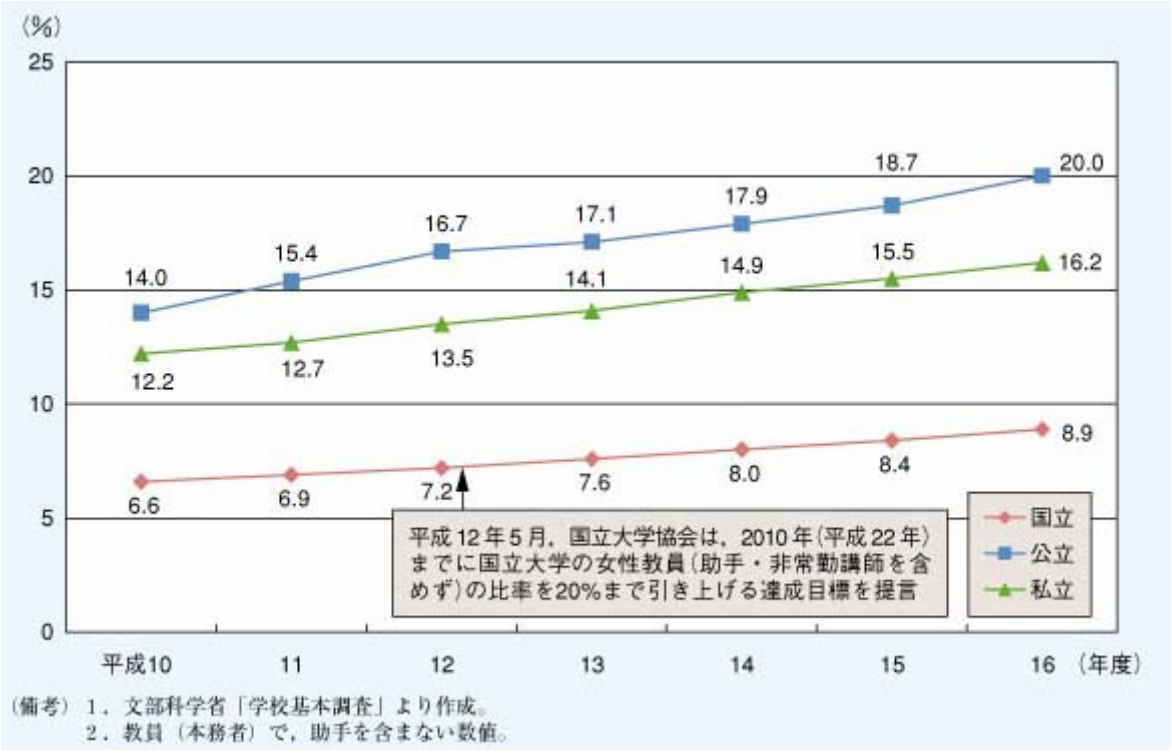

（図表出典：『男女共同参画白書（平成 17 年版）』内閣府男女共同参画局）

[改善方策]

一般的に女性研究者が少ない理由として考えられることに、出産・育児・介護等で研究の継続が難しいことがあるが、本学では「北星学園産前・産後休暇及び育児休職等に関する運用」「北星学園介護休暇制度取扱要領」等の規程を整備し、女性が働きやすい職場環境を整えている。今後も継続して教育環境の整備に取り組んでいくこととする。

②教育研究支援職員

●実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

[現状説明]

	専任職員	特任職員	臨時職員	非常勤助手	ＴＡ	業務委託
福祉臨床実習	1		2	4	15	
社会調査実習				1		
教職実習	1	1		1		
心理･応用コミュニケーション学科実習・実験	1			2		
福祉心理学科心理学実習・実験				1	4	
言語教育		1				
情報教育	2				32	6
合　　計	7	2	2	9	51	6

本学では上表の通り、外国語教育を実施するために、学生支援課教務係に言語教育担当者を特任職員で１人、情報関連教育を実施するために、教育･研究支援課情報教育係に専任職員２人・TA32人、業務委託で６人、その他文学部と社会福祉学部実習・教職実習を実施するために、学生支援課実習係に専任職員３人、特任職員１人、臨時職員２人、非常勤助手９人、TA19人を配置している。

[点検・評価]

充実した教育を実施するための人的補助体制を概ね確保している。しかし、CALL システムが2007年度にリプレースされ、100%コンピュータネットワークを使用したシステムに移行されたが、運営の母体となる組織がないことにより人的補助体制が十分とは言えない。

[改善方策]

CALLシステムが、効率的に運営できるよう人的体制も含め組織化していく。

●教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

[現状説明]

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係は、主として大学・学部に関しては、学生支援課が関係する会議体（大学教学会議、教学運営委員会、学部教授会ほか）で審議・決定される事項により成立しており、全体として日常の業務に関する円滑なコミュニケーションを基礎として適切に行われている。

また、学部のほかに主として大学院及び研究・情報システム利用支援に関しては、教育・研究支援課が関係する委員会（研究科委員会、研究支援委員会、総合情報センター運営委員会ほか）で審議・決定される事項により成立しており、全体として日常の業務に関する円滑なコミュニケーションを基礎として適切に行われている。

[点検・評価]

現状説明に記述したとおり、全体として適切に行われていると評価している。しかし、個々の間において、連携・協力関係が円滑に行われない場合もあり、当該関係者において改善のための努力が行われている。

[改善方策]

会議体の審議・決定を適切に行うとともに、連携・協力関係の基礎となるコミュニケーションについて今後も配慮していく必要がある。

●ティーチングアシスタントの制度化の状況とその活用の適切性（C群項目）

[現状説明]

本学では情報処理関連科目、社会福祉援助技術演習科目、介護技術、臨床心理検査演習科目において、ティーチングアシスタントに関する取扱要領を設けて運用している。

これらの取扱要領に基づき、情報処理関連科目では32人、社会福祉援助技術演習科目では13人、介護技術では2人、臨床心理検査演習科目では4人のティーチングアシスタントを採用している。上表の通り、外国語教育を実施するために、学生支援課教務係に言語教育担当者を特任職員で1名、情報関連教育を実施するために、教育･研究支援課情報教育係に専任職員2人・TA32人、業務委託で6人、その他文学部と社会福祉学部実習・教職実習を実施するために、学生支援課実習係に専任職員3人、特任職員1人、臨時職員2人、非常勤助手9人、ＴＡ19人を配置している。

[点検・評価]

情報処理関連科目は1995年から、社会福祉援助技術演習科目は1996年から、介護技術は2003年から、臨床心理検査演習科目は2002年からティーチングアシスタント制度を設け、これを長年にわたって活用されてきたことは評価できる。

[改善方策]

他にもティーチングアシスタント制度を導入すべき科目がないかを調査する。

③教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

●教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性
●教員の選考基準と手続の明確化
●教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性
●教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

[現状説明]

専任教員の募集・任免・昇格の取扱いは、「北星学園大学　教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」に基づき、所定の手続きを経て行っている。

概要は、以下のとおりである。

専任教員の採用及び昇格の選考は、規程第２条（選考の原則）において、建学の精神並びに教育方針を理解し、これを尊重することを確認し、人格、学歴、職歴、著書、論文、学会における報告及び学会並びに社会における活動等に基づき行うこととしている。

採用及び昇格の選考基準は、教授、准教授、専任講師、助教及び助手について、それぞれ学位、教育又は研究経歴、その業績及び能力について規定されている。

採用及び昇格の選考基準は、教授、准教授、専任講師、助教及び助手について、学位、教育又は研究経歴、その業績及び能力について規定されている。

〔教　授〕大学の教授の採用及び昇格の選考は、次の各号の一に該当する資格を有する者について行うものとする。

1　博士の学位を有し、大学において 10 年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教育研究上特にすぐれた業績及び能力があると認められる者

2　大学において 4 年以上准教授として在職した経歴があり、教育研究上特にすぐれた業績及び能力があると認められる者

3　大学において通算 7 年以上専任講師及び准教授として在職した経歴があり、教育研究上特にすぐれた業績及び能力があると認められる者

4　学士の学位を取得してから大学において 13 年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教育研究上特にすぐれた業績及び能力があると認められる者

5　学士の学位を取得してから大学に準ずる教育・研究施設において 15 年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教育研究上特にすぐれた業績及び能力があると認められる者

6　専攻分野において、特にすぐれた知識及び経験を有し、教育研究上特にすぐれた業績及び能力があると認められる者

〔准教授〕大学の准教授の採用及び昇格の選考は、次の各号の一に該当する資格を有する者について行うものとする。

1　博士の学位を有し、教育研究上すぐれた業績及び能力があると認められる者

2　大学において 2 年以上専任講師として在職した経歴があり、教育研究上すぐれた業績及び能力があると認められる者

3　大学において通算 6 年以上助教及び専任講師として在職した経歴があり、教育研究上すぐれた業績及び能力があると認められる者

4　学士の学位を取得してから大学において 9 年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教

育研究上すぐれた業績及び能力があると認められる者

5　学士の学位を取得してから大学に準ずる教育・研究施設において 10 年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教育研究上すぐれた業績及び能力があると認められる者

6　専攻分野において、すぐれた知識及び経験を有し、教育研究上すぐれた業績及び能力があると認められる者

〔専任講師〕大学の専任講師の採用及び昇格の選考は、次の各号の一に該当する資格を有する者について行うものとする。

1　博士の学位を有し、教育研究上の業績及び能力があると認められる者

2　大学院博士課程所定の必要単位を修得し、教育研究上の業績及び能力があると認められる者

3　修士の学位又は専門職学位を有し、更に大学において 3 年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教育研究上の業績及び能力があると認められる者

4　学士の学位を取得してから大学において 6 年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教育研究上の業績及び能力があると認められる者

5　学士の学位を取得してから大学に準ずる教育・研究施設において 7 年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教育研究上の業績及び能力があると認められる者

6　専攻分野において、すぐれた知識及び経験を有し、教育研究上の業績及び能力があると認められる者

〔助　教〕大学の助教の採用及び昇格の選考は、次の各号の一に該当する資格を有する者について行うものとする。

1　修士の学位又は専門職学位を有し、かつ大学において 1 年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教育研究上の業績及び能力があると認められる者

2　学士の学位を取得してから大学において 4 年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教育研究上の業績及び能力があると認められる者

3　学士の学位を取得してから大学に準ずる教育・研究施設において 5 年以上教育又は研究に従事した経歴があり、教育研究上の業績及び能力があると認められる者

〔助　手〕大学の助手の採用の選考は、次の各号の一に該当する資格を有する者について行うものとする。

1　修士の学位又は専門職学位を有し、教育研究上有能な資質があると認められる者

2　学士の学位を取得してから大学又は大学に準ずる教育・研究施設において 2 年以上研究に従事した経歴があり、教育研究上有能な資質があると認められる者

3　公刊された研究論文を有し、教育研究上有能な資質があると認められる者

専任教員の募集については、学科専任者、共通科目専任者、言語教育部門専任者及び教職専任者の区分により、規程に定められた手順により行っている。

教授会又は大学教学会議が採用による欠員充足の議決をした場合は、主たる担当学科目及び人数等を明示して、広く一般にその採用をウェブサイト等で公募し、さらに本学の教育職員にその推薦を要請している。

専任教員の採用については、学科専任者、共通科目専任者、言語教育部門専任者及び教職専任者の区分により、規程に定められた採用の手続により行っている。

副学長又は学部長は、期限までに採用候補者があった場合には、大学教学会議又は教授会に採用候補者の資格及び採用の順位を選考する委員会（「採用者選考小委員会」）を採用する者１人についてそれぞれ設置し、規程第２条（選考の原則）に定めるところに従い資格の審査及び採用順位の選考を行う。教授会が設置した「採用者選考小委員会」は、選考の経過及び結果を教授会に報告する。大学教学会議が設置した「採用者選考小委員会」は、選考の経過及び結果を部門会議に報告し、承認を得た後、採用者が所属する教授会に報告する。教授会は、「採用者選考小委員会」の報告に基づき、第１順位の採用候補者について、その資格による採用の可否を審議し、無記名投票によりこれを決定する。学部長は、教授会が採用候補者の中から採用すべき者を決定した場合には、その採用を学長に内申し、学長は評議会に報告し、学校法人北星学園の理事長にその採用を上申して行われている。

専任教員の昇格については、学部長は、当該学部に所属する教育職員に対して、毎年一定の期限を定めて所定の履歴書、業績調書その他必要な資料の提出を求めている。

学部長は、昇格候補者がある場合には、教授会に昇格候補者の昇格を選考する委員会（「昇格者選考小委員会」）を設けるための教授会を招集し、昇格候補者 1 人についてその都度「昇格者選考小委員会」を設置し、選考の経過及び結果を教授会に報告する。教授会は、報告に基づきその昇格の可否について審議し、無記名投票によりその可否を決定する。学部長は、その昇格を学長に内申し、学長は評議会に報告し、学校法人北星学園の理事長にその昇格を上申して行われている。

[点検・評価]、[改善方策]

標題の各項目の取扱いは、現状説明にあるように「北星学園大学　教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」に基づき行われており、適切であると評価している。今のところ特に問題等の指摘はない。なお、採用人事に関しては、選考において必要な場合は、面接に加えて適宜模擬授業を課すこともある。

また、2007 年度から採用及び昇格の選考基準を改正し、応募条件の弾力化を図った。この趣旨は、社会状況の変化に伴い、教育課程編成上において、既存の大学及び大学院等に限らず、企業・官庁等の研究者や関係者からも広く応募を求める弾力的な選考基準の整備ということにあるが、今後引き続き選考方法の具体を検討する必要がある。

④教育研究活動の評価

●教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性
●教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況（C群項目）
●教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況（C群項目）

[現状説明]

本学における教員の教育研究活動についての評価は、現状では主として研究活動に対する「自己点検評価」として、「量的な側面」からの取り組みにとどまっているが、それらは教員の研究活動を活性化し、より高い質をもった研究活動へと向かわせるシステム作りの基本をなすものと考えられている。

本学では、2005 年度に「教員評価委員会」が新設され、委員会の任務は「教員の教育、研究、社会貢献及び管理運営への貢献について評価を行うことによって、もって本学の教員の教育研究の活性化及びその水準の向上を図ることを目的とする」（教員評価委員会規程第２条〔委員会の任務〕）と規定されている。このような委員会の設置は本学としては初めてのことであり、教員個々人の取組について評価を行う委員会が発足したことになる。

本委員会の審議事項は次の１から４のとおりである（第３条〔委員会の審議事項〕）。

１　教員の教育、研究、社会貢献及び管理運営への貢献についての総合的な評価に関すること
２　教員の研究計画の評価及びそれに基づく研究費の配分額に関すること
３　全学的なファカルティ･ディベロップメントの基本方針に関すること
４　その他教員評価に関して必要な事項

2005 年度においては、第１に、教員の職務を「教育、研究、社会貢献及び管理運営への貢献」という４つの側面からとらえ、「総合的な評価」を行うための枠組や項目の設定及び基礎資料（データベース）の作成方法等について検討を行った。

第２に、2006 年度から個人研究費に傾斜配分制度が導入されるに伴い、委員会の重要な処理事項として「教員の研究計画の評価及びそれに基づく研究費の配分額」の決定があげられ、その「評価及び配分方法」の具体案を策定した。

第３に、全学的なファカルティ･ディベロップメント（ＦＤ）の基本方針に関して関係委員会と連携して検討を行うこととした。

その後、2007 年度にかけての取り組みの成果は、「北星学園大学　個人研究費の配分及び支出要領」において、個人研究費に傾斜配分制度を導入したこと、傾斜配分制度を実効のあるものとして実施するために、「北星学園大学　個人研究費の傾斜配分申請審査における評価項目及び評価方法等に関する要項」を定め、2006 年度及び 2007 年度の２年度の実績を蓄積したことである。

以上の経緯から、教員の教育研究活動や教育研究能力・実績についての評価方法として、量的な評価から始めており、評価することの合意が形成されてきたこと、しかし研究活動の活性度合いを評価する方法については未着手であること、教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況については、「研究活動自己点検評価」が定着しつつあることである。

[点検・評価]、[改善方策]

本学における教員の教育研究活動について量的な評価を行うことの合意形成を図る過程において、これは幾度も指摘のあったことであるが、「教員の研究分野や研究方法により違いがあるのだから、量的にさえ公平な基準で評価することは難しい」ということである。増してや質的な評価となるとなおさらである。しかし、これらは必要な事項として組織課題としたわけであり、「研究活動自己点検評価」の取り組みを始めたことは適切であると評価している。しかし、今後さらなる評価システムの構築を図ることを課題としており、「総合的な評価」における客観性や公平性という課題の研究が必要である。

現状説明に記述したとおり、教員の研究活動の活性度合いを評価する方法については未着手であり、導入した評価の取り組みが全体として「活性化」につながっているのかどうか、教員間に格差として現象していないかなど、毎年の見直しの中で経験的に蓄積していくことが必要である。

⑤学校教育法 58 条の改正に伴う新たな教員組織の整備

●新制度への対応について大学としての考え方
●それぞれの職の位置付け

[現状説明]

学校教育法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 83 号）により、「大学等の教員組織の整備」に係る改正規程は、大学及び高等専門学校における教育研究の活性化を図るため、大学に置かなければならない職として、助教授に代えて「准教授」を設け、その職務内容について規定するとともに、「助教」を新設してその職務内容について規定し、あわせて教授及び助手の職務内容についても規定の整備を行うものであった。

本学においては、新制度への対応について、職の新設と職務内容の規定を明確にする点では学則その他の規程の整備等に取り組んだが、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）の一部改正により示された教員組織の編制（第 7 条第 2 項関係）、授業科目の担当（第 10 条第 1 項関係）、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目の展開（第 10 条第 2 項関係）については、今後の検討課題としているのが実状である。

本学の対応の要点は次のとおりである。

（新教員組織体制）

教授	→	教授
助教授	→	准教授
専任講師	→	専任講師
新設	→	助教（学則上は定めるが当面は配置しないこととする）
助手	→	助手

（職務内容についての整備）

教授	→	教育研究上特にすぐれた業績及び能力があると認められる者
准教授	→	教育研究上すぐれた業績及び能力があると認められる者
専任講師	→	教育研究上の業績及び能力があると認められる者
助教	→	教育研究上の業績及び能力があると認められる者
助手	→	教育研究上有能な資質があると認められる者

[点検・評価]、[改善方策]

現状説明に記述したように、新制度への対応についての大学としての考え方及びそれぞれの職の位置付けについては明確にしているが、専任講師と助教の位置付けについては細分化しすぎている状況であるので、新設の助教は学則上は定めるが当面は配置しないとの措置を確認している。この確認は、制度としては当面の状況を見てから整理するという判断でもあり、今後の課題である。

●教育担当（各授業科目における教育担当の状況とその適切性）

[現状説明]

授業科目を担当することは、各学部・学科・部門の「教育課程」（カリキュラム）を分担すること

を意味しており、その具体的な展開を「講義要項」（シラバス）という形で公開している。授業は、教学運営委員会が決定した「学年暦」、「教務日程」及び「授業時間割」に基づき「講義要項」に沿って進められることになり、その成績評価について授業科目担当者は責任を持っている。授業科目担当者として、教授、准教授、専任講師及び助教は同等の資格を有し、また担当すべき授業時間（コマ数）についても同一条件としている。

なお、学部のカリキュラムや配置されている教員数により、専任教員が実際に担当している授業時間には差異があり、2006 年度の状況は『2006 年度自己点検評価報告書　自己点検評価資料』p. 241 に示されている。

[点検・評価]、[改善方策]

教育担当の資格等に関わる制度としては特に問題はないと評価されるが、各職間における関係がまだ未整備であり、担当すべき授業時間についても格差が生じている。

各職間における関係については充分な検討が必要である。また、担当すべき授業時間についても、基準持ちコマの徹底を図るよう改善が必要である。

●任免手続

[現状説明]

専任教員の募集・任免・昇格の取扱いは、「北星学園大学　教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」に基づき、所定の手続きを経て行っている。

概要は先の項目においてその全体を説明しているが、任免に関しても同様である。

重複するが関係する部分を再掲する。

専任教員の採用及び昇格の選考は、規程第 2 条（選考の原則）において、建学の精神並びに教育方針を理解し、これを尊重することを確認し、人格、学歴、職歴、著書、論文、学会における報告及び学会並びに社会における活動等に基づき行っている。

採用及び昇格の選考基準は、教授、准教授、専任講師、助教及び助手について、学位、教育又は研究経歴、その業績及び能力について規定されている。

（中略）

専任教員の募集については、学科専任者、共通科目専任者、言語教育部門専任者及び教職専任者の区分により、規程に定められた手順により行っている。

教授会又は大学教学会議が採用による欠員充足の議決をした場合は、主たる担当学科目及び人数等を明示して、広く一般にその採用をウェブサイト等で公募し、さらに本学の教育職員にその推薦を要請している。

専任教員の採用については、学科専任者、共通科目専任者、言語教育部門専任者及び教職専任者の区分により、規程に定められた採用の手続により行っている。

副学長又は学部長は、期限までに採用候補者があった場合には、大学教学会議又は教授会に採用候補者の資格及び採用の順位を選考する委員会（「採用者選考小委員会」）を採用する者 1 人についてそれぞれ設置し、規程第 2 条（選考の原則）に定めるところに従い資格の審査及び採用順位の選考を行う。教授会が設置した「採用者選考小委員会」は、選考の経過及び結果を教授会に報告する。大学教学会議が設置した「採用者選考小委員会」は、選考の経過及び結果を部門会議に報告し、承

認を得た後、採用者が所属する教授会に報告する。教授会は、「採用者選考小委員会」の報告に基づき、第１順位の採用候補者について、その資格による採用の可否を審議し、無記名投票によりこれを決定する。学部長は、教授会が採用候補者の中から採用すべき者を決定した場合には、その採用を学長に内申し、学長は評議会に報告し、学校法人北星学園の理事長にその採用を上申して行われている。

専任教員の昇格については、学部長は、当該学部に所属する教育職員に対して、毎年一定の期限を定めて所定の履歴書、業績調書その他必要な資料の提出を求めている。

学部長は、昇格候補者がある場合には、教授会に昇格候補者の昇格を選考する委員会（「昇格者選考小委員会」）を設けるための教授会を招集し、昇格候補者 1 人についてその都度「昇格者選考小委員会」を設置し、選考の経過及び結果を教授会に報告する。教授会は、報告に基づきその昇格の可否について審議し、無記名投票によりその可否を決定する。学部長は、その昇格を学長に内申し、学長は評議会に報告し、学校法人北星学園の理事長にその昇格を上申して行われている。

[点検・評価]、[改善方策]

任免の取扱いは、先の項目の現状説明にあるように「北星学園大学　教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」に基づき行われており、適切であると評価している。今のところ特に問題等の指摘はない。なお、採用人事に関しては、選考において必要な場合は、面接に加えて適宜模擬授業を課すこともある。

また、2007 年度から採用及び昇格の選考基準を改正し、応募条件の弾力化を図った。この趣旨は、社会状況の変化に伴い、教育課程編成上において、既存の大学及び大学院等に限らず、企業・官庁等の研究者や関係者からも広く応募を求める弾力的な選考基準の整備ということにあるが、今後引き続き選考方法の具体を検討する必要がある。

●教学運営への関与（特に助教を中心に、カリキュラム改定や教員人事などへの関与状況）

[現状説明]

助教については、専任講師との関係もあり、学則上は定めるが当面は配置しないこととするとの確認をしており、今のところ特に記述することはない。

[点検・評価]、[改善方策]

現時点では、特に記述することはない。

⑥大学と併設短期大学部との関係

●大学と併設短期大学部における各々固有の人員配置の適切性

[現状説明]

本学は短期大学部を併設しているが、教員の所属は別である。短期大学部は、もともと女子短期大学として別のキャンパスにあったものが、2002 年度より共学となって大谷地キャンパスに移転

し、北星学園大学短期大学部と名称変更したものである。

特に一般教養的授業科目において、大学、短期大学部の教員が相互に兼任として授業を担当している。学科専門科目については、短期大学部所属の教員が大学の授業を担当しているケースがあるが、その逆は行われていない。

設置基準上の教員数では、大学は 102 名に対して現員では 121 名（学長、チャプレン、カウンセラーの 3 名は除く）と基準教員数を上回っている。短期大学部は、短期大学設置基準上の教員数は 16 名となっており、現員では基準教員数と同数の 16 名が配置されている。

[点検・評価]

大学と併設する短期大学部が、各々配置している教員数では、大学が基準教員数以上に教員を配置しているのに対し、短期大学部が基準教員数と同数となっていることに適切性が保たれているかという疑問が生じる。

しかし、本学併設の短期大学部は、英文学科及び生活創造学科を設置しており、特に大学の文学部英文学科と短期大学部英文学科、社会福祉学部の各学科及び経済学部の各学科と短期大学部生活創造学科の間では、教員の配置上、十分に協力できる余地があると思われる。特に短期大学部生活創造学科は、10 コースの履修モデルによってカリキュラムを展開している。そのうちの「生活心理履修モデル」、「家族関係・コミュニケーション履修モデル」、「生活福祉履修モデル」、「経済・経営履修モデル」、「生活経済履修モデル」、「情報システム履修モデル」、「マルチメディア履修モデル」の 7 コースについては大学の各学部教員の協力が可能であり、短期大学の教員配置数の少なさ（大学と比較した上での）は十分補うことができると考えるので、各々固有の人員配置数は適切であると評価できる。

[改善方策]

現在、大学・短期大学部間で共通の諸課題における各種委員会等での交流・協力関係が築けていることを踏まえ、更なる交流の柔軟化、合理的な協力体制を検討していくこととする。各々固有の人員配置数は適切であると考えるので、今後は現状を下回らないように努力していく。

5－2. 大学院の教員組織

①教員組織

●大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性

A. 社会福祉学研究科（修士課程）

[現状説明]

本大学院学則第 42 条により、大学院の教員組織は本学の教授、准教授、講師及び助教により構成することとしている。学部教員の配置基準は、大学設置基準上で定められた必要教員数を踏まえたうえで、本学として定めた教員定数によっている。社会福祉学研究科の社会福祉学専攻及び臨床心理学専攻の教員組織は、社会福祉学部に所属する専任教員によって構成されており、2007 年度の専任教員数は 25 人で、社会福祉学専攻が教授 11 人、准教授７人の計 18 人、臨床心理学専攻が教授４人、准教授２人、専任講師１人の計７人である。また、非常勤教員数は 15 人で、社会福祉学専攻は５人、臨床心理学専攻は 10 人である。なお、社会福祉学研究科の在学生数は社会福祉学専攻が 16 人、臨床心理学専攻が 10 人であり、専任教員１人当たりの在籍学生数は社会福祉学専攻が 0.9 人、臨床心理学専攻が 1.4 人である。

また、社会福祉学研究科の専任教員の年齢構成については、社会福祉学専攻が 70 歳以上０人、65 歳～69 歳０人、60 歳～64 歳２人（11.1%）、55 歳～59 歳３人（16.7%）、50 歳～54 歳０人、45 歳～49 歳７人（38.9%）、40 歳～44 歳５人（27.8%）、35 歳～39 歳１人（5.6%）、30 歳～34 歳０人、25 歳～29 歳０人、臨床心理学専攻が 70 歳以上０人、65 歳～69 歳１人（14.3%）、60 歳～64 歳０人、55 歳～59 歳１人（14.3%）、50 歳～54 歳１人（14.3%）、45 歳～49 歳０人、40 歳～44 歳１人（14.3%）、35 歳～39 歳１人（14.3%）、30 歳～34 歳１人（14.3%）、25 歳～29 歳０人となっている。

[点検・評価]、[改善方策]

「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」に示されている基準教員数との関係においては、社会福祉学専攻（専任 18 人）及び臨床心理学専攻（専任７人）ともに基準を上回っており現状で問題はないが、カリキュラム及び研究指導上必要な教員配置を考慮すると、福祉計画学領域及び社会･発達心理学領域において充実を図る必要がある。

具体的には、福祉計画学領域については、大学院担当教員の選考を進めること、また、社会・発達心理学領域については、臨床心理学専攻との関係を含めた全体的な検討が課題となる。

B. 文学研究科（修士課程）

[現状説明]

本大学院学則第 42 条により、大学院の教員組織は本学の教授、准教授、講師及び助教により構成することとしている。学部教員の配置基準は、大学設置基準上で定められた必要教員数を踏まえ

たうえで、本学として定めた教員定数によっている。文学研究科言語文化コミュニケーション専攻の教員組織は、文学部を中心として、経済学部及び社会福祉学部に所属する専任教員によって構成されており、2007 年度の専任教員数は 12 人である。職種の内訳は教授 11 人、准教授１人の計 12 人である。また、非常勤教員数は 10 人である。なお、文学研究科の在学生数は４人（休学１人を含む）であり、専任教員１人当たりの在籍学生数は 0.3 人である。

また、文学研究科の専任教員の年齢構成については、70 歳以上０人、65 歳～69 歳０人、60 歳～64 歳４人（33.3%）、55 歳～59 歳３人（25.0%）、50 歳～54 歳２人（16.7%）、45 歳～49 歳１人（8.3%）、40 歳～44 歳１人（8.3%）、35 歳～39 歳１人（8.3%）、30 歳～34 歳０人、25 歳～29 歳０人となっている。

[点検・評価]、[改善方策]

「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」に示されている基準教員数との関係においては、本専攻は専任教員数が 12 人であり、基準を充分上回っており現状で問題はない。しかし、専任教員の年齢構成については 50 歳未満の教員が少ないことから、今後 50 歳未満の教員配置に留意する必要があり、大学院担当教員の選考を進めることを課題とする。なお、2007 年度の在学生数は４人（休学１人を含む）であり、学生数も考慮しながら適切に取り組む必要がある。

C. 経済学研究科（修士課程）

[現状説明]

本大学院学則第 42 条により、大学院の教員組織は本学の教授、准教授、講師及び助教により構成することとしている。学部教員の配置基準は、大学設置基準上で定められた必要教員数を踏まえたうえで、本学として定めた教員定数によっている。経済学研究科経済学専攻の教員組織は、経済学部に所属する専任教員によって構成されており、2007 年度の専任教員数は教授 18 人、准教授１人の計 19 人である。また、非常勤教員数は７人である。なお、経済学研究科の在籍学生数は 10 人であり、専任教員１人当たりの在籍学生数は 0.5 人である。

また、経済学研究科の専任教員の年齢構成については、70 歳以上０人、65 歳～69 歳２人（10.5%）、60 歳～64 歳３人（15.8%）、55 歳～59 歳４人（21.1%）、50 歳～54 歳５人（26.3%）、45 歳～49 歳４人（21.1%）、40 歳～44 歳１人（5.3%）、35 歳～39 歳０人、30 歳～34 歳０人、25 歳～29 歳０人となっている。

[点検・評価]、[改善方策]

「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」に示されている基準教員数との関係においては、本専攻は専任教員数が 19 人であり、基準を充分上回っており現状で問題はない。また、専任教員の年齢構成についても、現状説明にあるとおりバランスが取れていると評価している。そのため、改善方策としては特に考えていない。

D. 社会福祉学研究科（博士〔後期〕課程）

[現状説明]

本大学院学則第 42 条により、大学院の教員組織は本学の教授、准教授、講師及び助教により構成することとしている。学部教員の配置基準は、大学設置基準上で定められた必要教員数を踏まえたうえで、本学として定めた教員定数によっている。社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）の教員組織は、社会福祉学部に所属する専任教員によって構成されており、2007 年度の専任教員数は教授６人である。なお、在籍学生数は 12 人であり、専任教員１人当たりの在籍学生数は２人である。

また、専任教員の年齢構成については、70 歳以上０人、65 歳～69 歳０人、60 歳～64 歳２人（33.3%）、55 歳～59 歳３人（50.0%）、50 歳～54 歳１人（16.7%）、45 歳～49 歳０人、40 歳～44 歳０人、35 歳～39 歳０人、30 歳～34 歳０人、25 歳～29 歳０人となっている。

[点検・評価] [改善方策]

「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」に示されている基準教員数との関係においては基準を満たしている。しかし、現状は研究指導上必要な教員配置を考慮すると、補充を必要とする状態にある。

大学院担当教員の選考を進め、補充を図る必要がある。

●組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

[現状説明]

組織的な教育を実施するために、各研究科委員会においては、カリキュラム及び担当者の検討（シラバスの検討を含む）、院生から提出される研究課題の掌握と指導教授の分担が行われており、2007 年度からはＦＤの実施を課題とするようになっている。

大学院においては、特に研究指導が重要であることから、院生から提出される研究課題については全構成員がよく承知しておくこと、また論文指導担当の教員の役割が大きいことから、各研究科委員会では大学院担当教員の選考を適宜行っており、科目担当者及び論文指導担当者を追加して、研究指導の充実を図っている。

新たな教員組織への対応については、職の新設と職務内容の規定を明確にする点では 学則その他の規程の整備等に取り組んだが、大学設置基準の一部改正により示された教員組織の編制（第７条第２ 項関係）については、今後の検討課題としているのが実状である。

[点検・評価]、[改善方策]

現状説明に記述したように、各研究科委員会においては適宜連携が図られており、職による役割分担や連携体制を明確に定めているわけではないが、実態として適切に運営されているものと評価している。また、新たな教員組織への対応については今後の検討課題としており、当面は助教は置かないこととしていることから、教学運営への関与については特に検討していない。

新たな教員組織への対応については今後の検討課題としており、現状においては特に記述することはない。

②研究支援職員

●研究支援職員の充実度

[現状説明]

本学では、大学院の教育研究支援、教員の個人研究並びに共同研究支援、及び情報システム利用支援等を目的として教育・研究支援課を置き、課長及び課長補佐ほか大学院係、研究支援係、情報教育係、システム管理係の専任職員（計 10 人）を配置している。教育・研究支援課は、総合研究センター及び総合情報センターの事務を担っており、総合情報センターでは派遣職員 3 人によるサポートデスクを置いて、教員の情報システム利用支援の一端を担っている。

また、全学的には図書館（専任職員 10 人、ほか派遣職員）が研究支援の役割を担っている。

[点検・評価]、[改善方策]

研究支援職員としての役割を担う職員は、それぞれの部署・係において教員への研究支援業務を行っているが、研究活動の充実・強化策の中で、業務の質的な向上と量的な増大に対応しなければならないという課題に直面している。

研究支援職員としての知識や技能の向上を図るとともに、業務量に応じて臨時職員等を配置するなどの検討を課題とする。

●「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

[現状説明]

研究者と研究支援職員との間の連携・協力関係は、教育・研究支援課が関係する会議体（研究科委員会、研究支援委員会、総合情報センター運営委員会ほか）で審議・決定される事項により成立しており、全体として日常の業務に関する円滑なコミュニケーションを基礎として適切に行われている。

[点検・評価]、[改善方策]

現状説明に記述したとおり、全体として適切に行われていると評価している。しかし、個々の間において、連携・協力関係が円滑に行われない場合もあり、当該関係者において改善のための努力が行われている。

会議体の審議・決定を適切に行うとともに、連携・協力関係の基礎となるコミュニケーションについて今後も配慮していく必要がある。

●ティーチングアシスタント、リサーチアシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

（C 群項目）

[現状説明]、[点検・評価]、[改善方策]

ティーチングアシスタントについては、学部の教員組織（p.239）において記述しているとおりである。リサーチアシスタントについては制度化していない。

③教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

●大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

[現状説明]

本学では、専任教員は大学の各学部所属の教員として採用されることから、募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容は前述のとおりである。

大学院担当教員の選考に関しては、「北星学園大学　大学院担当教員の選考に関する規程」及び同規程第2条第3項に基づき定められた「北星学園大学　大学院担当教員の選考に係る業績審査の基準に関する申合せについて」により、大学院担当教員の選考に係る資格判定基準が研究科毎に「申合せ」として定められている。

概要は以下のとおりである。

「北星学園大学　大学院担当教員の選考に関する規程」

この規程は、大学院担当教員を選考するための手続について定めることを目的としており、選考基準を次のとおりとしている。

本大学院修士課程の大学院担当教員は、次の各号の一に該当する者であって、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者でなければならない。

1　博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

2　研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

3　担当の専門分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本大学院博士〔後期〕課程の大学院担当教員は、次の各号の一に該当する者であって、かつ、その担当する専門分野に関しきわめて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者でなければならない。

1　博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者

2　研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

3　担当の専門分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

研究科長は、選考の必要を認めた場合、研究科委員会に諮ってその承認を得、候補者の選考に必要な履歴書、業績調書その他必要な資料の提出を求め、候補者を選考し、その結果を研究科委員会に報告し、決定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が行うことになっている。

「北星学園大学　大学院担当教員の選考に係る業績審査の基準に関する申合せについて」

大学院担当教員の選考に係る資格判定基準について、研究科毎に「申合せ」を定められている。

【文学研究科】

北星学園大学大学院（文学研究科）担当教員の業績審査の基準

2007.1.17 文学研究科委員会　改訂

Ⅰ　資格要件等

1　大学及び大学に準ずる教育・研究施設に所属する者を選考する場合

1）Ⅱの「点数の基準」に定める数値を使って点数を計算する。その際に、内容が科目担当に

関わる学術的なものであることを要件とする。

2）論文指導教員は累計 18 点以上、科目担当教員は累計 13 点以上を資格の要件とする。

3）加えて、いずれも過去 5 年間に 5 点以上あることを翌年の資格の条件とする（新任、継続共に)。

4）担当者の過去の業績はすべて公表し、Ⅱの「点数の基準」により点数化する。

2　担当の専門分野について、特に優れた知識及び経験を有する者を選考する場合

1）Ⅱの「点数の基準」とは別に、選考の対象となる者の知識及び経験（職務経歴等の内容、経験年数等）を個別に審査・判定する。その際に、知識及び経験が科目担当に関わる専門的なものであることを要件とする。

2）論文指導教員は准教授以上、科目担当教員は専任講師以上を資格の要件とする。

3）着任後の業績はすべて公表し、Ⅱの「点数の基準」により点数化する。

Ⅱ　点数の基準

以下、省略。

【経済学研究科】

北星学園大学大学院（経済学研究科）担当教員の業績審査の基準

2003.10.22 経済学研究科委員会申合せ

Ⅰ　資格要件等

Ⅱの「点数の基準」に定める数値を使って点数を計算し、資格要件を判定する。その際に、内容が科目担当に関わる学術的なものであることを要件とする。

1　博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

A　論文指導及び講義担当者

〔博士論文 5.0 点〕、〔研究上の業績 30.0 点（累計)〕を合わせて、計 35.0 点以上を資格要件とする。

B　論文指導の補助並びに講義担当者

〔博士論文 5.0 点〕、〔研究上の業績 25.0 点（累計)〕を合わせて、計 30.0 点以上を資格要件とする。

2　研究上の業績が 1 の者に準ずると認められる者

A　論文指導及び講義担当者

〔研究上の業績 35.0 点（累計)〕以上を資格要件とする。

B　論文指導の補助並びに講義担当者

〔研究上の業績 30.0 点（累計)〕以上を資格要件とする。

3　専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

Ⅱ　点数の基準

以下、省略。

【社会福祉学研究科】

北星学園大学大学院（社会福祉学研究科）担当教員の業績審査の基準

（社会福祉学研究科における内規・申し合わせ事項）

2007.4. 1 社会福祉学研究科委員会　改訂

Ⅰ．資格要件（以下のような要件を置き、その要件をどの程度満たしているかによって、本学大学院社会福祉学研究科の教員資格を判定する）。

(1) 専攻分野に関する博士の学位を有している。

(2) 専攻分野に関する単著（専門書としての単行本、ただし公刊された博士論文を除く）がある。

(3) 専攻分野に関する学術論文が、過去 5 年間で 2 篇以上、もしくは過去において 7 篇以上ある。なお、学術論文とは、査読制度を置いている学会誌もしくは専門誌に掲載された論文を指している。

(4) 専攻分野に関する編著書がある。

(5) 専攻分野ことに担当科目に関連した学術研究業績が、過去 5 年間で 5 篇以上ある。なお、学術研究業績とは、上記学術論文の他に、学術雑誌、専門書、学術研究を目的とした研究報告書等に掲載された単独論文、もしくは共著論文（筆頭著者）を指している。

(6) 大学教授（ないしは准教授）として、5 年以上の教育・研究経験がある。

(7) 専攻分野に関する学術研究業績が、過去において 10 篇以上ある。

(8) 学術研究に関連した活動もしくは社会的活動が顕著である。なお、この要件を満たすのは、①科学研究費（文部科学省・学術振興会）の採用、②委託研究の受諾、③学会における理事・評議員などの役職、④学会のシンポジストないしは特別講演者、⑤全国学会における継続的な発表（目安として 10 演題以上の発表）、⑥専攻分野に関する国・府県レヴェルの審議会委員、⑦専攻分野に関する文部科学省、厚生労働省などの研究班の主任もしくは分担研究者、⑧学術研究業績に対する表彰の受賞などのうち、いずれか 2 件以上に該当する場合とする。

(9) 専攻分野の教育に関連する実績が顕著である。なお、この要件を満たすのは、①専攻分野に関する入門書（単著もしくは共著）の上梓、②担当科目に関するマニュアルもしくはテキストの作成、③専攻分野に関する継続的な研修会・研究会の主催、④学会などの公的機関が実施する研修会やワークショップにおける講師、⑤実習担当など実践的な指導を行った経験、⑥継続的な教育・研究誌（たとえばゼミ論集）の刊行などのうち、いずれか 2 件以上該当する場合とする。

(10) 実習分野（ソーシャルワーク・臨床心理・社会調査）における高い専門性をもち、十分な実績を有している。

(11) 担当科目に関するキャリアを考慮する上で、それと同一科目もしくはそれに該当すると判断される科目を学部等において、3 年以上担当した経験がある。

Ⅱ．大学院教員資格の判定

(A) 大学院修士課程の科目担当者：上記（1）～（5）のいずれかを含みかつ 3 要件以上を満たしている。

(B) 大学院修士課程の論文指導担当者：上記（1）～（5）のいずれかを含みかつ 4 要件以上を満たしており、大学院における科目担当者として 2 年以上の経験がある。

(C) 大学院博士課程の科目担当者：上記（1）～（5）のいずれかを含みかつ 4 要件以上を満たしている。

(D) 大学院博士課程の論文指導担当者：上記（1）～（3）のいずれかを含みかつ 5 要件以上を満たしており、大学院修士課程の論文指導を行った経験が 3 年以上ある。

[点検・評価]

各研究科において、大学院担当教員の選考に係る資格判定基準についての「申合せ」は生かされており、また、これに基づき適切に選考されている。なお、各研究科の「申合せ」は、2003 年度に「大学設置・学校法人審議会適格判定」基準を意識して策定されているが、研究科によって定め方が異なっており、制定後若干の改訂を行っている研究科がある。

[改善方策]

「申合せ」を制定した当初の目的は、「大学設置・学校法人審議会適格判定」基準を意識して、大学院の質を確保するための努力目標を明確にすること、またその選考に関する基準を明示して適切に決定することを課すことである。これまで、選考は各研究科委員会で意識して行われており、今後もその努力が必要である。

④大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

●学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

[現状説明]、[点検・評価]、[改善方策]

記述事項なし。

第 6 章　研究活動と研究環境

【到達目標】

教員が定常的に研究成果を発表できるような体制を構築する。

そのために、学内で発行している『北星論集』及び学会誌への論文発表、科研費申請等の拡大、学内研究諸プロジェクトへの参加等、研究活動の活性化を目指す。

また、授業や管理運営面での負担が過重にならないよう配慮していく他、国内外での学会発表や海外での研修あるいは研究交流の制度化を図る。

(1) 研究活動

①研究活動

●論文等研究成果の発表状況

[現状説明]

本学では、「北星学園大学　教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」第 25 条（学部長は、当該学部に所属する教育職員に対して、毎年一定の期限を定め所定の履歴書、業績調書その他必要な資料の提出を求めるものとする）に基づき、教員各自が当該年度に出版された著書、発表された学術論文、学会発表等を、毎年指定された期限までに所定の用紙に記載して教育・研究支援課に提出することになっている。その後、学部長が提出された内容を確認の上で、教育・研究支援課において「教育研究業績」として整理・保存している。なお、2007 年度よりこれらの事務処理の効率化及びデータの有効活用を図るため、新たにパッケージソフトを導入し、「教員（研究者）情報システム」としてデータベース化している。

また、「教育研究業績」は、本学が毎年刊行する冊子『自己点検評価報告書　自己点検評価資料』に収録し、学内外に公表しているほか、本学ホームページでできるだけ多くの情報を公開するよう努めている。

本学では、教員の役割として「教育」と並んで「研究」を重視しており、「研究活動の活性化」と「研究水準の向上」を図ることを目指した取り組みを行っている。特に、本学の研究システムのあり方検討委員会が 2004 年 6 月 30 日付けでまとめた「新たな研究システムの構築について（答申）」に基づいて、その後この答申による政策化及び制度改善が進められ、2006 年度以降は、過去 3 年間の論文等研究成果の発表状況等が個人研究費の配分にも反映していくシステムとして構築されている。

各教員の論文等研究成果の発表状況を集計した結果、各学部の一人あたり業績件数の平均値は次のとおりである（『2006 年度自己点検評価報告書　自己点検評価資料』p.321～p.323 より作成）。

文学部の一人あたり業績件数の平均値

業績件数の平均値	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
①著書	0.27	0.21	0.18	0.21	0.15
②論文	0.38	1.00	0.64	1.03	0.97
③その他	2.85	3.14	2.32	3.59	4.30
④計	3.50	4.36	3.14	4.83	5.42

経済学部の一人あたり業績件数の平均値

業績件数の平均値	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
①著書	0.30	0.14	0.33	0.26	0.38
②論文	0.57	0.71	0.51	0.54	0.50
③その他	1.16	1.36	1.44	1.46	2.44
④計	2.03	2.21	2.29	2.26	3.33

社会福祉学部の一人あたり業績件数の平均値

業績件数の平均値	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
①著書	0.48	0.37	0.61	0.41	0.68
②論文	1.07	0.73	0.45	1.09	0.80
③その他	3.00	2.90	3.55	3.68	5.28
④計	4.56	4.00	4.61	5.18	6.75

[点検・評価]、[改善方策]

前述した各学部の一人あたり業績件数の平均値を見ると、その他の業績件数の増加傾向が見られる。その他の業績の中では、学会発表の促進策（「学会活動支援研究費」）が機能して件数が増大していることが上げられる。しかし、著書及び論文においてはあまり差異が見られない。これらの数値がただちに、教員の研究活動状況を反映している訳ではないが、参考数値として見ることはできる。

今後は著書及び学術論文に成果が結実するよう、学会発表等への支援の効果を踏まえた検討が必要である。

●国内外の学会での活動状況（C群項目）

[現状説明]

本学教員が所属する学会における活動については、論文等研究成果の発表に限ることなく、学会における各種役割（シンポジウム等の司会等を含む)、役員や各種委員としての活動なども整理・保存するよう努めることとしている。しかし、これらの記録の保存・整理は全学的には 2006 年度からの「研究活動自己点検評価」により行われるようになったことであり、現状としては学会発表と学会役員に関する活動の整理・保存が中心となっている。

特記すべきことがらとしては、本学「特定研究費」制度による学会活動への支援の取り組みがある。「北星学園大学　特定研究費支出要領」において、「学会活動支援研究費」を設け、以下のよう

に取り扱っている。

「学会活動支援研究費」は、全国学会並びに国際学会における学術研究報告・発表及び職責（司会を含む）を伴う参加に対して支出する。なお、「全国学会等」は、次の要件を満たす団体とする。

(1) 会員が全国（全世界）にいること
(2) 機関誌が発行されていること
(3) 機関誌への論文等の掲載がレフリー制によっていること
(4) 国内学会の場合は、原則として日本学術会議の協力学術研究団体又は研究支援委員会が認定したものであること

「学会活動支援研究費」の支出については、「出張旅費相当額に学会参加費等（上限 3 万円）の実費を加えた額」を個人研究費に加算することとしており、2006 年度においては国内学会の場合、1 件当たりの上限額を 10 万円として 1 人年 5 回まで、国際学会の場合、1 件当たりの上限額を 30 万円として 1 人年 2 回まで申請できることとしている。

[点検・評価]

国内外の学会での活動状況については、『2006 年度自己点検評価報告書　自己点検評価資料』において「学部別専任教員の学会発表等の状況一覧」（p.176）により件数が示されている。

文学部・文学研究科では、国内・国外合わせた学会発表が、2002 年度 19 件、2003 年度 27 件、2004 年度 31 件、2005 年度 40 件、2006 年度 59 件と年々増加しており、特に 2006 年度において顕著になっている。

経済学部・経済学研究科では、国内・国外合わせた学会発表が、2002 年度 22 件、2003 年度 27 件、2004 年度 28 件、2005 年度 21 件、2006 年度 46 件となっており、特に 2006 年度において顕著な増加となっている。

社会福祉学部・社会福祉学研究科では、国内・国外合わせた学会発表が、2002 年度 38 件、2003 年度 49 件、2004 年度 47 件、2005 年度 44 件、2006 年度 63 件となっており、特に 2006 年度において増加している。

これらの状況から、現状説明で述べたとおり、「学会活動支援研究費」の制度は、近年の研究活動支援の取り組みの中で充実されたものであるが、国内外の学会への参加が促進される重要な取り組みになっている。しかし、年々活動量が増加するにともなって、これを支える財政的な問題がでてきており、制度を維持するために支出条件の見直しを課題とせざるをえなくなっている。

[改善方策]

「学会活動支援研究費」の制度運用として、申請者に対する公平性を確保しながら、全体としてどのように予算内に収めていくかの検討が必至であるが、1 件あたりの支出上限を圧縮するなどの方策が検討されている。

②教育研究組織単位間の研究上の連携

●附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

[現状説明]

研究所については、過去において検討されたことはあるが、現在まだ設置していない。

しかし、総合研究センターを設置（2005 年 4 月）する際の構想の中に将来的な課題として意識されている事項である。前掲の研究システムのあり方検討委員会「答申」では以下のように指摘している。

「これまで、総合研究所構想設置の必要性が検討されている。しかし、総合研究所でいかなる活動を行うのかについての議論は、いまだ不十分な状態である。当委員会では、大学の研究組織を一元化する組織上の役割を担い、プロジェクト指向の研究拠点となり、地域貢献の観点から、受託研究の窓口としての機能を有し、なおかつ、将来的には総合研究所の設置に結びつくような総合研究センターを構想した。」

[点検・評価]、[改善方策]

研究所を設置していないので直接的には点検・評価はできない。本学ではその必要性の有無を含めて、引き続き検討課題である。

(2) 研究環境

①経常的な研究条件の整備

●個人研究費、研究旅費の額の適切性

[現状説明]

本学における研究の形態が、教育職員の研究の分野、領域及び方法において多様化していることに鑑み、このような研究状況に適切に対応するため、「個人研究費の配分及び支出要領」を定めている。

要領では、毎年度の研究活動に関して、研究計画の立案と研究費の申請、自己点検評価を行うことを義務づけており、「研究活動自己点検評価報告書」（様式第 1 号）及び「研究計画書兼研究費申請書」（様式第 2 号）の提出期限を、原則として毎年度 3 月 10 日としている。

研究費の額（予算額）は次のとおりである。

1　基礎額

研究費の基礎額は、通常及び嘱託専任教育職員については 50 万円、特別専任教育職員については 30 万円とする。

2　大学院加算額

（1）大学院科目を担当する通常、嘱託及び特別専任教育職員（以下「教育職員」という）については、基礎額に一律 5 万円を加算する。

(2) 論文指導を担当する教育職員については、(1) に加えて、さらに一律 5 万円を加算する。

3　傾斜配分額

教員評価委員会は、「研究計画書兼研究費申請書」（様式第 2 号）による傾斜配分申請（申請できる額の上限は 50 万円とし、繰越申請を行う場合はその額を減ずる）の内容を審査し、傾斜配分額として基礎額に加算する額を決定する。

4　新任教育職員特別補助額

新任の教育職員については、着任した年度に限り、基礎額に一律 20 万円を加算する。

5　繰越額

学部長は、教育職員による「研究活動自己点検評価報告書」（様式第 1 号）の「繰越申請」の記載に基づき、当該年度の研究費の残余（千円未満は切り捨て）を次年度へ繰り越すことを認めることができる。ただし、当該年度において傾斜配分額の加算を受けている場合又は繰越額の承認を得ている場合には、次年度への繰越は認められない。

6　学会活動支援研究費

教育職員は、申請により学会活動支援研究費として別途研究費を受け取ることができる。学会活動支援研究費の支出については、「特定研究費支出要領」の定めるところによる。

研究費の支出充当項目は次のとおりである。

A 項目　：　消耗品 (2 万円未満のもの)、用具用品 (2 万円以上 10 万円未満のもの)、学会旅費、調査旅費、通信料（郵便料・宅配料)、複写料、図書（電子出版物等非活字出版物を含む)、雑誌資料、用役料、学会年会費等への支出に充てる。

B 項目　：　研究用備品（10 万円以上のもの）への支出に充てる。支出充当物件は、本学に帰属し、資産として登録し、備品管理の対象とする。

[点検・評価]

個人研究を支援する制度は、金額及びその支出に関する取扱いについて、ともに充実していると評価している。大学院論文指導担当の通常専任教員の場合は、基礎額 50 万円、大学院加算額 10 万円のほかに、傾斜配分額が最大 50 万円、さらに学会活動支援研究費の加算を最大受けると 110 万円となり、総額 220 万円を配分される可能性がある。実際に 2006 年度の個人研究費執行状況(『2006 年度自己点検評価報告書　自己点検評価資料　別綴』p.154～p.160）を見ると、総額の最高額は、文学部教員の場合は 209 万円、経済学部教員の場合は 155 万円、社会福祉学部教員の場合は 203 万円であった。また、その平均額は、文学部教員の場合は 86 万円、経済学部教員の場合は 71 万円、社会福祉学部教員の場合は 76 万円であった。

なお、研究旅費については、配分された個人研究費の範囲内で研究計画に基づいて自由に支出できること、また前述の「学会活動支援研究費」の制度もあり、充実していると評価している。

2006 年度の学会等出張旅費の一人当たり平均額は、文学部教員の場合は 33 万円、経済学部教員の場合は 26 万円、社会福祉学部教員の場合は 30 万円であった。

[改善方策]

「傾斜配分」の財源や「学会活動支援研究費」の財源が限られていることから、制度の見直しが課題となっている。財源の確保と両者のバランスを見定めた運用を検討するが必要である。

●教員個室等の教員研究室の整備状況

[現状説明]

教員の個人研究室は、第 1 研究棟に 99 室及び第 2 研究棟に 44 室、計 143 室が整備されており、配置の基本的な考え方は、通常専任教員は 1 人一室、特別専任教員は 2 人で一室である。なお、特別専任の場合でも、現状は 1 人一室が確保されている。

個人研究室に備えられている標準の備品・用具用品は、机、椅子、電気スタンド、本棚、ホワイトボード、応接用ソファ、テーブル、書庫、ロッカー、流し台であり、その他研究に必要な備品・用具用品は教員が個人研究費で購入し整備することとしている。

教員研究室の情報通信及び通話環境は、全研究室にインターネット接続を可能とする学内 LAN が敷設されているとともに、「国際電話」を含む全ての電話に発信することが可能な電話が設備されており、「公用」、「個人研究費」及び「特定研究費」による通話は大学経費から費用を支出している。また、着信についてはダイヤルイン方式を導入しており、研究室で交換を通さずに外線からの着信を直接受けることが可能になっているほか、必要に応じて FAX を設置することも可能となっている。

[点検・評価]

教員の個人研究室は、現状では専任教員 1 人一室が確保されている。しかし、教員配置計画が充足されると、特別専任教員は 2 人で一室となるところが発生することになる。加えて、客員教員規程による教員の受入れや短期招聘教員の受入れを考慮すると、今後は 1 人一室の確保は難しいことが予測され、その場合、教員間に条件の違いが出てくるので、どのように調整するかが課題となる。

[改善方策]

新たな建築計画を策定する際は、現状を鑑みて全ての専任教員に個人研究室 1 人一室を確保することを前提として、また、客員教員規程による教員の受入れや短期招聘教員の受入れを行うことも考慮することが必要である。

●教員の研究時間を確保させる方途の適切性

[現状説明]

教員の研究時間を確保させる方途については、従来から授業時間割編成の際に「最低週 1 日の研究日の保障」ということを配慮すること、授業持ち時間の負担への配慮及び公平の観点から、カリキュラムの検討の際に大学院の担当を含めて 8 コマ上限とするなどを設定してきたが、現状はかなり厳しい状況である。その他の方途としては、会議時間の短縮のため運営の効率化を図ることや資料等の事前配布などがあるが、まだ部分的な取り組みにとどまっている。また、役職や校務分掌をはじめ、組織の管理運営に係る負担においても偏在がみられる。

[点検・評価]、[改善方策]

大学院担当教員は、学部の授業科目の担当の上にさらに大学院の授業科目を担当するという負担

が重なり、研究時間を確保することの難しさがある。しかし、現状はそれぞれの教員の自助努力によって、教員によっては生活時間の切り詰めによって成り立っているという状況がある。

カリキュラムの精選を図り、担当授業科目の負担を適正化するなどの方策を検討し、全体として研究時間確保と研究の質的向上に努める。

●研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

[現状説明]

本学における学術研究の促進及び教育職員の資質の向上に寄与するための制度として、教育職員国内外研修があり、「北星学園大学教育職員国内外研修規程」に基づいて実施されている。

この規程において「国内研修」とは、わが国の特定の大学、研究所、研修所その他大学に準ずる機関において 3 月以上 1 年以内の期間継続して、専攻する学科等の研修及び教育一般に関する研究調査等に従事することをいう。「国外研修」とは、1 年以内の期間継続して、外国の研究機関において学術研究に従事し、又は 3 月以内の期間継続して、教育事情等の調査研究を目的として各国を視察調査し、もしくは教育学術的な国際会議等に出席し、もしくは講座及び演習等に参加することをいう。

研修者の選考については、教授会において毎年度 11 月までに、研究及び学部の管理運営に支障のない範囲において行う。

研修者の派遣人数枠としては、国外 5 人、国内 1 人、国内外を問わず 0.5 人の計 6.5 人を想定しているが、研修者の実績は、例年全学で 3～5 人程度である。2002 年度から 2006 年度までの 5 年間において、国内研修の実績としては文学部が 1 人、経済学部が 1 人、国外研修の実績としては文学部が 3 人、経済学部が 4 人、社会福祉学部が 9 人である。

また、本学における学術研究の促進及び教育職員の能力の向上に寄与するための制度として、教育職員のサバティカル制度があり、「北星学園大学教育職員のサバティカル制度に関する規程」に基づき実施されている。

この規程において「サバティカル」とは、本学における学生の教育及び本学の管理運営に関する職務等を免除される長期休暇をいい、サバティカルの期間は、6 月以内又は 7 月以上 12 月以内としている。また、サバティカルを取得した教育職員は、この期間において個人研究費及び特定研究費の支給を受け、学術研究に従事することができる。

サバティカル取得者の選考については、教授会において毎年度 11 月までに行う。サバティカルを取得できる教育職員の人数は、当面の間、本学全体で 3.5 人とし、その運用については、当該年度の国内外研修者の人数を考慮し、弾力的に行うものとしている。

この制度は 2007 年度から施行されており、2007 年度の実績は文学部 2 人、経済学部 1 人である。

[点検・評価]

本学では 2007 年度から、「国内外研修規程」に基づく研修と新たに制定された「サバティカル制度に関する規程」を利用した研修の二者を、それぞれの研究計画により選択的に組み合わせて研修を行うことができるようになった。「国内外研修規程」についても 2007 年度からの改正により、半年などの期間を単位に実施しても不利とはならず、従前は一生に一度と考えられていた国内外研修も複数回実施することが可能となった。これは教育職員の状況や学部の状況を勘案した弾力的な運

用が可能となったということで評価できるものである。

[改善方策]

制度の本格的な運用はこれからであるので、現時点では「点検・評価」で記述した期待に沿った展開ができるよう取り進めることを課題とする。

●共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

[現状説明]

「北星学園大学　特定研究費支出要領」を定め、特定研究費として共同研究費の制度を実施している。特定研究費は、本学教育職員による学術専門領域における意義ある研究活動を支援することを目的とし、本要領に基づき研究支援委員会により選考又は承認された特定の研究活動に対して重点的に配分され、かかる研究活動に必要な経費の全額又は一部につき補助するものである。

特定研究費のうち、プロジェクト研究費及び特別研究活動費が共同研究費に相当する。

プロジェクト研究費、特別研究活動費については、国、地方自治体又はその他の団体等外部から補助金を受けていない研究活動を対象としている。

プロジェクト研究費は、特定の研究課題に関する共同のプロジェクト研究活動に対して支出するものであり、原則として次の要件を満たしていることを選考の条件としている。

(1) 学科・部門等会議の議を経て、承認されたプロジェクト研究活動であり、活動の意図・目的・範囲が適切であり、研究の必要性が認められること
(2) 研究代表者及び研究分担者からなる研究組織が編成されていること
(3) 研究課題の分担範囲が明確であること
(4) 研究費支出費目が適正であること

特別研究活動費は、共同の特別研究活動に対して支出するものである。この研究費は、前項のプロジェクト研究活動には該当しない共同の特別研究活動を対象とするものであり、原則として次の要件を満たしていることを選考の条件とする。

(1) 共同の特別研究活動の意図・目的・範囲が適切であり、研究の必要性が認められること
(2) 研究代表者及び研究分担者からなる研究組織が編成されていること
(3) 研究課題の分担範囲が明確であること
(4) 研究費支出費目が適正であること

プロジェクト研究及び特別研究活動に対する応募状況から、研究支援委員会では、これらの支出選考について円滑な運用を図ることを検討課題としてきた。

2006 年度は、予算として「プロジェクト研究費」に 400 万円、「特別研究活動費」に 100 万円、合計 500 万円を措置していたが、当初からの考え方として、応募の状況により配分を弾力的に取扱うことを想定していた。応募の結果として、前者が 1 件、後者が 8 件という状況で、合計予算を多少超過したが、全件を採択することとした。

また、2007 年度は応募の結果として、前者が 1 件、後者が 9 件という状況で、合計予算を 150 万円ほど超過したが、申請額に一律 20%の圧縮をかけて全件を採択することとした。

これらの取り組みの中で、支出を想定予算内に収めることの必要性から、その取扱いを整理する必要がでてきた。規程改正の検討を含め、次年度はより円滑な運用が図られることが求められる。

[点検・評価]

共同研究費の必要性は早くから認められているが、その制度化においては財源の問題を含めて現在も検討が継続している。研究費制度の改善方策の一方では、個人研究費における傾斜配分制度の導入により研究条件の多様化あるいは格差が生じ、財源問題も課題である。また、他方では共同研究費の目的とそのあり方が問われ、財源問題も課題である。プロジェクト研究においては学科単位程度の組織としての共同研究のあり方が、特別研究活動では所属を越えての研究者グループの研究のあり方が問われており、現状はその方向性を模索する過渡期にあると評価している。

[改善方策]

研究費制度の改善の目的は、研究の活性化と促進にある。共同研究のあり方の検討を継続して進めるとともに、財源問題の検討を含め、共同研究費予算の設定を拡大する必要がある。

②競争的な研究環境創出のための措置

●科学研究補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（C群項目）

[現状説明]

科学研究費補助金をはじめ公的競争資金の獲得に向けた取り組みは組織的に行われているが、研究助成財団などへの研究助成金の申請は、財団法人助成財団センターや各種研究助成公募案内などの情報提供程度にとどまり、全体としては進んでいない。これらの申請や採択は、個人研究のレベルにとどまることのない研究活動活性化へと繋がることも考慮し、その採択の実績は個人研究費の傾斜配分の要素にも取り込み評価することとしている。

過年度の申請と採択の状況は、『2006 年度自己点検評価報告書　自己点検評価資料』のとおりである。

文部科学省科学研究費補助金

文学部

年　度	新規申請（件）	新規採択（件）	新規採択率（%）	交付件数（件）	補助金額(円)
2004	5	2	40	3	3,900,000
2005	2	1	50	4	4,600,000
2006	6	4	67	7	8,300,000

経済学部

年　度	新規申請（件）	新規採択（件）	新規採択率（%）	交付件数（件）	補助金額(円)
2004	12	6	50	5	10,900,000
2005	3	1	33	5	6,800,000
2006	6	1	17	5	5,300,000

社会福祉学部

年　度	新規申請（件）	新規採択（件）	新規採択率（%）	交付件数（件）	補助金額(円)
2004	5	3	60	3	2,400,000
2005	10	4	40	6	5,900,000
2006	3	1	33	6	6,000,000

全学部

年　度	新規申請（件）	新規採択（件）	新規採択率（%）	交付件数（件）	補助金額(円)
2004	22	11	50	11	17,200,000
2005	15	6	40	15	17,300,000
2006	15	6	40	18	19,600,000

政府もしくは政府関連法人からの研究助成金

全学部

年　度	新規申請（件）	新規採択（件）	新規採択率（%）	交付件数（件）	補助金額(円)
2004	0	0	0	0	0
2005	1	1	100	1	4,800,000
2006	0	0	0	1	1,2050,000

民間の研究助成団体等からの研究助成金

文学部

年　度	新規申請（件）	新規採択（件）	新規採択率（%）	交付件数（件）	補助金額(円)
2004	1	0	0	0	0
2005	2	2	100	2	1,729,000
2006	0	0	0	0	0

経済学部

年　度	新規申請（件）	新規採択（件）	新規採択率（%）	交付件数（件）	補助金額(円)
2004	0	0	0	0	0
2005	0	0	0	0	0
2006	3	2	67	2	1,300,000

社会福祉学部

年　度	新規申請（件）	新規採択（件）	新規採択率（%）	交付件数（件）	補助金額(円)
2004	1	1	100	1	420,000
2005	0	0	0	0	0
2006	3	1	33	1	1,100,000

全学部

年　度	新規申請（件）	新規採択（件）	新規採択率（%）	交付件数（件）	補助金額(円)
2004	2	1	50	1	420,000
2005	2	2	100	2	1,729,000
2006	6	3	50	3	2,400,000

[点検・評価]

文部科学省科学研究費補助金については、件数・金額ともに増加の傾向にある。しかし、その他の研究助成金については、組織として積極的に取り組む状況になっておらず、各教員に全て委ねられているのが実状である。研究支援の観点から、研究助成団体などへの応募については、近年情報提供を中心に行われてきているが、まだ端緒である。外部研究資金を獲得する努力は、教員個人のそれとしてだけでなく、組織としてどのように取り組むかが重要になってきており、取り組みが必要である。

[改善方策]

研究支援の観点から、総合研究センター（研究支援委員会）での取り組みの強化が必要であるが、他の先進的な大学の実状を参考として検討することを課題とする。

●学内的に確立されているデュアルサポートシステム（基盤（経常）的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性（C群項目）

[現状説明]

さきに、「個人研究費、研究旅費の額の適切性」及び「共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性」の項目において記述しているが、本学においては「個人研究費の配分及び支出要領」及び「特定研究費支出要領」を定めている。

前者の要領では、毎年度の研究活動に関して、研究計画の立案と研究費の申請、自己点検評価を行うことを義務づけており、「研究活動自己点検評価報告書」（様式第1号）及び「研究計画書兼研究費申請書」（様式第2号）の提出期限を、原則として毎年度3月10日としている。教員評価委員会は、「研究計画書兼研究費申請書」（様式第2号）による傾斜配分申請（申請できる額の上限は50万円とし、繰越申請を行う場合はその額を減ずる）の内容を審査し、傾斜配分額として基礎額に加算する額を決定している。

また、後者の要領では、特定研究費として共同研究費の制度を規定しているが、これは本学教育職員による学術専門領域における意義ある研究活動を支援することを目的とし、要領に基づき研究支援委員会により選考又は承認された特定の研究活動に対して重点的に配分され、かかる研究活動に必要な経費の全額又は一部につき補助するものである。

[点検・評価]

個人研究を支援する制度として、基礎額に加え傾斜配分額を最大50万円まで申請できる制度としていることは、研究の活性化と促進に大いに寄与するものとなっていると評価している。さらに学会活動支援研究費の加算を最大受けると110万円となり、総額220万円を配分される可能性があることから、この点においても充実していると評価している。

しかし、さきに記述したように、研究費制度の改善方策の一方では、個人研究費における傾斜配分制度の導入により研究条件の多様化あるいは格差が生じ、財源問題も課題である。また、他方では共同研究費の目的とそのあり方が問われ、財源問題も課題である。プロジェクト研究においては学科単位程度の組織としての共同研究のあり方が、特別研究活動では所属を越えての研究者グループの研究のあり方が問われており、現状はその方向性を模索する過渡期にあると評価している。

[改善方策]

研究費制度の改善の目的は、研究の活性化と促進にある。個人研究や共同研究のあり方の検討を継続して進めるとともに、競争的な性格をどの程度に設計するのか検討が必要である。当面、財源問題の検討を含め、共同研究費予算の設定を拡大する必要がある。

③研究上の成果の公表、発信・受信等

●研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性（C群項目）

[現状説明]

本学教育職員の教育研究上の研究成果を発表する場として、研究紀要『北星論集』を刊行しており、2007年3月において、文学部は通巻第47号、経済学部は通巻第51号、社会福祉学部は通巻第44号を刊行している。紀要の刊行は、研究支援委員会が当たっており、総合研究センター長、各学部所属の教育職員のうち教授会により指名された者各1人及び教育・研究支援課長によって構成されている。

研究紀要は「北星学園大学紀要「北星論集」刊行要項」に基づいて刊行されている。本学の研究紀要は、『文学部北星論集』、『経済学部北星論集』及び『社会福祉学部北星論集』とし、『社会福祉学部北星論集』は毎年1回3月に刊行、『文学部北星論集』及び『経済学部北星論集』については、毎年2回9月、3月に刊行している。

寄稿資格者は、各学部所属の専任教育職員であるが、他学部の『北星論集』に寄稿する場合は、研究支援委員会の承認を経て寄稿することができる。登載原稿の種類は、「論説」、「研究ノート」、「資料」、「判例研究」、「書評」、「紹介」、「翻訳」及び「評論」である。

なお、刊行された『北星論集』は、本学ホームページでこれを公開することとしており、本学図書館が取り扱っている。

[点検・評価]

研究紀要『北星論集』は、毎年定期的に刊行されており、過去5年の登載状況を見ると、安定的な状況と評価できる（『2006 年度自己点検評価報告書　自己点検評価資料』p.319「学部研究紀要「北星論集」の刊行状況」）。なお、文学部は2004年度から、経済学部は2000年度から年2回の刊行となっているが、社会福祉学部は年1回の刊行で推移している。

①『文学部北星論集』

2003年3月刊行	論説　3編、研究ノート　1編、翻訳　1編	計　5編
2004年3月刊行	論説 10編、研究ノート　2編、翻訳　1編	計 13編
2004年9月刊行	論説　6編、研究ノート　1編	計　7編
2005年3月刊行	論説　9編、研究ノート　1編、評論　1編	計 11編
2005年9月刊行	論説　6編、研究ノート　1編、資料　1編	計　8編
2006年3月刊行	論説　9編、研究ノート　2編	計 11編
2006年9月刊行	論説　8編、研究ノート　3編	計 11編
2007年3月刊行	論説　5編、研究ノート　1編、書評　1編	計　7編

②『経済学部北星論集』

2002年9月刊行	論説 5編、研究ノート 2編、資料 1編	計 8編
2003年3月刊行	論説 5編、研究ノート 4編、資料 1編	計10編
2003年9月刊行	論説 6編、研究ノート 2編	計 8編
2004年3月刊行	論説 7編、研究ノート 1編	計 8編
2004年9月刊行	論説 4編、研究ノート 1編	計 5編
2005年3月刊行	論説 7編、研究ノート 1編	計 8編
2005年9月刊行	論説 4編	計 4編
2006年3月刊行	論説 5編、研究ノート 1編、資料 1編	計 8編
2006年9月刊行	論説 6編	計 6編
2007年3月刊行	論説 8編、研究ノート 1編	計 9編

③『社会福祉学部北星論集』

2003年3月刊行	論説 7編	計 7編
2004年3月刊行	論説 6編、資料 1編、紹介 1編、翻訳 1編	計 9編
2005年3月刊行	論説 4編、研究ノート 2編、資料 4編	計10編
2006年3月刊行	論説 5編、研究ノート 3編、資料 1編	計 9編
2007年3月刊行	論説 8編、研究ノート 1編	計 9編

[改善方策]

社会福祉学部においては、年1回の刊行から年2回の刊行へ発展させることを検討した経緯があるが、結果として現行どおりの年1回の刊行に止まっている。文学部及び経済学部では年2回の刊行を行い、安定した投稿が得られているので、社会福祉学部においても一層の検討が必要である。

●国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況（C群項目）

[現状説明]

本学の研究紀要である『北星論集』は、刊行の都度他の大学や研究機関へ送付している。2007年9月現在で、『文学部北星論集』は602機関、『経済学部北星論集』は608機関、『社会福祉学部北星論集』は468機関へ交換を原則として送付している。また、大学院においても『大学院論集』を刊行しており、3つの研究科の『大学院論集』はそれぞれ約110機関に送付している。

これらの論集は、刊行要領において「本学ホームページで公開する」と規定されており、本学図書館のホームページで全号の全文を PDF で公開している。さらに国立情報学研究所の「論文情報ナビゲータ CiNii」にもデータを登録しており、論文名、執筆者名、掲載号数などの書誌情報は最新号までの検索が可能で、本文へのリンクも2005年の刊行分まで終了している。

他の大学や研究機関の研究成果物は、研究紀要や図書の形態で寄贈されることが多いが、そのほとんどを本学図書館において収集・保存しており、研究紀要の種類は約 1,600 タイトルを数える。また、「CiNii」には大学の研究紀要や学協会誌の論文が全文または抄録で1千万件以上登録されており、それらには図書館ホームページからアクセスできる。

この他に研究を目的として入手したい文献については、図書館のレファレンスサービス及びILLサービスによって提供している。

[点検・評価]

大学や研究機関が刊行する印刷媒体の成果物は近年減少の傾向にあり、とくに保存に要する書架の狭隘緩和や、電子化の推進によって受入れの辞退が相次いでいる。本学でも極力収集や保存に努めてきたが、収容能力の維持や閲覧の利便性向上等の理由から、web 上で公開されていることを条件に受入れを中止しつつある。研究紀要の電子化は、本学のように各々の機関が独自で行う場合と、国立情報学研究所の「学術雑誌公開支援事業」を活用して行われる場合を合わせ、「CiNii」による公開が進んでいる。本学はこの動向に先がけて公開を実施していたが、「CiNii」の充実を通して本学の研究成果が広く発信され、より多くの研究者から利用されることに繋がっている。また、他大学の研究紀要も冊子体だけではなく、「CiNii」や図書館が所蔵する論文検索データベースから電子媒体で受信することが可能である。

一方、学位論文や様々な教育用資料も学術情報に位置付けられるが、学内において系統的に収集したり、組織化するに至っていないことへの対策が必要な状況にある。

[改善方策]

大学は多くの研究資源を有する機関であり、研究成果の発信と社会への還元が求められている。

これらの情報のほとんどが電子的に生産されていることから、インターネットを通して広く利用者に供するシステムである「機関リポジトリ」の構築が推進されている。国立情報学研究所でも「学術機関リポジトリ構築連携支援事業」を展開し、各大学の取組みが増えつつある。このシステムは、学内の関係機関が連携して初めて実現できるものであるが、本学の研究業績データベースである

「教員情報システム」は既にその一部となり得るものであり、今後その整備を図っていく必要がある。

第 7 章　施設・設備

【到達目標】
教育研究組織の規模に応じた十分な広さの校地・校舎を配備するとともに、適切な施設・設備を整備し、それらの有効活用を図る。
本学は、設置基準上の必要面積を校地・校舎ともに十分に満たしているが、今後も教育研究上適切な環境を保持すべく、学術研究の進展、社会的要請の変化に応じて施設・設備の充実・更新に配慮し、更にそれらの有効活用を積極的に行うことを目標とする。

7−1. 学部の施設・設備

①施設・設備等の整備

●大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

[現状説明]
本学は、札幌市中心部から約 10km の厚別区に位置し、札幌市中心部から地下鉄での所要時間は 15 分、駅から徒歩 5 分と通学に大変恵まれた場所にある。
本学の「大谷地団地」は 75,208 ㎡の校地面積であり、敷地内には、校舎棟（A 館・B 館・C 館）、図書館、体育館、研究棟（第 1・第 2）、チャペルの他、管理関係部門（理事長・学長・学部長室等の他、総務課、財務課、企画広報課）を置くセンター棟、学生ホールと購買・食堂がある大学会館、学生（サークル）会館、留学生及び引率教員の宿泊及び正課・課外活動における研修・宿泊として多目的に利用できる学生交流会館等の建物を有する。また、運動場は 44,807 ㎡あり、野球場、夜間照明のある多目的グラウンドとテニスコート（6 面）を設けている。その他に、駐輪場（1,030 台）、教職員・来訪者用駐車場（300 台）を整備している。また、徒歩 10 分の大学隣接地に、第 2 グラウンドと短期招聘教員の宿泊施設として利用しているゲストハウスを有している。
計 90 室ある講義室・演習室・学生自習室は総面積 8,386 ㎡で、全学部共通・短期大学部が共用する。講義室は 54 室で総面積は 6,656 ㎡、演習室は 35 室で総面積は 1,706 ㎡、実験・実習室は、語学学習室や情報処理実習室の他に、工作・作業室、防音実験室、スタジオ、実験室、福祉臨床実習室、社会調査実習室、心理学実験室、実験室、カウンセリング室があり、総数で 30 室、総面積は 2,575 ㎡となる。
A 館・C 館の講義室には、パワーポイントを含めたデジタル教材の利用に対応した、プロジェクター、スクリーン、VHS ビデオ、カセット、DVD・CD、PC 端子・AV 端子の装置を設置しており、さらに A 館 100 名以上の教室（9 室）には OHC・OHP 機器を備えている。B 館の教室には、モニターテレビ、DVD・CD、ビデオ、カセットの装置を設置している。
演習室には、一部を除き、テレビモニター、ビデオを設置している。図書館 4 階の特別教室（306 名収容 2 室）には、プロジェクター、スクリーン、VHS ビデオ、カセット、DVD・CD、ビデオマーカーの装置を設置している。学内 LAN については、語学学習室・情報処理実習室の他に、A 館・C 館の講義室及び図書館 4 階の特別教室に整備している。

語学学習室はCALL教室3室、AVスタディールーム1室があり、CALL教室の収容人数は3室で140名となっている。情報処理実習室は12室あり、収容人数は12室で452名となっている。特にCALL教室は、他大学に先駆けて設置し、2007年度には第二世代へ移行し最新機器への入れ替え更新を行った。

教員研究室は124室あり、全ての専任教員に研究室が与えられている。一室当たりの平均面積及び教員一人当たりの平均面積は25㎡である。教員研究室には学内LANを整備している。

[点検・評価]

校地面積、校舎面積いずれも大学設置基準上の要件を十分に満たしている。2002年4月短期大学の大谷地団地移転に伴い、A館及び第2研究棟を新築、大学会館を増築し、さらに、2003年1月には図書館を増築した。その後も、2006年2月留学生及び引率教員の宿泊施設の必要性及び学生の課外活動における集会・合宿施設の必要性から学生交流会館を新築、陸上トラックを備えた多目的グラウンドの大幅改修を行うなど、教育研究条件の整備に努めてきた。

また、少人数教育や情報機器を使用する教育など、カリキュラムの内容と符合する形で施設・設備の整備を行ってきた。

しかし、一方で建築年数が10年以上経過している建物が多く、今後、施設・設備の計画的な改修・修繕が必要となる。

講義室及び演習室の使用状況は、『大学基礎データ』（表40）の通り、学部別の収容人数別を見ても使用率は70%を下回っており、現状では総合的に見ると講義室及び演習室とも十分確保されているといえる。しかし、短期大学部、大学院と共用で使用しており、一つ一つのコマを見ると全ての科目において最適な教室で授業をできているわけではない。特に、演習科目では学科毎に全クラス同一時間で展開しており、学科によっては演習室が足りず、研究室で行っている場合がある。その上、2007年度新カリキュラムでは演習科目が増えており、演習室の調整は大きな課題である。

[改善方策]

施設・設備については、一時的に多額の経費が生じないように修繕・改修及び災害対策に関する年次計画の策定を進め、必要な予算化を図っていくとともに、省エネ・省資源へ向けたハード・ソフト両面での取組みを開始し、光熱水費の削減を目指していく。

講義室・演習室の不足問題については、今のところ講義室棟の新築計画がなく、当面、講義室増設の予定がないため、引き続き一部の科目については若干の不便を感じつつ使用するしかない。2007年度新カリキュラムが本格的に展開される2008年度以降の状況によっては、講義室棟の新築を検討することが必要になる可能性がある。

●教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

[現状説明]

本学の教育に利用されている情報処理施設及び機器は、総合情報センターの実習室として12室480台、言語教育用の実習室として4室144台が整備されている。

総合情報センター実習室のパソコンのOSとして、Windowsが9室計396台、MacOSが2室計84台導入されております。さらにWindowsのパソコンのうち、90台はLinuxとのデュアルブー

トとなっている。

全てのパソコンにMicrosoft Officeのソフトがインストールされており、主として、情報処理の基礎授業において全学生が利用している。Macintoshの2室には、マルチメディア教育を専門とする授業で利用される動画編集ソフトや音声編集ソフトなどがインストールされ、ビデオ編集の製作などマルチメディアに対応した多様な用途に用いられている。

各実習室は全て学内LANに接続され、インターネットへのアクセスも全て可能であり、100Mbpsで外部に2重化。また、サーバ上の教材ファイルの共有、サーバ上に全利用者の個人領域が割り当てられ、課題や各利用者のホームページを作成し・公開することが出来る。

言語教育の実習室では、CALLシステムが装備されており、外国語能力の技術向上を支援するための教材が組み込まれている。自習教材として、TOEICや英検などの問題が用意されており、英語のステップアップのための自学自習環境が整備されている。また、授業で使用している教材についても、好きなときに学習できるようになっている。

各実習室は、授業で使用される時間帯を除き、平日は8時45分から21時（土曜日は18時）まで自由開放されている。

[点検・評価]

学生が自由に利用することが出来るパソコンは、昨今の情報処理機器の利用ニーズにより、かなり整備されてきている。パソコン1台あたりの学生数の比率は、下がってきているが、情報処理機器を使用する授業も増えてきており、試験期間やレポート提出時期などは、実習室が混み合い、自習利用でのパソコンの確保が難しくなっている状況が生じる。

実習室環境は、全てのパソコンがネットワークに接続されており、Windows、Macintosh及びLinuxという様々な環境が用意されていることにより、目的に応じた授業及び自習ができることは、教育上の幅も広がり、学生の多種多様な利用に対応できることは、評価できる。

[改善方策]

今後、さらに情報機器を利用する授業が増えることが考えられ、実習室の授業での占有率も上がることにより、時期によっては自習によるコンピュータの確保がきびしい状況になり得る。物理的に自習専用の実習室を確保することも必要であるが、今後の方向性として、実習室のような固定の場所ではなく、キャンパス内の学生が集う場所で、手軽にパソコンを利用出来る環境を整備することが必要と思われる。

さらには、e-learningのシステムとして、本学においてもいくつかのシステムが個別に運用されているが、今後は大学としてのe-learningシステムを位置付け、時間・場所を選ばない利用環境を提供することが必要であると考える。

●社会へ開放される施設・設備の整備状況（C群項目）

[現状説明]

本学は、授業・課外活動を優先するため原則として学外者への校舎等の貸し出しはしていないが、学会関係の他、地域、公的な資格・能力試験などで本学の教育と深く関わりがあり教育的観点から好ましいものには、必要最小限の範囲で校舎等の貸し出しを行っている。

地域住民への開放としては、大学の敷地に隣接している町内会へ第 2 グラウンドの貸し出しを毎年行っており、運動会、夏祭り、スポーツ大会が実施されている。

公的な資格・能力試験については、実用英語技能検定、TOEIC、TOEFL の他、社会福祉士国家試験の会場として教室の貸し出しを毎年行っている。

本学卒業生には、結婚式場としてチャペルの貸し出しを行っている（結婚式後の祝賀会や披露宴等への校舎貸し出しは行っていない)。

図書館においては、18 歳以上の学外者への開放を実施している。但し、学生の利用の多い試験期間中の学外者利用は不可としている。

エクステンションセンターにおいては、地域交流、社会連携、正課カリキュラム連携を活動理念として、語学・資格取得・文化教養・ビジネス・社会連携のカテゴリーからなる各種講座を開設、北星オープンユニバーシティとして、18 才以上の学外者も対象として受講者を募集している。

心理臨床センターにおいては、本学大学院における臨床心理学に関する教育研究と実践活動をさらに充実・発展させるために、「北星こころの相談室」を開設している。地域住民を対象として、心の問題や悩みで困っている方の相談に応じ、臨床心理学的な援助を行っている。

駐車場については対応できる十分なスペースがないため、図書館利用者、北星オープンユニバーシティ受講者は本学学生と同様に駐車場の利用は原則としてできない。

[点検・評価]

駐車場に関しては学内に拡充できるスペースがないため、図書館利用者、北星オープンユニバーシティ受講者については駐車場の利用は困難であり公共交通機関の利用となるが、地下鉄東西線「大谷地駅」から徒歩 5 分圏内という恵まれた立地条件を PR している。

心理臨床センターについては、第 1 研究棟東側 1 階のスペースを改修し、待合室・面接室・プレイルームを設置、センターへの専用出入口を設け利用者への配慮を行っている。

[改善方策]

現在は、既存の施設・設備の利用で十分に対応できていると考えているが、施設・設備の新設・改修等を計画する場合は、学外者の開放・利用を考慮していく。

②キャンパス・アメニティ等

●キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

[現状説明]

本学では、これまで大規模な建築計画やキャンパス整備計画がある場合、大学建築委員会を組織し、具体的計画案の策定を行っている。

さて、キャンパスの整備状況については、2002 年 4 月の短期大学移転に伴い、2002 年 1 月に A 館及び第 2 研究棟を新築、大学会館を増築し、2003 年 1 月には図書館を増築した。その後、学生交流会館を新築、多目的グラウンドの大改修、駐車場（教職員・来訪者用）の新規整備を 2006 年 2 月に完了し、大規模な建築・キャンパス整備については完了した。

日常のキャンパス内の施設・設備等の管理は財務課が担当し、建物の清掃、校庭の整備、施設・設備の保守・点検・整備を専門業者に委託して行っている。

学生からの要望や意見等については、学生支援課が窓口として受けている他、学長への意見箱が設置されており、施設・設備関係に関する要望や意見等は財務課に情報が集められる。教職員からの施設・設備関係に関する要望や意見等は財務課が直接受ける他、各学部・学科・部門から出されたものについても財務課に情報が集められる。施設・設備関係に関する要望や意見等については財務課が窓口となり、関係機関と調整の上、整備等を適宜実施している。

[点検・評価]

大学建築委員会で検討し進められた、大規模な建築及びキャンパス整備は2006年2月に完了し、キャンパス大規模整備は終息した。日常的なキャンパス内の施設・設備等の管理は財務課が担当し、キャンパス環境を維持するための保守・点検・整備に関する日常的な体制を確立している。しかし、将来的に校舎等の老朽化に対応するための計画がないため、早急に整備計画を策定する必要がある。

[改善方策]

今後予想される校舎等の老朽化に対応し、一時的に多額の経費が生じないように、災害対策も含めた修繕・改修に関する年次計画の策定・予算化を進め、キャンパスの維持管理に努めていく。

●「学生のための生活の場」の整備状況

[現状説明]

大学会館（3階建て）には、2階西側に学生が自由に休憩できるホールがあり、ホール内には360席程度の椅子やテーブルを配置している他、カップ麺・コーヒー・ジュースなどの自動販売機を設置している。2階の東側ホールは移動式のパーテーションを設置した会議室があり、そこでは展示会や茶話会などが行われている。1階と3階は北星学園生活協同組合が運営する店舗を置く。1階は教科書・参考書・専門書・雑誌が揃う書籍部と、文房具・生活必需品・食品などが揃っている購買部があり、旅行チケットについても取扱っている他、ホールにはゆうちょ及び北洋銀行のATMを設置している。また、3階はキャフェテリア方式の食堂でエアコンが設置されており、763席（西館370席、東館393席）を用意している。

校舎に囲まれた校庭（中庭）については、学生が外で自由に休憩できるように、ベンチを設置し芝生などの緑化整備をしている。また、ステージとしても利用できる開学30周年記念プラザでは、サークル活動の発表会等が行われている。

図書館は、書架・閲覧室だけでなく、新館には休憩室が設けられている他、AVデッキ・ノートパソコンを備えたグループ学習室（3室）、AVブース21台（プラズマテレビ1台）とパソコン20台を利用することが可能なマルチメディアフロアが設置されている。また、貸出用ノートパソコン（館内利用のみ）も用意している。

情報処理実習室・CALL教室は、授業の空き時間の利用が可能である。また、AVスタディルームは、CALL教室で使用できる教材やサポートデスクに備えているビデオ教材等も自由に鑑賞でき、CNNニュースの視聴も可能な機器を23台備えている。

課外活動施設としては、サークル棟（学生会館）と弓道場がある。学生会館は、一般の部室の他、

防音を施した音楽系サークル用部室と多目的ホール等を設置している。

正課授業と課外活動の共通施設として、体育館、野球場、多目的グラウンド（陸上トラック設置）、第2グラウンド、テニスコート（硬式4面、軟式2面）があるが、授業及びサークル活動で使用していない時間帯は一般学生にも開放している。特に体育館については、最新のトレーニング機器が揃ったフィットネスルーム、体力測定室、ロッカー室、シャワー室、バスケットボール公式試合用コートが2面とれるメインアリーナ、一周約160mのランニングデッキ、卓球場や格技場となるサブアリーナを整備しており、一般学生の利用者は多い。

厚生施設としては、キャンパス内に留学生及び引率教員の宿泊及び学生の課外活動における集会・合宿として利用している学生交流会館がある。学生交流会館は、1・2階が正課や課外活動などで利用する研修・宿泊施設、3・4階が受け入れ留学生及び引率教員の宿泊施設となっている。1・2階は、研修・宿泊に必要な施設・設備を充実させており、主にゼミナールの研修やサークルの合宿で利用されている。

[点検・評価]

大学会館2階の西側ホールは、学生数からすると学生の休憩の場としては十分なスペースとはいえず、3階食堂を食事だけではなく休憩・談話のために使用しているというのが現状である。そのため、校舎内の未使用教室については、学生に開放し自由に使用させている。

体育施設に関しては、校舎と同一のキャンパス内にあり、授業や課外活動、一般学生が利用する際に、移動時間がかからないといった利便性がある。

学生交流会館はキャンパス内に設置しているため、サークルやゼミナールの合宿・研修としての利用がしやすい環境となっている。

これまで、学生からの要望事項を可能な限り吸収し施設・設備の改善を進めてきた。よって、学生のための生活の場は一定程度確保できていると考えているが、今後も引き続き学生の要望事項を吸収、可能な限り充実させていく必要があると考えている。

[改善方策]

大学会館2階の西側ホールは学生の休憩の場として十分なスペースを確保できていない。2階東側ホールは展示会や茶話会などを実施している期間を除き、通常時にテーブルや椅子を配置して、少しでも学生の休憩スペースの確保に努める。

●大学周辺の「環境」への配慮の状況

[現状説明]

本学は、地下鉄東西線「大谷地駅」から徒歩約5分の場所にあり、周辺は住宅街で地域住民の通学・通勤経路となっている。キャンパス内にはコナラ林や水芭蕉群があり、環境緑化の観点から植栽を行っている。

学生の通学に関しては、駐車場のスペースの問題、公共交通機関へのアクセスの利便性から、原則として自動車通学を禁止している。身体に障害を持っている場合、病気・怪我などで公共交通機関の利用が困難な場合、正課授業の調査・研究やサークル活動で対外試合に行くときなどの荷物・道具の搬入・搬出が必要な場合は、事前に申請させ許可をしている。キャンパス内には駐輪場を設

置し、通学で自転車を利用する場合は登録をさせ許可している。しかしながら、自動車やバイクで通学し、大学近隣の住宅街の路上や商業店舗の駐車場に不法・迷惑駐車を行う学生がおり、近隣の住民や商業店舗に多大なる迷惑を掛けている。そのため、学内で注意を呼びかける他、大学周辺地域の広範囲にわたり職員及び駐車場管理人により巡回し該当学生の指導をしている。

また、地下鉄東西線「大谷地駅」からは、札幌市サイクリングロードを利用して通学する学生がほとんどであるが、通行の仕方について近隣住民から多くの苦情が寄せられている。そのため、学内で注意を呼びかける他、特に新学期が始まる時期については、職員が巡回し学生のサイクリングロードの通行指導を行っている。

札幌市サイクリングロードに関しては、厚別まちづくり研究会の「サイクリングロード（モザイク）アート事業」が実施した、大学近くの「しらかばトンネル」内のタイル貼り事業の費用を負担するとともに、人的にも教職員・学生が支援・協力した。

校舎と同一の敷地に多目的グラウンドがあるが、風が強い地域であり、晴天時にグラウンドの土煙が発生することが多く、周辺住民に多大な迷惑をかけていた。そのため、2006 年 2 月の大幅改修の際は、土煙をできるだけ抑えることを考慮し全面的に土の入れ替えを行った。

[点検・評価]

大学に隣接して公園があり、キャンパス内のコナラ林や水芭蕉群及び植栽により、周辺は緑豊かな景観となっている。

大学の敷地に隣接して市道があるが、植栽による樹木の枝が市道まで延びている箇所があり、通行の障害にならないよう枝払いをする必要がある。

学生の自動車通学、サイクリングロードのマナーの問題については、定期的に注意喚起をしている他周辺地域を巡回し指導しているが、マナー違反を行う学生が後をたたないのが現状である。

サイクリングロードに関しては、照明が少ないため日没後は薄暗い状態となる。特にトンネル内は薄暗い状態となっていたが、サイクリングロード（モザイク）アート事業に協力することで、サイクリングロードの環境改善に少しでも役立ったと考えている。

多目的グラウンドの土煙は、土の入れ替えによる大幅改修の結果、以前と比べると土煙がかなり抑えらた。しかし、改修後１年以上が経過したが、グラウンドの使用による土の劣化により、改修直後と比べると土煙は多少発生しやすくなっている。

[改善方策]

市道付近の樹木については、通行の障害にならないよう定期的に点検し、必要に応じて専門業者に依頼して枝払いを実施する。

学生の自動車通学、サイクリングロードのマナーの問題については、抜本的な解決策がないのが現状だが、引き続き、学内での注意や周辺地域の巡回を通じて指導を行っていく。

多目的グラウンドについては、毎年定期的な整備を行う他、日常的な散水により土煙の発生をできるだけ抑えていく。

③利用上の配慮

●施設・設備面における障害者への配慮の状況

[現状説明]

社会福祉学部を置く大学として、本学は、これまで建物の新築・増築の際に、可能な限りバリアフリー化を進めてきた。現状は次の通りである。

スロープは、学内全ての建物の玄関・出入口に設置しており、自動ドアはセンター棟、チャペル、学生会館を除き設置している。

エレベーターは、A 館、B 館、図書館、第 1 研究棟、第 2 研究棟、体育館、学生交流会館に設置しており、A 館には 2 基、その他の建物は 1 基の設置で、操作パネルには点字表示を設置している他、車椅子用操作パネルも設置している。エレベーターのない C 館、大学会館、チャペルはエレベーターを設置する建物からの移動が可能である。学内でエレベーターを利用できない建物は、管理関係部門が入っている 2 階建てのセンター棟、課外活動で利用している 4 階建ての学生会館（サークル棟）だけとなっている。

身障者用トイレは、A 館（男女兼用 3 箇所）、B 館（男子用 3 箇所、女子用 3 箇所）、図書館（男女兼用 1 ヵ所）、第 2 研究棟（男女兼用 1 ヵ所）、大学会館（男女兼用 1 ヵ所）、体育館（男子用 1 ヵ所、女子用 1 ヵ所）、学生会館（男女兼用 1 ヵ所）、学生交流会館（男女兼用 2 ヵ所）に設置している。

階段の手摺は全ての建物に設置し、身障者用駐車スペースを第 1 駐車場（北側）に設けている。また、身障者用シャワールームを体育館と学生交流会館に設置しており、学生交流会館には身障者用ベッドを配置した宿泊室を 1 室設けている。

[点検・評価]

本学は、これまで建物の新築・増築の際に、可能な限りバリアフリー化を取り入れるよう努力してきており、学内のバリアフリー化は一定程度実現できた。

身障者トイレについては、呼び出しブザーの受信機を建物毎に設置していたが、財務課があるセンター棟事務室と夜警室で集中管理ができるよう改善した。

障害学生を受け入れる際は、個々の学生の障害の種類や状況により、学生本人とも綿密に打合せをし、既存の施設・設備で受け入れ可能かどうかを点検、不足する部分を補い障害学生の支援を行っている。これまでに、全盲学生への施設・設備面の配慮として、自習用の情報実習室（ネットワーク実験室）を用意した。また、低身長の身障者への施設・設備面の配慮として、前校から寄付を受けた低身長者専用の机・椅子を、本人の履修状況を確認のうえ必要な教室に配置している他、障害者用トイレに専用トイレットペーパーホルダーを設置するなどの対応を行っている。

建物のバリアフリー化は一定程度実現できているが、車椅子利用者が教壇に上がるためには、段差があるため人的支援が必要となっている。特に図書館 4 階の特別教室の教壇は、他の教室と比べて段差が大きく、今後対策を検討する必要がある。

[改善方策]

図書館 4 階の特別教室の教壇については、教室のスペースの関係などで固定したスロープの設置

は難しい。そのため、他の教室等でも使用できる移動可能な簡易スロープあるいは簡易昇降機の設置を検討する。

●各施設の利用時間に対する配慮の状況（C 群項目）

[現状説明]

各施設の利用時間について、特に学生に配慮しているのは、図書館、情報処理実習室、CALL 教室、AV スタディルームである。

事務窓口の取扱い時間は、平日 8 時 45 分～16 時 30 分（休憩時間 11 時 30 分～12 時 30 分）、土曜 8 時 45 分～12 時 30 分となっており、日曜、祝祭日、大学が特に定めた日（ゴールデンウィーク、年末年始ほか）は事務窓口を閉鎖している。しかし、学生を教育面で支援するため、図書館、情報処理実習室、CALL 教室、AV スタディルームについては、開館時間を延長するなどの配慮を特に行っている。

特に、図書館については、通常期の平日は 8 時 45 分～22 時、土曜は 8 時 45 分～20 時と開館時間を延長しているほか、日曜も 12 時～18 時に開館している。長期休業期間中は、月曜～木曜は 8 時 45 分～16 時 30 分となるが、金曜は 8 時 45 分～22 時、土曜は 8 時 45 分～20 時と開館時間を延長している。休館日は、祝祭日、長期休業期間中の日曜日、大学が特に定めた日（ゴールデンウィーク、年末年始ほか）となっている。

情報処理実習室、CALL 教室、AV スタディルームについては、通常期の平日は 8 時 45 分～21 時、土曜は 8 時 45 分～18 時と利用可能な時間を延長している。長期休業期間中は、平日 8 時 45 分～16 時 30 分、土曜は 8 時 45 分～12 時 30 分となる。休館日は、日曜、祝祭日、大学が特に定めた日（ゴールデンウィーク、年末年始ほか）となっている。なお、情報処理実習室、CALL 教室は授業の空き時間の利用となる。

[点検・評価]

本学ではV講目（16 時 20 分～17 時 50 分）に設定されている授業科目が多いが、図書館、情報処理実習室、CALL 教室、AV スタディルームはV講目の授業終了後も十分に利用可能となっている。図書館については、学生の利用だけでなく学外者の利用も考え、利用時間の延長と通常期の日曜も開館している。

[改善方策]

将来的に、各施設の利用の動向を見た上で、学生にとってさらに利用しやすい時間帯を必要に応じて検討する。

④組織・管理体制

●施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

[現状説明]

キャンパス内の施設・設備の維持・管理については、財務課が中心となって担当しており、職員の定期的な点検の他、専門業者と保守契約を締結し業務を委託して定期的に施設・設備の保守・点検を実施している。

清掃業務、駐車場管理業務、体育館管理業務、学生交流会館管理業務、校舎守衛業務についても、専門業者に委託して日常の維持・管理にあたっている。

[点検・評価]

日常的な施設・設備の保守点検については、専門業者に委託して実施しており、必要に応じて修繕等を行っている。現状においては財務課が中心となって施設・設備の維持・管理に努めているが、特段支障をきたしてはいない。

しかし、建築年数が 10 年以上経過している建物が多く、今後、計画的な施設・設備の修繕・改修が必要となる。

[改善方策]

施設・設備の保守・点検については、業者任せとなっている部分もある。その改善として、財務課職員が研修等を通して専門知識を身に付け、しっかりと検収をしていく必要がある。

●施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

[現状説明]

施設・設備面の衛生・安全確保については、財務課が担当し日常的に点検を行っている他、多くを外部に委託して施設・設備の保守・点検、清掃、守衛業務等を実施している。

施設・設備の保守・点検については、消防設備の点検（年 2 回）、防排煙設備の点検（年 2 回）、給水・排水設備点検として受水槽の内部清掃（年 1 回）・水質検査（年 2 回）及び排水管の清掃（年 1 回）、空気環境測定（年 6 回）、危険物貯蔵所（地下タンク等）の点検（年 1 回）、電気設備保守点検として電気設備の保守点検（毎月）及び停電点検（年 1 回）、自動ドアの保守点検（年 2 回）、エレベーターの保守点検（毎月）を専門業者に委託して定期的に実施している。

校舎等の清掃については、清掃専門業者に委託して日常的な清掃を実施している他、定期的に床のワックスがけや絨毯洗い、窓の清掃を実施している。また、校庭についても庭園業者に委託し、芝や樹木等の整備を定期的に行っている。

守衛業務については、警備員（専門業者に委託）を配置し夜間及び休日の構内常駐・巡回警備を行っている他、一部の建物には機械警備のシステムを導入し安全確保に努めている。

駐車場管理については、専門業者に委託して行っており、学生の自動車通学を原則として禁止している関係で自動車などの不正乗り入れを防止している他、学生が周辺地域に迷惑駐車を行わないよう周辺地域の巡回も行っている。また、構内の駐輪場の整理も行っている。

体育館については、授業・課外活動での利用だけでなく一般学生にも開放しているため、利用可能な時間帯に管理人（専門業者に委託）を配置させている。

学生交流会館については、正課や課外活動における研修・宿泊施設だけでなく受け入れ留学生及び引率教員の宿泊施設となっているため、管理人（専門業者に委託）を常駐させている。

防火対策については、消防計画を策定し、火災予防組織表（平常時）、自衛消防隊組織表（非常時・昼夜）、休日・夜間時の緊急連絡網を毎年見直している他、年１回の防火訓練を実施している。

[点検・評価]

施設・設備の保守・点検、清掃、守衛業務等ついては、専門業者に委託して実施する体制は確立している。

しかし、駐車場の管理については、夜間及び日曜・祝祭日は大学の行事等がある場合を除き基本的に警備員を配置していない。正門にはゲートを設けていないので、夜間及び日曜・祝祭日は学生等の自動車等の構内への乗り入れを管理できていない。

[改善方策]

夜間及び日曜・祝祭日の駐車場管理の問題については、正門へのゲートの設置や警備時間の延長を検討するだけではなく、キャンパス内全体の防犯体制を考えながら検討していく必要がある。

7－2. 大学院の施設・設備

(1) 施設・設備

①施設・設備等

●大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

[現状説明]

「大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性」については、先に 7－1.で述べているところであるが、大学院研究科の状況を重複して記述する。大学院の授業を行うための講義室、演習室及び実習室は、「全学部共通」として共用している。大学院の授業は少人数であるため通常は主として演習室を使用している。しかし、演習室に常設されていない機器を用いる授業を行う場合には、あらかじめ授業を講義室や実習室に配当して常設された機器を使用することとしている。また、演習室においても備えられた機器以外に移動して使うＡＶ機器やパソコン等を用いて授業を行うことが適切な場合は、そのような授業展開が可能なように、適宜事務職員が支援している。

実習室は情報教育環境を備えた情報実習室のほか、福祉臨床実習、社会調査実習のための実習室があり、実習を支援する事務体制が整えられている。

[点検・評価]

大学院の授業や実習を支えるための施設・設備等諸条件は、本学においてある程度は学部等と共通でよいと思われる。現状は、いわゆる「大学院専用」のものを用意する条件がないということであるが、大学院の授業は夜間 21 時 10 分まで行われることを考慮すると、大学院専用の施設と一体あるいは隣接した施設・設備等諸条件が一定程度整備されることが望ましいと考えられる。

[改善方策]

今後の改善方策として、「大学院専用」施設と一体あるいは隣接した施設・設備等諸条件の一定の整備が必要である。

●大学院専用の施設・設備の整備状況

[現状説明]

大学院専用の施設・設備としては、第 2 研究棟（2 階以上は主に教員研究室からなる）の 1 階に、いわゆる「院棟」（大学院用の施設）が設置されており、①院生研究室（共同）（20.0 ㎡）が 11 室、院生研究室（共同）（21.0 ㎡）が 2 室、院生共同研究室（41.0 ㎡）が 1 室、合わせて 14 室（306.0 ㎡）が設置されている。院生研究室（共同）の配当については、各研究科・専攻毎に学年に配慮しながら院生を割り当てている。各室の最大収容人数は 7 人である。1 人ひとりに対して机・椅子・蛍光灯スタンド・ブックエンドを供与し、各室に共用のミリオンラックを配置している。院生共同研究室には、情報利用環境としてデスクトップパソコン 17 台、レーザープリンタ 2 台、コピー機 1 台が設置されており、共用としている。

また、本大学院において最も特色ある施設として 2005 年度に設置された「北星学園大学心理臨床センター」があり、社会福祉学研究科臨床心理学専攻の臨床心理士養成を支える専用施設として機能している。当センターは、臨床心理学を専攻する院生等に対して実践的な教育訓練の場を用意し、本学の教員による臨床心理学研究を支援するとともに、あわせて臨床心理学の知見と手法を用いて地域住民が抱える心理的な問題を解消又は緩和するための活動を行うことを目的としている。当センターの施設は、本学の第 1 研究棟（2 階以上は主に教員研究室からなる）の 1 階部分に改装工事を施し、整備された。当センターは、面接室 3 室、プレイルーム 2 室、アセスメント室 1 室、研修員室兼会議室 1 室、事務室・待合室 1 室の設備を有し、総面積は 287.5 ㎡である。なお、センター相談室（学外には「北星こころの相談室」と報知）は、2005 年 7 月から活動を開始している。

[点検・評価]

社会福祉学研究科博士課程の院生から、日常的に院生研究室（共同）で使用できるパソコン設置の要望があり、これを受けて 2006 年度大学院委員会で検討がなされた。当時の検討としては、院生が研究活動を効率的かつ快適に行うことができる情報環境（学術情報収集、情報処理及び論文作成等）を整備することを基本として構想し、2007 年度から院生研究室（共同）でパソコンの個人利用ができる環境整備を図ることを検討することとした。しかし、その後財政的な事情等から検討を凍結したまま推移が、2008 年度に向けて再度構想し実施することとした。

また、心理臨床センターの施設・設備とその活動（センター相談室を含む）については、本学社会福祉学研究科臨床心理学専攻が 2007 年 1 月に財団法人日本臨床心理士資格認定協会に対して提出した「『臨床心理士』受験資格取得に関する既指定大学院専攻コースの 1 種変更申請書」の重要な基準項目となっており、同年 4 月 20 日に同協会から第 1 種指定の通知を受けるに至ったことを評価したい。

[改善方策]

院生が研究活動を効率的かつ快適に行うことができる情報環境（学術情報収集、情報処理及び論文作成等）の整備を 2008 年度に円滑に実施することとする。

●大学院学生用実習室等の整備状況（C 群項目）

[現状説明]

大学院学生用実習室等は、学部と共用としており、前述（実習室は情報教育環境を備えた情報実習室のほか、社会福祉実習、社会調査実習のための実習室があり、実習を支援する事務体制が整えられている）のとおりである。

[点検・評価]、[改善方策]

大学院学生用実習室等の整備という観点での検討は行っていないので、評価することができない。

現状においては、改善策についても特に記述することはない。

②維持・管理体制

●施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

[現状説明]、[点検・評価]、[改善方策]

第 7 章施設・設備、「7－1. 学部の施設・設備」、④組織・管理体制の『施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況』で記載した内容と同じため省略する。

●実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況

[現状説明]、[点検・評価]、[改善方策]

本学には該当なし。

(2) 情報インフラ

●学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

[現状説明]

大学院生のための学術資料は、学部と共用している大学図書館の蔵書として収集・管理・運用が一元化され、基本的な辞書・事典や、各研究科の専攻に関連する参考図書は共同研究室にも備え付けている。

資料の選定は大学院担当教員及び大学院生が行い、図書館の資料費とは別枠で研究科別に予算化されている。また、大学院生には論文作成の補助として、上限 5 万円の範囲で研究費が支給されている。図書館で導入している大型電子ジャーナルや文献二次情報などの外部データベースの一部は、学外からの利用も可能とするアクセス ID を大学院生個別に配布している。大学院生の研究成果物である修士・博士論文は、その原本を図書館が保存し学内利用者の閲覧に供している。

[点検・評価]

図書館の蔵書として管理していることから、所蔵検索は図書館のホームページから学内外問わず 24 時間の検索が可能である。電子ジャーナルや二次情報データベースの整備は、大学院棟や自宅からの情報検索、文献へのアクセスを可能にし、多忙な大学院生の研究活動支援として欠かせないものである。これら情報インフラのシステムは、総合情報センターによるハード整備と図書館によるソフトの整備で進んでおり、大学院独自のシステム構築をとくに必要とはしていない。

大学院生の研究には外国書や外国雑誌の重要度が高く、これら高額な資料を備える予算としては不充分である。学部生中心の図書資料費に依存した選定と収集には限界もあり、他大学との相互利用で調達するばかりでは、研究水準にも影響が及ぶであろう。また、大学院生が個別に収集した資料や成果物について、大学院、図書館双方ともその蓄積や整理を行っていないため、蔵書以外の学術資料の散逸や不活用という問題がある。

[改善方策]

大学院生の研究活動支援となる学術資料や、データベースの充実のために大学院レベルの資料予算の拡充を図る。増加している電子ジャーナルについては、二次情報の検索から全文閲覧までをスムーズに繋げるシステムの機能を高める。また、大学が生産する学術情報の発信や成果物の組織化は、学内関係機関が協調して行う「機関リポジトリ構築」等で整備していく。

●国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

[現状説明]

本学図書館に所蔵されていない学術資料は、国立情報学研究所の NACSIS－ILL システムを中心にして全国の大学・大学院図書館等との相互利用で補っている。図書館ホームページにある全国の大学図書館の蔵書検索及び国立情報学研究所の NACSIS－CAT、さらに本学図書館システムの機能である z 39.50Gateway サーバを使った道内 6 大学図書館の蔵書横断検索など、大学院生自身が文献の所在を調査できる環境が整っており、主要な二次情報データベースの検索結果と ILL 申込システムとの連動機能も整備されている。また、北海道地区大学図書館相互利用サービスという近隣大学図書館とのコンソーシアムでは、学生証の提示など簡便な方法での協定館利用が可能になっている。

[点検・評価]

大学院生の研究には専門性の高い学術資料、とくに外国文献が必須であるが、本学図書館だけで全てを収集することは困難であり、他大学との相互利用は不可欠である。そのため、他大学の所蔵検索が容易で正確に行えるシステムや、相互利用の申込に係る迅速な処理が求められている。その支援は大学図書館が一括して担当しているが、相互利用に至るまでのレファレンスでは大学院生専門の係を配置し、きめ細かな研究支援を行っている。そのレファレンスにメールを活用することで、大学院生の研究活動時間に合わせた適時性のある対応にも努めている。

[改善方策]

必要な学術資料の即時的入手が可能となるよう、先ずは本学図書館での所蔵を充実させるべく資料の選定と予算の確保に努める。また、相互利用の申込に際しては、文献の特定と申込機能を高めるよう、データベースと利用者ポータルサイトの連携を強化する。さらに相互利用の発展と貢献のために、NACSIS－CAT への所蔵登録を継続して推進し、電子ジャーナル等の導入に関わるコンソーシアムへも積極的に参加する。

●コンテンツ（文書、画像、データベース等のネットワークを流通する情報資源）やアプリケーション・ソフト（個々の応用目的をもったコンピュータソフトウェア）の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能の充実度（C 群項目）

[現状説明]

学術情報となるコンテンツは図書館によって整備され、学部生、大学院生の共用資料として利用されている。現在、アグリゲータ系の大型電子ジャーナルをはじめとして、1 万を超える欧文フルテキストの閲覧が可能であり、文献情報、統計データ、法情報などを検索する外部データベースも 20 種類以上提供している。一部のデータベースについては、学外からの利用も可能とする ID を大学院生個別に配布している。また、インターネット上に存在する有用な情報源はリンク集として編集し、外部データベースと合わせて図書館ホームページからアクセスできるようにしている。

[点検・評価]

電子ジャーナルや二次資料データベースなどの電子媒体は、昨今の学術情報収集の中心的ツールであり、本学の教育・研究に必要なものは鋭意整備している。とくに大学院生の研究活動にとって外国論文は最も重要な文献であり、電子ジャーナルの充実はさらに望まれるところである。しかし、大学院自体の資料予算が僅少であり、院生も少数であることから、必要とする資料や情報が確実に選定されているとはいい難い側面もある。図書館では大学院生に特別なガイダンスや講座を実施し、研究レベルに沿った情報検索スキルの習得を支援しているが、その中でニーズと実態の把握に努めている。

[改善方策]

電子ジャーナル等の電子媒体は一概に高額な資料であり、この導入費用を維持していけるよう大学院と図書館が連携して予算の確保に努める。また、これら電子資料の利用が研究成果に有効に結びつくよう、研究レベルや需要に即したデータベースの厳選と、適切なレファレンスやガイダンスによって活用を促進させる。

●資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況（C 群項目）

[現状説明]

本学の資料保存は全て図書館において一元的に管理されており、特別な管理施設は設置していない。図書館では、当面の資料増加予測から向後約 8 年間は現有スペースにおいての収容が可能という排架計画を持っている。所蔵資料の電子化は、本学が刊行している紀要である「北星論集」を PDF 化し、図書館ホームページで公開している。また、国立情報学研究所の論文情報ナビゲータ CiNii からもこの本文閲覧が可能である。電子化された他大学の紀要についても OPAC から本文にリンクさせ、現物の受け入れを中止することによって書架の狭隘化を緩和させている。

[点検・評価]

現状では、当面の内部収容を可能とするために、不用図書基準等を設けて資料の廃棄を行ってい

るが、将来的に所蔵量を一定化していくことは不可能である。雑誌を電子ジャーナルに切替えて、書架狭隘の速度を緩めることが可能であるが、電子ジャーナルのアーカイブ保障が万全ではないことや全てのタイトルが電子化されているわけではないため、電子化が画期的な狭隘緩和とはならないのも実状である。保存を目的とする施設の拡大が困難であり、廃棄による増加抑制を図らざるを得ない。

[改善方策]

教育・学習・研究支援に支障のない範囲での廃棄とする明確な基準を策定するとともに、極力長期間のスペース確保が実現するよう、電子ジャーナルや電子ブックなどネットワークを利用した資料整備にも努める。また、他大学図書館との分担収集や分担保存を現実的課題と位置付け、大学間の相互利用を一層有効化させる取組みに主体的に参画する。

第 8 章　図書館及び図書・電子媒体等

【到達目標】

本学の教育目標に則した必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料及び電子媒体等の資料を体系的、計画的に収集・整備し、質・量ともに充実した学術情報資料の提供に努める。

また、ガイダンス等の利用教育を積極的に行ない、より効果的な図書館利用を可能とする。

図書館を本学の教育研究活動を支える重要な学術情報基盤と位置づけ、大学の情報発信拠点としての役割を果たすことを目標とする。

①図書、図書館の整備

●図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

[現状説明]

本学の図書館では、内国書 280,049 冊、外国書 80,114 冊、計 360,163 冊の蔵書を日本十進分類法により分類し、その約 8 割を開架式書架に排架している。また、学術雑誌などの定期刊行物は内国書 6,435 種類､外国書 1,108 種類､計 7,543 種類全てを開架式書架に排架している。マイクロフィルム、DVD、CD－ROM、カセット等の視聴覚資料は、3,588 種類、8,970 点の所蔵となっている。2006 年度学籍数で割り出した学生 1 人当りの蔵書冊数は 96.9 冊で、全国の私大平均を大きく上回っている。

電子媒体については、アグリゲータ系電子ジャーナルセットの導入のほか、単体契約、オープンアクセス（無料）を含め、1 万を超える欧文フルテキストが閲覧可能となっている。さらに文献情報、統計データ、法情報、新聞記事等を検索する外部データベースは 20 種類を提供し、本学紀要は全号の全文を PDF で公開している。いずれのデータベースも図書館ホームページからアクセスする形にし、学内 LAN に接続する全ての PC から利用できる。また、一部の電子ジャーナルは、教員と大学院生に限定して、学外からの利用も可能とする ID を配布している。

図書資料は、本学の教育・研究に資する蔵書構成となるよう、教員及び図書館員によって選定・収集され、大学院生、学部学生からの希望図書もニーズに即した選定として重視し、その殆どを受入れている。また、専門図書・学習用基本図書の他、「ボランティア関連」「アイヌ関連」は本学の特色コレクションとして出版物を網羅的に収集している。さらに、2005 年度から 3 年に渡り「私大助成研究設備」で採択された『イギリス社会政策の歴史 1636-1942 年　全 633 点』は、近代の社会福祉制度の起源となる「救貧法」を中心にした古書集成で、社会福祉研究、経済学史研究にとって重要かつ貴重なコレクションとなっている。

[点検・評価]

2000 年度の相互評価で「図書館は、大学院を念頭に置き、新しいコンセプトによる機能充実、蔵書数の拡充が望まれる」という問題点の指摘を受けた。当時の蔵書数は約 24 万冊で、

以来約 7 年間で 1.5 倍に増加している。この間の年間受入図書冊数の平均は、約 20,000 冊であり、購入による受入率が毎年 90%を超えている。外国雑誌価格の高騰や電子資料の導入により、図書購入予算が年々圧迫される中にありながらも、この指摘を重視した学術資料・情報整備に対する大学の意識と予算編成が反映された結果として評価できる。

選定に関しては、教員によって専門図書が、教員及び図書館によって教育・学習用図書が整備される形をとっているが、利用実態や出版情報を重ね見た図書館による選定割合が高まっている。図書館による選定では、体系的にも量的にも本学の教育・研究に沿った蔵書構成となるよう各分野の基本的必備資料、収集割合の状況、カリキュラムやシラバスの把握に努めているが、さらなる教育向上を目的とした収書方針の見直しを定期的に実施することも必要である。

蔵書構成をみると、全資料の約 40%を社会科学分野が占め、とくに経済学、社会学関係の比率が高いが、本学の学部学科の構成から必然といえる。一方、学問の学際化、短期大学統合、新学科設置等を反映して学問分野の幅が広がり、それらを網羅した構成にもなりつつある。

大学院を念頭に置くと、専門図書となる外国書の充実が求められるところであるが、蔵書全体に占める外国書の割合は 22%と低く、大学図書館の平均約 30%に引き上げるためには今後特別な収集計画が必要な状況である。

電子ジャーナルや、二次情報データベースといった電子媒体については、積極的に導入している大学図書館群の一つとして位置付けられる。その結果、一次資料への電子的アクセスや所蔵資料への導引に効果が発揮されている。この背景には、データベースごとの利用説明を主眼とする検索講座の開催や、検索ガイドの作成など、有効な利用促進への取組みがある。

[改善方策]

図書館蔵書の構築は一貫性のある計画的なもので、かつ学生や教員のニーズに即していなければならないため、資料収集に関する基本的方針と選定基準を策定し、専門図書や学習用図書はもとより、学生の自律、豊かな人間性の滋養に結びつける教養的蔵書も充実させる。外国書については、恒常的な図書予算の中での拡充を追求しながらも、大学院と連携して研究支援に相応しい質的・量的整備を図る。

また、利用に際しての迅速性と共有性のメリットを持つことから、学術雑誌については電子媒体への移行を推進するが、巨費を要するため予算の有効運用が必須である。有用な資料・情報を厳選し、的確な収集とすることと併行して、購読雑誌の見直し、PULC 等のコンソーシアム活用による低価格での導入など、徹底した予算の有効利用を図る。

●図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性

[現状説明]

現図書館は、1991 年に竣工した図書館・特別棟の 1 階から 3 階と、2003 年度に増築した 4 階建の新館で構成されている。両建物は 2 階・3 階で接続されており、新館 1 階を除いた内部は単体の建物として利用できる。総面積は 5,109 ㎡で、本館 1 階は雑誌と外国書、2 階はカウンター、文献検索コーナー、閲覧席、参考図書、ブラウジングコーナー、3 階は和書と閲覧席を配置している。新館は、1 階を閉架書庫、2 階をマルチメディアフロア、3 階は個人キャレルのみの閲覧室、4 階はグループ学習室 3 室と閲覧席のみを配置している。その他に複写室、

貴重図書コーナー、飲食可能な休憩室、館内トイレ等も設置している。

書架の収容能力は約 90 万冊で、書架全体の 65%は開架状態での収容が可能である。本館 1 階及び新館 1 階の閉架書庫には手動式集密書架を設置して収蔵力を確保し、現在、閉架には古い図書や利用頻度の低い図書約 7 万冊を収容している。

情報機器は、専用コーナーを含めて館内に 19 台の検索用 PC を設置している。また、新館 2 階のマルチメディアフロアには 20 台の PC と 21 台の AV ブースを設置し、さらに無線 LAN によって通常の閲覧席で使用するための貸出用ノート PC を 8 台用意している。

入退館に際しては学生証または身分証明証（教職員）のバーコードをスキャンする入退館ゲートとブックディテクションシステムを設置し、利用者管理と施設や資料の保安対策としている。また、全館に冷房設備を施し、高温、防湿、防塵に配慮している。

[点検・評価]

電子図書館機能の充実や、キャンパス内のくつろぎ空間としての要素など、図書館という場に求められる機能が高度化・複合化してきたことから、短期大学統合に伴う新館増築では、資料増加予測に対応した収容能力の向上、電子図書館機能の充実、静謐な学習・研究フロアの確保などに加え、アメニティにも配慮した。

その結果、新館は 1 階の閉架書庫以外に図書資料を配置せず、2 階から 4 階は閲覧席のみとし、各フロアの機能を明確にした。とくに 3 階の個人キャレルのみの閲覧室は、利用者の棲み分けが実現し、学習・研究に集中できる静かな環境を提供できるに至っている。2 階に設置したマルチメディアフロアは年間の利用件数が 2.5 万件に及び、PC ではインターネット検索、オフィスソフトを活用したレポート作成など自発的学習の場として欠かせないコーナーになっている。また、AV ブースは DVD 映画視聴などに活発に利用され、アメニティ空間としても定着している。

館内にエレベータが設置されていないため、車椅子利用者の誘導など、バリアフリー対策に不充分な状況がある。また、向こう 8 年間の内部収容を可能とする資料排架計画を持っているが、書架の狭隘化は日々進んでいる。将来的には不可避である閉架図書の増加に向けて、書架の増設や、出納の効率に配慮した排架方法、利用の便を削がない閉架図書の選定基準の見直しが必要となっている。

[改善方策]

学術資料や学習形態の情報化に対応し、マルチメディアフロアを含む館内の PC は、定期的に更新して安定した性能を提供できるようにする。開架書架の狭隘状況を緩和させるため、長期的に運用できる閉架図書選定基準を策定し、図書の一部を閉架書庫に移動する。また、開架書架では鮮度の高い資料や必備資料を展示するよう、不用図書の除架と除籍を適宜行い、利用者にとって使いやすい排架状況を保つ。雑誌は電子媒体への移行や保存年限を設けてスリム化を図る。

バリアフリー対策は、建物改造や特別設備による解決が困難な部分もあるため、誘導サポートや情報検索支援等の人的サービスで補い、障害者や高齢者が支障なく図書館を利用できるよう配慮する。

●学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性

[現状説明]

2007 年度現在の座席数は 438 席で、収容定員に対する割合は 11.5%である。ブラウジングコーナー、グループ学習室など、その他の座席を含めると 560 席を超える。また、教員専用閲覧コーナーも 2 席常設している。

開館日数は毎年 300 日を越えており、開講期は日曜開館も実施している。開館時間は、開講期は平日 8：45 から 22：00、土曜 8：45 から 20：00、日曜は 12：00 から 18：00 までとしている。休暇期は平日が 16：30 までに短縮し、日曜は閉館とするが、大学院の要望を受けて金曜日と土曜日は開講期同様の時間まで延長している。学生の定期試験期間以外は学外者も同じ時間帯で利用できる。延長時間帯となる 16：30（土曜は 12：30）以降及び日曜は、業務委託のスタッフによる利用者対応となっている。

図書館ネットワークの整備は、1991 年の業務電算化以来、OPAC による蔵書検索、NACSIS－CAT の運用による目録データ作成、NACSIS－ILL 利用による相互利用など、オンライン機能を活用しながら業務システムを拡充してきた。インターネット時代となった現在は、図書館ホームページに、OPAC、電子ジャーナル等の外部データベース、その他の情報源等あらゆる情報検索の入口を集中させている。また、利用者個人の利用状況確認、貸出の予約申込、文献複写申込等が自宅からも可能になっており、教員はこのページから図書の発注も行える。

利用者支援では、「文献検索サポートプログラム」に重点を置き、新入生オリエンテーションに始まる種々のガイダンスを実施している。ゼミ・講義単位に教員からの申込を受ける検索ガイダンスは通年で行う他、主要なデータベースの検索講座や実習を定期的に開催している。これらのプログラムの実施回数、参加人数とも年々増加し、2006 年度は 117 回、延べ 1,356 人の参加を得ている。

[点検・評価]

開館時間は、大学院の講義時間を考慮しながら小刻みに延長してきたが、延長時間帯の業務の委託化に踏み切った 2002 年度から現行時間とした。この時間帯は専任職員が不在になるため、レファレンスなどの専門的サービスや危機管理の面での不安を抱えているが、職員と委託スタッフの連携を強め、利用者の不満を呼ばないサービスの提供と安全に努めている。時間延長は、大学院の最終講義後にも一定の利用時間を確保するものであり、多様な生活スタイルを持つ学部生にとっても有効であることが入館者数の増加に表れている。また、休暇期の金曜・土曜の延長は、就労大学院生の図書館利用機会を保障するものとなっている。しかし、全体の図書館利用者数は年々減少する傾向にある。電子図書館機能の強化に努めてはいるが、完全な非来館型を目指しているわけではなく、サービスの向上・改善を視野に入れた分析を元に、利用者数増加に努める必要がある。

図書館ネットワークに関しては、2003 年に業務システムをリプレイスし、業務処理の迅速化が図られた。利用者にとっては、蔵書検索の高速化、利用状況確認や各種申込ができるポータル機能が付加され、これらは携帯電話からも利用できる。また、図書館ホームページは、電子ジャーナルや外部データベース、その他インターネット上の情報源への入り口となり、レフ

ァレンスや文献複写等の申込窓口として機能が高度化している。

文献検索サポートプログラムは、基本的な図書館利用方法から、具体的な文献検索方法、より専門的な検索と、利用者のニーズやレベルに合わせたバリエーションを持たせている。ゼミや講義単位に行うガイダンスでは、担当教員の要望に沿った内容で構成し、課題を解く実習形式を取り入れることにより、学生の情報検索スキルと学習意欲を高めている。また、主要なデータベースごとの検索講座等は、利用者の生涯にわたる情報活用能力育成に貢献していると考える。

[改善方策]

開館時間は、利用時間帯や利用者層の分布を詳細に分析し、本学の学習・研究支援として適切な開館体制を整備する。図書館ネットワークは、業務システムのバージョンを更新し、利用者ポータルサイト機能を発展させる。ホームページは、学術情報へのアクセスの利便性を高め、情報化対応の最前線機能としてリニューアルする。

文献検索サポートでは、全学生が情報検索スキルを身につけるよう、ゼミや必修講義に対するガイダンスの完全実施と、未参加の学生のフォローアップを強化し、プログラム全体をより体系的に整備していく。図書館ホームページで公開しているパスファインダーなどのレファレンス・ツールもより充実させていく。また、2003 年から適用されている学習指導要領の下、今後はより高度な情報検索利用者が増えることから、支援者となる図書館職員は間断のない研修・研究に裏打ちされた指導力を向上させる。図書館利用や環境整備全般に関しては、利用者満足度調査を実施し、ニーズや問題点を把握したサービス改善と利用の活性化を図る。

●図書館の地域への開放の状況

[現状説明]

本学の地域開放は、1980 年代に卒業生及び本学教職員の紹介を受けた一般市民への開放に始まり、「開かれた大学づくり」の流れの中で、現在は 18 歳以上（高校生や大学等の機関に所属する人は除く）の利用希望者に開放して 10 数年が経過している。毎年約 1,200 名規模の登録者があり、卒業生や、本学の専門領域の一つである社会福祉の専門従事者、夜間講座（オープンユニバーシティ）受講生が多く利用している。よって、大学周辺の地域住民に限らず、市外・道外居住者も多数登録している。また、北海道地区大学図書館相互利用サービス（2007 年 8 月現在 22 大学加盟）という相互利用コンソーシアムに参加し、他大学の学生・教職員の利用も数多く受けている。学生の定期試験期間中の入館不可、マルチメディアフロアなど一部の施設や機器の利用ができない制限があるが、継続的に登録する利用者が多い。

[点検・評価]

過去 3 年間の年間登録者数は、2004 年度が 1,252 名、2005 年度が 1,224 名、2006 年度が 1,134 名で、登録者 1 人当りの年間貸出冊数は 5.5 冊である。利用目的としては、社会福祉関係者による関連資料の閲覧・貸出、公務員試験や資格取得のための学習などに加え、データベースを使用しての情報検索が挙げられる。また、本学がリカレント学習の機会として開設している夜間講座（オープンユニバーシティ）の受講生も多く利用している。地域開放に関する広

報を充分に行っている状況にはないが、夜間や日曜の開館、交通アクセスなどの立地条件も相俟って利用者数が多いと推測できる。

図書館の地域開放は、大学が担う重要な社会貢献の一つであり、本学図書館の開放及び利用状況はその役割を大いに果たしていると考える。一方、住所が確認できる身分証明書だけで利用を許可するため、セキュリティ面で神経を使うことも多い。とくに夜間や日曜の利用率が高く、学内者・学外者ともに安全に利用できる環境整備に配慮している。

[改善方策]

公共図書館にはない専門的な資料や情報を得る場所として、地域や社会の生涯学習支援に引き続き貢献していく。多数の学外者が出入りすることによる環境の問題は、図書館利用に限らずキャンパス全体の対策を必要とするものであるが、学内者、学外者双方が安全に利用できるよう危機管理を強化する。

②学術情報へのアクセス

●学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

[現状説明]

本学図書館では、1991 年に図書館システムを導入し、蔵書目録データベースの構築を中心に電算化を発展させてきた。この間にインターネットに対応するシステムへ再構築し、webOPAC は 1999 年から図書館ホームページとともに公開している。また、資料のマルチメディア化や web 化に伴い、CD-ROM 検索システムや外部データベースの導入など、適時情報化に対応してきた。2003 年のシステムリプレイスでは、多言語対応、利用者自身による利用状況確認、モバイル OPAC、z 39.50Gateway サーバーを使った道内 6 大学図書館の蔵書横断検索システムなども実現している。また、電子ジャーナルをはじめとする多数の外部データベースは､その他の web 情報源や蔵書検索等と合わせて図書館ホームページに利用窓口が一元化されている。さらに主要な二次情報データベースの検索結果と OPAC のリンク、ILL 申込システムとの連動機能も整備されている。

他大学との協力では、国立情報学研究所の NACSIS－ILL を利用して、文献複写、現物貸借を行い、利用者の学習・研究をサポートしている。また、北海道地区大学図書館相互利用サービスでは、組織化の準備段階から発起人館として加わり、発足時から 2005 年度までは代表館を務めて組織の拡大化と運営に貢献した。1998 年に 6 大学でスタートしたものが、現在は国公私立を合わせて 22 大学 26 図書館に拡大し、各校の学生・教職員が簡便な方法で他大学図書館を利用できるコンソーシアムとして発展している。

[点検・評価]

図書館システムのリプレイスによって蔵書検索のレスポンスの速度は改善され、検索パターンも高度化した。また、NACSIS－CAT へのシステム内接続が可能になり、書誌ユーティリティを活用した目録データの標準化とその作成の迅速化が図られた。データ精度を統一しながら

の遡及入力もほぼ100%となっている。また、CATへの所蔵登録数も2007年3月現在で図書が約18万件、雑誌が約5,500件に上り、国立情報学研究所による目録所在情報サービスの共同構築や学術情報資源の共有に寄与している。しかし、書誌レコードの新規作成には着手しておらず、国公私立大学図書館協力委員会等のプロジェクトが発表している「NACSIS－CATの運用課題」に当て嵌まる。

学術情報の提供は図書館ホームページを通して行われており、利用者はこのサイトを起点に、蔵書検索、各種データベース、文献検索ガイド、レファレンス・ツール等の利用の他、利用状況確認、貸出予約や文献複写等の申込みもできる。また、蔵書検索やデータベースの検索結果は、その場でメール送信が可能である。ホームページには電子情報へのアクセスはもちろん、図書館利用全般に関わるガイドやツールが常備されており、第二のカウンターの役割が発生している。

NACSIS－ILLを利用した2006年度の相互協力件数は、本学から他館への依頼が約2,100件、他館から本学への申込が約3,500件の合計約5,600件である。学外の文献を求めることはそれだけ学習・研究活動が積極的に行われていることの表れであり、文献の存在を知る手段となる二次情報データベースの充実や、それらを活用するための利用支援が効果的に作用していると考える。他館からの申込については、本学の資料充実、処理の迅速性、低額料金の反映と思われる。また、22大学が加盟している北海道地区大学図書館相互利用サービスの2006年度統計では、利用者数全体の22%、貸出冊数全体の23%を本学が提供しており、ローカルエリアにおける相互協力においても重要な役割を果たしている。

[改善方策]

業務システムは2008年度にバージョンを上げ、先進的な検索機能や高速性を高める。図書館ホームページは、制作・管理方法の見直しと利用者支援メニューの体系化を図り、使いやすく便利なツールとしてリニューアルさせる。国立情報学研究所の事業へは積極的に協力し、NACSIS－CATについては、共同分担目録方式の基本にある互恵の原則に沿い、書誌レコードの作成にも着手できるよう目録作成におけるスキルを向上させる。

大学が収集・生産する学術情報の発信については、本学紀要の全文公開に加えて、貴重図書のデジタル化による電子公開や、大学の研究成果を組織化する「機関リポジトリ構築」などを通して推進していく。相互協力については、学術情報収集の高度化や、外国雑誌の価格高騰、大学財政そのものの緊縮化などにより、これまで以上に文献複写、現物貸借、訪問利用によるサポートが必要になることから、自館所蔵資料の充実とともに、他大学図書館との資源共有に努める。

第９章　社会貢献

【到達目標】

本学が有する知的資源をもって、地域に根ざした教育・研究の拠点として、主体的かつ積極的な社会貢献を推進することを目標とする。

そのために、公開講座、オープン・ユニバーシティの開設をはじめ社会との交流を促進するシステムの構築に努める。

研究成果の速やかな公開や、研究者間の情報交換、交流等に努め、学外の教育・研究機関、企業・団体及び地域との連携・交流を促進することにより、社会への貢献度を高める。

①社会への貢献

●社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

[現状説明]

本学では社会との交流を図るため各学科、各部門に於いて社会の様々な分野で活躍している方々を、臨時講師やゲストスピーカーとしてお願いして豊富な活動経験を学生に伝えてもらうためのカリキュラム上での工夫を行っている。また、学外から講師を招いて各学部・学科・部門単位で毎年実施している公開講座は市民に開放しており、エクステンションセンターで開講している夜間講座は学生とともに社会人も一緒に受講する講座が数多くある。他に、2004 年度から高校と大学の連携プログラムとして行われている出張講義や授業体験、教育方法の共同研究などが挙げられる。

[点検・評価]

社会での貴重な情報や経験を持つ臨時講師等の知識を伝えるための機会を多く持つことで、学生の社会的交流を図っている。また、エクステンションセンターの夜間講座で実施している社会人も対象とした多彩な講座は、市民と学生との交流の場となり授業の雰囲気や受講態度にも良い効果をあげている。各種の公開講座は学びを通して社会との結合を深め、「開かれた大学」の諸活動の一つとして、社会的貢献の役割を果たしている。「知と技としての資源地」として社会に還元するという考えから始めた高校への出張講義も定着し依頼数も増加傾向にある。また、毎年教育方法の共同研究を希望する高校を募集しており、現在 2 校との間で研究が進められている。以上のことから本学の社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度は高いものと評価できる。

[改善方策]

エクステンションセンターにて高齢化社会に向けた新たな講座を検討し、社会貢献としての学習機会をこれまで以上に提供し、市民との文化的交流のための取り組みに努める。

●公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況

[現状説明]

本学では「地域に開かれた大学」との理念に基づき早くから公開講座を開催している。2007 年度で 33 回目を迎える「大学公開講座」は、毎年各学部が交代で担当しメインテーマに沿って 6～7 回のサブテーマを設定しオムニバス形式での連続講座で展開され、4 回以上の受講者には修了証を発行している。一般市民が受講しやすいように開催時間を 18 時以降に設定している。過去 5 年の一般受講者平均数は約 95 名である。また、「学科・部門公開講座」は 10 学科・3 部門の担当教員が企画運営し、学外から講師を招いて年に 8～10 回開催している。これらの多くは授業の一環として位置付けられている講座であるが、一般市民にも無料開放している。2006 年度は 8 回開催され 1 回の平均受講者は約 98 名である。

[点検・評価]

公開講座のテーマや内容によって市民の参加数も増減する傾向にあるが、毎年開催されていることで地域社会に定着してきており、生涯学習・社会貢献の場となっている。開催時間の配慮や「道民カレッジ」の単位に換算させる連携講座とするなど、広く一般社会人が受講しやすい公開講座の仕組み作りに努力していることは評価できる。

[改善方策]

「地域に開かれた大学」として社会貢献という観点から、市民の学習ニーズや時勢にあった講座を準備し積極的に広報・宣伝を行い、更に多くの市民に興味を持って参加してもらうことができるよう努める。

●教育研究上の成果の市民への還元状況

[現状説明]

大学ホームページ上で各学部別に研究業績等を公表し、研究成果を社会へ広く情報公開している。また、地域の自治体等が主催する公開講座・研修会・研究会・セミナーへの講師の派遣や、高校への出張講義、教育方法の共同研究を行うことで、教育研究上の成果を還元している。また、1975 年度から開催している大学公開講座は市民を対象とし手話通訳を必要とする方にも対応している。1968 年から開催し今年で 40 回目の社会福祉夏季セミナー及び今年で 3 回目の障害児教育夏季セミナーについても一般市民に参加を呼びかけて講演会・シンポジウムなど多様な形で開催している。

[点検・評価]

市民向け講座や、研修会への講師派遣には講義等に支障がない限り支援協力する体制がとられており、各地域・団体が主催する事業に、本学教員が講師となってその知的資源を還元している。なかでも 1975 年に札幌市内の大学に先駆けて行われた公開講座は、社会のニーズに応えるべく内容を吟味しながら今日まで 33 年続いており、社会福祉夏季セミナーは開始から 40 年になるなど、早くから教育研究上の成果を市民へ還元する体制が整えられ社会的貢献がなされており評価できる。

[改善方策]

団塊の世代を中心とするシニア層が地域社会に戻り市民の学習要求も多様化し、求められる内容も多岐にわたって来るものと思われることから、本学の教育研究成果が夜間講座を展開する中でも市民に還元できるように教員の協力体制を充実する。

●国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

[現状説明]

現在本学では、17 人の教員が各種団体の委員や、評議員として国や地方自治体の政策形成へ直接寄与し得るような取り組みを行っている。また、国や地方自治体の要請により講演等の活動を行っている。

2006 年度の実績では、衆議院委員会での意見陳述、国土交通省、農林水産政策研究所、北海道開発局、北海道財務局、北海道企画振興部地域振興計画局、恵庭市、滝川市、栗山町、愛別町、北海道教育委員会、北広島市教育委員会、稚内市教育委員会、安平町教育委員会、当別町教育委員会、余市町教育委員会等での講演、北海道庁との連携プロジェクトを行った。

[点検・評価]

学部の持つ性格上、文学部心理・応用コミュニケーション学科、経済学部及び社会福祉学部において取り組みが盛んである。内容は主に地域開発、福祉、障害児教育等の分野となっている。委員会等の活動のほか、国・地方自治体等の要請による講演等の活動も政策形成に直接的・間接的に寄与しているものと言える。

本学教員への協力依頼が寄せられているということは、本学の各学部・学科の特色が社会に広く認知され、教員の研究成果が高く評価されていることによると考えられる。ただ、本学が有する知的資産が現状において充分に活用されているとは言い切れず、派遣実績から見ても分野及び派遣される教員に偏りがあることも事実である。

[改善方策]

上述した問題点の原因として、学外への情報発信が現状において十分でないことが考えられる。本学が今後とも地域社会から期待され、評価されるためには、本学の教育研究組織ならびに教育研究活動を公開し、地域社会に広報する必要がある。そのためにはホームページ等を中心とした学外広報活動を充実させる等の方策により、これまで以上に情報発信に努め、より多くの教員が地域社会に貢献できるよう体制の整備を図っていくこととする。

●ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取り組みの有効性（C群項目）

[現状の説明]

心理・応用コミュニケーション学科では、1 年次の社会活動実習（ボランティア実習）、2 年次のフィールド実習を通して社会活動に参加する機会を設けているが、フィールド実習先の活動にその後も参加している学生がいる。また不登校生徒のためのフリースクールや引きこもりの若者のため

の「若者自立塾」など、総合講義で臨時講師をしていただいた方の活動のお手伝いをする学生もいる。またこのような個人的な参加だけでなく、地域社会への組織的な貢献活動もなされている。その１つとして、本大学の所在地を校区とする小学校との連携によって、定期的な授業時の学習補助活動や学校行事への協力を行っている。また同じ小学校で高学年から参加者を募り、1 週間の通学合宿も行っている。さらに大学のグラウンドを使い、子どもを対象としたスノーフェスティバルが本学科学生の企画・運営で行われている。これらの活動はいずれも 2005 年度から継続されている。ミュンヘンクリスマス市など札幌市の行事にも、毎年何名かの学生が参加している。

[点検・評価]

地域社会活動への参加は、個人的にも組織的にも活発であるが、これは、実習体験や総合講義を通して社会との関わりを重視した本学科の教育プログラムの成果と考えられる。小学校での学習補助活動や通学合宿は小学校の先生方や父母の方々からの評価も高い。またスノーフェスティバルも地域の子どもたちが大人も含めて 200 名以上参加し、大変好評である。町内の自治会その他の地域の人々のご協力も得て、大きな地域貢献活動となっているということができる。

[改善方策]

現在学生が行っている地域活動については、小学校、子どもたち、また地域の人々からの評価が高く、今後も継続して取り組んでいくことが望まれる。これらの活動は 3、4 年生が中心となって行われているが、多くの下級生も協力しているので、今後の継続はスムーズになされると思われる。

大学の授業での実習体験での達成感や満足度がその後の地域活動への参加の意欲に大きな影響を与えるので、実習体験の指導に一層力を入れる必要がある。社会で活躍する講師の方々のお話に触発されることも多いので、教員がパイプ役となって学生の地域社会への貢献活動の幅を拡げていくことが必要である。

②企業等の連携

●寄付講座の開設状況（C群項目）

[現状説明]

2007 年度より、朝日新聞の寄付講座として、『メディアと社会-いま、ジャーナリズムは～朝日新聞記者が語る』を開設している。

これは全国の拠点大学に朝日新聞社が展開している『寄付講座』の一環であり、北海道では初めての試みである。具体的には、朝日新聞社本社、北海道支社の第一線で活躍する記者、編集者が講師となり、メディアから見た現代社会の諸相の分析を講義している。新聞を核とした「メディア」の視点から政治、国際、経済、地方自治などの多岐にわたる現代社会の抱える諸問題を多面的に捕らえた講義内容となっている。

本講義は、新聞という「知識、情報の宝庫」を利用し自らの知的関心の拡大、知識の深化を図っていくことを目指したものであり、日常の勉学の中で新聞の持つ役割を再認識することができ、講義に参加することを通じて、新聞を中心とした活字媒体をきちんと読む習慣の重要性を学ぶことが

できる。

2008 年度に日興コーディアルの寄付講座も開設予定である。

[点検・評価]

全国紙である朝日新聞社の最前線で活躍する記者や編集者から、タイムリーな問題を多角的に学べるのは、非常に有意義である。また、毎回、質問、感想を含むレポートを課しており、一方的な講義で終わらないような工夫もある。

今年度からの開設であったが 290 人の学生が履修した。また、3 回の講義で広く学外の方にも聞いていただけるよう公開し、地域社会にも貢献した。

[改善方策]

290 人が履修しており、1 つの授業としては履修者数が多い。しかし、できるだけ多くの学生に履修機会を与えるべきであり、この 2 つの要素をうまくバランスさせる方策が必要であると思われる。今年度のように、全学生が自由に履修登録するのではなく、履修者数制限など、適正な規模で授業ができるよう対策が必要かどうかを検討する。

第 10 章　学生生活

【到達目標】
学生の経済状態を安定させるための配慮、学生の心身の健康保持、安全・衛生への配慮を行い、また進路選択への対応、課外活動への指導と支援等を適切に行うことで、学生が学修に専念できるような環境の整備に努める。
そのために、各種奨学金・学費減免制度の充実、学生相談窓口及びキャリアデザインセンターにおける適切な指導、支援を行う。
いずれも専任のスタッフを配置してこれを支援すると同時に、それぞれの内容に応じた委員会を設置して、学生生活全般に関する指導組織体制を整えることを目標とする。

①学生への経済的支援

●奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性
●各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性（C群項目）

[現状説明]
①奨学金制度
本学では、学生生活を送るうえで、経済的な理由によって修学が困難な学生のために奨学金を貸与または給付する制度等を次のとおり設けている。
1）北星学園大学奨学金
「北星学園大学奨学生規程」に基づいて運用されている本学独自の奨学金制度である。
(ｱ)　目的
優秀な学生並びに経済的な理由によって修学及び学業継続が困難な学生に、奨学金を授与または貸与することにより教育の実効をあげ、もって本学の発展に寄与せしめることである。
(ｲ)　奨学金の種類
奨学金は次の 4 種類である。
①成績優秀者学業奨励金：学業成績が特に優秀で、他の学生の模範となる 2 年次以上の学生に授与する奨学金
②一般奨学金：　学業成績がすぐれ経済的理由により修学困難な学生に授与する奨学金
③松田奨学金：　初代経済学部長松田武雄氏の寄附により設けられ、経済学部の学生で学業成績及び人物が優秀な学生に授与する奨学金
④融資奨学金：　経済的理由により修学及び学業継続が困難な学生又はその保護者に対し、学校法人北星学園と提携している銀行からの融資を斡旋し、在学期間中の利息に相当する額を奨学金として給付する
(ｳ)　奨学生採用の選考
融資奨学生以外の上記奨学金の奨励生、奨学生については、人数、金額並びに交付の時期の決定、奨励生、奨学生の選考は、年度ごとに教学運営委員会の議を経てから学長が行っている。
教学運営委員長は、奨学生採用の結果を教授会に報告のうえ、告示し、奨学生として採用され

た者に対して、奨学生採用決定通知書を交付している。

その他、奨学金の授与及び貸与期限、奨学生の取消、貸与学生の借用手続き、異動事項の届け出、返還誓約書の提出等についても規定に則り、行っている。

2）日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構が取り扱う奨学金で、優れた学生であって経済的理由により修学に困難がある者に対し、学資の貸与を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的にしている。

3）北星学園大学同窓会奨励生

学内・学外を問わず活躍し、優秀な成績を修めた者で、卒業後も同窓会活動に積極的に参加する意志のある学生に授与するものである。

2 年次以上の学部学生及び大学院生で募集期間は 5 月下旬から 6 月上旬で、1,200 字程度に自己推薦文をまとめ、期日までに総務課に提出することになっている。なお、奨励金額は年額 8 万円を給付している。

4）北星学園関係奨学金

㈠有馬・安孫子・手島・時任奨学金

これは、本学園初代理事長有馬英二、二代目園長安孫子孝次、初代学長・四代目短期大学長手島寅雄及び二代目理事長（名誉理事長）時任正夫の 4 人を記念して設立された。各遺族からの寄附並びにこの奨学金の趣旨に賛同する篤志家からの寄附を基金にあて運用しており、北星学園大学、北星学園大学附属高等学校、北星学園余市高等学校に 1 年以上在学し、学力、人物ともに優秀で、経済的な協力を必要とする男子学生・生徒に与えられるものである。

大学においては教学運営委員会の議を経て学長が推薦し、有馬・安孫子・手島・時任奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定している。支給年額は 10 万円である。

㈡スミス・モンク・エバンス奨学金

これは、宣教師サラ・C・スミスによって創始され、宣教師アリス・モード・モンク及び宣教師エリザベス・マーガレット・エバンスその他の宣教師によって継承された本学園の女子教育を記念し、女子生徒・学生に奨学金を授与し、学園の教育目標達成に寄与することを目的に設立され、スミス・モンク・エバンス奨学会が運営しているものである。対象は、北星学園女子中学校・高等学校、北星学園大学に入学する者、アジア等から入学する者及び在学する者で、経済的な協力を必要とする者である。

大学においては教学運営委員会の議を経て教学運営委員長が推薦し、上記奨学会で選考、決定している。支給年額は 10 万円である。

5）本学における募集、選考

奨学金に関する事務は、学生支援課が担当している。

各種奨学生の募集は、学部学生は 4 月上旬に「奨学金申込説明会」を開催し、奨学生願書の記入方法、必要書類の提出などについて説明を行っている。学生は説明会に出席した後、願書を完成させ、必要書類を揃えた上で学生支援課に提出し、簡単な面接を行い出願理由等を確認している。

選考は、提出された願書、家計状況、成績などに基づき教学運営委員会の議を経て学長が行う。

本学関係奨学金の奨学生としての採用が決定または日本学生支援機構奨学生として推薦され

た学生については、5 月下旬～6 月上旬に発表している。また、学年途中の主たる生計支持者の失職等により、経済的に困窮した学生に対して日本学生支援機構奨学金の緊急・応急採用を適用している。

また、授業料未納者、留年者には随時、提携金融機関によるローン（融資）の斡旋を行っている。

6）2006 年度の採用数

2006 年度の採用者は、大学・短期大学部合わせて本学関係奨学生が 278 人、日本学生支援機構奨学生は 468 人、奨学生累計 1,648 人となり、在学生に占める割合は 38.9%である。

大学院生については、独立行政法人日本学生支援機構奨学生 4 人を採用した。

7）学部学生の奨学金の種類、額、採用人員は次の一覧表のとおりである。

種　　類			貸与月額または年額	採用人員
貸与	日本学生支援機構	第一種奨学金（無利子）	月額：自宅外通学生 64,000 円(1~3)年次　63,000 円(4 年次以上)　60,000 円(短大部) 月額：自宅通学生 54,000 円(1~3)年次　53,000 円(4 年次以上)　53,000 円(短大部)	新規採用 大学 1 年次学生 46 人、2 年次以上 5 人 短期大学部 11 人
		きぼう 21 プラン 第二種奨学金（有利子）	月額：30,000 円、50,000 円、80,000 円、100,000 円　申込者が選択	大学 130 人 短期大学部 26 名
給付	本学	成績優秀者学業奨励金	年額：50,000 円	大学 234 人、短期大学部 20 名
		一般奨学金	年額：120,000 円	大学 9 人、短期大学部 4 人
		松田奨学金	年額：60,000 円	1 人
		入試特別奨学金 （1 年次のみ） 私費外国人留学生奨学金	年額：授業料の 1/3 相当額の免除 年額：授業料の 1/3 相当額の免除	入学定員の約 5% 1 年次は全員
		私費外国人留学生修学奨励金	年額：授業料の 1/3 相当額の免除	未定

8）大学院生の奨学金の種類、額、貸与期間は次の一覧表のとおりである。

種　　類			課程	貸与月額	貸与期間
貸与	日本学生支援機構	第一種奨学金（無利子）	修士 博士	88,000 円 122,000 円	2007.4～卒業まで （留年の場合でも延長はない）
		きぼう 21 プラン 第二種奨学金（有利子） （貸与金額は選択）	修士のみ	50,000 円 80,000 円 100,000 円 130,000 円	申込月～卒業まで 2007.4～可能

9）採用後の諸手続き

奨学生に採用されると、日本学生支援機構及び北星学園大学関係の奨学金は直接奨学生の銀行口座に振り込まれる。

なお、日本学生支援機構の奨学生は、奨学金の継続の可否の適格認定を受けるため、毎年冬季に「奨学金適格認定継続願」を提出する。この願を提出しなければ奨学金は停止される。

②学費等の減免制度

本学の授業料等は、定められた期限までに一括して納付しなければならないが、年額の 2 分の 1 ずつ 2 期に区分し納付することもできる。ただし、経済的理由その他止むを得ない事情によって授業料及び教育充実費の納入が困難であると認められる場合は、願い出によりその納期を延期することができる制度がある。

本学の学費等の減免は「北星学園大学学費等の減免、徴収及び返戻の取り扱いに関する規程」に基づき行っている。この規程は、入学検定料、入学金、授業料、教育充実費、履修登録料及び履修料の徴収並びに返戻の取り扱いについても定めることを目的としており、入試特別奨学金、兄弟姉妹同時在学者減免、身体・精神障害就学者減免、社会人入試入学者減免、修学困窮者減免という制度がある。

③アルバイトの紹介・斡旋

本学では基本的にアルバイトの紹介・斡旋は行っていないが、公的な単発のもの（選挙に関するもの、区役所等での臨時的業務等）、学内での単発な作業に関するものに限定して紹介・斡旋することがある。いずれも講義出席に支障の出ないように配慮をしている。

④アパート・下宿の紹介

アパート・下宿の紹介は、北星学園生活協同組合が行っている。

[点検・評価]

奨学金制度は、経済的理由により学業継続に支障がある学生にとっては、大変有意義で心強い制度である。本学及び本学園関係奨学金に加え、日本学生支援機構奨学金を取り扱っており、奨学金制度は充実していると評価できる。

[改善方策]

上記のように一定程度は充実していると言えるが、それでもなお経済的理由で修学困難となる学生はおり、今後そういった学生を救済する新たな奨学制度を検討中である。

具体的には、以前本学にあった貸与奨学金と同じようなものではなく、現行の融資奨学金制度をより活用・利用しやすいものに変更（融資額の増額、採用条件の緩和など）する方向である。

②大学院生の研究活動への支援

●学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性（C群項目）

[現状説明]

本大学院では「北星学園大学「大学院論集」刊行委員会及び編集・刊行要項」が定められており、各研究科において、「大学院論集」を毎年1回3月に刊行することになっている。2007年3月で、社会福祉学研究科は第10号(旧研究科から通算)、文学研究科は第3号、経済学研究科は第4号を刊行している。

「大学院論集」は、本学大学院生及び本学大学院修了者の研究の成果を発表する場である。刊行委員会は、各研究科委員会の構成員によって組織されている。なお、「大学院論集」に原稿を登載した者には、執筆部分の抜刷を30部に限り無償で配付している。

また、社会福祉学研究科博士〔後期〕課程においては、研究指導において研究論文の発表を重視しており、「研究計画に基づく研究成果を関係学会で1回以上報告するとともに、報告内容を研究論文としてまとめ、関係学会機関紙、本学「大学院論集」等に発表すること」として、執筆を促している。

[点検・評価]

「大学院論集」は、本学大学院生及び本学大学院修了者が寄稿資格者であり、これまでも修了者に対する投稿案内を重視して取り組んできた。しかし、修了生の住所変更等によって案内が届かない場合もあり、郵送だけに頼らない方策の検討が必要である。

各研究科の刊行号数は現状に記述したとおりであるが、各号の登載状況を見ると、刊行に苦慮している状況も見られる。

社会福祉学研究科は旧研究科から通算して10号あり、1号当たりの登載平均は4.8編である。各号でみると、1998年3月第1号(旧研究科)5編、1998年12月第2号(旧研究科)3編、1999年12月第3号(旧研究科)4編、2000年12月第4号(旧研究科)6編、2002年3月第5号4編、2003年3月第6号7編、2004年3月第7号4編、2005年3月第8号4編、2006年3月第9号5編、2007年3月第10号6編である。

文学研究科は3号あり、1号当たりの登載平均は3.0編である。各号でみると、2004年3月第1号3編、2005年3月第2号3編、2007年3月第3号3編である。

経済学研究科は4号あり、1号当たりの登載平均は3.3編である。各号でみると、2004年3月第1号4編、2005年3月第2号3編、2006年3月第3号3編、2007年3月第3号3編である。

[改善方策]

本学のホームページを活用するなど、修了生に対する寄稿案内等の方法を検討すること、また在学生への寄稿促進策を検討することが必要である。

③学生相談等

●学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

[現状説明]

本学ではA館1階に医務室（79.8㎡）を設置している。医務室には、専任の保健師1人（講義開講期間は非常勤1人も追加し2人体制）を配置し、学校保健法に基づき学生・教職員の健康診断・健康相談・日常の応急処置をはじめ、心身の健康相談に応じ、健康に関する情報提供を行っている。また、全学生を対象に「定期健康診断」を毎年4月に実施し、病気の早期発見と予防に努めている。2007年4月の受診率は97.4%であった。なお、2006年度の医務室利用者は2,913人、内病院紹介人数は127人であった。

本学では全員加入制（大学院生など一部任意加入がある）の「学生医療互助会」制度を導入している。学生医療互助会は、学生の相互扶助の精神に基づき、学生の疾病、不慮の事故による受傷・後遺障害等の医療費・見舞金の給付や契約厚生施設の利用に伴う経費の補助等を行っている。このことによって、学生の経済的負担の軽減・健康の維持増進を図って学生生活を安定させ、学業の達成に寄与することを目的とするための団体である。また、医療互助会の会員は自動的に文部科学省の外郭団体である財団法人日本国際教育支援協会が実施している「学習教育研究災害傷害保険」にも同時に加入することに成り、対象となるのは講義中やサークル活動中に負った怪我、体育祭・大学祭中に負った怪我及びキャンパス内で怪我をした場合のみである。なお、2006年度の学生医療互助会による医療費給付状況は、給付件数2,876件、給付総額12,533,170円であった。

医療互助会では特定の16医療機関と協定を結び会員の受診に便宜を図っている。また、19の宿泊施設と契約し、1人1回につき2千円の補助をしている。更に、体力向上のため「コナミスポーツ」（健康トレーニングジム）との法人契約により、月 2 回までの利用料金を補助している。その他、近年公的施設や駅、空港などでも配置が進んでいる自動体外式除細動器（AED）を学内に3台配置し、万が一の事態に備えている。また、今年、関東の大学を中心とし、北海道の一部の大学にも波及した麻疹の流行について、予防接種未接種、未罹患者に対する抗体検査料、予防接種料金の一部補助を行った。

[点検・評価]

本学の学生定期健康診断の受診率が97.4%となっており、全国の大学に比較して極めて高い数字である。これは本学と同規模の大学と比較しても評価できる値である。日頃の学生指導の努力によりこうして作られた雰囲気は貴重なものと考えている。

また、学生の怪我や病気に対する保障制度として「学生医療互助会」制度を早期に導入している。この制度を持っている大学は、北海道では本学を含めて数大学しかなく、全国でも 30 に満たない大学しか取り入れていない。学生の健康保持のために学生自身の経済的負担にも配慮し、学生生活

を安定させていることは、制度として大いに評価できるものである。

[改善方策]

学生の健康保持のため極めて高い健康診断の受診率は、これ以上のものを目指すというよりは、この水準をいかに維持していくかの方策が必要だと考えている。強いて挙げられる問題点としては、高い健康診断受診率のため混雑する状況を緩和できる工夫が必要であろう。

また、学生から好評であり制度としては評価できると考えている医療互助会に関しては、現在対応していない「歯科治療」について学生の要望が高く、検討が必要である。しかし、これを導入している大学の前例によれば、財政的に厳しい状況に陥りがちで、会費の値上げにつながることにもなるので、慎重な対応が必要であろう。

更に、近年全国の大学で問題となっている麻疹対策についても、抗体検査、予防接種に関しての対応、費用負担について来年度以降どのようにしていくか、学内で早急に議論を重ねる必要がある。

●ハラスメント防止のための措置の適切性
●セクシュアル･ハラスメント防止への対応（C群項目）

[現状説明]

本学では、「キャンパス･ハラスメントの防止と解決に関する規程」に基づき、教員、職員及び学生相互において、キャンパス･ハラスメント（アカデミック･ハラスメント、セクシュアル･ハラスメント及びその他のハラスメントの総称）を防止し、又そのような事態を迅速かつ適切に解決するための組織として、キャンパス･ハラスメント防止委員会〔学長、副学長、学部長、短期大学部長、事務局長〕が常設されている。

また、相談体制としては、大学内には総合相談窓口(学生支援課内)、チャプレン室、各課窓口、国際教育センター、医務室及び学生相談室があり、大学外にも適切な専門家（札幌弁護士会から推薦された弁護士男女各１人に委嘱）を置いている。なお、セクシュアル･ハラスメントに関しては、窓口の他に相談員〔各学部から男女各１人、短期大学部から男女各１人、国際教育センターから１人、学生相談室相談員、保健師〕を指名し、相談体制の充実を図っている。

キャンパス･ハラスメント相談体制に関する学生への広報活動として、キャンパス・ガイドの中に規程・相談窓口・ハラスメントの概要説明などを記載し、毎年度当初に全学生へ配付して周知を図っている。また、教職員に対しては、外部講師を招いて防止のための研修会を開催したり、学生相談センターと協力して本学キャンパス内において発生している注意すべき言動を「キャンパス・ハラスメントに類する言動の実例集」として全教職員へ配付するなど、防止のための取り組みを行っている。

学生から申立があった場合には、防止委員会はアカデミック･ハラスメント調査解決委員会〔申立の対象となっている教員又は教員集団を除く教員から防止委員会が指名した者３人、学生男女各１人、防止委員会が必要と判断し委嘱した外部の専門家〕またはセクシュアル･ハラスメント調査解決委員会〔申立の対象となっている教員又は教員集団を除く教員から防止委員会が指名した男女を含む３人、学生男女各１人、申立の対象となっている対象者の所属する部署の者を除く事務・用務職員から１人、防止委員会が必要と判断し委嘱した外部の専門家〕を設置することになる。

そして、各々の調査解決委員会は、申立人及び申立の対象となっている教員等に対して、申立内

容の事実調査を行い、申立日から 4 週間以内に防止委員会に対して相応しい解決案（謝罪、原状回復、懲戒処分の上申など）の回答を行うことになっている。また、その調査及び解決の過程においては、申立人が再度ハラスメントを被らないように、二次被害及びプライバシー侵害の防止を義務付けている。なお、調査解決委員会の学生委員を確保するために、毎年度当初に 2 年次以上の学生から有志を募って学生委員の登録名簿（50 人以内）を作成している。

残念なことに、実際には、この規程の制定以降、正式なアカデミック・ハラスメントの申立が数件あり、この規程に基づいて対応を行い、各々のケースについて解決を図ってきている。

[点検・評価]

本学は、学生支援サービス強化としてカウンセラーの専任化、教学関係課の学生支援課への組織統合、総合相談窓口の設置など、学内システムの充実整備に努めて来た。その結果、学生からの申立に対しては緊急に対応する体制が出来ていること、さらに学生側の意見を取り入れる調査解決委員会構成としている点など、公正で客観的に事実判断する上で有効なシステムとなっている。

しかし、実際のケースでは、解決策が結局は申立対象者の謝罪や担当科目の変更などを行うにとどまっており、申立対象者への再発防止へ向けた効果的な方策は確立していないのが現状である。

[改善方策]

キャンパス・ハラスメント防止委員会は、今後とも、防止及び解決に係るシステムに対して十分に注意を払い、有効にシステムが機能する様に監督していく責任がある。また、調査解決委員会に係る学生委員の確保に努めること、防止に資する啓発・研修活動を行って本学内教職員の認識を高めていくこと、非常勤講師に対する啓発活動の方法を考えることも課題となっている。

本来は、未然に予防する方策こそが最も重要であるが、同一人が同様のキャンパス・ハラスメントを繰り返すことの無い様に再発防止を図るための更生プログラムが必要となっている。さらには、度重なる再発者に対しては実効性のある厳しい懲戒処分基準を適用することも検討すべき時期となっている。

●生活相談担当部署の活動上の有効性

[現状説明]

本学では学生相談室（64.22 ㎡～廊下除く）を設けており、「北星学園大学学生相談センター規程」に基づき相談業務を行っている。学生相談室はA館 1 階の医務室の向かいにあり、学生が出入りしやすいよう医務室と入り口を共用しており、月曜日から金曜日の 9 時から 17 時まで開室している。2006 年度の相談件数は 721 件、学生総数に対する割合は 16.8%であった。

学生相談室は学生の学生生活から派生する諸問題について、その解決のために相談に応じ、併せて本学学生の人間形成及び自己実現への援助を図ることを目的としている。業務はこの目的を達成するために、大学生活、将来の進路、自分に関すること、対人関係、恋愛関係などの諸問題について相談及び援助を行っている。また、学生相談の調査及び資料収集、事例研究、管理運営、教職員に対する学生相談に関する講演等による啓蒙活動を行っている。

また、新入生対象に入学式直後のオリエンテーションの中で、悪徳カルトへの勧誘、ネットビジネス詐欺、マルチ商法など、若者が陥りやすい社会の落とし穴にはまらないよう啓蒙するための講

演会を主催している。

相談員には 2005 年度より採用した専任のカウンセラーをはじめ、臨床面接の有経験者であり臨床心理士の資格を持つ非常勤 3 人が 1 人ずつ交替で担当曜日により担当している。業務の中では専任カウンセラーが相談員のスーパーバイズにあたり、学生相談に固有の知識や技能の修得を目指している。その他、学生相談室内での事例検討会を毎月定期的に開催し、面接技術の向上を図った。

また、近年、様々なストレスや環境の変化から精神的に弱くなっている学生も少なくない。そこで、精神科医である専任教授 1 人による「こころの健康相談」も行っており、希望者には月 2 回予約制で精神科医からのアドバイスを学生に行っている。

その他、6 人の学生相談専門委員会委員（専任教職員）も学生相談に応じているほか、2005 年度より設けた総合相談窓口職員（学生相談専門委員兼務）が日常受け付ける各種相談の中で、学生相談室と連携をとりつつ学生の相談を行っている。

2005 年度より学生支援課内に総合相談窓口を設け、あらゆる相談に対応できるよう専任職員を 1 人配置している。道案内的なものから深刻な相談まで相談内容は多岐に渡るが、場合によっては学生相談室に引き継ぎ、学生の相談に最後まで応えられるような体制になっている。

更に本学では、教員と直接学修上の問題を相談したいという学生のニーズに応え、1992 年度より各教員に「オフィス・アワー」の設定を依頼し、教員の研究室において、教員と気軽に話せる時間を設け、講義に関してや進路のことなどの相談に応じている。

また、医務室で心身の健康相談に応じる中で様々な相談に波及することもあり、医務室においても少なからず相談に応じているのが実態である。

[点検・評価]

専任のカウンセラーが 2005 年度から採用されたため、従来、非常勤相談員のみに頼っていた状態から大きく進歩を遂げたことは評価できる。

少子化に伴う受験人口の減少により、今まで以上に多様な学生が入学してくることが予想され、学生相談対応は今まで以上にきめ細かく個々のケースに対応していく必要が出てくる。その点で専任カウンセラーがいるために、学内の教職員に対して学生相談に対する啓蒙活動にも配慮できる体制になり、着実に意識改革も進んでいることは高く評価できる。

新入生対象の講演会では、毎年ほぼ全員の新入生に対して注意喚起できていることも評価できる。

また、総合相談窓口においては、あらゆる相談に的確に対処し、適切に対応・振り分けができていることは、学生への支援という点で高く評価できる。

[改善方策]

多様化する学生への相談を受けるためには学生相談スタッフの技術向上が不可欠であり、専任カウンセラーによる継続した指導、事例検討会の開催及び総合相談窓口担当職員の研修会への参加を引き続き続けていくことが重要である。

●生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況（C群項目）

[現状説明]

生活相談に関しては、専任カウンセラーを 1 人配置している。専任カウンセラーは学生相談室に

おける学生相談を担当する他、非常勤の相談員のスーパーバイズにあたっており、相談員の学生相談に固有の知識や技能の修得向上を目指している。

また、学生相談の調査及び資料収集、事例研究、管理運営、教職員に対する学生相談に関する講演等による啓蒙活動を行っている。

進路相談を行う専門のカウンセラーとしては、就職支援課において、キャリアカウンセラー（非常勤）を 1 人配置している。

[点検・評価]

生活相談に関しては専任のカウンセラーが 2005 年度から採用されたため、従来、非常勤相談員のみに頼っていた状態から大きく進歩を遂げたことは評価できる。

少子化に伴う受験人口の減少により、今まで以上に多様な学生が入学してくることが予想され、学生相談対応は今まで以上にきめ細かく個々のケースに対応していく必要が出てくる。その点で専任カウンセラーがいるために、学内の教職員に対して学生相談に対する啓蒙活動にも配慮できる体制になり、着実に意識改革も進んでいることは高く評価できる。

進路相談に関しては、学生は必ずしも就職支援課のみに相談を持ちかけるとは限らず、学生相談室においても相談受付（2006 年度実績 36 件～相談総数の 5.3%）があり、必要に応じて就職支援課につなぐこともあるが、可能な範囲内で相談員、あるいは専任カウンセラーが対応している。

[改善方策]

年々、多様化する学生への相談を受けるためには学生相談スタッフの技術向上が不可欠であり、専任カウンセラーによる継続した指導、事例検討会の開催及び総合相談窓口担当職員の研修会への参加を継続していくことが重要である。

●学内の生活相談機関と地域医療機関との連携関係の状況（C群項目）

[現状説明]

本学の生活相談機関としては学生相談センターがある。学生相談センターには、学生相談室と総合相談窓口が設けられ、それぞれ相談活動を行っている。総合相談窓口では修学関係、学生生活関係の問題をはじめとする相談、案内を行っている。学生相談室では、心理的問題における相談が多く寄せられ、中には医療機関への受診が望ましいケースなどもある。そのような場合、医療機関へ学生を紹介することもある。

[点検・評価]

学生の中には、精神科や心療内科への受診に抵抗を示す者も少なくないが、学生相談室では必要に応じ、医療機関についての詳しい情報を提供している。また、学生相談室が地域医療機関へ紹介状を書いたり、学生相談室から直接医療機関に連絡を入れたりする場合もある。紹介を受けた医療機関からは、受診状況や治療状況等について後日通知してくれることもある。

病院受診の必要性を感じながらもそれへの不安が高い学生にとっては、学内の相談機関が受診をすすめ紹介することで安心感が得られ、受診しやすくなっている状況にあることは評価できる。

しかし、医療機関は時期によっては繁忙のため、受診までに数ヵ月待たなければならないことも

稀ではなく、治療開始までに長期間待たなければならないという問題が一方ではある。

[改善方策]

早期受診が望まれるケースのことを考え、常に最新の地域医療機関の情報を集め、学生に情報提供をしていく必要がある。学生相談室スタッフが地域医療機関との連携関係によって得た情報を、学生相談室全体のものとして活用できるよう情報共有を図っていく必要がある。

●不登校の学生への対応状況（C群項目）

[現状説明]

「授業欠席学生」について調査し、学生支援課教務係において、履修指導を実施している。この履修指導の中で、ある程度「不登校学生」であるかどうかを把握し、修学面からの指導を行っている。

また、「不登校学生」のうち病気などで医務室や学生相談室、総合相談窓口に相談があった場合には、その都度、必要に応じて学生支援課教務係と連携して、その相談者に対して一番適切な方法で対応している。たとえば、登校できるよう、まずは医務室や学生相談室へ登校して環境に慣れる訓練をしてから、徐々に授業に入っていくなどの対策を、相談者とカウンセリングなどを行いながら、一緒に解決に向けて行っている。

なお、本学では心身の健康について気になることを精神医学的な立場からアドバイスを受けたいと言う学生に対し、精神科医による「心の健康相談」というものも行っている。

[点検・評価]

不登校学生に修学支援や登校するためのサポートを行っていることは評価できる。学生支援課教務係に修学指導専門の専任職員を２人、医務室には修学指導の専門家ではないものの、学生が精神的拠り所として頼りにすることも多い保健師を専任１人、非常勤１人配置し、学生相談室では授業開講時は専任カウンセラー1 人、非常勤相談員１人の２人体制をとっている。また、総合相談窓口には１名の専任職員を配置しており、本学での不登校の状況には十分対応できる人員配置となっている。

[改善方策]

現在のところ、十分な対応をしていると思われるが、今後、多様な学生を受け入れることが予想されるが、そのときに備え、少しずつでも経験と情報の蓄積を行っていかなければならない。

④就職指導

●学生の進路選択に関わる指導の適切性
●学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性（C群項目）

[現状説明]

2005 年 4 月、本学は組織変更により副学長の下にキャリアデザインセンターを新設し、これまでの就職支援委員会をキャリアデザイン支援委員会に、学事事務部就職課を就職支援課に改めた。更に平日のⅤ･Ⅵ講目に開催していた各種就職ガイダンス・就職関連講座を「キャリアデザインプログラム」と改め､毎週水曜日Ⅲ講目という通常の授業の 1 コマを一切の授業を入れない空きコマとし、通常の講義枠の中で無理なく全学生が受講出来るキャリア支援を強化したのである。具体的には、2005 年度 2 年生 8 回、3 年生 29 回、4 年生 11 回のプログラムを開講。2006 年度は 1 年生 9 回、2 年生 8 回、3 年生 28 回、4 年生 10 回を開講した。2007 年度から低学年向けプログラムを単位化し、同時間でキャリア教育科目「職業と人生Ⅰ」（1 年生の後期）を開講したため、プログラムからは外した。さらに、2008 年度には「職業と人生Ⅱ」（2 年生前期）を開講予定である。この大改革の背景には、ニートの問題や小学校からのキャリア教育など社会的関心が高まる中、また従来の就職支援から脱してより望ましいキャリア教育を模索しようとする機運が高まる中、従来の支援方法を踏襲するのではなく何かしらの質的転換が必要な時期であるとの認識があった。その取り組みは学年毎の一貫性のあるプログラムの提供であり、低学年次からのキャリア支援であり、それを可能にする環境整備であった。

1･2 年生の科目では、自らのライフデザイン(キャリアデザイン)を立てる上で、「これからの学生生活をいかに有意義に過ごすか」を考え、それを実践するためのキッカケ作りを当面の目標としている。自分を知る「自分研究」を行い、自分のやりたい事、できる事を整理していく。あわせて社会で必要とされる力と現在の自分のギャップを探り、その上でスキルアップしなければならないことを見つけ出していく。視聴覚教材の活用とグループディスカッション等を併用し、「聞く」「見る」「話す」「伝える」「書く」の 5 つの要素を取り入れた講義展開がなされる。

3 年生を中心としたプログラムでは、就職活動に必要な情報提供、自分自身の過去を振返り自分がどういう人間か、何を求め、これからどうしたいのかを客観的に把握し、考えることから始めます。「働くとは？」「仕事とは？」「就職とは？」と意味を考えながら、本格的な企業・業界・職種研究、体験談報告、履歴書・エントリーシート・面接対策等を展開。就活本番に向けて動機付け、モチベーションアップを図っていく。特に 4 年生については多様化した学生個々のニーズにあわせ、民間・公務員・教員・福祉施設や病院の専門職等の就職を始め、進学・留学といった様々な情報提供やアドバイスを実施している。

[点検・評価]

大学方針として時間割編成上の配慮を前向きに検討し､合意が得られたことは大きな成果である。

2005 年度からの体制により､就職支援講座からキャリアデザインプログラムへと質的転換をはかるための環境が整い、一貫性のある総合的プログラムを展開することが可能となった。これにより授業と対等の位置付けであるため、学生の認知が高まった。出席者も大幅に増加、必要な情報を必要な学生にもれなくタイムリーに提供できるようになり、期待された効果も実感でき、参加した学

生の評価も高い。又、キャリア支援に対する学内教職員の認知や感心も高まり、低学年のキャリア教育科目の設置計画も全学的に前向きに進められ、提案どおりの学内承認を得ることができたことは評価できる。大学の生き残りをかけた入試戦略に占める「キャリア支援」の位置付けと重要性が年々高まってきており、本学全体の課題として共通理解を得やすい環境になっている反面、期待度の高さも伺える。

前述のように公務員及び教員志望者にも手厚いサポートをしているが、民間企業の景気動向と両職種に対する採用数の減少や雇用条件の厳しさから、志望の母集団形成にも大きな影響を及ぼし始めている。

現在の就職活動はエントリーを始めとしパソコンで対応することが可能なため、全国的には就職支援課に来課する学生は減少傾向にあると聞く。しかし本学では 2005 年のキャリアデザインプログラムを開講後、来課相談者は更に増加傾向にありリピーターも増加している。学生から待ち時間の長期化に苦情が出る状態が続き、今年の 2 月から来課者数を調査した。

月／日	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
1 日	18 名	40 名	日曜日	特定休講日	45 名	日曜日	19 名
2 日	29 名	61 名	37 名	創立記念日	3 名	43 名	14 名
3 日	20 名	15 名	33 名	祝日	日曜日	27 名	12 名
4 日	日曜日	日曜日	33 名	祝日	49 名	41 名	9 名
5 日	入試期間	64 名	18 名	祝日	35 名	37 名	日曜日
6 日		56 名	53 名	日曜日	6 名	28 名	17 名
7 日		68 名	5 名	60 名	12 名	3 名	16 名
8 日		64 名	日曜日	51 名	6 名	日曜日	研修会
9 日		73 名	42 名	37 名	4 名	36 名	13 名
10 日	17 名	19 名	36 名	47 名	日曜日	31 名	事務局一斉休業
11 日	日曜日	日曜日	39 名	47 名	42 名	39 名	
12 日	祝日	73 名	48 名	3 名	35 名	35 名	
13 日	58 名	68 名	34 名	日曜日	35 名	64 名	
14 日	28 名	64 名	3 名	46 名	38 名	2 名	
15 日	34 名	16 名	日曜日	23 名	31 名	日曜日	
16 日	40 名	30 名	39 名	38 名	5 名	祝日	
17 日	8 名	16 名	45 名	22 名	日曜日	49 名	
18 日	日曜日	日曜日	35 名	48 名	56 名	27 名	3 名
19 日	35 名	51 名	29 名	5 名	60 名	33 名	日曜日
20 日	48 名	47 名	44 名	日曜日	38 名	39 名	20 名
21 日	45 名	祝日	6 名	39 名	26 名	6 名	10 名
22 日	57 名	44 名	日曜日	45 名	22 名	日曜日	11 名
23 日	45 名	27 名	54 名	29 名	記入なし	18 名	8 名
24 日	16 名	9 名	41 名	29 名	日曜日	32 名	12 名

25 日	日曜日	日曜日	32 名	45 名	39 名	16 名	1 名
26 日	78 名	44 名	42 名	5 名	37 名	11 名	日曜日
27 日	52 名	28 名	56 名	日曜日	38 名	20 名	14 名
28 日	29 名	27 名	7 名	78 名	43 名	4 名	17 名
29 日		18 名	日曜日	51 名	31 名	日曜日	9 名
30 日		43 名	祝日	32 名	8 名	16 名	29 名
31 日		8 名		43名		10名	17 名
合計	**657 名**	**1073 名**	**811 名**	**823 名**	**744 名**	**667 名**	**251 名**
一日平均	**37 名**	**41 名**	**34 名**	**37 名**	**30 名**	**30 名**	**11 名**

学生の応援団を自負している就職支援課が学生の信頼に応える場となっている。3･4 年生が中心ではあるが 1･2 年生の相談者も増えつつあり、低学年からのキャリア教育の展開が、今後確実に実を結ぶよう支援していく。試行錯誤で着手し継続している本学のキャリア支援であるが、これら全ての取り組みと一連の支援体制を改善しつつ、本学としての将来を見据えた長期的なキャリア教育を目指していく。

[改善方策]

キャリア支援のシステムを考慮した時、現状ではキャリアデザインプログラムの 2 年後期に空白期間がある。ハード面での収容教室の問題、ソフト面での担当講師の確保等非常に困難な課題もあるが、次年度開講にむけて取り組みの策定を検討する。

（添付資料：キャリアデザインプログラム 3 年間）

[総合版] 2005年度キャリアデザインプログラム

2005.1.25.就職支援委員会

回次	月日	対象年次	大3	短1	大4	短2	大2	新プログラム名	旧プログラム名
オリ	4月6日 13時AB教	大学4年　短大2年			第1講	第1講		● 第7回就職ガイダンス	第7回就職ガイダンス
1	4月13日	大学3年 短大1年	第1講	第1講				● 時代の読み方Pt.1（新聞社による講演） ● 受けてみよう適職診断（R-CAP説明会・受検）	★新規★
2	4月20日	大学1-3年　短大1年 大学4年　短大2年	●	●	第2講	第2講	●	● 第1回公務員ガイダンス ● 本番内定獲得講座[本田講師]	
3	4月27日	大学2年 大学3年　短大1年	第2講	第2講			第1講	● 受けてみよう適職診断（R-CAP説明会・受検） ● 受けてみよう筆記試験（E-Testig 概要とSPI受検方法説明）	R-CAP説明会・受検
4	5月11日	大学3年　短大1年 大学3-4年 大学4年	第3講 ●	第3講	 ● ●			● SPIって何：適性検査等の基礎知識 ● 特殊教育諸学校教員講座 ● 社会福祉士国家試験ガイダンス	
5	5月18日	大学3年 大学4年 短大1年	第4講	 第4講	 ● 			● 時代の読み方Pt.2（新聞社による講演） ● 第3回教員採用試験ガイダンス ● R-CAP／結果返却・結果活用講座	★新規★
6	5月25日	大学3年　短大1年	第5講	第5講				● 働くって何だろう（講演：職業と人生）	★新規★
7	6月1日	大学3年　短大1年 短大2年	第6講	第6講		 第3講		● 就職活動の手順と方法 ● 卒業生との就職懇談会	第1回就職ガイダンス ：就職活動の流れと準備について
8	6月15日	大学3年　短大1年 大学2年	第7講	第7講			 第2講	● 夏休みには企業訪問①　（企業等訪問研修説明会） ● R-CAP結果返却・結果活用講座	第1回企業等訪問研修説明会
9	6月22日	大学1-3年　短大1年 大学4年 短大12年	●	● ●	 ● 	 ●	●	● 第2回公務員ガイダンス ● 第2回社会福祉心理ガイダンス ● 編入学ガイダンス	
10	6月29日	大学3年　短大1年 大学3年　短大1年	第8講 ●	第8講 ●				● 自己分析の手法＋OBOGメッセージ ● マスコミ講座①　※Ⅵ講時開催となる可能性有り	第2回就職ガイダンス：自己分析
11	7月6日	大学2年　短大1年 大学3年　短大1年	 ●	第9講 ●			第3講	● R-CAP／自分の棚卸しセミナー[本田講師] ● マスコミ講座②　※Ⅵ講時開催となる可能性有り	
12	7月13日	大学3年　短大1年 大学3年　短大1年 大学4年	第9講 ●	第10講 ●	 ●			● 夏休みには企業訪問②　（企業等訪問研修マッチング） ● マスコミ講座③　※Ⅵ講時開催となる可能性有り ● 教員採用二次検査対策講座　※土曜日開催となる可能性有り	第2回企業等訪問研修説明会
13	7月20日	大学3年 大学4年　短大2年	第10講		 第3講	 第4講		● 進路確定に向けて（講演：夏休みの過ごし方） ● 第8回就職ガイダンス	★新規★ 第8回就職ガイダンス
試験中	8月3日	大学3年　短大1年 大学2-3年　短大1年	第11講	第11講				● 夏休みには企業訪問③　（参加者のみ） ● マナー講習会（企業等訪問研修・ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ参加者のみ）	第3回企業等訪問研修説明会
1	9月21日	大学3年　短大1年 大学4年　短大2年 大学3年	第12講 ●	第12講	 第4講	 第5講		● インターネット就職サイトの使い方 ● 第9回就職ガイダンス ● 第1回教員採用試験ガイダンス	就職情報セミナー 第9回就職ガイダンス
2	9月28日	大学3年 大学2年　短大1年 大学4年	第13講	 第13講	 ●		 第4講	● 業界・業種・職種研究の手法 ● R-CAP／世の中の仕事とやりたい事発見セミナー[本田講師] ● 第3回社会福祉心理ガイダンス	第3回就職ガイダンス ：業種・職種・企業研究
3	10月5日	大学3年　短大1年 大学4年 短大2年	第14講	第14講	 ●	 第6講		● 「あきんど系業界」の研究（商社・流通・小売・外食等） ● 社会福祉士国家試験願書記入説明会 ● 就職活動支援セミナー	業界研究講座①卸・小売業界
4	10月12日	大学3年　短大1年	第15講	第15講				● 「頭脳系業界」の研究（IT・金融・コンサル・教育等）	業界研究講座②金融・保険・証券業界
5	10月19日	大学3年　短大1年	第16講	第16講				● 「華やか系業界」の研究（旅行・航空・ﾎﾃﾙ・ｱﾊﾟﾚﾙ等）	業界研究講座③航空・旅行・観光業界
6	10月26日	大学3年　短大1年	第17講	第17講				● 履歴書・エントリーシートの書き方指南	第4回就職ガイダンス ：エントリーシートの書き方、求職登録票配布
7	11月2日	大学3年　短大1年 大学3年	第18講 ●	第18講				● 話し方指南／常識編 ● 第1回社会福祉心理ガイダンス	話し方ステップアップ講座①
8	11月9日	大学3年　短大1年 大学2年　短大1年	第19講	第19講 ●			 ●	● 話し方指南／就職活動実践編 ● 公務員基礎・教養講座説明会	話し方ステップアップ講座②
9	11月16日	大学3年　短大1年	第20講	第20講				● 先輩はこうして内定をゲットした　Pt.1	先輩の就職体験談報告会①
10	11月30日	大学3年　短大1年 大学1-3年　短大1年	第21講 ●	第21講 ●			 ●	● 先輩はこうして内定をゲットした　Pt.2 ● 第3回公務員ガイダンス	先輩の就職体験談報告会②
11	12月7日	大学3年　短大1年 大学3年	第22講 ●	第22講				● 面接のポイント指南 ● 第2回教員採用試験ガイダンス　※土曜日開催となる可能性有り	第5回就職ガイダンス
12	12月14日	大学3年　短大1年	第23講	第23講				● フリーターのススメ（講演：雇用形態の多様化と実態）	★新規★
13	12月21日	大学3年　短大1年	●	●				● 航空関係希望者対象講座[全3回の第1回基本編]	
	試験直後2日間 終日	大学3年　短大1年	第24講	第24講				● カリスマ講師による“就活必勝法指南”＆マナー講座	第6回就職ガイダンス
	2月初旬～3月末	大学3年　短大1年	●	●				● 学内企業研究会（70～80社予定）	

［総合版］ 2006年度キャリアデザインプログラム

2006.3.3.就職支援委員会

回次	月日	対象年次	大3	短1	大4	短2	大2	大1	新プログラム名	旧プログラム名
1	4月6日	大学4年　短大2年 大学3年	 オリ		第1講	第1講			● ここから始まる/就職活動スタート ★ 3年次キャリアデザインプログラムオリエンテーション	第7回就職ガイダンス
2	4月12日	大学4年　短大2年 大学3-4年 大学1-3年　短大1年	 ● ●	 ●	第2講 ●	第2講	 ●	 ●	● 本番内定獲得講座[本田講師] ● 特殊教育諸学校教員講座 ● 第1回公務員ガイダンス	
3	4月19日	大学3年　短大1年	第1講	第1講					● 就職活動の手順と方法	第1回就職ガイダンス
4	4月26日	大学3年 短大1年	第2講	 第2講					● 受けてみよう適職診断（コンピテンシーweb受検説明） ● 受けてみよう適職診断（コンピテンシー説明会・受検）	コンピテンシーweb受検説明会 コンピテンシー説明会・ペーパー受検
5	5月10日	大学3年　短大1年 大学4年	第3講	第3講	 ●				● 働くって何だろう[菊地先生] ● 社会福祉士国家試験ガイダンス	
6	5月17日	大学3年 大学4年	第4講		 ●				● 自分の強みを生かした仕事選び ● 第3回教員採用試験ガイダンス	ｺﾝﾋﾟﾃﾝｼｰ結果返却・結果活用講座
7	5月24日	大学3年　短大1年 大学2年	第5講	第4講			 第1講		★ SPIってナニ？適性検査等の基礎知識 ● 受けてみよう適職診断（コンピテンシー説明会・受検）	SPI概要とweb受検の説明 コンピテンシーーweb受検説明会
8	5月31日	大学3年　短大1年 短大2年	第6講	第5講		 第3講			● 夏休みには企業訪問①　（企業等訪問研修説明会） ● 卒業生との就職懇談会	第1回企業等訪問研修説明会 ：就職活動の流れと準備について
9	6月14日	大学3年　短大1年 大学3年	第7講 ●	第6講					★ なりたい自分になる/パワーアップ自己分析[坂本講師] ● 第1回社会福祉心理ガイダンス	第2回就職ガイダンス：自己分析
10	6月21日	大学2年　短大1年 大学1-3年　短大1年 大学4年 短大1-2年	 ● 	第7講 ● ●	 ● 	 ●	第2講 ● 	 ● 	● わかりやすい話し方のポイント ● 第2回公務員ガイダンス ● 第2回社会福祉心理ガイダンス ● 編入学ガイダンス	ｺﾝﾋﾟﾃﾝｼｰ結果返却・結果活用講座
11	6月28日	大学3年　短大1年	第8講	第8講					● 夏休みには企業訪問②　（企業等訪問研修マッチング）	第2回企業等訪問研修説明会
12	7月5日	大学3年 大学2年　短大1年	第9講	 第9講			 第3講		● OBOGメッセージ ● 自分の棚卸しセミナー[本田講師]	
13	7月12日	大学3年　短大1年 大学3年　短大1年 大学4年	第10講 ●	第10講 ●	 ●				★ 誰でもすぐできる！最強の自己PRツールを作成 ● マスコミ講座　※Ｖ講目及び夏休み集中開催 ● 教員採用二次検査対策講座　※土曜日開催となる可能性有り	
14	7月19日	大学3年　短大1年 大学3年　短大1年 大学4年　短大2年	第11講 ●	第11講 ●	 第3講	 第4講			● 進路確定に向けて（講演：夏休みの過ごし方） ● 航空系講座　※土曜日開催となる可能性有り ● これでわかる！企業情報と今後の活動	 第8回就職ガイダンス
終試日験最	8月4日	大学3年　短大1年 大学3年　短大1年	第12講 ●	第12講 ●					● 夏休みには企業訪問③　（参加者のみ） ● マナー講習会（企業等訪問研修・ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ参加者のみ）	第3回企業等訪問研修説明会、
1	9月20日	大学3年　短大1年 大学4年　短大2年 大学1年 大学3年	第13講 ●	第13講	 第4講	 第5講		 第1講	● インターネット就職サイトの使い方 ● 就活再開！面接ポイント再確認 ● 「自分史」を作ってみよう ● 第1回教員採用試験ガイダンス	就職情報ｾﾐﾅｰ、webｺﾝﾋﾟﾃﾝｼｰ受験案内 第9回就職ガイダンス ｺﾝﾋﾟﾃﾝｼｰ説明会・ペーパー受検
2	9月27日	大学3年 大学2年　短大1年 大学4年	第14講	 第14講	 ●		 第4講		● 業界・業種・職種研究の手法 ● 世の中の仕事とやりたい事発見セミナー[本田講師] ● 第3回社会福祉心理ガイダンス	第3回就職ガイダンス ：業種・職種・企業研究
3	10月4日	大学3年　短大1年 短大2年 大学1年 大学4年	第15講	第15講	 ●	 第6講		 第2講	● 「あきんど系業界」の研究（商社・流通・小売・外食等） ● 就職活動支援セミナー ● 「これからの自分史」を描いてみよう ● 社会福祉士国家試験願書記入説明会	業界研究講座①卸・小売業界 ｺﾝﾋﾟﾃﾝｼｰ結果返却・結果活用講座
4	10月11日	大学3年　短大1年	第16講	第16講					● 「頭脳系業界」の研究（IT・金融・コンサル・教育等）	業界研究講座②金融・保険・証券業界
5	10月18日	大学3年　短大1年 大学1年	第17講	第17講				 第3講	● 「華やか系業界」の研究（旅行・航空・ﾎﾃﾙ・ｱﾊﾟﾚﾙ等） ● 「書いて表現すること」できるかな？	業界研究講座③航空・旅行・観光業界
6	10月25日	大学3年　短大1年	第18講	第18講					● 受けてみよう適性検査	ペーパー模試の受験
7	11月1日	大学3年　短大1年 大学1年	第19講	第19講				 第4講	● 自分の履歴書書いてみよう ● 「話して表現すること」はできますか？	第4回就職ガイダンス、履歴書の書き方指南、求職登録票配布
8	11月8日	大学3年　短大1年 大学2年　短大1年	第20講	第20講 ●			 ●		● エントリーシートに挑戦！ ● 公務員基礎・教養講座説明会	エントリーシートの書き方、ｺﾝﾋﾟﾃﾝｼｰ結果ホロー
9	11月15日	大学3年　短大1年 大学1年	第21講	第21講				 第5講	● 話し方指南／就職活動常識編・実践編 ● 「社会を知るための方法」を教えます	話し方ステップアップ講座
10	11月22日	大学3年　短大1年 大学3年 大学1-3年　短大1年	第22講 ● ●	第22講 ●	 ●	 ●	 ●	 ●	● 首都圏を狙え！先輩はこうして内定をゲットした　Pt.1 ● 教員体験報告会 ● 第3回公務員ガイダンス	先輩の就職体験談報告会① 先輩の教員体験談報告会 先輩の公務員試験合格体験談報告会
11	11月29日	大学3年　短大1年 大学1年 大学3年	第23講 ●	第23講				 第6講	● 道内企業を先輩はこうして内定をゲットした　Pt.2 ● 「他者の生き方を知る」 ● 第2回教員採用試験ガイダンス	先輩の就職体験談報告会②
12	12月6日	大学3年　短大1年	第24講	第24講					● 就活力を鍛えよう	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾃﾞｨｽｶｯｼｮﾝと適性検査結果返却
13	12月13日	大学3年　短大1年	第25講	第25講					● 面接のポイント指南	第5回就職ガイダンス
14	12月20日	大学3年　短大1年	第26講	第26講					★ 質問力を高めよう！	説明会、会社訪問でごんなことを質問するの？
試験直後	1/25・26	大学3年　短大1年	第27講	第27講					● マナー講座 ● カリスマ講師による“就活必勝法指南”[坂本講師]	 第6回就職ガイダンス
	2月初旬～3月末	大学3年　短大1年	●	●					● 学内企業研究会（120～130社予定）	

★新規★

［総合版］ 2007年度キャリアデザインプログラム

2007.4.　キャリアデザイン支援委員会

回次	月日	大3	短1	大4	短2	大2	プログラム名	内容
	4月10日	オリ	オリ				● キャリアデザインプログラムオリエンテーション	今年度から本格化するﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑのｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ
	4月10日	●		●			● 特殊教育諸学校教員講座	特殊教育を目指す学生に就職準備方法等の解説
		●	●				● 公務員ガイダンス※平日Ｖ講目開講となる可能性有り	各種公務員試験の種類、日程等概要と学習方法
				●	●		● 航空系直前講座	職業観を通じ、求められる人物像を理解する
1	4月18日	第1講	第1講				● ここから始まる/就職活動の手順と方法	就職活動の流れと準備について情報提供と、今後の就職活動についての留意事項。 ｺﾝﾋﾟﾃﾝｼｰweb受検説明
				●	第1講		● いざ･本番 ！Pt.1/ここから始まる就職活動	今後の流れと就職活動の対策について
				●	●		● 航空系直前講座	自己をアピールするための好印象の話し方
						第1講	● プログラムオリエンテーション	本講義の概要説明、学生アンケート
2	4月25日	第2講	第2講				● 仕事を考える/就職って何？	「就職」を考える上での基本を学ぶ
				●	第2講		● いざ･本番 ！Pt.2/志望動機を書こう	履歴書に志望動機を実際に書いてみる
				●	●		● 航空系直前講座	好印象の挨拶の仕方
						第2講	● 大学生活を楽しむためのマイライフデザインシートを作成	「大学生活を含めたマイライフデザインシート」の作成
3	5月9日	第3講	第3講				● SPIって何？適性検査解説	SPI概要とweb受検の説明。
				●	第3講		● いざ･本番！Pt.3/長所（強み）を探そう	自分PRの材料を探す
				●			● 社会福祉士国家試験ガイダンス	合格状況、国家試験にむけての傾向と対策、準備方法
				●	●		● 航空系直前講座	説得力のある3分間スピーチの組み立て方
						第3講	● 他者のライフデザインを知ろう	他者のライフデザインを知る
4	5月16日	第4講	第4講				● 働くって何だろう	自分に相応しいキャリアデザインを描くための講演
				●	第4講		● いざ･本番！Pt.4/自己PR（私の特徴）を書こう	前回の材料を基に履歴書に実際書いてみる
				●			● 教員採用試験ガイダンス	願書の配布と記入要領説明
				●	●		● 航空系直前講座	企業へのアポの取り方、敬語の遣い方
						第4講	● 受けてみよう適職診断（コンピテンシーweb受検説明）	ｺﾝﾋﾟﾃﾝｼｰweb受検説明
5	5月23日	第5講	第5講				● 自分の強みを生かした仕事選び	この分野の活動のポイントと準備方法
					第5講		● 卒業生との就職懇談会	現職OGを招いて就職活動の方法を学ぶ
				●	●		● 航空系直前講座	企業訪問の仕方。マナー
						第5講	● 社会が求める人材とは？	社会で活躍する先輩の話
6	5月30日	第6講	第6講				● 夏休みには企業訪問①　（企業等訪問研修説明会）	第1回企業等訪問研修説明会：概要説明
				●	第6講		● いざ･本番 ！Pt.5/学生時代の体験を思い出そう	自己PR（学生時代の体験、得た事）の材料探し
				●	●		● 航空系直前講座	個人面接、重役面接での立ち居振る舞い方
						第6講	● 現在の社会、企業の給与ってどうなってるの？	現在の社会、企業を給与の観点から考える
7	6月13日	第7講	第7講				● なりたい自分になる／パワーアップ自己分析	長所発見、未来開拓、自分に自信がつく7ステップ
				●	第7講		● いざ･本番 ！Pt.6/「学生時代に得たこと」を書こう	前回の材料を基に履歴書に実際書いてみる
				●			● 第3回社会福祉心理ガイダンス	この分野の活動のポイントと準備方法
				●	●		● 航空系直前講座	グループディスカッションの運び方
						第7講	● 「グループディスカッション」ってどんなことするの？	ビデオ視聴「グループディスカッション」
8	6月20日	第8講	第8講				● 自己分析をプレ・エントリー	自己分析を職業選択に生かすための講演
				●	第8講		● いざ･本番 ！Pt.7/面接の準備しよう	面接での3つの対策
				●	●		● 航空系直前講座	ビジネスマナーの基本、応用
						第8講	● 将来の職業をイメージできるかな？	ｺﾝﾋﾟﾃﾝｼｰ結果結果活用講座
9	6月27日	第9講	第9講				● 夏休みには企業訪問②　（企業等訪問研修マッチング）	第2回企業等訪問研修説明会
		●	●			●	● 公務員ガイダンス　※平日Ｖ講目開講となる可能性有り	総合/教養講座の説明と今後の学習のポイント
		●					● 第1回社会福祉心理ガイダンス	この分野の採用状況の特徴と準備方法
				●	●		● 航空系直前講座	振り返り、まとめ
						第9講	● 「グループディスカッション」を体験してみよう	「グループディスカッション」の解説と実施
10	7月4日	第10講	第10講				● キャリアプラン作成/履歴書のネタ探し	「やりたい事」「できる事」行動プランの作成
			●		●		● 編入学ガイダンス	編入学に関する情報と卒業生の体験報告
						第10講	● 「グループディスカッション」の発表	「グループディスカッション」の結果発表-ｽﾋﾟｰﾁｺﾝﾃｽﾄ
11	7月11日	第11講	第11講				● 誰でもすぐできる！最強の自己PRツールを作成	インターンシップや企業等訪問研修等に使えるﾂｰﾙを作成
		●		●			● 教員採用二次検査対策講座　※土曜日開催となる可能性有り	模擬面接（個人／グループ）、及び面接試験対策
		●	●				● マスコミ講座　※Ｖ講目及び夏休み集中開催	ES例題に取り組み、答案例を添削指導
						第11講	● グループワーク共同作業の実践	グループワーク-共同作業の実践
12	7月18日	第12講	第12講				● 進路確定に向けて（講演：夏休みの過ごし方）	重要な時期である夏休みの過ごし方
				第1講	第9講		● これでわかる！企業情報と今後の活動	現在旬な企業の求人情報を提供
						第12講	● 次年度の抱負・学生生活の目標設定	本プログラムのまとめ
13	8月3日	第13講	第13講				● 夏休みには企業訪問③　（参加者のみ）	第3回企業等訪問研修説明会
		●	●				● マナー講習会（企業等訪問研修・ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ参加者のみ）	企業等訪問研修・ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ参加者対象マナー講座
		●	●				● 航空業界セミナー　（航空系講座　※後期土曜日開催となる可能性有	客室乗務員等を目指す学生向け面接対策講座
14	9月19日	第14講	第14講				● 自分と仕事をつなげよう	就職情報ｾﾐﾅｰ、webｺﾝﾋﾟﾃﾝｼｰ受験案内
				第2講	第10講		● 就活再開！面接ポイント再確認	2次募集（秋採用）の活動の仕方、求人情報
		●					● 教員採用試験ガイダンス　※日程変更の可能性有り	教員採用検査の実施状況について説明
15	9月26日	第15講	第15講				● 仕事を考える/業界・業種・職種構造	業界・業種・職種の多様さへの理解を促す講演
				●			● 第4回社会福祉士心理ガイダンス	求人状況の紹介と社会福祉士国家試験対策
16	10月3日	第16講	第16講				● OBOGメッセージ	社会で活躍する先輩の話
				●			● 社会福祉士国家試験願書記入説明会　※日程変更の可能性有り	国家試験対策と願書の記入要領・留意事項説明
17	10月10日	第17講	第17講				●「あきんど系業界」の研究（商社・流通・小売・外食等）	業界研究講座①卸・小売業界の人事担当者の座談会
18	10月17日	第18講	第18講				●「頭脳系業界」の研究（IT・金融・コンサル・教育等）	業界研究講座②金融・保険・証券業界の人事担当者の座談会
19	10月24日	第19講	第19講				●「華やか系業界」の研究（旅行・航空・ﾎﾃﾙ・ｱﾊﾟﾚﾙ等）	業界研究講座③航空・旅行・観光業界の人事担当者の座談会
20	10月31日	第20講	第20講				● エントリーシートに挑戦！	エントリーシート例題に取り組み添削指導
21	11月7日	第21講	第21講				● 自分の履歴書書いてみよう	履歴書の書き方指南、求職登録票の提出説明
			●			●	● 公務員基礎・教養講座説明会	教養/基礎講座の説明と学習の進め方
22	11月14日	第22講	第22講				● 受けてみよう適性検査	SPI（ペーパー模試）受検。実際に練習問題を解く
23	11月21日	第23講	第23講				● 先輩はこうして内定をゲットした　Pt.1	先輩の就職体験談報告会①
		●					● 教員体験報告会　※日程変更の可能性有り	先輩の教員体験談報告会
		●					● 第2回社会福祉心理ガイダンス	福祉分野で活躍する先輩からの話
24	11月28日	第24講	第24講				● 先輩はこうして内定をゲットした　Pt.2	先輩の就職体験談報告会②
		●	●			●	● 公務員ガイダンス	先輩の公務員試験合格体験談報告会
		●					● 教員採用試験ガイダンス	教員採用検査の概要についての説明
25	12月5日	第25講	第25講				● 就活力を鍛えよう	SPI（ペーパー模試）の検査結果とフォロー講座、添削ESの返却、SPI結果返却
26	12月12日	第26講	第26講				● 面接のポイント指南	就職活動準備について総復習と面接で見られるﾎﾟｲﾝﾄ
27	1/25･26	第27講	第27講				● マナー講座	本番の就職活動に必要な基本マナーの講義・実習
		第27講	第27講				● カリスマ講師による“就活必勝法指南”	ES対策、面接対策、及び今後の活動の留意点
	2月初旬～3月末	●	●				● 学内企業研究会（120～130社予定）	学内企業説明会（1日6社の予定）

●就職担当部署の活動の有効性

●就職統計データの整備と活用の状況（C群項目）

[現状説明]

本学就職支援課の特徴は、2005 年度から開講した「キャリアデザインプログラム」と「顔の見える個別相談」の 2 点である。2007 年度は将来の進路を総合的に支援する 3 年生中心の「キャリアデザインプログラム」を通年で 27 回展開。キャリアデザインプログラムの出席者にはアンケート調査を実施し、当年度の反省も踏まえ、次年度のプログラムのテーマや講師選定、プログラム内容、開催時期、集客力等の検討材料として活用し、次年度に向けて常に改善を図っている。就職活動を控えた 3 年次学生達の就職活動への意識高揚には少人数ゼミ、ゼミガイダンス、航空系講座やマスコミ講座、本学独自の企業等訪問研修等の参加が有効であると考えている。特に「企業等訪問研修」は、希望する企業の提示する研修日程が重ならない限り、一人の学生が最大 5 社まで訪問することが可能であり、研修後の学生の意識変化が大きく、企業選択の貴重な体験となっている。参加延べ人数は 2003 年度 314 名、2004 年度 553 名、2005 年度 835 名、2006 年度 1,316 名と飛躍的に増加し、学生のニーズや評価も高く、企業側からも研修の実施形態、並びに本学学生に対しての評価も上がっている。

企業等訪問研修　年度別統計一覧

年度	実施企業数	参加実人数	参加延べ人数
2003	28	157	314
2004	57	248	553
2005	66	334	835
2006	77	547	1,316

例年 2 月から開催している「学内企業セミナー」も、企業から参加希望の照会が増えているが、日程等の関係から全てに対応できる状況には至っていない。参加企業数、参加学生数が年々増加傾向をたどっており、両方の希望をかなえるために現在開講方法等を改定する予定で準備を進めている。

学内企業セミナー　年度別統計一覧

年度	参加企業数	参加学生数
2003	83	2,887
2004	88	3,246
2005	101	3,462
2006	117	4,604

社会に巣立つ卒業生の就職先は、その後の人生設計にも大きな影響を与える。一人一人が納得いく進路を選択するためには、自分自身のあるべき姿、価値観、行動を真剣に査察することが必要である。更に多様化した学生個々のニーズに対応するため、１学年約 1,000 人の学生に対し、専任事

務職員（課長含め）6 人、キャリアカウンセラー1 人（非常勤職員）全員が相談に応じる。全国的には就職支援課に来課学生数が激減していると聞くが、本学では来課学生数も多く、学生との信頼関係構築にも力を入れて対応することで、リピーター増にも繋がっている。現時点ではキャリアデザインプログラムと個別相談、少人数塾、マスコミ・航空系講座等複合的取り組みが相乗効果として、内定率・就職率共に数字をアップさせた。特に就職率は文系大学でも高い数字を誇る。

卒業年度	卒業者数 A	求職者数 B	求職率 B/A	就職者数 C	内定率 C/B	就職率 C/A	備考
1991	551	512	92.9	499	97.5	90.6	
1992	569	486	85.4	462	95.1	81.2	
1993	649	520	80.1	484	93.1	74.6	
1994	653	519	79.5	495	95.4	75.8	
1995	644	483	75.0	435	90.1	67.5	
1996	644	453	70.3	423	93.4	65.7	
1997	707	478	67.6	433	90.6	61.2	
1998	653	448	68.6	395	88.2	60.5	
1999	803	537	66.9	489	91.1	60.9	社会福祉学部１期卒業生搬出
2000	753	523	69.5	481	92.0	63.9	
2001	829	587	70.8	529	90.1	63.8	
2002	762	542	71.1	491	90.6	64.4	心･ｺﾐ、経法学科増設
2003	766	601	78.5	549	91.3	71.7	
2004	769	605	78.7	551	91.1	71.7	
2005	848	681	80.3	622	91.3	73.3	心･ｺﾐ、経法１期卒業生搬出
2006	850	712	83.8	661	92.8	77.8	

キャリア教育は進路選択の重要事項として高校生やその父母の関心も非常に高く、年 3 回のキャンパス説明会では就職支援課職員が高校生や父母の就職相談に対応している。又、在学生の父母組織である後援会に対しても、札幌及び地方開催（年 8 回）の地区別懇談会に毎年職員を派遣し就職状況報告と就職相談に応じている。地方在住の親達にとっては不安解消に務め、その後の父母との連携で学生をサポートする体制が強化され、大きな成果を得ている。

[点検･評価]

従来から、4 年生の内定が決まった学生が 3 年生の後輩の就職支援に関われないか模索していたが、今年 4 年生の有志によるサポーター制度が確立した。誰かにやらされるのではなく、学生自らが一歩前に踏み出し、主体性と実行力をもって設立したのである。就職活動を通して大人に成長した先輩の体験談は、これから就職活動に臨む後輩にとって心強く、質問も気軽に聞ける場として後輩達の高い評価を得た。このサポーター制度、あくまで主体は 4 年生の学生達であり、新たな取り組みを後輩に引き継ぐ体制を就職支援課が支援する。

3 年生後半から学生一人ひとりに合った個別支援を強化している。学生個々の価値観を引き出し

一緒に考えるために学生と同じ目線に立ち、信頼関係を築く事に力を注ぐ。提出物はペーパー持参で直接会話を交わすことから始まる。求職登録票の提出では個別に面接を実施し、職員と学生が相互の個を認識し、就職活動で重要視されるコミュニケーションを開始する。非常に手間暇がかかり時間もかかるため効率的ではないが、それでも本学のキャリア教育としては手を抜けない支援策である。学生と一緒に悩み苦しみ、内定報告に喜びを共有するところに、就職支援課職員の遣り甲斐と誇りを感じ、就職支援にも力が入る。ネットやメールでは決して伝わらない個性や可能性を対話の中から引き出し、就職に悩む学生達のキャリア支援を推進する。デジタル社会でのアナログ対応「Face to face の個別支援」は、人と人との関わりから学ぶことが原点だと考え、キャリア支援の方向性として間違っていないと確信している。

[改善方策]

3 年以内の離職率が 3 割と言われているが、個人情報保護法の設置以降、企業の在職者調査が困難な状況になり OBOG 訪問が困難になり、卒業後の追跡調査が出来ない状況である。第 2 新卒者のキャリア支援も手つかずの状態である。これらの点についてはキャリアデザインの考え方からも着手しなければならない。学生の早期離職防止の為にも卒業生と学生のネットワークを生かしたキャリア形成や、学生の父母のキャリア支援も重要と考えている。そのために同窓会・後援会の連携強化を模索する。

●就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況（C群項目）

[現状説明]

2005 年度からキャリアデザインの充実強化を目的に､就職支援課にキャリアカウンセリングを担えるキャリアアドバイザーを配置した。若年者に対するキャリアデザイン支援の必要性については、フリーターやニートの増大を背景に既に社会問題化していた。就職を希望していても就労観が未確立のために自らの方向性を見出せず、対応の難しい事例が増えてきているため、本学の就職支援の現場にもカウンセリング要素が従来以上に求められる事態となっていた。より専門性の高い「キャリアアドバイザー有資格者」を外部から求めて就職支援を強化すると共に、就職支援課専任職員の資質向上とコンサルテーション効果も期待されていた。身分的には本学非常勤職員で月曜日から金曜日までのフルタイムの勤務である。

[点検・評価]

キャリアアドバイザーの採用要件として、民間企業の就労経験者で、人事採用業務の経験者であること。進路支援に関わる有資格者（キャリアアドバイザー、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、CDA;キャリアデベロップメントアドバイザー等）で、就職支援又は進路支援業務の実務経験者であること。以上の条件をクリアした有資格者は数多くいるが、アドバイザーとしては人物によるところも大きい。在職しているキャリアアドバイザーは、学生の進路支援に熱意と情熱を持ち、今後も充分社会的に活躍できる経歴を持ちながら、「蓄えた知識や経験を企業サイドではなく学生サイドに還元したい」という志を持った人物である。そうした人材を採用できた事は高く評価できる。

ES添削

	2005	2006	2007
1月		28	38
2月		75	64
3月	6	61	90
4月	11	41	26
5月	8	17	29
6月	13	9	23
7月	9	5	11
8月	3	2	1
9月	17	23	
10月	16	31	
11月	20	30	
12月	11	38	
合計	114	360	282

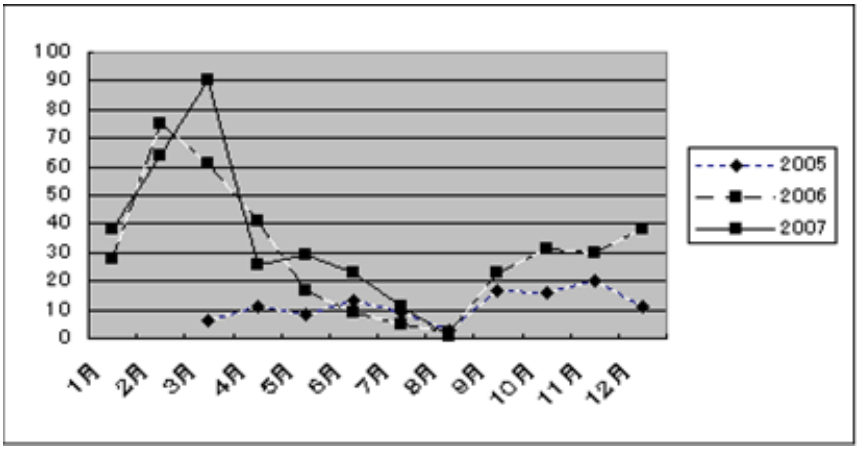

面接練習

	2005	2006	2007
1月		8	6
2月		19	24
3月	5	59	51
4月	51	50	65
5月	50	42	47
6月	64	56	37
7月	51	44	45
8月	17	6	4
9月	16	26	
10月	44	34	
11月	32	22	
12月	12	11	
合計	342	377	279

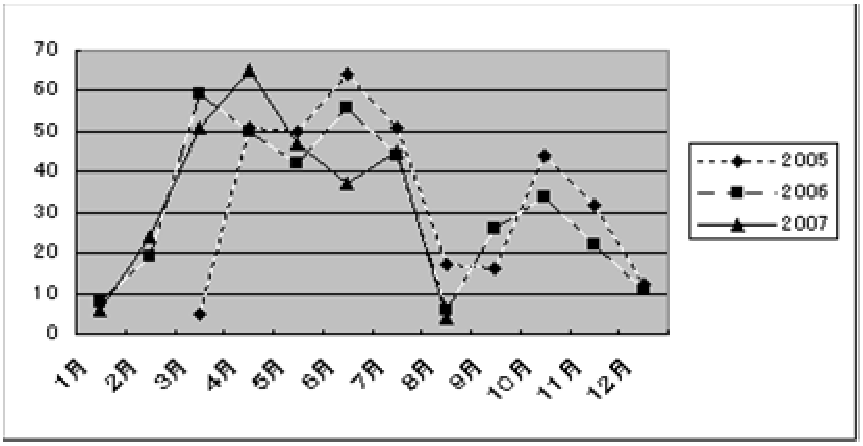

	2005	2006	2007
1月		55	17
2月		31	19
3月	5	15	5
4月	59	38	39
5月	65	47	80
6月	70	54	69
7月	60	35	55
8月	37	22	27
9月	67	68	
10月	77	71	
11月	89	84	
12月	118	100	
合計	647	620	311

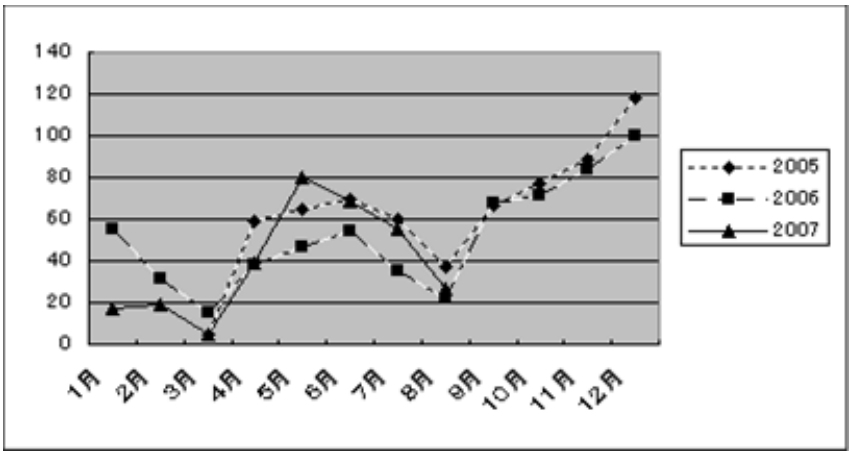

1. 学生支援での評価

①学生が納得できる進路を選択・決定するための、全般的支援強化が可能となった。

身近な存在である大学のスタッフに、キャリアアドバイザー有資格者を配置することは、学生にとって最強の相談相手であり頼もしい存在となっている。学生個人のキャリア開発や望ましい職業選択支援など、多様化・多層化した学生個々のニーズや状況を最も理解した上で、キャリアアドバイザーの知識を有効活用しつつ、個別相談・模擬面接での的確な指示を行っている。その結果、確実に進路確定に繋がっているため、学生からの評判も信頼もかなり高い。

②相談件数増加と相談内容複雑化に伴う相談員不足の現状を改善

対象学生数の多さに伴って相談件数も激増し、ピーク時には 5 人の専任職員にキャリアアドバイザーが加わってフル稼働している。具体的数字は上表の通りである。リピーターの相談も多く複雑な相談にかなりの時間を強いられたが、キャリアアドバイザーとしての力量が発揮された。

③固定枠で行う就職支援プログラムの円滑な実施

キャリアデザインプログラムは、2 年次～4 年次の約 3,000 人を対象として展開している。水曜日Ⅲ講目に開講される毎週のプログラムの運営にかなりの労力を強いられ、就職支援課の専任職員はほぼ毎回各教室で対象者別のプログラムを展開している。プログラム内容によってはキャリアアドバイザーが担当するものもありキャリア教育の推進、キャリアに関する講座やガイダンスの実行等、集団を対象としたプログラムの展開についても一役を担っている。

2. 専任職員の資質向上効果

多様化・多層化した学生の職業選択で専任職員のスキルアップも必然的に課題となっていた。就職支援の現場にあって企業情報と学生情報をリンクさせ、学生個々に適切な情報提供を行う必要がある。企業も合併・統廃合・分社化・子会社化するたびに業務内容も大きな変遷を繰り返し、採用

形態の変化や社会情勢による求人対応もめまぐるしく変化している。

個別対応が就職支援の基本であるが、キャリアアドバイザーを配置したことにより専任職員のコンサルテーションにも大きな効果があった。キャリアアドバイザー一人だけですべての学生に対応することは不可能であり、キャリアアドバイザーの知識を有効活用しつつ、専任職員にそのノウハウを伝授することで結果的に学生達の就職支援に貢献している。

具体的内容の一部は以下の通りである。

① キャリアアドバイザー（専門職）としての学生対応を間近に見聞きすることが自然に学ぶ事に繋がり、職員のスキルアップに貢献している。

② 就職支援担当者として学生からの複雑な相談内容で悩み、迷った時に、キャリアアドバイザーからの回答で、学生との連携もスムーズに運んだ例もあった。

③ 以前は就職支援担当者自身の経験から全般的就職支援を行っていたため、企業側の人事採用者という視点とは若干のズレがあった。キャリアアドバイザーからの企業側の情報提供、採用担当者の考え方や状況・場面を考慮しての支援・指導が可能となった。

④ 企業側の選考過程における段階的評価のポイント、一次、二次試験と面接進行する段階での対応が予測でき、学生への指導に自信が持てると共に、学生に還元できている。

[改善方策]

キャリアアドバイザーを配置したことによる、更なる就職支援効果を促進する。今年度も総論的キャリアデザインプログラムと個別指導の中間的支援として、少人数教育の塾を開講している。塾の開講回数を増やすことにより、個々の学生のやる気、動機付け、モチベーションアップが期待できる。また、来課しない学生の掘り起こしも重要でカウンセリングも含めた対応を強化していく。

●就職活動の早期化に対する対応

[現状説明]

1997 年に企業と大学の「就職協定」廃止に伴い、就職活動の早期化は年々顕著になってきている。「学生の売り手市場」ともてはやされる中で、首都圏企業ではバブル期同様のリクルーターが復活し、水面下では早い段階での優秀な人材確保に乗り出している。

道内では全国私立大学就職指導研究会北海道支部加盟大学において、早期化自粛の目的で「特別就職ガイダンス」を 2 月上旬に開催している。学生の就職活動のスタートラインとして位置付け、各大学で開催される「学内企業セミナー」、及び各情報誌主催の合同企業説明会も、この日以前の開催は見合わせている。しかし独立行政法人化された旧国立大学の学生には適応されず、同じ道内において私大のみの時期の遅れに対し、一部の学生からは「私大の学生は就職活動においても不利益をこうむるのか」と不平不満が出され、「出遅れ感」「不公平感」「不安感」が強まっている。

[点検・評価]

本学では企業側の「倫理憲章」と、国公私立の大学及び高等専門学校で構成する就職問題懇談会の「申合せ」について、学生には「就職ハンドブック」に掲載して学生に説明し、教員には関係委員会で周知を図ってきた。道内では企業の多くは早期化自粛を遵守しているが、首都圏企業の特に外資系企業の採用時期に引きずられ、日本経済団体連合会の「倫理憲章」という強制力のない紳士

協定では歯止めがかかっていないのが実態である。そのため、首都圏企業を狙う学生達の就職活動は、企業のスケジュールに沿って進められている。その結果、今年度は売り手市場と言われ早期に優秀な人材確保が可能だった企業においては内定者フォローが長期に渡り苦慮し、内定を頂いた学生にとっても不安感が増長され、早期化の弊害が双方にとって出始めている。

[改善方策]

就職活動は需要と供給の関係にあるため､早期化自粛は企業側の裁量に委ねられているのが現状である。日本私立大学協会就職委員会では、企業側において秩序ある就職・採用活動に向けた「企業の倫理憲章」の趣旨実現を要請しているが、今後の企業側の取組みを期待したい。本学としては学生に対し正常な学習環境の確保とともに、入学してきた学生達に早くからのキャリア形成を支援する中で、高い学力と豊かな人間性・社会性・国際性を身につけ、卒業生として社会に送り出すための社会的責任を果たす努力を継続する。

⑤課外活動

●学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

[現状説明]

本学では学生の課外活動の活性化を目的に、サークル棟（学生会館）を設置している。サークル棟（学生会館）は、学生相互の語らいや、クラブ等の課外活動やサークルの各種会議、音楽などの練習などに幅広く使われている。また学内団体の合宿、ミーティングが行えるよう、敷地内に学生交流会館を設置している。

サークル棟（学生会館）は、4 階建（2,515.17 ㎡）で 1 階にはホール、洗濯室、シャワー室、部室が 15 室、倉庫、2 階には部室が 21 室、倉庫、3 階には部室が 18 室、演劇・音楽関係の等の研究発表に使用している多目的室が 1 室、スタジオ、4 階には部室が 15 室、倉庫を備え、部室の合計は 69 室となっている。利用時間は 8 時 30 分から 22 時までである。また、1 階には管理室があるが、管理人は常駐していない。

学生交流会館は 4 階建（2,178.14 ㎡）で、1・2 階を合宿・研修室スペースとして、3・4 階は交換留学生・海外の協定校からの交流教員の住居スペースとして使用している。

1・2 階には宿泊室が 15 室、研修室が 3 室、食堂、厨房、ラウンジ、シャワー室、洗濯室等があり、屋外にはバーベキューを行うことのできる設備も備えており、管理人は委託業者の職員で 24 時間体制で管理を行っている。

体育施設としては、体育館、多目的グラウンド（夜間照明設備を新たに設けた)、野球場、テニスコート（硬式 4 面、軟式 2 面)、弓道場がある。

体育館は地下 1 階、地上 2 階建（5,657.11 ㎡）で、大小のアリーナを 2 室、ランニングデッキ、体育測定室、ミーティングルーム、シャワー室、ロッカールームを設けたほか、フィットネスルームには最新の各種運動器具を整備している。管理人は委託業者の職員で開館時間はこの職員が行っている。

本学の学内団体は「北星学園大学学内団体規程」に基づき定めている。この規程では、本学の学

生で組織する学内における課外活動の向上発展を目標とする文化団体及び体育団体並びに学生の自治活動を促進するための自治会等の設立、活動並びに解散について定めている。学内団体を設立、継続するには学長の許可を得なければならない。この許可を得た団体は、2007 年度は体育系 32 団体、文化系 37 団体の計 69 団体で、加入率は 70.6%である。また各団体に顧問を置くことが定められており、顧問は、本学の教授、准教授または専任講師に限っている。ただし、1 人の顧問が担当する団体数は 3 団体以内を原則としており、各団体からの相談に対して助言・指導を行っている。また、学生支援課においても課外活動団体からの相談等に応じ、課外活動に対し支援を行っている。

学内団体に対する援助金は、大会に参加したり演奏会を開催した場合に交付する「サークル援助金」、本学には無い学外の体育施設を利用した場合にその利用料の一部を補助する「学外施設利用援助金」、大会等で入賞した場合に交付する「サークル特別援助金」全国大会に出場した場合に交付する「全国大会出場特別援助金」、学生連盟等の登録料の一部を補助する「北星学園大学後援会学内団体援助金」がある。これらの 2006 年度交付金は、「サークル援助金」、「学外施設利用援助金」、「サークル特別援助金」、「全国大会出場特別援助金」の合計が 1,134 万円、「北星学園大学後援会学内団体援助金」が約 350 万円であった。

また、大学後援会からは 180 万円相当の課外活動用具・用品の寄贈を受けた。なお、ハード面の充実ばかりでなく、学生支援課においては各団体からの要望、相談に応える体制をとっている。

本学には学内団体の上部団体として「学生自治会評議会」、「サークル協議会」がある。「学生自治会評議会」は、全学生の代表である評議員で構成され、学生の意見を吸い上げ、大学に対し施設改善等、学習・研究環境向上について大学側と交渉を行う団体である。「サークル協議会」は前サークルから選出された委員をもって構成され、サークル間の連絡調整を行う団体である。

[点検・評価]

学内団体への助言体制、援助金額の充実などのハード面での充実は評価できる。

特に 2002 年度に従来の約 3 倍の面積をもつ新体育館が完成したことにより、より多くのサークル等が活動を行うことが可能になったほか、2006 年度には多目的グラウンドに夜間照明設備を設置したことで、グラウンドを利用するサークル等にとって、活動時間の延長を可能にしたということで評価できる。

しかしながら弓道場の老朽化、サークル数の増加によりサークル棟（学生会館）が手狭になるなど、さらなるハード面での充実が必要である。

また、学生の要望・ニーズは年を追うごとに多種多様化してきているため、対応に苦慮しているのも事実であり、体育系サークルに比較して文化系サークルに関する援助が金額的にもハード的にも不足していることが、学生、顧問から出されており、それに対する対応をしていく必要がある。

[改善方策]

学生の自治会活動及び課外活動がより活発化するよう、助言体制やハード面での充実の強化を検討していく必要がある。

●学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度（C群項目）

[現状説明]

本学で課外活動を行っている公認団体は、体育系 32 団体、文化系 37 団体の計 69 団体で、全学生に対する加入率は 70.6%であり、日頃より活発な活動を行っている。

しかしながら、国内における水準状況をいわゆる全国大会レベル（地区予選が無く、エントリーすれば必ず出場できる種目を除く）に常に出場できるか、もしくはそれに準ずる力を備えていると評価できる団体（あるいは所属の個人）は、体育系で 5 団体程度、文化系で 2 団体程度であると言える。＜2006 年度実績、体育系：硬式庭球部（個人）、陸上競技部（個人）、ハンドボール部、競技ダンス部（個人）、ラクロス部（個人）、文化系：放送研究会（個人）、書道部（個人）＞

一方その他の団体であっても 2 部リーグ制、3 部リーグ制などを取っているために、1 部リーグ所属でなければ、必ずしも北海道の上位ということが正しい表現ではないが、各種目・リーグ内で相応の活躍はしている。

国外に通用する水準状況については、ラクロス 2006 年度 21 歳以下日本代表候補としてラクロス部から 2 名が候補選考合宿に残った他、2007 年度には課外活動公認団体所属ではないが、個人としてセパタクロー日本代表選手として本学の学生が 1 名選出され、第 22 回キングスカップ世界選手権大会準優勝メンバーとして活躍した。

[点検・評価]

課外活動において競技会があるものは、それに参加する学生の多くは地区予選大会、全国大会、更にはオリンピック、世界選手権大会などの頂点を目指すのが一般的であろうが、本学は強化種目を設けたりしてはおらず、スポーツ推薦や特待生的な制度も無いために、優秀な人材・指導者が多数集まるという状況には無く、国内外における水準状況と言う観点から見ると、競技を行う団体においての国内での水準は上記のように決して高いものではなく、その点では特に競技志向の強い学生にとっては、その成績に十分な満足感は得られていないかもしれない。

しかしながら、本学においては、以前より課外活動に対する学生加入率が比較的高率のまま、減少する傾向が見られない。このことは、本学には競技志向の強い学生の割合が少ないか、あるいは日常の学生との関わりから類推されることは、課外活動に参加する目的が必ずしも競技会での優勝だけではなく、人格形成、精神修養、個人的な趣味や技術の追求、大学で勉学以外に打ち込むものを見つけたい、友人作りの一環としてというような学生も多いと思われ、その点では現状に満足しているということが、70.6%という加入率に現れていると言えるのではないか。

また、一般に国内外における水準を比較しにくい競技を伴わない課外活動も活発であり、その点においては学生の満足度は高いと言える。

[改善方策]

学生のニーズに「頂点を目指す」ということが強くあり、大学としても政策的に必要度が高まれば、今後、強化種目指定を行うなどして、施設面での整備、優秀な学生の確保・援助、有能な指導者の確保が必要になる。

現状ではその動きは無いが、学生に対する調査や大学としての政策的な議論を行う必要があるかどうか検討する。

●資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性（C群項目）

[現状説明]

2002 年度にエクステンションセンターを設置し、分掌を学生課エクステンション係として学生の資格取得とスキルアップの支援を目指し、各種資格取得対策のための課外講座を展開してきた。2005 年度には組織の拡充強化を図り学生課から独立したエクステンション課が資格取得を目指す学生を支援している。特に国家資格である「社会福祉士」・「精神保健福祉士」受験講座に力を入れており合格者実績では過去 5 年間、道内での上位を守っている。また、検定試験で一定の基準に達した学生にはそのレベルに応じて正課の外国語科目として単位認定できる制度など、正課と結びつけた学生への資格取得を目的とした課外講座の充実にも努めている。

[点検・評価]

2006 年度の資格取得に関する講座は、前期・後期合わせて 35 講座を開講し学生の受講者は延べ数で 943 名であった。アンケート調査を参考にしたうえで、なるべく学生のニーズにあった講座を開講できるよう努めており開設講座も多彩なものとなっている。2006 年度の講座別アンケート調査の 5 段階授業評価では、総合平均で 4.5 以上あり概ね受講者のニーズにあった講座が実施されているものと判断できることから、資格取得を目指す学生の支援として有効性が高いものと評価できる。

[改善方策]

実施している各資格取得講座の終了時にアンケート調査を行い、可能な限り学生のニーズに即した講座を開設出来る様に、毎年講座内容の見直しを行い質的充実に努めていく。

●学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況（C群項目）

[現状説明]

本学の学生自治会は「北星学園大学・北星学園大学短期大学部学生自治会規約」により、在学中の全学生をもって組織される。2007 年度から、その代表として各学科学年からの代表者(36 名)、サークル協議会からの代表者(7 名)、会計監査委員長(1 名)、大学祭実行委員会の役員(2 名)からなる評議会が置かれることになり、評議会での決定事項等を大学に要望として提出できることになっている。

2006 年度までは全学生参加の「学生総会」での意見を吸い上げた学生自治会執行委員会のメンバーが、大学との交渉窓口になっていたが、自治会のシステムが変更になったために大学との意見交換は従来の学生自治会執行委員会から、評議会の代表である自治委員会となった。自治委員会の学生とは、定期的な意見交換は行っていないが、要望があればその都度、学生支援課で対応している。

また、学生代表との意見交換ではないが、個人的な要望や苦情に対するものは、大学に対する意見箱を設置しており、そこに投函することにより随時、大学には伝わるシステムが確立されており、必要に応じて副学長名などで回答を行っている。

[点検・評価]

定期的には意見交換を行っていないものの、随時、学生代表（自治委員長）と意見交換ができる

体制になっていることと、学生の代表を通じてではないが、日常的に学生の意見を受け付け、回答を行う体制になっていることは評価できる。

[改善方策]

学生の間に、自治会に関する新しい制度が必ずしも浸透しているとは言いがたい状況にあるために、評議会において全学生からの意見が集約できているかは不明のため、今後、大学としても学生の意見は評議員を通じて提供するように徹底していく必要がある。

第 11 章　管理運営

【到達目標】
本学は、その機能を円滑かつ十分に発揮し、本学の理念・目的を実現させるために、教学組織と人事・運営等に関する適切な規定を整備し、明文化された規定に基づいた管理運営を適切・校正に行う。
教授会、研究科委員会をはじめとする各種会議体は、それぞれの役割を踏まえて適切に運用し、連携・協力の下、教育研究の推進に寄与するよう努める。
こうした取り組みにより、迅速な管理運営と大学改革等に対応できる、より効果的な体制の確立を目指す。

①教授会

●教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

[現状説明]
本学には、学則第 50 条に基づいて、文学部・経済学部・社会福祉学部の各学部に教授会が置かれている。教授会は、各学部に所属する教授、准教授及び専任講師をもって構成され、① 教育課程のうち専門教育科目に関する事項、② 学生の入学、編入学、留学、転学部及び転学科、休学、復学、再入学、退学並びに除籍及び賞罰に関する事項、③ 学生の試験、単位の授与、単位の認定及び卒業に関する事項、④ 特別科目等履修生、特定科目等履修生、一般科目等履修生、学内科目等履修生、委託生、研究生、外国人研修生及び外国人留学生の取扱いに関する事項、⑤ 学部の人事に関する事項、⑥ 学部内諸規程の制定及び改廃に関する事項、⑦ その他学部の組織及び運営に関する事項を審議する。ただし、教育職員の採用及び昇格のための教授会の構成は、「教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」の定めるところによる。
また、教授会の議事運営については、「評議会及び教授会規則」の定めにより、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって定足とし、議事は出席者の過半数をもって議決されるが、教育職員の採用、昇格、懲戒及び解職については、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければならないとしている。
教育課程は、各学科の専門教育科目に関する事項のみ、教授会で審議を行う。専門教育科目については、各学科での検討結果が学科長から提案され、教授会で決定となる。併せて、非常勤講師及び臨時講師の委嘱についても教授会で審議決定される。なお、大学共通科目、教職科目及び国際交流関係科目に関する事項は、学科長及び部門長で構成される教学運営委員会で審議決定され、教授会に報告される。
教員の採用及び昇格については、「教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」の定めにより、審議決定する。学部長から教授会への付議により、まず教授会において、採用者または昇格者の選考小委員会が無記名連記投票で選出される 3 人の委員と学部長を構成員として設置され、選考小委員会の選考経過及び結果が教授会に報告される。教授会では、その報告に基づき、無記名投票により 3 分の 2 以上の賛成票で採用または昇格の可否を決定している。

[点検・評価]

教育課程及び教員の採用及び昇格等の人事については、必ず教授会の議を経て行われている。教授会の決議に基づき、理事長への上申を経て最終決定がなされていることから、教育課程及び教員人事に関する教授会の意思決定が十分に管理・運営に活かされており、教授会の役割とその活動は適切なものといえる。

なお、各学部の採用、昇格等の人事については、各学部の教授会の専権事項であるが、教員人事採用枠、国内外研修枠及びサバティカル枠については大学全体での調整が必要であり、部局連絡会（学長、副学長、学部長、スミス･ミッションセンター部長及び事務局長で構成）で調整が行われている。

[改善方策]

教育課程や教員人事等に関する教授会の権限は適切に規定され、また実際においても、効率化のために、教育課程については各学科会議、教員人事等については教授会内に置く選考小委員会の予備的な活動を踏まえて、教授会で審議決定している。

最終決定機関である評議会、理事会も教授会の意向を尊重するように運用されており、改善を要する特段の問題はない。

●学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

[現状説明]

教授会は、「評議会及び教授会規則」の規定のとおり、学部長が招集し議長となって、原則として毎月 1 回開催されるが、学部長が必要と認めた時は臨時に教授会を開催することができる。また、教授会の構成員は、いつでも付議事項及び理由を付して議長に教授会の開催を請求することができる。

学部長の選出については、「副学長、学部長等の選任に関する規程」により、教授会において当該学部に所属する教授の中から、教授会構成員による選挙により選出される。

学部長は、学部を代表し、教授会を主宰し、学部内の教育計画、予算、人事等に関する事項など教授会の決定した方針に基づき、学部の学務を統括している。

また、学科の円滑な運営を図るため、各学科に学科長を置き、適宜学科会議を開催している。なお、教授会の議案内容により、学部長及び学科長による連絡調整のための会議を開催している。

[点検・評価]

学部長は、教授会構成員全員による選挙で選出され業務にあたっており、学部教授会と学部長の連携協力関係は円滑、且つ良好である。教員人事（採用・昇格）についても学部長を委員長とする選考小委員会で慎重に審議されており、学部長としてのリーダーシップと教授会の運営の力量が十分に発揮できる体制となっている。

[改善方策]

現行において、学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性については、改善を要する特段の問題はないが、学部長の業務負担に関しての課題がある。

学部長は、教授会を主宰し、学部の学務統括を業務とする他、大学院研究科の研究科長も兼務している。研究科長兼務に関しては、副研究科長制を導入して研究科の会議は副研究科長が議長を務めるなど負担の軽減がなされている。また、学内における各種会議・委員会（部局連絡会、評議会、大学院委員会、学則諸規程委員会、キャンパス･ハラスメント防止委員会、全学倫理委員会、情報セキュリティ委員会、自己点検評価委員会、教員評価委員会、大学教学会議等）の構成員となっており、多忙を極める状況にある。学部長の授業持ちコマ数については、「大学及び短期大学部の教育研究体制に係る基準等について」で、“学部の授業科目のみを担当する場合は通年で 3 コマ（週 6 時間）までとし、大学院修士課程の授業科目を担当する場合は 4 コマ（週 8 時間）までとする。ただし、大学院博士[後期]課程の授業科目を担当する場合に限り 5 コマ（週 10 時間）までとする。”としているが、各種会議・委員会の負担については、学部長が大学での管理運営で果たす役割を勘案すると、簡単には軽減することはできず、組織改編を念頭においた検討が必要となっている。

●学部教授会と評議会、大学協議会等の全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

[現状説明]

本学における全学的審議機関として、北星学園大学学則第 47 条により評議会を置いている。大学協議会は設置していない。評議会の構成員は学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長、附属高等学校長、学部及び短期大学部教授会により選出された教育職員（助手を除く）各 3 人、事務局長、事務局次長、大学事務局により選出された事務・用務職員 5 人である。評議会は、本学における教育及び研究の計画に関する事項をはじめ、管理運営面では、予算編成に関する事項、学部・学科及び研究科の設置及び廃止に関する事項、人事案件に関する事項（部局長等の選任に関する事項、チャプレン及びカウンセラーの任免に関する事項、教育職員の定年に関する事項）、学則及び諸規程の制定及び改廃に関する事項、組織及び運営に関する事項等全学的な重要案件について、審議・決定している。

学部教授会は評議会における全学的な観点からの審議結果を踏まえた上で、学部内での方針や管理運営等を検討する。

[点検・評価]

学部教授会と評議会における議事運営については「北星学園大学　評議会及び教授会規則」によって規定されているが、その審議事項は、北星学園大学学則及び北星学園大学規程に明確に示しており、適切な役割分担が行われている。

また両会議体の連絡調整を果たすものとして、部局連絡会が設置されており、各学部教授会から挙がってきた事項を総合的に調整して、評議会の審議に付される事項について協議している。

[改善方策]

上述のとおり、学部教授会と全学的審議機関である評議会との連携及び役割分担は良好に機能している。今後とも両会議体がより一層効率的に機能し続けるためには、評議会での決定事項が既定事実化し、教授会での審議・承認が儀礼的にならないよう配慮する必要があり、教授会や学科会議等において活発な議論ができる雰囲気作りを心掛けることが重要となってくる。

②学長、学部長の権限と選任手続

●学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性

[現状説明]

1.学長の選任手続き

学長の選任手続は、「北星学園大学　学長の選挙に関する規程」の定めに従い、行っている。その概要は以下のとおりである。

〔学長選挙の手続の開始〕

評議会は、1)学長の任期が満了するときは、任期満了日の 6 月前に、2)学長の辞任申出を評議会が承認したとき、3)その他の事由により学長が欠けたときは、その事由の発生後遅滞なく学長選挙の手続を開始するものとする。

〔学長選挙の手続〕

学長選挙は、学長選挙管理委員会の設置、学長選挙管理委員会による選挙日程及び選挙手続の告示、学長候補者の推薦申出の受付、学長候補者推薦委員会の設置、学長選挙管理委員会による学長候補者の確定、投票及び開票、当選人の確定及び告示の手続を経て行うものとする。

〔学長選挙管理委員会の設置〕

学長の選挙が任期満了によって行われる場合には、任期満了日の 6 月前に、また学長選挙が学長が欠けたことによって行われる場合には、その事由発生後遅滞なく、大学に学長選挙管理委員会を設置するものとする。

〔選挙権者〕

本学の学長、教育職員、事務局長並びに本学における在職期間が満 6 月以上になる事務職員及び用務職員は、学長選挙の選挙権を有する。ただし、休職又は停職中の者及び特任職員はこの限りではない。

〔被選挙権者〕

大学又は短期大学の教授経験を有する者、学長の在任期間（本学における）が継続して 6 年を超えない者、学長候補者推薦委員会（学長候補者の推薦申出がなかった場合に設置される委員会）の構成員でない者とする。

〔学長候補者の確定〕

選挙管理委員会は、学長候補者推薦委員会の選考に基づいて、学長候補者を確定し、本学所定の掲示板に告示する。ただし、学長候補者の確定以前に、選挙管理委員会に対して候補者本人による辞退の意思表示がある場合には、この限りではない。

〔選挙管理委員会による選挙広報の発行及び公開討論会の主宰〕

選挙管理委員会は、学長候補者の略歴、業績及び学長就任にあたっての抱負などを記載した選挙広報を発行する。

選挙管理委員会は、学長候補者及び推薦人の参加する公開討論会を主宰する。

〔投票の方法〕

投票用紙は、選挙人名簿に基づき投票日の当日、投票場所において本学園の身分証明書を提示した選挙人に交付されなければならない。ただし、本学園の教職員たる身分を証明する他の書面が存在する場合には、当該書面をもって本学園の身分証明書に代えることができる。

投票は、投票用紙に記載された学長候補者の内、最も適格を有すると判断される候補者1人に選挙人自らが○印を記載するものとする。

〔不在者投票〕

選挙人は、休暇、国内出張、病気入院のために投票日に投票することができない場合に限り、不在者投票日に投票することができる。

国外への長期出張、国内研修、長期入院又は病気休暇により投票日に投票できない場合には、投票日以前に投票用紙を郵送し、これを返送する方法で投票することができる。ただし、投票用紙の到着が投票日を過ぎた時は、この限りではない。

〔当選人〕

選挙人総数の過半数の得票を得た学長候補者を当選人とする。

学長候補者が2人の場合において、それぞれの学長候補者の得票数が同数である場合には、年長の学長候補者を当選人とする。

学長候補者が1人の場合においては、当該学長候補者が学長として適格を有すると判断した投票の数が選挙人総数の過半数の得票を得た場合、学長候補者を当選人とする。

〔評議会における選考〕

評議会は、当選人について学長の選考を行う。

〔学長任命の上申〕

学長又は学長職務代行者は､評議会における学長選考の結果を学校法人北星学園理事長に報告し、その任命を上申するものとする。

学長の任期は「北星学園大学　学長、副学長等の任期に関する規程」に則って4年とし、再任される学長の任期は2年とする。

2.学部長の選任手続

学部長の選任手続は「北星学園大学　副学長、学部長等の選任に関する規程」の定めに従い、行っている。その概要は以下のとおりである。

〔選任手続きの開始事由及び時期〕

学部長の選任手続は1)任期が満了するとき、2)信任、任命又は承認した機関が辞任を承認したとき、3)その他の事由により欠員が生じたときに行う。

学部長の選任は、1)任期が満了するときは、任期満了の2ヶ月前までに、2)信任、任命又は承認した機関が辞任を承認したとき及び3)欠員が生じたときは、その事由が生じた後、遅滞なく行うものとする。

〔学部長、短期大学部長の選任〕

学部長は教授とし、教授会においてこれを選挙する。

教授会は、学部長の選考を無記名連記投票により行い「北星学園大学　評議会及び教授会規則」に定める第21条〔議決の原則〕に基づき出席構成員の3分の2以上の得票で決定する。

学部長の任期は「北星学園大学　学長、副学長等の任期に関する規程」に則って2年とする。任期中に欠員を生じた場合、補充者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

[点検・評価]

本学における学長及び学部長の選任手続については、各規程に明文化されており、これらに則って適切に実施されている。現状としては特に問題がなく、制度上は適切、妥当であると評価できる。

学長の選考について現行の規程では、学長が任期を終了する 6 ヵ月前に推薦により候補者を得ることになっているが、そこで候補者が得られなかった場合は、すみやかに学長候補者推薦委員会を設置することとなっている。しかし、委員会が設置されてからは、候補者を選考し、当選人を確定するまでには時間が短く、特に候補者が現職で他大学にいる場合などは、招聘・割愛といったところで非常に難しい面を持っている。

2005 年度に設置された学長選挙管理委員会が解散する時点で、種々の課題を整理し、総括を行った。課題については、次回の学長選挙までに整理しなければならないが、現時点では具体的検討に入っていない。主な課題（事務的な課題は除く）としては、選挙管理委員会委員長及び選挙管理委員会委員が慣例によって直接選挙により選出されていることの弊害、選挙管理委員会委員の辞任保障、短期間の病休者への配慮等がある。

[改善方策]

上に述べたとおり、現行の制度で大きな問題は今のところ生じていないが、学長候補者推薦委員会を設置してから当選人を確定するまでの間に時間的な余裕がないという問題と、選挙管理委員会から挙げられた課題について、整理していくこととする。

●学長権限の内容とその行使の適切性

[現状説明]

学長は学校法人北星学園寄附行為の定めるところにより、理事・評議員として法人の管理運営に直接関わっている。学長の職務については、北星学園大学規程第 4 条において「学長は、本学の校務を総理し、所属職員を指揮監督する」と定められている。本学における学長の職務は、法人の理事としての職務と、学校教育法第 58 条に基づく「学長」としての職務との両面を有していると言える。対外的には、大学を代表して諸行事にも出席し、大学の方針及び決定事項を公表している。

学長は、法人・教学それぞれに固有の職務を有していることから、理事会・評議員会の職務上の構成員となり、部局連絡会あるいは評議会の議長あるいは各種委員会の委員長として、大学の経営・教学に関する意思決定において重要な位置にいる。

[点検・評価]

現状において、本学学長はその権限を適切に行使していると考える。しかしながら、昨今の時代や環境の変化に対応するためには、学長のリーダーシップの下に全学的な取り組みを要する課題が多岐にわたるようになり、今後は大学運営を積極的に実行していく上で学長権限の行使が一層求められるとともに、学長の政策形成機能を支える体制の強化が必要である。

[改善方策]

学部学科の設置や短期大学部とのキャンパス統合により、学長の権限行使の範囲が広範にわたるため、2005 年度から学長を補佐する制度として、本学では副学長を 1 人置いている。大学の将来

計画、管理・運営及び財務等の経営全般に関することについては学長が担当し、教育、研究及び学生支援等の教学部門は副学長が担当することで体制を整えた。また、従来危機管理上の問題が起きた時は、部局長（会議）がそれぞれ担ってきた学長補佐的な機能を副学長が主に負うことにより、責任の明確化と迅速化が図れると考える。今後は、この体制が十分なサポート機能を発揮しているか検証し、必要があれば更なる充実を検討していくこととする。

●学長と評議会、大学協議会等の全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

[現状説明]

本学における全学的審議機関として、北星学園大学学則第 47 条により評議会を置いている。評議会の構成員は学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長、附属高等学校長、学部及び短期大学部教授会により選出された教育職員（助手を除く）各 3 人、事務局長、事務局次長、大学事務局により選出された事務・用務職員 5 人である。審議事項は、本学における教育及び研究の計画に関する事項をはじめ、管理運営に係る予算編成に関する事項、学部・学科及び研究科の設置及び廃止に関する事項、人事案件に関する事項（部局長等の選任に関する事項、チャプレン及びカウンセラーの任免に関する事項、教育職員の定年に関する事項）、学則及び諸規程の制定及び改廃に関する事項、組織及び運営に関する事項等全学的な重要案件について、審議・決定することになっている。

評議会の議事運営については「北星学園大学　評議会及び教授会規則」に定められており、会の召集は、議長である学長の権限で行うこととされている。

学長は大学運営の全般について、全学的な意思決定を行うため評議会に諮る必要があるが、部局連絡会において各部局より提案された原案に対し、事前に全学的な調整を行っている。部局連絡会の構成員は、学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長及び事務局長である。

[点検・評価]

学長と全学的審議機関である評議会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲については、主要メンバーである学長と副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長及び事務局長との間で会議に先立ち必要な調整が行われ、また会議においては闊達な議論が展開されており、適切に機能していると考えられる。

[改善方策]

現在のところ、学長と評議会との協力関係に問題はないが、今後より一層両者の関係を効率的に向上させるために、何らかの取り組みを検討する。

●学部長権限の内容とその行使の適切性

[現状説明]

本学規程第 37 条に「学部長は、教授会の決定した方針に基づき、学部の学務を統括する。」と定

められている。学部長は、全学的審議機関である評議会及び部局連絡会の職務上の構成員となり、教学上の意思決定に加わっている。また、学部長は学部に関する案件を審議決定する学部教授会を招集し、その議長となって学部機能を統括しているほか、各種委員会・会議の職務上の構成員として様々な運営に関わっている。

また、学部長は法人業務への参加も位置付けられており、職責上学園の評議員として選任される。そのうち、学部長、短期大学部長から大学評議会で選任された 2 人は、常任理事として理事会、評議員会及び常任理事会の構成員となる。

[点検・評価]

学部長の大学内での権限は適切に行使されている。しかしながら、理事会等の構成員として法人及び大学の管理・運営に関わる中心的な役割を担っているため、学部代表者としての権限の内容との間に齟齬や矛盾が生じることもあるため、学部長の役割と責任をより明確にすることが望まれる。

[改善方策]

学部長権限に細則を設ける等、内容の具体的明示を検討する。

●学長補佐体制の構成と活動の適切性（C 群項目）

[現状説明]

学長を補佐する体制として、本学では副学長を置いている。大学規程第 6 条において「副学長は、学長の職務を補佐するとともに、学長の命を受けて本学の教育、研究、学生支援その他教学に関する事項を統括する。」とされている。また、同条第 2 項において「副学長は、学長が不在の場合その職務を代行する。」とされている。

副学長の選任については「北星学園大学　副学長、学部長等の選任に関する規程」で定められており、第 3 条に「副学長は、本学に在籍して満 10 年以上の教授とする。」同条第 2 項に「副学長は、学長がその候補者を指名し、評議会においてその者について信任投票を行うものとする。」と規定されている。副学長の任期は 2 年である。

[点検・評価]

学長の職務範囲は広範にわたり、学長が大学の顔として積極的にリーダーシップを発揮していくために、学長を補佐する体制の充実は必須である。副学長は、多忙且つ激務である学長の職務を補佐するため、2005 年に設置された。副学長は学長を助ける一方、全学共通の教学政策推進に携わる等、教学運営の上で大きな役割を果たしている。

[改善方策]

現在のところ、特に大きな問題は生じていないが、副学長が関係する業務が多岐にわたるため、将来的には複数の副学長を置き、所管事項を明確にして、過密スケジュールの軽減に努めるべく検討を進めることも必要であると思われる。

③意思決定

●大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

[現状説明]

大学は、学長を中心として、その指揮監督のもとに意思決定が下されている。その根拠として、大学規程第 4 条において「学長は、本学の校務を総理し、所属職員を指揮監督する」ことが定められており、また同規程第 9 条には、大学の最高意思決定機関である評議会の議長となることが定められ、学長が大学の最高責任者であることを明確に定義している。

具体的な意思決定のプロセスとして、各学部に関する事項については、学科会議や各委員会等で原案が作成され、教授会で決定されている。また教授会での決定事項で、全学的な承認や決定、報告が必要な事項は、評議会に提出され、審議決定される。事務的な流れについては、各担当部署で原案を作成し、それぞれ該当する委員会に諮った後、評議会において全学的な決定が行われる。事前に調整が必要な案件は、部局連絡会において調整が行われる。各学部、各部局で決定されてきた事項は学長の下に集約された後、関係規程に基づき評議会等の諸手続きを経て、学長の指揮監督の下実行に移されている。

また、本学規程に基づいて各種委員会及びセンターが設置されており、それぞれの専門的な課題について全学的な視点から審議を行う。委員会は学長の諮問に対し、審議の結果を答申する。なお委員会等それぞれの会議体には事務担当を配置し、円滑な審議が行えるよう支援体制を整えている。

[点検・評価]

本学では、評議会、教授会、各委員会の役割分担が明確になされている。重要な案件については、評議会での決定あるいは学長の決裁が必要で、学長の下に必ず集約されるようになっている。学長の意思が直接反映される体制となっており、意思決定のプロセスは明確で適切に運用されている。

[改善方策]

大学を取り巻く環境が著しく変化するのに伴い、新たな課題への対応や迅速な意思決定が今後はますます求められることになる。そうした事態に対応するための体制の整備をさらに強化するために、例えば各種委員会の整理・統合、権限委譲、議案の絞込み等について検討を重ねていく。

④評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関

●評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

[現状説明]

本学における全学的審議機関として評議会が置かれており、最高意思決定機関として機能している。評議会は本学規程第 8 条に基づき設置され、構成員は議長である学長を始め、副学長、学部長、短期大学部長、スミス･ミッションセンター部長、附属高等学校長、学部及び短期大学部教授会により選出された教育職員（助手を除く）各 3 人、事務局長、事務局次長、大学事務局により選出さ

れた事務・用務職員 5 人である。

評議会の審議事項は、

1. 本学における教育及び研究の計画に関する事項
2. 管理運営に係る予算の方針及び編成に関する事項
3. 学部・学科及び大学院研究科の設置及び廃止に関する事項
4. 学長、副学長、スミス・ミッションセンター部長、図書館長、国際教育センター長、学生相談センター長、総合研究センター長、入学試験センター長、高大連携推進委員長、広報委員長、運営・財務点検委員長及び運営・財務点検委員、企画運営会議委員、教学運営委員長及び教学運営副委員長、北星学園理事の選任に関する事項
5. 学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長、学部及び短期大学部教授会により選出される評議員、大学事務局により選出される評議員、学科長、部門長、図書館長、国際教育センター長、学生相談センター長、キャリアデザインセンター長、エクステンションセンター長、総合研究センター長、総合情報センター長、心理臨床センター長、入学試験センター長、高大連携推進委員長、広報委員長、教学運営委員長、教学運営副委員長、チャプレン、カウンセラーの任期に関する事項
6. チャプレン及びカウンセラーの任免に関する事項
7. 教育職員の定年に関する事項
8. 大学学則、短期大学部学則、大学院学則及び本学諸規程の制定並びに改廃に関する事項
9. 本学の点検評価に関する事項
10. 学長の諮問した本学に関する事項
11. 学長の諮問した附属高等学校に関する事項
12. その他大学の組織及び運営に関する重要な事項

であり、大学運営に関する重要な案件全般を審議することになっている。評議会に関する詳細は「北星学園大学　評議会及び教授会規則」に定められており、会の招集は学長の権限で行うこととされている。

評議会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。なお、教育職員の採用、昇格、懲戒、解職及びその他特に定める事項について議決するには出席構成員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

また、事前に調整が必要な案件は部局連絡会において調整される。部局連絡会は学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス･ミッションセンター部長及び事務局長で構成されており、学長が必要と認めた事項に関しては、附属高等学校校長を加えることができる。部局連絡会の議長は、学長である。

[点検・評価]

大学における最高位の審議機関である評議会は、その構成、審議事項等を大学規程で、議事運営に関し必要な事項を「北星学園大学　評議会及び教授会規則」で明確に定めている。評議会は厳格にこれらの規則に則って運営されており、現状ではその規則と運営に問題点は認められない。大学が学部学科の設置等に伴い、規模や構成が変ることにより、迅速な対応ができるかどうか絶えず点検し、評議会の規模や構成員についても検討を行ってきた。現在の構成員と規模（定数）については、2005 年度から改定したものである。

[改善方策]

現在のところ特に問題は見当たらないが、今後も更に大学内の教育研究組織の新設や再編が予想されることも考慮して、最高審議機関としての評議会審議の規模やあり方が、大学の現状や課題に適合しているか常に点検し、問題点が生じれば速やかに改善に向け取り組みを行う。

⑤教学組織と学校法人理事会との関係

●教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

[現状説明]

本学における教学組織と学校法人理事会との間の関係には、北星学園設立の背景、創立者の理念が大きく関わっている。北星学園はアメリカ人宣教師であるサラ・C・スミスによって1887年に創設されて以来、キリスト教に基づく人格教育を行ってきた。「学校法人北星学園寄附行為」第3条においても「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立学校を設置し、キリスト教の精神にのっとり、教育を行うことを目的とする。」と謳っている。キリスト教を徳育の基本とする気風が、学校法人理事会と教学組織との関係や意思決定構造の背景として存在している。

学校法人北星学園は、本学を始め併設短期大学部、3つの高等学校（北星学園女子高等学校、北星学園大学附属高等学校、北星学園余市高等学校）、及び北星学園女子中学校を設置しており、各学校に会計責任者を置いている。従って、教育のみならず経営についても各学校に委任している。理事会は各学校の経営に関するチェックを行うとともに、法人が設置する諸学校の調整機能を果たすことで、法人経営の任にあたっている。

理事会の構成員は、寄附行為第7条に記されており、

第1号　北星学園大学学長
第2号　北星学園大学副学長
第3号　本学の学部長及び短期大学部長から評議員会において選任される者2人
第4号　北星学園女子高等学校、北星学園大学附属高等学校及び北星学園余市高等学校の校長
第5号　この法人の設置する学校を卒業し、年令25年以上であることによって評議員となった者のうちから評議員会において選任される者2人
第6号　福音主義キリスト教会の教師等であることによって評議員となった者のうちから評議員会において選任される者1人
第7号　前6号の定めるところに従い理事とならなかった評議員のうちから評議員会において選任される者1人
第8号　この法人に関係のある学識経験者のうちから評議員会の意見を聞いて理事会において選任される者7人

の18人である。大学長は大学の教学及び管理運営を統括するとともに「学校法人北星学園寄附行為」第7条により職務上の理事として、理事会の重要な構成員となっている。

学校法人北星学園としては、理事会が最高の意志決定機関であるが、各学校はその責任においてそれぞれの教学を行う権限を委譲されており、通常は理事会が各学校の教学のあり方を直接指導することはない。本学と理事会との関係も例外ではなく、理事会は学長の指揮監督の下で実施される

大学の教学の展開を尊重しつつ審議決定を行っている。

[点検・評価]

学校法人北星学園全体の中で、大学はその財政規模、学生数において法人の中核を担っていると言っても過言ではなく、法人内の一貫教育の推進という教学面、法人全体の一体的経営の推進という面等で、今後はますます大学が学校法人北星学園の中で他の諸学校に対し、強力なリーダーシップを発揮していく必要があるし、期待もされている。

2005 年度以前の理事会構成員数は１5 人であり、大学からは大学長しか構成員になっていなかった。しかし、学校法人理事会との間の連携協力の必要性を鑑み、大学から複数の理事を構成員として加えることとした。その際に寄附行為を変更し、大学から新たに加えた３人の理事については、理事のキリスト者条項（クリスチャンコード）を例外措置として扱うことも併せて規程に定めた。このことによって、大学は教学のみならず管理運営面においても委ねられた責任を果たせるようにした。

したがって、大学の教学と学校法人理事会との連携協力関係及び機能分担、権限委譲は適切に行われている。

[改善方策]

今後ますます大学を取り巻く環境の変化が予想される中で、大学が法人全体の教学や運営に対して、イニシアティブを発揮していくために、法人理事会と大学との関係を常に見直していく。

⑥大学院の管理運営体制

●大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

[現状説明]

本大学院における教学上の管理運営組織として、教育研究の基本及び学位の授与等に関する事項を審議するため大学院委員会が置かれ、また研究科の組織及び教育研究の指導等に関する事項を審議するため研究科委員会が置かれている。

大学院委員会及び研究科委員会は、「北星学園大学　大学院委員会及び研究科委員会規程」によって活動している。

①大学院委員会

大学院委員会は、学長、副学長、研究科長、研究科委員の互選により任命された者各１人、社会福祉学研究科後期課程〔博士課程〕を担当する教育職員の互選により任命された者１人の９人で構成されている。委員の任期は２年とし再任は妨げない。大学院委員会の審議事項は次のとおりである。

1　大学院の教育研究の基本に関する事項
2　修士及び博士の学位の授与及び取消に関する事項
3　大学院の自己点検及び自己評価に関する事項
4　大学院諸規程の制定及び改廃に関する事項

5　その他大学院に関する重要な事項

大学院委員会の委員長は学長を充てており、委員長のリーダーシップのもと、2006 年度は 6 回の会議を開催している。

②研究科委員会

研究科委員会は、研究科長及び研究科の授業科目を担当する専任の教育職員をもって構成されており、研究科委員会の委員長は、研究科長がその任に当たっている。研究科長は、文学研究科においては文学部長を、経済学研究科においては経済学部長を、社会福祉学研究科においては社会福祉学部長をもって充てている。また、各研究科に副研究科長を置くことができるとされ、全研究科に置かれている。研究科委員会の審議事項は次のとおりである。

1　研究科の教育課程に関する事項
2　大学院の学生（以下「院生」という）の指導教授に関する事項
3　院生の入学、編入学、転入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び懲戒に関する事項
4　院生の試験及び修士論文の審査に関する事項
5　博士論文の審査及び最終試験の実施に関する事項
6　特別科目等履修生、一般科目等履修生、研究生、外国人研修生及び外国人留学生の選考並びにその取扱いに関する事項
7　研究科の教育職員の人事に関する事項
8　研究科の組織及び運営に関する事項
9　その他研究科に関する重要な事項

研究科長及び副研究科長のリーダーシップのもと、2006 年度は、社会福祉学研究科委員会が博士課程の委員会を含めて 17 回、文学研究科委員会が 10 回、経済学研究科委員会が 9 回の会議を開催している。

また、研究科の修士論文並びに博士論文の審査及び最終試験を行うため、研究科委員会に審査委員会を置くことになっている。修士論文の審査委員会は、研究科委員会が選考した 2 人の副査委員及び指導教授の 3 人をもって構成する。博士論文の審査委員会については、別に「北星学園大学　大学院（博士課程）学位論文審査実施要領」が定められており、その定めによっている。

[点検・評価]、[改善方策]

大学院研究科においては、教学上の管理運営組織が制度上整備されており、審議事項等についても規程で明文化されている。また、それにしたがって大学院委員会及び研究科委員会はそれぞれ連携しながら案件について活発に審議し、処理している。特に、大学院共通に係わる新規事項や研究科間で調整を必要とする事項がある場合は、まず大学院委員会で基本方針や考え方をまとめ、その後各研究科委員会で審議し、再度大学院委員会で審議・決定するなど、慎重に取扱っている。

これらの状況から、現在の活動状況で特に問題はないと評価している。

また、改善方策について特記することはないが、現在のように連携した運営が今後も必要であろう。

●大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

[現状説明]

研究科長は、文学研究科においては文学部長を、経済学研究科においては経済学部長を、社会福祉学研究科においては社会福祉学部長をもって充てていることから、大学院研究科委員会と学部教授会との関係は密接である。また、大学院研究科委員会と学部教授会が審議すべき事項とスケジュールはほぼ同種･同時期であることが多く、密接な関係のもとで運営されている。

[点検・評価]、[改善方策]

大学院研究科委員会と学部教授会との関係は密接であり、各機関の審議状況は全構成員に十分周知され、円滑に運営されている。なお、学部教授会においては、各種会議・委員会の審議状況等が適宜文書及び口頭で報告されており、情報伝達に配慮している。

改善方策について特記することはないが、現在のように密接な関係が今後も必要であろう。

●大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

[現状説明]

大学院委員会及び研究科委員会の長の選任手続は､「北星学園大学　大学院委員会及び研究科委員会規程」に定められており、大学院委員会の委員長は、学長をもって充てるとされている。また、研究科委員会の委員長は、研究科長をもって充てるとされている。研究科長は、文学研究科においては文学部長を、経済学研究科においては経済学部長を、社会福祉学研究科においては社会福祉学部長をもって充てるとされている。

[点検・評価]、[改善方策]

現状の選任手続に関しては適切であると評価している。また、改善方策については今のところ特記することはない。

第 12 章　財務

【到達目標】

帰属収入の変化に応じた効果的な資金配分と継続的な収支の均衡を図ることで、学生と社会に対して質的に充実した教育・研究を継続的に提供していくための、健全な財政状態を維持していくことを目標とする。

また、外部資金の導入をはじめとする収入の多様化を図るとともに、人件費等の見直しを行うことにより財源を確保する一方、学生及び社会にニーズに対応した分野には、積極的に資金投入を行う。

①教育研究と財政

●教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の充実度

[現状説明]

学校法人北星学園は、大学のほか、短期大学、高校 3 校、中学 1 校を設置しており、各学校毎の自立・独立採算を原則として法人運営を進めてきた。このような中、向こう 10 年の北星学園として歩むべき方向性を示すものとして、2000 年 2 月、「北星学園将来構想－21 世紀・北星学園のめざす姿」を確認した。その中で、将来構想 4 つの基本の一つとして「財務・財政運営の見直し－財政基盤の確立のために－」を掲げ、学園の一体的運営と全学園的視野に立った学園の財政運営を図っていくこととした。

以上のような学園方針に基づき、2002 年 4 月、南 4 条校地にあった短期大学及び本部事務局を、大学のある大谷地団地へ移転するとともに、臨時定員の恒常定員化枠を活用した大学・短期大学部の改組を行い、学園高等教育部門の現体制を確立するに至った。

このような状況の中、大学での予算編成は、常に財政計画との整合を図るとともに、中・長期財政計画の策定については前年度決算及び次年度予算編成結果を基に見直しを行うというローリング方式によっている。

[点検・評価]

短期大学を大谷地団地に移転し、大学の短期大学部として改組したことは、教員の兼担による相互協力を容易にしたとともに、施設･設備の共用を可能としたこと、さらに本部事務局を加えた事務部門について、その機能を一体化し、簡素化･効率化を図ったことは、直接･間接的に財政基盤の安定化に果たした役割は大きい。しかし、短期大学の大谷地団地移転前は、それぞれの収支バランスを的確に把握し運営することが容易になしえたが、大学の短期大学部としての改組により、その把握が困難な状況となっている。

授業料はスライド方式をとっていないため、授業料の改定を行っても、その完成年度は 4 年後となることから、ローリング方式による財政計画の策定は、安定的な財政基盤の確立に重要な役割を果たしている。しかし、現在の授業料改定方式は、最近の急激な社会的変化に対応するものではなく、平等な受益者負担という観点からは、スライド方式導入の可否についても検討が必要である。

なお、2007 年度入学生から授業料改定を実施したところであるが、北海道内の私立大学と比較しても、未だ十分な競争力を有する学費設定となっている。

[改善方策]

内訳表上は、一定基準の配分により大学・短大別の決算額を算出しているが、実質的な大学・短大別の決算額を把握するよう努める。授業料については、スライド方式導入を検討する他、多様な学生に対応する方策を検討する。

なお、安定的な財政基盤確立には、学生納付金以外の収入である補助金、寄付金、資産運用収入等の増加が不可欠であり、産学連携や地域社会との連携を深めることで、外部資金の導入を積極的に図っていきたい。

●中・長期的な財政計画と総合将来計画（もしくは中・長期の教育研究計画）との関連性、適切性

[現状説明]

私立大学を取り巻く環境は、一層と厳しさを増す時代になってきている。各大学がそれぞれの建学の理念及び伝統を踏まえ、学生や社会に対して教育・研究の質的な充実という使命を果たすためには健全な財政状態を維持していかなければならないことは、自明のことであり、そのためには中・長期的な財政計画と総合将来計画を持つことは重要なことであると考える。

中・長期的な財政計画を持つためには、前提となる学生確保が確実にできる必要がある。本学の中・長期財政計画では、管理経費を中心に節減に努め、新規事業の展開を抑制し、財務状況の好転を図るべく、段階的な授業料値上げを盛り込んだ財政計画になっている。本学の財務構造では、学生生徒納付金比率が全国平均よりも高い比率を示しており、収入構造は弾力性に乏しい。寄付金を含め自助努力で財源を拡大することは容易ではない。幸いにも現状では、学生生徒納付金収入確保は、予算定員（入学定員の1.1倍）を若干上回っており、事業計画を遂行できる状況になっているが、これが、逆に事業計画を遂行できない状況に学生数が減少した場合を想定したシミュレーションを行ったことはない。大学を取り巻く環境がこれだけ変化しているにも拘わらず、確保を前提にした学生数で収入計画を見込み、それを前提にした教職員人員計画によって立てられた中・長期財政計画に如何程の信頼性があるのか。早急に見直す必要があると考える。

[点検・評価]

本学では、各学科・部門等から要求される中長期的な事業計画（人事、財務、教育研究、施設設備等）を受けて、消費収支の状況を勘案しながら、これらの事業遂行に必要な財源が確保される見通しがあるかどうかを検討しながら中・長期的な財政計画を立案していけるかどうか検討を行っている。状況によっては、財源確保の方策の一つとして、学費改定なども行っている。

資金需要に対しては、効果的・効率的な執行のために経費の節減に努めるとともに、教育・研究上の将来構想、施設設備の状況等、全学的な優先度等を検討して実施時期を調整している。

本学では、学長の諮問機関として、各学部及び事務職員から学長が指名する教職員と副学長、事務局長、事務局次長を構成員とする企画運営会議を設置し、この会議に於いて、中・長期事業計画立案等への経営的な環境並びに教育研究の方向等、幅広い視点からの意見が寄せられる仕組みをも

っており、ここにおいて策定された案が大学評議会に図られ、大学の方向性を作り出す仕組みになっている。

[改善方策]

昨今の厳しい環境を鑑みると、財政計画はさらに長期的計画を見通したシミュレーションを実施する必要がある。今までは、中期財政計画を学生数が確定した段階で、毎年修正しているような内容のものになっている。しかし、今後は積極的に長期的戦略構想策定を意識した財政計画を企画立案し、教育・研究環境の整備を柱として、2 号基本金等を含めた特定資産充実ができる体制作りが早急に求められている。

②外部資金等

●文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）の受け入れ状況と件数・額の適切性

[現状説明]

本学研究支援委員会では、2003 年度から科学研究費の申請を促進する取り組みを充実させ、採択件数の増加を目指すこととし、特に若手教員には学内説明会への参加を促し、中・長期的展望を持って応募するよう要請している。2003 年度から、申請促進のための説明会を開催し、2007 年度で 5 年目になっている。

また、これらの取り組みのほか、科学研究費の申請の有無や採択の結果が、学内の個人研究費の傾斜配分申請審査における点数化の要素ともなっている。傾斜配分申請審査については、「北星学園大学　個人研究費の傾斜配分申請審査における評価項目及び評価方法等に関する要項」に定めている。

文部科学省科学研究費の過年度の交付状況は次のとおりである。

年　度	新規申請（件）	新規採択（件）	新規採択率（%）	交付件数（件）	補助金額(円)
2001	12	5	42	7	7,200,000
2002	14	5	36	10	13,600,000
2003	12	1	8	9	11,700,000
2004	22	11	50	11	17,200,000
2005	15	6	40	15	17,300,000
2006	15	6	40	18	19,600,000

また、文部科学省科学研究費をはじめ、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）の受け入れ状況と件数・額を示す資料としては、『2006 年度自己点検評価報告書　自己点検評価資料』がある。

[点検・評価]

文部科学省科学研究費については、上述の取り組みの中で、量的には件数・金額ともに増加の傾向にある。しかし、その他の外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）については、組織として積極的に取組む状況になっておらず、各教員に全て委ねられているのが実状である。

[改善方策]

外部資金に関する基本的な方針を確立する必要がある。

③予算編成

●予算編成過程における執行機関と審議機関の役割の明確化（C群項目）

[現状説明]

予算(案)の編成については、企画運営会議により大学としての予算編成方針(案)が策定され、審議期間である大学評議会で決定された後に、各学部･学科、部門、各種委員会毎に予算積算作業に入る。積算作業が終了後、所管事務により集約され、企画運営会議により、内容の精査を行う。協議の結果により、各学部･学科、部門、各種委員会毎に予算積算額に係る折衝を行い、審議機関である大学評議会に提案するための成案を作成する。折衝は、学長及び事務局長が、各学科部門の長と所管部署の担当課長と個別に折衝を行い、予算積算額の調整を行う。折衝過程において、その場で決着のつかないものは、再度各部門に持ち帰って調整を行うこともある。

このように予算編成過程における執行機関と審議機関の役割は明確になっている。

[点検・評価]

毎年度の予算執行の状況については、事業計画に基づき適正な執行が行なわれているかどうかを点検し、適切な助言と提言を行う組織として、「運営･財務点検委員会」が設置されており、財務状況全体を点検している。この組織は、大学評議会の構成員の中から互選された委員によって組織され、毎年の決算終了後、執行状況について適切になされているかを点検し、個別に助言や提言、具体的な改善策を大学評議会に報告する。予算編成案を作成している企画運営会議に対しては、予算案策定時の精査を毎年度助言している。2006 年度は、この運営･財務点検委員会からの提言を受けて、企画運営会議では、目的別予算毎に削減額を具体的に提示し、予算積算に入るように指示をすることも行っている。

[改善方策]

過程における執行機関である企画運営会議と審議機関である評議会の役割は、明確になっているが、執行機関に助言する運営・財務点検委員会の構成員が、評議会構成員から選出されるということになっている。審議機関にいる構成員と執行機関に助言提言する運営･財務点検委員会の構成員が重複することになっており、この状態で適切な緊張関係を保っていけるかどうかは難しい面があると思われるので、委員会構成そのものについて検討する必要があるのではないかと考えている。

④予算の配分と執行

●予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性

[現状説明]

予算配分については、各学部・学科、部門からの予算計上を受けて、企画運営会議で予算案原案を作成する。大学としての予算配分額は、大学評議会で審議決定されるが、最終的には学校法人の理事会､評議員会を経て確定される。確定後に、各部署に「予算積算内訳票」（当該年度補正予算及び次年度当初予算）が配付され予算配分額が知らされる。

予算配分額については、「何のための事業計画であるか」を重要視しているので、目的別の予算配分額で執行している。したがって、目的別の予算額の範囲内での裁量を含んだ予算執行を可能としている。ただし、予算計上分であっても、一定の金額によっては稟議決裁が必要となっている。また、特に高額な工事及び機器購入については、常任理事会の承認を必要としており、むやみな予算執行を抑制している。しかし、小額で、稟議の必要ないものについては、不適切な執行にどのように対処していくかが課題であったが、その対応策として、運営・財務点検委員会が毎年決算終了後に点検を実施し、大学評議会に結果を報告している。

[点検・評価]

運営・財務点検委員会からの助言により、補正予算時には実績に合わせて調整するよう、過去3～4年の執行状況から予算額と決算額に大きな開きがある場合は、内容を精査し、事業計画との関係で経費の節減によるものか、事業計画の未執行によるものかを点検し、事業計画を見直しながら予算額を計上するように助言･提言を繰り返してきた結果、最近は予算額と執行額の差は極めて小さくなってきており、効果はある程度、見えているものと評価している。

予算配分と執行におけるプロセスは明解で、内容についても全部署に公開されている。執行段階においても適切性を保つために一定の抑制力は働いている。しかし、予算積算の作業時には、その事業計画や費用効果についての論議が行われ、その予算積算額の妥当性が強調されるが、その事業の予算執行後における結果の具体的な効果及び分析・評価の検証を行っているとは言い難く、今後は、取り組みの検討が必要であろう。

[改善方策]

予算配分と執行のプロセスの明確性､透明性については､問題はないと考えている｡しかし､その適切性については、決算額が予算額と一致しているから事業計画通り実施しているという評価になると、各部門では、単なる予算消化に傾注することになりかねない。したがって、今後は、事業終了後にその事業の達成度について、費用対効果、改善改革の面からどうであったのか点検評価することができる仕組みがあるのが最も理想的だと考える。残念ながら本学では、そういう仕組みを持っていないので、まずは部門毎で行っている自己点検・自己評価の中に、事業と予算の執行状況のことについて述べる項目を設定するということを、試行的にでも導入することから推奨していきたい。それによって、対象事業が拡大する必要のあるものなのか、縮小を求められるものなのかを見極める材料になるし、予算配分に連携させることも可能である。

●予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況（C群項目）

[現状説明]

個別の目的別科目ごとでは、予算執行に伴う効果を分析・検証するシステムは導入されていない。しかし、予算規模の大きなものについては、一部検証するシステムが導入されている。学生募集に係る広告・宣伝費については、各種広告掲出している広告からレスポンス（資料請求等）がどのくらいあり、一件当たりの経費試算したものを毎年点検評価の資料としてまとめており、それによってその事業の予算執行に係る効果の分析まではいかないが、点検程度は出来ていると思われる。また、大学の広報について、その広報媒体の露出度などについてキャンパス説明会に来ている高校生や入学者に対して行うアンケート調査の中に項目を設けて一定の効果測定は行っている。2007 年度は、調査機関に委託して広報活動の効果測定を実施した。

予算編成時には、試行的（試験的）事業から新規事業として予算計上されてきた場合には、その結果報告を求め、予算執行に伴う効果を分析・検証し、予算計上を認めるということはしているが、通常の中での分析・検証する制度にはなっていない。

[点検・評価]

予算執行に伴う効果を分析・検証するシステムについては、必要に迫られ部分的に実施しているだけで、制度として確立している訳ではない。実施されているものについても、その内容から予算執行に係る効果の分析というよりも点検・確認の域を出るものではないと評価している。

[改善方策]

経費の節減をはかり、効果的かつ適正な予算執行をすることは、当然のことと考えるが、全学的な取り組みとして、予算執行に伴う効果を分析・検証するシステムについては、その重要性から導入を検討する。将来的には、各部門毎に事前に目標を設定し、事業終了後その達成度について自己点検・自己評価できる制度を導入し、各事業の見直しが絶えずできるようにしたいと考えている。

⑤財務監査

●アカウンタビリティの履行状況を検証するシステムの導入状況

[現状の説明]

2004 年 7 月私立学校法の改正により全ての学校法人が、在学生や保護者を含めその他の利害関係者からの請求に応じて一定に財務書類を公開すべきことが規定された。公開する書類の種類についても定められ、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事による監査報告書の５点が公開されていることが義務付けられている。

私立大学は、その目的や財源の一部が寄付金や国庫補助金から構成されているばかりか、税制面でも優遇措置を受けており、高い公共性が求められるものである。したがって、社会的責務として自主的・積極的に財務情報の公開を行い取組むことは当然のこととして認識している。

本学では、以前より専任教職員を対象に学園広報で理事会承認後に予算・決算の情報を公開してきた。学生に対しても大学の経理公開資料を作成し配付している。十分とは言えないが、状況を報告し、説明責任の一部は果たしてきていると考えてきた。情報公開法の施行や私立学校法の改正の趣旨を受け止め、学園広報や請求による開示ばかりでなく、ホームページを使って積極的に公開している。

アカウンタビリティの履行状況を検証するシステムとして、本学では、大学評議会構成員によって互選する「運営・財務点検委員会」を設置している。この委員会の任務は、公開されている情報の公開方法及び内容について点検し、助言及び提言をすることとしている。これをもって大学が果たすべき説明責任が果たされているかを点検している。

[点検・評価]

ホームページによる財務情報公開は、2007 年 6 月から実施している。財務情報の公開については、開学以来、教職員及び学生全員に公開してきたし、情報公開法の施行に伴って特別な議論や手続を必要とすることなく、スムーズに対応できたと評価している。本学では、時代によって要求されるものには主体的に取組んできている。運営・財務点検委員会としては、情報公開の範囲や方法についても絶えず点検することで取組んでいる。2007 年度からホームページによって財務状況を含め学生数（入試志願状況を含む）についても詳細な情報を公開しているが、この情報が、内容的に相応しいものか、見る側から分かりやすい情報提供になっているか、大学が果たす説明責任が履行されているかどうかの点検・評価を行っていく必要があると考えている。

[改善方策]

公開されている情報について、その内容及び方法について点検する「運営・財務点検委員会」は、2005 年度から設置されて 3 年目になった。任務は予算執行状況の点検、効果的に意思決定が行われる組織体制かどうか等も、委員会の任務になっており、守備範囲は広範にわたっている。

この委員会の構成は、大学評議会構成員の互選によって選ばれるが、公正かつ客観的な観点から点検し、改善策等について適切な助言を求められている。選考結果によって、選出者の出身学部に偏りが生じていることもあり、結果として、情報の偏りがでてくる可能性がある。公正・客観性を重視する委員会であれば、まず、その委員会構成から偏らないことを検討していく必要があろう。現在の選出方法では、選出する評議会構成員がどこまでそのことを意識して選出するかに頼る結果になっている。

●監査システムとその運用の適切性

[現状説明]

北星学園では、寄附行為に基づく監事 2 名（3 年任期）を、理事会・評議員会において選出している。監事の役割は、理事会、評議員会及び財務委員会に常時出席し、審議状況及び決定事項を把握する他、不明な点については常務理事から意見を徴し、理事長へ意見具申することである。また、監査法人が行った期中・期末及び循環監査（2006 年度は、学生納付金及び人事･給与関係業務の内部統制上の整備状況を監査した。）の方法、内容、結果について、公認会計士より詳細にわたる説明を受け、同席する常務理事及び財務担当者から意見も徴した上で監査報告書を作成し、毎年 5 月

の理事会・評議員会で報告している。

監査法人の行う会計監査については、その都度提出される「監査の方法及び結果に関する説明書」に記載された会計上の問題点、内部統制上の問題点及び今後の検討課題、開示上の問題点、来期以降の要検討課題という項目に分けて指摘される事項について、財務担当者による会計分科会において詳細な検討を行い、改善を図るよう努めている。

なお、大学としての監査システムは構築されていない状況である。

[点検・評価]

監査法人の行う会計監査と監事による監査は、十分その役割を果たしている。

大学としての内部監査システムについては、構築されていない状況にあるが、自己点検評価委員会や運営・財務点検委員会などに、その役割を委ねている状況にある。

[改善方策]

当面は、内部監査の役割を、自己点検評価委員会や運営・財務点検委員会に位置付けることとなろうが、監査室を設置するなど、具体的な組織体制の検討も必要である。

⑥私立大学財政の財務比率

●消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

[現状説明]

（1）消費収支計算書関係比率（2006 年度決算）

人件費比率は、全国平均 51.3%に対し、法人 66.3%、大学 56.7%、人件費依存率は、全国平均 70.7%に対し、法人 96.9%、大学 70.3%となっている。また、教育研究経費比率は、全国平均 28.5%に対し、法人 23.3%、大学 26.4%、管理経費比率は、全国平均 8.5%に対し、法人 6.7%、大学 5.5%である。借入金等利息比率は、全国平均 0.5%に対し、法人・大学ともに 0.3%である。消費支出比率は、全国平均 90.4%に対し、法人 101.1%、大学 92.9%、消費収支比率は、全国平均 107.5%に対し、法人 103.2%、大学 94.8%である。学生生徒等納付金比率は、全国平均 72.6%に対し、法人 68.4%、大学 80.6%、寄付金比率は、全国平均 3.4%に対し、法人 1.7%、大学 0.9%、補助金比率は、全国平均 12.5%に対し、法人 18.6%、大学 11.5%である。基本金組入率は、全国平均 15.9%に対し、法人 2.0%、大学 2.0%、減価償却費比率は、全国平均 11.7%に対し、法人 6.4%、大学 7.5%である。

（2）貸借対照表関係比率（2006 年度決算）

固定資産構成比率は、全国平均 85.2%に対し 91.2%、流動資産構成比率は 8.8%（全国平均 14.8%）となっている。また、固定負債構成比率は 11.9%（全国平均 7.8%）、流動負債構成比率は 7.4%（全国平均 5.8%）で、自己資金構成比率は 80.7%（全国平均 86.4%）である。消費収支差額構成比率は△4.8%（全国平均△2.6%）であり、固定比率は 113.1%（全国平均 98.7%）、固定長期適合率は 98.6%（全国平均 90.5%）、流動比率は 118.0%（全国平均 253.0%）、総負債比率は 19.3%（全国平均 13.6%）、負債比率は 24.0%（全国平均 15.8%）である。前受金保有率は 176.4%（全国平均 315.0%）、退職給与引当預金率は 51.5%（全国平均 66.7%）、基本金比率は 97.9%（全国平均 96.3%）で、減

価償却比率は 35.6%（全国平均 40.0%）である。
全国平均：「平成 18 年度版 今日の私学財政 大学･短期大学編（日本私立学校振興･共済事業団)」
の医療系法人を除く大学法人のもの

[点検・評価]

中等教育部門の影響を受け、経営状況の指標となる消費支出比率で 100（法人全体）を超えている。特に人件費比率で全国平均を大きく上回っており、その影響を受け、教育研究経費比率が全国平均を下回っている。研究科設置時の寄附行為変更認可に関する審査基準にも、経常経費に対する教育研究経費の支出割合が 25%以上であることが定められていることもあり、教育研究経費の比率を上げる努力が必要である。なお、収入構成では学生生徒等納付金比率が高く、寄付金・補助金比率が低い数値となっており、学生生徒等納付金以外の収入の増加を図っていくことが望まれる。なお、2006 年度の基本金組入率が極端に低くなっているのは、会計上の取扱い変更により実施した研究費図書の除籍処理によるものである。なお、貸借対照表関係比率については、資産構成が改善され、また負債の割合も減少してきていることから、特段問題はないと考えている。

[改善方策]

長期的にみて財政が健全に維持されているかどうか、教育研究条件が十分整えられているか等の観点から、財務資料の分析を行い、適切な改善方策を追求していく。具体的には、収入構成を改善するために外部資金の導入を積極的に進めるとともに科学研究費補助金などの補助金収入の増を図っていく。

また、教職員給与の見直しを早急に進め、人件費総額を抑えることで、人件費比率の低下を図る。

第 13 章　事務組織

【到達目標】
本学の事務組織は、教育研究機能の一層の充実や主体的・機動的な改革の推進等に貢献できるような構成とする。
そのために、事務職員においては大学の教育研究の趣旨と目的に理解を深め、教学組織との連携協力、積極的な企画・立案能力を発揮することを目標とし、点検・評価と改善に向けて不断の努力を進め、事務組織の機能強化を図る。

①事務組織と教学組織との関係

●事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

[現状説明]
本学の教学組織は、3 学部、3 研究科となっており、評議会、大学教学会議、各学部教授会、大学院委員会、各研究科委員会を中心に運営されている。さらに学科会議、教学運営委員会、言語教育部門会議、共通科目部門会議、教職部門会議が組織されており、各委員会が連携して運営する組織体制となっている。また、全学的な連携を前提とした各種教学関係委員会として、入学試験センター運営委員会、キャリアデザイン支援委員会、国際教育推進委員会、学生相談専門委員会、研究支援委員会、総合情報センター運営委員会を置いている。
事務組織としては、教育･研究支援課、学生支援課、司書課、入試課、就職支援課、エクステンション課の 6 課を教学部門を支える組織として配置している。事務組織と教学組織の連携協力を図る中心的役割を持つのは、主に学生支援課であるが、ここでは、教務、学生厚生、留学関係、各学科に設けられている実習関係及び教職課程に係る業務を掌握している。カリキュラム編成、授業関係、履修登録、試験、成績管理に係る事務に加えて、サークル活動のサポート等学生生活一般に係る業務も含めて一元化されていることにより、学部学科の教学組織との連携及び協力が円滑に行われている。これらの教学系の事務組織を間接的に補完する管理部門として総務課、財務課、企画広報課の 3 課があり、また、高等教育部門が単一キャンパスでもあることから密接な関わりを持ちながら連携協力ができている。

[点検・評価]
事務組織と教学組織との間の連携協力関係を検証するための一つの指標として事務組織のうち教学関係に配置される人数の割合を点検してみた。各部署が所管する事務分掌により仕訳を行い、その結果、総務課、財務課、企画広報課等の管理系部門に 36.4%(36 人)、教学系部門に 63.6%(63 人)であった。その内訳として、教育･研究支援課 10.1%(10 人)、学生支援課 28.3%(28 人)、司書課 11.1%(10 人)等である。管理系部門の職員の比率が高いように見えるが、管理系部門においてもかなり多くの教学組織と関わりを持っていることと、法人関係業務を行っていることを考えると、妥当な配置人数であるといえる。したがって、職員配置数から見ても教学系のところに重点を置いた配置となっており、事務組織と教学組織との間の連携協力関係は的確になされていると判断できる。

[改善方策]

今後も引き続き、事務組織と教学組織との間の連携協力関係を強めていくことは自明のことと考えている。大学設置基準第 7 条には、教員組織のことについて「大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編成するものとする。大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。」と規定されている。また、同第 41 条には、事務組織について「大学は、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。」と規定されている。

しかし、社会状況の著しい変化に伴い、大学運営がますます厳しさを増す中で、事務組織が単なる事務処理で終わるのではなく、大学運営を担う組織として企画･立案能力が強く求められている。

●大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性

[現状説明]

大学運営のうち、教育研究に関する事項については、教育職員を中心とする教学組織により、審議決定していくことになっている。教授会及び研究科委員会については、構成員は全て教育職員であり、教育課程に関すること、入学･休学･退学など学籍に関すること、学生の試験・単位の認定及び卒業などに関すること、学部の人事に関すること、諸規程の制定及び改廃に関することなどについの重要な事項について決定していく。また、教育及び研究の計画に関すること、本学の人事に関すること、学則及び諸規程の制定並びに改廃に関すること等大学全体のことについて審議決定していく組織としての大学評議会については、事務職員も含めた構成員になっている。

事務組織の場合は、大学運営に関わりを持つのは事務局を中心にした管理部門であり、それぞれの業務分担により、総合的に大学全体の企画･立案･運営･実施に関わっている。

[点検・評価]

大学運営において事務組織と教学組織の相対的独自性は尊重されている。教学組織のうち教授会及び研究科委員会については、定例的に実施しており、審議決定は遅滞なく行われている。大学評議会については、教育職員と事務・用務職員をもって構成される会議体ではあるが、教員の人事に関する事項等一部の審議事項について、可否投票を行う場合は、事務・用務職員には投票権がないということがある。しかし、有機的一体性という観点から思料した場合は、教育職員並びに事務・用務職員を構成員とする、この大学評議会が最も統制的権限を持っている意思決定機関であり、有機的一体性を確保させる方途であるといえる。

[改善方策]

大学運営において、事務組織と教学組織は、なるべく相対的独自性を保ちつつ、また、有機的一体性は、確保されていると言えるが、今後は、より一層の教学組織の意向がさらに反映されるように努力する必要がある。会議及び各委員会は、必要に応じ、適宜開催されているが、時間を有効に

使うべく、定時に開始できるように構成員各自が、集合時間厳守を心掛けるよう意識を啓発したい。

②事務組織の役割

●教学に関わる企画･立案･補佐機能を担う事務組織体制の適切性

[現状説明]

教学に関する事務組織体制は、学生支援課を中心に実施している。教育及び研究に関する基本方針は副学長を中心に教学会議で審議する。教学会議は、事務組織として学生支援課が事務を分掌しているが、担当課長の学生支援課長を職責上で会議の構成員とし、組織の円滑な運営に努めている。また、各学部･学科に関わる企画･立案は、学部長又は学科長により行なわれるが、それを支える事務組織として、教育･研究支援課と学生支援課が連携して補佐機能を果たしている。

情報に関する教育については、教育･研究支援課が担当している。2006 年から総合情報センター実習室および CALL 教室使用上のパソコンの操作方法・トラブルなどに関する質問や疑問の相談に対応する「サポートデスク」を設置し、学生はもちろん学内の教職員のパソコンに係る質問及びトラブルに対応すべく人員を配置している。

[点検・評価]

教学に関わる将来構想や全学的な計画は、副学長を議長とし、学部長、短期大学部長、教学運営委員長、教学運営福委員長、国際教育センター長、学生相談センター長、キャリアデザインセンター長、総合情報センター長、入学試験センター長のメンバーに、事務サイドから学生支援課長、教育･研究支援課長を加えた大学教学会議により、教育及び研究面に関する諸施策を総合的な観点から企画及び立案をしている。

2007 年度から導入した全学的なカリキュラム改編は、事務組織との密接な連携のもとに実施することができた。その中でも初めての取り組みとしての「副専攻制の導入」や「寄付講座の開設」があったが、成案をまとめることができたのは、関係教学組織との連携に加えて事務組織が補佐機能の役割を十分に果たし得たからだと評価している。

[改善方策]

大学全体に係る教育及び研究面に関する諸施策を総合的な観点から企画及び立案をしている大学教学会議が、その目的を十分達成できるように事務組織の補佐体制を充実させることが大切である。2007 年度から国内留学制度を設けたが、導入したばかりであることを差し引いても学生に対しての PR 不足もあってか、実効性のあるものとはなっていない。事務的な補佐体制を強化しながら教育組織と連携を取るように努力したい。また、懸案事項であった、全学的な FD への取り組みについては、精力的に取り組むこととする。

●学内の予算（案）編成･折衝過程における事務組織の役割とその適切性

[現状説明]

予算(案)の編成については、企画運営会議により大学としての予算編成方針(案)が策定され、大学評議会で審議決定される。この予算編成方針に基づき、各学部･学科、部門、各種委員会毎に予算積算作業に入り、積算作業が終了後、財務課において集約される。その後、企画運営会議により内容の検討を行い、検討の結果に基づき必要があれば、各学部･学科、部門、各種委員会毎に予算折衝を行い、審議機関である大学評議会に提案するための成案を作成する。折衝は、学長及び事務局長が、各学科部門の長と所管部署の担当課長と個別に折衝を行い、予算積算額の調整を行う。折衝過程において、その場で決着のつかないものは、再度各部門に持ち帰って調整を行うこともある。

[点検・評価]

ここ数年間、大学の財政状況は、支出超過の状態にある。その要因の一つとして、大学の財源の一つとして最も重要な学生生徒納付金を長年にわたって据え置いてきたこと、一方、支出面では支出構成上大きなウエイトを占める人件費は、定期昇給によって、その負担は年々増加の一途にあり、収支構造にアンバランスを生じたことによるものである。したがって、予算編成はしっかりとした中長期の財政計画の上に成り立ったものでなければならない。

また、毎年度の予算執行の状況については、事業計画に基づき適正な執行が行なわれているかどうかを点検し、適切な助言と提言を行う組織として、「運営･財務点検委員会」が設置されており、財務状況全体を点検している。この組織は、大学評議会の構成員の中から互選された委員によって組織され、毎年の決算終了後、執行状況について適切になされているかを点検し、個別に助言や提言、具体的な改善策を大学評議会に報告する。予算案を作成している企画運営会議に対しても、予算案の検討に際しては、より適切に行うように毎年度助言している。2006 年度は、この運営･財務点検委員会からの勧告を受けて、企画運営会議では、目的別予算毎に削減額を具体的に提示し、予算積算に入るように指示をすることも行っている。

[改善方策]

予算編成に掛かって、運営･財務点検委員会及び企画運営会議での予算案作成にあたっては、事務局長の指示の下に、企画広報課が補佐機能を持っており、事務組織上の役割は適切に果たしている。しかし、予算案を策定する企画運営会議と点検（監査）機能を持つ運営・財務点検委員会を補佐する事務組織が企画広報課であり、同一部署が、各々の補佐をすることの難しさは否めない。したがって、客観性を備えた事務組織として分掌事項の見直し等工夫をする必要があると考えられる。

●学内の意思決定･伝達システムの中での事務組織の役割とその適切性

[現状説明]

事務組織の規程により企画広報課の分掌は、総合的教育構想の企画立案に関すること、管理運営組織の総合適正化構想の企画立案に関すること、研究科･学部学科の設置等認可申請に係ること等と規定している。企画広報課長は、企画運営会議（大学の中長期的総合整備計画に従い、その経営部面に関する諸施策を総合的な観点から企画及び立案することを目的とする）、大学教学会議（大

学の中長期総合整備計画に従い、その教育及び研究部面に関する諸施策を総合的な観点から企画及び立案することを目的とする）に陪席し、意思決定機関に準備段階から関与し、企画･調整に係る業務を行なっている。

理事会、評議員会において決定されたことは、「北星学園広報」により、大学の教職員を含む学園内の全教職員に知らせている。また、大学評議会については、事務局長と事務局次長は職責による構成員となっており、それ以外に５人の事務職員が構成員に加えられている。評議会の開催及び結果の伝達については、緊急止むを得ない場合を除き、開催の５日前までに議案を掲示により全学的に知らせている。また、その結果についても、終了後は、速やかに掲示により知らせている。

[点検・評価]

学内の意思決定については、事務組織は多岐にわたる分野で大きく役割を果たしている。大学評議会においては、29 人の定員のうち、7 人の事務職員（職責上の 2 人と投票によって選ばれる 5 人）が構成員になっていることを見ても意思決定システムの中で大きな期待と共にその役割を果たしている。投票による 5 人については、専任の全事務用務職員による直接投票によって選出される。学長指名等ではなく、このこと自体が事務職員に対する信頼の証であり、期待される役割を果たし得る適切性が十分備えられていると評価できる。

また、意思決定機関ではないが、評議会に諮られる重要事項を協議する機関として、企画運営会議を設置し、その目的については上述したが、9 人の構成員のうち、事務局長と事務局次長並びに学長の指名する事務職員の 3 人が正規の構成員となっており、陪席する企画広報課長を加えると、構成員の 4 割が事務職員になる。このことも同様に大学組織の中で事務組織に期待されるものの表れとして評価できる。

[改善方策]

昨今の大学を取り巻く厳しい環境の中では、教育組織と事務組織が連携し、参画意識をもって期待される役割を果たすことが重要である。事務組織については、事務局長を頂点として事務局次長、課長、課長補佐、課員と意思決定及びその伝達については十分機能している。今後は、改善･改革に向けて世代交代がスムーズに行くための人事上の政策立案の検討が必要である。

●国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況

[現状説明]

外国の大学及び学術研究機関との教育研究上の交流を推進するとともに、本学学生の外国語運用能力及び国際理解の向上を図ることを目的とする組織として国際教育センターを設置している。国際教育センター長は教員が就いている。この国際教育センターの事務は、学生支援課長、学生支援課長補佐（学生支援･国際教育担当）と学生支援課国際教育係（専任 2 人と派遣職員 1 人）が、教員や学生の留学受入れや派遣、相談等の業務を行なっている。専門的な業務とは位置付けてはいないが、一定の語学力（英語）を持っていることを前提に配置している。

入学者の募集及び選抜に係る企画並びにその実施を統括する機関として、入学者の募集及び選抜を公正かつ効果的な方法で行うとともに、本学の入学定員を安定的に充足することを目的とする組織として、入学試験センターを設置している。入学試験センター長は教員が就いている。入学試験

センターの事務は、入試課長と 4 人の専任事務職員と 1 人の派遣職員で、大学の学部及び短期大学部の入学試験に関する業務を行なっている。ただし、大学院研究科の入学試験に関する業務については、教育･研究支援課長と教育･研究支援課大学院係（専任職員 2 人）が担当している。

学生の就職等の進路選択を支援するための活動を企画し、その実施を総括するとともに、学生の就職先を広く開拓し、学生がその資質や能力に適した就職先を確保できるよう支援することによって、学生のキャリアデザインの形成に資することを目的とする組織としてキャリアデザインセンターを設置している。キャリアデザインセンター長は教員が就いている。キャリアデザインセンターの事務は、就職支援課長と 5 人の専任事務職員と 2 人の派遣社員でキャリアデザインに関する業務を行なっている。また、2005 年度からは、学生の就職支援強化のためにキャリアカウンセラーを臨時職員として配置し、事務組織体制の充実強化を図っている。

[点検・評価]

国際教育センター運営委員会、入学試験センター運営委員会、就職支援センター運営委員会には、各学部教授会又は、各学科部門等から選出された教員が委員となり、事務職員と協力関係を持っている。各委員は、その専門性を生かせるように任期を 2 年と定めている。

事務職員については、明確な規程はないが、管理職である課長以外は専門性及びスキルアップをねらいとして 5 年未満は人事異動の対象とはしないことを原則としている。国際交流センターの事務職員については、かつて、専門的な業務として位置付けし、人事異動を長い間行なっていなかったが、現在は、前述した通り、専門的な業務とは位置付けてはいない。それに伴う問題が生じてはいないので、この方法が適切かどうか、今後検証していくこととしている。

[改善方策]

この国際教育センターの事務は、学生支援課長、学生支援課長補佐（学生支援･国際教育担当）と学生支援課国際教育係（専任 2 人と派遣職員 1 人）が、教員や学生の留学受入れや派遣、相談等の業務を行なっていることは、前述しているが、今後の国際交流活動の展開によっては、人員数及び配置している事務職員の専門性等について適宜、検討していく。

入学者の募集及び選抜方法等が、社会からの要請により多様化複雑化する中で、入学定員を安定的に充足することを考え、現状の体制を充実していくことを検討する時期にきていると考える。高校への出前講義や大学院研究科に係る入試業務を他課へ分散することによって乗り切ってきたが、厳しい募集活動と選抜試験の実施を効果的に行うためには、再度、現体制について検討する必要があると考えている。具体的にいつ頃までにということは出来ないが、必要性を痛感している。大学院研究科の入学試験に関する業務については、教育･研究支援課長と教育･研究支援課大学院係が担当しているが、現状では、十分な募集活動までできていない現状を鑑み、早急に改善策を各研究科委員会と検討したいと考えている。

学生の就職等の進路選択を支援するためにキャリアカウンセラーを配置しているが、今後は、就職支援課の専任事務職員がスキルアップするために資格取得を目指すことも検討していく必要があると考える。

●大学運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況

[現状説明]

少子化に伴う志願者数の減少は、入学者の確保という大学運営の大前提を脅かす大きな要因である。特に地方にある中小規模の私立大学にとっては大変厳しい状況にある。本学においては、幸いにも志願者の減少傾向は落ち着きを見せ、入学者の確保についても定員を満たす状況を維持している。しかし、経常費補助金の抑制、増額の見込めない寄付金、授業料等学生納付金の値上げの限界等々大学運営を取り巻く経営環境は年々厳しさを増してくる中で、学生募集に係る経費については抑制できない状況にあり、大学全体の予算の中ではかなりの重圧になっている。

中長期の財政計画は、関係部署と協力しながら事務局で作成し、企画運営会議で案を策定し、大学評議会で審議し、大学の方向性を確認している。財政計画の中でも大学を経営面から支えるための財源確保の厳しさは窺えたものの、教育経費及び管理経費等の節減に努め、学費を据え置いてきた。しかし、これ以上据え置くことは、教育研究経費をさらに大きく切り込まざるを得ないという判断になり、学費改定を含む財政計画を大学評議会に提案し合意を得た。

外部資金の獲得ということでは、国庫補助金を中心に事務局全体で協力して情報収集及び申請業務を行なっている。全体への情報提供と取りまとめは総務課が担当している。

[点検・評価]

予算案策定時には、編成方針に基づき事務局局課長会議（事務局長、事務局次長、課長、課長補佐で構成される）で説明を行い、予算編成方針と財政計画の枠内での効率的な予算配分に心掛け各種委員会及び各学科･部門等の長と連絡を密にしながら予算原々案を策定する。執行にあたっては、既定の決裁手続のもとに行なわれていく。結果としての決算終了後に運営･財務点検委員会が、各目的別及び形態別の執行状況を検証し、改善が必要なものには勧告や助言を積極的に行っている。この委員会は 5 人で構成されているが、うち 2 人は事務職員から選出されており、その 2 人とも課長職にあるために十分な状況把握力を持ち、適切な助言･提言案作成の役割を担っている。

少子化に伴い、困難さを増す学生確保のために係る学生募集等の経費は、本学の予算規模でも相当の負担になっている。経営面から大学運営を見ると、教育･研究経費を充実させ、管理経費は節減するということが当然のこととなっているが、安易な管理経費削減の中で、予算規模の大きい学生募集経費の削減を行なった結果、入学者確保のための志願者が確保できない状況になりはしないかという不安も一方ではある。一つの見方として入学試験検定料収入の範囲を越える規模になった学生募集予算についての適正規模はどの位になるのかの検証が必要であろう。

[改善方策]

大学運営を経営面から支えうる財源として学生生徒納金の占める割合が最も高いのは自明のことだが、国庫補助の占める割合も重要である。事務局としては、補助金獲得のための協力体制を強化すべく各課の意思の疎通を欠くことのないように十分な情報交換を日常から怠ることのないように努力する必要がある。

また、係る経費については単に節減だけではなく、効率面を考えて、個々人のコスト意識の高揚に資する方策の検討に積極的に取り組む必要があると考える。

③事務組織の機能強化の取り組み

●事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

[現状説明]

本学では、学園の就業規則第 12 章「教育研修」に定める第 77 条「必要と認めた場合には、職員に対して必要な業務、安全及び衛生に関する教育研修を行うことができる」、第 78 条「職員を、業務上の必要によって、国若しくは地方公共団体又は、そのほかの団体が行う各種の講習会に参加させ、又は各種の資格試験を受けさせることができる」に基づき、各種の研修機会を確保している。

事務職員の所属課・担当業務に係わらず、必須の研修として位置付けている研修会に、キリスト教学校教育同盟主催「事務職員夏期学校（採用初年度）」、私立大学協会北海道支部（以下、私大協道支部）が主催する「初任者研修会（採用初年度）」、「中堅実務者研修会（勤続 5～10 年）」、「中堅指導者研修会（勤続 11～15 年）、「課長相当者研修会（役職就任時）」と私立大学情報教育協会主催（以下、私情協）の「大学情報化職員基礎講習会」、「大学情報化職員研修会」がある。

これらの研修会で、新採用者の研修目的は、本学がキリスト教学校であることの意義を認識してもらうこと、職員としての心構えや、「私立学校」というものを理解してもらうことにある。勤続 5～10 年者については、実務経験を踏まえ、より積極的に実務に取り組むために自己を振返る機会とし、問題意識を育むこと、私立大学の現況認識を深めることを求めている。勤続 11～15 年者については、それまでの実務経験を活かして、後輩を指導する立場であることを認識し、後輩への指導力を高めることが目的となる。役職就任時の研修は、管理者としてのあり方を学ぶ機会としている。また、私情協主催の研修会では、情報化が進む大学業務の進捗状況を捉えるべく、業務との関連を踏まえて研修者を選考し派遣している。

先に述べた職能的研修以外に、業務上の必要に応じて文部科学省、日本私立大学協会、日本私立短大協会、日本能率協会、全日本大学開放推進機構、日本学生相談学会、私立大学図書館協会等々が主催する業務関連の研修会に職員を参加させることで、業務の質を高め業務が円滑に進行するよう努めている。

また、本学独自の自己啓発研修として、勤続年数 5 年を超えた年齢 30 歳以上の者には、「国内外大学視察研修」の制度がある。さらに、学内で運営する研修会としては、職員が派遣された研修内容の報告を行う「伝達研修会」があり、職員全体が研修内容を共有し、職員のプレゼンテーション能力を培う場としている。この他に学園の運営による「学園研修会事務用務職員部会」は、全職員を対象として文化的な講演などから自己認識を触発するものとし、「課長･事務長研修会」は、その時々の課題を管理職にある者が議論し積み上げる場として研修を実施している。

2006 年度の外部の研修会・セミナー等の派遣者数は、大学職員 95 人に対して延べ約 70 人が参加しているが、業務関連の研修会の開催は、部署によって偏りがあるため、研修機会の多い部署と少ない部署がある。

[点検・評価]

私大協道支部が主催する研修については、業務上の問題を意見交換するなどして、他大学職員との交流を深める良い機会となっている。業務関連の研修会は、部署によって偏りがあるが、業務の必要に応じた研修機会は柔軟に確保されており、業務の質を高めることに有効活用されている。「国

内外大学視察研修」は、申出者数は少ないが、研修者の意欲向上や成果があり、有益なものとして評価できる。

[改善方策]

従来の研修に加えて、職員の意識改革やモチベーションを高めるために、自己啓発を促す研修機会の開拓や参加保証の方法を検討し、本学研修制度において、自己啓発研修を積極的に取り入れていくこととする。

●事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性（C 群項目）

[現状説明]

本学では、大学を取り巻く諸情勢の変化に対して、的確かつ迅速な対応策を講じていくこと、学生満足度の高い教育･研究活動の展開及び充実した学生支援体制の整備のために、大学運営体制の強化を図るべく、2005 年度に大学事務組織の改編を行った。

事務組織改編によって、事務体制のスリム化が図られ、事務組織が学内の会議体や委員会に直接関与し、積極的に課題整理に加わる仕組みとした。新しい大学の管理運営体制の下では、行政管理の担い手として、事務職員の育成が一層重要となっている。業務及び組織構成が多様化・複雑化する中で、事務職員は、状況を多角的に把握し必要な連携を図ること、問題点を認識して問題解決に向けての企画立案ができること、マネジメント能力を形成すること、社会情勢の変化を素早くキャッチし、学内の対応を迅速に進めること、危機管理能力を持つことなど、高度な職務遂行能力が求められているのである。

現在、本学では、人材育成の方途として、「職員養成と人事政策」の仕組みを構築中である。職員の勤続（経験）年数及び能力に応じた研修制度を整備して、職員の能力向上を図るとともに、研修成果等を総合的に評価し人材の登用を図ろうとしている。

[点検・評価]

事務組織改編によって、学生支援の一元化、業務推進の明確化が図られ、総合相談窓口の設置やキャリアデザインプログラムのカリキュラム化、エクステンション課の新設などにより、一定の成果はあったと評価できる。ただし、組織改編の意義が浸透せず、超過勤務改善など業務の効率化においては期待通りの効果が上がっていない。

どのような仕組み･体制を作っても､事務職員自身の自覚と意欲の向上が得られなければ事務組織の高度化は困難である。現在構築中の「職員養成と人事政策」は、研修制度の中で職員が目標を見据えて向上心や知識を深めることで、職員自身のモチベーションを高め、積極的な業務展開を進めることを期待しており、事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途となる。

しかし、この人材育成の仕組みは、残念ながら、役職者登用に関する人事政策部分が本学教職員組合との交渉事項となっており、実施遅延の状態が続いている。

[改善方策]

「職員養成と人事政策」を早急に実施するためには、人事政策としての人事登用部分と研修制度部分とを切り離して、先ずは、研修制度の実施を進めることである。また、研修派遣結果の評価や

事務管理職者の業績評価部分の具体化には、評価する者の客観的な判断力が求められるが、信頼性を築き評価基準の策定をするまでには時間を要することから、継続して組織的検討を行う必要がある。さらに、局・課長会議の申し合わせにより超過勤務の削減に努めているが、アンバランスな超過勤務実態を解消するため、業務効率化案の具体化を進めなければならない。

④事務組織と学校法人理事会との関係

●事務組織と学校法人理事会との関係の適切性（C 群項目）

[現状説明]

本学園の理事会は、理事長、学園長、常務理事 1 人、学長、副学長、学部長及び短期大学部長から選任された者 2 人、各高等学校長 3 人と外部からの理事 8 人の 18 人で構成されている。学校法人の所在地は、大学と同一の場所にあり、法人業務のみを行う事務組織を持っている訳ではない。大学の事務組織の中で、法人業務が行なわれているということになる。管理系では、総務課、財務課、企画広報課が理事会運営に携わっている。教学系については学生支援課が理事会運営に携わっている。

学校法人としての最終意思決定機関が理事会なのは自明のことだが、上記の各事務部局が事業の実施案を企画･立案し、理事会が決定していくことになっている。なお、事業の内容（寄附行為により権限が委譲されているもの）によっては、常任理事会（理事長、学園長、常務理事 1 人、学長、副学長、学部長及び短期大学部長から選任された者 2 人、各高等学校長 3 人の 10 人で構成）において決裁し､業務を遂行している。常務理事は、理事会及び常任理事会の議に基づき、この法人の日常業務を執行している。

また、円滑な業務運営を図るために、常務理事を議長として、事務局長、事務局次長、課長、事務長及び課長補佐を構成員として学園課長･事務長会議を設置し定例開催している。この会議は、常務理事が招集し、その処理事項は、理事会から諮問された事項に関して答申又は具申をすることと、理事会が決定した方針についての具体的な執行に関して協議することと北星学園課長･事務長会議規程に定められている。

[点検・評価]

法人の日常業務執行の責任者である常務理事を置いていることにより、事務組織上の指揮命令系統は明確になっている。また、理事長、学園長、学長、常務理事、事務局長は同一キャンパス内の同じ棟の同じ階層におり、日常からの意思疎通が十分できる状況になっている。理事会での決定事項及び常任理事会に委譲されている権限も明確になっているので、業務執行は適切に行なわれている。

事務組織と理事会との関係においては、学園課長･事務長会議を設置し定例開催することにより、理事会の決定方針を受けとめる役割も明確になっていることからも日常業務の執行は適正に行なわれる体制が整っている。

かつては､法人部門と大学が別地にあったために､法人部門独自の事務組織を持っていたが､2002 年のキャンパス統合により、大学と短期大学と法人の事務組織を統一した事務組織に編成した。ま

た、常任理事会の構成についても大学から学長、副学長及び学部長のうち２人をメンバーとしたことから大学の意向が理事会の意思決定に反映されるようになり、意思決定における法人対大学という二重構造弊害を改善できる結果に繋がった。

これらのことから事務組織と学校法人理事会との関係は有効に機能し、適切な関係にあると評価できる。

[改善方策]

前述の点検･評価の箇所で、事務組織と学校法人理事会との関係は有効に機能し、適切な関係にあると評価しているが、学校法人が設置する学校は、大谷地キャンパス以外の３つのキャンパスに中学･高等学校があり、地理的側面からも各学校の独自性については尊重されているといえる。しかし、総合学園としての本来的な教育展開ということでは必ずしもそのスケールメリットを活かしたものとはなっていない。また、意思の疎通や決定の場面においても迅速性の観点からは、キャンパスが点在していることによって、充分なものとはなっていない。学校法人の事業計画及び方針が効率的かつ迅速に処理される事務組織の機構について、随時検討していきたい。

また、私立学校法を始めとする関係法令遵守はもちろんのこと、事務組織と学校法人理事会との関係を意識しながら学校法人のガバナンス機能を強化することの必要性に鑑み、監事機能の強化、充実を図るためには、それをサポートする事務組織を整備しなければならない。また、内部監査室の設置等についても検討しなければならない。

⑤大学院の事務組織

●大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性

[現状説明]

大学院には大学院委員会及び研究科委員会が置かれている。大学院委員会及び研究科委員会の目的、構成及び審議事項については、「北星学園大学　大学院委員会及び研究科委員会規程」の定めがあり、大学院に関わる事務局機能は、教育・研究支援課に置かれている。教育・研究支援課においては、課長及び課に配置されている大学院係２人が、大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の一部を担っている。また、大学院の充実と将来発展という課題は、大学全体の充実計画や財政問題とも深く関わっており、そうした関係の事務組織を含めた事務組織全体が企画･立案機能を発揮できているかどうかの問題でもある。もとより、大学院を含む大学全体の将来計画については企画運営会議で検討されており、その事務局としての企画・立案機能は企画広報課が担っている。これまでの取り組みの実状から、この両課の連携によって事務局としての機能が担われているといえよう。なお、教育・研究支援課においては、大学院の日常業務処理に加えて、2006年度以降は大学院の入学者を確保する方策の検討に力を集中している状況であり、大学院の充実と将来発展のための企画・立案機能は本格的には今後の課題である。

[点検・評価]、[改善方策]

事務局としての企画・立案機能は現状説明のとおりであるが、企画運営会議及び企画広報課との連携等をどのように位置づけるか、またそれぞれの機能や役割を検討しながら、今後の課題として充実と将来発展のための企画・立案機能の強化が求められよう。

大学院の充実と将来発展に関わる取り組みはきわめて重要な課題であり、今後抜本的な対応が必要である。

●大学院に関わる予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性

[現状説明]

大学院研究科委員会及び大学院委員会で審議される予算案に関しては、教育・研究支援課長及び大学院係が基礎資料及び予算案のたたき台としての原案を作成し、各研究科委員会の審議・承認を経た後に、大学院委員会の審議・承認という手続きがとられている。例年、委員会における審議や折衝過程においては、予算（案）編成における政策的課題の検討に充分な時間が確保されていないので、ともすると形式的になる傾向がある。政策的課題としては 2006 年度において、大学院の情報利用環境整備を課題として成案をみたが、全学的な財政状況から今後の課題となった。なお、2007 年度における継続的検討の結果、2006 年度において見送りとした前述のことについて、2007 年度末においてリース契約満了となる総合情報センター実習室パソコン及びプリンタ等の再リースにより実施することが承認された。

[点検・評価]、[改善方策]

事務局は、基礎資料及び予算案のたたき台としての原案を作成しているが、経常的な事項が中心である。したがって、現状説明に記述したように、ともすると経常的・形式的な形での予算（案）編成になりがちである。しかし、2007 年度は運営・財務点検委員会の指摘もあり、意識した取り組みがなされたほか、政策的課題における取り組みもなされた。

大学院に関わる予算（案）編成・折衝過程における事務組織の役割に関しては、今後も意識的な取り組みを進める必要がある。

●大学院運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況

[現状説明]

大学院運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立という課題に関しては、現状は大きな困難を抱えている。本学においては、大学院の学生募集において入学定員の未充足という課題を抱えており、また 2007 年度からの学費の大幅減額改定もあって財政的には収支均衡は見込めない状況である。したがって、事務局機能としても目標をどのように設定するかが大きな課題であるが、大学院の学生募集の努力と経営面の努力とは一体のものである。

[点検・評価]、[改善方策]

大学院運営は経営面から考えると、財政的にも組織的にも大変な負担を負う事業であり、収支均衡を図ることは相当に困難と言わざるをえない。そのような中で、あえて大学院を設置しその運営

を行うのは、大学院設置の目的を達成するためである。現在行っている努力を引き続き継続することが重要であると考えている。

現状の努力を継続する中で先行きの展望を見出すことが可能かどうか、近い将来の課題として抜本的な対応を検討する必要がある。

第 14 章　自己点検・評価

【到達目標】

自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムとして、自己点検評価委員会を設置・運営し、大学として適切な水準を維持するとともに、大学の理念・目的の実現を図る。

自己点検・評価の結果に基づく改革・改善の実施を確実に行うために、自己点検評価委員会を各種委員会、関係部署との連携を密にし、実施・報告の流れを明確にすると同時に、父母や卒業生等の意見や助言を聴取するためのシステム構築を目指す。

①自己点検・評価

●自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

[現状説明]

本学は、1991 年 7 月の大学設置基準改正によって点検・評価が努力義務とされたことを受け、同年 12 月に「教育・研究評価に関する特別委員会」を設置、教育・研究の活性化を念頭においた点検・評価作業を実施した。その後、各委員会における点検評価事項の統合化を図り、改善事項の具体化と実施計画の策定を行うべく、1993 年に「北星学園大学　点検評価に関する規程」を制定し、同規程により全学点検評価委員会を設置した。全学点検評価委員会は 2005 年度より自己点検評価委員会と名称を変更し、現在に至っている。自己点検評価委員会は、本学における全学的事項についての点検評価の基本方針を策定し、本学の教育研究、管理運営及び財務等に係る点検評価を行う。委員会の構成員は委員長である学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長（チャプレン）、事務局長、事務局次長、大学に所属する事務職員のうち、事務局長により指名された者 2 人である。2007 年度は事務職員から学生支援課長、教育・研究支援課長が指名され、委員となっている。また、委員会は次に挙げる事項について点検評価を行っている。

1.本学の在り方及び目標に関すること
2.本学の管理運営の在り方及び組織並びに機構に関すること
3.本学の教育研究活動等の在り方及び目標に関すること
4.本学の教育課程、教育組織及び目標に関すること
5.本学の研究組織及び研究活動に関すること
6.本学の財務、施設設備及び環境に関すること
7.本学の学生募集及び入学に関すること
8.本学の学生の課外活動、福利厚生及び就職に関すること
9.本学の図書館及び学術情報の提供に関すること
10.本学のスミス・ミッションセンターの活動に関すること
11.本学の国際交流に関すること
12.本学の社会との連携交流に関すること
13.その他点検評価に関して必要な事項

毎年度の自己点検評価結果は報告書にまとめられ、公表されている。

また、学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長及び事務局長は、委員会の点検評価の結果に鑑み、その業務について改善が必要であると認めた場合には、その改善に努めなければならない。更に学長は、学部、短期大学部、大学院、図書館その他の部局において具体的な改善策を検討することが必要であると認めた場合には、その検討を指示することができる。指示を受けた部局は、部局における検討の後具体的な改善策を学長に報告しなければならない。

[点検・評価]

本学では、「大学学則」及び「大学院学則」に教育研究水準の向上及び活性化を図り、その目的と社会的使命を果たすために、教育研究活動等について点検及び評価を行うことを定めている。また、自ら行う点検評価に関しては、組織の構成、組織の運営、審議事項、結果の対応等について「点検評価に関する規程」を定めている。この規程の下で自己点検評価は毎年度行われ、報告書としてまとめられており、恒常的に行うための制度システムは、整備されていると言える。

1998 年度より、「自己点検評価報告書」の様式に「全学点検評価委員会（現自己点検評価委員会）からの評価」欄を設け、委員会としての評価を各部局等にフィードバックしている。なお、「自己点検評価報告書」は、データ編とともに冊子体で全教員、全課に配布している。これらは大学の公式資料として活用されており、学内での自己点検・自己評価に対する理解を広げ、業務上幅広い協力を得るために機能していることも長所として指摘できる。

問題点としては、以前から自己点検評価委員会のあり方について、委員会の目的等の確認及び充実が課題として挙げられてきた。しかし、現在のところ具体的な取り組みの実施には至っておらず、今後も引き続き課題としたい。

[改善方策]

課題として挙がっている委員会の目的等の確認及び充実について、関係委員会、特に運営・財務点検委員会との関係を整理し、自己点検評価委員会の目的等を再確認する。運営・財務点検委員会は、本学における組織運営及び財務処理が法令及び大学諸規程則り適切に遂行されているか、公正かつ客観的な観点から点検し、本学の経営にとって必要な改善策について適切な助言又は提案を行うことにより、健全な経営と社会的信頼を保持することを目的として、2005 年度より新たに設置された委員会である。この課題については、企画運営会議において検討・整理を行っていくこととする。

②自己点検・評価と改善・改革システムの連結

●自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

[現状説明]

自己点検・評価結果の活用について「北星学園大学　点検評価に関する規程」第 4 条第 3 項に「本学における全学的事項についての点検評価に係る年次報告書の作成及び公表に関すること」同条第 4 項に「本学における全学的事項についての点検評価に係る総合調整に関すること」が定められて

いる。この規程に基づき、自己点検評価委員会では 1993 年度以降各学科・部門等から提出された「自己点検評価報告書」をとりまとめ、データ編とともに『自己点検評価報告書・自己点検評価資料』を作成して全教員及び全課に配布している。これをもとに大学評議会において、全教員出席の下、年度総括として報告及び質疑応答を行っている。また、点検評価報告書にまとめられた結果で、改善の必要なものがあれば、学長及び部局長は改善に努力することを「点検評価に関する規程」に定めている。

自己点検評価委員会は、委員長である学長をはじめ、各学部長等の大学運営執行責任者により構成されているため、全学的な観点の改善提言等も取り上げやすく、また問題があった場合にどこかに提言をして検討を経るという余分な時間をかけずに済むようになっている。

[点検・評価]

自己点検・評価結果を将来の発展に向けた方策へと繋げていくための制度は整備されていると言える。「自己点検評価報告書」には、本年度の課題、それらに対する取り組みの結果と点検・評価を踏まえた上で設定される「次年度への課題」を記述することになっている。また「自己点検評価委員会からの評価」欄を設けて評価結果のフィードバックを行い、各部局における課題を整理し、問題解決に向けた具体的な方策の検討を行う上で役立っている。

ただ、現在では自己点検評価報告書の提出は年度末のみとなっており、今後は年度途中での中間報告を行う必要がある。

[改善方策]

中間報告の提出は前項目でも触れたとおり、委員会の取り組み課題としても挙げられている。年度途中に各委員会からの課題取り組み状況を中間報告として提出させ、その状況に応じて助言を行うといった、改善・改革の進捗を検証するシステムを構築する。具体的な実施方法については現在検討中である。

③自己点検・評価に対する学外者による検証

●自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

[現状説明]

本学では、自己点検・評価が自己目的化することのないよう、その視点と基準を大学基準協会に求め、2000 年度に相互評価を申請し、適格認定を受けた。自己点検・評価に関しては「活発な自己点検・評価活動、学生の授業評価、教員の研究活動調査を行っていることは評価できる。また、点検・評価の結果、改善の必要がある場合は、学長、部局長に改善の努力義務を果たすなど、自己点検・評価の結果を改善に結びつける工夫がなされている」との長所の指摘を受けた。

学内においては、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために、学外者の意見聴取等を行う制度の構築及び評価基準の策定が検討課題として挙げられてきたが、未だ実施には至っていない。

[点検・評価]

2000 年度に大学基準協会の相互評価を受けたことは、学外機関による客観的な検証によって、本学における自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するための基本的な措置を講じたと言える。

ただ、現状説明で述べたように、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するため学外者からの意見聴取や評価基準の策定については、課題として挙げられているものの実施には至っておらず、早急に取り組みを行う必要がある。

[改善方策]

上記に挙げた 2 つの課題については、以下のとおり取り組みを進めていくこととする。

・自己点検評価の評価基準の策定

自己点検評価委員会からの評価をより客観的なものとするために、各委員会における評価の観点や達成度（数値的データを含む）等、評価に関しての基準策定について検討する。その際、他大学の評価基準を参考に、具体的な指針を定めて評価基準の策定案を作成する。

・学生（又は保護者、卒業生）による評価実施の検討

この課題は、大学基準協会の定める主要点検・評価項目中の「自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況」（C 群項目）を視野に入れたものであり、自己点検・評価の客観性を高めるという観点から、学外者の意見を聴取する具体的な方策を検討することとする。

●外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性（C 群項目）

●外部評価者による外部評価の適切性（C 群項目）

●外部評価と自己点検・評価との関係（C 群項目）

[現状説明]

「北星学園大学　点検評価に関する規程」では、外部評価について第 13 条に「委員会は、必要があると認めた場合には、実施した点検評価の結果について学外者に検証を依頼することができる」ことを定めているが、現在のところ自己点検・評価システム自体には、外部評価者により点検・評価結果を検証する仕組みはない。しかしながら、本学は大学基準協会の維持会員として、文学部は 1981 年に、経済学部は 1991 年に、社会福祉学部は 1996 年に承認されており、2000 年度に同協会の相互評価を受けた経験がある。その際評価機関の選定にあたっては、全学点検評価委員会（当時）での決定を受けて、大学評議会において最終的な決定が行われた。また、2005 年度には「点検評価に関する規程」に「学長は、評議会の承認を得て、認証評価機関に本学の点検評価を依頼することができる」旨が明記された（第 14 条）。

[点検・評価]

大学基準協会は多くの加盟校を持ち、大学評価においては充分な実績を持つ評価機関であるため、第三者評価機関としてふさわしいと言える。また、2000 年度の相互評価の際に受けた助言や参考意見は、本学の資質向上に結びつく適当なものであった。

今後は本学における自己点検・評価のシステム自体に、学外者の評価を取り入れていく必要があるだろう。

[改善方策]

自己点検・評価のプロセスに学外者の意見を反映させる仕組みの導入については、前項に述べたとおり検討を進めていくが、その際に学外評価者の選任手続についても、具体的な実施方策を定めることとする。

④大学に対する社会的評価

●大学・学部の社会的評価の検証状況（C群項目）

[現状説明]

本学では、大学・学部に対する社会的評価を検証する仕組みは現在のところ持っていない。しかしながら、予備校を始めとする受験産業による検証結果や、各種出版物に掲載される「大学ランキング」等のデータについては、参考資料として常任理事会や部局連絡会等で報告されている。

また、入試動向や就職状況も社会的評価を検証するための指針として挙げられる。

[点検・評価]

受験生向けに書かれた情報がそのまま大学・学部の社会的評価であるとは言えないものの、評価項目の中には参考となるものも存在する。こうしたデータを今後の大学運営や広報活動に活かしていくことも大切であるが、より幅広い視野のもとでの社会的評価を検証する必要があるだろう。

[改善方策]

上に述べたように、受験生向けのランキング及び入試動向、就職状況は、大学の社会的評価についての一つの指標になるには違いないが、今後は卒業生、保護者、就職先の企業、更に地域の意見を積極的に聴取し、幅広い視点から大学・学部の社会的評価を検証してくこととする。

⑤大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

●文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応

[現状説明]

本項目は、前回大学基準協会の相互評価を受けた 2000 年度以降の対応状況について述べることとする。

A. 文部科学省

2002 年度に文学部心理･応用コミュニケーション学科及び経済学部経済法学科の設置認可を受けた際に、文部科学省より「編入学生の受け入れについては、定員の遵守、学科の設置の趣旨に沿った既修得単位の認定及び履修上の配慮に努めること」との留意事項が付された。これを受けて、本学は留意事項に対する対応状況及び年次計画の履行状況を、完成年度である 2005 年度まで毎年度報告を行った。

B. 大学基準協会

2000 年度に受けた相互評価の結果、大学基準協会から勧告はなかったが、特に問題点の指摘に関わる 6 項目の助言を受けた。全学点検評価委員会（当時）は、各事項について関係部署に取り組み状況の報告をさせ、その内容を検討した上で更に改善が必要と判断された事項については検討を依頼した。取り組みの結果について、2004 年 7 月に「改善報告書」として大学基準協会に提出した。

[点検・評価]

A. 文部科学省

文学部心理・応用コミュニケーション学科及び経済学部経済法学科は、編入学定員を確保する取り組みを行ってきたが、2005 年度の報告の段階で編入学生の定員を遵守することができなかった。心理・応用コミュニケーション学科は併設する北星学園大学短期大学部からの入学者の確保に向けた取り組みを強化し、同短期大学部からの推薦等による入学者は確保できたが、編入学定員を遵守するには至らなかった。また、経済法学科は受験者が定員を上回ることもなく、同短期大学部からの推薦等による入学者 1 名の確保に留まり、編入学定員を遵守することができなかった。

B. 大学基準協会

全学点検評価委員会が中心となり、関係部署が連携して助言に沿った改善への取り組みを行った結果、本学が提出した「改善報告書」に対し、社会人入学者や編入学者の確保について一層の改善努力を除いて、本学の改善の取り組みが評価された。

一層の改善が必要とされた社会人入学者及び編入学者の確保に関しては、その後も各種取り組みを行っているが、現時点においても改善が図られておらず問題である。今後も引き続き改善に向けた取り組みを行っていく。

[改善方策]

A. 文部科学省

編入学定員の遵守については、特に経済学部経済法学科において依然厳しい状況が続いており、今後も引き続き、編入学定員確保に向けた取り組みを強化し、努力していくこととする。

なお、受け入れた編入学生については、2 年間で卒業要件を満たし得るよう単位認定を行うとともに、より一層の指導体制の強化を図る。

B. 大学基準協会

第三者評価機関による評価は、あくまで自己改善のための手段である。第三者評価自体が目的化することのないよう、改善報告の終了後も継続して課題検討に取り組む体制を充実していく。

第 15 章　情報公開・説明責任

【到達目標】

関係法規を遵守するとともに、組織・運営及び諸活動の状況、財務の状況について積極的に情報を公開し、社会に対する説明責任を果たす。

そのために、適正な情報公開・説明責任のための健全なシステムの維持に努め、同時に自己点検・評価及び外部評価結果の学内外への発信状況の適切性を維持、向上させることを目指す。

その一方で、個人情報の取り扱いに関しては慎重に行ない、安全かつ適正な管理・運用に努める。

①財政公開

●財政公開の状況とその内容・方法の適切性

[現状説明]

法人の財務状況等については、理事･評議員及び教職員を対象とした広報誌「北星学園広報（1980 年 11 月に第 1 号発行後、8 月を除く毎月発行)」により、運営方針・運営総括のほか、教職員配置状況、学生・生徒在籍数、学生･生徒募集状況等の統計資料及び予算編成方針並びに決算関係書類（資金収支計算書、消費収支計算書、年度別貸借対照表、消費収支･貸借対照表分析、補助金明細表）を公開してきた。また、私立学校法の改正を受け 2005 年 6 月からは、決算資料等（財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、事業報告書、監事による監査報告書）の利害関係者への閲覧体制を整えるとともに、2007 年 6 月からはホームページ上での公開を開始した。

大学については、学生を対象とした「○○年度決算書および○○年度予算書の呈示に当たって」という大学経理公開資料を希望者に配付している。また、教職員に対しては、「○○年度大学関係会計決算」として、学内専用ホームページ上で公開している。

[点検・評価]

現在の公開状況で、必要最低限の責任は果たされている。しかし、40 年以上継続している学生対象の大学経理公開資料は、その冒頭に「大学における研究・教育の具体的展開は、これを支える大学財政と極めて密接な関係にある。大学は、本学の教学展開のための財政上の現況について、大学にかかわるひとりびとりがこれを知る必要性を認め、ここに決算書および予算書を呈示する。」と記しているが、その発行部数は年々年々減少傾向にある。今後は、時代ニーズに即した公開方法やその内容について、検討していかねばならない。

[改善方策]

財務公開の資料は、その性格上、わかりづらいものとなる傾向があるため、グラフや色を利用する等、目で見てわかる資料作りを進める。また、計算書や会計科目等を、簡潔に説明することも検討する。

また、学生への公開資料については、学生向け広報誌に掲載する方法に改める等、より多くの学

生の目に触れる方策を検討する。
なお、財務状況の説明と要望を聞く機会として、全学生・教職員を対象とした「全学集会」再開の可能性も探っていきたい。

②情報公開請求への対応

●情報公開請求への対応状況とその適切性

[現状説明]

財務状況の公開に関しては前項目において、また自己点検・評価及び外部評価結果については次項において述べているので、本項目ではそれ以外の情報公開請求への対応状況について記述する。
本学は、情報公開請求への対応として、入学試験において受験者並びに出身高等学校または中等教育学校への合否及び得点結果の通知を行っている。一般入学試験における個人の得点結果は、高等学校または中等教育学校における進学指導上の参考資料として必要とされており、本学では受験者の個人情報保護を前提に、受験者の意思を本位とした実施方法により、受験者並びに出身高等学校または中等教育学校の要望に応えることを趣旨として、こうした対応を行っている。具体的な実施方法は次に述べるとおりである。
〔受験者への得点結果の通知〕
入学志願票に「本人への得点結果通知」欄を設け、希望の有無を記入するようになっている。通知の時期は3月半ばとしている。
〔出身高等学校または中等教育学校への合否及び得点結果の提供〕
出身高等学校または中等教育学校から請求があった場合、承諾のある受験者については、学校別に「受験者名簿」、「合否及び得点結果」を提供している。
「受験者名簿」には、受験番号と氏名、現役・浪人の別が表示され、「合否及び得点結果」には、受験番号と氏名の他、合否、一般入試の科目別得点、現役・浪人の別が表示される。受験者は、これらの情報が出身高等学校または中等教育学校に提供されることを承諾するか否かについて、本人への得点結果通知の場合と同様に、入学志願票の該当欄に記入することとなっている。
「受験者名簿」の提供時期は合格発表日以降、「合否及び得点結果」の提供時期は 4 月中旬以降としている。なお、「合否及び得点結果」については、3月末日までに文書による連絡をすることで、受験者は情報提供に関する承諾を変更することができる。
大学入試センター試験利用入試においても、出身高校への合否情報の通知を一般入試と同様の趣旨に沿って、受験者の意思を本位として提供している。ただし、大学入試センター試験の個人成績の受験者及び出身高等学校または中等教育学校への提供は行わない。
以上のことは全て本学入試要項に明記されている。

[点検・評価]

入学試験結果の開示請求においては、予め入学志願票において受験者の意思を確認している。特に「合否及び得点結果」については、期日までに申し出ることで承諾を変更できるような措置をとっており、情報公開は適切に行われていると評価できる。

また、個人情報の開示に関して、本学は「北星学園大学学生の個人情報の保護に関する規程」の中で、次のように定めている。

第 11 条　学生は、管理責任者に対し、本学が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

Ⅱ　管理責任者は、学生から個人情報の開示（当該学生が識別される個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ）の請求があったときは、これを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、学生の選考、評価、判定、診療その他に関するものであって、本人に知らせないことが正当であると明らかに認められるときは、その全部又は一部を開示しないことができる。

Ⅲ　管理責任者は、個人情報の全部又は一部を開示しないときは、本人に対し、その理由を書面により通知しなければならない。

Ⅳ　開示請求を行う学生は、管理責任者に対し、本人であることを明らかにしたうえで、次の各号に掲げる次項を記載した書面を提出しなければならない。

1　所属及び氏名
2　個人情報の名称及び記録項目
3　請求の理由
4　その他管理責任者が必要と認めた事項

この通り規程において、個人情報の開示請求とその対応について明確に定められ、個人情報保護管理体制の整備が適切に行われていると評価できる。

[改善方策]

入学試験における個人情報の開示請求への対応及び個人情報保護管理体制については、[点検・評価]で述べたとおり適切に実施されており、現在のところ大きな問題は生じていない。

ただ、常に細心の注意を必要とする事項であるだけに、今後も現状を維持するだけにとどまらず、点検・評価を不断に行っていくこととする。

③自己点検・評価

●自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

[現状説明]

本学の自己点検・評価結果はデータ編とともに『北星学園大学　自己点検評価報告書　自己点検評価資料』として冊子にまとめられ、全教員及び全課に配布されている。また、学外には道内の大学、短期大学 48 校、キリスト教学校教育同盟加盟大学 51 校の他、全国の大学、短期大学 97 校に送付している。更に個別の要望があった場合には、その都度提供している。

ホームページ上での自己点検・評価報告書の公表は現在のところ行っていない。

[点検・評価]

自己点検・評価報告書をホームページで公開する大学が増えている中で、本学が未だ実施に至っていないのは、問題であろう。

本学は、財務状況についてもホームページ上での公開が、他大学に比べてかなり遅れて 2007 年 6 月にようやく実施に至ったばかりであり、自己点検・評価報告書の公開についても、冊子体の報告書を提供していない他大学をはじめとして、広く自己点検・評価結果を公表していくことはもちろん、ペーパーレス化による印刷経費の削減、業務の効率化、また環境への配慮を視野に入れた取り組みを推進していくためにも、早急に取り組む必要がある。

[改善方策]

自己点検評価委員会が中心となり、広報委員会等関係部署と連携しつつ、ホームページ上での自己点検・評価報告書公開に向けて検討を進めていくこととする。

●外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

[現状説明]

本学は、2000 年度に大学基準協会の相互評価を申請し、その結果 2001 年 3 月 6 日付けで「大学基準に適合し、かつ、改善の努力が見られる」と認定された。これを受けて、本学は大学基準協会からの評価結果とともに、『北星学園大学　点検・評価報告書－2000 年度大学基準協会相互評価報告書－』を作成した。報告書は全教員及び全課に配布され、学外については約 200 校に送付された。

また、評価結果については広報委員会に検討を依頼し、本学ホームページでも公表した。

[点検・評価]

点検・評価報告書の公表は、ホームページ上では行わなかったものの、大学基準協会からの評価結果については、問題点の指摘に関わる事項も含めて、全文を公表した。また、ただ評価結果のみを掲載するのではなく、第三者機関による相互評価認定とはどのようなものか、なぜ第三者機関による評価が必要なのかを説明し、ホームページ閲覧者からのメールによる意見受付けを行った。

こうした取り組みは、単に本学が大学基準に適合していることを外部に PR するのみならず、今後もより良い大学として発展していこうとする姿勢を示したものであると言える。

[改善方策]

毎年度行う自己点検・評価とともに、報告書の内容を公表すべく検討を行っていく。その際も前回と同様、一方通行的な情報発信ではなく、学外者の意見を取り入れるような双方的なものとなるよう検討を進めていく。

終　章

北星学園がサラ・C・スミスによって 1887 年に創立されてから、120 年が経過した。この間学園はキリスト教の精神に基づく教育によって、人間性豊かな人材の育成を目指してきた。このことは 1962 年に開学した北星学園大学についても同様である。本学は「キリスト教による人格教育」を建学の精神として掲げ、その目的を学校教育法第 52 条の定めに準拠した形で「キリスト教による人格教育を基礎とし、広く教養を培うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、応用的能力を発揮させることを目的としている」と学則第 1 条に定めている。この教育理念に則り、本学は高等教育機関としての充実に努めると同時に、これまで様々な改善・改革にも取り組んできた。

今回大学基準協会の認証評価に向けて『自己点検・評価報告書』を作成するにあたっては、序章にも示したとおり、自己点検評価委員をはじめ多くの教職員が関わって執筆作業を行った。この取組みを通じ、改めて教育研究活動における改善・改革への意思統一を確認できたことは大きな実りであった。この報告書が、本学の更なる発展に繋がることを強く期待するものである。

以下に各章の要点をまとめ、本報告書で行った自己点検・評価を総括しておく。

理念・目的・教育目標

本学が「キリスト教による人格教育」を建学の精神として掲げていることは既に述べたとおりである。本章で述べた各学部、研究科の理念・目的・教育目標が、この建学の精神を礎としていることは言うまでも無いが、社会の変化や学生のニーズに応じて常に現代的な意義付けを行っていく必要がある。このような理念・目的・教育目標は、各種案内等の紙媒体及びホームページ等の電子媒体を通じて、常時広く社会に対し示している。

教育研究組織

2002 年度よりスタートした現行の教育研究体制は、有効に機能していることが確認できた。現時点で学部または学科等の大幅な改組の予定は無いが、各組織については常に見直しを行い、今後も社会的ニーズにあった学部・学科あるいは大学院研究科のあり方を模索していく。

教育の内容・方法等

本学は教育について、「個々の教職員はもとより、組織的にも大学全体が高度な教育力を持った教育機関となることを目指す」との政策理念を掲げ、諸課題に取り組んできた。特に教育の内容・方法に関しては、カリキュラム、評価、支援、組織に関する総合的・有機的な編成を目指し、具体的には学部・学科の特性に対応した教育、授業科目の精選、カリキュラムの見直し、国内・外の大学との交流の充実を課題として取り組みを進めている。個々の取り組み内容及びそれに対する点検・評価については、本章中に述べているとおりであるが、2007 年度のカリキュラム改編に伴って、これらの課題にはある程度着手できていると言える。次年度以降はその効果の検証が行われるであろう。

本学は国際性の育成を教育理念の一つとしており、開学以来国際交流には力をいれて取り組んできた。近年は欧米のみならず東アジアとの交流にも力を注いでいる。国内における交流では、2007 年度から国内留学制度を実施しているが、初年度は参加者が少なく、今後に期待される。

その他に今回の点検・評価では、学生による授業評価アンケートの効果について改めて確認できたことをここに述べておきたい。実施は隔年度であるが、実施率は 99%と非常に高い。2005 年度実施のアンケートでは、分析の結果、授業中の私語の問題が浮き彫りとなり、このことが私語対策指針の策定に繋がって授業環境の改善に役立った。これは大いに評価すべきであり、今後は授業改善だけでなく、FD での活用も視野に入れる。

また、点検・評価の中で e ラーニング導入の必要性が各学部から指摘されている。特に資格関係の科目においては、e ラーニングによる自学自習支援システムの導入が急務である。本学では先般、千歳科学技術大学と「e ラーニングを活用した新たな教育方法に関する共同研究」に係る協定を締結し、取り組みに着手した。今後は運用開始に向けて、全学的に実施体制を整備しなければならない。

大学院については、社会的ニーズにあった大学院教育及び制度の確立を目指し、学部教育と大学院教育の連携、社会的ニーズの観点から教育内容を再検討することを課題として掲げている。しかしながら、これらの課題には未だ着手できておらず、後に述べるとおり、志願状況の厳しい中で大学院の充実に取り組むためには、さらなる全学的な連携・協力が不可欠である。

学生の受け入れ

大学全入時代を迎え、大学を取り巻く状況が厳しさを増す中で、本学においても学生募集のあり方について何らかの対策を講じなければならない時期に来ている。学部においては、現在のところ定員を確保できているものの、大学院の入学者数は年々厳しい状況が続いており、抜本的な改革の必要性を改めて確認した。学費減免、奨学制度等の見直しを継続して行うとともに、今後は選抜方法についても見直しを行う必要がある。

教員組織

本学の教員組織は、大学設置基準の定める専任教員数以上の教員を配置し、学生 1 人当たりの教員数及び教員の年齢構成は適切であると考えている。しかしながら、各学科における教授・准教授・講師数のバランス、女性教員の割合に関してはまだ改善の余地が残っている。

さらに､今回の点検･評価では社会福祉学研究科における教員の負担の深刻さが浮き彫りとなった。担当すべき授業時間について大きな格差が生じており、特に臨床心理学専攻で実習指導教員の負担が過重となっている。教員の補充をはじめ、相当な見直しを早急に行わなければならない。

研究活動と研究環境

点検・評価結果を見ると、本学の研究環境、とりわけ研究費については大変充実している。だがその一方で、財源の確保が課題として挙げられているのも事実である。文部科学省科学研究費以外の助成金獲得に、組織として積極的に取り組んでこなかったことが点検・評価で明らかになったため、各部署の連携の下、基本方針の確立を急ぐべきである。

研究活動については、大学紀要が毎年刊行されており、安定的な業績発表の場を確保しているものの、教員間での研究業績の格差が大きく、研究成果が著書・論文に結実するよう支援策を検討していく。

施設・設備、図書館及び図書・電子媒体

本学の施設・設備の特徴は、約 11 万㎡の敷地に 3 学部 3 研究科及び併設短期大学部共用の校舎・

施設を有する単一キャンパスだという点である。交通の便もよく、自然豊かなキャンパスは、社会に開かれた大学として恵まれた教育環境を作り出している。

開学当初より障害者を受け入れ、修学支援を行ってきた経験から、本学の校舎におけるバリアフリー化は一定程度実現できていると評価できる。とは言え、築 10 年以上を経た建物も多く、計画的な改修・修繕が必要となってきている。今回の点検・評価では、校舎等の老朽化に対応する計画を持っていないという問題点が明らかになったため、修繕・改修や災害対策に関する年次計画の策定及び予算化を急がねばならない。

図書館では、2000 年度に受けた大学基準協会の相互評価での指摘事項のうち「図書館は、大学院を念頭に起き、新しいコンセプトによる機能充実、蔵書数の拡充が望まれる」との指摘を重視し、整備を進めてきた。しかしながら、大学院生の数が少なく資料予算も僅少であるために、特に外国書、外国雑誌等の高額な資料を充分に備えることができていない。大学院レベルの予算拡充を図るためには、大学院と図書館の連携が不可欠であろう。

また、貴重図書コレクションの電子データ公開、機関リポジトリの構築等大学として学術情報の発信にも努めなければならない。

社会貢献

本学は札幌市内の大学に先駆けて開設した公開講座をはじめ、夏季セミナー、オープンユニバーシティの実施によって、知的資源の社会還元を積極的に推進してきた。これらの講座では広く一般社会人が受講しやすいように開講時間の工夫等を行っており、2007 年度より始まった寄付講座は、その一部を学外にも公開した。今後も市民の学習のニーズ、時勢に合う講座を開設していきたい。

学生生活

「景気回復」と言われる中にあっても、やはり厳しい経済状況が続く北海道において、授業料の納入は保護者にとって相当な負担となっているであろう。学生への経済的支援として、本学では各種奨学制度を設けている。その内容が充実したものであることは、点検・評価の結果確認できた。それでもなお経済的理由により修学困難である学生に対しては、現在新たな制度を検討中であり、これが運用されれば、本学の経済的支援体制はより充実されることとなるだろう。

学生相談に関しては、学生相談センターが中心となって各種相談に対応できる体制をとっている。ハラスメントに対しては、学生からの申立てに迅速に対応できる体制は整っているものの、申立て対象者の再発防止に向けての効果的な方策は確立していないことがわかった。再発防止プログラムや実効性のある懲戒処分基準の適用を検討しなければならない。

本学における就職支援は「デジタル社会でのアナログ対応」と本章中でも謳っているとおり、就職支援課での直接の対話を通じた個別指導を行っていることが大きな特徴である。2005 年度からのキャリアアドバイザーの配置は、全般的な支援体制強化に加え、職員のスキルアップにも貢献しており、有効に機能していることが確認できた。

管理運営

管理運営面について、教授会・評議会の役割、学長・学部長の権限、選任手続、意思決定について点検・評価を行った。本学では、専任教員は全員学部に所属しており、学部教授会を中心とした組織運営がなされている。大学院、各センターにも各々に意思決定組織が置かれている。

本学における最高意思決定機関である大学評議会の権限とその行使、本学の意思決定プロセス、また学長・学部長の権限と選任手続に関する事柄については、すべて規程を設けており、それに則って適切に運用されていることを点検・評価の結果再確認できた。

今後新たな課題への対応や迅速な意思決定のために、各種組織の規模やあり方が大学の現状に適合しているか常に点検を行い、必要に応じて整理・統合、権限委譲等によって体制を整えていくことが重要である。

財務

本学は2000年度に「北星学園将来構想－21世紀・北星学園のめざす姿」を掲げ、全学園的視野に立った財政運営を図ってきた。ローリング方式による、段階的な授業料値上げを盛り込んだ中・長期財政計画の策定は、安定的な財政基盤の確立に重要な役割を果たしているが、本学の財政構造において学生生徒納付金比率が高い割合を占めており、弾力性に乏しい。そのため、今後も安定的な財政基盤を維持するためには、経費削減、学費改定以外に積極的な外部資金の導入を図っていくことが不可欠である。しかしながら、第6章部分でも既に述べているとおり、これまで科研費以外の外部資金の獲得については、組織として積極的に取り組んでこなかった。大学として外部資金に関する基本的な方針の確立が急務である。

本学の予算執行が事業計画に基づき適切に行われているかを点検し、助言を行う組織として、運営・財務点検委員会を設置しているが、大学としての内部監査システムは構築されておらず、監査室の設置等の検討も今後の課題である。

事務組織

本学の事務組織は、大学事務を統括する事務局長の下に、事務局次長、企画広報課、総務課、財務課、学生支援課、就職支援課、エクステンション課、教育・研究支援課、司書課、入試課を置いている。教学系に重点を置いた人員配置により、教学組織と事務組織の良好な連携協力関係を築いており、2007年度入学生より適用されている新カリキュラムの立ち上げには、事務組織の補佐機能が充分に発揮されたと評価できる。また、大学評議会の構成員に事務職員枠が定められており、大学の意思決定システムにおける事務職員への期待が高いことを物語っている。

2005年度に行われた事務組織の改編は、事務体制のスリム化と業務推進の明確化をねらったものであったが、現在のところ業務の効率化において期待どおりの効果が出ていない。しかし、どのような体制を作ったところで、事務職員自身の自覚と意欲の向上が得られなければ、事務組織の高度化は実現できまい。本学では就業規則に基づき、各種の研修機会を確保しているが、職員の意識改革やモチベーションを高めるためには、従来の研修に加えて自己啓発を促す研修機会の開拓や参加保証の方法を検討し、制度として確立することが急務である。

自己点検・評価

本学は、自己点検・評価を恒常的に行うために、自己点検評価委員会を設置し、毎年度実施する点検・評価の結果を報告書として発行している。報告書は全教員・全課に配付され、自己点検・評価への理解と協力を得るのに役立っている。また、各組織から提出された点検・評価に対する、自己点検評価委員会からのフィードバックは、他校に見られない本学の自己点検・評価システムの特長であり、改善方策の検討を行う上での一助となっていることが改めて確認できた。

しかしながら、以前より課題として挙がっていた、点検・評価基準の策定、学外者からの意見聴取、中間報告の提出については未だ実施できていないため、早急に着手したい。

外部評価に関して、本学は 2000 年度に大学基準協会の相互評価を受けている。そこでの評価結果に基づく助言に対しては真摯に受け止め、全学をあげて改善・改革に努めてきた。

情報公開・説明責任

財務状況の公開は、学園の教職員向け広報誌の他、利害関係者に対して決算資料等の閲覧体制を整えている。自己点検・評価報告書については、全教員、全課に配付している他、他大学にも送付している。ホームページ上における情報公開は、財務状況は 2007 年 6 月より実施しているものの、自己点検評価報告書については公開していない。2000 年度の相互評価についても、結果自体は全文をホームページに掲載しているものの、報告書の内容はやはり公開にまで至っていなかった。本報告書についても毎年度行う自己点検評価報告書とともに、ホームページ上で広く公開する必要がある。

冒頭にも述べたとおり、北星学園大学は「キリスト教による人格教育」を建学の精神とし、開かれた大学として地域や社会の期待に応えてきた。この度の点検・評価は、本学が今後もより良い大学を目指して改革・改善を行う上での重要な示唆を与えてくれるものであった。ここで明らかとなった問題点、課題はもちろんすべてが短期間で改善できるものではない。しかし、たとえ時間がかかろうともこれらの課題にしっかりと向き合い、全学をあげて取り組んでいきたい。そうすることで、学園の 120 年の歴史とともに、本学が優れた特色ある大学として、北海道内で広く認知され、ますます地域社会に貢献していけると確信している。